# 決算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

| 日　　程 | 審　　議　　順　　番 |
|---|---|
| ９月９日（月）<br>１０：００～<br>議　会　室 | 平成３０年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑）<br>・監査委員<br>・議会事務局<br>・総務課<br>・企画財政課<br>・会計室 |
| ９月１１日（水）<br>１０：００～<br>議　会　室 | 平成３０年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑）<br>・町民生活課<br>・税務課<br>・住民課 |
| ９月１３日（金）<br>１０：００～<br>議　会　室 | 平成３０年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑）<br>・福祉課<br>・子育て支援課<br>・健康介護課<br>・産業観光課 |
| ９月１７日（火）<br>１０：００～<br>議　会　室 | 平成３０年度宮代町一般会計決算の認定について（質疑・討論・採決）<br>・まちづくり建設課<br>・教育委員会 |
| ９月１９日（木）<br>１０：００～<br>議　会　室 | １．平成３０年度宮代町国民健康保険特別会計決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・住民課<br>２．平成３０年度宮代町後期高齢者医療特別会計決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・住民課<br>３．平成３０年度宮代町介護保険特別会計決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・健康介護課 |

| 日　　程 | 審　　議　　順　　番 |
| --- | --- |
| | ４．平成３０年度宮代町公共下水道事業特別会計決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・まちづくり建設課<br>５．平成３０年度宮代町農業集落排水事業特別会計決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・まちづくり建設課<br>６．平成３０年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について<br>（質疑・討論・採決）<br>・まちづくり建設課 |

# 決　算　特　別　委　員　会

## 第　１　日

**出席委員（１１名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 唐沢捷一君 | | 九山妙子君 | |
| 野原洋子君 | | 丸藤栄一君 | |
| 山下秋夫君 | | 関弘秀君 | |
| 角野由紀子君 | | 田島正徳君 | |
| 伊草弘之君 | | 合川泰治君 | |
| 金子正志君 | | | |
| （議長 中野松夫君） | | | |

**欠席委員（１名）**

小河原正君

**地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 新井康之君 | 代表監査委員 | 新祖章君 |
| 会計管理者兼会計室長 | 瀧口郁生君 | 総務課長 | 大橋洋巳君 |
| 総務課副課長兼人権推進室長 | 鈴木淳史君 | 総務課副課長 | 稲宮辰男君 |
| 総務課人権推進室主幹 | 柴﨑記代子君 | 庶務職員担当主査 | 田邊和美君 |
| 庶務職員担当主査 | 川﨑章人君 | 文書法規担当主査 | 松井美絵君 |
| 人権・男女共同参画担当主査 | 齋藤幸成君 | 広報担当主査 | 平向優子君 |
| 企画財政課長 | 栗原聡君 | 企画財政課副課長 | 伊東高幹君 |
| 企画財政課主幹 | 押田昭浩君 | 企画財政課主幹 | 榎本恭一君 |
| 対話のまちづくり推進担当主査 | 小川雅也君 | 財政担当主査 | 青柳誠君 |
| 情報担当主査 | 富永貴雄君 | 管財担当主査 | 島村剛君 |
| 会計担当主査 | 加藤智浩君 | | |

**本委員会に出席した事務局職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 佐藤賢治 | 主査 | 小林賢吉 |
| 主任 | 岡村恵美子 | | |

開会　午前１０時０１分

**◎開会の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　改めまして、おはようございます。

決算特別委員会委員長の九山妙子でございます。

本日、９月９日から19日までのうち、５日間にわたりまして委員会が開催されるわけでございますが、円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

決算審議の方法につきましては、先日お手元に配付しました決算特別委員会日程及び審議方法についてのとおり、一般会計決算、各特別会計の決算、水道事業会計の順に審議を進めていきたいと思います。また、審議につきましては、最初に監査委員に対しての質疑、その後一般会計については、課ごとに議会事務局、総務課、企画財政課、会計室、町民生活課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育委員会の順に審議をお願いいたしたいと思います。議事進行の都合により変更もあると思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員会開催期間中、町長及び会計管理者が出席いたしますが、町長におかれましては、公務のため席を離れることもありますので、よろしくお願いいたします。

それから、委員会の運営上のお願いがございます。質問者、答弁者とも発言されるときは、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから、質問者、答弁者の氏名を述べていただき、発言をしていただくようお願いいたします。

最後に、委員皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重審議かつ効率的な運営が図れますよう特段のご配慮をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎開議の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　ただいまの出席委員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎諸般の報告**

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員におかれましては、本日、委員会欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎議長挨拶**

**○委員長（九山妙子君）**　これより議事に入ります。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

**○議長（中野松夫君）**　おはようございます。

決算特別委員会の決算審査となりますけれども、皆様、既にご承知のとおりですが、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を評価することにあるとされております。

さらに、審査の結果は次の予算編成や行政執行に生かされるよう努めることともされております。決算特別委員会の皆様には、慎重な審査とともに、効率的かつ効果的な審査をお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎議案第５０号の審査（監査委員・議会事務局・総務課・企画財政課・会計室）**

**○委員長（九山妙子君）**　では、本日は新祖代表監査委員に出席いただいておりますので、一般会計と特別会計について代表監査委員に質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　おはようございます。

監査委員さんに１点だけ、質問というか、むしろ確認と言ったほうがいいかと思うんですけれども、宮代町、ほかの自治体もそうなんですけれども、予算編成のサイクルでは、予算編成が本格的に始まる前に開かれるのが９月議会、あるいは決算議会であります。

議会における決算の審議において、基本的な手順として注目しなければいけないのは、１つは計数の確認、２つは適法性、違法性の吟味、３つ目が予算執行の適否、４つ目が予算の適否に従った事業かどうだったか、５点目が効果的、効率的、経済的に執行されているかという、こういった観点から審議するわけなんですけれども、今、議長が、冒頭お話があったように、私ども議会からすれば、決算審議では前年度予算の使われ方を質疑、審議を通じて、来年度予算へどう住民要求をかなえていくか、前進させることができるか、議員の場合はそういう観点から審議に臨むわけなんですけれども、新祖監査委員さんは、監査委員の立場から、どういうふうな観点から決算を見てこられたのか、その点だけお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　代表監査委員。

**○代表監査委員（新祖　章君）**　おはようございます。

代表監査委員の新祖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

じゃ、座って発言させていただきます。

今の丸藤委員さんのご質問でございますけれども、昨年度もお話ししたことがあるかと思うんですが、決算審査、今、おっしゃられたように計数の正確性とか、あるいは予算の合法性、そういったものについて審査をしていくわけでございますけれども、計数の正確性でいえば歳入歳出決算書を初めとして、各提出書類が、いわゆる法にのっとって、失礼しました、記載された数字が一致しているかどうか、それからまた、予算の合法性についていえば、適法な形で書類が提出をされているかどうか、また、中身については違法または不当な収支がないかどうか、それから、あとはお話にありましたように予算の執行の中で、事務の効率化とか、経費の節減に努力をしているかどうか、あと、歳入につきましては、予算現額や調定額に比べまして収入済額に著しい差異がないかどうか、それから収入未済額、不納欠損や滞納処分の処理は適切か、歳出では予算額に比して多額の不用額を生じているものはないか、また、不用の生じた理由は何か、当面必要としない物件を購入していないかというような視点で審査を行ってまいりました。

私のほうは、監査委員の立場としましては、予算はやはり自治体の方針、計画でございますので、それはもう議会のほうで決めていただいたものが前提といたしまして、それが適切に執行されているかどうかというところに、やはり主眼を置いて監査をするということで、ご案内のように地方自

治法の第２条で、住民の福祉の増進に努めるということ、あるいは最少の経費で最大の効果を挙げていると、その辺を基本的な視点としまして監査については行ってきております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

ありがとうございました。そういう観点から見ているということで、監査委員さんの視点というか、それはよくわかりました。

私どもは新年度予算、つまり来年度予算に向けて、特に住民要求との関係で、やはりどうだったのかということをよく見ていかなければいけないと思っていますし、監査委員さんは監査委員さんで、それが適切に執行されているかどうか、計数だけではないですけれども、ややもすると政策的なものよりも計数的なものの見方のほうが重点的だと思います。また、今の答弁からもそういうふうに感じました。

それから、もう一点なんですが、今、これから一般会計決算をするわけなんですけれども、監査委員さんは今日だけですので、特別会計のほうも含めてお聞きするんですが、今回、従来と変わった点なんかはあるんでしょうか。特に変わった点だとか、そういった点があればお願いしたいと思うんですけれども。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　代表監査委員。

**○代表監査委員（新祖　章君）**　監査委員の新祖でございます。

私、昨年、監査委員をお引き受けいたしまして、２年目ということで、今回２回目の決算審査をやらせていただいたんですけれども、そういう意味では、それ以前の決算については不勉強なものですから余り存じ上げないんですが、昨年との比較でいえば、29年度の決算との比較で言いますと、平成30年度決算というのは数字にもあらわれておりますように、歳出決算額については減額となって、一応、約10億2,000万ぐらいの減額になっております。その前の28年度から29年度、29年度決算で28年度比でいえば逆に増額になっていると。大体ほぼ同じぐらいの増になって、また29から30には減になるという形で、これは、もうご案内のように防災行政無線のデジタル化整備工事とか、それから小・中学校へのエアコン設置工事、監査委員の立場からしても非常に時宜を得た事業だったと思いますけれども、それについて、やはりどうしてもお金がかかるということで、29年度についてはかなり伸びを示して、さらに今30年度ではそれがなくなったために落ちついたといいますか、そういうような、ちょっと印象を持っております。

それから、国民健康保険の特別会計については、財政運営の都道府県化という大きな制度改正が行われたということで、減額になった主な要因ということがいえるかなというふうに思います。ただ、いずれにしても、介護、医療、福祉といったような社会保障関連費というのは引き続き増加傾向にありますし、中でも子育て支援に関する経費というのは高い伸びを示しておりますので、この辺がやはりこの30年度決算をやってみての特徴でございます。

やはり、限られた予算の中ということになりますので、どこに優先順位をつけるかというのはなかなか難しいところがあるかと思うんですけれども、やはり社会保障関係というのはどうしても、もちろん外せないものでございますので、ただ、それが新たな事業に対する予算化というのを、やはりちょっと妨げるといいますか、阻むみたいな形になってしまうのもまずいので、その辺はうまく、執行部と、あるいは議会のほうとで検討され

て、調整していただくのがよろしいのかなというふうに思います。

あとは、これは常日ごろ感じているんですけれども、この決算審査でも、やはり限られた予算の中で、職員の皆さんが日ごろいろいろ創意工夫をされて、いろんな事業に取り組んでいられるなというのを強く今回も感じたところでございます。

以上です。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　質疑はないようですので、以上で代表監査委員への質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１６分

再開　午前１０時１８分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

本委員会に付託されました議案第50号　平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

初めに、議会事務局から始めたいと思います。本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　おはようございます。議会事務局長の佐藤賢治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

**○議会事務局主査（小林賢吉君）**　おはようございます。議会事務局主査の小林です。よろしくお願いいたします。

**○議会事務局主任（岡村恵美子君）**　議会事務局主任の岡村恵美子です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに審議に入ります。

質疑はありますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　それでは、議会費について２点ほどお尋ねします。

一応、改めて確認をさせていただきたいんですが、45、46ページの議員研修事業なんですけれども、昨年は２泊３日の議員研修になりました。一部では唐突みたいな感じもしたんですけれども、これまでは合同、広報にしても議運にしても、それから福祉産業、それから総務文教にしても、１泊２日、それぞれだったんですけれども、昨年だけ２泊の議員研修になったということで、その辺の経緯についてだけ、もう一度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう一点は、会議録調製事業なんですけれども、会議録検索システム委託料、これは昨年度とも変わっておりません。私どもはいつも議会広報の関係から粗原稿を早く出してほしいということで、いつも無理なお願いをしているんですけれども、この会議録の委託先なんですけれども、もう何年ぐらいになるんでしょうか、ここに委託して。その点だけお尋ねしたいと思います。

２点。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

昨年度の研修についてでございますが、これまで１泊２日でしばらく続けてきたわけでございますが、１泊２日ですと、やはり見る場所について限られてしまうというようなところがございまし

て、４年に一度ぐらい２泊の予算をとりまして、本当に行ってみたいところがあったとしても今まで我慢していたところなんかがあるかと思うんですが、そういった件もありまして、遠くまで行ける予算を確保いたしまして、皆さんにお計らいして、充実した研修をできるようにということで、また、３年目、４年目という形になりますと、なかなか時期的な問題もございますので、なるべく早めに議員さんにも出ていただくという形をとりまして、ごめんなさい、３年目だったですね、昨年は３年目なんですが、３年目であれば、また次の年いろいろな報告とかもできるかと思いますので、そういった形で昨年度は予算２泊分をとらせていただいたところでございます。

それから、会議録検索システムの委託、何年かというの、今、調べておりますので、ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２３分

再開　午前１０時２６分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

会議録検索システムの関係でございますが、平成14年からは少なくとも議事録、検索システム載っておりますので、そのあたりからは会議録研究所のほうに委託しているかというふうに考えられます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

議員の研修事業なんですけれども、視察については、それはわかります。しかし、予算というのはもう、もともと限りある中で、どのようにして研修を高めていくかだと思うんですね。そういう意味では、４年に１回というふうに言われましたけれども、これは４年に１回は２泊をする議員研修にしようと、これは普通は、議員から出たものなんでしょうか。少なくとも私どもは４年に１回はこういう形でというふうに言った覚えはないんですけれども。それは議員のほうからなのか、議長からなのか、それとも議会事務方からなのか、それとも執行部のほうから、事務方というのは執行部にも入りますけれども。その辺で、どこから出たのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、会議録の関係なんですけれども、なかなか平成14年からというと、もうかなり、少なくても16年以上かかわっていて、広報の、やはり議会だよりについても、時たま、やはり業者をかえたりしなければいけないこともあろうかと思うんですけれども、そういった点では、今なぜこういう質問したかというと、議会だよりなんかは、視察なんかに行くと会議録をつくっている会社などが議員と一緒になって、要するに議会と一緒になって、よいものをつくるという点では一面あるかと思うんですけれども、そういった形態でやっている議会も埼玉でもあるんです。どことは言いませんが。そういった意味では、会議録を宮代が頼んでいるところの業者、これはそういうことをやっているのか、やっていないのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

まず、研修の関係でございますが、話はどこから出たかということでございますが、執行部からでございます。

それから、２番目の会議録をつくっているところが広報をやっているかどうかということでございますが、私の知る限りではやっていないというように考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

今回の視察については執行部ということですので、それなりの考えでこのようになったと思うんですけれども、ややもすると、予算がない、予算がないと言う、これはよく出る話です。私どもの自治会の方々も、町に要求すると予算が予算がと言われてしまう、そうすると何も言えないというようなことにもなるんですけれども、予算がないというふうな、理由に言う割には、じゃ、議員さんは、それは悪いことではないですよ、議員研修ですから。決して。そういうことは言いませんが、やはり限りある予算の中で、どういうふうにしていこうかというのが普通考えることなんですけれども、予算がない割には議員さんは、研修なんだけれども、そういうふうな予算をつけていくんだみたいなね、また誤解をされては困るので、そういった点では、それは議員さんから出た要求なんですかということであれば、これはまた、うがった見方されるかもしれませんが、今回の場合は執行部からということなので、ただし、そういった声もあるということで、私はこれについてはもう少し慎重にすべきだと。議員ともっと相談してやっていただければなというふうに思います。これは要望で。

それから、会議録の事業なんですけれども、やっていないということなんですけれども、ここの業者は県内では相当なシェアを持っているんでしょうか。そういった点ではどうなのか。それから、私は、こういう、今、だんだん議会広報のあり方も変わってきました。宮代の場合は議員が独自でつくってきましたし、そういった点では、そういうふうな経過もあってやってきたんですけれども、先ほど言ったように、埼玉県内でもそういった会議録調製している業者とも協力してつくっているという議会もありますので、そういった点ではこれから、これからのことですけれども、そういうことも視野に入れて、なるべく、それは長いところと、委託しているところはいろいろな面でいい点もあると思うんですけれども、またそういった点で考えなければいけない部分も出てくるかと思いますけれども、今後、今、宮代が委託している業者についてはそういった方向も考えているのかどうか、その辺は聞いたことありますか。なければないで結構なんですけれども。そういった、なければ、そういった方向にもなっているので、そういうことも考えられないかどうかということを要望してもいいと思うんですけれども。その点でお答えいただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

業者のシェアでございますが、具体的な数字については把握しておりませんが、全国的に事業展開をしておりますので、かなりのシェアがあるというふうには予測されます。

それから、もう一つでございますが、広報の関係で、会議録をつくっているところとのタイアップとかということでございますが、こちらにつきましては、広報委員さんのそういった要望とかがございましたら、いろいろ話し合いの中でこれか

ら調整をさせていただきたいなと思いますが、ちょっとやっているかどうかについても、改めまして今度確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。２点、質問です。

超過勤務手当16万4,000円、これは月にすると１万4,000円、２人で割ると7,000円、何か５時15分過ぎに結構いらっしゃるような気がするんですけれども。何でこんなに安いのか質問です。

２点目は、タブレット議会の導入。

私、個人的に言ったり、議場で発言したりしていますけれども、データの共有化、あとスピーディーな議会運営にはぜひとも必要だと思うんですけれども、議会運営委員会で検討されたことはあるんでしょうか。

以上、２点です。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

まず、超勤の関係でございますが、基本的には５時半以降を、超過勤務をする場合につきましては、上司である私のほうから今日はこれこれこういう仕事で残って残業してくださいといった形で指示をして、それから初めて残業ができるという形になっております。ですから、たまに５時半以降も、ちょっと諸事務ですとか、そういった形で残っている場合もあるかもしれませんが、基本的には議会事務局のほうは、こういった委員会が長引いたときですとか、議会が長引いた、あるいは特別なイベントがあってどうしても作業が間に合わない、そういったとき以外は超過勤務のほうは特に命じておりません。その辺のことから、超過勤務については少なくなっております。

それから、タブレットの導入についてでございますが、こちら議会運営委員会のほうで話題としては出たこともあるかと思いますが、お金のほうもかなりかかるかということもございますので、できましたら特別委員会とか設置しながら、そういった中で皆さんの議員間討議とか含めまして、方向性を決めていただくのが一番よろしいかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　よくわかりました。

ぜひともタブレット議会を特別委員会、今年度以降に開いていただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　１問だけ、山下です。

１問だけ、ちょっと質問させていただきます。

44ページの一番下、19節負担金、補助及び交付金なんですけれども、これは全部見ていると負担金だけなんですけれども、どういうところに使われているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

負担金につきましては、ここの備考欄に書いてございますが、埼玉県町村議会議長会負担金と埼葛町村議会議長会負担金、それから埼玉県の町村議会議長会役員会の県外研修負担金となってございます。

埼玉県町村議会議長会のほうでは、事業といたしましては、毎年、吉見町のほうでやっております議員研修ですとか、あとは県議会ですとか、国

のほうに要望活動をしたりとか、そういった事業を行っておりますので、そういったところの事業費の中に負担金として納められております。

それから、埼葛町村議会議長会負担金でございますが、こちら松伏と宮代と杉戸町の３町で組んでおります埼葛の町村議会の負担金でございますが、こちらにつきましても年に一度の研修会、それから議長の県外研修、それから事務局のほうの勉強会、そういったところでの事業をやっておりますので、そういったところの負担金となってございます。

それから、埼玉県の町村議会議長会役員会県外研修につきましては、議長が研修会に参加するときの負担金となっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　この負担金の残額が１万幾らになっているんですか、脇に書いてあったのかな、１万と700円ですか。110万で、これ１万ちょっとしか残らなかったんですけれども、これは、ほとんど全額そういうものに細かく使われたということでよろしいんですね。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

負担金につきましては、算出基準というのがございまして、例えば埼玉県の町村議会議長会の負担金でございますが、各町村一律平均割として26万円、プラス人口割としまして15円掛ける人数分、それから議員の定数割としまして16万8,000円、人数掛ける金額という形になっておりまして、そういった形でそれぞれ負担金の割合が決まっておりますので、そちらに応じまして支払いのほう、しておるところでございます。そういった残りが１万円あったというところでございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　宮代町ではこれだけの負担金を出したということは、数字上じゃわかるんですけれども、これだと上部団体では負担金が余るということはないんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　議会事務局長。

**○議会事務局長（佐藤賢治君）**　議会事務局長の佐藤でございます。

各上部団体とも毎年総会を開きまして、会計報告がなされております。今、ちょっと手元に資料がございませんが、若干余剰金が出て、それが次年度へ繰り越しがあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で議会事務局の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時５９分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○総務課長（大橋洋巳君）**　おはようございます。総務課でございます。

それでは、自己紹介の形でご紹介させていただきます。

私は総務課長の大橋でございます。よろしくお

願い申し上げます。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

**○総務課人権推進室主幹（柴﨑記代子君）**　総務課人権推進室主幹の柴﨑と申します。よろしくお願いいたします。

**○人権・男女共同参画担当主査（齋藤幸成君）**　総務課人権推進室の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

**○庶務職員担当主査（川﨑章人君）**　総務課庶務職員担当主査の川﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○庶務職員担当主査（田邊和美君）**　総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

**○広報担当主査（平向優子君）**　総務課広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。

主要な施策に関する説明書の59ページなんですけれども、こちらに平成30年度は、広報「みやしろ」の特集ページやツイッターの充実を図りましたとありまして、アクセスが３万件増の86万件で累計701万件となりましたとあり、こちらの動画も年間50本を大きく上回る103本の動画ということがあるんですけれども、これ前年度もちょっとお聞きしたんですけれども、その動画の中で一番アクセス数があったのは何ですかと聞いたら、前年度はたしか消防関係だったと思うんですけれども、こちらは今年度も103本に増えた動画の中で、一番アクセスが多かったのはどういったものになったでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問ですけれども、インターネット放送局の動画の再生数についてでございますが、こちらにつきましては、さまざまな動画をユーチューブにて今公開をいたしております。昨年も今、お答えを求めたというふうにお話いただいたんですが、30年度の１年間につきましては、やはり同じ傾向が出ておりまして、全部で約２万1,000回ございましたが、こちらの中で第１位は消防署の関連する動画でございます。２万1,000回のうち9,300回という、かなり大きなウエートを占める割合となっております。２位以下でございますが、２位につきましては、同じく消防関連になるかもしれませんけれども、救助技術大会、こちらが約2,300回、それから、上棟式、おうちを新しく建てたときの上棟に関する動画の視聴がこちら約2,200回ございました。

その次に、宮代町のＰＲ動画でございまして、こちらが1,800回、それ以降につきましては、ほぼ大体同じような回数で並んでおります。ですから、去年とほとんど同じような上位のランキングというふうになっております。

それから、インターネット放送局につきましては、つい先日なんですけれども、広報の特集記事で宮代町のインターネット放送局を紹介させていただきました。こちらの中にもちょっと触れているんですけれども、平成30年度の再生数の動画を

ベスト10という形で挙げております。ただ、こちら広報に載せましたものにつきましては、去年１年間で新たに動画をアップされたものということになりますので、２年前以前のものについては含まないで、全く新しく去年１年間で新規にアップされた動画のベスト10を特集に出させていただいております。

参考までに上位幾つか挙げさせていただきますと、第１位が親子ふれあい遊び、こちらが再生回数4,433回です。それから、第２位でございますが、袋つまみのブローチづくり、それから、第３位が宮代町弓道連盟の稽古始めという形で、４位以下のほうも広報には掲載をさせていただいておりますけれども、ちょっとこの場では割愛をさせていただきたいと思います。再生回数の上位につきましては以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

また、再質問させていただきます。

そちらの日本工業大学と連携し、これまで取り上げてこなかった地域の商店などを積極的に取材しとあるんですけれども、こちらの商店などの動画は大体どういう感じの再生回数になっているんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

今、ご質問いただきました日工大生の作成した動画でございますけれども、こちらについては、個々の動画の再生回数というのはちょっと申しわけございません。こちらでは今現状では把握はいたしていないところなんですけれども、内容につきましてですが、日工大生の方々と連携をとりまして、動画のほうを幾つか作成していただいております。

内容につきましては、多かったのは町民まつりに関係しての動画でございまして、こちらにつきましては、全部で28本の町民まつりに関係する動画を日工大生の方に作成をいただいております。

それから、そのほかでございますが、今、ご質問にありましたように、商店街の方に関連しての動画ということで、２月から３月に行われましたおひな祭り、こちらにつきましては、町内の商店会の方と協力をいただいて運営していたものなんですけれども、こちらに関連して商工会、商店会の方とか、おひな祭りの動画を紹介するというのを３本作成していただきました。その他にも１本作成していただいておりまして、合わせて全部で年間で日工大生の方には32本の動画を作成していただいているところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

こういう動画は本当にお金も余りかけずに宮代町を紹介できるいい試みだと思うんですけれども、先日、やはり宮代町のある商店に行ったら、ちょっと久しぶりだったので、１年ぶりぐらいに行ったら、１年前は結構地域の地元のお客さんがすごく来てくださるので、ありがたいですという感じだったんですけれども、今回行ったら、だんだん減ってきてしまって、早く店を閉めて残ったのは春日部のイオンに売りに行くんですということをちょっと聞いたばかりなので、やはり宮代町内のお店、地域もそうですけれども、町外に何とかして紹介していきたいと思いますので、この先、もう少し練っていただいて、アクセス数を増やしていけるようにしていただけたらと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はありますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、何点か質問したいと思います。

特に主要な施策に関する説明書の中身の中から何点か質問したいと思いますけれども、若干前後すると思いますけれども、まず、第１点でございますけれども、決算書の52ページのほうの町長への手紙なんですけれども、この何年か増減があるんですけれども、ちなみに件数については、昨年63件ということで12件ほど増えておるんですけれども、この町長への手紙の内容が若干変化はあるのかどうか。この数年の中で、その点をまずお聞かせ願いたいというふうに思います。また、同時に手紙の出し主というんですか、差し出し人の年齢、男女、また、いつも出しているような人もいると思いますけれども、同一人物はどのような中身になっているか。ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、２点目なんですけれども、同じく決算書の52ページのほうの顧問弁護士の委託事業ということで、この中身がこの数年全く予算と決算が同額なんですけれども、この同額、何年前からこのような同額になっているのか。ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。特にこの中で法律相談の中身、この数年、中身の変化はあるのかどうか。もう一つお聞かせ願いたいと思います。

それから、決算書の48ページの職員研修の関係なんですけれども、これについても若干増額になるんですけれども、参考までにお聞かせ願いたいと思いますけれども、実施の中身ということで、内部研修、共同研修、派遣研修、さらにはその前は自主研修というものがあったと思いますけれども、この研修の中身、また対象する職員の基準はあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上です。答弁によっては、また若干再質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

町長への手紙についてのご質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、ここ数年の内容の内訳の変化というところでございますが、昨年度と比較しまして大きく数字として違うのは、特に増えているところでございますけれども、環境についてのご質問、ご意見というのが前年は７件でございましたが、今年度につきましては、14件というふうにかなり数が多くなっております。あとは保健や健康の分野におきましても、その前の年は１件でございましたけれども、30年度は６件といったところでございます。この辺は29年度と比べまして、大きく違っているところかなというふうに考えております。

あとは、ハード系ですけれども、道路ですとか都市計画、水道、こういったものについては、同じ件数となっておりますので、変化は特にございません。

それから、年齢や男女別についてでございますけれども、町長への手紙をいただくときの様式としまして、年齢や男女別、そういったものは特に必要項目として挙げておりませんので、その方が年齢がお幾つかとか、男女どちらかというところについては、こちらとしては把握はいたしておりません。

それから、同一人物からのお手紙というところでございますが、確かに何件かあるケースもあります。１回ご意見をいただきまして、こちらからその方に返信をさせていただいた後、その内容について、再度、あるいは再々度というふうに何回か、ご質問があるケースも中にはございます。た

だ、そういった場合も、できるだけこちらでは真摯に対応させていただきたいということがございまして、町長のほうで中身を拝見いたしまして、なるべくその方がご納得のいくようにお返事のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

研修の関係ということでございますが、まずは成果書のほうの64ページに大まか概要は載せさせていただいてはおるんですけれども、内部の研修といたしましては、主に新採用職員研修ですね。あとは女性職員のためのキャリアデザイン研修ということで行っております。特徴的なのは、新採用職員の育成塾ですかね。こちら新採用職員を対象として、講師は職員のほうを募集して、みずから手を挙げていただいて、講師も勉強するような形で若手職員に伝えていこうということで、さまざまな経験を積んだ職員から若手職員に日ごろの事務以外の部分の研修というのを行っているところでございます。

また、共同研修ということで、近隣の３市１町研修を行っているんですけれども、その中で階層別ということで初級職員の研修ですとか、上級職員の研修、係長級の研修ですとか、経験年数に応じて各種の研修を設けております。それ以外にも民法の研修ですとか、法制執務研修、そういったものも行っている状況にあります。

それと、自主的にみずから学びたいものを選んでいっていただくものとして、大きなものが彩の国さいたま人づくり広域連合主催の研修ございまして、こちらさまざまな研修の科目があるんですけれども、昨年度につきましては、36科目に対して出席したいという話がありまして99人が参加しているようなものがございます。

概要は以上でございます。

それと、顧問弁護士の委託料の関係なんですけれども、こちらにつきましては、今手元で何年ごろからというのは申し上げるような資料がないんですけれども、相当前から予算額と決算額ほぼ同額となっているような感じで推移してきているんではないかと思います。変更があったものとしては、消費税絡みで額が変わったときぐらいかなというふうに記憶しております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

何点か再質問したいと思います。確認も含めて。

まず、町長への手紙の関係なんですけれども、確かに余り中身については変化がないのかなという感じがするんですけれども、この中で、その他ということで載っておるんですけれども、若干昨年の決算よりも増えておるんですけれども、その他の中身について、過去にも聞いた記憶があるんですけれども、確認の意味で、その他とはどのような中身があったのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の研修の関係なんですけれども、自主研修ということで、今年のこの成果書には載っていないんですけれども、過去には自主研修ということで、職員のライセンスを取るのに若干の補助をしたというふうな経緯があるんですけれども、例えば職員の資格を取得した方は過去に何人ぐらいいるのか。また、どのようなライセンスを取得していたのか。ひとつ、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、町の職員がいつも言っているとおり、サービス業だということになっていますよね。住

民に対してやっぱりサービスをする。相談ごとに対しても真摯に受けとめて対応する。そういう意味では、過去にあったかどうか知りませんけれども、民間の例えば接客の研修なんかを実施した経緯はあるのかどうか。例えば、やっぱり日本の場合は「あいさつ社会」ということで、あいさつに始まってあいさつに終わるということで、宮代町の職員さんはあいさつができない人がいないと思いますけれども、上を向いて歩いている人は余りいないと思います。町民の前では常に受け入れ態勢をとっていると思いますけれども、こういう民間への研修は、過去にやった経緯はあるのかどうか。ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、民間は入社後５年、10年、15年ということで、定期的に職員の研修をやっている民間会社は圧倒的に多いんですけれども、宮代町の場合、この研修制度、もう少しきめ細かくやる用意はあるのかどうか。ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えいたします。

町長への手紙につきまして、その他の中身でございます。30年度におきましては、その他の項目として挙げているのが12件でございます。その前の29年度は８件ということで、件数が増加をいたしていますけれども、具体的なその他の中身でございますが、内容につきましては、ほかの項目であります、例えば町政方針とか、環境、健康保険、道路、都市計画、水道、そういったものに当てはまらない項目ということで、こちらその他に分類をいたしております。その中身でございますが、主なものとしましては、全体的に、その町の行政にかかわりがないもの、例えば県とか国とか、そういったところで判断されるようなもの、町の直接管轄しているものに当たらないものが多くあります。

また、そのほかにでございますけれども、例えば民間の企業とか、そういったものについての要望とか、そういったものも入ってきているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば郵便ポストの設置の要望ですとか、銀行・郵便局のＡＴＭの設置の要望ですとか、こういったふうに直接町のかかわっている分野に当てはまらないものということで、お考えをいただければというふうに思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。

再質問いただきまして、自主研修ということで公的資格制度の補助金の制度ということで、現在も行っているところであります。その制度を利用して取得した件数の総件数というのは、ちょっと今手元にないのでお答え申し上げられないんですけれども、例えば、土木施工管理技師ですかね、それの１級を取った職員とか、あとはケアマネジャー、こちらの資格を取った職員がおりまして、過去にはこの制度で補助金を出しております。

ただ、30年度中につきましては、この制度を利用して資格を取った職員は、残念ながらいなかったというところでございます。

あと、民間の企業を利用した研修ということですと、ここ何年かは実施していないんですけれども、昔、民間の店舗ですね、イトーヨーカ堂とかに職員が研修のために行って、何日間か売り場の体験ですとか、裏方ですかね、そういったものを

実際体験してくるといったような研修を行った経緯はあります。

あと、民間ですと、きめ細やかにということで研修が行われているということではありますけれども、先ほどちょっと説明が足らなかった部分があるんですけれども、３市１町で共同で研修を行っている部分で、例えば初級職員研修というのは、在職の２年目から５年目を対象として行っておりますし、あとは９年以上在職している者に上級職員の研修会に参加していただいたりとか、あとは在職５年以上の職員を対象として法制執務研修ですとか、民法研修、こういった職員の在職の年数に応じた研修というのも行っているところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

職員の研修の関係について確認の意味で何点か質問したいんですけれども、研修というのは、自主的に手を挙げた方が研修をしているような、そんな先ほど説明もあったと思うんですけれども、研修というのは、大体強制的というとおかしいんですけれども、ある程度決められた年数、年度、また、職種の関係もあるでしょうけれども、自主的に手を挙げてなかなか研修どうですかとかというふうな形ではどうなのかなと。

先ほど、民間ではある程度半強制的ですよね。５年に一回、10年に一回研修するということで、泊まり込み研修もあるだろうし、いろいろな形の研修があるんですけれども、そういう形で、やはり先ほどサービス業だということで言いましたけれども、やっぱり人の相談に乗る。そういう意味で、やっぱり自分も磨いていかないといけないのかなというふうに思いますので、できる限り、強制的というとおかしいんですけれども、決められた基準で、やっぱり今宮代町の職員が約200人いるわけですから、ちゃんと限られた期間できちっと研修できるような、そういう体制をとっておくべきだろうというふうな感じがするんですけれども、そんな考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、いつも言っているとおり、研修する方の年齢構成、男女比率ということでいつも言うんですけれども、また、同時に研修しても、そのまま終わったのではやっぱり研修の意味がないので、どのような形で生かされてくるのか。また、発表の場はあるのかどうか、ひとつその点もお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど自主研修ということで、それぞれライセンスを取る意味で若干の補助を出して過去に何人ですかという質問には、なかなかデータがないということなんですけれども、やっぱり仕事に生かされて初めて研修になるので、できたら、この自主研修、どういうライセンスを取った方が何人いるのか。それがいかに仕事に生かされたのか。そういうものを、きちっとやっぱりデータに残しておいてもらいたいなという感じがするんですけれども、そういうものは、とっていないのか。確認も含めてもう一回、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、研修は大事ということで、総務課としても１人でも多く自主的に研修を受けてもらいたいというのは考えているところでございまして、多く今参加していただいているのは、さいたま人づくり広域連合、こちらの研修ということで、昨年度は75人の受講だったんですけれども、一昨年度

ですね、29年度。30年度につきましては、延べ99人が参加しているということで、人数的には受講者は増えていると。延べなので、職員の半分というのは何とも言えないですけれども、多くの職員がこの研修というのを利用しているのかなということで考えております。

またあとは、市町村職員中央研修所ということで、アカデミーのほうですね。こちらも何名かですけれども、昨年度、平成30年度におきましては２人泊まり込みで研修のほうを受けてきている。そういった状況にございます。こういった研修会場のみならず、各担当の分野別に行われている研修というのもあります。総務課が主となってやるものではなくて、例えば税の分野ですとか、介護の分野ですとか、そういう分野ごとの各担当ごとに研修の案内が来て、それに参加しているというのも非常に多くありますので、そういったものもトータル的に考えますと、職員の研修の参加というのは、少ない状況にはないのではないかなと考えているところです。

また、こういった研修に行って、それをどう生かすかというのが一番大事で、ただ受講するだけで終わってしまってはいけないので、必ず受講するに当たっては、前もってどういった内容の研修を受けてきますと上司のほうに確認を経て、研修を終わった後には研修報告書ということで、本人の学んできたこと、それに対する上司のコメント、全て出して総務課のほうで取りまとめているところでございます。

また、公的資格取得の人数、件数なんですけれども、ちょっと総務課の事務室のほうに戻ってみないと何ともいえないですけれども、この制度もしばらく前から実施しておるんですけれども、全ての人数について統計的に数字ですかね、そういったものがあるかどうかというのはちょっと確認してみないと何とも言えない状況にあるということで、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

最後、ちょっと要望的なものになるんですけれども、この数年、宮代町の職員、本当に一般住民から聞くと、よくなったなと。窓口もよくなったし、笑顔で迎えてくれて宮代町の職員さん、随分よくなりましたねというような声が聞かれるわけです。もう一歩、頑張ってもらいたいなというふうな気がして質問しているんですけれども、それでいきますと、この研修費用150万、ちょっと少ないのかなと。もう少し予算を頑張ってとってもらって、職員の向上に努めてもらいたいなというふうに思います。

宮代町を変えるのは、やっぱり職員さんが中心なので、職員さんがよくなれば宮代町がよくなるというふうなことなので、ひとつぜひとも研修費をもう少し増やしてもらって、質のよい研修をさらに広げてもらいたいなということを要望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、45、46ページの一般管理人件費なんですが、昨年は職員の人件費、人事院勧告に基づく給与条例の改正等々がありまして、職員の給料、それから勤勉手当が上がったと思うんですね。この上がった部分の金額をお示し願いたいと思います。

もう一方で、47ページ、48ページの市町村総合事務組合負担金、これが職員手当負担金の率の引

き下げがあったということなんです。ですから、増減あると思うんですが、特に昨年は一般管理の中の人件費なんですけれども、職員がたしか40人だったと思うんですけれども、今回は１名減っておりますけれども、これらもあわせてどうなったのかということで、お尋ねしたいと思います。これらも含めて全体では減になったんだと思うんですけれども、そのあたりの中身についてお示し願いたいと思います。

それから、47、48ページの総務管理事業なんですけれども、これは職員の健康管理を初め、職員の採用試験の委託なども含まれておりますが、まず、職員の健康管理はどのようになっているのかということと、それから、職員の採用試験なんですけれども、どのように行われているのか。そして、これはどこに委託しているのか。その辺の状況についてもお尋ねしたいと思います。

それから、主な総務管理事業の増額理由ですが、これは任用職員制度導入に伴う法改正だということで増えているということなんですけれども、この制度に伴う法改正の対応で委託料が増えたということなんですけれども、具体的に、もう少しお示し願いたいと思います。

それから、47、48ページの職員研修事業なんですけれども、今前段の議員の質問でよくわかりました。この中で若手職員研修の中身なんですけれども、町独自で実施したというふうに説明もあったんですけれども、この点町独自で実施したというのはどういう研修なのか、どういう内容なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、49、50ページの文書管理事業なんですけれども、これは文書のファイリングに必要な個別ファイル、個別フォルダーとか保存箱の購入ということなんですけれども、これは別にこういうものが必要なのかどうか。その点、伺いたいと思います。どうも既存の職員さんの事務的な箱の中に入れるのかなというふうにイメージしているんですけれども、何か特別そういった保存箱が必要だったということなので、その点お尋ねしたいと思います。

それから、51ページ、52ページのオフィスサポーターの雇用事業なんですけれども、これは最低賃金が改定されました。これによる引き上げですが、もう一度確認で金額をそれぞれ示していただきたい。

それから、年度途中の職員の退職などによる欠員補充というような説明もされておりました。それはどういった方の退職なのか。また、それはすぐ対応できるような補充になっているのかどうか。その点もお尋ねしたいと思います。

それから、同じく51、52ページの下の情報公開推進事業なんですけれども、これは情報公開個人情報保護審議会に諮るということになっているんですけれども、そういった案件がないという説明でしたが、これは本来あればどういう内容の案件なのか。例えばということで結構ですので、事例があれば教えていただきたいと思います。

それから、同じく一番下の51、52ページの広聴広報事業なんですけれども、これは何か広報編集用のパソコンの故障だということで言われましたけれども、これは金額出ていますね。29万1,384円、これに当たるのかどうか。

それから、たしか町の広報はマックだと思うんですけれども、それでソフトウエアが必要だということで、これによる使用料が12万円、16カ月分で12万円ということは約１万円弱なんですけれども、これも増えた理由の一つになっておりますけれども、これはどういうふうなものなのか。

それから、これも確認なんですが、これから広報紙変わりますよね。すごく大きな広報紙になる

ということだった。これは10月からでしたか。もうそろそろ始まると思うんですけれども、その辺の確認もお尋ねしたいと思います。

それから、同じく秘書事務事業なんですが、これはきちっとやられていると思うんですけれども、どうしても町長の仕事というのは平日ばかりではありません。土日出ることが多く、これは職員で分担してやっていると思うんですけれども、特に秘書の副課長は一緒にすることが多いと思うんですけれども、この点で時間の割り振りですよね。土日なんか出ることが多いと、どうしてもその分の仕事が平日に来てしまうということになろうかと思うんですけれども、その辺で休暇のとり方ですよね。これはどういうふうにされているのか。

その点と、それから、寄附金があります。昨年の７月、豪雨見舞金、それと北海道胆振東部地震見舞金、10万ずつになっていますけれども、これはもちろん予期しない見舞金ですので、予備費充用なんですけれども、これは金額というのは大体議会のほうもそうなんですけれども、金額を決める際は、やっぱり近隣の特に町と相談しながらというとおかしいんですけれども、そういうふうにしているのかどうか。していると思うんですけれども、この金額の決め方ですよね。あり方についてもお尋ねしたいと思います。

それから、61、62ページの男女共同参画社会推進事業、これは成果書にも出ておりますけれども、特に一時保育の利用件数が増えてきているということの増額理由も言われておりますが、政策的に変わったところはあるんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、61、62ページのまちづくり交流事業なんですけれども、前年度まで公募制補助金制度によって補助金を交付しておりましたけれども、これが平成30年度から補助金制度が廃止されました。そのかわり謝金として団体に支出するということなんですけれども、これで何か、これによる意見等々とか、これをイベント開催をしている団体の方から、何かその補助金について変わったということでの意見だとか、そういうのはどうなっているんでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

まず、パソコンについてでございますが、今回備品購入費の中で29万1,384円の広報用ＯＡ機器ということで決算額が出ております。これは議員さんのご質問にありますように、広報編集用のパソコンを購入したものでございます。

今回の購入に当たりましては、それまで使っていたパソコンがかなり年数の経過したものでございました。実は故障をしてしまいまして、通常職員２人の編集体制でやっているんですけれども、それぞれ１台ずつパソコンを使用しておりまして、今回パソコンが急に壊れてしまったということで、故障になってしまったんですが、修理もできないかということで業者のほうに確認をしたんですけれども、もう古い機種ということもありまして、修理ができないということがございました。２台中１台が使えないということになりますと、広報の編集に大きな支障が生じるということがございまして、急遽パソコンを購入したものでございます。

基本的には、今使っているパソコンと同じ種類のものでして、アップル社のアイマックというパソコンになります。これ本体一体型の27インチのディスプレイということで、結構大きな画面のパソコンなんですけれども、こちらを１台購入いた

しました。あわせて外づけのハードディスクも１台購入をしているところです。

もう一つ、それに関連してなんですけれども、広報編集用のソフトウエア使用料というのがございます。こちらですけれども、パソコンにつきましては、当然そのパソコンだけですと、全然動かないということで、必ずソフトウエアがあって編集ができる。動くというふうになりますけれども、従来マックで編集をしていたときに当たりまして、使っていたソフトウエアというのは買い取り型でした。パソコンを買ったときに、そのソフトウエアも購入をします。当然、そのソフトウエアというのは、年月がたつにつれまして改良がされていって、バージョンが変わっていくんですけれども、そのたびにバージョンアップということで、それに対応するためには、別途お金をその都度その都度支払っていって改良をしていくというふうな形になります。ただ、今回パソコンの購入に当たりまして、ソフトウエアのほうも業者に確認をしてみたんですけれども、以前行っていた、その買い取りの方法というのが今は全くなくて、クラウド型と申しまして、インターネットを通じてそのソフトウエアを購入して、新しいバージョンどんどん改良がされれば、そちらから自動的にインターネットのほうで新しいバージョンのダウンロードをすれば、どんどん新しいバージョンに変わっていって、常に最新の新しいものが使える。その契約の形態しか今行っていないということで、今回パソコンの購入に合わせてソフトウエアの使用料を計上したというものでございます。

それから、タブロイド判の広報についてですけれども、今年度予算計上させていただいているんですけれども、今まではＡ４の用紙のものでございました。今回広報については、よりわかりやすく、より見やすくというのを目標に、タブロイド判という今Ａ４判よりもちょっと大き目のものに変更を予定しております。また、内容も今までは２色刷りのものでしたけれども、今回はタブロイド判の変更に伴いまして、全ページフルカラーの広報紙を予定しております。

変更につきましては、来年の１月号からということになりますので、実際に年末年始のお休みがございますので、区長さんなどのほうに配布をするのは12月27日になります。このときからが新しいタブロイド判の広報の作成配布ということで予定をいたしております。

それから、町長の土日の公務についての対応なんですけれども、議員さん、ご質問にありましたように、町長の公務の場合ですと、平日、平日の夜間、それから、土曜、日曜、それから、その夜間というふうに、特に曜日のほうが決まっているわけではありませんので、いろいろなケースで、いろいろな場所に行くというのが１年通じてございます。

土日の町長の公務につきましては、随行に当たっては、一応担当課のほうでかかわっているような公務の場合というのは、随行が必要な場合には担当課のほうにお願いをしているケースもよくございます。ただし、そうでないケース、担当課が所管していないような場合の公務ですと、秘書担当のほうで職員が１名、私のほうで随行させていただくことが多いというケースがございます。

ただ、勤務に当たりましては、例えば私のほうで随行ができない場合には、ほかの秘書広報の職員の中でお願いをすることもございますし、また、町長がみずから近いところの距離の公務の場合ですと、ご自分で行っていただいていることも多々ございます。また、必要な場合にはタクシーを使ってということもございまして、支障のないように、その辺は運用しているところでございます。

仮に職員のほうで土日に出た場合には、振りかえ休日ということで平日に半日振りかえ、または１日振りかえという形で振りかえをとっているところでありまして、仮にその振りかえをとったというときなんですけれども、通常の業務に支障がないように、同じ秘書広報の担当の職員の中で仕事を手伝ってもらったり、お願いをして支障がないように業務の運営を図っているところでございます。

それから、最後に寄附金でございます。

30年度におきましては、２件の寄附がございました。

１件目は、平成30年７月の豪雨見舞金ということで西日本を中心とした大きな災害がございましたので、こちらに10万円の支出をいたしました。それから、もう一つは、同じように平成30年でございますが、北海道の胆振東部地震の見舞金ということで、こちらも同じ金額の10万円を支出いたしております。

こちらの金額の決め方なんですけれども、両方とも埼玉県の町村会を通じて見舞金を支出しているものでございます。ですから、例えばその金額を決めるに当たりましては、ある程度金額的な基準といいますか、おおよその額というのが町村会から示されることもありますが、あとは近隣の町と相談をして金額を同じようにして支出しているところもございますし、ほぼというか、この２件につきましては、県内の全町村はそれぞれ同じ金額10万円ということで支出したというふうに聞いております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

まず、決算書45ページ、46ページの一般管理人件費の関係ですけれども、ちょっと今手元に昨年度の人事院勧告に基づいて給与改定行った部分ですね、全体ですと、約950万円ぐらいの増ということになっております。

続きまして、次のページ、47ページ、48ページの総合事務組合の負担金の関係ですけれども、こちらは負担金の率につきまして、平成29年度につきましては、1000分の155、平成30年度につきましては、1000分の140ということで、この率の見直しがありました関係で減ったというのと、あとは退職者が平成30年度は少なかった。平成29年度に比較して少なかったというものが大きな要因かなということで考えております。総額で1,100万円ほど減少している状況にございます。

同じページの職員の健康管理ということですけれども、事業所においては、健康診断は必ず１回は実施しないといけないということで、職員の健康診断を実施しております。それを受診しないで、みずから人間ドックということで、そちらを選択して受ける職員もおります。こちらは健康診断につきましては65人受診しておりまして、人間ドックを受けている職員が138人ということで、合計203人の職員が健康診断もしくは人間ドック、どちらかを受診している状況にあります。こちら職員数との関係で、全体でどの時点で捉えるかというのはあるんですけれども、207人中203人がどちらかを受診しているということで、おおむね98％の職員が受診しているような状況になります。その中で、やはり何かしらの結果ですね、再度詳細な受診が必要という結果が出た職員については、個々に別の病院にかかるなり精密検査を受けるなりということでやっているところでございます。

続きまして、採用試験につきましては、こちら毎年おおむね９月に町村会のほうの共同の合同の

試験ということで行ってはいるんですけれども、試験問題、採用試験につきましては、町村会のほうに委託ということで行っております。昨年度につきましては、さまざまな職種を募集しましたけれども、合計81人応募があったところでございます。

続きまして、こちら若手職員の研修の関係ですけれども、成果書64ページに若手職員研修ということで２人ということで挙げてはいるんですけれども、こちらはまずこれをやる以前に、町村会のほうで100周年の記念ということで、海士町のほうに視察の研修ということで各町１人、募集するということであったんですけれども、それに若手職員合計３人応募がありまして、１人は海士町に行っていただき、残った２人ですね、残念ながら海士町のほうには行けないということで、その２人でどういった研修を別でできるかということで、その２人で研修の工程等をいろいろ考えまして、山口県光市に研修に行っております。地域のふれあい協力隊の活動の状況とかを聞いてきたりとかして、その結果につきましては、報告書としてまとめていただいて課長会で報告をいただいたところでございます。

続きまして、決算書49ページ、50ページ、文書管理のファイリングの関係ですね。この用品なんですけれども、大きくはファイリング用の個別のフォルダー、これと保存用の保存箱ということで購入しているんですけれども、個別のフォルダーについては、毎年不足分を購入してリサイクルに努めてはいるんですけれども、それなりのものを買っておかないと、すぐに折れ曲がったりしてしまうので、専用のというんですかね、個別フォルダーを購入しているところです。保存用の段ボールにつきましては、こちらも見積もりをとって、安価なものということで購入している状況であります。

また、この個別フォルダーに張るラベルのシールですね。こちらにつきましても、プリンターで専用のプリンターというか、今町で使っているプリンターで印刷が可能なものということで、毎年定期的に購入を続けているものでございます。

続きまして、決算書51ページ、52ページのＯＳの賃金、オフィスサポーターの賃金の関係ですけれども、こちら最低賃金の見直し等ございまして、現在は940円ということで賃金のほうを定めているところです。

今年度におきましても、最低賃金の見直しのほうされておりまして、恐らく926円になるのではないかということで見込まれておりますけれども、現在宮代では、一般事務職につきましては940円ということで設定しておりますので、現段階では今年度の見直しがされた状況でも水準は満たしているのかなというところでいるところでございます。

続きまして、その年度途中の職員の退職の関係ですけれども、昨年、７月に主査と主任、８月に主事１人が退職したところでございます。その退職に当たって、やはり職員が１人欠けるということは、非常に事務周りの職員にとっては大きな事務負担が増えるわけですけれども、なかなかその時点で新たな職員を採用するというのも難しい状況にはあるんですけれども、任期つきの職員を充てたりとか、あとはオフィスサポーターで対応したりということで、その他周りの職員でその欠けた職員の分を補う、そういった対応をとっているところでございます。

決算書51ページ、52ページの情報公開推進事業でございますけれども、平成29年度につきましては、一度情報公開個人情報報告の審議会を開催したんですけれども、30年度についてはございませ

んでした。

どのような内容のものを審議するかといいますと、主には制度改正、条例改正をするときに、こういった内容で改正を考えているということで審議会のほうに諮りまして、内容の確認をしていただくと。それをもって議会のほうに、条例改正案ということで提出をさせていただいているような状況でございます。ここのところ、昨年度はなかったんですけれども、それ以前、何度か条例改正を行ってはいるんですけれども、ほぼ国のほうでの動きに合わせた改正ということになっているので、その国の改正動向を説明して、それに沿って条例をこのような形で改正させていただきたいということで審議をいただいている状況にございます。

続きまして、決算書61ページ、62ページの男女共同参画推進事業でございますけれども、こちら一時保育の増加ということですけれども、政策として大きく変わったところ、あるかどうかというところでありますけれども、町民の声を聞く事業、あとは市民とともに一緒に開催していく事業というのが増えてきているのかなというのがありまして、それに伴って一時保育の利用者が増えているものと捉えております。多くの市民が若い方も参加していただいているということで、いい方向ではあるのかなということで認識しているところでございます。

また、国際交流宮代まちづくり交流事業のその補助金の関係ですけれども、実際主催者側のこちら補助金の事務の処理ですね、手続が簡素化された、簡単になったということで、イベントのほうに集中ができるということで、非常にというか、喜んでいただいている状況にあります。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　すみません。回答が漏れていた部分があるので、補足して回答させていただきます。

こちら事業が総務管理事業の増の理由ということで、会計年度任用職員制度、こちらの導入に伴って増えてはいるんですけれども、その内容ということですけれども、こちら内容につきましては、まず、委託先こちら株式会社ぎょうせいに委託をしております。

平成30年度におきましては、町の現状の調査というものと、あとは職員向けの研修、この会計年度任用職員制度の内容について、弁護士の先生から研修をいただいたところです。

また、例規整備に向けた支援ということで、現状の町の例規の内容というのを分析していただいて、こういった例規の改正が必要なのではないかということでサポートをいただいて、その内容に伴って増加したということになります。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、45、46ページの一般管理人件費の関係で、先ほど職員の人件費で人事院勧告に基づく条例の改正ということで、大まかな数字950万の増ということで言われましたが、ここで言ういっぱいありますけれども、大きくどのように変わっているのか、変わった部分だけ、先ほど資料を持っていないということですので、午後はその点をお願いしたいと思います。

それから、47ページ、48ページの総務管理事業の関係で職員の健康管理なんですけれども、先ほど、ちょっと具体的にお聞きできなかったんですけれども、特にメンタルヘルス委託料などで不用額が出ておりますけれども、これらの関係でどう

いった状況になっているのか、この点お尋ねしたいと思います。

それと、職員207人中203人受けていると、どちらか。人間ドックも含めてこれで受けていない人の職員の管理というのは、どういうふうになされているのか。その点100％でないので、お尋ねしたいと思います。

それから、すみません、一般管理人件費、前後しますが、職員数の増減についてもお尋ねしたいと思います。途中で退職なさっている職員もおりますので、平成30年度、前年度はどういう状況になっているのかということもお尋ねしたいと思います。

それから、47、48ページの職員研修事業なんですけれども、先ほど、前段の議員からも言われましたけれども、山口県の事例も話されたんですけれども、町独自で実施している若手職員研修の参加状況なんですけれども、これが山口県光市ということですか。ちょっと違うのかなというふうに、それはそこに行っての参加負担金だとか交通費だとか、そういうものは、もちろん出ると思うんですけれども、私が聞いたのは、町独自で実施している若手職員への研修は、それがなされているとすれば、どういう内容かという質問をしたつもりです。質問の仕方が申しわけありません。お願いしたいと思います。

それから、49、50ページの文書管理事業、これは聞いているだけではわからないので、あとで個別で教えていただきたいと。実際ファイリングで必要な個別ファイルだとか保存する箱ですね、それらを見せていただきたいので、これはこれで結構です。

それから、51ページ、52ページのオフィスサポーター雇用事業なんですけれども、一般事務は先ほど940円ということですが、これは現在の金額で、昨年は10月から変更されているという話だったと思うんですけれども、幾らから幾らに引き上げられているのか。その点について、もう一度確認したいと思います。

あと、51ページ、52ページの広聴広報事業なんですが、広報編集用のパソコンの故障ということで古い機種ということで、直すこともできないということでかえたということで、それは承知するんですけれども、このソフトウエアの使用料なんですが、答弁ですと、従来は買い取りだったけれども、今は買い取りではないということで、インターネットで、しかもできるということなんですけれども、それで使用料が月１万弱なのか。これは買い取りだったほうが、ないということですからちょっと質問は愚問になるかもしれませんが、買い取りのほうが安かったのか。それとも、こういうふうに毎月毎月の使用料を払っていたほうが支出は低く抑えられるのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。あとはわかりました。

あと、まちづくり交流事業、61ページ、62ページの関係なんですが、これは事務の簡素化ということなんですけれども、補助金制度が廃止されたほうの団体にとっては、謝金として支払われるより、やはりよかったのかなというふうに思ったんですけれども、事務の簡素化で喜んでもらっているというのは、どういうことなんでしょうか。補助金制度が廃止されて、その見返りとして団体へ謝金に変わったわけですよね。ですから、普通はその辺の変わったことでの意見だとか出ていないのかどうかということでお聞きしたんですけれども、その辺、ちょっともう一度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　では、休憩いたします。

休憩　午後１２時２０分

再開　午後　１時１９分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お一人、職員さんの自己紹介をお願いいたします。

**○文書法規担当主査（松井美絵君）**　総務課文書法規担当、松井と申します。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課、鈴木と申します。

午前中、再質問いただいた件につきましてそれぞれお答え申し上げます。

まず、決算書45ページ、46ページの一般管理費の一般管理人件費の関係でございます。

こちらにつきましては、総額で950万円ということで申し上げたんですけれども、その内訳というか詳細になりますけれども、給料への影響が164万9,000円、期末手当につきましては108万2,000円、勤勉手当につきましては389万4,000円、また、共済費等にも影響しますので、その影響額といたしまして133万2,000円、退職手当への負担金の影響ですか、こちらが152万9,000円、内訳はこのような状況になっております。

また、職員の増減ではあるんですけれども、平成30年４月１日現在の職員数は207人でございました。年度の途中での退職や任期付職員の採用等ございまして、年度末現在ですと208人ということになっております。職員が３人退職いたしまして、任期付ということで４人採用しております。

続きまして、47ページ、48ページの職員の総務管理事業の中の職員の健康管理に関してなんですけれども、メンタルヘルス関係でこちら不用額ということで多少多目に出ているということですけれども、こちらは見積もり合わせ等をして委託料、こちらが安く済んだということになっております。

それと、午前中、健康診断の関係で受診者が207人中203人ということで申し上げたんですけれども、ちょっと私のほうで数字の積算の誤りがありまして、正しい数字を再度お答えさせていただければと思います。

総職員数207人は変わらないんですけれども、健康診断、人間ドック、こちらどちらかを受けた職員というのが先ほど203人ということで申し上げたんですけれども、正しくは191人。中には健康診断と人間ドックを両方受けている職員もおりましたので、これいずれか一方のみでも受けている職員ということで数え直しまして191人。そうしますと92.3％の職員が受けているということになります。

健康診断等を受けていない職員が16人ほどいるんですけれども、こちらは所属長を通じて健康診断もしくは人間ドックを受診するよう呼びかけているところです。昨年度も行いましたけれども、今年度はちょっと早目に既に行っているところでございます。

あとは、職員研修事業ということで、町独自で実施している若手向けの研修といたしましては、成果書のほうに挙げております。成果書64ページになりますか、こちら上段のほうで内部研修ということでございます。内部研修の上から２番目、新採用職員研修ということで前期と後期に分けて行っているものと、それとその２つ下、新採用職員育成塾、こちらを行っています。あとはＯＪＴ実践プログラムということで、主にこの３つが新採用職員に対して町独自でやっているものということになります。

育成塾というものは、こちらどういった内容の

ものをやっているかと申し上げますと、先輩職員、入って２年目になった職員が１年目の職員に対して、１年経験して今感じていることとかそういったものを伝えたり、あと日ごろ自分の担当の仕事では教わらないような内容のものというのをぜひ伝えたいという先輩職員、そういった者がみずから手を挙げて、新人の職員に教えているといった内容となります。

それと、続きまして、決算書で言いますと、こちら51ページ、52ページのオフィスサポーター雇用事業の賃金の単価の関係ですけれども、先ほど私のほうで940円ということでお答え申し上げたのは間違いでございまして、昨年９月までは880円でした。これを10月から900円に上げております。それで４月、今年度に入りまして940円に変えているということになりましたので、訂正をさせていただきます。

続きまして、まちづくり交流事業に関してなんですけれども、決算書で言いますと61ページ、62ページ、こちらは国際交流みやしろと共催でこのイベントをやっているわけなんですけれども、この国際交流みやしろにとって、その公募制補助金の交付を受けるときの手続、その手続の流れというのが随分変わりまして事務量が大幅に減ったと、非常に使い勝手がよくなったということで好意的に受け入れられているというようなことです。

ただ、１点だけマイナスな点を申し上げれば、謝金というものなので、事業完了後にこちらのほうから謝金を交付するというのがありますので、事業の実施に当たっては、それまでその国際交流みやしろの中でちょっとお金のやりくりが必要になるといったところがちょっとマイナスな点としてはあるのかなということで考えておりますけれども、おおむねこちらについては好意的に受け入れられているということで認識しておりますので、そのような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

パソコンのソフトウエアの使用についてでございますが、買い取りで行った場合とクラウド型で行った場合との金額の比較でございますが、まず、買い取りで行った場合、そもそも今回買い取りという形態が、そもそもがもう存在しないということでしたので、今現在との比較というのはできないんですけれども、古いパソコンを購入したときに一緒にソフトウエアを購入しておりまして、その金額を確認しましたところ、ソフトウエアの金額は約50万円ほどでございました。今回のソフトウエアの使用につきましては金額で12万614円、これは16カ月分の金額でございますので、単純にそれを16で割ると１カ月当たりが7,500円ほどになると思います。パソコン、あとは何年使うかによるんですけれども、一般的にはパソコンは５年ぐらいは使えるものというふうに考えますと、月7,500円の60回で約45万円ほどということになりまして、先ほどの買い取りの場合の50万円ほどと大体５万円ぐらいの差が出るというふうになります。５万円が安くなるというところです。

あわせまして、ソフトウエアのアップデートが行われた場合の費用というのがございます。買い取りの場合ですとそれは買い取り額とは別途かかってくるものですので、内容にもよるかとは思いますが、恐らく１回当たり数万円はかかるのではないかと思います。

今回のクラウド型につきましては、ソフトウエアのアップデートはもう込みでの金額となっておりますので、毎月のこの支払いの中に含まれているということになりますので、全体的に考えます

と、買い取りよりは今回のクラウド型のほうが費用的には安く済むのではないかというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（丸山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

じゃ、２点かな、再々質問させていただきます。

まず、47、48ページの総務管理事業の職員の健康管理の関係なんですけれども、先ほどの答弁と変わりました。健康管理されなかった職員は所属長から直接、これは受けるようにということで促すんでしょうけれども、管理職は当然、下の者に言うわけですから、管理職はきちっと受けられているんでしょうねということで確認なんですけれども、それをお願いしたいと思います。

重大な健康を害されていなければいいんですけれども、やはり受けるというのが基本だと思います。町民もそうなのでね、必ず受けていただくように、これはもう当然だと思うんですけれども、お願いしたいと思うんですけれども、その点、管理者――課長からでしょうけれども、言って100％になっているのかどうか。なっていないからこういうふうになっているので、その点ぜひ向上アップしていただきたいと思うんですけれども、その点も含めてお願いしたいと思います。

それから、47、48ページ、同じく、職員研修事業で、先ほど町独自の若手職員研修ということを伺いましたが、１年先輩から、先ほどの説明を伺いましたら、それはそれで研修ですかね。何か研修に値するのかなと、１年先輩の、そうですよね、１年先に入った先輩が若手職員というので、その１年先輩も全部若手になるのかなというふうに思うんですけれども。それで、それは１年先輩ですからいろんな経験を積んで後輩に教える、それも教えるということで研修になるのかもしれませんけれども、それは研修に値するんでしょうか。ちょっとその辺、もう一度お尋ねしたいと思います。

あと、51、52ページのオフィスサポーター雇用事業なんですけれども、先ほどの数字は現在の数字ということでわかりました。

もう一点なんですけれども、これは職員数の増減との関係、それからやはりもう新年度予算で途中の退職の関係なんですけれども、これはオフィスサポーターはそれに見合った、何というんですか欠員補充のためにやるんですけれども、年度途中の職員の急な退職ということなんですけれども、これはある程度やはり連携がうまくいっていれば、例えば、私はもうこういうことで仕事に詰まって、こういうふうに転職して、こういうふうな考えを持っているとか、そういうふうにストレートに言ってくれた場合はある程度この補充のやり方もあると思うんですけれども、そういった点では予期せずに退職されているのか、内容によってはいろいろだと思うんですけれども、いずれにしてもそういう予想もできなかった退職、急な、その人しかできないような事務方であれば大変だと思うんですけれども、その辺の関係でやっぱり仕事はストップさせるわけにいかないと思うんですけれども、その辺の連携のあり方とか、それから退職するに当たっての何というんですか、そういった関係ですよね、やっぱりその辺もうまくしないと大変なんだなというふうに思いますけれども、その点どのように日ごろ接して情報なんかも得ているのか、その点も踏まえてお願いしたいと思います。

以上。

**○委員長（丸山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課、鈴木と申します。

まずは、職員の健康管理の関係で健康診断等の未受診者が管理職にいるのかいないかというとこ

ろでございますけれども、宮代町の場合には課長、副課長、主幹が管理職という位置づけにはなってはいるんですけれども、その管理職の中で未受診者というのが４人ほどおります。それ以外は主査級以下ということになります。

議員さんおっしゃるとおり、健康あっての仕事ということになりますし、ましてや今、健康管理、健康寿命というのも叫ばれております。町民に向けて町として事業を、健康であるというのを維持するためにこういうふうにしていきましょうということも言っている立場もありますし、やはり健康でないと自分の仕事もできないというのはありますから、管理職だけではありませんけれども、これが100％になるよう引き続き受診していない職員に対しては、今年度中から周知徹底を図ってまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

職員研修事業の関係ですけれども、１年先輩の職員が講師となってやるのが新人の研修――研修に値するかというところではあるんですけれども、さまざまな職員がおりますけれども、１年、実際仕事を体験して、改めて今まで描いていた仕事――仕事の内容もそうですけれども、そういったものを振り返って新人に伝えるというのは、一つの研修には値するのでないかなと。

また、２年目のその教える側にとっても研修になると考えております。この新採用職員の育成塾ではありますけれども、２年目の職員からということで申し上げましたけれども、２年目の職員以外の、そうですね、実際の内容といたしましては、福祉系というんですか、高齢者や障がい者への対応のためということで手話の講習会みたいなものを育成塾の中でやっていたりもします。

あとは余りふだん触れ合うことがない、知る機会が少ない上下水道の仕組みというんですか、そういった内容のものについても育成塾の中でやっている状況にあります。

さまざまな角度からいろんな経験を積んでいただくというのは大事なことだとは思っていますので、内容というのは考えていかなくてはいけない部分というのはあるかと思うんですけれども、こういった研修も一つあってもいいのかなというところで、引き続き若手職員、特に新採用職員に効果があるような研修というのを研究していきながら、見直しも図っていきたいとは考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、ＯＳ、オフィスサポーター雇用事業の関連で、職員の退職、実際のところ職員の退職というのをあらかじめ把握できるのが一番いいんですけれども、なかなかそういう状況にない退職というのもそういうケースのほうが多いかなと感じております。大概予期しない退職ということになってしまうので、それをどうやって事務を穴埋めしなくてはいけないかというのを総務課もそうですけれども、その退職した職員の所属する課ですね、そこら辺は所属長なり、担当職員なりとよく相談しながら、どういった補充の仕方がいいのか、場合によっては職員の異動というのも考えなくてはいけないケースというのも出てくるのかなというところではあるんですけれども、昨年度については主にオフィスサポーターで対応した部分と、あとはオフィスサポーターではちょっと仕事が十分に全体として回らない部分もあるだろうとういうことで、担当課のほうと協議しまして、任期付職員、これを雇って対応している状況にあります。

やはり職員の退職というのは、本人にとってみれば急にということもあるかもしれないですけれども、前々から頭の片隅にどこか持っていてタイミングをうかがっている、どの時期でもやめてもいいと考えている職員も中にはいるのかもしれま

せんけれども、そういったものがうまく聞き出せれば一番いいんですけれども、なかなか難しい部分もあるのかなという気はしております。

ただ、一番はやはり事務に穴があかないようにどうやって周りで補っていくか、日ごろから自分の仕事だけではなく、周りの仕事も注意しながらやっていく必要があるのかなという気はしておりますけれども、そういったことにも周りの職員、一つの、一丸となって対応していかなくてはいけないというところで、引き続き協力のもとにやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　どうもありがとうございました。

普通３問で終わっているんですけれども、すみません確認なんですけれども、先ほど健康診査の関係ですが、健康診断、受けられていない職員に幹部職員から言ってもらうということなんですけれども、それで幹部職員は、少なくとも課長は全員受けていますねということで、課長の状況はどうですかと聞いたつもりなんですけれどもその辺と、それからすみません、職員の退職の関係なんですが、そのとおりだと思うんですけれども、昨年は、先ほど、７月中旬に２人、８月に１人ということなんですけれども、これは退職手当負担金率の引き下げとの関係でも退職者が少なかったということなんですけれども、宮代は３人でも少ないほうということで理解してよろしいんでしょうか。もちろんそれ以上のときもあったと思うんですけれども、その点での退職した職員の動向ですよね、どうだったかということですみません、昨年は少なかったという評価なんでしょうけれども、少ないのかどうか。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課長。

**○総務課長（大橋洋巳君）**　総務課長の大橋でございます。

１点目の課長の健康診断受診なんですけれども、実際に先ほど管理職４人が未受診という形でお話ししましたけれども、課長では１名です。その理由なんですけれども、通常は毎年受けている課長なんですが、たまたまその年、少し定期的にちょっと病気のために受診をしておりまして、そういった関係でたまたま受けられなかったということです。毎年受けている課長ですが、たまたま受けられなかったということがございました。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木です。

退職の関係ですけれども、近隣に比べて、ほかの自治体と比べて多いかどうかというのは、ちょっと手元に資料もございませんので、一概にはちょっと何とも言えないですけれども……

**○委員（丸藤栄一君）**　近隣に比べてということでなく、評価として、先ほども少ないというふうに言っていたので、３人が少ないのかどうかということをお願いしたいと思います。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　先ほど、午前中になるんですけれども、退職手当組合の総合事務組合の負担金の関係で、前年度よりも少ないということで申し上げたのは、平成29年度につきましては退職者は８人おりました。平成30年度につきましては４人ということで少なくなったというところではあるんですけれども、ただこの、あくまでもこちらにつきましては中途での退職者というのを含めていない数字ですので、年度末の退職者がそれぞれ８人、４人ということに

なるので、平成30年度中につきましては、年度末の定年退職者は４人、途中での退職者というのは職員は３人おります。こちら３人というのは、私個人的にはちょっと多いのかなと、中途での退職というのは基本的には余りない例なのかなということで考えております。この退職というのがどういった理由なのかというのは個々には詳しく、現段階では私のほうでは把握していないので何とも言えませんが、職場の環境とか、仕事の内容とか、本人にどうしてもやりたいことがあってやめたというのであればやむを得ないのかなということがありますけれども、仕事、そういった環境について何かあるようであれば、何かしら改善は必要なのではないかなと、そのような認識でおります。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑ございますか。

・野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　すみません、２点お願いします。

大体本年度の成果は59ページでわかりましたが、ちょっと質疑なので、質疑をさせていただきます。

１点目が、市民の活動をつなぐインターネット放送局というのがあります。これ後期実行計画につながっているんですが、これが総務課に移って何年目でしたかというか、総務課とＭＣＡサポートセンター進修館で行っているということなんですけれども、この決算の39ページ、一応進修館管理事業に含むということで、財源というか決算としてはゼロ円になっています。一応予算としては、平成29年度の予算は79万円という形では聞いていたんですが、それをここの進修館の委託に含めているから書きませんよということなのかどうかということを確認するのと、あと実施内容で、この中で、じゃ総務課がやっているのはどれなのかということをお伺いしたいなというふうに思います。

それから、秘書事務事業のうちの町長交際費なんですけれども、予算のときに総務課からいただいた資料によりますと、町長交際費の支出明細というので、香典、花輪等、見舞金、会費、祝い金、賛助金、その他というふうにありますが、その他３件が9,000円となっていますが、これについてお伺いしたいと思います。

以上、２点お願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮です。

まず、１点目のご質問でございますが、市民の活動をつなぐインターネット放送局事業でございます。こちらは町の第４次総合計画の後期実行計画にも位置づけられている事業でございまして、当初からは総務課のほうで所管している事業ということで、総務課で予算を持っておりまして、事業も執行いたしておりました。

こちらは今回から予算のほうはゼロ円というふうになっておりまして、進修館の管理事業に含むというふうになっております。ですので今回、平成30年度から変更となりまして、進修館の管理のほうの事業に全部含めての金額というふうになってございます。こちらはだから平成30年度からになります。

ただし、事業の実施主体につきましては、担当課のほうは進修館を所管しております町民生活課ではなくて、従来どおりの町の広報担当で所管をしているものでございます。

実際に、じゃどの辺の事業を総務課のほうで担当しているかというところでございますけれども、成果書の39ページに書いてありますインターネット放送局の実施内容、幾つかの事業でございますが、こちらは全て町の総務課の広報担当で携わっている事業でございます。

それから、２点目の町長交際費でございますが、今、議員さん、ご質問にございましたように、予算のときの資料で、種類別な明細を資料として提出をさせていただいているところでございまして、その中で香典、見舞金、会費、祝い金、賛助金のほかに、おっしゃられるようにその他というところで支出がございます。こちらは件数は３件、そして支出額は9,000円となっておりまして、中身につきましては新盆参りのときに支出している御仏前になります。

こちらはその前年度、平成28年度でも同じように３件で9,000円支出をさせていただいております。

これは、その年の８月に新盆を迎えられる方、過去１年間の中で町長交際費の支出があった場合の対象者の方の中から、直接町長がご自宅のほうにお伺いいたしまして、御仏前を置いてまいったというものでございます。

ただ、こちらのほうにつきましては、ちょっと近隣の町にも確認はしているところなんですけれども、杉戸町や松伏町のほうではこういった形で新盆参りというのはやっていないというふうに聞いております。

また、亡くなられた特別職のような方について、お通夜ですとかお葬式のときに御霊前を出しているというのがありまして、また新たに新盆のときにも支出となりますとほかの方とのちょっと公平性が保てるのかと、その方だけ２回払うのかというふうな話も出ておりましたので、こちらにつきましては町長とも相談いたしまして、今年度、令和元年度につきましては、もうお盆は過ぎてしまいましたけれども、こちら新盆参りのほうは行っておりません。そのような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

総務課の今年度の成果で、ホームページが86万件ということで、３万件増ということで、本当に情報化で今、スマホだとかパソコンで情報を見るという方も多いかなというふうに思いますので、広報みやしろを見るために開くという人もいると思いますので、これは充実してきたなというか、見やすくなってきているというのはそれはそれでいいと思います。

今のインターネット放送局事業、予算のほうでは78万とあったんですが、その2018年、平成30年度の予算として78万と立てたんだと思うんですが、その前の年が89万円だったのかなというふうに思いますけれども、第４次総合計画の後期実行計画ももう今年度と来年度で終わる予定です。そういう中で、この２万5,000回ということに対しての、一応成果目標になっているので、これに対して後期の実行計画上、後期、今２万800回と書いてありますが、ちょうど27年くらいからどうでしょうか。私が決算で、前年度の決算で聞いたときは、27年が２万4,000回、28年が３万5,000回、29年が２万1,000回、今回決算だと２万800回というと年々減って、年々というか今回減ったかなというように思うんですが、これは予算が減ったから減ってしまったのかなということなのか、それとも特派員は増えているので、特派員はＭＣＡさんがしてくださっているということを確認したいのと、つくっている動画、動画としては103本ということで、まあ大変多いなと思っているんですが、視聴の成果目標というのがあるので、それに対してのことに対してお伺いします。

後期実行計画、もうそろそろ終わる実行計画で、この成果目標が高過ぎたんですよということだったらそれはそれで大丈夫なんですけれども、その辺を伺うことと、それから新盆参りの話なんです

けれども、私の郷里は山梨県なんですけれども、山梨県の山梨日日新聞という、こちらで言う埼玉新聞みたいなものがあるんですが、その１面に山梨県市長会というところで申し合わせ事項という広告みたいなのが、広告というか記事、１面にちょこっと広告的な記事があったんですが、新盆のあいさつ回りにつきましては、公職選挙法に抵触するおそれがありますので、県下13市の市長は自粛することを申し合わせております。平成何年というふうに書いて、新盆参りは行いませんよというそんなふうな記事というか、広告というか、宣言というかそういうのがあったんですが、そんなことがあって、今、伺っているんですが、今年31年、令和元年度はしていないということで、もうこれからその新盆参りというのはそういう、そんなふうな多分範例というかそういうのも出たのかなと思うんですけれども、それでもうじゃ今年からしないということで決めてしまうということでよろしいのかどうかお伺いします。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮でございます。

まず、１点目のインターネット放送局についてでございます。

こちら成果書にもありますが、平成30年度の視聴回数というのが約２万800回ございました。確かにここ数年、一時は３万回を超える回数がございましたが、だんだんこうちょっと減少傾向にあるというのが事実でございます。もちろん特派員の皆さん、一生懸命頑張っていらっしゃっていて、工夫をして、勉強もして、より多くの人に見ていただけるような動画をたくさんつくっていただいてはいるんですけれども、ある程度事業が進むにつれて、割とこう同じテーマで動画をつくったりとかいうところが新しくその視聴回数を増やすというところになかなか結びついていないのかなというところがございます。

新しい取り組みのほうもインターネット放送局ではいろいろやっておりまして、先ほど前段の委員さんのご質問にもお答えしましたけれども、日本工業大学と連携いたしまして動画をつくったりですとか、あと、今まではイベントがあった後にそのイベントの様子などを放送することが多かったんですが、今回、告知動画ということで、事前にこういったものをやりますといったものを10本ほどつくって公開をしております。

また、内部の研修なども盛んにやっておりまして、一生懸命皆さんやっていただいているところであるんですが、後期実行計画のほうももうすぐ終わりに近づいておりますが、視聴回数を上げていくというのは大きな課題の一つであるかなというふうに考えておりますので、放送局とも相談をしながらよい方向に向けてやっていきたいというふうに考えております。

また、動画の本数でございますが、後期実行計画では年間50本ということで掲げておりますが、実際毎年100本ぐらいの動画の公開の数を上げていることができております。また、たくさん数を上げればいいというものではございませんので、もちろんその内容の質の向上というのも不可欠なものになってまいります。そのためにも皆さん内部で勉強したりとか、講師を招いての研修会をやったりしてよりよい動画ができるように、数だけではなくて質の高い動画ができるように皆さん頑張っていただいているところですので、今回は回数ではちょっと少なかったというところがありますが、今後の課題とさせていただきたいと思います。

それから、２点目の新盆参りの関係なんですけれども、こちらにつきましては以前から町長交際

費の中でここ数年ずっと新盆参りをしていたところではございます。先ほど、公職選挙法に抵触するおそれがあるということでやめたという話がございましたが、一応現状のところでは、うちの宮代町のほうでは抵触するというふうには認識しておりませんので、ちょっとそういったご意見もありますので、何かそういった範例があるのかとかそういったところも含めてちょっと検討させていただいて、今後につきましては、今年そういったほかの近隣の市町村でもやっていないことが多いという話がありますので、現状のところでは今年度も含めてやらないというふうに考えているところです。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　インターネット放送局につきましてはまだ１年半ありますし、市民の活動をつなぐという当初の目的のとおり、今回新たに動画ベスト10のうち、親子触れ合い遊びだとかが多かったというので、自分たちが映っているかなというのをもう一回確認したいというそういうのもあるのかなと思いますので、その辺を、つくるほうの人のこだわりもあるのかもしれないですけれども、見るほうの人の思いも酌んでもらってつくってもらえば視聴回数も多くなるのかなというふうに思いますので、その辺、工夫していただきたいなと思います。

あと、その特派員、特派員はＭＣＡサポートさんのほうの絡みで11人がなっていますが、決算書の54ページの広報サポーター謝礼２万4,000円とありますよね、これは広報のためのなんですが、こっちはボランティアで、こっちはきちんとお願いしてやっているというそういうことでよろしいんですか、ちょっと確認します。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長（稲宮辰男君）**　総務課副課長の稲宮です。

まず最初に、インターネット放送局の動画でございますが、今後はより幅広いジャンルで、今までの既成概念にとらわれずに新しい動画、取材をして、皆さんが興味を持っていていただけるような動画づくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、インターネット放送局とは定期的に打ち合わせなどを行っておりますので、その中で話を伝えていきたいというふうに考えております。

あと、２点目の広報サポーターの関係でございますが、こちらは主として町の広報紙のほうです。紙の広報紙のほうに広報サポーターさんに取材していただいた内容を掲載しているもので、こちらは１回当たり1,000円、年間で１万2,000円を上限として、お二人に支出をしております関係上２万4,000円という決算額となっております。

もう一方のこちらのインターネット放送局につきましては、当初からあくまでもこれは町がやる事業というふうには考えておりませんで、将来的にはその市民の活動をする団体の中で行っていく事業として考えておりましたので、特に町のほうから特派員さんに報償費を、謝礼を出してやっていただくということではなくて、いずれは独立とした活動としてやっていただきたいということで、当初からこちらはボランティア、報酬なしとしてやっておるものでございます。

あと一点、つけ加えますと、放送局の特派員さんの取材活動におきましては、少額ではありますけれども、実費として特派員の方に放送局のほうから謝礼程度のものは支出をしている状況でもあります。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

今、ネットで広報を見る人も多くなってきているというのが事実だと思います。自治会に入っていない方も、前回64％という一般質問でのご答弁ありましたけれども、そういう方々も多分指１本で開こうということで、そっちを開くということで、広報みやしろの広報サポーターと、やっぱり特派員との余り差が出てはいけないのか、まあこっちはインターネットだからちょっと違うんですけれども、内容的にはあったことを情報として発信しているということで、内容、変わるわけではないのかなというふうに思いますので、その辺公平性を考えながらやっていただきたいなということで要望しておきます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。幾つかお聞きしたいと思います。

１つ目は、50ページの文書通信庶務事業です。これ、説明の中ではたしか厳格化ということで上がってしまったというんですけれども、この上かかな郵便のほうに郵便料が厳格化によって上がってしまったんだと言っているんですけれども、この郵便料というのは１つは郵便局とか、宅配だとかいろいろあると思いますけれども、その辺のところでどういうふうなあれが厳格になったのかちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、町としては、じゃこの上がったことについてどのように対処してきたのか、もう一度ちょっと細かくお願いします。

それから、地域コミュニティーの活性化事業でございます。自治会長の報償金が下がっているんですけれども、一般質問の中の説明だと思いますけれども、自治会５つが合併したということで聞いたんですけれども、それと同時に、町民生活課かこれは、ごめんなさい、失礼いたしました。

図書追録整備事業です。この中で委託料で、例規集データベース更新委託料が、使用料ですか、使用料及び賃借料の例規執務サポートシステム使用料が下がっているんですけれども、これは28、29年度として159万ずつということでなって、急に今年、30年度の決算では140万になっているんですけれども、その辺のとこの理由というのがわかれば教えていただきたいと思います。

それと、同ページの人権平和推進事業でございます。この中で52ページになってくるんですけれども、越谷人権擁護委員会協議会負担金、越谷人権擁護協議会杉戸部会負担金が昨年度よりかほんの少しですけれども上がっているんですけれども、これは理由か何かあるんでしょうか。

それと、役務費です、クリーニング代、これも倍ぐらいになっているなと思います。たかが知れているんですけれども、これは何のためにこれを倍になってしまったのかお願いしたいと思います。

それと、オフィスサポーター雇用事業なんです。報酬の単価なんです、子育て指導員１人166万ですか、それが何年間ぐらいこれが同じ賃金でやってきているのか。私が調べた結果は３年間は同じ値段だなと感じます。かといって賃金、臨時職員賃金がこれは上がった分だけ上がっていますね。その辺の理由、こっちは上がってもこっちは上がらない、ちょっと私には理解ができないんですけれども、その辺のところを、理由とかそういうのがあったら教えていただきたいなと思っております。

それと、情報公開推進事業でございます。去年まではこれは案件がなかったということで前段の人に答えているんですけれども、案件がないとやっぱり会長とか委員のほうにはこれは必要ないと

いうことで省いてあるんでしょうか。臨時というところもありますよね、案件というのは。臨時にこういうことは案件が出てきた、そういうときはどうするんですかなと思いまして、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

それから、61ページです。男女共同参画推進事業ですか、委託料で一時保育業務委託料ということで書いてあるんですけれども、これはどこの業者に頼んでいるのか、それとも町が雇ってやっているのかちょっとわからないんですけれども、何回ぐらいやったのか、ちょっと去年と比べたら倍近くになっていますね。あ、違う29年と比べたら。何回ぐらいこれやったのか、増えているということでは喜ばしいことなんですけれども、ちょっとその辺のところも詳しいことを教えていただきたいなと思っております。

それと、79ページです。監査委員の審査を今年もやったわけなんですけれども、私個人からするとちょっと、個人ですよこれはあくまでも、監査委員の、81ページ、監査委員の報酬ということで25万8,800円ということになっているんですけれども、私ちょっと感じたんですけれども、これの分厚いやつをだって幾日監査しているのかちょっとはっきりわかりません。私はちょっと低いのではないかなという感じはしないでもないですよ。いろんなことを調べたりなんかして、町としてのこの報酬は適当と感じているのかどうか、その辺のところどんなふうなのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、101ページの保育園の人件費です。この辺のところはちょっとわからないんですけれども、これ、人件費としては増えているんだと思いますけれども、給料としてはどうなんでしょうか、これは増えているんでしょうか、減っているんでしょうか、それとも横ばいなんでしょうか。

あと、人数、この保育園の先生ですよね、職員、この人たちというのは増えているんですか、入っているんですか。ちょっとその辺のところをわかったら教えていただきたいなと思っております。

それと、121ページの農業総務人件費です。これは何人分かちょっとよくわからないんですけれども、８人になったり、９人になったりしているんですけれども、これは何人分のあれになっているのかなと思って、29年と比べてどういうふうに変わっているのか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、道路橋りょう総務人件費、133ページです。この辺のところもちょっとわからないところがあるんです。総務ですよね、これはね、総務ですよね、133ページの道路橋りょう総務人件費。給料が何か下がっているような感じがするんですけれども、これはなぜ下がってしまったのか、普通だったら上がっているんです。それとも安い人がここに入ってきているのか、やめていってしまったのか、ほかに異動したのか何人だかちょっとわからないんだけれども、その辺のところの理由を教えていただきたい。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　２時１９分

再開　午後　２時３４分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

まず、文書通信事業の郵便料金の関係なんですけれども、こちら郵便料金の扱いについて、郵便局の厳格化ということで増減のときに説明を申し上げたかと思うんですけれども、こちらの厳格化の取り扱いというのが主に割引制度の適用の厳格化でございまして、例えばですけれども、封書で82円通常かかる封筒のもので郵便物、これをまとめて100通以上とかになりますと一定の率、割引がされて多少安く出すことができるんですけれども、それを出すに当たって、その封筒の取り扱い、例えば封筒の大きさが同じであるとか、形が一緒であるとか、そういう扱いが今まで特に指摘はなかったんですけれども、細かいところまで指摘がありまして、割引制度が受けられなくなってしまったと、そういったことが大きな影響ということであります。

ただ、この取り扱いにつきましては、こちらとしても今まで大丈夫だったものがなぜ急にだめになってしまったのかというところで確認等をしておったんですけれども、全国的に基本的にはその取り扱いというのは一緒にしなくてはいけないと。郵便局は郵便局で監査等も受けているということなので、そういったところで指摘が結構あって、どうしても今までは大丈夫だったんですけれども今後は通常どおりというんですか、ほかと同じようにやっていただきたいということでありました。

ただ、またちょっと取り扱いも変わってきておりまして、こういう出し方をすればもうちょっと割引受けられるようになりますよというのもアドバイスを受けたりとかして、一時期よりは多少割引が受けられるような形で出せるようにはなってきているのが現状でございます。

この値上がりに対して、やはりなるべく割引を適用して出したいので、全庁的にこういうふうになるべく出してくださいというお願いをして、少しでも安く出せるような取り組みというのはやっているところでございますので、ご理解くださいますようお願いします。

続きまして、図書追録の関係、例規システムの使用料、こちらが29年度よりも30年度決算の額が下がったということで、こちらにつきましては毎年度業者と交渉はしているんですけれども、金額というものがなかなか変わってこなかったんですけれども、平成30年度につきましては多少使用料を下げていただけたということもありまして、決算額が下がっているというところになっております。

続きまして、人権平和推進事業、決算書でいうと52ページの、こちら越谷人権擁護委員協議会の負担金と、同じく人権擁護委員協議会杉戸部会の負担金なんですけれども、こちら人口をもとに積算している関係がございまして、約なんですけれども、240人ぐらい宮代町人口が増えている関係がございまして、多少負担金が上がっているというような現状でございます。

また、クリーニング代、こちらなんですけれども、クリーニングは毎年度人権を考える集いで使用しているんですけれども、はっぴ、このクリーニング代ですとか、あとは人権擁護委員のジャンパー、こちらをクリーニングで出した関係で使用しているものでございます。

続きまして、決算書52ページのオフィスサポーターの雇用事業に関連して、子育て指導員の報酬なんですけれども、こちら報酬につきましては今年度、令和元年度からなんですけれども15万3,000円に引き上げているところでございます。平成30年度は13万9,000円だったところを、令和元年度につきましては15万3,000円に引き上げをしております。

続きまして、情報公開推進事業の関係ですけれ

ども、案件がなかったから開催していないということではあるんですけれども、仮に、臨時で急に案件が発生した場合であっても、予算としては審議会の開催できるような形で持っておりますので、その際には委員さん調整して、審議会のほうをきちんと開くような体制はとっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、男女共同参画推進事業でございます。一時保育の利用状況でございます。こちらにつきましては、件数として全部で17件、延べ54人の子供たちが利用している状況にあります。こちら委託先につきましては、きらりびとみやしろにお願いをしております。

続きまして、監査委員の事業でございますが、こちら報酬に関連してということでございます。監査の日数ではあるんですけれども、年間通じて毎月例月の出納検査、あとは時期に応じて決算審査、定例監査等を行っておりますけれども、日数に換算しますと大体30日前後毎年度監査を行っている状況にあります。

それに当たって、監査委員さんの報酬ではあるんですけれども、以前も委員さんからご指摘いただきまして、安いのではないかということでご意見をいただいているところでございます。町のほうでも県内の町村、こちらの監査委員の報酬のほうを全体的に確認してみても、宮代町は非常に安い水準でやっていただいていると。そういったこともありまして、監査委員さんもそうですけれども、ほかの委員も含めて見直しのほうを検討しているところでございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、保育園の関係ですか、102ページの人件費ですとか、あと121ページ、133ページのこの人件費の関係というのは、保育園につきましては平成30年度、こちら任期付ということで保育士を２人ほど雇用しております関係で人件費が上がっているのかなと考えております。

あとは、農業関係、道路関係の人件費分につきましては、毎年度職員の異動がございまして、そのときの職員の張りつきぐあい、それによって人件費が増減している状況にありますので、そのときのその年度ごとで若い職員が担当することもありますし、逆に年配の職員が担当することもあるので、そういった影響が大きいかなということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　それでは、ちょっと再質問させていただきます。

最初に、職員の数なんですけれども、これ農業総務ということで29年度はたしか８人だと思ったんですけれども、30年度では９人になっているんですけれども、それの増やした理由をちょっとお聞きしたいんですけれども、１つは。

それと、文書通信庶務事業なんですけれども、その辺のところは郵便局との関係でということで、ほかのあれは入っていないんですよね、これは例えば宅配便とかそういうやつは入っていないということでよろしいですね。確認の上でちょっとお聞きしたいと思います。

それと、図書追録なんですけれども、これは減らしたんだということで、毎年、今年は業者とのあれで減らしたということで、これはじゃ、今まではやっていなかったんですか、そういうことは。毎年毎年。今年はというように聞こえたような感じがしたんですけれども。ずっと同じ値段で来ていて、今年は下げたんだということなんですけれども、今まではやっていなかった、そういうことでよろしいですか。それとも毎年やっていたんだけれども、結果的にはこう下がらなかったんだよ

ということなんでしょうか、そういう努力はしていなかったということなんでしょうか、努力はしていたんでしょうか、お願いします。

それと、人権のやつは人数が、人口が増えたということで、その分で計算しているのでなったんだということはわかりました。

あと、情報公開のオフィスサポーター、それと子育て指導員、これは今年は上げたんだということなんですけれども、これはここだけのオフィスサポーターだけ上げたんでしょうか、それともほかのそういうところの人件費も上げたんでしょうか。質問ではオフィスサポーターは上げたんですけれども、これ全体的に上げたから上げたんでしょうか、それともこの子育て指導員だけ上げたのかなと思って、ちょっとその辺のところがわからないというのが、お願いします。

情報公開推進事業については、予算は持っているから大丈夫なんだということなんですけれども、これを使わないときは使わないということだと思うんですけれども、これ臨時で何かあったときはその予算を執行するから大丈夫なんだと思いますけれども、こういう前のあれもあったんですけれども、これ情報公開というのはいろいろな情報があると思うんですよ、情報公開のするかしないかということで、町が決めたやつだけではなくて、町民からも言われたことがあると思うんですよ、そういうのは１件もなかったのかなと思って、今ちょっとお聞きしたいんですけれども。今まで過去にそういうことはなかったということは、じゃ、町民のほうから情報公開制度で制度として活用したいんだけれどもどうなんだということ、そういう町民からの要請というのはありましたか、そんなところも。何かあったけれども知らなかったとか、いろいろあると思いますけれども、あるのかないのか、なかったのか、その辺のところだけはお聞きしたいなと思っております。

あと、男女共同参画事業で委託料、きらりびとに委託しているんだということなんですけれども、17回やって54人のお子さんを見たということは、17回ということは、１回につき幾らということで決まったんですか、それとも回数で決めているんですか、それともう値段が決まっているんですか、何回でも。１回ですれば17回だとすれば5,800円ということになってしまうんですけれども、これは値段というのはどのように決めているのかちょっとわからないなという感じはします。その辺のところをもう一度詳しくお願いします。

監査委員については、皆さんから言われているということで了解をいたしました。

いろいろな人件費、それは先ほど言われました人数だとかいろいろなことで毎年毎年変わっていくんだということなんですけれども、人数が何か増えたり減ったりするんですよね、人件費が変わるのはわかるんですけれども、人数が増えたり減ったりする理由というんですか、その辺のところをもう一度詳しくお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、職員の数、農業関係の人件費の職員の数ですとか、あとは道路関係のということでありますけれども、農業関係のほうで29年度が８人、30年度が９人ということでありましたけれども、新しい村の関係ですね、先日の全員協議会等でも話があったかと思うんですけれども、指定管理者に向けての対応ですとか、そういったために１名増ということでやっているということで、これはまた令和２年度でどうなるかというのはまたこれから調整してやっていくというところで、毎年度そ

れぞれの担当の職員については、１年限りで増減するような事務ですとか、数年単位で増える事務、または事務の統廃合等によって１名ないし２名増減というのは、その時々の事務量に合わせてやっている状況にあります。それに伴って人件費も変わってくるというところでご理解いただければと思います。

また、文書通信庶務事業の宅配便ですか、基本的に町から出すものは郵便局を通してやってはいるんですけれども、町といっても総務課のほうで一括して出しているのは郵便局のほうですね、たまに１カ月に１件か２件ゆうパックを利用して出していますけれども、それはめったに使わないものなので、そういった宅配関係、それは大きい影響は特に受けていないかなと考えております。

あとは図書追録事業の関係で、例規システムの金額の見直しの関係、今まで交渉しなかったのかということでご指摘ありましたけれども、これは毎年度、翌年度の予算に向けて、どうしても例規の業者というのは限られてしまうので、毎年度交渉はしておりました。料金が下がるほうになるのか、もうちょっとサービスの拡充、それはできないのかということで話をしておりまして、平成30年度にやっとというんですか、30年度からは使用料の見直しをしますということで対応していただけたので委託料が下がっていると、そういう状況になりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

子育て指導員の報酬、こちら見直しを行ったのと同時に学童保育指導員ですとか、子育て指導員、学校用務補助員なども同時に報酬の見直しというのを行いまして、今年度４月から新たな料金体系で報酬のほうを支払いをしている状況でございますのでご理解ください。

あとは、情報公開推進事業の関係で、臨時の場合ということで、当然、臨時で案件があった場合には審議会に諮るものについては審議会を通して行うという体制は整えております。

情報公開請求、各担当に町全体としても請求はあります。これに対してどういう公表、公開をするかというのを判断して、その公開の回答に対して不服がある場合というのは、情報公開個人情報保護の審議会ではなくて審査会のほう、こちらに決定の内容が不服がある場合には申し立てをすることができると、そういう仕組みになっているんですけれども、ここしばらくその結果に対する不服というのは申し出が出ていない状況でございますので、情報公開請求はありますけれども、そういう不服の審査をする審査会については開いていない状況ということになっております。

また、男女共同参画社会の推進事業の一時保育の関係ですけれども、保育士１人に対して、時給950円ということでお願いしている状況です。ただ、こちらも今年度、令和元年度から見直しのほうを行いまして、町の保育士と同じ1,100円ということで、今年度４月から1,100円ということで行っております。

ただ、この保育の時間というのは、各課のほうでイベントの際に一時保育はやってはいるんですけれども、そのイベントの時間、ただの会議であれば２時間程度かなとか、実際町のイベントであれば４、５時間あるのかなとか、そういうところで時間の短い、長いはありますけれども、そのような体制でやっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　人件費のことについては大体わかりました。

あと、今言われた男女共同の参画事業なんです

けれども、1,100円に上げたということなんですけれども、これは、すると17回やって、これ時間がみんな別々だということで、計算がちょっと難しいですね、じゃ、わかりました。１回につき17回やると5,800円くらいになるなという感じでちょっと計算したんですけれども、この予算と決算との割合で、わかりました。一応時給でやるということで確認をいたしました。

文書については、基本的には総務としては郵便局でやっているんだということで、そういうことでよろしいんですね。はい、わかりました。

わかりました、全体的に。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。

国は圏域の法制化へ議論を始めました、平成31年度。

ちょっと読み上げます。

安倍晋三首相の諮問機関、第32次地方制度調査会は2018年７月31日専門小委員会を開き、複数市町村で構成する圏域の法制化に向けた議論を始めた。ここで人口減少が進む2040年ごろにはさらに少ない職員数での行政運営が必要になる、と述べています。

たしか事務公務員を半減にするとかという記事で、大変センセーショナルな記事だったことを覚えているんですけれども、そのときに全国自治体にこの圏域に関してどう思うかという問い合わせが全国の自治体にあったはずなんです。総務省が行ったのだか、新聞社が行ったのだかちょっと記憶はないんですけれども、どういう内容で、どのように答えたかお答えいただきたいんですけれども。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課、鈴木と申します。

圏域というのはここら辺のエリアを指した行政運営ということと思うんですけれども、おそらく企画財政課のほうに照会文書等が行っているのではないのかなと思うんですけれども、ただ、確かに少子高齢化に伴って行政運営というのは小さい自治体は厳しい状況が続いているというのは認識しているところですし、広域行政ということで国のほうも推進しているというのは理解しているところでございます。

それに対して具体的に総務課で何か今、取り組みをしているかというと、現状では広域でということで何かを取り組んではいないので、将来的には何かしら考えていかなくてはいけないのかなというところではありますけれども、ただ総務課というわけではなくて、やはりほかの自治体の考えもあるでしょうから、宮代町の近隣自治体を含めて、その広域的にそういう方向性というんですか、同じ方向を持てれば広域行政ということで、何かをきっかけにして事務でつながってやっていける機会もあるのではないかなと認識してはいるところですけれども、実際その調査というものが手元に来ていないので、明確なちょっと答えにはなっていないかもしれないですけれども、現在の個人的な見解にはなってしまうかもしれないですけれども、そのような状況にありますので、ご理解いただければと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　小さな自治体は特に厳しいということはよくわかりました。

そうしまして、今年はデジタル手続法、行政手続のオンライン化というものが８月に発表されまして、総務省の試算では2040年に市町村職員は

10%から20%減る。これでいきますと宮代町は20年以内に40人減らすということです。昨年度は何人減らしたんでしょうか、平成29年度比で。減らし続けなければいけないんです、20年間。まさか増やしていないでしょうね、質問です。

**○委員長（九山妙子君）**　総務課副課長。

**○総務課副課長兼人権推進室長（鈴木淳史君）**　総務課副課長の鈴木です。

平成29年度につきましては、再任用職員含めまして203人ということでやっておりました。平成30年度につきましては、同じく再任用職員含めまして207人ということでやっております。

確かに職員数というのはなかなかどこまで増減というんですか、できるかというのは難しいんですけれども、町といたしましても、やみくもに増やすという選択肢はとっているわけではなくて、なるべくオフィスサポーターさんに任せられるものは任せる、あとは短期的に事務が増えるものについては任期付ということで、期限を限った職員で対応する。それでもどうしても私どものような一般の職員が必要な場合というのに限って、その不足が生じるだろうと思われる人数分だけ採用すると。

今後10年で職員のほうが60人ぐらい定年退職を迎えます。その年々によって定年を迎える人数というのは変わってきますので、当然、極端に人数が多いときにその定年される方の人数に合わせて採用するというのも一つの方法ですけれども、ここ何年か方向性として持っているのは、それをなるべく浮き沈みがないように、要は新しく採用される方が、例えば極端に少なく２人であるときもあれば、10人以上採用するときもあるとか、そういうことがないように、なるべく平準化して職員数というのを考えていこうということでやってきていますので、単年度の比較ではもしかしたら多く増える年もあるかもしれないですけれども、基本的には職員を多く、段階的に増やしていく、そういうやり方でやっているわけではないので、ご理解いただければと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。

前年比で４人増えたということですけれども、単純計算で２人減らなくてはいけないところを４人増えたということは絶対値でいうと６人です。ということは来年度は８人減らさないと数字が合わなくなってくるんです。確かに浮き沈みがあるのはいけないかもしれないけれども、浮くのはだめなんですよ。沈み続けるという事実があるんですから、事実に合わせる。このまま小さな町でやるんだったら縮んでいくしかないんです。ですから役場にも縮んでほしい。合併は嫌だ、単独行政で頑張る、どちらの覚悟もない、そういう中途半端な行政はやめていただきたいということで質問を終わりにします。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で総務課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時０８分

再開　午後　３時１２分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより企画財政課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○企画財政課長（栗原　聡君）**　それでは、順番に自己紹介という形で、私、企画財政課課長の栗原です。よろしくお願いします。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東といいます。よろしくお願いいたします。

**○企画財政課主幹（榎本恭一君）**　企画財政課主幹の榎本です。よろしくお願いします。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。よろしくお願いいたします。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　企画財政課管財担当主査の島村と申します。よろしくお願いします。

**○情報担当主査（富永貴雄君）**　企画財政課情報担当主査、富永と申します。よろしくお願いいたします。

**○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）**　対話のまちづくり推進担当主査、小川です。よろしくお願いいたします。

**○財政担当主査（青柳　誠君）**　財政担当主査の青柳です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いします。

歳入歳出一貫して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　合川です。質問させていただきます。

２点ほどなんですけれども、成果書のまずは69ページの一番上で、ふるさと納税についてお伺いします。

28年度、29年度、30年度と寄附金額がどんどん減り続けているということになっているので、その要因というのはどういうところにあるのかというのが１つと、あと成果書の72ページで、これ、説明していたら恐縮なんですけれども、情報通信機器を適切に管理運用するとともに、延長保守サービスや事務の効率化に努めることでコストダウンを図りましたとあるんですが、この具体的などういうことやってコストダウンにつながったのかという、詳しく具体的なところをお伺いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東でございます。

まず、１点目についてでございます。

合川議員さんからいただきました成果書69ページの寄附金額の減少ということについてのご質問でございますが、大きくは、やはりふるさと納税に関する各自治体の競争が激しくなってきたというのが、まずもって一つの大きな要因かなというふうに考えております。

また、その返礼品の競争の激化といいましょうか、そういったこともあって、総務省も見直しについて、過去を機に、昨年度から地方税法の見直しも行われましたけれども、例えば寄附金額に対する返礼品の割合を今年度から３割以下に抑えなさいといったような話もあったということもありまして、そういった見直しに伴って、よりその返礼率のぎりぎりのところでせめぎ合いが行われているといったことがあって、競争激化と合わせて、返礼品の見直しも求められてきたと。特に、宮代町のふるさと納税の中に「ありがとう券」みたいなものを含んでいた過去がありますけれども、そういったその金品については、見直しを大きく求められたというのもありまして、そういった返礼品の見直しも行われた結果として、こういった減少になっているのかなというふうには思います。

しかしながら、この特産品の送付件数6,116に

ついては、県内町村の中でも２番手を担っておりまして、金額的にも上位を占めていると、これはその競争の中で、宮代町も頑張らせていただいているという結果なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　合川議員さんからの２点目のご質問でございますけれども、成果書の72ページ。ＯＡ管理事業の成果のところでのコストダウンを図りましたということに関しまして、お答え申し上げます。

こちらのほうに関しましては、平成30年度におきまして、ＬＡＮの配線の強化工事のほうを行ったところでございます。

それを行ったという理由が、いろいろ庁舎内の組織の改編等がございまして、庁内ＬＡＮがいろいろ下のフロアカーペットを剥がして、いろいろやりとりをして、断線をするようなおそれも生じるということで、30年度については、そちらのＬＡＮのケーブルの配線工事を行ったところでございます。

それに伴いまして、金額的には安価でできたということで、コストダウンのほうを図れたということで認識しているところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　合川です。

ありがとうございます。

ふるさと納税については、その要因についてはわかりましたんで、今後、また頑張って増やしていくということを考えていかなければいけないなと思いまして、２点目につきましては、このコストダウンというのは、そのＬＡＮを整備するに当たって安価でできたというコストダウンであって、ランニングコストのようなものがコストダウンにつながったというわけではなくて、工事費が下がったというコストダウンというだけで……。

はい、わかりました。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、歳入のほうで質問させていただきます。

こちら、決算書の37、38ページの雑入のところで、循環バスの違約金５万9,900円とあるんですけれども、こちらはどういった違約金なのか教えていただきたいです。

あと、成果書の67ページですね。

便利バスが走る事業が、毎年度利用者が増加しているということで、喜ばしいことだと思うんですけれども、高齢者の免許返納がありまして、これからもっと増えるのかなと思うんですが、その部分で、成果書の71ページになります。こちらの便利バス委託料のところで、降車ボタンの設置という54万8,640円がありまして、こちらのほうが、去年降車ボタンの設置をしたと思うんですけれども、そちらの設置料金がこちらのここに入っているということは、バス会社持ちになったのかということと、あとは今年も料金箱が設置されたんですが、それも同じようなことになっているのか。

あと、庁舎等管理事業のところ、71ページの下なんですけれども、こちらのほうが光熱水費のところで、29年度、30年度がかなり値上がりというか上がっているんですけれども、こちらの要因は何だったのか。

あと、決算書の63、64で、みやしろ定住促進作戦、こちらが成果書は41ページになるんですが、

こちらで12月と２月に東京で開催された定住促進イベントに出展し、宮代町をＰＲしましたとありますが、どのようなＰＲをしたのか、具体的に教えてください。

こちらの「みやしろ初めてツアー」が７世帯、千葉県、宮城県、東京都とありますが、こちらはどちらが何件あったのかの内訳と、こちらから例えば実際、移住してくるということになったのかどうか。つい最近だとすれば、ちょっとわからないかもしれませんが、それを教えてください。

あと、こちらの「みやしろで暮らそっ」のアクセス数が年間16万7,104件であったと。そのうちのこちらの「初めてツアー」７世帯だけというのはちょっと少ないような気がしていて、今度の下にある後期実行計画にある目標ですね、こちらがツアー参加、転入家族が年間20件という目標に対して、アクセス数が年間20万件とあるんですけれども、簡単に計算すると、これだけではとても少なく、本来だったら50万アクセスがないと20件にならないんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはもう少し、内容を向上させるのか、そのあたりを教えてください。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　まず、１点目の決算書の37ページ、38ページ、歳入におけます雑入の関係でございますけれども、こちらのほうにバス違約金ということがございますけれども、こちらのほうの説明のほうさせていただければと思います。

循環バスにつきましては、平成30年度から新たに５カ年契約におきまして、業者さんと契約を締結させていただいたところです。４月１日から新たなバスを使いまして運行のほう開始したところでございますが、４月１日からの納車時に、一部不適切で間に合わない部分があったということで、そちらのほうが契約上違反しているということで、契約に基づく違約金という形で、違約金のほうを徴収させていただいたところでございます。

そちらのほうの内容につきましては、循環バスの表の表示にどこどこ行きという表示が出たり、バスの車内で、次はどこどこのバス停ですという表示がアナウンスされるような仕様にさせていただいたところでおったんですが、配線の関係で、ちょっと間に合わなかったということで、料金箱の設置の関係で間に合わなかったということで、それら全ての配線において、うまくいかなかったということで、運行開始当時にそういったものの表示ができなかったということで、仕様で間に合うようにということでやっておったんですが、間に合わなかったという形で、ちょっと違約金という形でその分も徴収させていただいたところでございます。違約金につきましては、車両調達のみの部分での適用とさせていただいているところでございます。

その他の仕様に基づく運行については、きちんとできているということで、先ほど申し上げたように、車両調達に係る部分での違約金の計算をかけて徴収させていただいたところでございます。

続きまして、成果書の71ページですね。

こちらのほうの同じく便利バスの関係でございますけれども、降車ボタン設置という形での記載があるところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、先ほど来から申し上げているとおり、30年度から新しい車両のほう入れさせていただいたところでございます。

しかしながら、スタートしてみれば、利用者の方から、降車ボタンの位置がちょっと高いんではないかとか、いろいろなお話をいただいたものですから、そちらのほうを少し利用者の方の面を考えて、少しでも利便性を高めるために、降車ボタ

ンを若干低い位置に新たに設置をさせていただき、対応させていただいたところでございます。それに伴う設置費のほうを受託会社のほうにお支払いをしたところでございます。

最後になりますけれども、同じく成果書の関係で71ページの庁舎等管理事業、こちらのほうの光熱水費の関係で、電気料、上下水道料等ございますけれども、前年に比べて上がっているというご指摘でございます。

こちらの上がりの理由でございますけれども、まず、電気料につきましては、前年比で81万1,064円の増額となっているところでございます。こちらのほうにつきましては、平成30年度につきましては、酷暑日が続く中で、来庁者ですとか、職員の体調を第一に考えた場合、どうしても空調機を稼働せざるを得ない状況にございました。そういった状況で稼働状況が高かったせいもありまして、電気料が増額してしまっていると理由があるというふうに認識しているところでございます。

また、議員様、皆様ご存じだと思うんですけれども、庁舎の入り口の正面玄関に「まちのクールオアシス協力施設」というようなシールも張ってありますことから、来庁者の方も真夏時につきましては、暑いところから中に入って少しでも涼んでいただければということで稼働のほうさせていただいたところでございます。

また、上下水道料の使用料につきましても、前年比で25万4,541円、こちら増額となっているところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、雨水をためるタンクがございまして、そちらのちょっと電気系統がうまく作動していなかったということで、本来は雨水をためて、トイレの水ですとか、植木にやる散水については、再利用した雨水を使っているところでございますが、こちらの中水をためる電気系統がうまく動いていなかったということで、トイレを使っている水についても通常の水が流れてしまったということで、水道料が増加してしまった状況にございました。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（榎本恭一君）**　企画財政課主幹の榎本です。

定住促進の関係についてお答えします。

12月、２月のイベントはどのようなＰＲだったかということなんですが、会場については、一つは日比谷の交通会館に移住サポートセンターという埼玉県の施設がありまして、そちら主催で行ったＰＲイベントが一つと、もう一つ、東武鉄道さんと県、それから自治体が共同で行ったスカイツリーのソラマチで行ったイベントがあります。

どちらも希望する自治体が参加しまして、各自の自治体のＰＲするんですが、ブースを設けまして相談を受ける、そういったコーナーと、あと県が埼玉県に移住された方の体験談みたいなものですとか、あとは銀行でお金を借りて、家を建てるためのファイナンスのお話ですとか、そういったものとセットで行ったイベントに参加をさせていただいています。そちらでは、町のＰＲパンフレットですとか、町では、先ほどお話もありました「みやしろで暮らそっ」というウエブサイトがありますので、タブレット端末を持っていきまして、そちらを使って、お話をさせていただいたという経緯があります。

それから、定住ツアーの関係ですが、昨年７件の内訳を申しますと、東京のほうでは調布市、八丈島の八丈町、それから杉並区、それから千葉県の松戸市、宮城県の富谷市から来ていただいております。

数カ月前に確認した段階では、まだ実際に住んでいる方はいらっしゃらないんですが、昨年ツア

ーを行った際には、たしか１組宮代町に引っ越されたというのを確認しています。

20万件のアクセス数を目標にして、16万件ということで、少ないというご指摘もいただきまして、目標のツアー数も20件ということで、確かに届いておりませんので、こちらとしても何かしらの対応をしなくてはいけないというふうに考えているところです。

そこで、昨年度、サイトの見直しを行っているんですが、もともと定住サイトについては、道佛の区画整理とあわせて道佛の街並みですとか、物件を紹介するサイトとしてできた経緯があります。道佛の区画整理については、購買がほとんど終了しておりまして、それまで転入される方も非常に多かったんですが、ここへ来て、転入される方といいますか、総人口も少し横ばいに、少し下がりぎみになっているというところもありまして、それとともにアクセス数も減っているというのが現状です。おそらく、その紹介する物件の情報というのが少なくなってしまったということもありまして、新しく見直したサイトでは、物件情報ではなくて、実際に住んでいる方の様子ですとか、こういった暮らしぶりができるという、そういったことに着目したサイトに昨年度から見直しを行っております。そのサイトの中でも、当然ツアーを申し込むサイトが誘導できるようになっておりまして、どの記事に行ってもそういったツアーの申し込みができるようなサイト構築にちょっと見直しを行っています。

実際にツアーに参加された方に聞きますと、職員の話を直接聞ける機会というのはいいんだけれども、なかなか電話をしてまで申し込みづらいというお話を聞いておりましたので、今回、資料請求というボタンもつくりまして、そういった方を逃さないように、接点をツアーの申し込みだけではなくて、そういった資料請求ですとか、ちょっと気軽な申し込みの仕方も加えて、今年度運用しているところです。

説明については以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

では、何点か再質問させていただきます。

循環バスの歳入のことはわかりました。

降車ボタンなんですけれども、こちら、50万8,000円もかけて、また再度つけていたんですけれども、割とこれ、始まってからすぐにこの問題視されたというか、私も乗ってみましたけれども、前のバスのときよりもたしかボタンも少なくて、押しづらくて、今回、料金箱のほうも移設というか、されていますけれども、これはバスを調達する前にそこのところを気づけなかったのかなという、確認されなかったのかなということと、次は、光熱水費のところなんですけれども、こちら上下水道の雨水でなく、水道水が使われてしまっていたというところで、今はもう大丈夫なんですかというところと、あと、こちらみやしろ定住促進で、さっきちょっと聞きはぐっちゃったんですが、「みやしろ初めてツアー」は７世帯申し込まれて、そのうちの問い合わせ数、７世帯は来てくれたとは思うんですけれども、実際、問い合わせのみでは何件あったのか、お願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

まず、１点目のバスの関係でございます。降車ボタンで費やした費用が54万8,640円ということで、こちらのほうについては、すぐに納車時に問題視されていたですとか、ボタンが押しづらいとかいうようなご指摘がございました。また、料金箱についても、今年度移設したというご指摘がご

ざいました。

こちらのほうにつきましては、担当として、業者さんのほうに依頼したわけでございますけれども、私たちのほうでここまで細かな指定が、指示ができなかったというのが現状でございます。担当といたしましても、当然のことながら、相手方はプロなので、利用者のこと考えたボタンの位置とかをきちんと設置していただけるだろうですとか、料金箱についてもきちんと設置していただけるだろうというような考えでおったところで、こういった状況が発生してしまったということで、大変申しわけなかったという気持ちでございます。

それで、今後また契約が切れて、次回見直しする際については、こういったことを踏まえまして、きちんと導入時から利用者の方に迷惑をかけないようなバスを導入させていただければと思いますので、ご理解賜ればと存じます。

また、庁舎管理の光熱水費、こちらのほう、中水のほうを直して、今は大丈夫かというお話でございますけれども、現状は中水きちんと機能している状況でございますので、トイレの利用の際にはきちんと上の水道でなく、中水が使われていることで、水道料のほうも通常どおりに戻っているような状況を確認しているところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（榎本恭一君）**　企画財政課主幹の榎本です。

先ほどの７件の内訳で、東京都のほうで２件ほどちょっと漏れありましたので、申しわけありませんでした。

東京都のほうで、調布市と北区が漏れておりました。申しわけありません。

それと、１つ訂正をさせていただきたんですが、そのうちの１組、昨年の10月に転入をしておりましたので、申しわけありません、訂正をさせてください。１組、宮代町に転入をされています。

それから、電話も含めました問い合わせ件数は、ツアーも含めて９件です。ですので、電話の問い合わせが２件ほどあったということです。

以上です。

**○委員（野原洋子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

バスの降車ボタン、あと料金箱のほうもちょっと考えるとわかるところなので、ぜひ次回気をつけていただきたいと思います。

あと、光熱水費、こちらで中水の制御盤の修繕工事のところだと思うんですけれども、こちらもよくチェックして、こういうことのないようにしていただけたらと思います。

あと、みやしろ定住のところですが、９件電話があって、７世帯来てくれて、そのうち１件転入があるというのは、ここは確率がすごくいいなと思うんですね。ですから、先ほど言っていただきましたけれども、電話するのはちょっとと思っている方に、すぐやってみやすいというか、そういう感じにしていただけたら、もっと問い合わせが多くて、ツアーのほうにも来ていただけるとさらに上がると思いますので、それはそのようにしていただけたらと思います。

あともう一つ、12月、２月のイベントですね。こちらのほうも宮代町、道佛とかのあの町並みもすばらしいんですけれども、トウブコフェスティバルとか、あのあたりは本当にすばらしいので、ぜひぜひもっとＰＲしていただいて、あとよくあるのは、最近、自治体の役場の職員さんたちがかなり積極的にダンスでアピールしたりとか、そういう傾向もありますので、そのあたりもこれからどんどん考えていっていただけたらいいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございませんか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。

簡単なやつを何点か質問させていただきたいと思います。

予算書のほうの58ページなんですけれども、庁舎の自動車の関係なんですけれども、今、おそらくデータとかに載っていると思うんですけれども、現在宮代町の管理している自動車、正確に何台あるのか、それからその車の車種、種類、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、自動車の保険料なんですけれども、それぞれ契約月日が違うと思うんですけれども、この保険の中身は全て同じような保険の内容になっているのか、それから保険会社はどのような会社、１社なのか、それぞれまちまちなのか、その保険の中身をひとつお聞かせをいただきたいと思います。まず、それが１点。

それから、一応庁舎内の植栽の関係なんですけれども、これ、年間通すとやはり700万近いお金で管理をされているんですけれども、年何回、業者はどういう業者で依頼をしているのか、過去に何回か質問しているんですけれども、この植栽の管理の状況をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果書のほうの71ページのほうなんですけれども、若干、前段者も質問したと思うんですけれども、電気料の関係、特に庁舎内の電気料が若干上がってきているというふうに思っているんですけれども、今、庁舎のこの電気、特にこの照明の関係、ＬＥＤはどのくらい入っているのか、もう全部入っているのか、それともＬＥＤは何％今普及しているのか、その中身をひとつお聞きかせをいただきたいと思います。

とりあえずよろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

まず、１点目、決算書58ページの庁用自動車管理事業の関係でございます。

町のほうにおいては、今、車を何台所有をされているのかというご質問でございますけれども、公用車全部で59台でございます。こちらの車の車種でございますけれども、トヨタですとか、ホンダ、スズキ、日産、ダイハツ、スバルといった各自動車会社の車両が役場のほうに入っているところでございます。

こちらのほうの車なんですけれども、まず、私どものほうの管財で管理している車が59台のうち、34台ということでございます。内訳につきましては、総務課の所管ですとか、こちらの企画財政課の所管ですとか、税務課、町民生活課、健康介護、産業観光、まちづくり建設、教育委員会さまざまなところが使っているところでございますけれども、こちらのほうの34台については、企画財政課の管財のほうで全て予算管理をして、対応のほうをさせていただいているところでございます。

また、車の保険料についてでございますけれども、車両保険につきましては、町村会のほうを利用さていただいておりまして、対人・対物につきましては、民間の会社の保険会社を利用しているところでございます。

対人・対物につきましては、毎年、見積もり合わせをさせていただいているところでございまして、３社の業者さんのほうから見積もりを徴しまして、一番安価な業者さんと契約をさせていただいているような状況でございます。

続きまして、庁舎管理の植栽関係でございます

けれども、植栽については、年何回ぐらい、業者はどこかというようなご質問でございます。

植栽については、庁舎の周辺で96本、進修館周辺で197本、合計293本の植栽の管理をさせていただいているところでございます。生け垣の刈り込みですとか、除草のほうを年２回、薬剤散布のほうを年３回、高木剪定を年１回ということで、管理のほうをさせていただいているような状況でございます。また、業者選定に当たりましては、毎年、入札のほうを実施させていただいておりまして、入札の結果、一番安価な業者さんとの契約をさせていただいているような状況でございます。

最後になりますけれども、成果書の71ページ、庁舎等管理事業、こちらのほうの光熱水費の電気料の関係でございます。

庁舎内において、ＬＥＤはどれくらいを入っているのか、何％ぐらい有しているのかというお話でございますけれども、現在、庁舎内の執務室、会議室等々で、ＬＥＤが入っているのはほとんどございません。しかしながら、健康介護課で１カ所、企画財政課の管財のところで１カ所、税務課のところで１カ所ということで、庁舎内においては３カ所でＬＥＤを設置しているような状況にございます。ですので、パーセンテージにしたら、ほとんどない状況ということで認識していただければと思います。

また、ＬＥＤ化につきましては、現在、担当として、蛍光灯から全てＬＥＤ化にかえていきたいということで、検討を進めているような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、庁舎内の自動車の関係なんですけれども、管理しているのは34台で、あとは各課にそれぞれ管理を委ねているようなんですけれども、例えば現在ある庁舎の自動車、駐車場は完全に確保されているのか、この34台、とりあえず全部で59台という話、もちろんこの中には消防自動車も入っていると思うんですけれども、とりあえずこれらの自動車の駐車場は完全に確保されているのかどうか、それから自動車に対して、私もこれ、過去に一般質問でさせていただいた経緯があるんですけれども、宮代町の俗に言うロゴマークですか、昭和60年に町制30年施行で宮代町の町章ができているんですけれども、残念ながらこの宮代町の車で、この町章のロゴマークが入っているのは何台あるのかどうか。

職員の皆さん方はシンボルマークとして、胸につけているというふうに思っておるんですけれども、ちょっと見当たりませんけれども、そんな中で、このロゴが入っている、宮代町の道路であそこで走っていたら、少なくともやはりこのマークが入っている車は現在何台あるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、ＬＥＤの関係なんですけれども、今、まさに各家庭はほとんどもうＬＥＤが普及されていますよね。これは電気料は随分やっぱり違いますよね、ＬＥＤの場合は。やっぱりぜひとも、ＬＥＤは明るいし、電気料も安くなるし、こういうものはぜひひとつ先進的に庁舎は導入してもらいたいなと、財政的にはもちろん関係もあるんでしょうけれども、今、準備段階に入っているということなんですけれども、準備段階じゃなくて、もう既にＬＥＤが普及してもう何年たつかわかりませんけれども、明るくて、電気料が安いということなんで、ぜひひとつこれに力を入れてもらいたいなというふうに思いますけれども、そんな考えがあるやなしや、ひとつお聞かせ願いたいと思い

ます。

それから、ちょっと質問が漏れたんですけれども、実は、この決算書の中の190ページのほうに、宮代町の出資による権利ということで、それぞれ町が出資している権利があるんですけれども、この中で株式会社ＴＭＯ、宮代町の出資金が990万円とこれ、計上されておるんですけれども、とりあえず、これらの出資の権利のひとつ中身をお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時５３分

再開　午後　４時０８分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求める前に、先ほど唐沢委員から出ましたＴＭＯに関しては、産業観光課の所管になりますので、その分は産業観光課のときの答弁ということでよろしいですか。

**○委員（唐沢捷一君）**　全体の出資に関する権利について、だからこの中にＴＭＯが入っている。

指定したのではなくて、全体の。

幾つある、10幾つあるでしょう。

**○委員長（九山妙子君）**　じゃ、わかりました。じゃ、全体の権利ということで。

**○委員（唐沢捷一君）**　この中で、ＴＭＯが入っていますから、一つだというふうに理解してもらえれば。

**○委員長（九山妙子君）**　わかりました。

では、では答弁を求めます。

企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

公用車の駐車場の確保はされているのかということでございますけれども、前段のご質問で公用車について全部で59台、うち企画財政課の所管で管理させていただいている台数が34台ということで申し上げました。この公用車34台については、きちんと駐車場のほうは確保できていると認識しているところでございます。

また、公用車のロゴマーク、町章というお話があったんですが、唐沢委員さんが考えていらっしゃる町章というのは、三角の町章ということでよろしいですか。

そうしますと、今の公用車については、その三角の町章については入っておらず、そのかわりに宮代町ということで、公用車のほうは対応させていただいているのが現状でございます。

マークが入っているのは、町章については、ですので入っていないということで、宮代町というロゴが入っているということで認識していただければと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

また、最後でございますけれども、庁舎のＬＥＤ化、こちらのほう全体的に入れかえれば電気料が下がるですとか、執務室内が明るくなるというようなお話でございますので、先ほど申し上げたように１年でも早く庁舎内のほうがＬＥＤ化になるように、検討させていただければと思いますので、ご理解賜りますようにお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東でございます。

唐沢委員からいただきました予算書190ページ、⑵出資による権利というところでございます。

それぞれの課で所管をしているというところ、

例えばＴＭＯですとか、新しいものですと、産業観光課といったところ、例えば金融機関との預託金については、例えば納税等の関係で、預託金を出資させていただているといったことでございますので、大変恐縮でございます、それぞれの所管のところで、改めてまた詳細についてはご確認をいただければと思います。恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢です。

わかりました。では、そういうことで。

それから、ちょっと確認なんですけれども、車のことで、再度お聞きしたいんですけれども、これ、車を買うときには、我々が買うときには車庫証明というのが必ず必要なわけで、町が買う場合は車庫証明というのはどうなっているのですか。ここに必ずとめますよというふうな証明を警察のほうに提出すると思うんですけれども、これはちゃんとした場所に、例えば番号を振ってあって、１番のここにとめますよという車庫証明を出すと思うんですけれども、町が買う場合はそういう手続はとっているのかどうか、参考までにひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、ＬＥＤの関係なんですけれども、確かに巨額のお金がかかりますよね。これ、大変だと思います。１年で全部というわけにはもちろんいきませんから、計画的に導入すると思うんですけれども、ちなみにこれ、どのくらいのお金がかかりますか、庁舎全体をＬＥＤにした場合、どのくらいのお金が歳出されるのか、ちょっと参考までにわかればひとつお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上。

**○委員長（九山妙子君）**　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

町が車を購入する際の車庫証明の手続方法ということでございますけれども、町が買う場合についても、個人で買う場合と同様に、車庫証明のほうを警察のほうに届け出ているような状況でございます。個人で買うのと同じように、地図のほうを、ここにとめますということで添付させていただいた上で、警察のほうに届けているような状況でございます。

また、ＬＥＤ計画的に導入するかということで、どれぐらい入れる場合についてはかかるかということでございますけれども、大変恐縮でございますが、ざっくりでございますが、1,200から1,300ぐらいということで、今考えているような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ちょっと２点ほどお聞きしたいと思います。

１つは58ページ、庁舎自動車管理事業でございます。

自動車の購入費ということで、406万4,185円、その中で軽自動車、トラック、あと電気自動車ですか、買うことなっているんですが、それぞれの値段というのは幾らぐらいしたのか。また、電気自動車、もしこれが新車として買う場合は幾らぐらいするものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、82ページになります。

統計調査事業なんですけれども、今回３つの事業を調査ということで、報酬25人、４人、２人に出したわけなんですけれども、これに対して、調

査する人物のそういう規定というのか何かあるんでしょうか、条件というか。こういうことで、こういう免許と持っている人は調べるとか、大学以上だとか、そういう規定みたいなものはあるんでしょうか。その辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

決算書の58ページ、公用自動車の関係でございますけれども、こちら購入金額ということでございます。

平成30年度におきましては、車のほうを３台購入という形をとらせていただきました。まず、１台目につきましては、軽自動車スズキワゴンR、こちらのほうの購入金額でございますが109万6,956円でございます。２台目、ボンゴトラック、こちらのトラックのほう購入させていただきました。こちらの購入金額でございますけれども、223万9,139円でございます。最後、３台目ということでございますけれども、こちらのほうは電気自動車、３年間のリースの満了を迎えましたので、町のほうで電気自動車を買い取りという形で買い取ったものでございます。買い取り金額72万8,090円でございました。また、電気自動車の関係でございますけれども、こちら、当初もし購入した場合には、どれくらいの金額が車両本体でかかるかというお話でございますけれども、こちらの当時の買い取り金額、カタログ上の値段で申し上げます。そうしましたところ、約462万4,000円でございました。

続きまして、決算書の82ページ、統計調査事業、こちらのほうで報酬があったというお話でございますけれども、こちらの報酬に伴う人的なものでございますけれども、配置に当たりましては、特段年齢制限等はないような状況です。平成30年度においては５年に一度の住宅土地統計調査、こちらのほうが大きな国の統計調査がございましたので、そちらのほうでいろいろ人を集めたというような状況がございますけれども、特段こういった人ではないといけないというような制限はありませんでした。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　いろいろとわかりました。

軽自動車で109万円、ワゴントラックで223万ですか、中古の電気自動車、３年使用ということで72万、ちょっとこれ、説明の中で２年間と聞いたような感じがするんですけれども、その辺のところが３年間使用なんでしょうか、２年間使用なんでしょうか。

このリース料というのは毎年幾らぐらい払っていたのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、統計で、年齢制限とかそういう特段制限はないということなんですけれども、これは誰でも構わないということを意味しているのでしょうか。町として責任というものがあると思います。各家庭に訪問するんですから、やはり何かの条件があるんじゃないかなと思っているんですけれども、そういうことは全然なしで、来た人をどういうふうに決めているのか、もう一度ちょっと教えていただきたいと思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課の押田と申します。

先ほど私のほうで、電気自動車のリース３年ということで申し上げたところでございますけれど

も、３年です。２年ではなく３年です。大変失礼いたしました。

**○委員（山下秋夫君）**　３年でいいですか。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　３年ですね。こちら当初平成28年２月からのスタートでございました。モニターとして参加して、３年間のリースという形ですね。

それと、その間の費用の関係でございますけれども、無償でございました。一切かからないような状況です。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○情報担当主査（富永貴雄君）**　情報担当、富永です。

住宅都市統計調査等の調査員さんの条件ということでお答え申し上げます。

すみません、１点、年齢制限等はないんですが、何点か調査員さんや指導員さんやるということで、示されている基準はあるんですが、ちょっとすみません、１点だけしかちょっと今、間違いなく記憶にあるのが１点だけでして、徴税吏員はなれません。なので、税務を担当する人間、例えば徴収の職員がやるというようなことはできないというふうになっております。そういったところの人間は、この調査員にはなれないというふうなルールがございます。

あと、もう１点、どういった人間でもいのかというご質問につきましては、今まで、例えば役場職員、元役場職員（ＯＢ）だとか、現在調査員や指導員さんをやられている方の中で、特にこの方だったらこういった仕事に関して責任を持ってきちんとやっていただけるよという方がご紹介をいただける場合がございますので、そういった方々のお話を聞いて、かつその方と少しずつ面談等の接点があった際にお話をして、できるなということで、こちらも感覚で恐縮なんですが、できると思った際にお願いをしているような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

庁用自動車については大体わかりました。一応電気自動車の場合は、無償で借りていたんだということで、これ、自動車会社の宣伝のためだと思うんですけれども、そういう点で、モニターとして、説明の中では２年ということで言ったものですから、あれ、３年なのかなというふうにちょっと勘違いしたんですけれども、３年でこれは間違いということですね、２年じゃなくて。はい、わかりました。じゃ、説明のとき間違えたということでよろしいですね。はい、わかりました。

一応、大体、46万で買ったということでわかりました。

それと、統計調査事業なんですけれども、いろいろと年齢制限、一つの条件はあるにしても、これは何かあったときに各家庭に行くわけですよね、調査に。人間ですから、間違はないということはないと思うんですけれども、その責任というのは、町でこれは負うということでよろしいですか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○情報担当主査（富永貴雄君）**　情報担当、富永でございます。

お答え申し上げます。

基本的に、調査委員さんが直接やられて、それが町に帰属するものに関しましては、町が責任を持つということになります。ただ、こちらが調査そのものが国から来ているものですので、内容によっては、例えば国や県の指導ということが万が一あった場合にはそういったところにも責任というか、そういったことも関係するんではないかと

いうところで認識しております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　これは責任の問題になると思うんですけれども、立場立場によって国の調査だったり、県の調査だったり、町の調査だということで。これは、でも、調査員というのは町で雇うわけですよね。違うんですか、全部。

**○委員長（九山妙子君）**　情報担当主査。

**○情報担当主査（富永貴雄君）**　情報担当、富永です。

ちょっと少し細かくなってしまうんですが、身分は実は県のほうで任命する調査員になります。何でかというと、身分の証明がこちらは全て埼玉県人事ということになっておりまして、それに対して、推薦するという形になっておりまして、その人にお願いして大丈夫そうですよというところは町が責任を持って推薦をして、それに対して最終的な承認をして、この方たちが調査員ですよという任命をするのが県の責任になっておりまして、なかなか説明しづらいところがあるんですが、そういった切り分けとなっております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。

説明書の71ページをお願いします。

便利バスの委託料についてです。委託業者に支払った委託料が2,687万4,490円、運賃収入は349万6,000円、そうしますと、変な言い方ですけれども、回収率は13%なんです。つまりバスに乗った方が13%払ってくれているんです。残りの87%は誰が払ったのか。これはバスに乗っていない人が残りの2,300万を負担しているんです。

この13%回収するという率が適正なのかどうか、教えていただきたいです。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東でございます。

金子委員さんの質問にお答え申し上げます。

確かにこの契約額2,900万に対する運賃収入としては13%ということでございますけれども、残りの８割については、交付税算入されるというふうになっておりますので、基準財政収入額と需要額と収入額の差額で出る……、すみません、特別交付税ですね、失礼しました、訂正させていただきます。特別交付税で算入される。特別交付税というのは、交付税全体の６%分に当たるわけですけれども、いわゆる地域内の交通弱者に対応するようなバスを運行する場合には、特別交付税として措置される６%分に含まれて算入されるものとして理解をしていただければというふうに思います。

これ、あくまでも税金で成り立っているということは変わりはないんですけれども、国全体で賄われているという部分もあるというふうに理解をしているところでございます。

町民が、全てがその８割を、乗らない人の８割分を残りの人が払っているというわけではなく、国全体で面倒を見てもらっているというふうにご理解をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　よくわかりました。

そうしましたら、せっかくそんなに優遇されるんでしたら、例えば北ルート、南ルート、東側は東ルート、１周ルート、もっと便数を増やして、仮にこの４倍、１億使って、それで８割いただくということも可能なんですか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東でございます。

特別交付税というのは、全体交付税の約６％と見込まれていますけれども、それ自体は当然交付税全体の割合というのは、年に変動するわけでございまして、確実にそれが確保できるわけではないというのもありまして、当然措置としてはありますけれども、その全てが賄われるわけではないということを考えれば、青天井ではないというふうに理解しておりまして、もちろんそのルートについては、いろいろと課題があることについては、認識はしておりますけれども、青天井ではないということは我々も認識をしておるといったところでございます。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　余り欲張っちゃいけないということですね。わかりました。

次の質問なんですけれども、対話によるまちづくりの推進、ちゃぶ台トークとワークショップの件なんですけれども、町全体、有権者２万9,000人に呼びかけて、参加者84人、64人といいますと0.何パーセント、非常に少ない人数なんですけれども、告知はどのようにしたんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東です。

まず、周知方法でございますが、昨年10月号の広報でやらせていただいております。その実施時期とその兼ね合いも含めまして、広報10月号でこういった形でお知らせをさせていただいて、４カ所の実施をさせていただいた結果として、これ自体は会場の周知、時間の周知だけでございますので、その中でも84人来ていただいたというふうに認識をしておるといったところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　金子委員、質問は一問一答というより、全部まとめて初めに出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員（金子正志君）**　わかりました。今回は一問一答で。

回覧板には入れたんでしょうか。告知ですね、回覧板に。

それから、ワークショップに参加した人に何かお土産は差し上げたんでしょうか。

これ以上はないです。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東です。

先ほど広報でということでお話をさせていただきましたが、私の説明不足で恐縮です。あわせまして、地区連絡会のほうで、各区長さんに周知をさせていただいたということ。

参加者に対しては、和やかな話をしていただくという意味で、お茶菓子等は提供させていただいておりますけれども、何か持って帰っていただくのは、その中で会話をしていただいて、その中での収穫を得ていただいたというところも含めて収穫があったんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

**角**野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　すみません、ちょっと調べていないんで、教えていただきたいんですが、188ページの財産に関する調書なんですが、この普通財産の土地の地籍ほうで１万1,248増減があるということ、これについて教えていただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員、今の質問のみでよろしいですか。はい。

企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

決算書188、189ページの財産関係でございますけれども、こちらの中で普通財産１万1,248平米の増ということでございますけれども、こちらの中身につきましては、主に西原自然の森を買収したことが大きな面積増の要因でございます。

また、あわせまして、区画整理地内の道佛１丁目の保留地ですとか、そういったものも全部加味した形での面積表示となっておりますので、前年比増額となっているような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

西原で増えたのは何平米なのかお伺いするのと、それから、聞きそびれて、もう一つ、西条原のグラウンドの増減が30平米減っています。所管がえということで、これはどちらの所管に。所管がえで減ったというふうに聞いたような気がするのですが、それ、違いますか。

それから、それにあわせて、30ページの不動産売払収入が1,776万円入って、これについても教えていただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

普通財産の１万1,248平米のうち、西原自然の森の買収面積でございますけれども、こちらのほうは１万1,449平方メートルでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

先ほどご質問いただきました決算書30ページの普通財産売払収入の件なんですけれども、こちらにつきましては、都市計画事業の代替地としまして、東武動物公園西口の公園の脇にあります土地を売却したものによる収入でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

先ほどお問い合わせいただきました東条原グラウンドの財産の減につきましては、消防団小屋をつくったことによりまして、減となったものでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

今のスポーツグラウンドのところで、消防団詰所が30増えたという、そういうところでよろしいんですかね。

東条原の消防の詰所が建つときに見に行ったんですけれども、これ、詰所自体の平米、これ土地ですよね。駐車場という意味でなくて、詰所の敷地ということなんでしょうか。敷地というか、敷地の一部ということで見ていいのか、ちょっと聞かせてもらいたいのと、それから、都市計画事業の代替地ということで、これは代替地をどこか準備してといって、そしてその個人が買った金額ということでよろしいんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

東条原グラウンドのマイナスと詰所の増というお話でございますけれども、こちらの詳細については、大変恐縮でございます、町民生活課のほう

になってしまうので、私どものほうでも細かいことちょっと把握できておらないということで、ご理解賜ればと思います。申しわけございません。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　もう一点の都市計画事業によって、個人の方からご購入いただいた金額の収入ですかというお問い合わせだったんですけれども、今、お話しいただいたとおりでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

西口の都市計画事業に関して、代替地をということで用意したということですか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

そちらにつきましては、東口の都市計画事業ですね。そちらの代替地としてご用意させていただいたものでございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　わかりました。

では、東口都市計画事業の方の代替地として、西口の公園の横を売ったということでいいんですね。はい、わかりました。

それから、先ほどの西原の森のことなんですが、買収したのは１万1,440平米ということなんですが、この上に郷土資料館とありますよね。そうすると、郷土資料館は１万1,449から4,992を引いた額がここに入っているという理解でよろしいですか。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

私の説明不足だと思うんですけれども、まず、上のほうに郷土資料館部分ということで4,992平米、こちらのほうが行政財産のほうになります。普通財産として、私のほうで西原自然の森を１万1,449平米ということで申し上げました。あわせまして、西原自然の森を平成30年度中に買収したのが約１万6,441平米ぐらい、こちらのほうを買収させていただきまして、普通財産と行政財産に分けた関係で数字がこのように分かれているような状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

では、行政財産と普通財産で、普通財産の中では１万1,449平米ということで、そうすると１万1,449増えたんだけれども、区画整理保留地もあって、その増減が結果的に１万1,248ということなんですよね。

それで、きっちり教えてもらいたい、どうせなら教えてもらっちゃっていいですかね。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

今のお話で出てくる１万1,449平米、それから先ほど話に出ました東口の代替地が232平米なんですけれども、これ以外に道仏区画整理事業でこちらに所管が、企画財政課に財産が移ってきたものが、付け保留地というものがございまして、そちらがその差となるわけなんですけれども、付け保留地、ちょっと矮小な区画がございまして、そちらを合計しますと171平米ございます。それらを合計しますと、すみません、今の東口代替地の分は逆にマイナスしております。232平米はマイナスとなりますから、そちらの合計をしますと１万1,248平米となるものでございます。

内訳については以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、15、16ページの地方交付税の関係でございます。

地方交付税については、基準財政需要額が増額しているということで、大まかに保育需要の拡大、それから高齢者人口の増加ということなんですが、これはちょっと大ざっぱ過ぎて、成果表にも書いてありますけれども、この地方交付税が増えた要因ですね、もう少し詳しくご説明していただきたいと思います。

それから、先ほど循環バスの関係も言いましたけれども、省令算定分は、前年度同水準で交付されていますが、その他特殊財政事情分の影響によりというように、この成果表でも書いてありますけれども、それぞれ、じゃ、どのように配分されているのか、その点もお尋ねいたします。

それから、29ページ、30ページの16款の寄附金でございます。この前段の中で答弁されておりますけれども、国からの返礼品に関する見直しの要請だとか、商品券の廃止、それから寄附金額の引き上げ等々いろんなそれぞれ全国的にも過熱ぎみの中で、宮代はこの寄附金の使い道というか、大変マスコミでも一時取り上げられて、非常に健全にやってきているんですけれども、これは国からの返礼品に関する見直しというのはたしか２回ぐらいやられているんですけれども、これは宮代町に特別来たわけでないでしょう。宮代はきちんとそういう点では返礼品にしても、地元産とかをきちんとしたそういった中で返礼品として、これまでやってきておりますけれども、これは全国一律に返礼品に関する見直しの要請というのは国から来たんだと思うんですけれども、これは特に宮代に当てはまることではないですよね。それだけちょっと確認したいと思っております。それが第２点。

それから、歳入で39ページ、40ページの臨時財政対策債なんですけれども、私、これは前年度と比較して１億3,025万円、町債の現在高、わかっているんですけれども、この臨時財政対策債４億5,115万円発行しております。このままいくと、ほかの債権と違ってどんどん膨れていくような、もちろん古いものについては返していきますから、減ってはいきますけれども、臨時財政対策債というのはどんどん増えてきているし、また増えていくんじゃないかというそういう危惧もあるんですけれども、これについてどのように町としては考えているのかどうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、歳出のほうの51ページ、52ページの便利バスの運行、循環バスですが、利用者が増加して、前年度よりも平成30年度は９％増となっているということで、それはそれで喜ばしいんですけれども、もう一方で特に循環バスが通らない地区の問題は依然としてあるわけなんですけれども、デマンドバス等々も含めて、その辺、特に循環バスが回ってこない地域においては、町なかで、しかも駅に行く循環バスもあって、非常にいいところはいいと、しかし全然回ってこない地区については全く町のサービスとはいえ、ちょっと差があり過ぎるんじゃないかとそういう声も聞くわけなんですけれども、時間がありませんので、私はそういった点については、どのように改善していこうと考えているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、55ページ、56ページ、庁舎管理事業としていいのか、企画財政ですので、

やはり駐車場の問題ですよね。最近、駐車場が手狭、全くなくて、一体どうなっているんだと、私も一般質問の中で町民の声、ストレートに言われたんですね。何だ、この駐車場が全然できなくて、困っているというようなお叱りを受けて、これは質問で言いましたけれども、これは依然あるんですよ。

駐車場の確保ですね。今回新しい話としては、社会福祉協議会がややもすると、西原自然の森のほうに順調にいけば行くと。そうすれば、そこの敷地のあいた場合、駐車場になるのかなと、だから一石二鳥という考えもあるんですけれども、これはまだあくまでも予定なんですけれども、最近、社会福祉協議会が独自でポール立てているんですよ、「ここは駐車禁止」と。やはりあれも社会福祉協議会がやむにやまれず立てたものかなと。やっぱり社会福祉協議会だって、車も公用車もありますし、いろいろ来る来客へのやはり確保もしなければいけない。

そういうふうな状態になっていますよね。ですから、これをどうするのかという問題ですよね。それについても次年度にぜひその考えを生かしていきたいという意味からお聞きしたいと思います。

それから、59ページ、60ページの契約事務管理事業の中で、入札参加資格申請受付業務が隔年で実施され、そのための増額ということなんですけれども、これはすみません、今ごろこういう質問というのはおかしいんですけれども、なぜ隔年に申請しなければいけないのか、これはどこの自治体も同じなんでしょうか。

毎年やっても考え方としては、参加したいということで、受付業務、毎年してもいいような感じもするんですけれども、その辺のなぜ隔年になっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、63ページ、64ページのみやしろ定住促進作戦でこれも冒頭、前段の議員から質問が出ました。

成果書の41ページに確かに「みやしろで暮らそっ」の運営の中で、アクセスが年間16万7,104件ということなんですけれども、これはあくまでもアクセスで、実際、定住促進に結びついているのかというと、これはもうパーセンテージにすると、もう本当のわずかというふうになっていると思うんですけれども、この定住促進というのは、これだけで定住させるためのもう決定打だというわけでもありません。

それはわかるんですけれども、余りにも定住促進に結びついているのかなというふうに感じるものですから、その点、どういうふうにこれを評価していいのか、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、181、182ページの町債の関係でありますけれども、償還額が元金につき4,041万の増額、利子については逆に684万円減額となっております。

こういうふうな状況なんですけれども、やはりこれも先ほど言った臨時財政対策債の償還期間が大きく影響していると思うんですけれども、その点、利子の主な減額理由は過去に借りた地方債の償還が済んだこと、それと10年経過後の利率見直しより借り入れ利率が低くなったと、そういうふうにおっしゃっておりましたけれども、この辺の関係ですよね。しかし、依然、元金が大きくなっている、その関係、歳入との関係でも言いまたが、これについてのご説明もお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、成果表の11ページ、財政力指数ですね。同じく成果表の15ページの単年度財政力指数、これの３年間の平均で財政力指数というのが出るわけなんですけれども、単年度で言えば減っていますよね。これは、財政力指数は、

３年間の平均でもあるし、一緒くたによくするというわけにはいきませんけれども、これはいつまでも、いつも言っていますけれども、財政力指数、県内でも本当に下から何番目なんですよ。そういった点では非常に厳しい状況だと思うんですけれども、これをどうやってアップしていくのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、本当に最後なんですけれども、これから予算編成の時期でもあります。私、監査委員さんのときにも冒頭言いましたように、これから予算編成に向けての９月議会、特に決算の議論というのは、特に新年度予算に生かしていくためにも、非常に重要な議会でもあるし、重要な審議でもあると思うんですけれども、その点で予算編成に向けての大まかな日程で結構ですので、どういうふうに予算編成、予算がつくられていくのか、これから予算編成方針が示されていくんだと思うんですけれども、その大まかな日程でも結構ですので、どういうふうになっているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○財政担当主査（青柳　誠君）**　財政担当主査の青柳です。

それでは、財政担当所管分のご質問につきまして、一つずつご回答させていただきます。

まず、１点目の普通交付税の基準財政需要額が増加した中で、保育所の入所児童数が増えたりですとか、あと65歳以上の人口が増えたと補足説明で申し上げましたけれども、実際に30年度の普通交付税の算定に使われました保育所の入所数で申し上げますと、平成29年度の算定のときには430人という人数で算定されていたところ、30年度の普通交付税の算定につきましては464人ということで、34人増加しております。それ以外にも社会福祉費影響あるんですけれども、最も大きいのがこの影響で、それで、社会福祉費全体で6,665万8,000円の基準財政需要額の増加がございました。

もう一点の高齢者保健福祉費、65歳以上の人口ですけれども、これも基準となっている65歳以上の人口で申し上げますと、平成29年度が１万79人、こちらが30年度の算定で１万616人ということで、この増分が基準財政需要額の増につながっておりまして、これで高齢者保健福祉費が需要額ベースで3,159万5,000円ですので、先ほど申し上げた社会福祉費と高齢者保健福祉費で基準財政需要額が約9,800万ほど増えてございます。

一方、減も当然ございまして、一番大きく減っているのが、基準財政需要額の中の包括算定経費と呼ばれるものでございまして、簡単に言うと窓口ですとか、あと議会事務とか、総務費とか、いわゆる一般的な管理事務全体、これは今、毎年逓減の見直しが行われているんですけれども、その見直しで3,606万6,000円のこちら基準財政需要額で減となってございます。

先ほど言いました基準財政需要額の増分が約9,800万で、今申し上げた包括算定経費の経費の減分が約3,600万ですので、この差し引きでおよそ6,200万ほど交付税が増えたというのが、ちょっと簡単な説明ですけれども、一番の増加の理由となります。

続きまして、２点目の特別交付税の省令算定分とその他特殊財政事情分の増につきましてですけれども、省令算定分というのは、先ほど出ましたように、例えばバスとかある程度省令で算定項目が決められていて、金額もこちらから算出資料の紹介があって、実際に契約額とかを提出して、その一定割合で算入されますので、比較的わかるんですけれども、その省令算定分が平成29年度で4,435万6,000円、30年度の省令算定分が4,615万

4,000円ということで、こちらは約180万の増ということで、特別交付税の全体の増額からすれば、省令算定分は少ないということになります。

残りのその他特殊財政事情分というやつなんですけれども、これはその年にその市町村で生じる特殊財政事情を県に報告をして、埼玉県知事が総務大臣と協議して決まってくる、交付が決まるというところで、実際にどのように算定されているかはブラックボックスと言われるところでございまして、それの平成29年度の金額が6,918万8,000円で、30年度のその他特殊財政事情分が7,777万6,000円というふうになっておりまして、こちらが増加額が858万8,000円ということで、先ほど申し上げました省令算定分よりもこちらのその他特殊財政事情分のほうが大きいということからも、このように成果書のほうに理由を表記させていただいております。

ただ、いずれにしても特別交付税は地方交付税の決算額から見れば、およそ毎年６％程度で来ておりますので、この内訳が増減していくというのが、ここ最近の状況でございます。

続きまして、２点目の寄附金の見直しに関してでございますけれども、総務省からいわゆるふるさと納税の見直しで求められているは大きく２点でございまして、返礼品の中でも返礼割合、例えば３割以下と決められて今おりますので、１万円の寄附額だったらもう3,000円以下にしなさいという見直しと、あともう一個求められているのが、いわゆる地場産のものにしなさいという見直しの２点でございます。

地場産のものにつきましては、宮代町は全然問題なく、「メイドインみやしろ」を中心に第１次産業でとれたもの等を返礼品にしておりますので、こちらについては問題はないということだったんですけれども、返礼割合については、３割を超えているものが幾つかございましたので、これにつきましては、実際総務省から宮代町個別に通知をいただております。

それもあって、昨年の11月からは返礼割合の見直しということで、実際には返礼品の調達価格を下げたり、あとは実際に寄附金額を上げたりして、この３割以内におさめたというところでございます。

続きまして、３点目の臨時財政対策債でございますけれども、臨時財政対策債につきましては、ご指摘いただいているとおり、平成14年に発行以来毎年、億単位での借り入れを行っておりまして、平成14年度に借り入れたものが20年償還となりますので、平成34年度までは膨れ上がってくるというふう現在見込んでおります。

ただ、実際には、成果書の８ページと９ページ、地方債現在高の状況というところを見ていただきたいんですけれども、この中で一番下にある臨時財政対策債を見ていただきますと、30年度の発行額が４億5,115万2,000円です。それに対しまして、返済のほうも大分上がってきておりまして、今４億132万2,000円ということで、一時期は億単位での借入金の上昇だったんですけれども、今はむしろ返済と借り入れの額が近づいてきておりまして、増えてはいるんですけれども、増えている金額自体は実質5,000万に今おさまっております。

ですので、だんだん毎年、借り入れと返済の額は縮まってきておりまして、実際には例えば今年令和元年度の算定は既に終わっておりまして、令和元年度は、臨時財政対策債は３億7,201万1,000円ですので、返済のほうは恐らく４億を超えてきますので、実際には臨時財政対策債の残高は今年は減る見込みでございます。ですので、実際には平成34年度と言いましたけれども、もう今高どまりに来ている状況でございます。

続きまして、引き続きすみません、財政担当の所管でいきますと、町債全体の返済についてということになっておりますので、引き続き成果書の８ページと９ページを見ていただきたいと思います。

こちらも最近の傾向で、毎年ちょっと同じ答弁になってしまうんですけれども、普通債につきましては、実際には、今借り入れについては、普通交付税の措置があるものしか借り入れを原則行っておりませんので、実際には有利なものしか借りていないので、借りてはいるんですけれども、今年度地方交付税措置されます。

実際に発行額よりも元金償還額のほうが大分大きくなってきておりますので、普通債につきましては、減少傾向にございます。ただ、一昨年ですか、29年度に限っては、防災行政無線のデジタル化と、あと、小・中学校の普通教室のエアコンという大きな普通建設需要が２本ございましたので、29年度に限ってはこの傾向がなくて、増加してしまったということはございますけれども、それを除けば普通債については、今減少傾向でございます。

臨時財政対策債は先ほど言いましたとおり、今、高どまりしつつございますので、全体としては、地方債は今大体上限といいますか、今ここが大体上限かなと見ておりまして、今後につきましては、普通債の減少と臨時財政対策債も緩やかですけれども、平成34年度を過ぎれば減少に転じるかなと思っておりますので、横ばいかもしくは緩やかに減少するというふうに今後は見込んでございます。

続きまして、財政力指数ですけれども、こちらも成果書の15ページにございますとおり、ご指摘いただきましたとおり、単年度では昨年度よりも実際には減少しております。

財政力指数につきましては、短期的に上げるというのは非常に難しい指数でございまして、実際に上げる手段といいますと、やはり町税等を確保していくことしか実際ない状況です。

ただ、平成25年度以降は区画整理の影響もあって、町税は実際伸びてきておりまして、見ていただくとわかるように、決算ベースで見ましても、30年度の決算は町税は宮代町としてはかなり高い水準で確保できたところです。

すみません、成果書に戻って、11ページでございますけれども、財政力指数を見ていただくと、これは３カ年平均で実際にはこれが公表値になるわけですけれども、28年度、0.629から29年度0.633、30年度が0.636と単年度では下がってしまったんですけれども、３カ年平均の公表値では緩やかに上昇しておりますので、今後、横町等の影響で町税が増えてくれば、こういった財政力指数の向上も期待はできるかなというふうに考えてございます。

私のほうから最後ですけれども、予算編成に向けての決算をどうしていくのかというところと、大まかな日程というところですけれども、実際に予算編成に向けて決算はご指摘いただいたとおり、重要な審議ですので、実際にはこちらの決算でいただいたご意見等を踏まえて、来年度の予算編成方針に反映していきたいというふうに思っております。

あとは来年度に向けて、大まかな日程というところですけれども、実際、先月８月に全庁的には一度来年度に向けた新規拡充の事業の調査は行っております。その新規拡充を行った事業につきまして、今月各担当者と財政担当のほうでちょうど今週からヒアリングを実施する予定です。

あと、すみません、先月、新規拡充とあわせて、今後５年間の財政推計の調査もかけておりますので、今月かけて、今後５年間の財政フレームとい

うのを作成しまして、それと新規拡充の内容を踏まえて、実際には10月の中旬から予算編成をスタートしたいというふうに考えてございます。

その後、11月にもう一度ヒアリングをして、最後は12月で来年度の新規拡充事業を町の経営会議の中で決めて、実際に予算化していくという手順で進める予定でございます。

私のほうからは以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

私のほうからは、質問のございました便利バス、庁舎管理について、この２点についてお答え申し上げます。

まず、便利バスにつきましては、議員さんご指摘のとおり、利用者については前年比で約９％の伸び率がございました。しかしながら、通らない地区の問題があるということで、今後どのように改善していくのかということでございます。

現在の便利バスにつきましては、市街地を中心に西原自然の森から北側のぐるる宮代までの直線を結んだもので、バスの運行をさせていただいているところでございます。

そのため、当然のことながら、市街化調整区域、いわゆる空白地帯ができているのが事実でございます。そのバスが通らない空白地域を今後、どのようにカバーをしていくかということが担当での今、課題となっているところでございます。

例えば、デマンド交通を走らせて対応していくべきだとか、そういう話もございます。全てが全町的に循環バスでカバーできるとは思っておりませんので、循環バスでカバーできない地域につきましては、先ほど申し上げたとおり、デマンド交通等で、空白地域についてはカバーをできればというふうに考えているところでございます。

続きまして、庁舎管理の駐車場問題についてでございます。こちらのほう、駐車場につきましては、現在、役場の正面駐車場63台、進修館駐車場として47台、社会福祉協議会のほうでとめられる台数として８台ということで、全体的に来庁者の方がとめられるスペースは現在118台ということで認識しているところでございます。

しかしながら、役場に来るお客様についてはさまざまな理由でご来庁されます。戸籍をとりに来たり、税の相談ですとか、それ以外にも進修館で大きなイベントがある場合については、当然のことながら、駐車場が足りなくなる状況が発生しているところでございます。

進修館でイベントがある場合については、例えば主催側の原課のほうにおいても、参加される皆様方のほうに、例えば公共交通機関を利用していただきたいとか、できれば相乗りで来ていただきたい、近い方については、なるべく徒歩で来たり、自転車で来ていただきたいというようなお願いをしているような状況でございます。

しかしながら、天候によっては、雨天等の場合については、徒歩で来よう、自転車で来ようと思っても、悪天候のために車で来られる方も多々いらっしゃると思いますので、そういった場合については、当然のことながら、駐車場が足りなくなるような状況が発生しているということで、捉えているところでございます。

引き続き、こちらの駐車場問題については、足りないということで、担当しても認識しておりますので、どのように駐車場を確保していくかということが課題でございますので、先ほど来から申し上げているとおり、主催者側から参加される方々へのできる限り公共交通機関を利用していただきたいとか、相乗りで来ていただきたいということでお願いをしていければというふうに考えて

いるところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

私のほうから、決算書59ページ、60ページ、契約事務管理事業の中の入札参加資格について、２年置きに受け付けを行っているのはなぜかというところでご回答させていただきたいと思うんですけれども、入札参加資格事務につきましては、建設工事に関しましては、埼玉県が運用するところの電子入札システムを使わせていただいております。これは宮代町だけでなく、埼玉県内市町村の建設工事に関して言えばどこの市町村も同じような状況でございますけれども、そのような形ですので、県のほうで当初の受け付け、一番最初の受け付けが２年置きとしているものでございます。

ただし、随時変更の中間の手続がございますので、ある程度区間を区切って、新規の受け付けもしておれば、変更の手続も必ずしも２年置きということではなく、定期の中で、定期で区切って、受け付けをさせていただいている次第でございます。

入札参加資格の２年置きの理由につきましては、以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（榎本恭一君）**　企画財政課主幹の榎本です。

定住政策の関係でお答えします。

定住促進作戦、定住に結びついているのかというご質問だったかと思いますが、ここのところ、宮代町については人口が微増もしくは維持を続けているところなんですが、詳しく分析してみますと、転入についてはやはり近隣からの転入が多い状況です。

そのほか県外からの転入で最も多いのはやはり東京都になっておりまして、東京都から30年分は153人転入をされていらっしゃっています。

この定住については、やはり皆さん、お住まいになるところを探そうと思ったときに、ホームページを調べるという方がやはり多いということで、近隣から来られる方については、宮代町はもうご存じですので、改めて調べる機会は少ないかと思います。そういった意味では、宮代町を知らない方にどれだけ町の情報が届いているのかというところが大変重要なのかなというふうに考えているところです。そういった意味で、ホームページの情報というのは大変有効ではないかなというふうに考えております。

こちらについては、昨年７件ほどツアーの申し込みがあったとお話をさせていただきましたが、７件中３件が東京都内の移住サポートセンターからの紹介になっておりまして、このサポートセンターの方の担当者の方にお話を聞きますと、埼玉県の西部についてはもともと相談の件数が多いんですが、東部地区についてはもともと相談件数そのものが少ないということで、どういったときに紹介するのかと聞きますと、やはりサポート体制、受け入れ体制がしっかりあるところでないとなかなか紹介しづらいということで、当然だとは思うんですが、近隣でも幾つかそういった担当を置いている自治体も私の知る限りでは幾つか、例えば蓮田市さんですとか、あるんですけれども、やはりこういったところに力を入れて、実際にツアーを行って、参加者の声などをサポートセンターのほうに聞いてみますと、やはりそういったウエルカム感のあるところに紹介しないと、行った方がただ行くだけになってしまって、来るんじゃなかったなという思いをしてもらうようであれば、しっかり受け入れてくれるところに紹介をさせてい

ただきたいということで、恐らくこの東部地区の紹介はほとんど宮代町はいつも紹介していただいているというふうに聞いております。

これを数値化して評価するというのは、なかなか難しいところなんですが、今回、第５次総合計画にあわせまして、アンケート調査を行っておりますが、この５年間に転入された1,000件の方に調査を行っております。その中では、「以前から宮代町を知っていたか」ですとか、「どちらからいらっしゃいましたか」とか、「直接的にこういったウエブサイト「みやしろで暮らそっ」を知っていましたか」ですとか、そういった質問を設けておりまして、つい先日、コンサル業者のほうから７月１日が期限だったものですから、速報としてデータが来ておりますので、そちらの分析も進めまして、その結果を定住施策のほうに結びつけていきたいなというふうに思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課副課長。

**○企画財政課副課長（伊東高幹君）**　企画財政課副課長の伊東でございます。

先ほどの駐車場の関係で、丸藤委員さんから社協の話をいただいたかと思います。

それについて、ちょっと補足を説明させていただきますと、現に６月議会から複数、ご質問いただいておりまして、町としては、旧ふれあいセンターにつきましては、福祉的利用を第一義的な目的として、今、調整をしているというお話をさせていただいたところでございまして、現に社会福祉協議会ですとか、作業所等の関係団体等を調整をさせていただいているという状況でございます。

その結果、その目標は持ってはいながらも、当然社会福祉協議会という団体がどういう意向なのかも含めて、その実現可能性を現に探っているという状況でございますので、その実現が可能になったときには、確かに駐車場になる可能性はなきにしもあらずですけれども、現状としてはあくまでも調整段階ということで、イコールというふうにはならないということについては補足をして説明をさせていただきます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２７分

再開　午後　５時３７分

**○委員長（九山妙子君）**　皆さんおそろいのようなので、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、確認をしながら、若干再質問もしたいと思います。

まず、ページ数で言えば15、16ページの地方交付税の関係でございます。地方交付税については、保育所関係と高齢者福祉費の増額ということで、私はこんなに、例えば保育所入所児童数が34人増えたということだけで6,665万8,000円も増額になる、それから65歳以上人口の増による高齢者福祉費の増額、これが500何人ですよね、これで3,159万5,000円と、こういうふうに増えるというふうには具体的に聞いてびっくりしているんですけれども、これはこれでわかりました。

それと同時に、特殊財政事情分の影響というのは、これはもう担当のほうでも実際わからないですね。これは国のほうのさじかげんということで、理解しました。いずれにしても、普通交付税の６％枠ですから、その差での金額だと、それがさじかげんだというふうに理解しました。交付税に

ついてはわかりました。

それから、29ページ、30ページの寄附金の関係でございますが、この返礼の割合が３割以内ということで、宮代は、先ほどの説明だと出たことがあるということなんですけれども、それはここのところずっとですか、それともいつの話なんでしょうか。そうすると、国からの返礼品に関する見直しの要請というのは、一律にやるんだと思っていたんですよ。ですから、そういう意味で一応受けたというふうに私は理解していたんですけれども、返礼割合を超えたことがあるということで、そういうところにだけしか国の総務省ですか、要請はしていないのか、さっき言ったように、とにかく守っていてもこれはこういうふうな流れで要請文が来ているのかどうか、その点あわせて。返礼の割合が３割を超えて、具体的に来たんだとすれば、これはレッドカードというか、黄色なのか、なかなかわかりませんけれども、それはきちんと守られているんでしょうねということの確認もしていきたいと思います。その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、39ページ、40ページの町政の関係で、これは臨時財政対策債については平成14年度以降で、高どまりで推移していくということで、高どまりということは今がピークだということなんでしょうけれども、先ほど何か気になった年数、平成34年までなんでしょうか。ちょっとその辺、聞き取れなかったので、今が高どまりということなんですけれども、それがどこまでいくのか、その点で先ほど34年と言っていましたね。その点についてもすみません、もう一度お尋ねしたいと思います。

私はなぜこういう質問をしているかというと、やはり財政力指数もそうなんですけれども、義務的経費というのは、職員数の増加、あるいは給与の改定によって人件費はどうしても増えますよね。そのほか公債費も、こういうふうに増えていくと、やはりさらに投資的経費も増えていくわけですから、これはやはり財政をどういうふうにしていくかというそういう考え方もやはりきちんとしないと、もちろんそういった点では、だからこそそういった町債についてもきちんと５年後、10年後のスパンで捉えているとは思うんですけれども、そういった心配もあるものですから、じゃ、高どまりで推移するから、当面はいいのかどうか、これから考えられる公共施設等々の老朽化による建設などもあるんですけれども、それらも含めてどうなのかということで、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、循環バスの関係ですが、もちろん担当としても課題だというのはよくわかります。ただし、改善の関係で、じゃ、相乗りでお願いしますとか、そういったお願いとか、どれだけそういったことで町民というのは、それらのことを言われたから、じゃ、そのことを気をつけて、じゃ、駐車場利用しようなんていうふうに思いますか。私は、これはそういった、それだけでは改善にならない。これは抜本的な改善が必要だと思いますよ。

これまでも少なくても何人もの議員が駐車場の確保ということで取り上げていますよ。これはやっぱり私は質問のときは、急いでやるべきだというふうに思うんですけれども。

これは嫌みじゃないんですけれども、社会福祉協議会でもやはり困っているあらわれですよ、あれは、あのポール。最近、入れようと思ったらポールが立っているんですよ、入れないんですよ。それもやはり苦肉の策であいうふうにやったんだと思うんです。みんながそう思っているわけですよ。社会福祉協議会に来ている方たちはああい

う形でしないと、確保できない。進修館だって利用してもらえば利用してもらうほどやっぱりいいわけですから、できるんだったらそういうにしたいと思っていると思いますよ。

私、これは埼玉県の庁舎へ行ったときに、私、たまたま議員バッジしていたものですから、背広着ていったら、「やあ、議員さんはこちらです」と言って県議のほうになんかややもすると案内しようとしていたんで、私は普通の町議会議員なんでということで、「ああ、それは失礼しました」みたいになっていたんですよ。やっぱり県議会だってそういうにやっていますし、これはみんなそういうふうに……。

とにかく、やはり町がきちんと、借地のままになっているから、町の公用車だって家を建てられて、駐車場が狭くなった。そういう要因もあるんですけれども、社会福祉協議会はあくまでも予定ですけれども、抜本的な解決をしていかないとしようがないと思うんです。そういった点では、せんだっても利用している方、ただ置いて、電車に乗っていく、その辺の分け方もきちんとするみたいな答弁していますけれども、抜本的なやはり必要だと思う。

実際、これ以上の拡張はできない。あるいはその辺の考えをということで、私はお願いだけじゃ、それはお願いもしなければいけないけれども、それは抜本的な解決にならないと思うんです。その点についてお尋ねしたいと思います。

それと、59ページ、60ページの契約事務管理事業、答弁でわかりました。そうしますと、中間手続期間、限定だけでも新規で、不定期で受け付けるということであれば、じゃ、隔年でなくて、期間限定だけれども、いつごろ受け付けるんでしょうか。この辺は徹底しているんでしょうか。私はたまたまちょっと隔年で入札参加資格申請受付ということで、何でだろうというふうに思ったんですけれども、そういった点では、できるんであれば、きちんとできますよというような知らせも必要かなと思うんですけれども、そういった点で、もう一度お尋ねしたいと思います。

63、64ページの定住促進作戦ということで、今後、転入した方にアンケートをとって、分析し、それを政策的にしていくということなんで、それも見て、注視するしかないと思うんですけれども、この点については了解しました。

財政力指数の関係ですけれども、担当者がおっしゃったとおり、基準財政需要額と基準財政収入額で、基準財政収入額が大きくなれば、それは文句ないですよ。ですので、そうなればということなんです。なるようにというふうになればいいんですけれども、そうならないのが実態だと思いますんで、やはりそれは数字上ではそうなりますけれども、実際、難しいことですんで、それはむしろ町収入源が減れば交付税もそれに見合って増やしていくと思うんですけれども、そうじゃなくて、やはり財政力指数、単年度財政力指数も上積みしていかないと、結果的にはいい方向にいきませんので、そういった点では、この基準財政収入額、要するに町税ですよね。それが上回ればいいんですよ。上回らない場合もやはり考えていかなければいけないので、それ以外の財政力指数のアップの方向というのはどういうんでしょうか。

それと、悪い悪いというんですけれども、やはり下から２番目なんでしょうか。それも去年の決算ですので、宮代の財政力指数の位置についてもお尋ねしたいと思います。

新年度予算に向けての先ほど大まかな日程を伺いました。宮代は８月には新規拡充の調査はいつもやっていることなんですか。私、ちょっと改めて聞いたことがなかったんで、今、改めてその点

聞いたんですけれども、これは従来から、聞けば、ああやっているのかという気がするんですけれども、これはここのところ始めたのか、従来からやっているのか、その点。

それと10月中旬に、それで予算編成方針が一応示され、10月各課予算要求書作成だとか、各課と財政担当の協議、査定ですかね、要するにヒアリング。これは11月から年内ぐらいですかね。11月中にやっちゃうんですか、その点。

それから、国と地方財政の、国との関係もあると思うんですけれども、その辺の内部調査というか、その辺はいつごろやられるのか。

新年度に向けてなんですけれども、町長にこの予算の査定というか、それは最終的にはどの――来年度になってからだと思うんですけれども、いつごろになるんでしょうか、その点だけ確認したいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○財政担当主査（青柳　誠君）**　財政担当主査の青柳です。

じゃ、財政担当所管の再質問につきまして、お答え申し上げます。

１点目の寄附金についてですけれども、経過を詳しくということですので、お話しさせていただきますと、総務省からの全団体への見直しというのは、平成29年４月から行われております。そのときにあったのが返礼品の３割以下ということと、金類似性の高い、いわゆる商品券のようなものをやめてくださいよということとか、あと高価なもの、いわゆる高額家電と呼ばれるようなものは自粛してくださいというのが平成29年度から要請という形で来ております。それが引き続き30年度の４月、30年４月にも同様の通知が行われまして、その中では、３割以下は引き続きというところと、あと地場産が新しく入ってきたというのが、30年度でございます。

もともとふるさと納税の取り組み自体は、ご存じのとおり、宮代町は地場産のみのものしか返礼品として扱っていなかったということと、また返礼割合についても３割については、具体的な根拠というのが国から一切示されてはきませんでしたので、なぜ３割にしなければいけないのかというところを、内部で検討したところ、宮代町ではその当時のやり方自体は何の非もないという判断のもとでやっていたので、返礼割合が３割を超えていた時期があったというところでございます。

ただし、最終的には30年に入ってからは、実際には３割以下にしなければ、対象団体としないような税制改正の流れもありましたので、昨年の11月からはその３割以内におさまるように、先ほど申し上げたとおり寄附金額を上げたり、あとは調達価格を事業所さんと調整して下げたりして、いわゆる総務省が定める基準の中におさまるような取り組みにかえたというのが経過でございます。

ただ、ほかのいわゆるマスコミ等で出てくるような例えば返礼割合が非常に高いとか、そういったものはなくて、例えば宮代町の見直しというのは、１万円で3,600円だった調達価格を、600円を抑えて3,000円にするとか、その程度の見直しですので、マスコミで取り上げられるような派手なことは全然やっていなかったというようなものでございます。

２点目の臨時財政対策債についてですけれども、一つ、34年までと申し上げたのは、平成14年度に借り入れたものが臨時財政対策債の償還期間が20年ですので、最初に借り入れたものの返済が終わるのがちょうど34年ということになります。そうしますと、新しい地方債を借りても、１本返済が終わっていくので、そういう意味で34年度を高ど

まりの目安と捉えているというところです。

ただ、上昇していく金額については、先ほど言ったとおり返済額と借り入れの額の差が、大分縮んできておりますので、それほど単年度では大きくはもう増えてこないのかなというふうに見ているということで、34年の目安というのは、その返済が最初のが終わるというところで、一つ目安にしているところでございます。

３点目の財政力指数ですけれども、なかなか単年度基準財政収入額を上げる以外の見直しというのは非常に難しいので、今すぐにちょっと思いつくのはないんですけれども、今後につきましては、先ほど言いましたとおり、町税をやはり確保していくしか手段はないのかなと。それに、あとは先ほどもちょっと申し上げたとおり、今後、横町等の開発で、宮代町はもともと法人町民税と固定資産税が工業団地等がないので、同規模自治体に比べて大分低い水準にありますので、横町の開発で固定資産税ですとか、法人町民税等が増えてくれば、基準財政収入額は必然的に上がってくるかなというふうに考えているところでございます。

あとは、財政力指数の順位ということだったんですけれども、県内で下から低いというのは、実は経常収支比率でございまして、財政力指数も決して高くはないんですけれども、財政力指数はすみません、30年度の実績が出ておりまして、県内で63団体中52番目です。財政力指数が高い順から見ていて52番目。町村ですと、23団体中13番目ということで、参考に申し上げますと、町村の平均が0.645ということですので、0.636よりかは町村平均よりも下回っているという状況でございます。

次、４点目の予算編成に向けてのスケジュールというところですけれども、８月に新規拡充の調査を行っているのは、平成28年度、すみません、その以前からも、例年やっております。私が担当になる以前からやっていましたので、少なくとも平成28年度以降はずっとやっております。

その内容ついて一度９月にヒアリングをやりまして、先ほど言ったとおり、10月の中頃に予算編成方針を打ち出しまして、各課の要求は10月の中旬から11月の上旬、これが各課の予算要求期間になります。

その予算要求期間を経まして、11月中旬から、上旬に締め切りますので上旬から大体11月いっぱいをかけて財政担当とのヒアリングで調整を行います。

そこの中で、一般行政経費等、政策的経費等々についてはおおむね調整を図りまして、12月の上旬の経営会議で、来年度の新規拡充事業について何をやるかというのを経営会議に諮って、来年度予算に計上するものをそこで審議をすると。そうすると、一般行政経費と大体新規拡充の経費がまとまりますので、12月の下旬に財政担当案、財政内示というものを出しまして、その財政内示とあと財政担当とあとはその担当課でどうにもちょっと調整がつかないものにつきましては、最後１月、年明けに町長査定で、最後は町長にご判断をいただくというような流れで予算編成を進めております。

私からは以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主幹。

**○企画財政課主幹（押田昭浩君）**　企画財政課、押田と申します。

駐車場の確保問題でございますけれども、こちらのほうについて、先ほど答弁させていただいたところでございますけれども、参加する町民に対して公共交通機関を利用していただきたいというようなアナウンスをするだけでは、抜本的な改善にはなっていないというようなご指摘でございます。

では、どういった改善をしたらよろしいかというところでございますけれども、これは担当だけの考えではなく、組織として考えていかなければならないと思っているところではございますけれども、まず、一提案としては、今、庁舎の駐車場が借地となっているところでございますので、まずそちらを地権者から買い取ると、そういった手続をさせていただきたいと。それに伴って、町の土地になるということで、いかようにでも手を入れることができるということで、これは景観的なものも考えられることではございますけれども、例えばですが、立体駐車場をつくって、台数分を確保するといったことも一手段として考えられるのではないかというふうに今考えているところでございます。

しかしながら、これは組織的な問題ですので、一担当者ないしは担当内での考えでは話が進みませんので、そういった駐車場確保問題が従来から出ているということでございますので、そういったものを確保すべく、緩和すべく、考えていかなければならないということで、今、一提案として立体駐車場も視野に入れたいということで申し上げたところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○管財担当主査（島村　剛君）**　管財担当、島村でございます。

先ほど再質問いただきました入札参加資格の件でございます。そちらの告知の件でございますけれども、そちらにつきましては、まず、便宜上追加の受け付けとなりますけれども、そちらにつき宮代町は年に２回行っております。そちらの告知の点となりますと、宮代町のホームページ上に埼玉県のリンクを張らせていただいて、そちらに入っていただくと、その締め日がわかるような形にはなっておるんですけれども、宮代町のホームページの中でそういった告知がございませんので、そちらにつきましては、内部でちょっと必要性を検討させていただきまして、なるたけわかりやすいようにやらせていただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課主査。

**○財政担当主査（青柳　誠君）**　財政担当の青柳です。

すみません、１点ちょっと答弁が漏れましたので、追加させていただきます。

最後のご質問にありました予算編成のスケジュールの中で、国との関係についてですけれども、例年８月末に概算要求というのが出まして、来年度の歳入につきましては、現時点では総務省から出る概算要求というのを参考に、こちらで出てくるのは主に地方交付税なんですけれども、そういった来年度の歳入の見込みをその総務省の概算要求に基づいて現時点では立てております。

その後、最終的な地方財政計画は12月の末まで示されませんので、歳入の見通しについては、この総務省の概算要求プラス逐一出される情報をもとに予算編成の段階では歳入はそれで見積もっていくというような流れでございまして、最終的には11月、12月末に出る地方財政計画に基づいて、１月上旬に、町長査定前に、最後歳入の見込みをもう一度見直すという作業を行います。

国との関係については、すみません、以上になります。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課長。

**○企画財政課長（栗原　聡君）**　１点、ふるさと納税のほうで少し補足なんですけれども、国と地方の関係がございますので、ふるさと納税については、国から来る文書というのは、技術的要請という言い方で、29年度、30年度ということで来てい

ました。

なぜかというと、国のほうで特産品を３割にせよというふうなことは言い切れない国と地方の関係がありますので、それなんで、地方分権なんで、技術的要請という言い方をしていました。

特に、米なんかはどこのところでもお米はとれますので、お米なんかで言いますと、３割というよりかも４割とか、５割とかそれぞれ競争し合って、どんどん上がっていっちゃって、米なんか返礼品でもらうと日常の生活に使えるということで、米なんかですともうとても３割でやっていくと、ほかの自治体みんな４割、５割なんで、とてもほかに流れていってしまうというのがあって、全国的にもどんどん返礼品の割合が、競争が激化したというのが１点あったというところで、その関係で宮代町についても一時３割を超えるような時期があったということで、最終的には国のほうで技術的要請ではなくて、地方税法を改正するということで、もう要請ではなくて、税法的にそうするんだということで来たので、今日に至っているわけで、泉佐野市の昨今の新聞の報道なんかを見ると、その技術的要請の部分でどうだったかという関係で、国と地方の係争委員会なんかで出ているのかなというところになって、今日に至っているかなと思います。

宮代町は特段、牛肉とか、カニとかそういうのがとれるわけではないんですが、県内では常にベストテンに入っていて、例えば近隣の自治体ですと、春日部市が年間の寄附件数が991件、越谷市が200件、幸手市が130件、杉戸町がいわゆる130件ぐらいなのに対して、宮代町は6,000件寄附をいただいていますので、この寄附の件数というのは町の中にある中小のお菓子屋さんとかそういったところの特産品ですので、地域振興になっているというとこで、ちょっと担当が言った後に余談かもしれませんけれども、担当も含めて、商店の皆さんも頑張っているというところでちょっと報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　どうもありがとうございました。

聞きおきということになってしまいますけれども、まず、駐車場の確保の関係ですが、１つは庁舎の借地の買い取り、それから２つ目、立体駐車場も視野にということで、これはこれまでも一般質問の中で出てきた問題ですので、これは当然だと思うんですけれども、あと、さらに社会福祉協議会、今後の推移もありますけれども、その辺も見ていきたいと思うんですけれども、それでも立体駐車場にした場合は、規模にもよりますんで、それでもう抜本的にできちゃうのかもしれませんけれども、あとは景観もありますし、春日部市役所みたいにすぱっと建てればいいんですけれども、その辺もやはり進修館の建物とその辺の関係もありますんで、それがいいかどうかというのはあると思うんですけれども、これらも含めて、早く解決していただきたいと、これは要望ですけれども。

それと、先ほどすみません、循環バスの関係なんですけれども、空白地域が課題だということで、カバーできないところをデマンド交通も考えてということ、これはもうずっとデマンド交通も課題なんですよ。今、急にそういった問題が出たわけではありませんので、これもやはり複数の議員さんから出ていますよね。私はもう当然、このことは考えて改善していかなければいけないというふうに思っていますので、デマンド交通にすればしたで、またいろんな問題も出ていますけれども、近くでは久喜や幸手でやっていますので、これはぜひその辺の問題も含めて早くやっぱり取り組ん

でもらいたいというふうに思います。

これ以上の答弁は出ませんので、要望にしかなりませんけれども、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、財政力指数については、先ほどの答弁より一歩、法人の関係も出ましたんで、わかりました。これ以上出ないと思いますので、とりあえず考え方についてはわかりました。

それと、新年度予算の関係なんですけれども、私もメモしましたが、こういうふうな大まかな日程でなっているということで、後でこれは私だけでなくて、全議員さんに予算編成までの日程については資料として配っていただきたいと思います。

先ほど、翌年の１月に戦略会議を経て、町長にということなんですけれども、これは従来町長と副町長でしょう。町長だけでいいですか。町長、副町長、要するに三役ぐらいには予算の査定をしてもらっているということでいいですか。

先ほど町長にもって聞いたんで、そういう答弁になってましたので。その点。

**○委員長（九山妙子君）**　企画財政課長。

**○企画財政課長（栗原　聡君）**　大昔はというんですか、町長査定というので予算を１日、２日缶詰になってやっているという時期もあったんですが、もう最近はといいますか、町長がトップということで、あとは副町長、それと課長級職員がテーブルを囲んで予算編成、的を絞った話をして、イエス、ノーを決めていくと。もちろん町長が議長になりますので、それぞれの意見を聞いて、最終的に町長が判断するということですが、余り密室にこもって缶詰になってやるというような従来型のやり方というのはもうしていないということ。最終的には、その場で全ての関係者がいる中で、話を、議論をして、町長がもう決めていくというようなやり方をとっているところでございます。

よく、テレビのニュースなんかで財務省が缶詰になって何かやっているみたいな映像がありますけれども、ああいう形では町のほうは今はやっていないという形になりますけれども。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で企画財政課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　６時１６分

再開　午後　６時１７分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

引き続きまして会議を開きます。

これより会計室の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）**　会計管理者兼会計室長の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介をさせます。

**○会計担当主査（加藤智浩君）**　会計主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

１点だけ確認なんですけれども、これまで会計室で、町民との関係で特に変わった点はありませんよね、と思います。ですから、そういった点では問題はないんですけれども、一時、事故がありましたね、国保税の関係で。それはあってはならないということで、十分反省はしていると思うんですけれども。そういった点の注意だけは、二度とあってはならないと思うんですけれども、そういった点での反省を踏まえての教訓といいますかね、それはどういうふうに考えているか。その点だけお聞きしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　会計室長。

**○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）**　会計管理者兼会計室長、瀧口でございます。

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

実は今、委員さんおっしゃいましたとおり、会計室のほうでは二重支払いというふうな形で過去にあったわけでございますが、それ以降につきましては、会計職員４人でございますが、全員ともそういったちょっとした手違い、そういったことがないように十分時間をとって、落ちついた入力等をしておりまして、現在のところも、今後もそういったことがないように十分注意をして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で会計室の質疑を終了といたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月11日水曜日、午前10時から委員会を開き、引き続き町民生活課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　６時２０分

# 決　算　特　別　委　員　会

## 第　２　日

出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 唐沢捷一君 | 丸・山妙子君 | |
| | 野原洋子君 | 丸藤栄一君 | |
| | 山下秋夫君 | 関弘秀君 | |
| | 角野由紀子君 | 田島正徳君 | |
| | 伊草弘之君 | 合川泰治君 | |
| | 金子正志君 | | |
| （議長 | 中野松夫君） | | |

欠席委員（１名）

小河原正君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 新井康之君 | 会計管理者兼会計室長 | 瀧口郁生君 |
| 町民生活課長 | 齋藤和浩君 | 町民生活課副課長 | 小川英一郎君 |
| 町民生活課主幹 | 山﨑健司君 | 生活安全担当主査 | 横溝秀武君 |
| 生活安全担当主査 | 田代宇隆君 | 環境推進担当主査 | 小林知弘君 |
| 税務課長 | 門井義則君 | 税務課副課長 | 金子諭君 |
| 税務課主幹 | 星野靖史君 | 税務課主幹 | 小島晃君 |
| 町民税担当主査 | 田原浩介君 | 資産税担当主査 | 鈴木健司君 |
| 資産税担当主査 | 清水頼孝君 | 徴収担当主査 | 折原淳君 |
| 住民課長 | 高橋暁尋君 | 住民課副課長 | 草野公浩君 |
| 住民課主幹 | 中村佐登志君 | 国保年金担当主査 | 山﨑貴君 |
| 戸籍住民担当主査 | 海老原剛章君 | | |

本委員会に出席した事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 佐藤賢治 | 主査 | 小林賢吉 |

開会　午前１０時００分

**◎開会の宣告**

**○委員長（・山妙子君）**　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、９月９日に引き続き、決算特別委員会を開会いたします。

小河原委員におかれましては、本日、委員会欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

――――――――――◇――――――――――

**◎議案第５０号の審査（町民生活課・税務課・住民課）**

**○委員長（・山妙子君）**　これより町民生活課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○町民生活課長（齋藤和浩君）**　改めましておはようございます。

町民生活課長の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の担当者につきましては、自己紹介という形でさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　皆様、おはようございます。町民生活課副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　皆さん、おはようございます。町民生活課主幹の山﨑でございます。よろしくお願いいたします。

**○生活安全担当主査（横溝秀武君）**　おはようございます。町民生活課生活安全担当主査の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

**○生活安全担当主査（田代宇隆君）**　おはようございます。町民生活課生活安全担当主査の田代と申します。よろしくお願いします。

**○環境推進担当主査（小林知弘君）**　おはようございます。町民生活課環境推進担当主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　おはようございます。野原でございます。

何点か質問させていただきます。

成果書の87ページ、こちらの中ほどに防災士の資格取得の経費について補助金を交付し、自主防災組織の育成に努めましたとありますけれども、こちらは決算書70ページの防災活動事業に含まれると思うのですが、こちらは何人ぐらいの申請が、実際活用されたのか、活用されたということであれば何人の方に活用されたのかを教えてください。

あと、決算書70ページの防犯活動事業のほうで、こちらの施策に関する説明書のほうでは95ページの防犯パトロールにおいては、犯罪の抑止力や事件の早期解決に活躍するドライブレコーダーをパトロール車両に設置して、動く防犯カメラとして町内の警戒に当たりましたとありますが、こちらのドライブレコーダーが何台の車についているのか。その場合、そちらにドライブレコーダーがついていますというステッカーのほうは張られているのか教えてください。

あと、決算書の72ページの進修館管理事業でご

ざいます。こちらが、説明書のほうでは97ページなんですけれども、こちらに進修館の利用状況のところで、大ホールと談話室こそ活動状況が増えているんですけれども、あとは軒並み減少傾向にあって、こちらの減少の理由を考察されているのか、以上よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、初めの防災士に関するご質問でございますが、こちらにつきましては、活用された方が２名でいらっしゃいます。その２名につきましては、地区が切戸地区の方が２名でございまして、そちらを活用されております。

それから、次に防犯活動事業の関係でございますけれども、防犯パトロール車にドライブレコーダーが何台ついているかというお問い合わせでございましたが、こちらにつきましては生活安全担当のほうで所管しております防犯パトロール車は１台でございます。ステッカーにつきましては、カメラがついているということはちょっとステッカーでは表示はしていない状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

進修館の利用状況につきましてご説明のほうさせていただきます。

まず、食堂、和室、茶室でございますが、こちらは談話室ができた関係で、会議でお使いになる方は談話室のほうに移行された状況が確認のほうさせていただいているところでございます。また、研修室におきましては、平成29年度は選挙があった関係で利用が多かったということのお話を確認をさせていただいております。その分の人数の減ということですね。小ホールにつきましては、純粋にそのイベント等活用が少なかったという形で確認のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

防災士の補助金は、多分これ１年目だと思いますので２名ということですが、その後、告知というかそういうものを積極的にやられているのかお聞きしたいです。

あと、ドライブレコーダーについては、１台ということでちょっと少ないなと。ドライブレコーダー、かなり安価になってきているので、できれば全車つけていただきたいぐらいで、あと、ほかの自治体とかでもステッカー、町とか市独特なステッカーをつくったりとかしてパトロールをして、カメラがついているということをアピールしているような取り組みもしているということで、そのあたりお考えなのかお聞きしたいです。

あと、進修館のほうは小ホール、減っていて、そちらに対するもう少し増やすような努力をされているのかお聞きしたいです。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

お問い合わせの防災士の関係でございますが、積極的に告知しているのかというご質問でございましたけれども、年に２回開催しております自主防災組織連絡協議会、各地区の会長さんが集まる会議でございますが、こちらで補助金のメニューの中で、防災士の資格取得について補助がされるということを、昨年度から周知をさせていただいております。また、防災に関する取り組みで積極

的な方というのがいらっしゃいますので、そういった方にも直接窓口でこういう制度がありますということで、ぜひご活用くださいということで周知のほうはさせていただいているところでございます。

今後、多分、これは想定ですけれども、こういった制度がございまして、防災士資格取得には約６万円の費用がかかる、こちらを補助で賄えるということで今後増えてくるんじゃないかなというふうには考えております。

続きまして、ドライブレコーダーを全車につけてほしいというご質問でございましたが、こちらについては、今のところ町民生活課で管理をしております防犯パトロール用の車両にドライブレコーダーを１台つけてございます。ほかにも公用車、管財担当のほうで管理しているものもございますので、管財担当のほうとも相談して今後つけられるかどうかということを検討してまいりたいと思います。

また、ステッカーにつきましてはもう市販で安価で売っているものだと思いますので、今後そういったものを購入して車につけて、この車にはドライブレコーダーがついていて、防犯パトロールをしているんだよということで周知をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

進修館小ホールの利用促進の関係でございますが、昨年29年度から比べますと、27件、356人の減ということでございますが、28年から比べると随分の増が図られているところでございます。その年によって若干の変動が生じるのは施設についてそういう状況があるということでございます。

ただ、結果そういうことでございますが、今後におきましても、進修館の利用促進に当たりましては多くの方に利用しやすい環境は整えていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　わかりました。進修館の小ホール、そのほかのお部屋のほうもいろいろ改善点はあると思いますので、そちらのほうをやっていただければと思います。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　おはようございます。唐沢でございます。

簡単な質問をまず１点だけさせていただきたいと思います。

進修館の関係でございますけれども、決算書の72ページのほうなんですけれども、成果書では97ページですけれども、進修館について何点か質問させていただきたいと思います。

進修館は昭和55年、1979年、ちょうど今年で40年を迎えたわけなんですけれども、町のほうのメンテナンスが徹底して進修館はきれいに使われているなというような感じがもちろんしているんですけれども、その中で、進修館、大分、大ホールなんかも改良してもらっているし、談話室のほうも去年でしたか、きれいになって随分喜ばれているなというふうに思っていますけれども、しかしまだまだちょっと隅を見ると、特に進修館のシャワー室の関係、左側に当たると思うんですけれども、あのシャワー室がどのように今使われているのか、一つお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、進修館はもちろん宮代町のシンボル的な建物でございますから、きれいに使われているというふうに思っていますけれども、特に家具、この家具はやはり進修館の家具はこれなかなか手づくりで立派な家具がそろっておるんですけれども、これの台帳、できたときから椅子の関係も含めて台帳はちゃんとしているのかどうか、それを一つ確認をさせていただきたいというふうに思います。

やはり使用する側は、家具をそんなに評価していない方がたくさんいるんですよね。そこらのホームセンターで買ったような家具じゃないかなというふうな人もいるんですけれども、少なくとも立派な家具ですので、もう少し町民に宣伝してもいいのかなというふうな感じがするわけなんですけれども、その関係、もっと立派な家具ですよということを町民に知らせてもらいたいなというふうな感じがするんですけれども、それらを含めて一つお聞かせ願いたいと思います。

それから、決算書の72ページ、工事請負費の関係なんですけれども、これが247万6,000何がしかの工事費ということで決算をされているんですけれども、成果書のほうの数字と若干違うなというふうに思っていますけれども、これに何かプラスアルファして、いろんなものが修理をされたのかどうか、具体的に一つお聞かせをいただきたいというふうに思います。

とりあえず、以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、進修館のシャワー室の利用でございますが、あそこは倉庫として今現在使わせていただいているような状況がございます。特に、従前長い期間シャワー室という利用がなかった関係で、倉庫という形で使わせていただいているところでございます。

２点目の家具の台帳でございますが、こちら家具の台帳は整備してございます。こちらのほうは整備しているような状況で管理のほうはさせていただいているというところでございます。

また、ＰＲでございますが、今までそのＰＲというのは特に進修館としてさせてはいただいていなかったんですが、ご指摘のとおり、進修館の家具の管理につきましては、やはり家具そのものが手づくり、特殊ということで、これから利用者の方でいろいろ家具の手入れについても考えていこうという進修館ファンクラブという、そういう事業、進修館のほうで自主事業をしておりまして、そういう中で家具のそれをつくられた方をお呼びして、その手入れの方法とかそういうものも聞いていこうじゃないかというような取り組みをしているということは、確認のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、３点目の成果書と決算書の違いでございますが、成果書のほうでは大ホールの扉のみ改修の金額を載せさせていただいているところでございますが、決算書のほうでは進修館の中のエレベーターのバッテリーの交換のほうも含めて表記のほうをさせていただいているところでございます。大ホールの扉のほうが213万8,400円、エレベーターのバッテリーの交換のほうが33万8,018円ということで、こちらの集計のほうが決算書のほうに計上させていただいているところでございます。決算書、成果書の金額の差につきましては以上でございます。

ご質問いただきました３点、以上でございます。よろしくお願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

何点か確認も含めてお聞かせ願いたいと思うんですけれども、進修館、冒頭言ったとおり40年間が経過しましたから、いろんな意味でやっぱりメンテナンスが年々大変なのかなという感じがするんですけれども、今まで進修館に投じたメンテナンス費というのはどれぐらいかかっているのか、今後、進修館をこういうところを改良したい、こういうところを補修したいというものがあったら、何か先月の台風の影響で雨漏りが７カ所ほどあったようですけれども、これらの関係も含めて何か原因があるのかどうかというふうに思っております。

それから、家具の設計なんですけれども、あれは方圓館といいましたかな、タカハシ家具といいましたかな、ちょっとうろ覚えで、40年前ですからちょっとうろ覚えなんですけれども、有名な家具屋さんがあれつくったものだと思いますから、ぜひとも一つ、もう少し宣伝してもらえればというような感じがするわけです。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

進修館の歴年の工事費の累計のほうは申しわけありません、資料として用意しておりませんので、用意できるかどうか確認のほうをさせていただきたいと思います。

また、これからの進修館のメンテナンスの考え方でございますが、今お話しいただきました屋根の防水も必要と感じておるところでございますし、大ホールのエアコン、２階ロビーのエアコン、この辺はフロンの関係等もございますので、比較的早い時期に改修のほうが必要、エアコンそのものも傷んでいるということもございますので、その辺は比較的早い時期に改修が必要という理解はしているところでございます。

その他、40年を経過する中でいろいろ傷んでいるところがございますので、指定管理者のほうとは確認させていただきながら、メンテナンスにつきましては予算の確保に向け調整していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

もう１件ちょっとお聞きしたいんですけれども、大ホールのほうが椅子とテーブル、実は、年間、我々も何回か大ホールを使わせていただいているんですけれども、老朽化した椅子が、壊れた椅子なんか随分残っている、ある。もう高齢者があそこをセットするのに大汗かいてセットするんですけれども、椅子だとかテーブルのチェックはちゃんとしているのかどうか。

例えば、先ほどシャワー室が物置になっているというふうな感じがするんですけれども、実は私あそこ何回か見せていただきました。浴槽がそのまま、シャワー室がそのまま、そこにもういろんなものが、言葉は悪いんですけれども、放り込まれている。そういう状況の中で、もう少しあそこら辺を整備すれば、出し入れももっとよくなるし。実は８日に大ホールを使わせていただいたんですけれども、準備から後の整理まで大変な作業なので、ここらをもう少しそういう工夫をして、収納の関係も含めてもう少し考えてもらえればありがたいなというような感じがするんです。

それから、今、委託をしているわけですけれども、委託している、例えば事業は今どのぐらいで運営されているのか、その点を一つお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

大ホールの椅子、テーブルの管理でございますが、進修館におきましても収納という関係で、テーブルのラックに番号のほう振らせていただいております。テーブルのほうにも番号のほう、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄという形で番号のほう振らせていただきまして、テーブルはそのラックのほうに同じ番号のもので同じ記号のものを入れるということで、徹底のほうをさせていただいておるところでございます。

椅子につきましては、今、従前からお話しいただいている状況もございますけれども、そうですね、今、テーブル、椅子についても老朽化しているという認識のほうは町のほうもしておりまして、テーブル等につきましては角が剝がれているようなものにつきましては、修繕等をさせていただく中で使用のほうをさせていただいているというところでございます。

シャワー室につきましては、今、お話し改めていただきまして、私も頻繁に使わせていただくんですが、状況の確認をさせていただいているところでございますので、もう少し整理をするように話のほうをさせていただきたいなと思うところでございます。

大ホールの収納を含め、指定管理者のほうともう少し話し合っていきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

すみません、あと人員の関係なんですが、今、清掃の職員を含めて17名で運営をしているということは聞いております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

ちょっと、もう１点なんですけれども、使用料の関係なんですが、例えば一般に使う人、例えば地域敬老会で使う場合と全く料金が同じなんですね。例えばこのマイク１本幾らなんですかね、500円ですよね、１本500円。結構そういう使用料の、まずこれで見るといろんなもので物すごく金がかかるわけですよ。少なくとも、やっぱり借りる側の高齢者なり地域敬老会だとかサロンだとか、いろんなものがあるんですけれども、進修館だけもう少しちょっと一般の関係と使用料の関係、見直しをしてもらいたいなというふうな感じはするんですけれども、そういう考えがありやなしや。これはもう当初から料金はほとんど変わっていないと思うんですけれども、使用料をもう少し見直していただきたいなというふうに思いますけれども、そのような考えがあるのかどうか一つお聞かせ願いたいと思います。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

進修館を初め、公共施設の利用料金の減免に対する考え方につきましては、町全体で同じ考えを基本的にはとらせていただいております。今お話しいただきました内容につきましては、町民生活課のみならず、ほかの課の話もございますので、その課も含め調整というかお話のほうをさせていただきながら考えさせていただければなと思うところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　おはようございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

65、66ページの交通安全対策費で、その中の、

次のページの67、68ページの工事請負費なんですけれども、これが不用額が106万2,000円となっています。駐輪場の工事請負費に余りが出たということなんですけれども、これについてのもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、成果書の91ページ、ここにそれぞれ交通安全施設の新設、修繕ということで説明されておりますけれども、まず、道路標示等工事、これが昨年よりも増えております。道路照明灯整備工事がないということで、これについては昨年もなかったわけなんですけれども、もう設置するところがないということなのか、危険箇所がないということなのか、この辺についてもご説明をお願いしたいと思います。全然ないので、設置基準はということでどのようになっているのか確認したいと思います。

それから、その下の道路反射鏡設置及び修理工事、これは３倍になっています。増えております。これについてはどうしてこういうふう増えたのか。道路標示等工事とあわせてお尋ねいたします。

それから、同じく公害防止対策事業なんですけれども、成果書では93ページですよね。これについては、家電４品目の不法投棄状況は昨年１台から２台と、不法投棄処理状況なんですけれども、これについては家庭ごみが半分になっている、その他というのもあるんですけれども、この要因についてもお尋ねしたいと思います。

ごめんなさい、交通安全対策費の中の自転車対策事業について抜けました。

放置自転車撤去台数、これは81台増えているんですよね。それで、それぞれ放置自転車撤去台数、地域ごとにも列記されておるんですけれども、特にその他というのが増えております。昨年が127台、平成30年度が201台ですから前年度より増えております。この辺の要因についてもお尋ねします。

結局は、放置自転車の有効活用ということで、販売台数が12台で１万200円、これは前年度と全く同じなんですけれども、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、67ページ、68ページの環境管理費の関係なんですけれども、飼い主のいない猫対策ということで、ＴＮＲ実施準備のためということで、このＴＮＲ、成果書の94ページですね、これについてご説明お願いしたいと思います。

それで、推進事業費として猫対策の捕獲器の購入ということなんですけれども、これはどれぐらい捕獲できたのか、すみません、細かいんですが。捕獲できたのはどういうふうに引き渡しを行っているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、69ページ、70ページの防犯活動事業なんですけれども、防犯灯の新設なんですけれども、これが昨年が７カ所でした。今年度は１カ所減っているんですけれども、減った割には金額はそのままなんです。その辺のなぜそういうふうになっているのか。

それから、町全体からいくと６カ所というのは非常に少ないのかなというふうに思いますが、これはやはり自治会からの要請だけで設置されているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

それから、94ページ、成果書の防犯等維持管理の実施ということで、大幅に金額も増えております、それぞれ。防犯灯電気料が126万1,000円、器具交換が89万8,000円、器具交換ＬＥＤのほうですが85万1,000円と、その他が28万3,000円と、それぞれ増えておりますけれども、その辺の要因と、それから昨年度はＬＥＤの設置率というか、これが95.4％なんですけれども、これが平成30年度でどうなったのかということもお尋ねします。

それから、同じく防災対策費の関係でございますが、防災活動事業として成果書の95ページに維持管理内容が示されております。特に防災行政無線電波使用料、これは前年度より16万7,000円も安価になっています。それから、逆に３つ目の防災行政無線テレホンサービス、これが26万4,000円増えており、その下の行政無線遠隔制御器電話料、これが14万5,000円増えております。特に変わったというのは、この３つだと思うんですけれども、これらについてのご説明もお願いしたいと思います。

それから、同じく次のページ、成果書の96ページ、これも３つとも維持管理内容ですね、増えております。防災情報システムの維持管理、この３つが増えております。それぞれ理由をお示しいただきたいと。

それから、これに関連してなんですけれども、決算書71、72ページの、昨年もあったんですけれども、使用料及び賃借料でＡＥＤ賃借料が44万1,000円、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、工事請負費のＪアラート受信機更新工事、これはどこの業者が受けたのか、新設工事に当たって。入札状況なんかもお示し願いたいと思います。

それから、19節の負担金補助及び交付金の、陸上特殊無線技士養成課程負担金というのがあります。これはどういう内容なのかご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じくその下の防災コミュニティ促進事業なんですけれども、負担金補助及び交付金の関係で36万6,000円の増額になっております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

同じく、71、72ページの進修館費ですが、先ほど前段の議員からも言われました。談話室がよくなりましたので、そちらのほうに行く方もあるかと思うんですけれども、それにしても和室、茶室が減っております。その辺の状況なんかはどういうふうに理解したらいいのか。

それから、113ページ、114ページです。衛生費のうちの狂犬病予防費、これは委託料が減額になっております。その理由についてお示しいただきたいと思います。狂犬病予防注射通知対応にシステムを変更したというようなところだと思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、続きまして、117、118ページの環境衛生費なんですが、この中の特に委託料、13節、62万円、これが不用額となっております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、この環境衛生事業の委託料なんですけれども、雑草等の除去委託料、これは例年変わっていないんですね。変わっていないんですけれども、指導はちゃんとできているんでしょうか。苦情等はないのか、その辺についての町としてどのように捉えているのか。

それから、犬猫路上死骸運搬委託料、これも10万8,000円と前年度より増えております。どうしてこういう状況になっているのか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

それから、119ページ、120ページの広域利根斎場組合負担金事業なんですけれども、利用件数が178件の、利用率は55.4％ということなんですけれども、このあたりいつも論議になっているんですけれども、前年度と比べてどういうふうな状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、143、144ページの消防費なんですが、これはちょっと直接予算には関係ないんですけれども、私の一般質問のときに町長から、今、中島出張所の廃止の問題が出ております。これについ

ては実施時期についても検討し、協議を継続するということになっているんですけれども、杉戸町が受け入れの準備をしていますよというようなちょっと答弁だったんですけれども、これはこういった消防署の合理化について今後の方針というのがありますけれども、これとの関係で違反というと大げさかもしれないんですけれども、少し腑に落ちないんですけれども、そういうものに抵触しないのか。

勝手に杉戸町がやっているということであれば、それはそれでかもしれませんけれども、やはり町としても、その辺ではきちっと消防組合のほうにそういうふうな話を聞いているけれども、どうなんだろうということで、自粛をするように要請はできないのかどうか、それを含めて、すみません、これは今後のことにも関係しますので、お願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

それでは、順次お答えを申し上げます。

まず、一番初めにお尋ねのございました交通安全対策費の工事請負費の関係でございますが、こちらにつきましては決算書の67、68ページ、工事請負費の不用額106万2,252円でございます。こちらにつきましては、有料駐輪場を町のほうで管理しているわけでございますが、こちらの駐輪場に不備のないように工事請負費100万円のほうを予算計上させていただいているところでございます。有料駐輪場、姫宮、それから和戸にあるわけでございますが、こちらで大きな修繕工事がなかったことから100万円の不用額が生じたということでございます。

続きまして、交通安全対策事業の成果書でいきますと91ページの下段の表の交通安全施設の新設、修繕の関係でございます。こちらにつきまして、まず道路標示等工事、こちらが昨年度に比べまして増加しているというご質問でございましたが、こちらにつきましては、学校のほうから上がってきます通学路の要望に対しまして対策を講じる工事、路面標示工事だとか、それから看板の設置工事だとかをしているわけですけれども、その工事箇所が増えたことによりまして、昨年度４カ所から今年度７カ所ということでございます。

それから、続きまして、道路照明灯の工事、こちらゼロということで、もうやるところがないのか、対策がもう済んでいるのかというご質問でございましたが、こちらにつきましては昨年度も同じお問い合わせをいただきまして、お答えしているところではございますけれども、道路照明灯の新設につきましてはまちづくり建設課のほうで新設工事をしております。その後の維持管理について町民生活課のほうで引き継いでおりますことから、新設につきましてはゼロでございます。また、球切れだとか、そういった修繕につきまして町民生活課のほうで施工しておりますことから、修繕で２基のほうを計上させていただいております。

設置基準につきましては、道路の附属物の扱いになりますので、道路の設計のほうで設置基準があると思います。

それから、最下段の道路反射鏡の設置及び修理工事、こちらが３倍に増えているということで、どうしてかというご質問でございましたが、こちらにつきましては平成30年度につきましては、要望が17件ございました。設置検討部会のほうで現場のほうを全て確認をさせていただきまして、結果12基ついたわけでございますが、こちらにつきましては、設置基準に基づきまして現場で個々判断しておりますので、原因というか基準に当ては

まった箇所が12カ所だったということでございます。

それから、続きまして、成果書の93ページ、放置自転車の関係でございますけれども、放置自転車の撤去台数、こちらが81台増加していると。そのうち、撤去した場所につきましては、その他が昨年127台から201台に増加していると。この原因はというお問い合わせでございましたが、こちらにつきましては、毎年進修館の無料駐輪場の整理を年１回やっているわけでございますけれども、こちらを昨年度は２回整理のほうをさせていただきました。その２回整理をさせていただいたところで、その他が127台から201台に増加しているということでございます。

それから、放置自転車の有効活用で販売台数が昨年度と比較して同じ台数、こちらは何でかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、宮代町自転車再利用促進会でリユース販売をしているわけでございますけれども、その中でリユース可能な自転車がたまたま昨年と同じく12台であったということでございます。ちなみに、平成28年度につきましては９台、平成27年度につきましては10台を販売のほうをさせていただいているところでございます。

それから、防犯灯新設の関係でございますが、成果書の94ページの下の方に四角く黒く囲ってあるところで、防犯灯の新設というのがございます。防犯灯設置工事につきまして、今年は６カ所で９万7,200円を計上させていただいております。昨年度７カ所で同じく９万7,200円、これはどうしてかということでご質問でございましたが、こちらにつきましては、昨年度は要望に基づく防犯灯設置が６カ所プラス町のほうでソーラー式の防犯灯を１基設置しておりまして、それで７カ所ということで計上させていただきました。金額につきましては、６カ所９万7,200円でございまして、もう１カ所分、ソーラーの分につきましては下の維持管理の中に計上させていただいておりましたので、数字のほうが若干変わっているところでございます。

それから、昨年度の防犯灯設置工事６カ所につきましては、自治会からの要請だけだったかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度は要望のほうが９カ所ございました。その結果、防犯灯の設置検討部会のほうで現場のほうを確認いたしまして、６カ所設置したわけでございますけれども、昨年度につきましては、ご質問のとおり、自治会からの要請だけでつけさせていただいているところでございます。

それから、同じく成果書の94ページの一番下の表でございますけれども、こちらにつきまして、それぞれが昨年度に比べて増額しているという理由はというお問い合わせでございましたが、まず電気料金のほうにつきましては、東京電力のほうに問い合わせをいたしましたところ、原油価格の高騰により燃料調整が発生したため電気料金のほうが上がったということで確認をしております。

続きまして、器具交換、蛍光灯から一体型ＬＥＤ、またＬＥＤ改造型から一体型ＬＥＤ、その他でございますけれども、工事請負費の執行残を確認いたしまして、既設で設置してある防犯灯のうち蛍光灯のものを全てＬＥＤ化をさせていただいた結果、工事費に増額が生じたものでございます。

こちらにつきましては、昨年度ご質問がございましたとおり、防犯灯のＬＥＤ化率ですけれども、昨年度95.4％でございました。平成30年度につきましては、防犯灯につきましてはＬＥＤ化率が97.5％でございます。内訳でございますけれども、防犯灯の総数が平成30年度2,601基、うちＬＥＤが2,537基、結果、ＬＥＤ化率97.5％でございま

す。

続きまして、成果書の95ページでございます。こちらの一番下の表の関係でございますけれども、まず電波使用料につきまして減額した理由はということでございまして、この電波使用料につきましては、総務省のほうにお支払いしている電波使用料でございます。総務省のほうで電波使用料の改定がございまして、若干安価になったということでございます。

それから、また、ちょうど中段あたりの防災行政無線テレホンサービス５回線につきましては増額しているわけでございますけれども、昨年度がこの利用件数が2,075件、平成30年度につきましては2,831件、この利用件数が増加したことによる増でございます。

それから、その下の遠隔制御器の電話料とあわせてお答えさせていただきたいと思いますけれども、成果書96ページの一番上の防災情報システムの維持管理の関係が増額となっているということでございますが、こちらにつきましては、防災行政無線のデジタル化整備工事を平成29年９月まで実施をしておりました。９月末日までは施工者のほうでこういった使用料等を持っていたわけですが、平成29年度につきましては10月以降工事が終わりまして町のほうで支出しておりましたことから、10月から３月までの支払った額と比較して、平成30年度につきましては１年分町のほうで支払っていますので、そこで差異が生じている状況でございます。

続きまして、ＡＥＤの賃借料の関係でございますけれども、ＡＥＤにつきましては役場と、それから町内の全小・中学校７校と、それから進修館、社会福祉協議会、保健センター、図書館、いきがい活動センター、資料館、はらっパーク、合計で16台を管理しているところでございます。こちらの賃借料として44万1,676円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、成果書96ページのＪアラート受信機の更新工事の関係でございますけれども、こちらにつきましては請負業者が富士通ゼネラルというところでございます。こちらにつきましては防災行政無線を整備した業者でございまして、現場のほうを熟知しておりまして、配線関係も全て詳細把握しておりますので、地方自治法により安価に契約することができるということから、業者選定委員会のほうにかけさせていただいて、１社随契で契約をしております。入札ではございません、随意契約で契約のほうをさせていただいております。

続きまして、決算書71、72ページの19節負担金、陸上特殊無線技士養成課程負担金でございますけれども、こちらにつきましては、防災行政無線を扱う箇所につきましては、この免許を持っている職員がいなくちゃいけないということで、私のほうで免許の取得をさせていただいた講習会に対する負担金でございます。今まではどうしていたかといいますと、今まで町民生活課防災の担当の者が過去にこの免許を取っておりましたので、その方の名前をかりて総務省には届け出を出していたわけでございますけれども、昨年度につきまして、私のほうでこの資格を取得させていただきまして、防災行政無線のほうを管理しているというところでございます。

続きまして、防災コミュニティ促進事業の19節安心・安全まちづくり推進事業負担金の関係でございますけれども、こちらについては防災に関する資機材等を各自主防災組織で整備する場合に、町のほうで安心・安全まちづくり推進事業補助金として交付しているわけでございますが、こちらの申請数が多かったということで30万円の増額と

いうことでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

公害防止対策事業ということで、決算書の67ページ、成果書の93ページということで、こちらのほうからご説明のほうはさせていただきたいと思います。

こちら、まず家電４品目のテレビ２台につきましては、圏央道とクリーン古利根の投棄、こちら宮東側の地区からテレビが発生したということで２台の処分のほうをさせていただいているところでございます。

粗大ごみにつきましては、町内各所で発生しておりまして、電子レンジ、たんすや衣装ケース、木材、布団、マット、ベニヤ板等の不法投棄が町内各所のほうで発生しております。生活ごみにつきましても町内各所で発生しておるところでございます。その他につきましては、路盤材とか事業系のごみが捨てられているというような状況に対応させていただいたところでございます。

従前につきましては、特に決まったところということが多かったのがあったんですが、最近ではそういうことはなく、偏ったところはなく、町内各所、不法投棄者が投棄しやすい場所に投棄のほうをしているような状況が確認できているところでございます。その場所には看板の設置等で対策のほうを講じさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書の94ページの野良猫対策のＴＮＲの関係のご説明をさせていただきます。ＴＮＲとは、飼い主のいない猫を捕獲（トラップ）しまして、避妊手術（ニューター）を行いまして、もとの場所に戻す（リターン）という、こういう活動をＴＮＲ活動と呼んでおるところでございます。飼い主のいない猫の繁殖を防ぐために行われる活動でございまして、こちら準備ということで捕獲器を５台購入をさせていただいたところでございます。従前、町のほうで保有しておりましたアライグマの捕獲器の２台がこちらのほうにも使えるということで、踏み板式のもので使えるということで、そちらのアライグマのほうの２台も含めて７台で野良猫の捕獲のほうの対策に対応させていただいたところでございます。

こちら、令和元年５月21日、今年度なのですが実施をさせていただいたところ、22匹の捕獲をさせていただいて、避妊手術をさせていただいたところでございます。

こちら、ボランティアの皆さんのご協力により対応させていただくことが非常に重要になっておりまして、今後もこのような形で続けていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、進修館の利用件数でございます。こちら成果書の97ページということでございます。先ほどご説明をさせていただいたところでございますが、談話室の利用件数が185件増えております。食堂、和室、茶室の減分48件、83件、31件を足し込みますと、こちら162件ということでございます。従前、会議室で和室、茶室をほかの利用する部屋がなくてお使いになっていた方が、談話室のほうに移行されたということで、茶室、和室の減になったという理解をさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書の98ページでございまして、狂犬病予防事業でございますが、こちらのシステム保守の委託料の減についてでございますが、ご質問にもございましたが、前年度は狂犬病予防の注射の再通知対応をさせていただくためにシステム変更の費用を盛らせていただいておりまして、

それが終わった関係から、今年度減額という形になっているところでございます。

続きまして、成果書99ページ、環境衛生事業の委託料の不用額の関係でございます。こちらの多くの減の理由は、側溝清掃汚泥の排出量が少なかったということによるものでございます。

続きまして、同じく99ページ、雑草の委託料の変化がないが雑草のほうの対応はできているかということでございますが、数年前に委託の件数が増えたころから、委託料、こちら受益者負担金としてまた入ってくるわけでございますが、こちらの委託料のほうは少し増額のほうをさせていただいているところでございます。ただ、ここ数年件数が安定している関係から金額については同じ金額を上げさせていただいているところでございます。

ただ、通知をさせていただいておりまして、自己処理、委託処理を含めて40%程度の処理率ということとなっておりますので、今後もこちらの同じような通知等の対応を続けていきたいと考えているところでございます。

続きまして、同じく成果書の99ページの犬猫の死骸処理の件数が増えているというお話をいただいているところでございますが、犬猫の死骸処理件数につきましては、件数そのものが確かに増えているのもございます。また、職員が業務量が増えておりまして対応できることがなかなか少なくなっていることから、委託のほうにほとんど今、回させていただいているということから、委託料のほうも増えているという状況でございます。

続きまして、広域利根斎場組合の負担金事業でございます。利用率の関係ですが、今年度は、ご質問にございましたとおり55.4%ということでございます。昨年度は54.1%ということで、若干ではございますが増えているのは増えているところでございます。ただ、こちらは年によって大きく変化がございますことから、どうしても従前からご説明させていただいておりますが、宮代町の地形の関係から、こちらの利用率ということとなっているような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町長。

**○町長（新井康之君）**　杉戸町の対応について消防署の関係ですが、杉戸町が早過ぎるのではないかということでございますけれども、宮代町と杉戸町の消防署が中島と統合した場合には、少し人員の整理ですとか、消防車両の整理とかございますので、杉戸町は杉戸町サイドで議会への説明ですとか、そういうことを始めていますということでございますので、若干消防車両の移動もございますので、そういうことが始まっていますということで、杉戸町の対応としましては、改めてなくなるとか場所が移動するとかそういうことではありませんので、あくまでも内部的な処理の説明をスタートさせたということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時２４分

**○委員長（・山妙子君）**　では、再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

丸藤委員の再質の前に、先ほどの唐沢委員の一部答弁を担当課からお願いいたします。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課の山﨑でございます。

先ほど唐沢議員の質問の中で、進修館に係った

歴年の修繕の金額ということでお答えのほうをさせていただきます。

町民生活課のほうでは修繕の履歴をまとめた表がございます。ただ、これは全部が載っているということではなく、金額の抜けているものがあったり、全ての工事を網羅しているものではないということでご了解いただければと思うんですが、この中の集計としましては２億1,500万弱の金額の累計がされているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　では、再質問お願いいたします。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、何点か確認をしながら再質問をお願いしたいと思います。

67、68ページの工事請負費の不用額の理由についてはわかりました。

それから、自転車対策事業で、すみません、先ほど質問をちょっとしはぐっちゃったんですけれども、成果書の92ページの関係ですが、支出額が570万5,000円ということで、前年度と比較して44万7,000円増額となっています。その増額の要因として、姫宮駐輪場においていたずらが一時的に頻繁にあったという説明もあったんですけれども、これはシルバー人材センターにお願いをしているところだと思うんですけれども、それが要因だとは思うんですけれども、一体どんないたずらで、これはもう既に一時的にということだったんですが、もう解決はしているんでしょうかということで、現状どうなっているかも含めて、すみません、お願いしたいと思います。

それから、公害防止対策事業で、特に不法投棄の処理状況は以前はある決まった箇所にあったけれども、現在は固定した地域ではなく全般的だということで理解しました。そうすると、余計啓発というのは難しいですよね。ある一定箇所だったらその場所に啓発の看板とか立てたりすればいいんですけれども、全町になるとつかみどころがなくなるということで大変だと思うんですけれども、そういう要因もあるんですかね、増えている理由は。その辺でやはり解決していかなければいけない。

これは宮代の場合は不法投棄処理状況が22件で４品目では２台ということなんですけれども、これは各自治体では多いほうなんですかね。宮代は面積が少ないですから、不法投棄もそんなには多くはないと思うんですけれども、これは各自治体との比較ではどうなんでしょうか、多いほうなのか少ないほうか、それもあわせてお願いしたいと思います。

それから、環境推進事業の成果書の94ページ、飼い主のいない猫対策ＴＮＲということで、これはわかりました。それで、捕獲器も購入してということなんですけれども、そうすると、これは捕獲して避妊手術をしてかえすわけですから、これは22匹ということなんですけれども、飼い主がいないんですよね。避妊すれば、そこから避妊した猫については増えないとは思うんですけれども、これはどういうふうにかえしているんでしょう。同じ場所にかえすんですか。その辺では特に多いとか少ないとか、役場も多いと思うんですけれども、付近は、面倒見のいい人がいますからね。多いと思うんですけれども、これは地域的にはどういうふうな状況になっていますか。あわせてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく成果書でいきます。94ページの防犯活動事業の防犯灯の新設についてはわかりました。町のほうの関係も含めてということ。

実際の申請数は９カ所ということなんですけれ

ども、もうそうしますと２カ所というのは今後あり得ないのか。予算の関係でこれまでだというのもあるかと思うんですけれども、そうしますと、もう却下された要望箇所というのはもうだめなんでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

それから、ＬＥＤの関係なんですけれども、先ほど平成30年度は全体で2,601基ということなんですけれども、そうすると前年度より３基減っていますね。その辺はどうなんでしょうか。たしか平成29年度は2,604基というふうに伺っていたんですけれども、その辺の関係もお尋ねしたいと思います。

それから、防災活動事業の関係ですが、これも理由がわかりました。結構です。

それから、Ｊアラート受信機の更新等についてもわかりました。これ地方自治法の関係とかっておっしゃっていましたが。

進修館費なんですけれども、その進修館の利用状況なんですけれども、やはりちょっと腑に落ちないんですけれども、簡単に談話室がよくなって、その関係で和室、茶室が減ったというのは、それぞれの特に茶室なんかは目的があると思うんですけれども、最近進修館においては本当に使う部屋がなくなって、特に食堂の本来の目的外で使っているという話も聞いておりますので、必ずここというふうには言えないと思うんですけれども、でも茶室というのはやはりこんなに減っちゃうものですかというふうに私思うんですけれども、その辺もう一度お願いしたいと思います。

それと、研修室も選挙があったということなんですけれども、選挙があって2,904人も利用人数が減ってしまいますかね。その辺、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、71、72ページの防災コミュニティ推進事業の負担金の補助及び交付金の関係です。これは申請数が多かったということで、これは理解します。

次、117、118ページの環境衛生事業の委託料で、空き地環境の保全である雑草等除去なんですけれども、先ほども言いましたけれども、全然金額も変わっていないし、処理状況はどうなのかということでお聞きしたんですけれども、私なんかは住んでいる近くではそういうところはありません。

今、一番気になっているのは中島児童公園の今あいているところですね。でも、あそこは随分薬をまいているのか雑草は生えていないんですけれども、きちっとされているところはいいんですけれども、かなり迷惑な話だと思うんですけれども、これはやはりもっともっと町としても積極的に働きかけて、やはり処理してもらうように進めなければいけないと思うんですけれども、その点、本当に自治体によっては、物すごく電話なり、もう催促して催促してお願いしてやらなければ、もう相手はわかっているわけだから、もうこちらでやりますよという強行的にやっている自治体もあるというふうに聞いているんですけれども、やはりそれぐらいでないと本当に迷惑をかけると思うので、この点についてどうなのかということでお尋ねします。

それから、これは成果書100ページの関係ですが、もう一つ、犬猫路上死骸運搬委託料なんですけれども、これは処理件数がほとんど変わっていないのに10万8,000円も増えているんですよ。おかしくないですか。どういうふうな状況になっているんでしょうか、委託業者と。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

あと、消防費の関連で、先ほど杉戸町の準備状況についてお尋ねしました。これは町長から直接内部的な処理ということなのでということなのですが、これについては非常にデリケートな問題で

もありますので、余り私は杉戸で内部的だから勝手にやっているということなんですしょうけれども、非常にやっぱり問題だなというふうに思います。でも、これは杉戸の問題だということですので、これ以上は質問は結構です。

じゃ、以上の点、お願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、成果書の92ページからの自転車対策事業の関係でございます。姫宮駐輪場におけるいたずらの関係でお問い合わせがございました。こちらにつきましては委員おっしゃいますとおりシルバー人材センターのほうに管理委託をしている駐輪場でございます。

いたずらの内容でございますけれども、一時利用者がとめておりました自転車が、頻繁に駐輪場からフェンスの外、道路側に出されるといういたずらが頻発しておりました。それを受けまして、姫宮の駐在所、杉戸警察署のほうにも相談をさせていただいて、パトロールのほうを強化していただいたわけなんですけれども、それでも何日か連続で自転車が出されてしまうといういたずらが発生しておりました。それを受けまして、町のほうの担当職員のほうで注意喚起看板を設置したり、それから一時利用の駐輪場に出入り口が近くにあるわけなんですけれども、そちらをわざわざ出入りできなくバリケードでとめたり、それから、あわせて防犯のためのカメラを設置して対策を講じたところでございます。その後につきましては防犯カメラで監視中ですというような周知看板も一緒につけさせていただきまして、いたずらのほうは現在は全くないところでございます。

続きまして、防犯灯新設の関係でお問い合わせがございました。こちらにつきましては、要望９カ所のうち６カ所つきました。結果３カ所がつかない場所になったわけでございますが、こちらについて今後も設置することはあり得ないのかというご質問だと思いますが、こちらにつきましては、周辺環境が変われば、防犯灯の設置は条件を満たせば可能になってくるところでございます。今回、設置不可になったところにつきましては、理由を見ますと、基準にございますとおり50メートル以内に別の防犯灯があるというのが主な理由でございまして、こちらにつきましても周辺環境が変われば、防犯灯設置基準に基づいて基準どおりクリアしていれば、防犯灯の設置については考えられるところでございます。

それから、同じく成果書94ページの防犯灯の数の関係でございますが、昨年度は総数が2,604基、私のほうで先ほどお答えさせていただいたのが平成30年度2,601基、３基減っているというご質問でございましたが、こちらにつきましては、今年度、防犯灯の台帳のほうを全て整理をいたしまして、精査をさせていただいた結果、2,601基ということになっておりますので、今後ご報告させていただきます設置数につきましては、平成30年度2,601基をベースに資料とも作成していきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、成果書93ページの公害対策費の関係でございます。不法投棄の状況、町内各所にということでお話をさせていただきました。こちらの先ほどの質問でも回答のほうさせていただきましたが、こちらの不法投棄が町内各所にあって、なおかつその頻度が多いところにつきましては、看板の設

置をさせていただいているところでございます。最近、子供がぎょろっと見ているような、目がぎょろっとしているような看板で少し効果の高いようなものに看板を変更させていただいて、そのようなものをつけさせていただいているということでございます。

他市町村との不法投棄の状況ということでございますが、不法投棄の関係で会議を持つことがございます。こちらでいろいろな状況を、お話を確認させていただくことがありますが、宮代町、大きな幹線道路がないために、大きな不法投棄がないというような状況のほうの確認はさせていただいております。ただ、件数については細かい件数の確認までしておりませんので、件数についての他市町村との比較というのはできていないような状況でございます。

続きまして、94ページの環境推進ということでございます。ＴＮＲ、飼い主のいない猫の対策ということでございますが、こちらのボランティアさんが町内各所にいらっしゃるということで、町内各所をボランティアさんが捕獲しやすい場所で捕獲のほうをさせていただいた結果ということでございます。どうしても猫に餌をやる方が多い地区は多くなる傾向にございますので、今後は地元の自治会等と相談させていただきながら対策を講じていきたいと考えているところでございます。

続きまして、成果書の97ページ……

〔発言する人あり〕

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　ごめんなさい、かえすところはそうです、捕獲した場所にかえしています。ですので、捕まえた場所でかえすということでございます。

ただ、猫、避妊手術をしてしまえば、先ほどお話しさせていただきましたが、数が増えない。そのままにしておくと年間相当数、32匹というお話があったり、50匹というお話があって、いろいろな匹数が増えてくるんですが、そのようなものが回避できるということでございます。

続きまして……

〔発言する人あり〕

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　あとは、猫の避妊手術した猫の確認というために、耳をＶの字にカットしております、耳先をです。「さくらねこ」という表現をすることもあるんですが、桜の花びらにように、避妊手術をした猫の耳先はカットしておりますので、そのような猫が避妊手術済みということでご確認いただければと思います。

続きまして、97ページの進修館の利用状況でございます。こちらの利用状況につきましては、進修館のほうに確認をさせていただく中でお話をさせていただいているところでございまして、和室、茶室においても、ほかの使用する部屋がないということから、和室、茶室の目的以外に使われていた方がいらっしゃいました。そちらが談話室が整備されたことにより、そちらのほうを使われたということで談話室の件数が伸びていて、なおかつ和室、茶室の件数が減っているということでございます。

あと、研修室の利用の減でございますが、平成29年度は選挙のほかにイベント関係で大ホール等を使われる方が、あわせて研修室を借りている方が多かったというような利用状況の確認をさせていただいております。そのようなことから、30年度が減という形になっているということでございます。

続きまして、成果書99ページの環境衛生費の委託料でございます。草地の関係でございます。こちらにつきましては、昨年度の処理率が38.8％から40.8％ということで、若干ではございますが処理率は伸びているところでございます。

ただ、お話しいただいたとおり、この草地、近隣に影響を与えることが多いことから、町といたしましても春、秋の一斉点検、一斉確認のほかに、適時ご連絡があったところにつきましては、現場に出向き、写真を撮り、その所有者の方には写真つきで送付のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの処理率がまだ半分にも満たないということでございますので、今後もこのような形をとらせていただく中で、少しでも処理率が上がるような方策をとっていきたいなと考えておるところでございます。

他市町村との状況を確認させていただくことがございましたら、そちらのほうでも有意義な方法を確認していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、成果書100ページの犬猫の死骸処理の状況でございます。お話のとおり、昨年度も90件、今年も91件ということで、件数に変化がないけれども、委託料が増えているということでございます。先ほども回答させていただきましたが、職員の業務量の増加等に伴いまして、今まで職員が現場に出向き、犬猫の死骸処理の対応をさせていただいたこともあったんですが、今は委託に全て任せているというような状況でございまして、その分、委託料が増えているということでございます。こちらの委託の金額は4,000円に税で1.08でそういう委託料がありますので、匹数が増えればその分その金額が上がってくるということでございますが、そのような状況で増えているということでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　答弁ありがとうございました。

そうですね、再々質問については放置自転車の関係なんですけれども、成果書93ページに書かれております放置自転車の撤去台数は駅ごとというか、そういうふうに分けて書かれておりますけれども、その他が201台で前年度が127台です。ここだけで74台も増えているんです。上のほうでは81台増えているということなんですけれども、このその他というのが、せっかく地域ごと、駅ごとになっているんですけれども、その他でくくっちゃっていますので、この辺の増えているんですよね、これがね。これはどういうふうに対策をとっていくのか。

しかも、リユースできるのがわずか12台と、もうほとんどあれですよね、再利用もできない、そういう状況なんですけれども。これはどういうふうに改善していかれるんでしょうか。その点だけお願いしたいと思います。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

成果書の93ページ、放置自転車に関するお問い合わせでございますが、こちらの放置自転車の撤去台数につきましては、和戸駅周辺、東武動物公園周辺、姫宮駅周辺、その他ということで区分けをさせていただいております。こちらにつきましては、それぞれの駅周辺につきましては放置自転車の条例におきまして、放置自転車禁止区域のエリアになっておりますことから、この３カ所を表記させていただいているところでございます。そちらの条例で禁止区域にされているところ以外を「その他」ということでまとめて書かせていただいているところでございまして、今回、放置自転車の撤去台数が増えた原因といたしましては、先ほどもお答えのほうをさせていただきましたが、進修館の無料駐輪場におきまして自転車の整理を

２回やったことにより、増加したものでございます。

こちらにつきましては、今後どのような対策をとるかということでございますけれども、進修館の無料駐輪場におきましても、長期間の放置についてはしないでくださいというような張り紙でありますとか、そういった注意喚起看板のほうは設置させていただいているところでございますけれども、同じくシルバー人材センターのほうに維持管理のほうもしていただいておりますので、そちらの維持管理をしている方からも情報を密にいただきながら、長期間駐輪している自転車につきましては、直接張り紙をして注意喚起をするなどして、放置自転車の数を減らしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　町民生活課の成果が87ページにあります。それに基づいてちょっとお伺いしますが、第４次総合計画に関してなんですが、まず、成果書29ページの防犯コミュニティ促進事業というので、今回防犯マスター認定者が12人というふうになっています。今、令和元年なのであと１年間ということで、もうそろそろ後期実行計画も終わりますが、目標の中で、今年12人でもう累計何名になっているのかということをお伺いするのと、それから、自主防災組織はもう100％になってもう何年かたつんですけれども、今、心配しているのが高齢化、65歳以上が１万人以上ということで、それぞれ皆さん高齢化してきちゃっているんですが、活動実績90％以上ということで、それぞれの地域で活動をそれぞれやっているんだろうと思うんですが、目に見えてこの90％以上というか、それぞれの活動というのが、この30年度事業の実績で資機材の購入だとか、あと防災にかかわる講座参加者ということで理解していいのか、この辺どんなふうに捉えたらいいのかちょっとお伺いします。

あと、やはり第４次総合計画のもうまとめみたいな形で、宮代町の魅力推進事業（里山体験事業）というのがあります。これもホタルの夕べなんかはもう混んでいるから私なんかは行きたくないなというふうに思ってあれなんですが、これの交流人口増に貢献しているかと思うんですが、この町外だとか町内の割合で、駐車場をどんなふうにされたのかお伺いします。

それから、成果書のほうで防災に関してですが、96ページの上の表、防災情報システム維持管理というので、真ん中の登録制メールというのがありますが、この登録制メールに参加している人数というのはどれくらいいるのか、お願いします。

今もう情報がそれで来ると安心するというのもありますので、95ページの行政無線テレホンサービスが増えているというのは、聞こえなかった人がかけるというのが、だんだんどこへかけていいかというのがやっと周知されてきたんじゃないかなというふうに、私、個人的に思いますが、そういう情報というので、メールを受ける人数というのをお伺いします。

あと、成果書の103ページ、消防のことなんですが、おととい聞いたら、ちょっとこれは担当に聞いてくださいと言われてはっきりしなかったんですが、決算書の188ページの財産に係るものなんですが、このスポーツグラウンドが30減って、詰所に30増えたのはどういうことですかという、ちょっとわからなかったのでそれを教えていただきたいのと、それから成果書の103ページの第２分団の建て替え工事ということで、町民生活課の成果の中では、第２分団詰所建て替え工事を発注しましたという言葉で終わっていますが、これは

財産の中で増えた分はまだ入っていないんですが、何平米という、もうきちんとした数で、もうこの財産のほうに入れていないというのは、まだ入れられないということなんでしょうか。そこをお伺いします。

**○委員長（・山妙子君）**　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０１分

再開　午後　１時００分

**○委員長（・山妙子君）**　では、これより町民生活課の審査を再開いたします。

答弁を求めます。

町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

それでは、・野委員のご質問に対しまして、順次お答えのほうさせていただきます。

初めに、成果書の29ページ、防災防犯マスター認定者の関係でございますが、昨年度の成果書につきましては、12名ということで記載をさせていただいております。今までリーダーになった方の人数の合計でございますが、152名でございます。

続きまして、活動実績、自主防災組織の活動実績90%以上の考え方でございますが、こちらにつきましては、今現在、56組織の自主防災組織がございます。こちらのうち、90%以上の自主防さんが、資機材の準備だとか、それから地区における防災訓練、そういった活動を56組織のうち90%やっていただければ、目標達成ということになるところですけれども、数につきましては51組織以上を目標としてございます。

続きまして、成果書の96ページ、上段の表のちょうど真ん中になりますが、登録制メールの関係でございますが、登録制メールの登録数でございますけれども、昨日、９月10日現在で1,709件でございます。

最後に、成果書の103ページの消防団の詰所の整備の関係でございますけれども、あわせて決算書の188ページ、189ページの財産に関する調書、こちらへ数字を乗せるということでございますが、消防団の第２分団の詰所につきましては、成果書の103ページにおきまして、設計業務委託と建て替え工事の２本を載せていただいております。こちらについては、消防団詰所の整備（繰越分）ということで記載をさせていただいておりまして、現在まだ施工中でございます。ですので、決算書の188ページ、189ページを数字としてあらわれるのは、来年度の決算書のほうで数字のほうを記載する予定でございます。こちらにつきましては、もともと第２分団の詰所の用地を確保した後に、教育委員会で管理しております東条原グラウンドの用地30平米につきまして所管がえをして、消防団の敷地として整備をしたわけでございますが、その理由につきましては、お隣の方と建築についてお話し合いをさせていただいたときに、お隣の家から、目の前に詰所が見えるのはちょっと嫌だというようなご意見もございましたので、その分後ろに下がれるように、東条原グラウンドの用地30平米を確保したところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

成果書の37ページ、宮代の魅力推進事業のホタルの夕べ観賞会の駐車場の関係でございます。

こちらは、東武動物公園の民間の有料駐車場を２カ所お声がけをさせていただいて、そちらのほうにとめていただくように対応のほうをさせてい

ただいているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　ありがとうございます。

今の民間の駐車場で、魅力推進事業ですけれども、これは交流人口としては大成功という評価でよろしいんでしょうか。それをちょっとお伺いします。

あと、防災コミュニティ促進事業ということで、152人が防犯マスター修了者になっている、これまでなったということで、毎年毎年参加を募って、しっかりと着実に増えてきているということで、確認しました。

それで、あと56組織中51組織が、自主防災組織ですけれども、この56組織、自治会は77組織あって自主防災は56あるんですけれども、できていないところをまとめてやるとか、そういうことも考えているのかどうか、ちょっとお伺いします。

あと、メールなんですけれども、1,709件ということで、これは、これからもっと増やそうとしているとか、もうこれで終わりだとか、ちょっとこの辺はどうなるのか、お伺いします。

それから、消防団の詰所の話なんですけれども、そうしますと、東条原は借地だったような気がするんですけれども、これはあの東条原からその分だけ買い取ったということなんでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、１点目のご質問でございますけれども、自主防災組織の活動につきまして、できていないところをまとめてやるのかというご質問でございましたが、できていないところをまとめてやるということではなく、こういった補助制度を活用して、地区の共助のために活動をしてくださいということで、自主防災組織連絡協議会の場をおかりするなりして、活動の啓発に努めてまいりたいと思います。

２点目、メールについて、増やすのかということでご質問でございましたが、メールにつきましては、登録件数最大で5,000件まで登録できる契約をしております。そのうち、今現在は1,709件でございます。来月10月には、地域防災訓練もございまして、そちらのブースの中で、登録制メールを紹介するブースも設けて、そこで啓発をしていく予定でございます。また、広報等も通じて、さらに啓発活動のほうを続けてまいりたいと考えております。

３点目、消防団の詰所について、30平米については借地を買ったのかというご質問でございましたが、東条原グラウンドのうち、町所有の土地がございまして、そちらの土地を買ったというわけではございませんで、所管がえ、所管を教育の財産から町民生活課の財産にかえたということで、費用のほうは発生してございません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

成果書の37ページ、宮代町の魅力推進事業の里山イベントの表がございますが、こちらの総合計が2,405人でございます。このうち、町外の参加率が1,453人ということで60.4％、町内が952人ということで39.6％ということとなっております。

成果書の38ページに、後期実行計画の成果目標を記載させていただいているところでございます。こちら年間1,000人以上、町外参加率50％ということで、この目標は達成させていただいております。そういう意味では、この事業は成功している

ということになるわけでございますが、今後におきましても、宮代町の豊かな自然環境をより多くの方に知っていただくために、この事業をこのような形で続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　ありがとうございました。

メールのほう、登録制メールが5,000件分あるということなので、今、スマホだとかそれだけでも情報を得たいという方々も多くいるかと思いますので、これは啓発をお願いして、5,000件までできるならお願いしたいと思います。

あと、消防団の話なんですけれども、繰越分なんですけれども、この建て替え工事3,800万、これは決算なので、決算で前年度分の令和元年にしっかりと整備ができて、そして、財産も移転するということでいいんだろうと思うんですけれども、ここのかかったお金で、何平米の詰所だったのか。それから、前の第２分団の壊すお金も入っているんですよね。もちろんそうですよね。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

成果書の103ページに記載させていただいている業務委託建て替え工事につきましては、今ご質問がございましたとおり、今年度９月いっぱいで完成する予定でございまして、来年度の決算書のほうにも記載をする予定でございますが、今年度繰り越しをさせていただいておりますので、わかりやすいように記載のほうをさせていただいております。

面積につきましてでございますけれども、第２分団の詰所につきましては、建築面積でいきますと45平米、それから延床面積でいきますと90平米、敷地面積でいきますと209.47平米ということで、建築確認申請のほうをとってございます。こちらの数字については、財産に関する調書につきましては、来年度の決算書のほうで記載をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。あと、取り壊し費用でございますけれども、取り壊し費用につきましても、成果書103ページの第２分団詰所の建て替え工事の中に入っております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　ありがとうございました。

これは質疑ではございませんが、猫の避妊の話のＴＮＲなんですけれども、宮代町が先進的でボランティアでやったということで、近隣、白岡、久喜、幸手、それぞれ皆さんが、宮代町がすごいということで、宮代町を見習いたいということで、今それぞれ説明に伺っているのかなというふうに思いますので、すみません、それはよろしくお願いします。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。何点か質問させていただきます。

１つ目は、地域コミュニティ活性化事業でございます。50ページになります。それと、成果書では89ページになると思います。

そのことで、ちょっと、以前皆さんから一般質問とかいろんなところから、このことについては質問がありました。私は、ちょっと宮代町の人口は今、増えたり減ったりしておりますけれども、横ばいで今はなっています。その中でなぜ自治会

員が減ってしまっているのか。

それと、自治体が１つ減って、合併して１つになったということで、また自治会も１つ減ったという。これを見ていると、予算も毎年減っているんですよね。３年前から比べると百何十万と減っています。毎年計画的に減っているような感じなんです。これは、どうしてこういうふうに減っているのか。これは自治会の会員数との関係があるのかどうか、その辺のところ。

町としては、この自治会が減ったり、毎年１％ずつ会員数なんかは減っているということで聞きました。そういう中で、このまま放置していくのか。このコミュニティ活性化ということなんですから、やっぱり自治体が活性化していかないと、これからの自治会活動というんですか、それがうまくいかないとなっていくんじゃないかなと思って。

１つは原因はいろいろあると思います。いろいろと町のほうから自治会のほうに要請がきている。うちのほうの自治会の人も、集団でやめた人たちもいます。なぜかというと、町から来ると、自治会の会長のそういう仕事が多くなる、そういう感じだったんですよね。やはりその辺のところを、町としてどのように考えているのか、今後どうするのか。また活性化事業のこういう経費なんかも少なくなっているんですけれども、毎年同じように自治会員が減っていくのかどうか。その辺のところをちょっと詳しくもう一度お願いしたいと思います。

それと、64ページ、市民活動推進事業でございます。この中で、市民参加推進評価委員が６人になって、去年は11万8,000円の決算だったと思います。今回は４万円の決算になっているんですけれども、その辺のところはどうして減っているのか。

また、こういう報酬が減っているところがあるのかどうか。違うんですか、これは。町民生活課じゃないんですか、市民参加推進評価委員会というのは。

〔発言する人あり〕

**○委員（山下秋夫君）**　ごめんなさい、どっちにしろ、町民生活課の事業が予算が減ってきていますよね、去年と比べたら。その辺のところはどういうあれなのかなと思ってちょっと見ているんですけれども、この評価委員だけじゃなくても、ほかの事業でも報酬が減っているところがかなりあります。その辺のところの、関係というんですが、どうしたのかなと思います。

それと、69ページの防災活動費です。

これは防災活動委員が５人で、去年が２万7,000円ついていたんですけれども、今回は５人で１万5,000円ということなんですけれども、これも減っているんでしょうか。ちょっとその辺のところがわからない。全体的に減っているような感じはします。委員というんですか、こういう町民生活課の中で全体的に減っている理由というのはどういうことなのかなと思いまして、お聞きしたいと思います。

それと、117ページになります。合併処理浄化槽、説明書では99ページ、30年度では10件の件数があるんですけれども、補助金額としては674万8,000円、この件数を決めるんですよね。これは申し込みがあって、その中から上から順番に10人ということで決めているんでしょうか。それとも、何かの理由があって10人というのを決めているのか。それと、最高の補助金額というのも、１件１件違うのかどうか。その辺のところもお聞きしたいなと思っております。みんな同等にやっているのか。決め方を教えていただきたいと思っております。

最後に、消防のほうの関係なんですが、143ページになります。成果書では102ページになります。

この、操法大会で出動した回数として42回だなということなんですけれども、これは訓練とは違くて、操法大会が42回あったということなんですか。訓練だったらわかるんですけれども、操法大会そんなに、私も現役のときにあったわけじゃないなと思っているんですけれども、その辺のところの理由をちょっとお願いします。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

ただいまお話をいただきました成果書89ページの地域コミュニティ活性化事業の自治会の加入率、自治会数の減についてお答えをさせていただきます。

委員のご質問のとおり、自治会の加入率につきましては、減っているという現状がございます。こちらは、各自治会の活動に、そちらに住んでいらっしゃる方がどういう思いで入らないのかというような細かなことまではわかりませんが、実際減少しているのは事実でございます。そのことが、区の数そのものが減っているというのは、その母体がどんどん小さくなり過ぎてしまってきて、その母体を合併しているということで、区そのものの数が減ってくる中では、その母体数を増やすということで合併している地区が多くございます。議会の一般質問でもお答えさせていただいたとおりでございまして、そのような状況がございます。今後は、より一層そのような傾向が出てくるかなと思います。窓口のほうにも多くのご相談をいただいているところでございます。

こちらの自治会長の報償金等の交付の予算でございますが、こちら均等割が１万円、世帯数割が世帯数掛ける800円ということで、交付のほうをさせていただいていることから、加入世帯数が減ってくれば、当然額が減ってくるということとなっているところでございます。

続きまして、成果書の90ページ、市民活動推進事業でございます。こちらは、コミュニティ協議会がなくなったことから、コニュニティ協議会の助成がなくなっております。クリーン宮代、クリーン古利根につきましては、町職員が直営で行っていたことから、こちらは予算の減ということとなっているところでございます。

続きまして、合併処理浄化槽の補助の内容でございますが、10件というのは、国・県の補助も入っておりますので、そちらのほうで、調整をさせていただいている要求額が合併処理浄化槽10件ということで、整理のほうをさせていただいております。

こちらは、今の現状ですと、４月からやらせていただいていて、早いもの順で処理のほうをさせていただいているところでございます。

こちら同じ10件ということでございましても、５人槽、７人槽と浄化槽の人槽によって補助金額の上限が決まっておりますので、その補助金額、人槽の変化によりまして、補助金額が変動されるところでございます。

平成30年は５人槽が３基、７人槽が７基ということでございました。平成29年度は５人槽が５基、７人槽が５基ということでございますので、こちらの補助内容によって、補助金額の変動があるというということでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

初めに、決算書69ページ、防災対策費の報酬の関係でございます。防災会議委員５人に対して１万5,000円の報酬を支出させていただいております。前年度２万7,000円ということで、比較して減っているというご指摘でございましたが、平成30年度につきましては、防災会議のほうを１回開催しておりまして、そのときに５人に対して１人3,000円、ですので計１万5,000円のほうを支出させていただいております。

平成29年度につきましては２万7,000円ということで、平成29年につきましては、防災会議を２回開いております。２回開いてございましたので、２回分ということで２万7,000円のほうを支出させていただいております。

次に、消防費の関係でございますけれども、成果書102ページの操法大会団員の出動状況の表のうち、操法大会42回ということで、操法大会を42回やったのかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、操法大会が、平成30年８月４日に埼玉県の消防学校で開催されたわけでございますけれども、それに向けた訓練をやった回数でございます。８月直近につきましては、週３回、団員が、仕事が終わってから消防署に集まって訓練のほうを実施させていただいておりました。その積み重ねで操法大会に出る練習、訓練として42回ということで計上させていただいております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

地域コミュニティ活性化事業なんですけれども、確かに会員数が減ってきている、そのために予算も減ってきているんだということになりますと、これ自然任せでこれからもやっていくということなんでしょうか。その辺のところが、町としての責任、その辺のところがどのように、宮代町の地域活性化をしていくのか、その辺のところはちょっと見えてこない。私はやっぱり活性化させるためには、町が責任を持ってやっていかなくちゃいけないかなと思っております。減ったから、仕方ないから予算も減らしていく、これだったら誰でもできますよ、はっきり言って。規則だけ決めておいてそのとおりにやっていけばいいんですから。町としての責任はどうするのかということだけ、ちょっと再質問させていただきます。

それと、最後の消防団の訓練のやつです。これは操法大会ということで、42回やっているのと勘違いします。私はちょっと、あれ、42回もやったのかなと。訓練は訓練と書いてありますので、これは訓練のほうに入れたほうがいいんじゃないかなという感じはします。操法大会があるということは知っていますよ、それは。１回やると。そのための訓練が必要だということも知っています。私は訓練と操法大会一緒にしちゃうのかなという感じがしたんで、そういうのの仕分けの仕方というのはちょっと違うんじゃないかなという感じはするんで、訓練と。私はそう思っているんですけれども、その辺のところをもう一度お願いしたいと思っているんですけれども、その辺の仕分けの仕方というのは、どういうふうにやっているのかなと感じがします。大したことはないんですけれども、仕分けの仕方です、お願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

自治会への加入率についてのお答えをさせていただきます。

自治会へどうして加入しないかというお話をいろいろ地区の方とお話をさせていただくことが多いんですが、住民の方が、班長が回ってくるのが嫌だとか、あるいは区長になるのが嫌だとか、そ

ういうお話をいただくことが多くて、自治会から抜けられるというお話をよく耳にするところでございます。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、自治会の構成世帯数が少ないと、どうしても班長だったり、区長だったり、回ってくる頻度が多くなったりしてくるようになってきます。

そういうことから、自治会の母体数を増やしていく。先ほど言った、区域の自治会の区の合併、そちらを今後は区長さんとお話をさせていただきながら、進めていきたいなと考えるところでございます。母体数が増えれば、その分、そのような状況が減ってきますので、加入される方も増えてきていただけるんではなかろうかと、そういうふうに考えております。この辺は、町が一方的に区を合併するということはできませんので、区長さんといろいろご相談をさせていただく中で、進めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課副課長。

**○町民生活課副課長（小川英一郎君）**　町民生活課副課長の小川でございます。

成果書102ページの団員出動状況の表の表現の仕方でございますが、操法大会ということで、平成30年度に特化した大会ということで、改めてこの操法大会ということで表現をさせていただきました。来年度以降につきましては、操法大会、今のところ８年に一度のペースでいきますので、来年度につきましては、全て訓練のほうに集約される形になります。せっかく消防団の皆様が頑張っている成果でございますので、こちらで操法大会というのを特記させていただいた状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

１つ、消防団のほうはわかりました。

地域コミュニティ活性化事業なんですよ。先ほども言いましたように、母体が減ってきているんですから、自治会数を少なくしていけば、やる人も出てくるんじゃないかという意味のような感じがしたんですけれども、果たしてそれだけで自治会数が増えるんでしょうか。

私は、確かに班長とか区長をやるのが嫌だ、この嫌だという意味ですよ。なぜ嫌になってきているのか。それは余りにも私は自治会に町のほうから、余りあれでなんですけれども、課題を押しつけてきているんじゃないかな。やはり負担を少なくするということを第一条件にしていないと、これは会員だって増えないですよ。減る一方です。しまいには50％割ります。このままで行ったら。そしたら自治会という役割がなくなってしまいますよね。今からこれ対策とっていかないと、大変なことになるんじゃないかなという感じがしますので、その辺のところをもう一度ちょっと、町のほうでどのように考えているのか、もう一度お願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

区長さんへのお願い事項が多いというお話は、従前からいただいております。そういうお話をいただく中で、町民生活課では、地区連絡会、あるいは区長会で、いろいろ町のほうがお願いする案件につきまして確認をさせていただいております。負担がないように、各課のほうにお話をさせていただいて、区長さんへのご負担の軽減につきましては、そのような対応をさせていただいているところでございます。先ほどお話しいただきました、ひとえに区を合併させることイコール加入率が上

がるということではないというお話もいただいておりますが、その自治会のいろいろなご事情があると思いますので、その辺はいろいろお話をお聞きしながら、町も一緒になって自治会と考えていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。

成果書90ページをお願いいたします。

古利根川について２点質問です。

まず、クリーン古利根、３月３日ということですけれども、これは杉戸町もクリーン古利根事業をやっているわけですけれども、同じ日にちの同じ時間だったでしょうか。

２点目、やはり古利根川です。93ページ、放置自転車の撤去、平成30年度の３月、半年ほど前ですけれども、古利根川の自転車を撤去したと思うんです。大体40台。これは、この放置自転車の撤去の中に台数は含まれているんでしょうか。

続きまして、97ページ、進修館管理事業、このお金の表の中に、一般財源約3,000万、その他93万とありますけれども、このその他というのは、使用料ということでよろしいんでしょうか。

以上３点です。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、成果書90ページのクリーン古利根の関係でございます。こちらは、町単独で行っていることから、杉戸町との調整は図っておりません。杉戸町が同じような日にち、同じ時刻でやっていたかという確認は町のほうではしておりませんです。

続きまして、クリーン古利根の自転車の撤去でございます。こちらにつきましては、自転車対策事業で行ったということではなくて、クリーン古利根を実施するに当たりまして、地区の方からいろいろなお話をいただいておりました。その中で、クリーン古利根、古川橋周辺の上下流のところに、物すごい数の自転車が川の中に投棄されているというお話をいただいておりましたので、町のほうが県のほう、総合治水事務所等と調整をさせていただきながら、クリーン古利根の流れの中で、自転車の撤去をさせていただいたということでございます。

続きまして、進修館管理事業、成果書の97ページでございますが、こちらのその他につきましては、こちら、ふるさと納税をこちらのほうに入れさせていただいております。こちらふるさと納税の金額ということでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　まず、クリーン古利根です。

２年前か１年前、私、杉戸と同時にやったほうがいいということをこの場で提案したと思うんです。というのは、２年前だったと思います。私、杉戸のクリーン古利根の手伝いに行ったんです。そうしましたら、川の反対側で見ていた宮代の人が「金子さん、杉戸の人たちと一生懸命やっていたね」と言ってくれたんです。つまり、川の反対側、右岸が宮代、左岸が杉戸、川を挟んで２つの町があるわけですから、同時にやれば、一遍にきれいになる。しかも、川向こうのことの様子もよくわかる。例えば和戸地区ですけれども、和戸の古利根あたりは、防災無線、杉戸の放送もよく聞こえるんですよ。本日は何々小学校の４年生が担当しましたとかというんで。それから、中央地区も当然ですけれども、杉戸の放送もよく聞こえて、宮代も聞こえる。また、宮東のほうもそうなんで

す。今年、本郷の杉戸町の町会議員さんのお宅に行きましたら、そこのご自宅から、宮代町の姫宮のセキ薬品の看板が見えるんです。びっくりしました。あそこんち、宮代の議長の家も見えるんだよと。それほど杉戸と宮代は近い関係なんです。その真ん中にあるのが古利根川。ですから、調整はしなかったじゃなくて、なぜする努力をしないのか、それを聞きたい。お願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員、１点でよろしいですか。

**○委員（金子正志君）**　まだあります。

**○委員長（・山妙子君）**　じゃ、まとめてお願いします。

**○委員（金子正志君）**　放置自転車の件ですけれども、古利根川の撤去した台数は、この242台に含まれているのかいないのか。そこの確認をお願いいたします。

それから、97ページの進修館管理事業、使用料収入というのは、全部合わせて幾らぐらいあったのかお尋ねいたします。なぜ聞きたいかというと、3,000万の税金を投入したわけですから、最低でも30％の900万ぐらい収入があったんだったらいいなと思って質問しているわけです。

以上お願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目のクリーン古利根のあり方でございます。クリーン古利根の実施の内容につきましては、河川の区域内に入っては危ないということを杉戸県土整備事務所のほうからお話をいただいております。ここ数年そういうお話をいただくことが強くなってきまして、コミュニティ協議会が実施しているときから、そのようなお話をさせていただいたところでございます。

平成30年度は、町の事業としてやらせていただいたところでございますが、そのようなお話をさせていただく中で、地区のほうから、河川の区域内に入らずにクリーン古利根をやることは、非常に清掃できる区域が少なくなってきているので、非常に無駄だというお話、あるいは、やる必要があるのかというお話も、強く地区のほうからいただくようになってきております。

そのような関係もございまして、今年度以降、今、地区連絡会議のほうで、いろいろお話をさせていただいておりまして、地区が必要と認める場合、そのような形を、地区がやっていただくということであれば、町もいろいろと協力をさせていただくということで、町が主導の、今までどおりのクリーン古利根は、実施しない方向で、今検討をさせていただいております。地区のほうでお話をいろいろとさせていただいているんですが、地区のほうからも、ご同意をいただいているところでございます。そのようなことから、今後におきましても、杉戸町と調整をすることはなかなか難しいのかなと思っているところでございます。

続きまして、２点目のクリーン古利根の自転車の撤去でございます。こちらの放置自転車の撤去とは関係ございませんので、こちらの台数には含まれておりません。あくまでもクリーン古利根の河川の中の撤去ということで、こちらは県がやっていただいておりますので、そちらの台数ということとさせていただきます。

続きまして、進修館の使用料でございます。進修館の使用料につきましては、指定管理者の収入となることでございまして、今、手元に、すみません、その数字を持っておりません。確認のほうはさせていただきますけれども、そのような状況でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　では、使用料収入は後で教えてください。

それから、戻ってすみません、質問１つ忘れたのがあるんですけれども、いいですか。だめだったらだめでいいですけれども。

**○委員長（・山妙子君）**　はい、どうぞ。

**○委員（金子正志君）**　説明書の37ページです。

町ではいろんなイベントをやっているわけですけれども、このイベントの使った税金と参加者の人数、費用対効果というものを考えましてなんですけれども、ここに載っている里山イベント、大体61万円で2,300人の参加、お金で言いますと、１人当たり260円の経費です。

同じように見ますと、敬老会は392万で1,894人、１人当たり2,000円の経費です。体育祭は幾ら使ったかちょっと数字はわからないんですけれども、大体1,000人の参加、そうすると単価が出るわけです。同じようにやっていきますと、非常に経費のかかっているものがあるんですよ。それが35ページの「いいね！」。149万使いまして69人の参加、２万円以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員、そこは産業観光課になります。

**○委員（金子正志君）**　ですから、イベントのくくりで言いますと、非常に差がある、単価の物すごくかかるイベントを、今後見直す必要があるのかどうかというのを聞きたいんです。

例えばトウブコフェスティバル、それなんか200万くらい使っているわけですけれども、２万人近く来ているから、やはり効率は物すごくいいんです。課が違うからという話ではなくて、宮代町にはイベントがたくさんあって、すごくいいんですよ。でも、どんどんイベントが増えていくと、イベント疲れということもあるし、ですから、ある程度整理する必要があるんじゃないかなと思いまして質問しているんです。

**○委員長（・山妙子君）**　町民生活課主幹。

**○町民生活課主幹（山﨑健司君）**　町民生活課主幹の山﨑でございます。

町民生活課のほうでは、今、成果書の37ページに挙げさせていただいております里山イベントの実施ということで、月１回程度のこちらのイベントをＮＰＯとかトラストの保全されている方と、あるいは山崎山こどもエコクラブ等と、協働してやらせていただいているところでございますけれども、こちらの各会、ホタルの夕べ鑑賞会はちょっと人数が多いんですが、それ以外のところについては、職員が２名程度で一緒に主催団体とやらせていただいている状況がございます。

このような状況の中で、これだけ多くの方の参加をいただいているところから、町民生活課としては、こちらの掲げさせていただいている事業につきましては、今後も継続して実施させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　こちらの里山イベントはぜひ継続していただきたいと思います。お願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（・山妙子君）**　ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

では、休憩します。再開は午後２時といたします。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　１時５９分

**○委員長（・山妙子君）**　では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの町民生活課の件に関しまして、課長より皆さんに補足説明がございます。

**○町民生活課長（齋藤和浩君）**　町民生活課長、斎藤でございます。

金子委員さんからのご質問の進修館の使用料、要するに収入の関係につきまして、ここですみませんが、数字のほうを述べさせていただきます。

進修館収入といたしましては、使用料並びにロッカー並びに自転車、そういうものの収入を全て合わせまして、平成30年度決算で、872万6,195円でございます。こちらが平成30年度の進修館の使用料、先ほど申し上げました施設使用料またはロッカー使用料等を含めた総額が先ほどの金額です。

以上でございます。

**○委員（金子正志君）**　ありがとうございます。

**○委員長（・山妙子君）**　これより税務課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○税務課長（門井義則君）**　税務課長、門井です。よろしくお願いいたします。

**○税務課副課長（金子　諭君）**　税務課副課長、金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。よろしくお願いいたします。

**○税務課主幹（星野靖史君）**　税務課主幹、星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

**○資産税担当主査（鈴木健司君）**　税務課資産税担当、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

**○徴収担当主査（折原　淳君）**　お疲れさまです。徴収担当主査の折原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○町民税担当主査（田原浩介君）**　町民税担当の田原です。よろしくお願いします。

**○資産税担当主査（清水頼孝君）**　資産税担当の清水です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　徴収担当の方にお伺いいたします。

詳しくこの業務を説明していただきたいと思います。町民に対してどのくらい厳しく集金業務に当たるのか。我々も事業を経営しているわけですけれども、一番大変なのが集金業務なんです。100％集金するのがノルマなんですけれども、なかなか不景気になると厳しい。でも、じゃ、許すというわけにはいかない。ですから徴収業務が一番大変だと思うんですけれども、業務の説明と、何が大変だったか、そういった苦労もありましたら、その辺も教えていただきたいと思います。それだけです。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課主幹。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。

徴収業務のやり方、取り組みについてご説明いたします。

まず、通常の課税が入りまして、納付期限が設けられております。納付期限までに納付がない方に対しましては、一定期間を設けまして、督促状

を出す状況になっております。その後、督促状に対しまして納付がない場合には、その先といたしまして、催告書、警告書、差し押さえ予告書など段階的な通知をお出ししたり、場合によっては、その方の状況をお聞きするために連絡をとったりとか、そういったことを行っております。その際、納付もしくは納付に関する相談をするように促しているような状況でございます。

相談があった場合には、現在の収入の状況、生活の状況などを確認して、その中で納付可能な金額を決定し、納付などを受けているような状況でございます。

基本的に、普通の納付期限で納付していただいたりとか、お手紙などで納付いただければ問題ないんですが、その先で納付がいただけない場合につきましては、通知が段階的に出る同時並行の形で、預金調査、生命保険の調査、損害保険、不動産、給与などの収入についての調査を行いまして、そこで出てきた内容に基づいて、納付をさらに促すようなことを行っております。

基本的には、そこの納付がおくれてしまっている、滞納が増えてしまっている方につきましては、その調査を行った内容に基づきまして、納付をお願いしているところなんですが、その方の状況が、過去収入があっても、現在病気だとか収入が激減してしまったとかという方に関しましては、今の現状を踏まえた形で対応するように行っております。

いろいろな相談とか、分納の相談を受けている状況の中で、ある一定の収入がある、納付が可能であるという方が調査の結果でわかってしまった場合には、例えばお給料に関しましては、最低生活費を法令で定められていますので、それを除いた形の部分の差し押さえを執行しているような状況でもあります。

ただ、差し押さえをするに当たっては、法令で書かれている基準だけでは判断できない部分もあるので、個々の実情を加味した形での差し押さえ等を行うように対応しているところであります。

一方で、どうしても現状としても、今後につきましても、なかなか、例えば長期にわたっての病気、今後収入が増える見込みがないというような状況がわかるような方につきましては、滞納処分の停止という形で、滞納処分を行わずに３年間様子を見て、その３年後に経過すれば、不納欠損という形で対応するような形もとっているような状況でございます。

あとは、徴収業務のところで、一番苦労するというところなんですが、やはり連絡もとれないような方、相談を促しても、なかなかこちらに来ていただけない。逆に訪問しても会うこともできない、そのような方については、なかなかその先の対応ができないことが多い状況ですので、そういったところがどういうふうにアプローチをかけるというところを、ふだんから考えてはいるんですが、なかなかそこが、本人とも会えない状況ですと、話が先に進まない状況ですので、徴収業務に当たっては、そこの分が一番苦労しているような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　詳しい説明、ありがとうございます。

そうしましたら、まず督促状、それから、催促、差し押さえ予告、全部文書が届くわけですね。初めて連絡とるまでにどのぐらいの日数、何日なのか何カ月なのか、あるいは１年なのか。

それから、連絡して訪問したりするのは、税務課の皆さんが分担してやっているんでしょうか。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課主幹。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。

初めて連絡をとるタイミングというところでございます。納付期限が過ぎますと、先ほど説明させていただいた一定期間を経て、督促状が出るというところが最初のアプローチになりまして、納付期限から約１カ月以内ぐらいに、督促状が出る形になります。

初めて連絡をとるということが、そこの督促状がスタートになってきます。実際、その方の状況によって、お手紙のみでアプローチをかけていくパターンと、あとは、連絡をとって話をするパターンといろいろありますので、その方々、タイミングとしてはずれることはあるんですが、一番最初というところでいうと、納付期限が過ぎて、約１カ月後ぐらいに、督促状が出るタイミングがおくれてしまった、滞納になってしまっている方に対する最初のアプローチになっていくところでございます。

以上でございます。

すみません、あと税務課職員というところの中では、督促状をつくるタイミングで、一応税務課職員の徴収担当の職員がここの部分にかかわりまして、督促状を策定して出していくことになります。

あとは、徴収担当の職員何名かいるんですが、徴収担当につきましては、地区担当制をしいておりまして、その地区担当が、その方の状況を踏まえてアプローチをかけていくような状況にもなっております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　詳しくありがとうございます。

なぜ質問したかといいますと、私、実家、父と母が続けて亡くなりまして、それで相続したわけなんですけれども、そうしましたら、５年分以上たまっていたんです。いろんな税金が、それで、実家と、あと実家の会社を合わせまして1,000万ぐらい、税金だけで。延滞金も1,000万ぐらい。それで、相続して思ったんです。何でもっと厳しく取り立ててくれなかったのか。何も知らずにびっくりしますでしょう。びっくりしますけれども、相続、納税じゃないですけれども、相続したんですから全額払ってくださいということになりますよね。それはそれはびっくりしますよ。ですから、そういうことのないように、大変だと思いますけれども、きちんと、そんなにためないように、許せる範囲で厳しくやってほしいなと、これはお願いです。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、歳入の11ページ、12ページの町税の関係からでございます。

決算書からもわかりますように、町税の占める収入の割合、36.4％であります。大きなウエートを持っているわけなんですけれども、このうちの町民税、固定資産税、軽自動車税、それから都市計画税もそうです、これについて、成果書では12ページ、それから、それぞれ詳しく、飛んで82ページと書かれておりますけれども、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それぞれ、前年度よりも落ち込んでいたり、また増えている部分もあります。ちょっと説明では雑駁過ぎますので、その辺もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、歳出の関係で伺います。

これは73ページ、74ページ。まず、税務総務人件費なんですけれども、これは、前年度は17人でした。昨年は何人なのか。

それから、超過勤務手当、前年度よりも約50万ぐらい減っていますが、超過勤務手当、まだまだこういう状況になっております。改善はしているとは思うんですけれども、なぜこういうふうな状況になっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、歳入の関係で、ちょっとお聞きしたいんですが、それぞれ、個人、法人があります。特に地域経済を支える営業のほうの所得なんですけれども、これは、町全体ではどのぐらいになっているんでしょうか。納税の関係からすると、上向きみたいに見えるんですけれども、実際はどうなんでしょうか。納税者は増えているのかどうか。

それから、企業というか、赤字企業もかなりあると思うんですが、どういった状況になっているのか。それから、事業を廃止したところもあると思うんですけれども、昨年度、平成30年度にはどういう状況になっているのか。それらについても伺いたいと思います。

来月から、消費税が10％に増税されます。地域経済の疲弊に拍車をかけることになるのではないかなというふうに思いますけれども、さらに５年後は、インボイス導入によって、事業の存続か、あるいは存続できないかというのも、かなり振り分けされると思うんですけれども、私自身も町民から、商売をやっている方から聞いたら、もう消費税増税されれば、廃業するしかないと。そういった声も聞かれるわけで、やっぱり地域経済の疲弊に即した町政運営をやっていかなければいけない。しかし、こういった大きな問題もあるんですけれども、そういう意味からも、私どもは消費税はやるべきではないと思うんですが、その点、町民の暮らしとか、営業はどうなっているのか。そういった点ではどういうふうに見られているのか、そういう観点からもお尋ねしたいと思います。

それから、今、前段の委員から滞納関係の話がありました。担当者も大変だと思うんですけれども、決算の監査委員さんからも言われているように、町税、国保税、保育所保育料、学校給食等の滞納対策については、滞納者が重複していることも考えられることから、既に担当課相互に連携して取り組んでおられますが、引き続き各課での情報共有に努め、連携を密にして進めてくださいと。こういうふうにあるんですけれども、そういった点では、どういうふうな連携をとられているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、すみません、歳入に移ります。

納税、総務人件費です。先ほどお聞きしました。それと、超過勤務手当の関係でどうなっているのか、そのあたりの状況もお尋ねします。

それから、不用額が需用費で17万1,000円出ておりますが、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それと、不用額では、償還金利子及び割引料、これで37万6,000円、大きいんですが、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく73、74ページの税務総務事業なんですけれども、これが6,044万6,000円プラスになっております。これは、固定資産税過誤納金還付引当金だと思います。あってはならないことなんですけれども、ありました。税務課として、成果書ではいろいろ言っています。いろいろというか、例年と変わりないんですけれども、言っておりますけれども、こういったことについては、やはりちゃんと触れたほうがいいんじゃないです

か。私どもは議員ですから、もちろんその都度全協では説明も受けておりますけれども、これは決算ですので、やっぱりどのように反省し、総括されたのか、きちっとやっぱり示すべきだと思うんですけれども、成果書にも全く反映されておりません。どういうふうになっているのか、この点お尋ねしたいと思います。

それから、前後しますが、負担金補助及び交付金の中に、資産評価システム研究センター負担金、これが、前年度よりも３万円増になっています。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、次のページ、75、76ページの町民税事業なんですけれども、賦課徴収費です。ここでの需用費28万6,000円、それから役務費49万3,000円、それから委託料が78万8,000円と不用額が出ております。これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それと、委託料なんですけれども、これは前年比で75万7,000円の増額となっております。この点でのご説明をお願いしたいと思います。

それから、評価替え調査事業なんですけれども、これは、逆に996万8,000円の減となっております。評価替えの関係ですが、これについて、減の理由。

それから、報酬なんですけれども、徴収事務指導員報酬１人、これは前年度なかったので、徴収対策事業、これが報酬の大部分占めております。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、税務課の成果書で81ページに、納税推進事業ではいつでもどこでもスマホで決済ができるＰａｙＢの導入、それからコンビニエンスストア収納、それから、口座振替とあるんですけれども、これについては、86ページにコンビニエンスストア収納、それから、口座振替が示されておりますけれども、このスマホで決済ができるＰａｙＢ、これはどれぐらいの比率なんでしょうか、全体からいくと。大まかに分けてどういうふうな収納状況になっているのか、あわせてお尋ねいたします。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課副課長。

**○税務課副課長（金子　諭君）**　税務課副課長、金子でございます。

まず初めに、１点目、町税のそれぞれの税目の増減の説明というところでございます。

まず、個人町民税につきましては、決算額17億1,730万7,308円で、前年度と比べまして、約334万1,000円の減、率にいたしまして0.2％の減となったところでございます。こちらにつきましては、成果書の82ページに納税義務者の動向も出ておるところでございますが、納税義務者自体については、全体につきましては１万7,407人ということで114人増となっているところでございます。内訳を見ますと、特別徴収が174人の増、そのほか、普通徴収、退職所得、均等割のみの方については減少となったところでございます。

納税義務者については増となっておるところでございますが、税額についてはわずかな減というところになっておりまして、こちらについて、統計情報とかで分析をいたしますと、所得項目につきましては、まず、退職所得につきましてはマイナスの423万円と。また、譲渡所得関係については811万の減少となったところでございます。

また、税額から差し引く税額控除について見ますと、住宅借入金等特別控除については、前年と比べまして430万円の増。また、寄附金税額控除については、前年と比べまして320万円の増となったところでございまして、こちらのほうがマイナスの要因になっているのかなというところです。

特別徴収につきまして、給与所得者自体につきましては、前年と比べまして1,650万円の増とい

うことになっておりますので、そのマイナス要因とプラス要因を加減しますと、約334万円のわずかばかり減少というような状況になったところでございます。

続きまして、固定資産税の状況でございますが、固定資産税については、14億7,720万3,028円というところで、前年と比べまして735万2,902円、率にいたしまして0.5%の減となったところでございます。

こちらにつきまして、主な要因につきましては、平成30年度の評価替えに伴いまして、家屋につきましては、既存家屋、こちらのほうが減価によりまして大きく下がったところでございます。こちらのほうが税額にいたしまして4,300万円ほど減と。家屋につきましては、新増築家屋の増がございますので、新増築の増が約3,300万円というところでございまして、こちらの差し引きの既存家屋の減少、こちらのほうが主な減少の要因というところでございます。土地については減少、また償却資産については増加というところでございまして、こちらの要因を加味しまして、全体としては735万円の減少となったところでございます。

続きまして、決算書12ページの軽自動車税の要因でございますが、軽自動車税につきましては、決算額6,173万9,500円というところで、前年と比べまして328万5,021円、率にいたしまして5.6%の増加となったところでございます。

軽自動車税につきましては、成果書の82ページに登録台数の状況がございます。こちらのほう登録台数の計が9,675台ということで、前年と比べまして76台の増加となっております。このうち、税額全体の77%を占めます税率の最も高い軽四輪乗用自家用でございますが、表の中段にございますが、こちらのほう5,482台というところで、前年と比べましてこちらのほうが157台増となっておりまして、税額にいたしまして、こちらのほうが341万5,000円の増と。前年比7.8%の増。こちらの増加の部分が占める割合が大きかったのかなというところでございます。

続きまして、決算書14ページの都市計画税でございますが、都市計画税につきましては、前年と比べまして67万5,455円の減、率にいたしまして0.5%の減となっております。

こちらにつきましても、固定資産税と同様、既存家屋の減価によりまして、家屋のほうが91万円ほど減価、率にして1.3%の減となったところが主な要因となっているところでございます。

続きまして、決算書の74ページです。税務総務人件費の人員数でございますが、こちら税務課職員20名のものとなっております。

その下、超過勤務手当でございますが、こちらにつきましては625万8,000円ということで、前年と比べまして55万1,700円ほど減少、率にいたしまして8.7%ほど減少となったところでございます。

こちらについては、主な業務といたしましては、年度末１月から３月までの当初賦課までの作業及び４月から６月までの納税通知書発送までの準備、発送後の作業というようなところで、日中に加えまして、時間外においても作業が生じたところでございます。

主に町民税につきましては、１月の給与支払い報告書の整理、あとは入力というところがやはり膨大な数になっておりまして、そちらの入力作業等が入ってまいります。また、２月から３月にかけましては、確定申告業務の、日中は申告業務を受け付けした後、その終わった後、税務署に送るまでの申告内容のチェックですとか、入力補正のほうを行うためにやむを得なく超過勤務となったところでございます。

また、資産税におきましても、当初賦課までにおきまして、賦課期日現在の法務局からの税務通知、そちらのほうの整理を行いまして、賦課期日現在の納税義務者を確定いたします作業があります。それら、土地建物の税通の整理、入力、こちらのほうも入力した上で、固定資産税のほうに反映するというような形になっております。

その後、４月、５月、６月については、町県民税、固定資産税、軽自動車税、あと特別徴収等の納税通知書の発送、それのための準備作業がどうしても時間外まで及んでしまうというところになりまして、超過勤務手当のほうが生じてしまっているという状況でございます。

続きまして、歳入のほうで、個人町民税、法人町民税の支えるそれらの状況がどのようになっているかというところでございますが、地域経済となるとさまざまな側面があると思いますが、あくまでも税務課におきましては、税務統計上から見た一面ではございますが、そちらのほうの指標をもとに見てみますと、まず、個人町民税につきましては、毎年県のほうに提出いたします市町村民税課税状況調べの状況によりますと、町民の総所得金額につきましては、平成30年度については467億6,950万円と、前年と比べまして1.3％の増加となったところでございます。前年、前々年におきましても1.4％、その前が1.7％というところになっておりますので、近年については、こちらの部分については堅調に増加となったところと考えているところです。

また、この総合所得金額について、個人町民税の所得割、納税義務者で割ってみますと、ここ１年間では１人当たり292万円から295万円ということで、約0.4％ぐらいまでの所得総額の伸びと、比較すればやや緩やかな伸びとなったところでございます。

なお、宮代町の生産年齢人口、こちらについて見てみますと、総人口に占める割合は、平成31年４月１日現在で57％であり、人数として１万9,360人というところでございます。平成27年から、こちらについては、２万人を割りまして、５年間で734人、3.7％減少と、こちらについては少子高齢化による減少傾向が継続しております。

また、道佛土地区画整理の完了に伴いまして、人口につきましても、平成31年度から減少に転じたところでございます。これらのことから、町民の総所得、地域経済に与える影響も難しい局面を迎えているものというふうに考えるところでございます。

続きまして、法人町民税から見た地域経済というところでございますが、こちらのほうも、法人町民税の税決算額から町内の法人の景況ですとか、地域経済の状況などを推察するということは大変難しいところではございます。平成30年度の法人町民税につきましては対前年度、こちらのほうは2,588万円の増ということで、率にいたしまして21.7％と大きく増加となったところでございます。

こちら法人町民税につきましては、昨年度については、税制改正による法人町民税の法人税割の税率の引き下げの影響等によりまして、９％減となったというふうに推測しておりましたが、30年度決算については、税率引き下げの影響を物ともせず、21.7％と大きく増加したと、税率引き下げ水準の前までの水準まで増加したという状況になっております。

個々の企業の景況を税額から分析することは困難なところではございますが、町内の法人町民税の上位10社で、税額を半分以上占めておりまして、上位10社が税額の影響に多大な影響を与えているというところでございます。上位10社の状況を見ますと、前年と比べまして1,900万円増というこ

とで、率にいたしまして35％増というふうに大きく増加しておりますので、こちらのほうが大きな要因かなというところでございます。

また、上位10社以外の法人について見てみますと、それ以外においても、対前年比700万円の増ということで、プラス11％というところで、町内の法人につきましては、堅調な推移が見込まれているというところが見えるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課主幹。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。

私のほうからは、町税と保育料とか介護保険料の徴収連携についてご説明させていただきます。

こちらのほうは、電算委託のほうがＴＫＣのシステムを使っておりまして、その電算のＴＫＣのシステムのところで、町税のやっている内容だとか、保険料のやっている内容、こちらのほうが表示されるような形になっておりまして、どちらからも見られるような状況になっております。ですので、仮に税金のほうが滞納があって、税のほうからのアプローチがあった場合、例えば介護保険料のほうもたまってしまっているような方であれば、本人と交渉する際に、介護保険の担当職員も呼びまして、一緒に交渉して納付を促しているような状況となっております。

ただ、滞納処分という形になったときには、それぞれ抱えている法律がちょっと違うものですので、別々にやらざるを得ない状況になっております。本来であれば、一括して、例えば税のほうでやるとかということができればいいんですが、今の段階では、ぶら下がっている法律がそれぞれ違いますので、そういったところで、最終的なアプローチ、交渉につきましてはそれぞれの担当で行っているような状況になっております。

徴収の連携については以上でございます。

続きまして、徴収指導員の内容についてご説明いたします。

徴収指導員につきましては、平成30年４月から平成31年３月までの１年間の勤務を予定しておりました。ただ、本人の一身上の都合、体調不良ということによりまして、平成30年９月までの半年間の勤務ということで終了になっております。勤務形態といたしましては、一月12日間の勤務、20時間以内ということでやっていただいておりまして、９時から16時半までの勤務でございました。この間、お昼休みも１時間ありますので、そういった形で、その範囲内で行っていたという形になります。

業務といたしましては、徴収事務の指導、助言、納税交渉、財産調査、滞納処分と差し押さえをした財産の換価の事務を行っていただいておりました。

役割としては、町職員に対しての指導的なところもやっていただきつつ、ご本人で直接動いていただいて、財産調査なりをやっていただいたという状況になっております。

宮代町で、これまでのノウハウがある部分はあるんですが、なかなか宮代町内だけのノウハウでございまして、そういったところで、深みのある調査なり交渉なりをやっていただいたかなということで見ておりました。

予算につきましては、全体で240万、報酬につきましては216万、費用弁償につきましては24万円という内訳で当初予定していたところ、報酬につきましては、半年間の108万円、費用弁償につきましては、実績の６万8,820円、トータルで114万8,820円の執行となっております。予算からの執行率といたしましては47.9％という形になっておりまして、残額につきましては、補正減という

形で対応させていただいております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　徴収担当主査。

**○徴収担当主査（折原　淳君）**　徴収担当主査、折原です。

丸藤委員さんのご質問にお答えいたします。

ＰａｙＢの利用件数とその割合というところでございますが、平成30年度のコンビニ収納件数利用、こちら、現年度滞繰で合わせまして、３万3,163件ございます。そのうちの、現年滞繰合わせまして241件がＰａｙＢによる納付でございます。割合でいきますと、コンビニ収納件数全体の約0.72％がＰａｙＢ利用割合でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課副課長。

**○税務課副課長（金子　諭君）**　税務課副課長、金子でございます。

決算書の74ページ、税務総務費の不用額の状況でございます。

まず、11節需用費につきましては、17万1,660円ほど生じているところでございますが、こちらについては、税務課共通で使います税務窓口におきます税務証明の用紙ですとか、レジロールですとか、そういったものが在庫があったところなので、購入に至らなかった部分があったというところでございます。それで、不用額が生じたというところでございます。

また、23節償還金利子及び割引料でございますが、こちらにつきましては、通常の税目の還付に加えまして、昨年度につきましては、特に固定資産税の調整区域の宅地に係る還付というところで、補正予算によりまして、６月議会で6,500万円を計上いたしまして、還付作業に当たったところでございますが、通常の錯誤の部分、他の税目におきましても、年度末に予算が不足する状況がございますので、予算流用を図って対応したというところもありまして、年度末、各税目において、還付案件を抱えた結果として、最終的には37万6,000円ほどの不用額が生じたというところでございます。

続きまして、76ページ、賦課徴収費の不用額でございます。

11節の需用費のほうで、28万6,000円ほどの不用額が生じたところでございますが、こちらについては、主に町民税事業と印刷製本費、こちらについては、特別徴収に関する通知ですとか、申告書、発送に係る印刷物につきまして、全体の発送件数の調整ですとか、個別の印刷物の節減を図ったことにより生じたものでございます。

続きまして、12節役務費の不用額でございますが、こちらのほうで49万4,000円ほど生じたところでございます。こちらについては、主に納税推進事業において、公金取扱費及び町民税事業において、軽自動車税の情報提供料、こちらのほうが当初見込みより実績が少なかったことにより生じたものとなっております。

続きまして、13節委託料でございますが、こちらのほうで78万8,000円ほど不用額が生じております。主なものについては、電算委託料のほうで78万円というところで、主な理由といたしましては、町民税事業におきまして、ｅＬＴＡＸを通じた国税データ連携等の開始に伴う増加を大きく見込んだところでございますが、その見込みより実際少なかったために生じたものでございます。また、引き続き各種台帳出力や印刷帳票類の見直し節減を図ったことによりまして、生じたものでございます。

続きまして、74ページ、税務総務事業の19節負担金補助及び交付金のうち、資産評価システム研究センター負担金でございますが、こちらについ

ては、通常の研究センター負担金に加えまして、研修参加負担金が３万円ほど増加しております。こちらについては、土地評価ですとか、家屋評価に伴う実務研修が予定されていたことから、増加としたものでございます。

以上でございます。

続きまして、決算書76ページでございます。評価替え調査事業の減の理由というところでございますが、評価替え調査事業につきましては、前年と比べまして996万8,400円、39.3％ほど減少となっております。こちらにつきましては、平成30年度評価替えに向けた標準宅地の評価時点修正事業及び評価替え基礎調査事業だけの事業費でございまして、前年度に評価替え業務が完了したため、減少となったところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課長。

**○税務課長（門井義則君）**　税務課長、門井でございます。

ご質問がありました固定資産税の課税誤りの件、対象者約1,000人、予算で6,000万を超える、そういった費用を支出してということで、成果書への記載ということをご質問いただきました。

税務課の内部でも、どう載せる、どこまで載せるといったところも考えた上で、全く触れないわけにはいかないだろうということで、成果書の81ページの本文８行目に、市街化調整区域の宅地の一部評価誤りに対する適切な還付事務に努めましたという一文ではあるんですけれども、最終的にはこのような形をとろうということで判断して、このような形をとらせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございます。

丸藤でございます。

それでは、何点か確認をしながら質問させていただきます。

町民税についてでありますけれども、町民税、大きく言って増収となっておりますが、内容からして、先ほど町民の暮らし、あるいは地域経済との関係で、単に税収からその動向について図ることはできないみたいな、ちょっと大ざっぱな解釈で申しわけないんですけれども、そういうふうな中で、やはり個人住民税については、地域経済が与える影響も大きくなっているというふうに言われましたが、私もそういうふうに思いますけれども、どうなんでしょうね。宮代町のこれからの税体系から言って、昨日も財政担当といろいろ質疑もあったんですけれども、やはり一番財政力指数を上げるのは、町税が入ってくればというふうな話も出ましたが、それはもう一緒くたに入るわけはないし、当面どうなんでしょうか。

私は先ほどの答弁から、気になるのはやはり生産人口です。これが２万人を切って、だんだん少なくなってきている。そういう状況のもとで、やはりその辺が地域経済に与える影響もだんだん大きくなるんではないかなというふうに思うんですけれども、これからの宮代町の状況を考えたときに、どういうふうになっていくのか、これは大変難しいとは思うんですけれども、先ほど言ったように消費税の増税もあります。そういった状況でどうなっていくのかというと、私は、必ずしもいい方向にはいかない。先ほど言ったとおりなんですが、そういうふうに感じますが、町としては、その点はどういうふうに感じているのか。

また、法人町民税についてでありますけれども、上位10社、その他も含めてプラスに転じていると。これは、プラスになっているのは、やはり、税制改正だと思うんです。それで、辛うじてプラスに

なっているとは思うんですけれども、これについてもどうなんでしょうか。先行きを考えていくと、なかなか厳しいのかなというふうに思いますけれども、その点、できればお答えいただきたいと思います。これは歳入の関係です。

それから、滞納の関係で、先ほど各課での情報共有、連携してということで、お聞きしました。なるほどというふうに、監査委員さんはこういうふうに言っていますけれども、連携といっても、やっぱり主幹が言ったように法律も違うので、最終的なアプローチは各担当課で行っているということで、これは理解するんですけれども、電算の関係上からいろいろ知り得ることもあると思うんですけれども、じゃ、何を情報連携しながら共有して連携を図っていくのかなというふうに考えるんですけれども、先ほどの答弁で、すみません、最終的なアプローチは個々にやっていくということで承知したんですけれども、それでいいですねということで、確認させていただきたいと思います。

それから、歳出の関係なんですけれども、それぞれ不用額についてもわかりました。ただ、超過勤務手当の関係なんですけれども、これは１月から３月、それから、４月から６月までの納付書の発送までの時間的作業量も多くなると思うんですけれども、税務総務人件費は３人増えて、なおかつ徴収事務指導員、半年ですけれども、こういうのも増えているのに、超過勤務はわずか55万1,000円しか減額できなかった。その辺、これはしようがないというふうに思っているのか、じゃ、どういう努力をしているんだろうかというふうに気になりますので、その点はどうなんでしょうか。それを踏まえての、職員体系になっていると思うんですけれども、その辺についてもう少しお尋ねしたいと思います。

それから、固定資産税の過誤納金還付の関係ですが、確かに１行あるんです。市街化調整区域の宅地の一部評価誤りに対する適切な還付事務に努めた。これは誤りに対する適切な還付事務に努めたですよ。これは結果でしょう。なぜ一部誤りが出たのかという、その大事な部分がないんですよ。これだと、全部いいように書いているんですよ。私が言っているのは、何でこういう誤りが発生して、どういうふうな総括をしたのか。これだと誤りについては何ら触れないで、適切な還付事務に努めた、これじゃ全然違います。私は反省に値しないと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

それから、次の75、76ページの賦課徴収費の不用額の関係で、11節の需用費の関係では印刷物の関係というのはわかるんですけれども、委託料の中でも、印刷等の関係がちょっと説明されたんですけれども、それはどういうことなんでしょうか。データの関係というのはわかるんですけれども、この委託料の中にも、印刷のほうの関係とはちょっとわからないような説明があったんですけれども、その点お尋ねしたいと思います。

もう一つは、徴収対策事業なんですけれども、徴収事務指導員は、これはもう半年でこういった体制は今後しくのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、すみません、前後して申しわけありません。歳入の12ページの不納欠損額の関係なんですけれども、町税全体で575万4,000円。これは処分の件数なんですけれども、個々にどういう状況だったのか。これについても、先ほど漏れたのでお尋ねしたいと思います。件数は140件と言われていましたけれども、内容についても、お示し願いたいと思います。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　ここで休憩いたします。

再開は３時30分です。

休憩　午後　３時０４分

再開　午後　３時２９分

**○委員長（・山妙子君）**　再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課副課長。

**○税務課副課長（金子　諭君）**　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目、町民税、個人・法人と地域経済の関係でございますが、こちらについては、なかなか大きなテーマで難しいところではございますが、宮代町のみならず、全国的に人口減少時代に入っているところでございまして、国のほうでも、租税体系、その中で、所得課税、消費課税、資産課税と、その体系の中で地方と国の配分について、考えているところだと思います。こちらについては、国の政策に沿って委ねていくものと考えておりまして、税務課としては、その範囲の中で、税制改正、税法の中で、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、２点目の超過勤務手当についてでございますが、こちらについては、昨年度については、先ほどの固定資産税のその他の宅地法に係る超過勤務の部分も含まれているところでございます。

また、税の事務処理につきましては、大分電子申告のほうとかも導入されて、事務効率化に向けての動きがあるところでございますが、現行につきましては、この電子申告もまだ途中の過程でありまして、また、従来の紙申告による事務処理のほうも残っておりまして、これを同時並行的に事務を行うような状況でございまして、より複雑な事務処理を求められているところでございます。その中で、適正な課税を行うために、こちらのほうはやむを得なく行ったものでございますので、引き続き削減に努めながら、適正な税の事務処理に、税務課職員として努めてまいりたいと思います。

３点目の不用額におきます電算委託料の部分で、その中に帳票印刷代という部分でございますが、電算委託料の中に、電算の指示のほかに、帳票を印刷する指示もございまして、通常は課税台帳等を紙で印刷しております。課税台帳のほかにも各種印刷物がありますので、比較増減表ですとか、それぞれそちらの部分の帳票につきましては、現在端末画面のほうでも見ることも可能になっておりますので、そういったできるだけ紙に印刷しないでできる部分について、削減を図ったような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課主幹。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。

私のほうからは３点ほどです。

１点目、徴収業務の何を共有しているのかというご質問です。こちらのほうは、先ほど電算システムのほうで共有できる部分ということで、収入の状況、あとは財産の状況、こちらのほうが課税のシステムのほうで確認ができるような状況になっております。

もう一つ、こちら、徴収業務といたしまして、滞納システムのほうを活用しております。そちらのほうで、調査聞き取りで支出の状況を確認しております。そのほか、財産の状況につきましても、財産調査を行った結果で状況がわかるようにはなっております。

あともう一つは、共有という部分で言いますと、税のほうが主な主導的な形になると思うんですが、納付がおくれてしまっている方、たまってしまっている方、こちらの方との交渉をした結果、状況を記載しておりまして、こちらのほうも確認することができます。場合によっては、交渉の結果、財産調査の結果、さまざまな状況を踏まえた形で、今後の方針を記載していることもありまして、そちらのほうで、今後どうするかという部分につきましては、それぞれの担当、介護保険料だとか後期高齢の医療保険の担当だとか、そういったところにつきましては、ぶら下がっている法律がやっぱり違いますので、今後の方針とか、税のほうで記入した内容を踏まえて、どのように活用して、対応していくかというのは、それぞれの担当で行っていただくという状況になっております。共有という部分で言いますと、今説明したとおりになっております。

２点目といたしまして、徴収事務指導員につきまして、今後どうするのかというご質問でございます。こちらのほうにつきましては、半年間でやめられてしまって、後任の方につきましては、探してはいたんですが、どうしても年度途中ですとなかなかいい人もいらっしゃらないということで、30年度につきましては、半年間ということで終わりになっております。

今年度、令和元年度の予算につきましても、ちょっと計上はしておりません。なぜかといいますと、ちょっと今後どうなるのかというのが、いい人がいるかどうかという部分も含めて、予算計上のタイミングでは見つかっておりませんでしたし、目星もつかなかったような状況でしたので、予算計上はしておりません。ただ、いい人がいれば、徴収事務指導員として対応していただけるような方がいらっしゃれば、そのタイミングで補正予算等で計上させていただいて、ご承認いただける状況があれば、徴収事務指導員については雇用していきたいというふうに考えております。

ただ、いない場合につきまして、じゃ、ノウハウ的なところが足らなくなるんではないかというようなご心配も出てくるのかなとは思うんですが、そういうことにつきましては、例えば県のほうに個人県民税対策課という県民税を対策している課があるんですけれども、そちらのほうに職員を派遣する。あとは、春日部県税事務所の職員に随時で町のほうに、委任をしてからの話になるんですが、随時で来ていただいて、一緒に徴収業務をやっていただくとか、そういった形で、近々でいいますと対応していこうと考えております。

２点目は以上でございます。

３点目、不納欠損の状況ということです。町税全体では757万4,000円ほど不納欠損しておりまして、件数では140件ということになっております。税目別でご説明させていただきますと、町民税の個人分が76件、法人分が３件、固定資産税が17件、軽自動車税が32件、最後に都市計画税が12件でございます。合わせて140件になります。ただ、固定資産税と都市計画税というのは税目は別なんですけれども、課税上が一緒になっている兼ね合いで、固定資産税と都市計画税が一体になっている部分もありますので、その12件を引いた実質は128件というところになってくるかなと思います。税目別で分けると140件になるということになっております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課長。

**○税務課長（門井義則君）**　税務課長、門井でございます。

ご質問いただきました固定資産税の課税誤りについての成果書への反映という部分で、掲載が足

りないのではないかというところの質問にお答えいたします。

なぜですとか、総括、そういった部分まで記載というか周知する必要があるのではないかというところで、私どもも税務課において、概要について、この成果書に載せたほうがいい、それとも載せないほうがいいというか、そこは議論があったところです。それについて、施策の成果として掲載していいのかというところがありまして、最終的には、施策の成果とするにはどうなのかなといった部分で、結果掲載しなかったと。それで、81ページの文面という形でおさめたというところでございます。

広報やホームページ等におきましては、結果ではなくて、課税誤りに関するおわびということで、町長名で掲載とか、広報の紙面を使って一般の住民にも周知という形をとらせていただいた経緯はございますけれども、ただいま申し上げた、そういった理由によって、成果書への掲載は取りやめたというよりも行わなかったというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　それでは、再質問させていただきます。

２点。先ほど町税の不納欠損額と件数をお示しいただきましたが、参考まで、これはほかの自治体と比較してどうなんでしょうか。不納欠損額と件数については。多いのか少ないのか、その辺の状況がわかりましたらお示し願いたいと思います。

それから、最後の固定資産税の過誤納付金の関係で、今、課長からの答弁だと、施策の成果を載せてよいかどうかという議論をして、行わなかったというんですけれども、施策の成果と言っていますけれども、その割には、一部評価誤りに対する適切な還付事務に努めただよ。適切な還付事務に努めたというふうに成果を載せておいて、なぜ、やはり一部誤りがあったということについては、さらっとしちゃっているんです。その誤りについて、適切な還付事務に努めた、逆に何か成果にしているような感じを受けるんです、さっきも言ったように。やはり、一般の町民からも言われるんですよ。あったんですねと。それについてどうなんですかと。それは、我々にもちゃんと報告がありますし、でも、これは先ほどおわびもしているということなんですけれども、やっぱりあってはならないことなので、やっぱりいいことも悪いことも、ちゃんと成果として、いいことばっかりが成果じゃないです。こういうことがないようにするための、やはりそういうことも必要なんじゃないかなと、そういう意味で、再度お尋ねしたんですけれども、それがないということで非常に残念なんですけれども。どうですかということなんですよ。それでいいのかどうか。税務課において議論がされたんでしょうけれども、ちょっと非常に、そういう意味では不備だと言わざるを得ないんですけれども、どうでしょうか。

その２点。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課主幹。

**○税務課主幹（小島　晃君）**　税務課主幹、小島と申します。

不納欠損の他市町村との比較ということでございます。

こちらのほう、まだちょっと県からの集計が、30年度につきましては届いておりませんで、実際比較として、宮代町が多いのか少ないのかというところは、ちょっとまだ集計結果がきていないところで、わからないところではあるんですが、今ちょっと私の手元にある昨年度の状況で、不納欠損につながる処分停止の件数がどうなっているか

というところでございます。ちょっと一律で並べていないので、よくわからない部分もあるんですが、処分停止件数につきましては、宮代町はＡからＥ評価の中のＥ評価になっています。なので、不納欠損としては少ないほうに該当しております。これは、28年度もそのような状況になっておりまして、そういう状況で、少ない状況になっているので、県のほうからは、先日も春日部県税事務所とのやりとりの中では、もう少し頑張ってくださいと、落とす努力をもう少しやっていってもいいんではないでしょうかというご指摘は受けているような状況でございます。

ただ、徴収の取り組みにつきましては、全体的にはＡ評価ということで、一番いい評価を受けておりまして、差し押さえをする件数だとか、あとは、差し押さえをした後の換価してお金にかえて税金に充当するとか、そういった部分については評価を受けているような状況でございます。

あとは、収入未済額、翌年度に繰り越す金額についても、Ａ評価という形で徐々に減っているというところの中で、取り組みとしてはいいですよということでの、全体評価は受けているような状況でございます。

ご質問からすると、ちょっとずれた回答になってしまったんですが、以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　税務課長。

**○税務課長（門井義則君）**　税務課長、門井です。

固定資産税の課税誤りについての還付事務、成果書81ページ冒頭の部分で触れておきながら、概要について掲載していないのは十分ではないのではないかと、不備ではないかというご質問についてのお答えになりますけれども、確かにいいこと、そうではないことを含めての成果であるべきだとは思っています。なんですけれども、今回の課税誤りの件については、概要については掲載せずに、ただ全く触れないわけにはいかないので、81ページの一文を入れさせていただいたというところで、最終的にはそのような形をとらせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ないようですので、以上で税務課の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４７分

再開　午後　３時５３分

**○委員長（・山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより住民課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

**○住民課長（高橋暁尋君）**　それでは、住民課説明員の自己紹介をさせていただきたいと存じます。

私、住民課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　同じく副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。よろしくお願いします。

**○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）**　戸籍住民担当、海老原と申します。よろしくお願いいたします。

**○国保年金担当主査（山﨑　貴君）**　年金担当、山﨑と申します。よろしくお願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。

決算書78ページ、説明書のほうは77ページになります。

こちらの戸籍住民基本台帳管理事業の中で、成果のほうに、こちらのマイナンバーカードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストアにおけるコンビニ交付を開始し、これによりマイナンバーカードの普及が図られたということになっているのですが、まず、その上の⑵の自動交付機、今まで利用されていた自動交付機のところで結構な数のご利用があったと思うのですが、その下にコンビニエンスストアにおける交付があって、これは31年からなので、数としてはかなり少なくはなっておりますが、今までの自動交付機を使っていた方から不便だ等の声はないのかということと、あとはマイナンバーカードの普及がこれにより図られたということですが、まずは、現在どの程度マイナンバーカードが普及しているのか、そして、今回のこのコンビニ交付によりマイナンバーカードの普及がどのぐらい図られたのかお答えください。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

では、野原委員からの質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、自動交付機のほうが今年の４月30日で廃止をいたしまして、コンビニエンスストアにおける交付一本になったという形でございますが、自動交付機のほうが機械の経年劣化というのがございまして、なかなかちょっと不具合等出ていた中でコンビニ交付というものが始まったということで、両方を併存して使うということはやはりコストの面からも非常に難しい面があるということで、コンビニ交付一本にしたということでございまして、実際に私ども、ちょうどゴールデンウイークにかかったものでございますので、皆様方から使えなかったという苦情等があるのではないかというふうに危惧をしておったんですが、特にそういった苦情等はございませんでした。

それから、コンビニ交付におけるマイナンバーカードの普及でございますが、実はコンビニ交付をお使いになるためだけという目的よりも、実際にマイナンバーカードを、皆様方が、特に高齢者の方々が運転免許証とかもないという中で、ご自身の身分証明書のかわりになると、お写真つきということで。そういった面が非常に多いというふうに感じておりまして、実際にマイナンバーカードの普及率でございますが、平成30年度末で14.76％の交付率、交付者数で5,013名、交付をいたしております。

こちらのほうに書いてございますとおり、後段に、マイナンバーカードの、いわゆる申請時来庁方式、役場の窓口のほうでお写真等撮らせていただきまして、マイナンバーカードをおつくりいただけるという方式を始めましたところ、30年度中に940名の方にご申請をいただいたところでございます。今年度におきましても７月31日現在で341名の方にご申請いただいております。皆様方がお写真をご自分で用意して申請するということが、やはりかなり手間のような感じでございまして、写真撮ってもらえるんだったらつくりましょうという形でいらしていただいた。

それから、30年度の申請者が非常に多かったというのは、１月31日付で住民カード、いわゆる住民票がとれるカードのほうと印鑑登録証明書で、

暗証番号をお入れになっている方が自動交付機の機械でとれたわけでございますが、そちらのほうをお持ちの方に、全員の方、個人に約１万2,000通、個別通知をいたしました。そうしましたところ、そのときにご一緒にマイナンバーカードが役場のほうの窓口でお写真撮ってつくれますというご案内いたしましたところ、多数の方がいらっしゃったということでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

かなりスピードアップして普及されているようなのですが、普及している間に、マイナンバーカードについての何か困ったこととか、そういうことはないでしょうか。町民の方から困ったとか不安だとか、そういうことはないですか。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

不安といいますか、やはり暗証番号を使ってカードをお使いになるということになっておりまして、実はマイナンバーカードというものは、暗証番号、全部ばらばらにしますと４種類の暗証番号を設定する必要がございまして、まず一つが、確定申告ができるというｅ－Ｔａｘというシステムを使うための暗証番号。こちらをお使いになる方は、本当に確定申告をご自宅でパソコンでおやりになる方がお使いになるのが現状でございますが、それほど多くないんですが、通常の暗証番号３つ４桁の数字がございまして、そちらは全て同じでも特に支障ございませんというご案内しているんですが、そちらを忘れてしまいまして、入れた暗証番号が、やはり銀行のキャッシュカードと同じように、３回間違えますとロックがかかってしまって使えないという現状がございます。その場合には、お手数なんですが、役場の窓口に来ていただく必要があるので、忘れてしまった、やっていて間違えて使えなくなってしまったということで、ちょっと窓口にいらしていただくような形が、若干、やはり不便といいますか、セキュリティーの面から申しますと、やはりそれはどうしても必要なことでございますのでいたし方ないかと思うんですが、その辺ちょっと。

コンビニに行ってやりました。でも結局、役場の窓口に来なくちゃならなくなってしまったということございますので、ちょっとご不便をおかけしているように感じております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、決算書の78ページ、戸籍住民基本台帳管理事業の中身の中でちょっと質問したいと思うんですけれども、この中で住居表示案内板撤去委託料となっておりますけれども、この中身をちょっとお聞かせ願いたいと思います。住居表示の関係です。

それから、この中で成果書のほうの76ページ、77ページの関係になると思うんですけれども、特に住民異動の状況の中で、数字がそれぞれここに出ているんですけれども、この中で外国人は何人ぐらいいるのか、比率にして、人数も含めてなんですけれども、そういう中身を少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

とりあえず２点、よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、１点目の住居表示案内板撤去委託料でございますが、こちらは和戸地内の住居表示板でございまして、かなり老朽化していた分でございまして、あとたまたまそちらのほうが古くなっておりまして、場所的にちょうどこちらから、役場のほうから県道に向かいまして、須賀上の交差点の丁字路の先の横に入っていく、線路方面に入っていく道のところにございまして、非常にやはり道が狭いもので、その先も道路的には車両が入っていけないような道路でございました。そちらも老朽化しておりましたので撤去させていただいたということでございます。

実際に、今の中で和戸の駅前にはまだ住居表示板が残っております。あと、現在のところ、やはりこれだけ皆様方がスマホとかをお使いになって、車のほうもナビゲーションが完備されているような、非常に高い状態になっている中で、やはりほとんど住居表示板というのも、案内板というのもかなり必要性が薄れてきている部分があったということで、立てかえという形じゃなくて、撤去という形で外していただいたところでございます。

それから、もう一点、外国人の比率でございますが、今ちょっと手元に持ち合わせてございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

再質問というか、実は、直接、今年度の決算書に関係ないんですけれども、昨年、道佛地区の区画整理の中で住居表示が整備をされましたよね。それは去年でした。704世帯ぐらいで約2,000人近い人口のエリアの中で住居表示をしたと思うんですけれども、その中で道佛１丁目、２丁目、３丁目ということでそれぞれ区割りをして、随分よくなったなというふうな感じはするんですけれども、この中でトラブルというか、住居表示に対しての苦情等はこの１年の中であったのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、外国人の関係、後でこれは資料を出すの。あるのね。はい、わかりました。じゃ、ひとつそういうことでよろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

ただいまの道佛１丁目、２丁目、３丁目地内の住居表示にかかわるトラブルということでございますが、特に私どものほうにはお話等はいただいておりません。非常に新しく区画整理したということで、基本的には一定方向で各町名の、住居表示の何丁目何番という、いわゆるブロックごとにきれいに１番から順番に振っておりますので、特にこれといった苦情等はいただいておりません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

それでは、ちょっと質問させていただきます。

最初に、この成果書の76ページ、戸籍住民基本台帳等の取り扱い件数ということなんですけれども、ちょっとわからないところがあるんですけれども、不受理申し出ということで３件、６件、他市町から４件で合計13件あるんですけれども、これは主にどういうことで不受理になっているのか、内訳だとかわかれば教えていただきたいなと思っております。

それと、旅券事務事業でございます。78ページになるのかな、成果書で。

これ、10年、５年用で主に日本人が外国に行ったとき使うんだと思いますけれども、この場合、

どこら辺のところに、みんな、パスポートなんかは使われていたんでしょうか。それと同時に、外国人もこの中にも含まれて、日本国籍、日本でやっている人たちも宮代町から出ていくとき使っていたのかどうか。その辺の成果というのはどうなって。細かくなっているんでしょうか、この扱い方というのは。その辺のところをお願いします。

それと、最後になんですけれども、国民年金運営事業なんです。成果書じゃなくて決算書の107ページになるんですけれども、この中で130万円ほど増えた国民年金相談員賃金ということになっているんですけれども、相談員ということになると、国民年金に対しての相談の人たちだと思うんですけれども、これは１人でいいでしょうか。それと同時に、どんな相談がこの間あったのか、国民年金について。細かいところがあったら教えていただきたい。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

それでは、山下委員のご質問のまず１点目、成果書76ページの戸籍関係届け出の不受理の申し出についてでございますが、こちらは離婚とか婚姻とか不受理、片方の方は結婚したくない、でも私は結婚したいというので、勝手に出されると困るので受け付けないでくださいということの申し出でございます。

例えばご結婚なさっている方が、私は離婚したいんだけれども、相手方は離婚したくない。離婚したくない方が、離婚届を受け付けないでくれと、そういった申し出ができるような制度になっておりまして、合意がないとできないということで、そういった申し出でございます。

それから、旅券事務事業でございますが、こちらにつきましては、パスポートというのは、その国の国籍を持つ方のみにしか発行できませんので、外国人の方は、当然のことながら日本国籍の方だけでございますので、含まれておりません。日本国籍を持つ方、帰化をすれば日本国籍を持っておりますので、当然、日本のパスポートは発給されると。

あと、小さいお子様につきましては、例えば外国で生まれた、外国人との間にお生まれになったお子さんにつきましては、例えば国籍留保で両方持っている方で、どちらの国のパスポートをお持ちになっている方も中にはいらっしゃいます。

それから、パスポートの実際の使用の用途、行き先等でございます。

その辺は、私どものほうでは、申請の段階ではどこに行くとか書かなくても特に必要ございませんので、その辺は不明でございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

３問目の年金相談員の関係でございますが、年金相談員のまず人数ですけれども、窓口に常時１人おります。雇用自体は２人雇用しておりまして、１週間をその２人で交代勤務をして、窓口に常時１人いるというような勤務形態をとっております。

相談の内容でございますが、年金の免除、それから資格の取得、それから給付に関すること、全般的にその手続の相談を承っております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございます。

じゃ、国民年金運営事業なんですけれども、２人いて年金の相談なんかやっているというんですけれども、年間どのくらいの相談があるんでしょ

うか。まず最初にお聞きしたいと思います。

それと、戸籍住民のあれで、結婚の相談だって不受理なんだということなんですけれども、それだけなんでしょうか。結婚だけの。これは本人が申し込みに行くんですよね。１人でも２人でも本人が行くんだけれども、どうやってわかるのですか、それ。この人は相手がだめだとか、そういうの。町役場でわかるんですか、そういうの。ちょっとわからないというのが一つあるんですけれども。勝手にこの人が決めているんだというふうに、どうやって決めているのかなと思って。ちょっとわからないところがあるんですよ。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員、それは決算に関係ある質問になりますか。

**○委員（山下秋夫君）**　不受理の申し出の件数が入っているんで、回答のほうで婚姻届の不受理なんだよということで説明あったものですから、どうしてわかるんかなと思いまして。その辺のところ教えていただきたいなと。

以上２点だけ、とりあえずお願い。

**○委員長（・山妙子君）**　国保年金担当主査。

**○国保年金担当主査（山﨑　貴君）**　年金担当、山﨑です。

先ほどの年金相談員の関係になりますが、年金相談員さん、日によってばらつきはあるんですけれども、大体１日10件程度の相談、接客も行っていただいております。手元に残る届け出と、手元に残らない相談があるんですけれども、大体１日約10件ぐらいの接客を行っていただいております。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

先ほど２点目、不受理の申し出の関係でございますが、不受理の特に離婚につきましては、当然、現在夫婦でございますので、どなたかわかると。

婚姻につきましては、特に指定がなければ誰との婚姻も受け付けられない。Ａさんからを受けないでくれということもできます。大体そういうパターンというのは、ほとんど相手のことが好きで出したいというパターンが多いですので、私はあの人が好きなんだけれども、だから出しちゃいたいというのは受けられないで、この人のは受けないでくださいというような不受理の申し出の仕方もできます。あとは単に不受理だけ。誰からも受けないでくれということも当然できます。

不受理の申し出、ほとんどは離婚でございます。離婚を勝手にされないように不受理の申し出がほとんど多ございます。婚姻の不受理の申し出というのは、それほど件数は多うございません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

結婚の届け出を出すと、大体町役場の人は、１人でも来て受理するわけですよね。それのところはどうなんでしょうかね。どうしてわかるのかなと思って。相手がこの人は好きでもないんだから勝手に出されたということ、ちょっとわからないんですよ。離婚の場合は２人のサインが必要なんでわかると思うんですけれども。ちょっとわからないというところがあるんですよ。どうやってわかっているのか。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

離婚の申し出につきましても、１人で来た場合には、当然、本人確認を相手方にもしますし、あとは本籍地が宮代町でなかった場合には、そちらの自治体のほうに不受理の申し出が出ていないかどうかというのを電話等で確認いたしまして、そ

れで受理するかしないかということでございます。ですので、必ずそこは確認作業しておりますので、片方の方が出しに来たから、署名、捺印があったからということで、要件が整っているから受けるということは決してございません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございます。結婚と離婚のことは大体わかりました。

あと、年金事務なんですけれども、１日10件もあるということなんですけれども、この10件の内容、それと職員が２人で交代交代でやっているということになると、１人が１日10件扱っているということになるんですけれども、作業が複雑になって大変じゃないかなと思う。次に相談が来たときとか、その本人の、職員の事務量というんですか、年間通したら。

その辺のところで、２人で間に合うのかなという感じがするんです。１日10件もあるということになると。その辺のところはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

先ほどの１日10件というのは、全体で約10件ということでございまして、実際には年金業務は、町の職員２人と年金相談員１人、合計３人で１日体制とっておりますので、その10件をその３人で手分けをして相談に応じているという状況ですので、特に何か、今現在、手が足りないとか、そういうことは今のところはないということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員、質問ですか。

**○委員（山下秋夫君）**　相談の、もう一つの答えがない。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

相談の内容でございますが、やはり年金の手続のことがほとんどで、免除にしても、年金の給付にしても、あと資格の取得のことについても、手続のことがほとんどになります。

町のほうでは、これは国からの法定受諾事務ですので、町でやれる範囲のことが決まっておりますので、最終的には町でお預かりした申請の書類等は、全て春日部の年金事務所、それから日本年金機構のほうにお渡しをして、そこで最終的に判断が下るということですので、そういった町の業務になっております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　山下委員、質問ですか。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。大体わかりました。

最初に年金のことについては、手続の問題だとか、給付の問題だとかいろんな相談があるということで言っていましたけれども、主に手続の問題で、それを取り扱って春日部の年金事務所に持っていくだけということですね。わかりました。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　108ページの今の国民年金の話なんですけれども、産前産後の免除が始まったと思うんですけれども、それについては何件。これは平成30年から始まったかなと思うんですけれども、新しく始まったと。何件あったのかお願いします。

**○委員長（・山妙子君）**　国保年金担当主査。

**○国保年金担当主査（山﨑　貴君）**　年金担当、山

崎です。

産前産後免除なんですけれども、こちらにつきましては、今年の４月から始まった、施行された制度になります。施行が平成31年４月１日になりまして、４月から８月までの５カ月間でこちらの申請者の方、当町では９件となっております。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　・野委員。

**○委員（・野由紀子君）**　すみません。平成31年４月、今年からだったんですね。

それで、産前産後免除になるということで、それを申請して、そして何カ月免除になるということなんですか。

**○委員長（・山妙子君）**　国保年金担当主査。

**○国保年金担当主査（山﨑　貴君）**　年金担当、山崎です。

こちらの産前産後免除の対象期間なんですけれども、お一人の出産であれば４カ月の免除という形になります。多胎、双子とかという形になりますと６カ月間の免除という形になります。

全て免除期間にはなるんですけれども、年金の受給の際には、納付済み期間として将来の年金額に算入されるという仕組みになっております。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

**○委員（金子正志君）**　金子です。

説明書の77ページ、証明書の発行なんですけれども、自動交付機とコンビニ交付、１通当たりの交付単価というのはどちらが安いんでしょうか。

それと、76ページ、住民の異動状況ですけれども、転入・転出、同数に近いわけですけれども、一番多い地域はどちらからで、出ていくのはどちらなのか。

以上２点、お願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、自動交付機とコンビニ交付、あと窓口を含めまして、１通当たり、住民票及び印鑑証明につきまして300円で行っております。それに対するコストにつきましては、コンビニ交付につきましては、どうしてもコンビニのほうの、国のほうの機関を通すものでございますので、そこの分のコストもかかっているということでございます。

それから、２点目の異動状況の中で地区別の増減ということのご質問かと思うんですが、それにつきましても各年ごとの地区別の一覧表は手元にあるんですが、ちょっとその中の差し引きして、どこが増えた、転出量が多い地域というのは特に統計はとっておりませんので、申しわけございませんが、現状では持ち合わせてございません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　まず、手数料の件ですけれども、町民が払う手数料が幾らかということではなくて、例えば自動交付機ですと、単価で幾らかかるかというのは、その最初の交付の機械、機械の償却代、それから年間のメンテナンス料、そして用紙が出てくるわけですから、その紙代、そしてそこで24時間動いている電気代、それを１通当たりで割ったら幾らになるのかという質問なんです。

同じように、コンビニの場合は最初のシステム料金がかかっているわけですね。それから多分、メンテナンス料もかかっていると思うんです。それと、もしそれに人間が携わるんでしたら、店員さんが。その店員さんの時給だって１分当たり100円ぐらい、100円もかからないか、何十円かか

っているわけですから、そういうものを考えたときにどちらが安いのか。

これ、意外と大事な問題なんですよ。何かはるかに高いお金をかけてコンビニ交付になっているような気がするので。

それから、その次のほう、住民の異動状況。どちらの地域から来ているのかとか、どこに出ていったかというのは出ていますよね。地区別に人数が。ですから、どこが一番多いのかという質問ですので、詳しい人数はいいんですけれども。意外と東武沿線からの異動が多いとかという数字が見たことはあるんですけれども。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、コンビニ交付につきましては、１年間のコストにしますと、Ｊ－ＬＩＳという、こちらのほう取り仕切っています国の機関のほうに運営費で70万円、それから、実際にコンビニエンスストアには１通当たり115円の手数料を払っております。こちらにつきましては、コンビニエンスストアのコピー機のほうに出ますので、コピー機の用紙代、それから、そちらのほうの発行のときにかかる手数料とか。人件費はかかっておりませんので、紙の入れかえとかという形ではかかってくるかと思うんですが、相対的には。基本的には１通当たり115円のコストはかかっております。それプラス70万円のコスト、あとは当町のほうに置いています、そちらのほう電算のサーバー関係の費用かかっておりますので。

これは高いか安いかというお話でございますが、実際に全国どこのコンビニでもとれるという状況を考えますと、果たして、役場まで来てとらなくてはいけないという方もいらっしゃると思いますので、昨年は統計とっている中で、一番遠かった方が大阪で住民票おとりになっていますが、今年は青森とかでおとりになっている方もいらっしゃいますので、その方のコストを考えますと、住民のことを考えますと、やはり時間のほうも夜11時半までと、朝６時半から動いておりますので、非常に時間も長くなっております。ということを考えますと、そこは役場としては、費用をかけても、やはり住民の方のメリットになるという考えの中で自動交付機を廃止したということでご理解いただきたいと思っております。

それから、どこの沿線から宮代まで転入しているかという統計は、私どものほうではなくて、企画のほうで統計をとっている数字だと思います。私どもデータを提供いたしまして、そちらのほうで分析をしているものだと思います。ちょっと私ども、そのデータのほう持ち合わせおりませんので、回答はちょっとできません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　金子委員。

**○委員（金子正志君）**　雷、鳴っているから終わりにします。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

まず、77、78ページの戸籍住民基本台帳費の中の不用額なんですけれども、11節の需用費と、それから13節の委託料、これについての不用額の要因についてお尋ねします。

それから、18節の備品購入費、これは次のページになっていますけれども、窓口業務用備品ということで需用費から流用しています。それと予備費から充用しています。倍ぐらいになっているんですけれども、これについての理由についてもお

尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは、117ページと118ページの後期高齢者疾病予防事業です。成果書にも79ページに載っております。

人間ドック等の総合健診を受診した後期高齢者医療制度加入者95人の方に２万5,000円を限度として補助金を交付した。この冒頭の成果書に書いてありますけれども、それはこのとおりだと思います。私も要求してきましたが。これはこれでよいんですけれども、金額については、近隣ではもっと高いところもあるんじゃないかなと思うんですけれども、近隣の動向はどういうふうになっていますか、お尋ねします。

それから、順不同で大変申しわけないんですけれども、また79ページ、80ページの戸籍住民基本台帳管理事業に、これ、関連なんですけれども、最近、全国的にも自衛隊が青年の名簿提出を求めている状況も、それに応えている自治体もあるようなんですけれども、宮代ではないと思いますけれども、これはどういうふうになっていますでしょうか。最後、お尋ねいたします。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

戸籍住民基本台帳費に関する部分について、私のほうから回答させていただきます。

まず、１点目の不用額の関係でございまして、まず需用費でございますが、こちらにつきましては、先ほど出ております自動交付機等で使っておりました住民カードというプラスチックの磁気カードがございまして、そちらのほう、ちょうど非常に枚数的に足りるか足りないかというのがございましたので、そこを見きわめて一応予算化してあったところ、そちらのほうがつくらなくても足りるということで、こちらのほうつくらなかったということでの不用額でございます。

それから、13節委託料でございますが、こちらにつきましては、住居システムのほうの改修のほうが、新年度の対応のほうの改修のほうで賄えたものでございますので、そちらのほうの通常の、歴年のシステム改修が必要なかったということ、及び街区表示板の保守を行う必要がなかったということで不用額が生じたものでございます。

それから、18節の備品購入費が、金額が非常に増えているということでございますが、こちらにつきましては、当初の予算の中で、実は窓口で使っておりますレジスターが故障いたしまして、向こうの製造から、もう相当年数たっておりまして対応部品がないということで、買いかえということで、こちらの予備費のほう充用させていただきまして購入させていただいたものでございます。

それから、当初の予算の中では、窓口の番号発券機、住民の方々がそれぞれ来庁した用途に合わせまして番号のほう、札とっていただきまして、お並びいただかなくても座って待っていただけるというようなシステムを導入したことによりまして増えたものでございまして、そちらのほう、年度当初、内側で職員が操作するコントローラーを１台で運用しておりましたが、ちょうど中のそれぞれの窓口の業務が４項目に分かれてございますので、そちらのほう対応が非常にわかりにくい部分がございましたので、中の職員がどの項目のお客様がお待ちになっているということをわかりやすくするために、需用費から流用させていただきまして、コントローラーをもう１台追加させていただいたものでございます。

それから、最後の質問で、自衛隊のほうへの住民票の提供ということでございますが、当町の場合には、住民票につきましては、自衛隊のほうか

ら閲覧申請をいただきまして、通常の閲覧で対応しております。私どものほうから、例えば二十の方の名簿の一覧表を提供するといったことはいたしておりません。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

決算書117、118ページの後期の人間ドックの金額の関係でございます。

近隣の状況ということでございますが、宮代町に隣接している近隣ということでお答え申し上げたいと思います。

まず、春日部市については、人間ドック自体をやっておりません。

久喜市は２万8,000円、幸手市が２万7,000円、白岡市が２万7,000円、杉戸町が３万円ということで、主に平均いたしますと２万7,400円ということでございます。

宮代町におきましては、こういった近隣の状況を踏まえまして、今年度から２万7,000円に引き上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　答弁ありがとうございました。

まず、不用額については、２件ともわかりました。

備品購入費なんですけれども、そうしますと、先ほど言ったコントローラーについては、対応がわかりづらいのでということでかえたということなんですけれども、もともと予定していたのはコントローラーのほうなんですか。それともレジスターのほうが急に使えなくなっての買いかえなのか、どちらなんでしょうか。

それから、117、118ページのほうで、先ほど杉戸は随分３万円で高いんですけれども、久喜が２万8,000円、幸手、白岡が２万7,000円だと、やっぱりこっちのほうに合わせたということなんですけれども、もう杉戸も３万円なんで。この点では、やはり補助金を交付したので足りなくなるぐらい出てきたということは大変結構だと思うんですけれども、これについても、できれば隣の杉戸に合わせていただければと思うんですけれども、その辺の考えについて。とりあえず評価はしたいと思います、もちろん。その上での質問でございます。

それから、最後に自衛隊の青年の名簿提出を求めていることについて、通常の閲覧の範囲内ということでわかりましたが、これは個人情報の関係で、どういったことで対応しているのかどうかということでお尋ねしたいんですけれども。何も自衛隊だからそれに応える必要はないと思うんですけれども、それに応えないという理由もあるわけですよね。それについては、どういう理由からなのか。対応は結構なんですけれども、どういう理由からかということでお尋ねしたいんですけれども。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

まず、１点目の戸籍住民基本台帳費の、戸籍住民基本台帳管理事業の備品購入費についてでございますが、当初予算の中では窓口の番号発券機の予算を盛らせていただいておりました。こちらにコントローラーが１台ついておりました。実際に運用している中でわかりにくいということで、職員のほうで。その中で２台あったほうが非常に操作性が上がるということで、需用費からの流用をさせていただきまして、コントローラーを２台

にさせていただいたものであります。

レジスターにつきましては、年度途中に故障したということで、こちら予備費の充用していただきまして、購入させていただいたものでございます。

あと、自衛隊の名簿の閲覧の関係でございますが、当町にいたしましても通常の住民基本台帳の閲覧の範囲内でございますので、先ほど丸藤委員がおっしゃったように、町としては拒否するということも選択肢としては確かにあるのかなと、私もそこはちょっと何とも言えないんですが、当町といたしましては、今までどおり、ほかの自治体様によっては名簿を出してしまっているというところもあるというふうには何か伺っておりますので、先ほどの個人情報の関係から申しましても、やはり名簿を提供するというのは、当然、普通に考えれば、あるべき姿ではないというふうに考えておりまして、閲覧申請に対しての閲覧ということでございますので、ちょっとそこまで私のほうでは、今現状では回答のほう持ち合わせておりませんので、以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

人間ドックの金額を杉戸町並みにということでございますが、今年度２万7,000円に上げさせていただきましたので、当面ちょっと様子を見させていただきたいと思っております。

杉田町が３万円ということなんですけれども、実を言いますと、宮代町では、30年度から健康マイレージの歩数計の購入費にも補助金として出させていただいております。杉戸町は健康マイレージのほうやっておりませんので、そういったちょっと総合的は部分で、ぜひ、高齢者、後期高齢者の健康増進のために寄与していければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（・山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　わかりました。

１点だけなんですけれども、先ほどの自衛隊の名簿の提出の関係なんですけれども、通常の閲覧ということなんですが、これはいつごろ来ていますか。もう何回も来るんでしょうか。

その辺の状況と、それから、通常の閲覧でお願いしますと。名簿は提出、もちろんしないということで、それは理解するんですが、それで通常の範囲内で名簿はもらえなかったので、ちゃんと自衛隊の職員は写していったんでしょうか。その辺の状況はわかればお示し願いたいと思います。

以上です。

**○委員長（・山妙子君）**　住民課主幹。

**○住民課主幹（中村佐登志君）**　戸籍住民担当、中村でございます。

私が今のこちら担当になりまして３年目でございますが、ここ３年間については閲覧申請はございません。また、以前に閲覧があったと聞いておりますと、私どものほうも、例えばコピーを当然、渡せませんので。例えばよくあるのが、写真を撮っていいかという申し出等ありますが、それもお断りしておりますので、全て必要があれば手書きで名簿を写していっていただきたいということで、一般の閲覧の手続として対応していただいております。

以上でございます。

**○委員長（・山妙子君）**　ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（・山妙子君）**　じゃ、ないようですので、以上で住民課の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月13日金曜日午前10時から委員会を開き、引き続き福祉課関

係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時４３分

# 決　算　特　別　委　員　会

## 第　３　日

出席委員（１２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 唐沢捷一君 | | 九山妙子君 | |
| 野原洋子君 | | 丸藤栄一君 | |
| 山下秋夫君 | | 関弘秀君 | |
| 角・野由紀子君 | | 田島正徳君 | |
| 伊草弘之君 | | 合川泰治君 | |
| 金子正志君 | | 小河原正君 | |

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 新井康之君 | 会計管理者兼会計室長 | 瀧口郁生君 |
| 福祉課長 | 吉永吉正君 | 福祉課副課長 | 宮野輝彦君 |
| 福祉課主幹 | 伊東浩二君 | 福祉課主査 | 関根雅治君 |
| 福祉課主査 | 中村淳一君 | 子育て支援課長 | 小暮雅代君 |
| 子育て支援課副課長 | 横内宏巳君 | 子育て推進担当主査 | 石井栄君 |
| 保育担当主査 | 小野美保君 | 保育担当主査 | 松岡祥哲君 |
| 子育てひろば担当主査 | 清水邦江君 | みやしろ保育園所長 | 吉田直子君 |
| 健康介護課長 | 小島修君 | 健康介護課副課長 | 岡村行雄君 |
| 健康増進室長 | 竹花治君 | 健康介護課主幹 | 齋藤俊美君 |
| 健康増進担当主査 | 浜津恵津子君 | 健康増進担当主査 | 岡本知佳子君 |
| 健康増進担当主査 | 野口延寿君 | 高齢者支援担当主査 | 齋藤千洋君 |
| 介護保険担当主査 | 小林和政君 | 産業観光課長 | 長堀康雄君 |
| 産業観光課副課長 | 秋谷裕章君 | 産業観光課副課長 | 菅原隆行君 |
| 産業観光課副課長 | 野口幹雄君 | 商工観光担当主査 | 山内一生君 |
| 農業振興担当主査 | 鈴木功君 | 農地調整担当主査 | 長瀬昇之君 |

本委員会に出席した事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 佐藤賢治 | 主任 | 小林賢吉 |

開会　午前１０時００分

**◎開会の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月11日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

**◎議案第５０号の審査（福祉課・子育て支援課・健康介護課・産業観光課）**

**○委員長（九山妙子君）**　これより福祉課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○福祉課長（吉永吉正君）**　皆様、おはようございます。

福祉課長の吉永です。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、出席職員を自己紹介させていただきます。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　おはようございます。

福祉課副課長の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

**○福祉課主幹（伊東浩二君）**　おはようございます。

福祉課障がい者福祉担当の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

**○福祉課主査（関根雅治君）**　おはようございます。

福祉課社会福祉担当の関根と申します。よろしくお願いします。

**○福祉課主査（中村淳一君）**　おはようございます。

福祉課の障がい者福祉担当、中村と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　おはようございます。

唐沢でございます。よろしくお願いします。

何点か質問させていただきたいと思います。確認も含めて、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず１点でございますけれども、決算書の84ページ、成果書の106ページにわたっての質問なんですけれども、まず１点ですけれども、社会福祉事業費の関係で、主な実施内容ということで、大幅に社会福祉精神事業補助金が減額されているんですけれども、まずこれの理由をお聞きしたいというふうに思います。

それから、同じく社会福祉事業の中で成果の関係なんですけれども、特に民生委員、児童委員の活動によっていろいろと成果が上がっているわけなんですけれども、特にこの中で、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与したということになっておりますけれども、ひとり暮らし等の実態はどうなっているのか、また具体的な成果というものを上げてもらえればありがたいなというふうに思っております。

それから、３点目でございますけれども、成果書の108ページ、決算書の86ページなんですけれども、この中で、自立支援医療費の関係なんですけれども、更生医療ということで大幅に減額をされておるんですけれども、これのひとつ理由をお

聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書の88ページ、成果書の110ページなんですけれども、この中で障害者地域生活支援事業の中で、また新しくこの中で基幹相談支援センター事業というのが新たに立ち上がっておるんですけれども、これの中身をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果書の111ページの中で若干名称の変更があるんですけれども、「意思疎通支援事業」ということで、事業の名前が変わっておるんですけれども、ちなみに昨年は「コミュニケーション支援事業」ということで、同じ中身だと思いますけれども、これの名称が変わった理由はどういう理由で変わったのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、成果書の112ページ、在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金ということで、昨年の成果書と29年度Ｂの関係で数値が変わっておるんですけれども、この変わった理由、ちなみに昨年の成果書を見ると、２となっておるんですけれども、これでいくと７なんですけれども、変わった理由をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく成果書の112ページのほうなんですけれども、成果ということで、それぞれ成果が上がっておるんですけれども、特にここの成果の下段に当たる利用者の日常生活環境を改善し、身体的負担が軽減されたということで、成果が上がっておるんですけれども、具体的な改善面、特にどのようなものが軽減をされたのか、具体例を挙げて一つ説明をいただきたいと思います。

とりあえず、以上７点になると思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

それでは、お答えさせていただきます。

まず、１点目の成果書106ページ、決算書84ページの社会福祉推進事業の補助金の減額理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、社会福祉協議会への補助金の減額でございます。

町の財政状況を勘案しまして、社会福祉協議会が福祉法人として自立を促すため、社会福祉協議会と協議を行いまして、平成27年から平成31年度、今年度まで５カ年において毎年150万円程度の削減を行うというような形で、社会福祉協議会と協議が調ったところでございまして、それに基づきまして、年々補助金額が150万円程度減額されているというような状況でございます。

続きまして、２番の民生委員等の活動で、安心して暮らせる地域づくりに寄与したと、こちらの成果というところでございますけれども、民生委員におかれましては、日々高齢者、それから障がい者、地域の見守り活動をやられております。

具体的には、そこの家庭の中で、例えばちょっと虐待的なことがあったりとか、近隣のちょっとトラブル等について町等につないでいただいて、その辺につきまして町のほうで対応を行っていると。それから高齢者の見守り等も行って、安心して暮らせる地域づくり、見守り活動を行いながらそういったものをやっているというところでございます。

それから、３点目の成果書108ページ、決算書86ページの自立支援医療の更生医療が大幅に減額になったというところでございますけれども、こちらにつきましては更生医療というところで、人工透析をやられている方の費用が主に占めてございます。

それで、平成29年度から大幅に減額されている

ところでございますけれども、こちらの理由といたしましては、生活保護の受給者が人工透析で平成29年度は入院をされていたというところであったんですが、平成30年度におきましては、そういった方が退院されるなり、申しわけございませんが、亡くなられるといったり、転出といった形で、その辺の金額が大幅に減額されたものでございます。

生活保護の方に関しては、100％その医療費が支給されるということになりますので、金額がその分大きくなるというところでございます。

それから、４点目の決算書88ページ、成果書108ページ、基幹相談支援センターの中身というところでございますけれども、こちらにつきましては、障害者総合支援法により障がい者の地域における日常生活、社会生活の支援をするために、事業を市町村が実施するものでございまして、宮代町では、埼葛北地区自立支援協議会として近隣市町と共同実施による事業の効率を推進しているところでございます。

その中で、近隣市町、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、この３市２町によって共同実施を行っているところでございます。

基幹相談支援センターの業務の内容といたしましては、地域に暮らす障がいのある方やその支援者、家族、関係機関などの相談支援の中核的な役割を担うものとなってございます。

具体的には、総合的・専門的相談の支援、それから地域の相談支援体制の強化、人材育成、地域移行・地域定着の促進、権利擁護、差別解消法による相談支援、それから虐待防止業務といった内容を、地域の中核的な役割を担うものを立ち上げたというところでございます。

それから、５点目の成果書111ページの意思疎通支援事業の名称変更でございますが、こちらの件につきましては、議員おっしゃられたとおり、内容は一緒のもので、町の事業としては一緒のものでございます。

なぜ名前が変わったかというと、国のほうで制度の名前が変更されました。それに基づきまして、町のほうでも名称を「コミュニケーション支援事業」から「意思疎通支援事業」というような形で変更してございます。

国のほうでは、どういった理由でということで言いますと、これまで障害者自立支援法では、通訳・手話などを行う者の派遣、または要請という表現を用いていましたが、障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、ろう者、盲ろう者への触手話や点字、視覚障害者への代読や代筆、知覚障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。そのために、新たに「意思疎通支援事業」というように名称を変更したというような形になってございます。

続きまして、６点目の質問、成果書112ページでございます。レスパイト事業におきまして、昨年が２だったものが７に変更された理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、昨年は利用件数という形で表示をさせていただいておりました。ちょっとわかりづらいところもあったかと、今年は、すみません、30年度は利用日数という形で項目を変更させていただいて、その理由というのは、こちら１日利用すると２万円という補助金なわけでございますが、去年の２件というのは、施設に宿泊をされるということで、３泊と４泊ということで、２回に分かれて申請があったものですから、申請件数としては２件というところでございまして、件数という表示で２件

14万円という形で、実際は７日間利用したところでございますので、14万円というところでございます。今年も件数にすれば、たしか６件から７件ぐらいの件数というところだったんでございますが、ちょっと表示をわかりやすくするために、１日利用当たり２万円ということで、今年は20日障がいの方が利用されたということで20日という形で変更をさせていただきました。

最後、成果書112ページの具体的に改善されたという内容でございますが、こちら、例えば今の障害者更生援護事業におきましては、レスパイト事業で、そういった重度の障がい児をお持ちの家族の方が日常の何か用事があったときに、その障がいの方を施設に預けやすいような体制づくり、それから重度障害者居宅改善整備事業補助金におきましては、こちら住宅の改善、こちらは昇降機とか、それから流し・洗面台の改修とかをされております。それから、小児慢性特定疾患日常生活用具費におかれましては、そういった小児慢性の日常用具の、こちら電気式のたん吸入引器などを購入の補助となっております。それから聴覚障がい、そういった補聴器の補助、こういった面で障がいのある方が生活をする上での生活しやすいような形での改善を図っているというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず第１点目ですけれども、社会福祉事業費の関係の中で民生委員さん、本当に大変にいろいろと活躍をされているんですけれども、現在、民生委員さん欠員はいないのかどうか。また同時に、民生委員さん、それぞれの地域で頑張っているわけなんですけれども、年齢的な関係、特に平均年齢と申しますか、できたら一番高齢者の方、高齢者が高齢者を支援しているような状況もありますので、年齢構成をもしわかるのならひとつお聞かせ願いたい、男女も含めてひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから２点目なんですけれども、意思疎通支援事業の名称変更、これは了解しました。わかりました。

この中で特に中身の関係、手話通訳者の関係なんですけれども、１件当たり、昨年はちなみに単価が１万1,000円、時間的に４時間以内というような、去年そんな答弁があったというふうに思いますけれども、この単価は変わっていないのか、時間も含めてどうなのか、ひとつ確認をさせていただきたいと思います。また、この54万円というのは何件ぐらいを想定しているのか、あわせてひとつ確認をさせていただきたいと思います。

とりあえず、２点、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

民生委員の欠員というところでございますけれども、今年の11月いっぱいまで、12月から全国的に一斉改選が行われる予定になってございます。

現在は、民生委員、児童委員、合わせて全員で53名の定数があるわけでございますけれども、現時点では定数割れはしていないというところでございます。

ただ、来年12月からの民生委員の改選につきましては、若干、若干というか十数地区において欠員が生じて、欠員というか、まだ定まっていない状況でございまして、現在、申しわけございません、今年の12月に一斉改選が行われるわけでございますけれども、まだ十数地区において、次の改

選される方の民生委員の地区がまだ決定というか、そこの段階で、退任希望がおられるところに対してまだ見つかっていないというのが現状でございます。

それから、ちょっと男女構成等については、今、詳細に資料がございませんので、ちょっとその辺について正確な、おおむね女性のほうが多いのは多いんですけれども、今ちょっとこちらに何%とかというのが数字がないものですから、後でお答えさせていただければと思います。名簿ございますので、そちらでちょっと集計させていただいて。すみません。

それから、高齢者ということであれば、今、78歳の方が年齢が一番上というところでございます。

それから、２点目の意思疎通支援事業の単価でございますけれども、平成30年におきましては、１名１万2,000円４時間まで、単価が１万2,000円になってございます。

それから、54万円につきましては、こちらはその派遣をしている障がい者のその情報センターのほうの事務管理費となってございます。それにプラスその１名当たり１万2,000円を足した金額が決算額となっているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はありますか。

**角**野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　**角**野です。

先ほどの前段者の質問にちょっとかかわりますけれども、105ページの成果のところの埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコというのを設置したということで、３市２町での相談支援体制ができたということでお話がありましたが、成果書の110ページですよね。それで、これまでの相談というのは埼葛北地区広域事務というか、それでやっていて４市２町というふうに思っていたんですが、久喜市が抜けて、このトロンコというのが白岡市に常設になったということになったのかなというふうに思うんですけれども、その辺の違いと、久喜市が抜けて、その埼葛北地区広域のと、４市２町と３市２町になったその影響というか、それで110ページの上の相談支援事業というのは延べ人数で600人減っていますよね、この辺のこの絡みというか、この辺の違いというのだけ教えていただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　**角**野委員、１件だけでよろしいですか。

福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

**角**野委員おっしゃられたとおり、平成29年までは４市２町という形で行っておりましたが、久喜市からの意向により久喜市のほうで脱退させていただきたいというような申し出がございましたので、久喜市を除いた３市２町で、その自立支援協議会のほうを広域で実施するというような形で、新たに30年度から枠組みが変わり、行っているところでございます。

トロンコにつきましては、こちらの３市２町で、そこの事務所を置かなくてはいけないというようなところで協議しておりました。どちらにそちらを置くのかというところで協議した結果、白岡市のほうで、はぴすしらおかというところの事務室のほうがあいてございまして、そこで事務所を開設できるということになりましたので、３市２町合意のもと、そちらの白岡市のはぴすでそのトロンコのほうを立ち上げたところでございます。

それから、成果書のこの110ページの延べ利用人数が減っているところでございますけれども、実際、おっしゃられたとおり、久喜市のほうが抜けているところも、久喜市の相談支援事業所がご

ざいまして、そちらも抜けていってしまったものですから、そちらに相談をされていた方たちが減っているというところではございますが、実際に、成果書においてはこのような実態を書かせていただいているんですが、そうすると、今まで宮代の方が久喜市にある事業所に相談をしていた方はどうなるのかということが問題になったところでございますけれども、それについては引き続きそれは当面の間はそういった費用とかは関係なく、その相談支援体制に当たっていただくというような久喜市、それから３市２町の合意のもと、利用者にできるだけ不利にならないような形での移行という形でやっております。

そういった面で、こちらの相談、成果書においては実際の数字を書いてはいるところでございます。当然、そういった面で４市２町が３市２町に減ったものですから、パイが減っているというところでございますけれども、実態についてはそのような形で、利用者には不利にならないような形でやらさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　すみません、ありがとうございます。

久喜市は障がい者支援をしっかりやっているなとは思っていたんですが、ということは、その自立支援ということで、埼葛北地区というのは全てが３市２町になって、委託、お金が入ってきたり出たりも、今まで順番で事務所をやっていたんですが、もうこれからは３市２町でやっていくということですか。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　現状のところは、議員おっしゃられたとおり、３市２町で行っていくというところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、決算書の83、84ページの13節委託料162万円、それから19節負担金補助及び交付金2,671万7,000円、それから20節扶助費125万9,000円とありますけれども、それぞれについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく83、84ページの関係でありますけれども、重度心身障害者医療費支給事業とあります。これは、登録者は、申請件数がふえたということなんですけれども、登録者数はやや減っているという説明がありましたけれども、この辺についてはなぜ減っているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、85、86ページの19節負担金補助及び交付金ですが、成果書の107ページにありますけれども、介護給付訓練等給付費について、前年度と比較して5,819万円増えております。この増えている理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく85、86ページの自立支援医療費についてでありますけれども、これについて、入院費の減少によって1,272万円減額となっております。この辺についてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく23節償還金利子及び割引料なんですけれども、これは国・県とも返還金が生じておりますけれども、この辺について、実績に伴って返還するということなんでしょうけれども、その辺についての実績との関係でどうなったのかということでご説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく85、86ページのその下の福祉交流センター運営事業で、成果書の109ページにありますけれども、福祉交流センター陽だまりサロン、そこで特に小・中校生の利用が減少していると。945人も減った理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、89ページ、90ページの障害者更生援護事業なんですけれども、これについては、まず、これまで成果書の112ページを見てわかるように、重度障がい者だとか、小児慢性特定疾患、それから難聴児補聴器補助、これは28年、29年となかったんですけれども、そういう意味では件数は少ないにしても、これは成果だと思うんですよね。少しずつではあるけれども、成果となっておりますので、その点は評価したいと思うんですけれども。

特にこの中でショートステイとか、デイサービスを実施する事業者、超重症心身障害児レスパイトケア事業補助金ですよね。これは業者というのはどこなのか、これについてお願いしたいと思います。補助金を交付していますよね。

それから、同じく福祉タクシー等利用料金助成事業なんですけれども、これについて、それほど変化はないんですけれども、ほかの自治体との比較ではどうなっているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、その下の宮代町災害見舞金等支給事業、町内で発生した火災に対する見舞金ということなんですけれども、これは40万円となっております。この内訳についてお尋ねしたいと思っています。

それから、93、94ページの墓地埋葬等取扱費です。これで、昨年は遺族が取引を放棄したという事例があったんですけれども、昨年の決算のようなことはないですねということで、やはり１件死亡された方があって、遺体を引き取る遺族がいないということなんですけれども、この辺についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

それでは、お答えさせていただきます。

まず、不用額の関係でございますけれども、13節委託料約160万円の内容でございますけれども、こちらにつきましては、障害者総合支援事業、地域生活支援事業において主な不用額が出てございます。

その主な事業の内容といたしまして、まず決算書の86ページの障害者総合支援事業におきまして、措置入所等委託料、こちらが予算現額74万3,000円に対しまして支出済額が５万5,622円、不用額が68万7,378円となってございます。

理由といたしましては、こちらの措置入所委託料につきましては、緊急的に本人の居場所を確保するための費用として予備的に予算計上しているところでございます。平成30年度におきましては、その支出がたまたま少なかったというところで、不用額が生じたものでございます。こちら、３月に、年度の終わりに措置をかけたところがございまして、その費用が当初予定した金額よりも少なかったというところでございます。

それから、決算書88ページの地域生活支援事業の意思疎通支援事業委託料でございます。こちらにつきましては、予算現額82万1,000円に対しまして、支出金額が72万円で、不用額が10万1,000円となってございます。

こちらも、過去の利用状況から予算計上をしていたところでございますけれども、実際の見込みより下回ったために不用額が出たと。実質、昨年度、29年度は17人利用していたんですが、平成30

年度におきましては８名の利用ということで、そういった意味で利用者が減って不用額が生じたというようなところでございます。

それから、決算書の88ページの職親業務委託料、こちらにつきましては、予算現額36万円に対しまして27万円の支出金額、こちら不用額９万円となってございます。こちらにつきましては、一月当たり３万円で行っておりまして、その利用されていた方が途中でやめてしまったというところで、執行残が９万円出たところでございます。

それから、決算書88ページの入浴サービス委託料、予算現額46万9,000円に対しまして支出済額15万6,800円、不用額が31万2,200円、こちらにつきましても利用者が減ったというところなんでございますが、前年度から継続的に利用されていた方が８月から入所してしまったというところがございまして、利用回数が減って不用額が生じたというものでございます。

それから、19節負担金補助のおよそ2,600万円の不用額でございますけれども、こちらにつきましては、決算書86ページの介護給付・訓練等給付費におきまして、予算現額６億円、支出済額５億8,460万2,709円、不用額1,539万7,291円となってございます。

当初予算では、およそ５億5,000万円の予算計上をしておりましたが、平成30年度利用される方が多く、３号補正により約4,900万円の補正増を行ったところでございます。そして６億円という形で予算になったんですが、最終的には約1,500万円の不用額が生じてしまったものでございます。

介護給付・訓練等給付費につきましては、年間１人当たり約220万円かかっております。今回の不用額割合では、年間256人に対して、最終的にはこの金額でいきますと、７人程度見込みが少なかったということになります。こういったサービス利用に関しましては、転出、転入、それからサービス利用者の利用状況など不確定要素が多く、正確になかなか見込むのが難しいというところがありますので、ご理解いただければと思います。

なお、執行率では97.4％と高い数値にはなっているところでございます。

それから、決算書86ページの同じく自立支援医療費でございますけれども、予算現額3,531万8,000円、支出済額2,566万9,005円、不用額964万8,995円となってございます。こちらにつきましては、先ほど前段の質問でございました更生医療のほうで、生活保護の方の人工透析の金額が大幅に減ったというところでございますので、その分、やはり不用額が出ているというところでございます。

それから、決算書86ページの生活サポート事業の生活サポート事業費補助金、こちらにつきまして予算現額135万円、支出済額98万6,100円で、不用額が約36万円出てございます。こちらも、見込みを700時間程度見込んでいたんですが、実際は503時間というところで不用額が生じたというところでございます。

それから、決算書88ページの成年後見人等報酬助成金、こちら予算現額76万8,000円、支出済額43万2,000円、不用額が33万6,000円となってございます。こちらにつきましては、成年後見人のほうも予備的に計上しているところがありましたが、１名程度見込みがなかったというところで、後見人の予備的な予算措置をしていたお金がそのまま不用額になったというところでございます。

それから、20節の扶助費約125万円でございますけれども、こちらにつきましては、決算書84ページの重度心身障害者医療費のほうで、こちらも予算現額6,800万1,000円、支出済額が6,711万5,069円で、不用額のほうが88万5,931円となって

ございます。こちらも当初見込みより少なかったと。こちら、やはり重度医療等については多目に予算を見込んでおくというのがありますので、今年の年間718人に対して、10人程度見込みより少なかったというところでございます。こちらにつきましても、執行率は98.7%と高い執行率となってございます。

それから最後に、障害者支援事業で決算書90ページ、日中一時支援事業給付費、こちらにつきましては予算現額27万3,000円、支出済額３万2,248円、不用額が24万752円となってございまして、こちら前年度多く利用していた利用者が施設に入所したため、不用額が生じたというものでございます。

それから、２点目の成果書の重度医療登録者数の減の理由というところでございますけれども、登録者数が成果書の106ページの下段のほうの重度医療のところでございますけれども、平成29年度の736人から718人に登録者数が減少している、こちらの理由ということでございますが、こちらにつきましては、利用した人が減ったというようなところでございますが、その利用したい人が何回か当然病院にかかるわけでございますので、その利用した件数につきましては、人数は減ってしまったんですが、個人個人的に昨年に対して利用する件数が増えているということで、実態的には病院にかかった件数が増えたということでなっているものでございます。

続きまして、決算書85、86ページ、介護給付費・訓練給付費の5,800万円増の理由でございます。こちらにつきましては、申しわけございません、介護給付費・訓練給付費の増加理由でございますけれども、こちら全国的な流れでございますけれども、障がい児に対するそのサービスにつきまして早期療育といったところが周知されてまいりまして、宮代町においても、もともとこちらの介護給付・訓練給付費につきましては年々増加しているところでございますが、特にそういった障がい児に対する児童発達支援事業、それから放課後デイサービス、そういったものが増加しているところでございます。

それから、年々増えている生活介護、それから生活訓練などの費用のサービス給付費が増えているというところでございます。

金額にいたしますと、児童発達支援の給付費につきましては1,219万4,000円、昨年度から増えています。それから、放課後デイにつきましても677万4,000円増えております。それから生活介護におきましても昨年度よりも約1,600万円、それから生活訓練においても約800万円の増ということで、こちらの介護給付・訓練等給付費のほうが増加しているところでございます。

それから、決算書85ページ、86ページの自立支援医療の1,200万円の減額というところでございますが、先ほどお話ししているとおり、更生医療の生活保護の方が昨年度からなくなったということで、その分減額になっているというところでございます。

それから、償還金の返還金というところでございますけれども、こちらについても、前年度国・県からいただいた補助金に対しまして、余った金額を返還しているところでございます。

それから、決算書85ページ、86ページの交流センターの小・中学校の減少理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、小学生が少なかったというところでございますが、小学生が陽だまりサロンで行っているイベント等に来られなかったことがあった、それから、前年度は休み時間とか結構来てくれる子がいたというところなんですけれども、ちょっとその辺来る方が

少し減ったというようなところ、それから１月に繭玉と初午をサロンで行っていたんですが、平成30年度は各教室にそういった出張して行ったというところで、こちら、きらりびとみやしろのほうで指定管理で業務を行っているところでございますけれども、きらりびとのほうに確認したところ、そのような形で小学生のほうが減っているというような理由を伺っております。

それから、決算書89ページ、90ページのこちら、レスパイトの事業所がどこかというところでございますけれども、こちらの事業所につきましては、さいたま市の岩槻区にございますカリヨンの杜というところでございます。

それから、福祉タクシーの他の自治体との比較というところでございますけれども、申しわけございません、こちらちょっと近隣のデータがございませんで、改めてご報告させていただければと思います。

それから、災害見舞金の40万円の内訳というところでございますけれども、こちらにつきましては、昨年度中島地区、それから川端地区で火災が多発してございました。その関係で中島地区において３件の方に災害見舞金として10万円ずつ30万円、それから川端の火災で１件10万円ということで、計40万円となってございます。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（関根雅治君）**　社会福祉担当主査の関根と申します。

墓地埋葬法の30年度の19万5,000円の関係で、個人情報についてはちょっと控えさせていただきますが、64歳の男性の方が自宅で亡くなっているところが見つかり、警察のほうが入りまして親族等を探していただいたところなんですけれども、葬祭のほうはできないという報告がありましたので、墓地埋葬等取扱法にのっとって町のほうで火葬のほうをさせていただきました。お骨につきましては、その警察が連絡をしたご兄弟の方がお骨だけは引き取るということで、遺族のほうにお渡ししております。

19万5,000円につきましては、本人の所持金とそれから国保税の還付のほうで19万5,000円全て収納されておりますので、一般財源の持ち出しはございませんでした。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　どうもありがとうございました。

ちょっと項目がいっぱいあったので大変申しわけありませんが、それでは確認しながら何点かお尋ねしたいと思います。

まず、民生費の83、84ページの不用額の関係でありますが、特に85ページ、86ページにある処置入所等委託料ですが、これは先ほど緊急的にということでありましたけれども、随分68万7,000円も不用額出ているんです。実際は５万5,000円ですから、それにしても不用額が随分多いなと、そういうふうに思いますが、その点で見込み、見積もりはどうだったのかなと、それぞれそれなりの理由もあるんですけれども、特にこの点については大きいのではないかなというふうに思いました。

それから、88ページの入浴サービス委託料ですが、これも実績が15万6,000円で、31万1,000円と言いましたね、利用者が減ったということで、この辺はどういうふうに見ていいのか。

それと、90ページの上のほうの日中一時支援給付費、これは利用者が施設へ入所したため、これはもう、じゃ、ある方がそういうふうな状況になってしまうと、がたっと減ってしまう、そうすると、これの給付は何人もいないわけですね、そういうことになりますよね。その辺の見積もりのあ

り方、これも支給が３万2,000円なのに、先ほど24万円と言いましたよね、不用額が、ちょっと大きいと思うんですが。この３点について、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、扶助費についてはわかりました。

それから、83ページ、84ページの重度心身障害者医療費支給事業なんですけれども、これも申請件数は増えているということで理解はするんですけれども、先ほどの答弁ですと、病院にかかった件数に比例しているように伺ったんですけれども、これもそんなに、そうしますと登録者は全体で何人でしたか。すみませんが、その点もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、85、86ページの19節負担金補助及び交付金で、これは介護給付・訓練等の給付費について581万9,000円の増ということなんですけれども、これは中身を見ると、ほとんど介護給付・訓練等給付費５億8,400万円ですので、随分、１割以上の増となっているんですけれども、この点で、すみません、先ほど内訳を教えていただいたんですけれども、生活介護が1,600万円で、児童の発達支援が幾らと言いましたか、すみません。

〔「1,219万4,000円」と言う人あり〕

**○委員（丸藤栄一君）**　1,200、はい、わかりました。それが主な理由ということですよね。生活訓練が800万円ということで、わかりました。

それから、自立支援医療費、これもわかりました。

85、86ページの同じ23節償還金利子及び割引料の、国・県への負担金の返還金なんですけれども、これは、すみません、前年度の介護給付・訓練等給付費などに対する負担金の返還金ということなんで、これは増えていて、なぜ負担金を返還するのか、増えていても、まだ国・県から負担金をもらい過ぎたということなんでしょう、増えているのに。それでもまだ国・県からのほうの負担金のほうが多いわけですか。そういうふうに理解するんですけれども。この辺の関係ですね、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

それから、85、86ページ、成果書が109ページの福祉交流センター運営事業なんですけれども、先ほど、特に小学生が少なくなったと。これ全部カウントしているんですよね。ですから、こういうふうになっているのかもしれませんが、イベントだとか、休み時間等々言っておりましたけれども、945人というふうになっているんですよね。それにしても随分多いなと。比較すれば、前年度に戻ったというような言い方も、成果書から見れば、するんですけれども、この辺随分多いなというふうに思うんですけれども、この辺はどうしてそうなったんでしょうかね、小学生だけ。その辺の状況についても、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

それから、89、90ページの障害者更生援護事業、事業者は、これはずっと岩槻のカリヨンの杜、これは従来からずっとこういう形でここの業者にずっと依頼しているんでしょうか。

それから、89、90ページの宮代町災害見舞金等支給事業、確かに昨年は大きな火災がありました。しかし、町民生活所管では火災発生が７件というふうになっているんですけれども、その辺の見舞金の支給事業の支給する基準ですか、これはどういうふうになっているのか。中島の３件といいますとホウセイさんのところが移っちゃったりしましたね、その関係、その前の倉庫のほうは関係ないか、その基準について伺いたいと思います。

それから、93、94ページの墓地埋葬等取扱費、これはひとり暮らしだったんですね。病死か何かで、どういうふうにこれはひとり暮らしの方の死亡が確認されたんでしょうか。その点についても

う一度お願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時２６分

**○委員長（九山妙子君）**　では、全員がそろいましたので、再開いたします。

福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、措置入所等委託料の件でございますけれども、こちらにつきましての見積もりでございますが、見積もりにつきましては１人３カ月、施設等に入所を行う場合については、おおむね約26万円かかります。それで、その３カ月分ということで、78万6,000円、当初予算で見込んでございました。しかし、昨年度は実績がなかったので、そのまま不用額というところだったんですが、今年におきましては１件、年度末に３月の途中からそういった案件がございまして、１名の方を措置いたしました。そういったことで約５万5,000円という支出で、約68万円の不用額が出たというところでございまして、あくまでもこれはいつ起こるかわからないものに対して措置的に、予備的に予算を措置しているものですから、それも３カ月分ということで措置しております。そういった内容で、今回、そういった不用額が生じているところでございます。

それから、決算書88ページ、入浴サービスでございますが、こちらも主に特定の方が利用されていた、１名の方が利用されていたというところでございまして、先ほど説明いたしましたが、８月から施設に入所したということで、こちらの入浴サービスのほうが利用される方がいなくなったということで、減額しているところでございます。

それから、日中一時支援につきましては、こちら４名の方が利用してございまして、昨年も４名でございますが、昨年は376時間の利用があったわけですが、30年度につきましては71.5時間と、大幅にこちらの利用者の環境等によっても変わってきますので、そういった形で日中一時支援を行う、利用する日数が減ったということで減額となっているところでございます。

それから、重度医療の登録人数でございますけれども、こちらは成果書に書いてあるとおり、718人というところでございます。

それから、返還金の件でございますけれども、こちらは多くもらうのかというようなご質問でございましたけれども、当然、予算に不足が生じては給付等ができなくなってしまうので、あらかじめ、やはり、どこでも多目に予算措置をしております。それでその予算に応じて、こちら補助事業でございますので、それに、予算に基づいてその割合で補助金も来ますので、執行残が出た場合につきましては、当然補助金のほうも余ってくるという形になりますので、前年度余った補助金について、翌年度返還しているというものでございます。

交流センターの人数が、小学生が減っているというところでございますが、先ほどもご説明したとおりの内容なんですけれども、小学生のイベントがあったときに、たまたま出られなかったとか、あとはふだんの昼休みと休み時間等に利用されていた方が減ってしまったとか、そういった理由でございまして、今後、指定管理を行っているきらりびとみやしろ等々と、その辺についても、利用

状況について、今後どういった形で行えば改善できれば、そういった利用も増えていくのか等について調整してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、カリヨンの杜でございますけれども、こちらにつきましては29年度に開設されているというところでございます。こちらの事業所につきましては、町がここに行きなさいとかというものではなくて、利用者のほうが相談支援事業所等々そういったいろんな相談をして、その施設等を決めて、そこに入っていると。そこの施設に対して、町のほうが補助をするというような形となってございます。

それから、見舞金の基準でございますけれども、見舞金につきましては、宮代町災害見舞金等支給条例に基づきまして支給しているものでございます。こちらにつきまして、基準につきましては重症の方については、災害を受けた町民に対して重症の方について１人につき３万円、住居の損害・全焼・全壊または流失につきましては１世帯につき10万円、半焼または半壊につきましては１世帯につき５万円、それから床上浸水１世帯につき２万円というような基準となってございます。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（関根雅治君）**　社会福祉担当主査の関根と申します。よろしくお願いします。

先ほどの墓地埋葬法取り扱い事業につきまして、亡くなった方についての状況ということだったんですけれども、発見時は福祉課のほうではなく警察のほうで通報がありまして、郵便配達員の方が異臭とハエが多いということで不審に思って警察のほうに通報し、アパートの大家さんと警察のほうで立ち会って発見したという状況を聞いております。死後一月ぐらいたっていたということで、警察のほうから身元がわかったけれども葬祭する親族がいないということで、役場のほうに連絡が入りまして、うちのほうで手配のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

前段で唐沢委員さんのほうからご質問の民生委員の構成でございますけれども、男性が15名、女性が38名、率にいたしますと男性が約28％、女性が72％となってございます。

平均年齢は66.4歳というところでございます。

それから、あと前段の質問でタクシー利用券の近隣の利用状況についてのご質問がございました。ちょっとこちら29年のデータでございますけれども、杉戸町におきましてはタクシー券の利用率が65％、ガソリン券、燃料券のほうが96％、白岡市ではタクシー券が71％、燃料、ガソリン券のほうが94％、幸手市のほうではタクシー券が65％、燃料券が91％、宮代町でございますけれども、宮代町につきましてはタクシー券が61.6％、ガソリン券のほうが91％ということで、若干少ないところもあるんですが、ほぼ同率というか、同じような率で他市町村、近隣市町とも、こちらの圏域において同じような利用傾向があるのかなというところがと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　どうもありがとうございました。

宮代町災害見舞金等支給事業なんですけれども、89、90ページ、これについては支給条例ということでわかりましたが、そうすると半壊、全焼で、半壊というのは全然対象になっていないんですね。全焼か半壊かという意味では。４件で40万ですか

ら、その半壊というのはなかったと。先ほど言ったように、火災発生は７件あったんだけれども、対象、支給条例に当たらないということだということでわかるんですけれども、平成29年度はさらに15件ぐらいだったか、成果書を見ればわかるんですけれども、じゃ半壊も全然ないと。ゼロだったわけだから、平成29年度についてはそういうのもなかったということですよね。そういうふうに理解しました。

それから、最後の墓地埋葬等取り扱いで、まだまだ若いんですけれども64歳ということで、横のつながりというか、何かこういう話を聞くと、本当に寂しい気がするんですけれども、郵便配達員さんの関係でわかったということなんですけれども、やはりもっと隣近所同士のつき合い、交流というのはどうだったのかな、そういう人なくさないと、こういう事故をやっぱりなくしていかなければいけないと思うんですけれども、そういった点では昨年もそうだったんですけれども、今年の場合は非常に残念なんですけれども、こういった点での改善といいますか、それはどういうふうにやっていかなければいけないと思うのか、その点だけ、最後お尋ねいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　福祉課副課長の宮野と申します。

今回の墓地埋葬の件につきましては、今回の方については働いている方が突然の病気で、しかも30年４月に転入されてきた方ということで、なかなか全ての方に対して把握は難しいところがございます。

ただ、高齢者とかそういったものについては包括支援センターとか介護担当のほう、健康介護課のほうでそういったこともやっております、見守り等をやっておりますし、また民生委員も地域の見守りということで、やっているというのが現状で、なかなか全てに対して、こういった健康だった方が突然死をされる場合とかにおいて対応するというのはなかなか難しいところだというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

４点ほど質問させていただきます。

１つ目は、この83ページですかの委託料、そして、あと19節の負担金補助及び交付金についてちょっとご質問させていただきます。

この説明の中では、障害者地域生活支援事業の入浴サービスや職親業務に関する利用がなかったということで、少なかったということで、入浴や職親業務に関する利用実績の見込みが少なかったということなんです。

そして、負担では給付費の質が見込みを下回ったということなんですけれども、私はこれは介護保険との関係でちょっとお話ししたいと思っているんですけれども、17年に行われた介護保険等の改定法の成立と３年ごとの制度の見直しを受けて、18年度では流用上の３割負担、年収が383万円以上の導入、福祉用具のレンタル制導入による毎年の上限価格設定、そして、介護保険と障害者福祉の事業所による共生型サービスの創設など始まったところなんです。

そして、あと介護報酬の改定の影響ということで、通所介護事業では基本報酬が最大7.3％もの引き下げとなり、その影響で通所や短期入所事業が18年１月から12月に41件倒産しているのを初め、老人福祉や介護業界の倒産件数は過去３番目のこ

とで、これは東京商工リサーチが調査した結果です。

それと、特養本部ではどういうことがあったのかというと、排せつ支援褥瘡マネジメントなどの加算が新設されたものの、６割から７割の特養が加算算定をしていません。その最も多かった理由がかかるコスト、手間にくらべて単位数が割に合わない、そういうことを言われています。

宮代町の先ほどいいました入浴サービス、委託料、28年では54万予算がありました、使いました。29年度では49万円、30年度では15万円に極端に減ってきています。手間のかかる事業をやらないのがいろんなところからの情報としてあります。そういう影響が私はあるんじゃないかなと思っております。

町としてはその辺のところ、この制度が変わったことによって、そういう生活支援にかかわる皆さんが受けてこなかった制限が設けられたということであるんじゃないかなと思って、その辺のところ、町としてはどういうふうに考えているのかお答えください。

それと、86ページの障害者総合支援事業でございます。

総合支援システムの改修委託料がなくなったということなんですけれども、この支援システムの改修によって、どのような事業で簡素化されてきたのか、その辺のところをお答えください。

それと、宮代町生活サポート事業、これは86ページです。

この33万円ほどの増となっていますけれども、こちら説明書を見ると、109ページです。利用時間数が503.5時間で13人が受けています。29年度は336時間で13人、利用申請が12人です。これをちょっと時間的に見たんです。そうすると30年度では１時間当たり1,958円になっております。29年度では2,001円、28年度では2,066円。これ毎年下がっているんです、１時間当たりが。どういうわけかなと思いまして。使っている人数は横ばいといえば横ばいなんですけれども、時間数で計算していくと単価が下がっている。これはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

それと、あと皆さん聞いたからあれなんですけれども、あと最後です。先ほども言いました行旅病人取扱費です。最後に墓地や埋葬等の取り扱いということで上がっているんですけれども、これはあと、無縁仏だと思いますけれども、ここに埋葬されているんでしょうか。順番にこれは寺に埋葬されるんでしょうか、それともどこかに預けちゃう、その辺のところがちょっとわからないんだけれども、お答えください。お願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　１点目のサービスが使いにくくなっているんではないかというような質問でございますけれども、こちらについては、特に毎年、同じような入浴サービスにおいては訪問と、それから訪問して入浴サービス、それから搬送してから入浴サービスを受けるようなサービスでございまして、ここ、特に欠いているとかとそういったことはございません。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（中村淳一君）**　障害者福祉担当主査、中村と申します。

質問のありました総合支援システムの改修費の件でございますが、平成30年４月１日から新たなサービスが加わるですとか、報酬改定とかございまして、それで円滑に国保連から上がってきたものを支払いするという改修の内容が主なものでございまして、30年度以降の請求に応じて、速やかに支払い事務を行うように、また利用者の管理を

するような改修を行ったところで、30年度の改正に対応したものでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（中村淳一君）**　生活サポートについて引き続きご説明させていただきます。

単価が毎年違うということでご質問があった件なんですが、生活サポート事業というものは、利用者が利用１時間に対して、埼玉県が950円、市町村、宮代町が950円、利用者が950円を負担するというものなんですが、利用者が18歳未満である場合は、利用者の所得に応じてゼロ円から950円までの単価設定がありまして、そこの950円に満たない部分は宮代町、市町村が差額の補助をしているということでございますので、利用者の年齢ですとか、その構成において若干平均の単価が変わってくるというものでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（関根雅治君）**　社会福祉担当主査の関根と申します。

墓地埋葬法の質問に対してなんですけれども、今回につきましては葬祭のほうはできませんが、遺骨だけは親族の方が引き取るということで、取りにこられたということなので、引き継ぎをしております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　入浴サービス、これは訪問、何も制度は変わっていない。１人当たりなんじゃこれも、値段も変わっていないということなんですね。全然変わっていないということで、じゃ受けとめてよろしいんですね。

総合、この宮代町生活サポート事業なんですけれども、950円、全部で４つのところからいただくということですから、4,000円いかない、3,000円幾らですね。これ、時間数とあれで、年齢によって、最後の18歳未満ということは何人ぐらい、これ利用しているんでしょうか、18未満の人は。収入によってみんな違うということなんですけれども、ちょっとわからないところがあるんで、その辺のところがきちんと何人利用しているのかお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課副課長。

**○福祉課副課長（宮野輝彦君）**　生活サポートの18歳未満の人数の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、18歳未満につきましては５名となってございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（中村淳一君）**　福祉課障害者福祉担当、中村です。

入浴の関係でございますが、毎年、毎年度１年単位で訪問入浴及び搬送入浴、それぞれ１社に契約をしておりまして、その単価、毎年度、若干ずつ上昇しておりますが、大きくは変わっていないです。9,000円、１万円ちょっと欠けるぐらいの金額で契約をしているところです。

利用者の負担なんですが、夏場は５回目、６回目についてはそれぞれ1,000円ずつの利用者負担、夏以外は４回以上利用した場合は１回当たり1,000円の利用者負担、こちら全く変わってございませんので、利用者負担としては一定になっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございます。

夏場は５回か６回、それ以上になると、５回か６回以上になると1,000円負担ということなんですけれども、これは１週間にするとやっぱり１日

プラス２週間に１回ということなんですよね。１週間に１回プラスそのほかに、２週間ごとに１回ぐらいに大きくするということなんですけれども、今年みたいな夏の暑いときにこういう５、６回で１万円でやるということ、これ、大変じゃないですか、利用者からすると。

**○委員長（九山妙子君）**　質問１点でよろしいですか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　１万円で毎月、夏場だと５、６回ということなんですけれども、１万円ずつ払ったら入浴だけで、５万円とか６万円、これじゃ利用者が少なくなるのも当然じゃないですかということを言っているんです。どう思いますかということなんです。

**○委員長（九山妙子君）**　福祉課担当主査。

**○福祉課主査（中村淳一君）**　すみません、では改めて説明させていただきます。

その１万円という契約は、町が事業者に払う金額でございます。利用者については、制度上、夏、７月、８月、９月は１カ月当たり６回まで利用できます。４回超える部分ですので、５回目、６回目の利用に関しては、１回当たり1,000円ずつを町に納入いただくということになっております。夏場以外に関しましては、４回までの利用という制度になっていまして、４回目に関しては1,000円の利用者負担をいただくということです。１万円掛ける金額というのは事業所に町が支払うというものでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　以上で、福祉課の質疑を終了いたします。

休憩に入ります。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより子育て支援課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　改めまして、皆様、こんにちは。

子育て支援課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、出席させていただいております職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　皆様、こんにちは。

子育て支援課副課長の横内でございます。よろしくお願いいたします。

**○保育担当主査（松岡祥哲君）**　こんにちは。

子育て支援課保育担当、学童保育所の事業を担当しております松岡と申します。よろしくお願いいたします。

**○子育て推進担当主査（石井　栄君）**　皆さん、こんにちは。

子育て支援課子育て推進担当の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○子育てひろば担当主査（清水邦江君）**　皆様、こんにちは。

子育て支援課子育てひろば担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

**○みやしろ保育園所長（吉田直子君）**　こんにちは。

子育て支援課みやしろ保育園所長、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

**○保育担当主査（小野美保君）**　こんにちは。

子育て支援課保育担当の小野申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

では、質問させていただきます。

最初に95、96ページをお願いします。

委託料、この子育て支援事業実施計画の策定に当たって、2,044万円で調査をしたということなんですけれども、この調査結果をどう生かしたのか、それを詳しく、まず最初に説明をお願いします。

それから、19節の負担金です。補助金及び交付金のことです。予算では２カ所分を整備、計上しておったが、１カ所ということなんですけれども、もう１カ所は本年度はやったのかな。その辺のところ、もう一度お願いします。

あと、20節の扶助費です。こども医療費の実績が見込みを下回ったということなんですけれども、この子供の医療費というのは宮代町内にかかった病院だけを指しているのでしょうか、それとも埼玉県、全国を指していっているのかどうか、その辺のところを詳しく、何で下回ったのかもまた含めてお願いしたいと思います。

それと、今度は事業のほうに入るんですけれども、学童保育の運営事業でございます。これ、職員の問題なんですけれども、今、進修館なんかでも募集の広告が書いてあったと思います。須賀のかえでクラブでも児童、先生が入らないということで問題になっております、そういうことを聞いております。そういうことで、職員の処遇というんですか、待遇というんですが、そういうのはどういうふうになっているのか、ほかの町の待遇と違うのか、違いがあるのかどうか、すぐやめていってしまうというのが現状というのが、私聞いています。なぜ長続きしないのか、その辺のところ、処遇も含めてお答えください。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員、ページ数を示して質問をお願いいたします。

**○委員（山下秋夫君）**　学童保育は96ページです。

それと98ページの説明書では118ページです。

民間保育所の充実支援を図ると言っているんですけれども、民間保育所は当然に充実拡充をしていかなくちゃいけないと思っておるんですけれども、公立保育所の充実拡充というのは考えていないんでしょうか。その辺のところも、民間保育所とともにどうなっているのか、お答ください。

先ほども言いました、最初に言いました調査、心のどこかの中ではニーズ調査については、就学前の障がい児のある児童がいる世帯の中に調査をしているというんですけれども、48％でこれから策定を進めていくんだということなんですけれども、これは、48％ぐらいで策定を進めていってしまうのかどうか、ニーズ調査をしたということなんですけれども。

あと、98ページになります。

19節の小規模保育施設の整備に当たることなんですけれども、満６カ月から２歳児の低年齢児を対象にした定員18名の民間施設を開設するに当たりということなんですけれども、これ18名、なぜ18名というふうに、そういう小規模というのに定義あるんだと思いますけれども、これ18名じゃな

くてもいいんですよね、人数あればね。何で18名にしたのかなという感じで、これは条例との関係だと思うんだけれども、これ18名にするとやりやすいのかどうか、そういうところ詳しくお願いします。

それと、子育てひろばです。ページ数でいうと124ページから127ページになります。

子育てひろばの利用が下がっていると思うんです。その下がった理由というんですか、下がっている理由。これは分析をして、どういうふうになっているのか、124ページから127ページになっております。説明書です、説明書、成果書。下がっているということなんですけれども、これは詳しく分析をして生かしているのかどうか、平成31年、令和元年、今年の予算に生かしていかなくちゃいけないと思っているんです。平成30年度の分析をしているのかどうか。

それと、100ページなんですけれども、賃金のほうなんですけれども、この100ページの賃金、臨時職員の賃金と一番上に書いてありますよね。みんなで子育て！子ども未来事業ということで、これは何人ぐらいの賃金になっているのか。これ、子育て支援課ですよね、みんなで子育て！子ども未来事業、予算書の100ページ、賃金。決算書の臨時職員賃金ということで、560万8,515円。これは何人分ぐらいの賃金なんでしょうか。昨年度より雇用賃金は10万円ほど、10万円もいっていないのか、８万円ほど上がっているんですけれども、何人分でなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、未熟児養育医療費というんですか、説明書の120ページです。

未熟児養育医療費給付事業なんですけれども、対象者が７人と述べて、件数が25件となっているんですけれども、これは対象者は１人１件じゃなくて、かかった件数をいっているのかどうか。ちょっと、この辺のところ、わからなかったんで、説明をお願いします。要するに７人で25件ぐらい使ったのかということなんです。

あと、決算書の102ページになります。

緊急サポート運営、ファミリーサポートセンター運営事業です。これは、有償活動で子育てを助け合うというということで説明ではしたんですけれども、今年はゼロだというふうに聞いています。平成30年度はゼロの決算だということでいっているんですけれども、やはりこれは子供の病気だとか、そういう責任という問題が出てくるんじゃないかなと思っているんです、私は。その辺のところを何かあったとき、どういうふうに対処しているのか。やはりこれは公的な保育所とかそういうところでやらないと、すぐに医者にかかれないという問題もあるし、誰が責任とるんだということになると思いますので、その辺のところはどうなっているのか、お答えくだされればありがたいと思っております。

それから、児童手当ですか、支給事業になるんですけれども、これは成果書で121ページです。324万円の減額だということで言っているんですけれども、これについては何が対象になっているのか、あと６月、10月、２月に支給するんだということも言っているんですけれども、やっぱり児童手当を支給するというのは、これでいいものか、３回に分けてやっているということなんですけれども、例えば国民健康保険なんかでは７回か９回ぐらい集めていますよね、町では。そのように細かくやったほうがいいんじゃないかなと私は思っております。その辺のところ、なぜ３回なのか、３回に決めているのかお答えくえださい。

それと、保育所関係になります。104ページです。

この定員と、参考、説明書では保育所のこと定員とかそういうのが書いたところあったね。定員数です、各保育所の。何か変わったような感じがしないでもないんだけれども。定員数が平均すると、何か毎月変わっているような気がするんだけれども、その辺のところの定員数の関係、保育所の、どうなっているのか、違い。

それと、これ、あと、みやしろ保育所も国納保育所も共通しているんですけれども、臨時職員の数です。これも平均して何人ずつ使っているのか。また、途中でやめていってしまう先生方はいるのかどうか。お願いします。

〔「民営ですか」と言う人あり〕

**○委員（山下秋夫君）**　民営じゃなくて保育所、国納保育所とみやしろ保育所です。

あと、この保育所事業の中で共通して言うんですけれども、みやしろと国納保育所の医療医薬費が何か少ないような感じがするんですけれども、これだけの人数で１年間持っていくのかどうか。例えば、けがしたとか、いろいろあると思うんです。１万幾らか２万ぐらいだと思うんですけれども、各事業所で。だから、これだったら委託料じゃなくて医薬品材料費です、6,438円。これ、みやしろ保育所の。去年は１万1,000円ありました。その半分になってしまったんですけれども、例えばの話、僕、1,000円ぐらいで家庭でもこんな6,000円というのはあり得ないなと感じがする、ちょっと風邪引いたぐらいで1,000円、2,000円は飛んでしまう。保育所で何十人、何百人と集まっておいて、こういう金で間に合うのかどうか、その辺のところ、お願いします。

あと、最後になりますけれども、市町村は民間保育所を整備する側、責任があると思うんですけれども、町が定める民間保育所は全部、公立に匹敵する同等の制度でやって、運営しているのかどうか、違いがあるのかどうか、民間保育所と公立の保育所との。職員の待遇なんかも含めて、ご回答願えればお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

順次お答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査でございますが、こちらは決算額が129万6,000円となっております。

こちらが今後、今年度に行われます子ども・子育て支援法に基づく宮代町子ども・子育て支援事業計画の改定に当たり、町民の皆様の教育、保育、子育て支援に関する制度やサービスの現在の利用状況、今後の希望などを把握するために、昨年度アンケートを実施させていただいたものでございます。

今年度の計画策定においては、こちらのアンケート結果をもとに課題を抽出いたしまして、必要となるサービスのニーズ量の設定とか、施策の設定に生かしていきたいというふうに考えております。

また、結果が48％程度で大丈夫なのかというご質問もあわせてお答えさせていただきますが、一応、こちらの調査を行う際には専門のコンサルタント業者と契約を結びまして、有効数、実際に調査を行って結果が出せる有効数を確認した上で対象者を設定しております。実際には就学前児童と就学児童、それぞれ800ずつ抽出して、合計で1,600で行わせていただいて、この内容で傾向が把握できるということでございましたので、それでやらせていただいております。

次に、小規模保育所の整備に係る予算から決算の内容でございますが、議員ご指摘のとおり、小

規模保育所は予算の段階においては２カ所分整備するということで予算を計上させていただいております。しかしながら、実際に30年度に整備できたのは１カ所でございまして、こちらは公募という形で募集を行ったところではございますが、現実的に整備を事業計画、整備の計画を実施できたところが適切な事業者が１社であったということで、１カ所ということになっております。

続きまして、こども医療費の関係でございますが、こちらはこども医療費の実績は、町内か全部かというご質問でよろしいでしょうか。

こちらは、こども医療費の決算額につきましては、町内だけではなく、全部、県内及び県外にかかった分について、全部計上させていただいております。

続きまして、学童保育所の職員の関係でございますが、こちらの募集、議員ご指摘のとおり、進修館等にポスターを張りまして、職員の募集を行っておるのとあわせまして、ハローワーク等にも募集を出して、指導員を集めている状況でございますが、確かに応募がそんなにたくさんあるかといったら、なかなか厳しい状況はございます。

処遇につきましては、他の市町村と違いがあるのかということでございますが、現在のところ、そんなに賃金とか報酬額が他の市町村に比べて高いということではないんですが、大体同じぐらいの内容で処遇は設定させていただいております。また、これは会計年度任用職員等の意向とかも今後は変わってくる可能性は考えられます。

続きまして、特別保育事業補助金等による内容でございますが、民間保育園を充実させるための費用ということで、補助金を交付しておりますけれども、公立保育園も、当然内容、保育の質の向上や充実を図っているところでございまして、例えば民間保育園と共同して研修を開いたり、公立保育園の２園で職員の研修を行ったりして、保育の質の向上を図っているところでございます。やはり、どの保育園に行っても同じように質が高い保育が受けられるということをまず町としては念頭に、対応を行っているところでございます。

続きまして、小規模保育園、今年度４月１日にオープンしましたカインド・ナーサリー本田２丁目園というところでございますが、こちらの定員が18名と設定されております。こちらは小規模保育園という形式の種別の保育園でございまして、こちらは制度上、６名から19名以内で定員を設定することとなっております。

実際に18名となった理由でございますが、こちらは面積要件がございまして、園児１人当たりの面積要件を計算したところ、18名ということで、最大18名が可能ということで、今回の小規模保育園の整備が決定した次第でございます。

続きまして、成果書の124から127ページ、子育てひろばの利用が現在下がってきているというお話でございますが、実績を見ますと、若干、今現在、減少している傾向にはございますが、子育て支援センターという単位では国納のげんきっ子の利用は上がっているところでございます。

こちらはＰＲもちょっと、もっとしていったほうがいいのかなということも町として感じている次第でございまして、また新たな事業等や催し物を開催する必要も感じているところでございますので、今後は利用者の向上のためにいろいろ催し物や企画等もあわせて考えていくべきであるというふうに認識はしているところでございます。

続きまして、決算書100ページです。こちらのみんなで子育て！こども未来事業の賃金でございますが、こちらは子育てひろば等の臨時職員の賃金でございまして、人数は４名分ということになっております。

続きまして、成果書120ページも未熟児養育医療費給付事業でございますが、対象人数が７名で延べ件数が25という実績になっておりますが、こちらは延べ件数、件数ですので、支給件数は一月ごとに決定をしておりますので、例えば１人の方が３カ月、この対象になって利用した場合は３件というふうにカウントしておりますので、延べ件数のほうは多くなっているということでございます。

続きまして、決算書102ページです。緊急サポート事業の利用が平成30年はゼロ人であったということでございますが、こちら、委員のご指摘のとおり、実際に利用の相談はあったところではございますが、最終的に利用をしようということに至らなかった次第でございます。

こちらは業務を委託して実施しているところでございますが、緊急サポートは十分ノウハウを持っているところ、ＮＰＯ法人の病児保育を作る会というところの緊急サポートセンター埼玉というところに業務委託をして実施しております。こちらの法人は県内の市町村のかなりの市町村から業務委託を受けている次第でございますので、ノウハウは十分あるのかなというふうに考えております。このため、一番安心して事業をお任せできるものと考えて、こちらに業務委託をさせていただいているところでございます。

続きまして、成果書121ページの児童手当でございます。

児童手当の支払い、120から121ページです。児童手当の支払いが年３回というふうに設定されているところでございますが、これは全国的に制度の運用が決められているものでございまして、全国で年３回の支払い、年に３回、４カ月分を支払いさせていただいている状況でございます。

なかなかちょっと、独自では変えることができませんので、このような運用とさせていただいております。

続きまして、保育所の定員数のご質問でございますが、定員数は、こちらは、これは去年、おととしとも変わっているものではございません。こちらは変わっていないです。定員は変わっているものではございません。ただ、利用の定員というものは、実際に利用している人数は若干月によって変動がございます。やはり転出等で減ったり、また、あきがあればという話になってしまいますが、転入されて、入所希望される方等もいらっしゃいますので、利用人員、利用人数は若干月によって変動があるところでございます。

続きまして、公立保育園の臨時職員の数でございますが、こちらは現在２園合計しまして、32名の臨時職員がおります。

入れかわりがあるのかというご質問でございますが、若干の入れかわりは確かにございますが、比較的公立保育園の場合は安定して、長期にわたって勤務していただける方が多いので、頻繁に入れかわるというようなことは、現在起こっておりません。

続きまして、公立保育園の医薬品代がちょっと少ないのではないかというご質問でございますけれども、こちらは医薬品といいましても、ちょっとしたすり傷とかこういったところに対処できるようにバンドエイド等を、あと、こういったものを常備している分の医薬品代でございます。これが全部ということではなくて、必要に応じて追加、買い足しているところでございますので、現状においては不足しているということはございません。

また、当然、大きなけがや病気が万が一あった際は、当然救急要請とかで対応させていただきますので、あくまで臨時的な処置ができるようなものということでご理解いただければと思います。

続きまして、認可保育所の関係でございますが、こちらが民間の認可保育所と公立の認可保育所、基準等が違うのかというご質問でございますけれども、こちらは認可保育所におきましては、全部、一律の基準で運営、運用等が行われております。設備基準や運営基準等も全部同じものでございますので、民間と公立の差ができるというようなことはないものと認識しております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員、質疑に際しましてはページ数を言っていただいて、そして簡潔明瞭にお願いいたします。

**○委員（山下秋夫君）**　はい。

それでは、95ページ、96ページの13節委託料でございます。

結果を今年度に生かしていくんだということで言っていますけれども、これはいつごろまで調査、ニーズの調査というんですかができるのか。そして、今年度に生かすのか、それがちょっとなかったような感じがしたんで、お答えください。

あと、19節の負担金です。それと補助金及び交付金の不用額というのはいいんですけれども、この１カ所の整備で、そういう適切な事務所がなかったんだということで、１カ所になってしまったというんですけれども、これは整備する必要があって２カ所を選んだと思うんですけれども、その辺のところはなぜ急いでやらないのか。最初から１カ所ということで、それとも諦めてしまったのか。ちょっとその辺のところが、理由がわからないんです、１カ所にした理由が。今後どうするのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

あと、学童保育所の説明書の117ページです。なかなかならない。先生のなり手がいない、これはどこの学童保育所でも同じだと聞いております。入っても、すぐにやめてしまう。これはやっぱり待遇をよくしていかないとだめな問題じゃないかなと思っているんですけれども、町としてはその辺のところ、どのように考えているのか、ほかと同じぐらいですよとだけじゃなくて、なぜやめてしまうのか。私は待遇だと思っているんです、職員の。ただ預かればいいという問題じゃないんです、これは。子供の安全もありますから。やはり待遇をよくしていかないと、なり手がいない。ますます学童保育は需要が高まっております。ぜひ、その辺のところを、もう一度、考えがあるのかないのかも含めてお答えください。

それと、98ページの公立と民間の充実というところなんですけれども、公立も一緒にやってみたということで了解をいたしました。そして、公立のほうも一緒に充実させて、一緒に宮代町の保育を立派な保育にしていってほしいと思っております。

それと、同じニーズ調査なんですけれども、先ほども言いました1,600世帯調査をして、48.8％の調査の回答が来たと。これ、コンサルタント会社がこれだけで大丈夫だということでやっているということなんですけれども、あと残りの半分は本当にいいのか、大丈夫なのかどうか。

私はちょっと、調査したからいいんだというんじゃないと思います。働いて、一生懸命働いていて、忙しくて、調査にも応じられなかった人、そういう人たちの意見も大事だと思っております。ぜひ、この辺のところを町のほうでも調査できなかった方も含めて、十分な意見を取り入れてほしいと思っております。これはこれで結構です。

それと、98ページの同ページなんですけれども、あと民間の施設です。面積の容積率の問題で18名ということでやられたということなんですけれども、これ、需要等の関係では18名で本当に間に合っているのかどうか、町としてはどういうふうに

把握しているのか、19名の施設なんだけれども、本当にこの18名だけで間に合っているのかどうか、お願いします。

それと、98ページ、説明書の119ページのこども医療費については、これは全国的な統計をとっているんだということでわかりました。

それと124ページからの説明書です、124ページから127ページに書いてあると思うんですけれども、子育てひろばの利用者が最近、見ていると、やっぱり少なくなっているなという感じが、当初から比べたら、見ています。その辺のところで、催し物をいろいろと考えるからと、本当に催し物だけで、解決できるのかどうか。やっぱり工夫、それと保育所の需要です。そっちのほうに行っちゃっているのか、幼稚園のほうへ行っちゃっているのかわかりませんけれども、やっぱりそこから外れた人がここを利用しているんだと思います。お母さんも含めて、お父さんも含めてですけれども、利用度が高くなるようにやってほしいなという感じはします。これは、あと要望だけで終わらせていただきます。

賃金のほうはわかりました。４名分ということで、これは配置された人が交代、交代でやるということでよろしいですね。了解いたしました。

あと、120ページです、説明書の。未熟児の医療費の関係です。この対象者は７人で、延べ件数、１カ月、１カ月とっているんで、その合計が７人の中で25回やったよということなんです。そういうふうに受けとめてもよろしいということで、わかりました。

あと、この決算書の102ページです。緊急サポート運営事業です。ＮＰＯ法人の緊急サポートセンター埼玉ですか、かなりの市町村がと言っているんですけれども、これ、どのぐらいの市町村が利用しているんでしょうか。それと同時に、こういう民間の保育所ではこういうことをやらないのかどうか、いや、民間じゃなくて公立の保育所では。例えば、みやしろ保育所だと、この隣に病院もあるということで、いざというときは緊急にも対応できると思うんです。やはりゼロということはあり得ないと、皆さんいろいろな問題で預けるんだと思います。一時預かりということは、やはり件数は、置いてもらいますよ、相談する件数は。こう考えた中でも利用の相談があったということで言っていますけれども、その辺のところはどうなのか、町として責任を持って預かるということはできないんですか。

私はこれを要望として言っているんですけれども、要望だけじゃないんです。これ、答えてほしいんです。お願いします。

あと、児童手当の支給月数、これ、全国的に制度が、運用が決められているんだということで言われました。確かに、運用は決められているとも、条例とかいろんな問題で決められているんだと思いますけれども、要請とかそういうのはしてもいいんじゃないかなという感じはするんですけれども、その辺のところ、これは要望で終わらせておきたいと思います。

健康保険では９回から10回ぐらいに分けてとっているわけですから、やはり支給するときも便利なように支給させるということが大事じゃないかなという感じはします。

それと、職員のリカバリーとか、最後になりますけれども、これは総括的なあれなんですけれども、職員の入れかえが余りないということで、宮代町はじゃ優秀なんだなという感じはします。その辺のところで、やっぱり臨時職員でも職員でも、やめないような職場待遇をしていく必要があるんじゃないかなと、やっぱり経験。若い人だけでも、これは保育園でも預かっている子供さんたちの命

とか健康に一番出てきますので、やはり経験している人がやめていってしまうと、それは安全性の問題で心配も出てきます。ぜひ、その辺のところはやめないような職員の待遇をお願いしたいなという感じはします。これは要望です。

あと、最後なんですけれども、転移数です。ちょっと疑問に思ったんですけれども、この入所の児童数というんですか、わからないんですけれども、これ、どういう意味なのかなと思って、122ページになります、説明書の。転移数じゃなくて、園児童数と書いてあるんです。どういう意味なのかなと思って。これで１カ月でせんと12カ月で割ると、公立の国納保育所は１カ月113.5人、みやしろ保育所は104.4人、私立の姫宮保育が74.75人かな、百間保育所が70.9人、本田保育所が74.9人、カインド・ナーサリー、赤ちゃんですね、これは、18.3人となっているんですけれども、定員数との関係でこういう半端が出ているのか、先ほど説明はされたんですけれども、定員は、ここはもう一度聞きます。定員は国納、みやしろ、姫宮、百間、本田、カインド・ナーサリー、定員は何名なんでしょうか、はっきりとおっしゃってください。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

その他、何点か先にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、子ども・子育て支援事業計画のアンケートがいつまでなのかということでございますけれども、今後のお話をさせていただきますが、調査は30年度で終了しておりまして、報告書もできているところでございます。今現在、計画策定に向けて作業を進めているところでございまして、これから一般の住民の方も交えた審議会を設置しておりますので、そこにまずお諮りしながら素案をつくっていくというところでございますので、先ほどの調査して終わりかというところではお話がございましたが、そこの審議会で保育園の園児を持つ親御さんもいらっしゃいますし、幼稚園に通わせている親御さんもいらっしゃいます。そういった方々のご意見をいただきながら、計画策定を進めていく。今年度中には策定を終えるというところでございます。

あと、小規模保育所の関係でございますけれども、小規模保育所につきましては、先ほど副課長のほうで申し上げましたとおり、定員というのはもう私どもの条例が定められておりまして、それ以上の定員というのはできないというところでございますし、施設要件に面積要件がございますので、それに応じて定員というのを民間の方が事業所のほうで定めているところでございます。

この小規模保育所につきましては、実際、ゼロ歳から２歳児が対象なので、それが終わると卒園という形になるわけです。宮代町につきましては、その方々がスムーズに、当然、保育の継続性の重要性を鑑みまして、スムーズに次の保育所または幼稚園に移行できるように努めているところでございます。

ですから、もちろん小規模保育所がたくさんあれば、それはありがたい話、一番保育ニーズが高いゼロ歳から２歳児に対応できれば一番いいんですけれども、その後、抜けたら合わせて考えて設置していかないと、結果的にまた待機児童を生んでしまうというところも、私どものほうで今、調査をしながら子ども・子育て支援事業計画の中できちんと確保策を位置づけていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、学童保育の支援員のお話が出たかと思います。待遇のお話でございますけれども、ご承知のとおり、学童保育につきましては、指定管理

者制度に移行させていただくということで、今、進めているところでございます。その募集要項に当たりましては、支援員さんの処遇につきましても明記しているところでございまして、きちんと常勤の職員として、所長、副所長を配置して対応していくというようなことで募集をさせていただいておるところでございますので、現在の町水準の処遇が維持されるとは考えていないところでございます。要は、処遇改善は図られていくというふうに考えておるところでございます。

そのほかはまた副課長のほうで答弁をさせていただきます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

私のほうからは、決算書102ページ、緊急サポート事業でございます。こちらを公立ではやらないのかというご質問でございますが、こちらはみやしろ保育園におきましては、今、病後児の保育は実施しているところでございます。これは病気が治った後の子供を対象として、やはり一般の保育にはまだちょっと一緒にすることは厳しい状況の子供に対しては、病後児保育というものを実施しております。

ただ、病児保育につきましては、やはりノウハウや医療機関等の連携が必要になってくるものでございまして、また、公立の福祉医療センター六花におきましては、小児科医が毎日いるわけではございませんので、なかなかあそこの場所で、みやしろ保育園等で実施するのは難しい状況にございますので、ご理解をいただければと思います。

また、実際にこちらのＮＰＯ法人病児保育を作る会の緊急サポートセンター埼玉を県内で利用している市町村は26市町村になります。

続きまして、成果書122ページの保育所の利用定員についてでございますが、こちらをまず定められました利用定員のほうを申し上げます。

国納保育園が90名、みやしろ保育園が70名、公立はこちら合計で160名になります。

私立園でございますが、百間保育園が60名、本田保育園が60名、姫宮保育園が60名で、カインド・ナーサリーの平成30年度でいいますと、カインド・ナーサリーは本田５丁目園というところが１園ございましたが、こちらは19名の定員でございます。合わせて、私立の保育園管内199名となっております。

また、成果書の122ページにおきましては、これは延べ人数で、議員おっしゃるとおり、月の利用人数を１年分合計したものでございます。確かにこれを月数で割りますと、定員を超えているような状況ではございますが、こちらが制度上、弾力化という対応ができますことから、ニーズをなるべく吸収する、対応するという意味で、各園に弾力化をお願いしまして、利用定員を超えて利用させていただいている状況でございます。

ただ、もちろん、利用定員につきましては、面積基準は守った上で、また人員配置基準も守った上で行わせていただいておりますので、保育の質の低下があるということがございませんので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

最後のことからちょっと伺いたいと思います。

成果書の122ページ。今、おっしゃいました公立では90名と70名、私立が60名、それと赤ちゃんのほうが19名ということで、定員数はわかったんです。しかし、毎月末の先ほども言いましたが、40人も、約40人ちょっとオーバーしている。これは定員数、面積とか人員の配置などオーバーして

いないから大丈夫なんだと言っておりますけれども、これいつまで放置しておくんですか、定員との関係で。それ、もう一度お願いします。

それと、102ページの緊急サポートです。26市町村で取り組んでいるというんですけれども、宮代町は今回ゼロでした。何でこれゼロなのかな。全部の市町村もやっぱり使っているんですか。一応指定はしましたけれども、この利用度というのはどういうふうになっているのか、ちょっとわからないなという感じがするんですけれども。

種類だけは公立で、やっぱり小児科がいないということなんですけれども、宮代町の六花には。いても少ないと。毎日来ているわけじゃないということなんですけれども、民間だってこれは同じだと思います。この小児科は宮代町にやっている場合は、毎日やっているところはないですから。六花にしろ。ほかにあるんだったらほかの病院と対応すればいいことであって、その辺のところは考えていないんでしょうか。これは民間でも公立でも同じ対応だと思います、病院の問題は。

それと、117ページの学童保育所の問題です。これは民間に指定管理制度に切りかえていくんだと言っていますけれども、これ切りかえて、処遇改善が行われると言いましたけれども、これはお金を出すということですよね。処遇改善ということで、はっきりと出すんですか。それとも、どのような制度でお金を出すのか。

今、見ますと、学童保育では全体で、公立では何千万でしたっけ、3,000万か、4,000万ぐらい増やすということなんですけれども、それほどわかっているなら、公立にしておいても、かなり処遇改善はできると思いますよ、私は。なぜこれを民間に移さなくちゃいけないのかなと。今、答えて、民間に移すから大丈夫なんだよと、処遇改善できるんだよと言っていましたけれども、それだったら、上げるんだったら公立でもできるということじゃないですか。同じ値段でやるんだったら。さすが民間だなという感じはしますよ、それは。

町のお金を余分に出しておいて処遇改善というのは、処遇改善でどのぐらい出すんですか。例えば3,000万円受けたら300万、１割なんですか、それとも２割なんですか。わかりません、それは。あれにこれだけの金を出すんだったら、やっぱり民間じゃなくて、公立で責任持ってやるというのがあるんじゃないんですか。半分でもかなり改善されますよ、民間に出すよりか。お答えください。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

順不同になりまして申しわけございませんが、学童保育のことを少しお話しさせていただきたいと思います。

一般質問でもお答えをさせていただきましたとおり、学童保育所の指定管理の導入に当たりましては、まず一番の目的というものが、学童保育につきまして児童数が増加してきていると。それに見合った指導員の確保であるとか、事業の内容であるとか、そういったものはやはりノウハウや経験がある、実績のある指定管理者にお願いをして、サービス向上に努めていただくということが大前提で、指定管理を今回入れさせていただくわけでございます。

それに当たって、指導員の処遇改善をあわせて位置づけさせていただきまして、対応していただくということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどから出ている保育所の定員のお話がございました。こちらにつきましては、委員、ご心配になると言うとおり、確かに定員をオ

ーバーして、今、弾力化で受け入れをしているところでございます。もちろん、これは法の範囲内で行わせていただいておりますので、問題が生じているわけではございません。また、こういった弾力化を図らなければ、宮代町におきましては、待機児童を大幅に出すということになってしまうわけでございます。

そこにつきましては、町のほうでも非常に重要視しているところでございまして、今、公立の保育所の定員につきましては、認可定員の見直しをさせていただこうと考えております。今、施設につきまして、用途変更、用途をきちんと保育所として、保育士として位置づけまして、運用で弾力化をしているのではなくて、きちんと認可定員のほうを見直しをさせていただいて、その中で利用定員というのもきちんと受け入れていきたいというところで、今年度、その作業を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、当然、安心・安全の中で行われる保育というのが一番でございますので、そこはきちんと遵守した上で、この定員というものを管理していきたいというふうに考えているところでございます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

緊急サポートの町での今後の対応という点についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、緊急サポート事業、今、平成30年度の利用実績がゼロ人ということでございまして、なかなかやはり実際に病気になっている状態の子供を他の人に預けるということで、正直、利用者にとってもかなり決心が要ることなのかなと認識しておりまして、やはり利用者の方もご家族等と調整ができれば、やはりそちらをご家族等に対応をお願いするといった傾向があるのかなと認識しているところではございます。

ただ、どうしてもやはり必要な方もいらっしゃると思いますので、町といたしましては、こちらのＮＰＯ法人に委託するということだけではなくて、今後、もっと近いところとかで実施ができるような状況があれば、当然、そちらのほうも模索していきたいというふうには考えているところでございまして、現状で満足しているということではなくて、いろいろと対応策を検討している最中でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございます。

最後になります。

定員数です、保育所の定員数。現在は90、70、60ということで定員数は決められていますけれども、これを定員数を変えてしまうんだということなんだと思いますけれども、弾力的に運用をするということは。そうすると安全性に気を使ってやるんだということを言っていますけれども、変えることと安全性というのは結びつかないんじゃないかなという感じがするんですけれども、やっぱり安全に子供を預けたいというのは、これは親心です。事故があったら誰が責任とるんだということになりますから。やっぱり安全に、安心して預けて、仕事なりどこでも行きたいなと、用事を足したいというのが、これは誰でも思うことだと思います。

そこで定員数を変えているんだということで、保育所が足らないのをカバーしていくんだということになると、町の責任というのはどうなのかなという感じがします。これは条例で変わっているから、そっちを運用するんだというんだったらそ

れまでです。これは国の政策ですから。しかし、町としてどうなのかという、考え方が。それをもう一度お願いしたいと思うんですけれども。

それと、先ほど言いました病後児保育を、病児保育をどうするのかということなんですけれども、そのように子供を預けるお母さん、お父さんもこれは必死の思いで預けるんだと思います。どうしても抜けられない用事があって、どこにも頼めないということで預けるんだと思います。やっぱりそういうニーズがあった場合は応えてやるというのが、ただ、いないからというんじゃなくて、やっぱり応えてやるというのが最大のあれじゃないかなという感じはしますので、ぜひその辺のところは含めて、今後の町のそういう病後児保育の立場でやっていただきたいなと思っております。これは最後に要望です。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

では、最後の１点の保育所の定員のお話でございます。議員のご指摘もごもっともな部分もあるのかなというふうには思います。ただ、町といたしましても、高まる保育ニーズにきちんと応えていくということも、町の使命でございます。それのため、きちんと法を遵守し、基準を遵守した上での変更というところで受け入れをして、安心・安全な保育に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　２時０７分

再開　午後　２時２４分

**○委員長（九山妙子君）**　では再開いたします。

質疑の前に、子育て支援課長より１点訂正がございます。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　まことに申しわけございません。

先ほどご回答させていただく中で緊急サポートセンターの登録している市町村数を、私どものほうで26市町とお答えを申し上げましたが、32市町でございます。まことに申しわけございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　では、質疑はございますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

決算書の100ページ、成果書のほうが119ページと120ページで、障害児デイサービス事業についてお伺いいたします。

こちらのほうは平成30年度の受け入れ児童が３人ということでございますが、デイサービス事業の職員さんがお１人、臨時職員ということですが、何人いらっしゃるのか。そして、資格は保育士さんでいいのか。

その下に言語聴覚士謝礼とありますが、この言語聴覚士というのがその職員さんの中にいらっしゃるのか、別口で委託されているとか、非常勤、常勤ということをお聞きしたいです。

もう一つ、成果書127ページ、128ページの緊急サポート運営事業とファミリーサポートセンター事業、決算書が102ページになります。こちらについては、先ほど前段議員のほうからもありましたけれども、こちら緊急サポートのほうは平成30年度の利用実績はなかったということですが、もしわかるなら、平成31年度、今まで全くなかった

のか、それだけでもお聞きしたいです。やはり実例がないと、なかなか始まらないのかなと思いますので、それをお聞きしたいです。

あと、ファミリーサポートセンターのほうなんですけれども、こちらマッチングをされてやっているとは思うのですが、こちらのほうはかなり利用されているようですが、こちらのマッチングにおけるクレームやトラブルはなかったか、マッチング解消などはなかったか、お聞かせください。

以上です。お願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長、横内でございます。

まず、１点目の障がい児デイサービスの職員数についてでございますが、専従の職員は１名おりまして、これに臨時職員のサポーターの職員が２名ついて事業を実施している状況でございます。

また、言語聴覚士でございますが、こちらは常勤ではなくて、定期的に来ていただいて事業を実施していただくというものでございますので、謝礼という形でお支払いしている状況でございます。

職員は３人とも保育士の資格を有する者をつけている状況でございます。

続きまして、緊急サポートでございますが、平成31年度の利用実績でございますが、こちらはやはり相談が１件ございましたが、最終的に利用には至りませんでした。このため、利用実績は現在もゼロ人という状況でございます。

続きまして、ファミリーサポートのマッチング等におけるトラブルでございますが、こちらは特に今のところ、大きなトラブルがあったという報告は受けてはございません。マッチングにおいて、やはりお子様と提供会員の方等がもし合わないようであれば、別の方にかえていただいてという対応をしているところでございますので、こういった対応のおかげで、今のところ大きなトラブル等は発生していない状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ご答弁ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

こちらの障がい児デイサービス、受け入れが３人となっているんですが、いろんなところの情報とか聞いていると、潜在的に普通の保育のほうにいるお子さんの中にもそういう発達障害的な症状がある方々は結構な方いらっしゃると、ちょっとお聞きしているところです。例えば、通常保育のほうで保育士さんのほうが見て、この子はそちらのほうに行ったほうがいいのかなとかというときに、その対応ができるのか。あと、言語聴覚士さんのほうも、例えば常勤になっていただいたりすると即対応していただけるのかなとも思ったりします。

発達障がいの療育というのは、早ければ早いほうがいいと言われておりまして、前段の福祉のほうで放課後デイサービスのほうが結構支出のほうが上がっておりましたけれども、やはりこの保育の段階からそういうところを発見して療育することで、そのときには少しよくなっていたりするのかなとも思いますので、こちらのほうは考察されていたりしますでしょうか。

あと、ファミリーサポートのほうなんですけれども、こちらのほうで保育園や幼稚園の開園前、終了後の想定というところのご利用も結構な数になっているんですけれども、私のほうで聞いたお話で、連絡の行き違いとかで、サポートしてくださる方のお名前とかが保育園のほうにいっていないと、なかなか難しいということで、そんなことが割と起っているのか、ちょっとそのあたりをお聞きしたいです。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　みやしろ保育園所長。

**○みやしろ保育園所長（吉田直子君）**　みやしろ保育園所長、吉田です。

再質問の１つ目のデイサービスのお子さん、受け入れは30年度は３名でしたが、今年度は６名いるというふうになっております。その中で、潜在的に各クラス、私たちが日々保育していてもどうかな、なかなか集団になじめないですとか、言葉の発達が緩やかであるとかというお子さんは、やはり研修等でも、学校で言う、クラスで言う10%ぐらいは発達障害のお子さんがいる傾向があるというふうに聞いておりますので、保育園でも同じような傾向はあるかなというふうには見ております。

その中で、私たちがどうかなと思ったときには、保護者の方にまず日々の生活をお話ししまして、おうちでどのような生活をされているかというふうにお伺いをして、もう発達障がいですよというふうに私たちも言い切れるものではありませんし、子供の発達というのは、どのように育っていくかというところがありますので、そのようにおうちの方と話をしていく中で、このような施設がありますよとか、まずは保健センター等で健診のときに何か指摘はありましたかとかということで話を進めていくというふうにしております。

その中で、やはり小集団のほうが、そのお子さんにとっての育ちがいいのではないかとなった場合には、おうちの方が療育の事業のほうに行きたいというふうなお考えを示していただくというふうになっております。療育の流れとしてはそのようになっております。

言語聴覚士の先生の常駐なんですが、療育に今かかられているお子さんは、ほとんど保健センターの個別の言語指導ですとか、あとは個別に療育施設にかかられて、身体ですとか、言葉のほうでかかっているお子さんがほぼ皆さんそのようなふうになっています。

その施設にいた中での指摘を私たちのほうに教えていただいて、日々の生活の自立、小集団の中での生活の自立ということを目指していますので、そこに生かしていく保育をしているというような内容になっていますので、言語聴覚士の先生は常駐というふうには、今のところしていこうというふうにはなっておりません。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

ファミリーサポート事業のお迎えの際の連絡の行き違いという内容についてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、まれにではありますが、保護者等から連絡がいってなくて、いつもと違う人が迎えに来たということが学童保育等においてあったということは聞いております。ただし、その際も、口頭での確認だけで引き渡すことはせずに、必ずまずは保護者に連絡をとって、「きょうは代理、代行の方にお願いしていますか」という連絡をとって引き渡しを行っているところでございます。

また、このようなことが起こらないように、現在、学童保育所の迎え及び保育所の迎えにおきましては、迎えに行く方の顔写真つきのリストを事前に保育園、学童保育所に渡しまして、なおかつこの方が迎えに行きますということを保護者からの連絡の上に確認、現地では迎えに行った方が身分証を提示して本人である旨を確認した上で引き渡しを行っているところでございまして、こちらの引き渡しについては対応を慎重に行っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

すいません、先ほどちょっと聞きはぐっちゃったんですが、緊急サポート会員のほうなんですけれども、ご相談は１件あったけれども、やはり利用はゼロだったということで、結構もう時間がたっている割に、ご利用されないんだなと。これ本当に利用できれば便利なものだと思うんですけれども、何か今の状況からして、これをもう少しＰＲというか、皆さんに信用していただくための対策というのはとっておられますか。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

緊急サポート事業の利用者が現在のところゼロ人ということでございまして、議員ご指摘のとおり、なかなかＰＲが行き届いていないのかなというところを実感しているところでございます。

今後は、ファミリーサポート事業につきましては、実は保育所の入所案内の中に、昨年度、チラシを同封してＰＲをさせていただいたところではございますが、昨年度は緊急サポート事業についてはそれをちょっと行っていなかったので、今年度につきましては、そういったチラシをなるべく配布するというようなことも検討しておりまして、より一層のＰＲを図った上で事業を広めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

前段の議員も言われていましたけれども、公的な幼児保育だったら結構利用されるのかなとは思うんですけれども、やはりなかなかなじめないところだと思いますので、今後もＰＲ、入ってくださっているサポート側の会社のプロフィールとか、そういうものを詳しく載せていただいたりとか、そういう感じで検討していっていただけたらと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

前段の議員から質問が出た部分については、ちょっと割愛して、残りだけお願いしたいと思います。

ただ１点だけ確認をしたいところがございますので、順次質問させていただきます。

まず、95ページ、96ページの不用額の関係です。

93、94ページの児童福祉総務費では、支出済額については前年度に比べて2,731万円増えております。いろいろやっていますからね。しかし、一方で不用額が出ております。７節の賃金86万6,000円、それから、これについては勤務時間の関係だと思うんですけれども、もう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

それから、13節の委託料でありますけれども、これはニーズ調査委託料でございます。この不用額の関係と、入札によって安価でできたということだと思うんですけれども、ここら辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、19節の負担金補助及び交付金の不用額、前段でも聞いておりますけれども、確かにこれは２カ所予定していたけれども、１カ所で済んでしまったということなんですけれども、これは現状はどうなのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、100ページの一番下の市立幼稚園就

園奨励費補助金なんですけれども、これは児童手当支給事業の扶助費から202万5,000円を流用しております。これは新制度の関係で上回ったんだと思うんですけれども、その辺での内容についてももう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、101ページ、102ページの一番上です。緊急サポート運営事業、中身については、これまで前段の議員の中で説明がありました。これはいつごろからの制度化なのか。

それから、先ほど言われたＮＰＯ法人緊急サポートセンター埼玉、埼玉県にはどこにあるのか、この自治体名ですよね。設置されている場所。お願いしたいと思います。

それから、同じくファミリーサポートセンターの運営事業なんですけれども、昨年度は188件の利用があったというんですけれども、これはこれから子供たちの増員によって、さらに需要があるのかなというふうに思いますけれども、現状でどういうふうな状況になっているのか。さらに増えた場合はどういうふうになっていくのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後なんですけれども、101、102ページの保育園費になるのか、先ほど保育所の受け入れ人数等も示しておりましたけれども、実際、平成30年度での定員はわかりましたが、受け入れ枠との関係で、最終的にはどういうふうになっているのか。また、町長も公約の中で保育所の待機児童数はゼロにということを言っておりますけれども、平成30年度決算においての待機児童数について、どういう状況になっているのか、確認の上でお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

決算書95、96ページの不用額が発生している件でお答えさせていただきます。

まず、賃金が86万6,494円です、不用額が生じているところでございますが、こちらは予算のときにこちらの希望していた時間数を計上させていただいているわけでございますが、やはり実際に勤務をしていただける方の働きたい時間等がなかなか一致してなくて、ちょっと時間が少なくなってしまいまして、不用額が生じている状況でございます。

続きまして、13節の委託料でございますが、こちらの委託料は、議員ご指摘のとおり、ニーズ調査における入札を執行しましたところ、安価に落札できたこと等がございまして、執行残という不用額が生じております。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金でございますが、こちらも議員ご指摘のとおり、小規模保育所整備事業の補助金につきまして２カ所分の補助金を計上しておりましたところ、実際の整備は１カ所となりましたことで、不用額が生じているところでございます。

現状はどうなのかということでございますが、こちらは小規模保育園を２カ所整備すれば、かなり余裕を持って受け入れができるところであるということで計画をしまして、公募を２カ所したところでございますが、保育園につきましては、適切な場所で適切な運営ができるということがまず第一条件でございますので、なかなか宮代町内で適切な場所がなかったこともありまして、最終的には１カ所の整備ということになった次第でございます。

計画していた２カ所ができなかったことによりまして、確かに受け入れの人数に余裕はない状況でございまして、こちらは前段の議員でも説明しましたとおり、弾力化によりまして、基準を満た

して安全を維持できる範囲内で定員を超えて受け入れをしていただいて、しのいでいるというような状況でございます。

年度末の段階での待機の数でございますが、こちらは16人の待機者が生じている状況でございます。やはり新規で希望される方については、４月の段階では待機数が、平成30年度は９名おりましたけれども、新たに希望される方がどんどん累計をされていきますので、平成30年度末では16名の待機が生じてしまったという状況でございます。

続きまして、決算書100ページの幼稚園就園奨励費の事業で202万5,000円流用を行っておる内容でございますけれども、幼稚園就園奨励費につきましては、１人当たりの補助額が高額でございまして、所得や子供の数等によりまして変わりますけれども、基本的には６万2,200円から30万8,000円の範囲で１人当たりの助成を行っておりまして、予算を立てるときは、見込みの幼稚園の入園数を確認をいたしまして予算を立てている状況でございますが、実際に入った人数がそれをちょっと上回ったり、あと年度途中で入園をした人などが生じますと、金額的にかなり大きな変動が生じるところでございまして、このため、不足した分は流用して対応しているという状況でございます。

続きまして、決算書101ページの緊急サポートの事業はいつから開始されているかということでございますが、町の事業開始は平成30年７月ということになっておりますが、この制度自体が開始になった時期は、ちょっと今、手元に資料がございません、申しわけございません。

続きまして、緊急サポートセンター埼玉の所在地でございますが、川口市に所在しております。

続きまして、ファミリーサポート事業へのニーズの増加に対する対応でございますが、議員ご指摘のとおり、ファミリーサポート事業につきましては今、だんだん定着してきている状況も見られまして、希望者が増加している状況にございます。このため、提供会員につきましても町として募集をかけているところでございます。提供会員、利用会員ともに、なるべく多くの方に登録していただくために、今後もＰＲを兼ねて募集を続けていきたいというふうに考えております。

続きまして、101ページ、102ページの保育園の実際の利用数でございますが、平成30年度末現在での受け入れ数を申し上げます。国納保育園は受け入れ数が108名でございます。みやしろ保育園は受け入れ数が102名でございます。公立は合計で210名の受け入れを行いました。

百間保育園でございますが、こちらは76名でございます。本田保育園でございますが、74名でございます。姫宮保育園でございますが、こちらは75名になります。また、カインド・ナーサリー本田園ですが、こちらは現在、本田５丁目になっておりますが、18名の受け入れとなっております。

以上でございます。

**○委員長（丸山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

それでは、確認しながらお願いしたいと思います。

まず、１点目、95、96ページの不用額の関係です。

まず、賃金の関係ですが、町のほうの希望時間数と働く時間との関係ということなんですけれども、これはどれぐらいの差があったんでしょうか。金額で出ておりますけれども、そうしますと、実際どれぐらいの時間の差なのか、わかればお示し願いたいと思います。

それから、13節の委託料なんですけれども、入札により予定額より安価で落札できたということ

で、これはどこが落札しているんでしょうか。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金の不用額の関係で、理由はわかりましたが、やはり現状は適切な場所で受け入れに余裕がない、定員を超えてしのいでいるというお答えで、大変だと思うんですけれども、このままだと、これからの子供たちの数からいって、道佛土地区画整理事業もできて増えております。ただ、もう人口は頭打ちになりましたが、子供たちの状況においてはまだだと思うんですね。そういった面からも、それから待機児も16人だということですよね、これは平成29年から不承諾通知は保留通知書と全国統一で変更となっての通知ですから、こういった状況の中で、やはり大変だと思うんですけれども、このあたりをどういうふうに乗り切ろうとしているというか、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

それから、小規模保育施設なんですけれども、カインド・ナーサリーの評価というんですか、これは親からすれば、どういうふうな評価をされているのか、その辺の声なんかは把握していると思うんですけれども。以前は小規模保育施設より、やはり普通の施設がいいというような声も聞いてはおりましたが、現状、どういった評価を受けているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

１点目の賃金の不用額で、こちらの見込みとどれぐらい差があったのかというところでございまして、この中で子育て広場の不用額が一番大きくなっているところでございまして、約48万円近くございます。それを単価等で割り返しますと、実際430時間の差ということが想定できるものでございます。

１点目の賃金につきましては、以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

２点目のニーズ調査のアンケートの委託先についてでございますが、こちらは株式会社サーベーリサーチセンターというところが入札の結果、落札いたしまして、業務委託を行いましたところでございます。

続きまして、小規模保育園の整備が２カ所から１カ所になって余裕がない状況で、対応はというご質問でございますが、こちらは先ほどご説明いたしました弾力化による受け入れに加えまして、やはり今後、またここ数年は子供の数が増加するというふうに見込まれておりますので、町といたしましては、やはり保育所の整備も含めて検討しているところでございます。実際に整備を行いたいという具体的なお話もありますところから、よい内容のものにつきましては積極的に整備に向けて、町として考えていきたいというふうに考えております。

またあわせまして、整備には多少時間がかかりますところから、直近の対応といたしましては、現在ある保育園のクラス数を増加してもらう等の対応も現在考えているところでございまして、極力ニーズに対応できるような努力はしていきたいというふうに考えております。

続きまして、小規模保育所のカインド・ナーサリーの評価についてでございますが、こちらの小規模保育園につきましては、やはり定員が19名ということで、本田５丁目園につきましては19名、また本田２丁目園につきましては18名ということ

で小規模の保育を実施しているところでございまして、きめ細やかな対応はしていただいているということで考えております。

また、議員ご指摘のとおり、継続して同じ保育園に入れたいという希望も実際にはございますところですが、受け入れ先がなかなか余裕がない状況でございますので、２歳までということになってしまいますが、カインド・ナーサリーのほうに受け入れをしていただいて対応しているところでございます。

特に父兄のほうからは、この園がだめだよとかというような、特段問題があるような評価は今のところ聞いていないところでございますが、町といたしましては、年に１回必ず現地に出向きまして実地検査を行っているところでございまして、また何かちょっとしたことでもお話があれば、その都度対応をしてまいって、保育の質が低下しないように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。

何点か確認を含めて質問したいと思います。

若干、前段者と重複する面があろうとも思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、決算書の98ページの関係なんですけれども、小規模保育所を２カ所つくったということなんですけれども、現在のカインド・ナーサリーの小規模保育園の面積が何平米あるのか確認をしたいと思います。１人当たりどのぐらいな平米になるのか、参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

それから、２点目になりますけれども、成果書の123ページのほう、私立幼稚園振興助成金のコースということでここに数字が載っておるんですけれども、この振興助成金の交付する基準はあるのかどうか、一律なのか、含めて確認をしたいと思います。

それから、姫宮成就院幼稚園、若干減額になっておりますけれども、これの理由をお知らせ願いたいと思います。

それから、成果書の125ページ、決算書の98ページに当たる中身でございますけれども、事業名が年々増加をしている。まさにバラエティーに富んだ事業を展開しているなというふうに思っておりますけれども、この各事業のかかわっている職員は何名なのか、できましたら期間、時間、場所等を含めて確認をしたい。昨年よりも事業が４つほどふえておりますので。トータルすると人員的には若干減っておるんですけれども、中身についてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果書のほうの126ページ、子育て相談の実施ということで、これも恐らく毎年聞いていると思いますけれども、昨年度の子育て相談の中身はどういうものだったのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、決算書の102ページ、成果書の128ページの関係なんですけれども、前段者からもやはり若干質問がありましたけれども、ファミリーサポートセンターの活動状況ということで、ここに回数が載っておるんですけれども、活動内容も載っておるんですけれども、この中で送迎ということで、とりあえず送迎の中身が多いんですけれども、この送迎の具体的な中身、車なのか、どこで送迎しているのか、その中身についてお聞かせをいただきたいと思います。特に学童保育所の開始前、終了後の送迎ということが数が111件と多い

わけでございますけれども、これどういう形で送迎しているのかお聞かせ願いたい。

またあわせて、時間帯も聞きたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

まず、１点目につきまして私のほうからご回答させていただきます。

カインド・ナーサリーの本田５丁目園の床面積でお答え申し上げますと、99.90平方メートルでございます。

本田２丁目園につきましては68.62平方メートルでございまして、先ほど１人当たりがどうなるのかというご質問でございましたけれども、実はゼロ歳児から１歳児は１人当たり3.3平方メートル、２歳児につきましては1.98平方メートルという実は基準が違って、一律に割り返しすることができないところでございますけれども、ただ、各部屋ごとに、例えばゼロ歳児はこの部屋だということが私どもに報告されていまして、その面積をきちんと3.3で割ると、間違いなく基準の中で部屋がつくられているということを確認した上で認可をしているというところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

１点目は以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

２点目の成果書123ページ、私立幼稚園振興助成金の内容でございますが、こちらは幼児教育の向上及び障がい児教育の充実ということを目的としておりまして、まず基本額が15万円ということになっておりまして、こちらは幼児教育の向上を図っていただく内容につきまして、各園にまず15万円が交付されるものでございます。また、それにプラスしまして、障がい児教育ですね。障がい児を受け入れた場合は、その人数によって加算を行っていく次第でございまして、平成30年度は、以前もそうなんですが、障がい児を現在受け入れを行っているのは姫宮成就院幼稚園でございまして、こちらが障がい児を受け入れた分が加算されている状況でございます。この受け入れた人数によりまして、年によって変動が出ているということでございます。

続きまして、決算書98ページ、成果書125ページの子育てひろばの各事業等でございますけれども、まず、子育てひろばについては担当の正職員が２名おります。非常勤職員が２名と臨時職員が６名という体制で、合わせて10名で事業等に対応している状況でございます。もちろんお休みの関係等もございますので、ローテーションを図って事業に対応している状況でございます。

続きまして、成果書126ページの子育て相談を実施しておりますが、その内容についてでございますけれども、子育て相談を受けた場合は、いろいろ記録等を行ってございまして、その中の記録では、やはり子供を初めて育てている母親等から、自分の対応が合っているのかどうかとか、例えば離乳食について、与えているものが間違っていないかとか、あと、私の子供は時々かんしゃくを起こしてしまうんだけれども、こういったときはどういった対応をしたらいいのかとか、かなり現実的な子育てについての悩み等を相談される方が多くいらっしゃいまして、その都度、相談員がアドバイスを行って対応している状況でございます。

続きまして、決算書102ページのファミリーサポート事業でございますが、学童保育の送迎の利

用が一番多くなっているところでございますが、基本的には車での送迎を行っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

何点か、確認も含めて再質問したいと思います。

まず、第１点でございますけれども、みんなで子育て！こども未来事業ということで、先ほど言ったとおり、本当に多種彩々の事業を展開しているんですけれども、これは昨年より４つの事業が増えているんですけれども、これからもこの事業はいろいろともちろん展開していくんでしょうけれども、延べで4,130人ぐらい実績上上がっているんですけれども、先ほど答弁で10名体制で対応しているということなんですけれども、これ全部10名で対応しているのかどうか。例えばこの参加延べ人数が随分ばらつきがありますよね、大小含めて。一番少ないところで44名なんですけれども、この事業は全てこの10名で対応しているのかどうか、そこら辺、若干増減しているのかどうか、臨機応変に対応しているのか、その辺をもう一回お尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、今、ファミリーサポートセンター活動状況ということで、学童保育の関係でほとんど車で送迎しているということなんですけれども、この送迎している保険の関係、それから例えば運転手さん、年齢的に何歳ぐらいの人が送迎をしているのか。特に事故があった場合はどのような対応ができるのか、そういうのも含めて確認をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課担当主査。

**○子育てひろば担当主査（清水邦江君）**　子育てひろば担当の清水と申します。

先ほど唐沢委員さんからご質問いただきました子育てひろばの事業について回答したいと思います。

先ほど、いろんな事業があるとお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。先ほど横内副課長のほうが10名とお話しさせていただいたんですけれども、申しわけございません、８名に訂正させていただきたいと思います。子育て指導員が３名、それから臨時職員のＯＳが５名になっております。

申しわけございません。私たち職員を入れまして全部で10名になっておりますので、先ほどの数字で正しいです。職員を入れさせていただいて全部で10名でございます。

その事業によってかかわる人数が違っておりまして、ほとんど毎月行っている事業は大体３名から４名の保育士で行っております。運動会とかハロウィンパーティーなど大きなイベントにつきましては全員で行っている状況でございます。

以上でございます。

続きまして、ファミリーサポート事業の送迎の関係なんですけれども、事故などがあった場合につきましては、保険に入っておりますので、そちらで対応させていただいております。

提供会員の平均年齢をちょっと確認させていただいたんですけれども、平均年齢は60歳になっております。子育てが一段落した方が提供会員に登録していただいて活躍していただいているような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

大変ですね、これはね。子育てひろばの事業の

関係で対応する職員の数、わかりました。本当に少数の職員でこのような事業を展開しているわけなんですけれども、例えばこの事業を中身によって打ち切るような事業があるのかどうか。また、できたらこういうものを取り入れたいなというものがあったらお知らせ願いたい。

16ぐらいありますか、この事業はね。もう飽和状態だよというふうな感じがするのかどうか、そこら辺を、これからの取り組みも含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターの活動状況ということで、平均年齢60歳、一応平均で60ですから、恐らくもっと高齢者もいるのかなという感じがするんですけれども、特に高齢者の車の事故が多発しているというふうな状況の中で、ある程度年齢制限的なものは設けているのか、希望があれば、極端な話が80歳の人もメンバーになって協力願うことも可能なのかどうか。ある程度年齢制限的なものも考えていいのかなという感じがしますので、その点をまず確認したい。

それから、時間帯、送迎する時間、春夏秋冬によって、もちろん、日が短くなったり、夏の場合は長いということで、いろいろとあろうかと思うんですけれども、時間帯なんかはどうなっているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

私のほうから１点目の今後のひろばの方向性的なものをお話しさせていただきたいと思います。

先ほど来からお話しさせていただいているように、今、ひろばのほう、保育士の資格を持った職員でさまざまな事業を展開しているわけでございますけれども、そのほかにもいろいろ技術を持った方々がかかわっていただいて講演会とかも行っています。もっともっと地域の市民活動団体であるとか、そういったグループの方々に事業を応援していただいて、本当に地域ぐるみでひろばを盛り上げていっていただけるような事業を展開していきたいというふうに考えておりますし、また一方で、できればそれぞれの子育てをしている方々のネットワークと申しますか、お互いに支え合って、お互いに子育てを乗り切っていく、そういったもののグループ化というものも、今後できれば展開していきながら、それこそ孤立しない子育て、地域の中で子育てをみんなで見守っていけるような、そんなひろばで発信していきたいというふうに考えているところでございます。

１点目は以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

２点目のファミリーサポート事業の高齢者の車の送迎の件でございますが、こちらは基本的にはマッチングを行うときに、その業務に適しているかどうかというのをまず選ばせていただいて、それで安全に送迎ができる方の中からマッチングを行っております。

また当然、利用者側も、その方ではちょっとという場合は、マッチングにおいてまた別の方にという要望も出せますところから、このような対応で行っております。

また、安全運転については、当然ながら細心の注意を図るように、提供会員には指導を行っているところでございます。

また、利用の時間帯でございますが、学童保育所におきましては18時30分、学童保育所自体が午後６時半に終わりますので、この時間までにご両親等が迎えに行けない場合はファミリーサポート

事業で対応していただいているということになりますので、６時半ちょっと前ぐらいから家に到着するまでの間、今、例えば塾まで届けてくれという要望も多々ありますところから、６時半から大体到着するまでの時間が活動時間ということでなっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢です。

確認したいんですけれども、先ほどファミリーサポートセンターの活動状況、保険は入っていると。もちろんこれは当然のことなんですけれども、保険の中身はどういう中身で入っているのかお聞かせ願いたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課副課長。

**○子育て支援課副課長（横内宏巳君）**　子育て支援課副課長の横内でございます。

実際に入っている保険の内容でございますが、まず傷害保険でございますが、こちらが地域子育て支援補償保険というものに入っております。子供の障害やサービス会員の障害も対象になっているところでございます。事故が発生して、万が一けが等された場合は、こういった保険で対応できるようになっているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　角野です。

成果書の117ページの学童保育所運営事業なんですが、この成果として学童保育所において放課後や学校の長期休暇等に児童の余暇指導を行い、児童の自主性・社会性・想像性を養いながら健全育成を図るということができたというふうに書かれております。これまでも指導員の処遇改善をしているけれども、なかなか人が集まらないという大変な人材不足というのもあるのかなというふうに思いますが、今後の学童保育の、今、指定管理一つやっていますが、全部指定管理になるんじゃないかということでちょっとお伺いしておきたいというのが、近隣でも、例えば白岡市さんだったらシダックスだったり、春日部市だったら家庭学習のトライが請け負っているというので、町としては、指導員を確保することも目標ですし、あと内容も、請負の相手によって内容がどうなのかなというふうな、そんな心配もあったりするんですが、町として学童保育を健全育成をするためにどんなふうにするかという、決算を踏まえてちょっと聞いておきたいなと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　子育て支援課長。

**○子育て支援課長（小暮雅代君）**　支援課長の小暮でございます。

学童保育所の今後というところかと存じますけれども、今まさに指定管理者を募集させていただいております。そこに私どもが求める保育の水準というところを明記させていただいているところでございます。

１番は、まず安心・安全な第２の家庭としての居場所づくり、これはもう基本的なことでございますけれども、今、議員がおっしゃっていただいたように、近隣の市町村におきましては指定管理者によりまして新たな付加価値のサービスというものが提供されています。その一例を申し上げますと、もちろんさまざまな行事でございますけれども、ただ、行事が全てだとは全く思ってはおりませんが、学童保育に来て楽しいと思っていただけるような、もちろん付加価値のあるサービス事業、今、指定管理者のほうの募集においでいただきましたところの申し込みの内容を見させていただいておりますと、さまざまな教室の展開というのもありますし、新たな行事としてお出かけにいったり、体験をしたりといったようなご提案もい

ただいております。そういったものも新たな事業の展開として、今後の学童保育の付加価値のサービスとして提供していただければ、より一層児童の新たな健全育成につながっていくのかなというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、第１は、やはり児童が学童保育に来て安心・安全に過ごせる場所づくり、ここを念頭に置いた上で新たな事業の展開をしていただきたいというふうに私どもは今、考えて、指定管理者のほうを募集していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

例えばシダックスだったりすると、普通は放課後で、あと長期休暇の夏休みは、ふだん給食をつくっている人たちも夏休みで、人がちょうど余る数ここへ持ってこれるという、人のプラス・マイナスをうまくやっているという話もちらっと聞きました。特に子育て保育というのは夏休みは日中全部です。ふだんは放課後だけという大変時間のずれというか、勤務形態が大変なんだろうなというふうに思うんですけれども、それに合うというか、それも安心・安全の居場所づくりということで、その辺もしっかり考えて、安心して指定管理ができるようにお願いしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で子育て支援課の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３７分

再開　午後　３時５２分

**○委員長（九山妙子君）**　皆さんおそろいですので、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより健康介護課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○健康介護課長（小島　修君）**　改めましてこんにちは。

健康介護課長の小島でございます。

出席している説明員につきましては順次自己紹介ということで進めさせていただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　皆様こんにちは。

健康介護課で高齢者支援と介護保険を担当しております副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○健康介護課主幹（齋藤俊美君）**　こんにちは。

健康介護課高齢者支援担当、主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　こんにちは。

健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

**○健康増進担当主査（野口延寿君）**　健康増進担当の野口と申します。よろしくお願いします。

**○健康増進担当主査（浜津恵津子君）**　健康増進担当主査、浜津と申します。よろしくお願いいたします。

**○健康増進担当主査（岡本知佳子君）**　健康増進担当主査、岡本と申します。よろしくお願いします。

**○介護保険担当主査（小林和政君）**　介護保険担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

**○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）**　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

**○健康介護課長（小島　修君）**　職員につきましては以上でございます。

大変恐縮なんですが、この時間をおかりいたしまして主要な施策に関する説明書にミスがございまして、訂正とおわびをさせていただきたいと存じます。

主要な施策に関する説明書は136ページになります。

保健衛生総務事業でございますが、上のほうの表でございます、保健センター改修等工事、工事は全部で３つございますが、真ん中の「敷地内地番沈下箇所」、「地番」の番、実は「地盤」沈下のほうの漢字でございまして、番ではなくて。申しわけありませんでした、この場をおかりして訂正をさせていただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず最初なんですけれども、成果書の136ページ、保健衛生総務事業ということで、今、課長が冒頭、誤字を訂正したんですけれども、これを手始めに質問しようかと思ったんですけれども、この保健センターの改修等の工事の中身なんですけれども、ことしはこの成果書によると、55万何がしかの工事をやったという中身なんです。ちなみに昨年は120万ほどの工事を実施しているんですけれども、保健センター、ご存じのとおり、地盤の非常に悪いところなので、それに伴う修繕が毎年毎年行われているんですけれども、今までに保健センターの改修等の工事、どのぐらい工事費を投入しているのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

保健センターができて何年になるのかちょっと思い出せないんですけれども、できてから地盤沈下の関係で、どのぐらいな工事補修費がかかっているのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

それから、成果書の関係、決算書で116ページの関係なんですけれども、健康教育事業ということで、それぞれこの中で健康教室等が実施をされております。いろいろと教室が行われているんですけれども、若干の事業の教室の増減はあるんですけれども、この中の実績を見た中で、もうこの教室は終わりにしようかなというものがあったらお知らせ願いたい。また、新たにこういう教室を考えているというものがあったら、お聞かせ願いたいと思います。

またあわせて、この教室の関係で、その他となっておりますけれども、このその他の教室というのは、具体的にどういう教室なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、決算書の120ページ、成果書の145ページの関係なんですけれども、福祉医療センター運営事業ということで、それぞれ実績の中身がここに載っておるんですけれども、例えばこの中で目につくのは、小児科の関係が大分来ているのかなという感じがするんですけれども、この減少の理由はどういう理由なのか、お聞かせ願いたいと

思います。

またあわせて、その他という事項があるんですけれども、その他の関係はどういう中身なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、成果書の146ページのほうなんですけれども、毎年質問していると思いますけれども、(4)の運営懇話会、管理運営協議会ということで定期的に開催をされているわけなんですけれども、この中で特に目につくのは、改善点を協議したということになっております。恐らく各懇話会にしても運営協議会にしても、いろいろと活発な意見交換は行われているというふうに思っておるんですけれども、具体的にどういう改善点が指摘をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく成果書の146ページのほうなんですけれども、成果の中で、ふれあい音楽会を行っているということで、成果を上げたということでこの中に上がっておるんですけれども、具体的にふれあい音楽会はどういう音楽会であったのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問に順次お答え申し上げます。

まず、保健衛生総務事業の修繕費ができてからどれぐらいかかっているかというご質問だったと思いますけれども、細かくとっておりますけれども、それを全部申し上げたほうがよろしいのかというところがまずあるんですけれども、例えば平成21年度等につきましては、腐食している部分の改善、取りかえの工事ですとか、浄化槽のほうの同じような形の工事ですとか、駐車場の応急の修繕だったりとかというところで支出額が58万6,320円ございました。また、平成22年には、その他もろもろの細かいブラインドの修繕工事ですとか空調の修理工事ですとか、震災による漏水の工事ですとか、あと周りの陥没修繕工事ということで160万2,454円、平成23年度におきましては、同じように駐車場の塗装の改修工事ですとか、流し台の給水管の漏水の工事ですとか、そういったもので101万3,058円、平成24年度におきましては、やはりタイルの補修工事ですとか、浄化槽のポンプの配線の地盤工事ですとかというところで140万5,550円、同じ平成25年におきましては、流し台の排水管工事の敷設工事、屋外の排水管の敷設工事というところで327万5,475円、同じく26年におきましては、ガスの給湯工事ですとか、自動火災報知器の修繕というところで110万4,990円、平成27年度におきましては、合併処理の施設とか、ポンプの取りかえ工事ということで56万5,920円、28年度おきましてはエアコンの修理というところで141万1,441円、29年度におきましては、２階の湯沸かし器ですとか、エアコンの取りかえ工事等を行いまして120万4,373円でございます。平成30年度は、先ほどのところで55万6,524円というところの工事の大がかりなところではかかっております。

またさらに、保健センターの改修工事の大きなところというところでは、エアコンの工事ですね、ほぼ全館を１回行っているんですけれども、これは平成22年度に行いまして2,200万円ぐらいかけて館内の全部のエアコンの工事のほうを行っております。また、27年度におきましては、屋上の防水工事ということで外壁の修繕工事ということで2,853万3,600円の費用がかかっているところでございます。

続きまして、116ページ、教育の増減、終わりにする事業等はあるかという内容だったかと思い

ますけれども、こちらについては、今現在行っている事業については、まだ現段階でこの事業を終了するというものはございません。ただ、平成30年度に健康増進計画を策定させていただいておりますので、そちらをもとに、どういった事業を今後重要として考えていかなければならないかという部分も含めまして、現在行っている事業等も反省点を踏まえまして、今後こういったものを充実させていくかという整理はしていく必要があるというふうに考えております。

開始したいものにつきましては、先ほど申し上げたような形で、健康増進計画の中でこの部分が重要というところが何点かございますので、そこを整理しながら、今後どこの部分をやっていくかというところを考えたいというふうに考えております。

その健康教育の中のその他というところは何を指しているのかというところでございますけれども、その他につきましては、各種団体さん等から出前講座的なご依頼等がございました場合に、出向いて、そこでいろいろお話のほうをさせていただいているんですけれども、平成30年度におきましては、ナノハナ会というところからご依頼がございまして、あと食生活改善推進委員さんのところからのご依頼があって、２件で42件という実績でございます。

あと、145ページ、六花の小児科が減っているというところでございますけれども、小児科としての数というのは若干減ってはいるようなんですけれども、総合診療というところで、センター長ですとか、非常勤の先生方とかも小児科の方々を結構診ていただいているような状況になってきているということでございますので、小児科の医師のワダ先生のところで受けた方は若干減ってはいるようでございますが、全体的に見ると、そんなに減っていないという報告を受けているところでございます。

あと、六花の部分、その他というところ、145ページかと思うんですけれども、初診と再診とその他のところの「その他」というところでの理解でよろしいのかなというところで回答させていただきますが、こちらにつきましては予防接種とか健診とかドック、こちらの通常の診療科目ではない部分がその他として掲載させていただいているところでございます。

続きまして、146ページの協議会、懇話会の改善点というところでございますけれども、こちらにつきましては特に大きなものというところはなく、過去においては、通常の方々がどんどん入ってきて、安全性の確保が保たれているのかというところで防犯カメラをつけたりとかという話は聞いております。あとは、実際に使っていらっしゃる利用者さんのほうから、外で少し楽しむ機会がほしいとかというところで、外に食事会に出たりとか、遠足ではないんですけれども、そういう外でのイベントを開催したりとかというところを改善したというところで報告は受けているところでございます。

また、ふれあい音楽会というところでございますけれども、こちらにつきましては、みやしろ保育園に行きながら六花の入所者の方がみやしろ保育園のホールに集まって、そのほかには、ひまわり作業所さんの方ですとか、あかりの方ですとか、あとフレンダムの方、そういった方々がこちらのほうに一堂にお集まりいただいて、そこで皆さんがふだん練習してきた歌ですとかというところを発表していただきながら、皆さんで楽しめる時間を持っているというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

何点か確認も含めて再質問をしたいと思います。

まず、第１点ですけれども、保健衛生総務事業の関係の中で、保健センターの改修等の工事なんですけれども、今報告いただきまして、維持管理というのはなかなか大変なのかなと、そんな感じがするんですけれども、今後、保健センターで大きな改修をするといったらどこがあるのか、現時点で。それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、細かい話なんですけれども、２階男子トイレ洋式便器取りかえとなっておりますけれども、これは額からいえば１基なのかなというふうに思いますけれども、その辺を確認をしたいと思います。

それから、福祉医療センター運営事業のほうでお聞かせを願いたいと思いますけれども、現在、あそこの六花の職員体制、昨年も質問したと思いますけれども、現時点で診療所、老健共通ということで合計94名の職員体制であそこを運営されているのかなというふうに思います。細かい数字は上げませんけれども、この職員の体制は今もこの94名の体制で実施をされているのかどうかお聞かせ願いたい。

特にまた、あわせて、六花整形外科のドクターが月に何回か知りませんけれども、常駐体制ではなくして、月に何回かということであそこに来ていると思うんですけれども、医師のローテーション、科がいろいろとあるんですけれども、内科を含めて。どういうローテーションで動いているのかお聞かせ願いたい。常駐は何名なのかも含めてお聞かせを願いたいと思います。

それから、運営懇話会、管理運営協議会の開催なんですけれども、これずっと同じ体制、内容で実施をしているのかなというふうに思います。特に患者さん、あそこに来る人たちの声はどのような形で吸い上げているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、保健衛生総務課のところで、今後、保健センターのところでどういった工事が考えられるかというところでございますが、委員さんご存じのように、地盤沈下が非常に激しくなっております。アスファルトで今、駐車場のほうやっているんですけれども、そこも全体的に下がってきたというところで、そこの部分を下がりを少しでも危険性がないようにというところで、昨年度に行ったスロープの工事がこれだけの金額がかかっているんですけれども、また地震等があると、すぐ地割れがして、中を見ると空洞になっていてというのを繰り返しているような状況でございます。

周りのところも、やはり職員が常に毎朝、水道のメーターを見ながら、地盤沈下によって水道管の接続のところが外れてということで、過去にかなりの水道料金が発生したということがございますので、毎日その部分も確認しながら、そういった危険がないかというところを確認しているところでございますので、多分、まず地盤沈下による工事というところが一番発生してくるのではないかと思っております。

２点目の男子トイレというところでございますが、委員さんおっしゃったとおり、１台だけの交換になっております。

六花の職員体制についてというところであったかと思いますけれども、こちらにつきましては、平成31年４月１日現在の職員数でいきますと、一応、常勤と非常勤と合わせて98名という報告を受

けております。この中に常勤医は、まず内科が１名、小児科が１名、あと非常勤、先ほど委員さんがおっしゃったように整形外科の先生が１名、こちらは隔週の土曜日になっておりますので、月に２回しか来ていただいていないという状況でございます。また、この非常勤は内科医が３名がほかにおりまして、この方々は今度月、水、木、金のところで診療のほうに入っていただいているという状況でございます。

また、介護老人保健施設のほうには常勤の医師ということでセンター長のイシイ先生のほうに入っていただいているという状況でございます。

そのほかの薬剤師が、非常勤が１名、放射線技師が常勤が１名、理学療法士が常勤が２名、作業療法士が常勤が７名、言語聴覚士においては常勤が１名と非常勤が１名というふうに、あと管理栄養士が常勤で１名と、看護師においても、常勤が13名と非常勤が３名、准介護士においては常勤が１名、介護福祉士が常勤が28名、非常勤が４名、介護士が常勤が６名、非常勤が１名、相談員が常勤が５名、事務員が常勤が７名と非常勤が２名、リハビリの補助が非常勤が２名、運転手が非常勤が５名ということでの内訳であるというふうに報告を受けているところでございます。

住民の方々に対する意見というところでは、意見ボックスではないんですけれども、町でもあるような形で、何かあったときにはそちらのほうに書いていただいたりとかしているものを、一応皆さんのほうにも返せるようにしているという報告は受けたことがございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

確認も含めて、何点か質問したいと思いますけれども、保健センターの今後、地盤沈下が問題だというふうに今ご答弁をいただきました。恐らく地盤沈下はこれから永久的に問題になるんだろうなというような感じがします。お金もかかるのかなという感じはしますけれども、できる限り維持管理を十分にやってもらいたいなというふうに思います。

ちなみに保健センターの駐車場、現在、何台確保しているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、六花の職員体制でございます。今報告いただきました、若干ふえているのかなというような感じはするんですけれども、この中で今、ご存じのとおり、宮代町は高齢化率が32％になっております。ちなみに65歳以上の人が１万750名強になっているかと思います。75歳以上の人が5,432名、ちなみに95歳以上の人が100人、そんな今、宮代町は高齢化社会の真っただ中にあるんですけれども、特に高齢者がいつも聞くのは、六花に整形外科のドクターが常駐していないと、行ったら、きょうはいませんよというような声がたびたび聞かれるわけです。高齢化社会の中で整形外科というのは一番今大切なポジションなのかなという感じがしますので、前、質問したら、整形外科が不足しているというふうな答弁をいただきましたけれども、整形外科は何としても六花に常駐してもらいたい。これは多くの町民、特に高齢者の声がありますので、よろしくお願いしたいなというふうに思います。これは要望になると思うんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

ちなみに、六花の駐車場も何台あそこ確保できているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいたご質問にお答え申し上げます。

まず、保健センターの駐車場何台確保しているかということでございますけれども、大変申しわけございません、今、正確な数が出ませんので、後ほど報告のほうさせていただきたいと思います。

保健センターにおいては、多分、委員さんもご存じだと思うんですけれども、隣に図書館と一緒の駐車場がございまして、こちらについて各それぞれが行事があるときには、それぞれでお話しのほうをさせていただきながら、これがあるので申しわけありませんけれども、今回ちょっととめさせていただくようになりますというお話をさせていただきながら、図書館のほうにもそちらを両方で使いながら、一応多くの方にご利用いただけるようにというところは気をつけているところでございます。

大変申しわけございません、六花においても、六花の送迎用の車もございますので、それを考えて何台あるかというところも、後ほど報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

もう一つ、今、駐車場の話はどこでも出ているんですけれども、十分な駐車場を確保してもらいなというふうに思っています。

それから、職員の関係なんですけれども、運転手ということで５名、老健の関係だと思いますけれども、送迎の車が町内を行き来しているんですけれども、この５名の運転手さんの年齢をお聞かせ願いたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどのご質問と同じような回答になってしまうんですが、今この年齢層等について把握しておりませんので、こちらについても後ほど報告のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、92ページの19節負担金補助及び交付金の不用額の関係で、いつも決算においては不用額の大きいものについては当初見込みとの関係でどうだったのかという意味でお聞きしております。ぜひ詳しい説明をお願いしたいと思います。

続きまして、92ページの地域敬老会支援事業でございます。これについては26ページの成果書にも載っております。いつも問題になるのは、やはり成果としては町内自治会の協力によって開催した地域では、対象となる高齢者の約４割となる1,894人の参加をいただいたということで言われているんですけれども、やはり参加できない人もいるわけで、そういった方に対してどのような参加をアップするための方策、それと参加できなかった人はできないで終わっているわけなんですけれども、その点について。

これは自治会に対して参加を促す意味で、自治会の協力も必要なんですけれども、やはり町としてその辺どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、地域敬老会の運営費補助金の見直しに向けたアンケートを実施したということで、結果をまとめたということなんですけれども、これについてどのように町としては把握し、評価していくのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、92ページ、高齢者日常生活用具給付事業なんですけれども、これは非課税高齢者世帯

を対象に電磁調理器の給付が１件と。これは１件なんですけれども、なぜこのようになっているのか。周知のほうはどのようにされているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

続いて、同じく低所得者利用者負担対策事業でございますが、これは低所得者を対象として負担軽減の措置ということで対応しているわけなんですけれども、前年度より５万円ということですと、低所得者がふえていないのか、その点どうなっているのか。対象者は何人なのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、94ページの災害時要援護者見守り支援事業というのがありますけれども、具体的にどのように地域への情報提供をしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、衛生費の関係で、決算書109ページ、110ページの保健衛生総務事業の中で、町医の報酬が５名から１名に減ったということなんですけれども、この辺の理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、112ページの予防費の中の不用額が賃金138万円ございます。それから委託料が303万3,000円、負担金補助及び交付金87万1,000円とそれぞれ出ております。この不用額についてもお尋ねしたいと思います。

それから、116ページの健康相談事業がありますけれども、毎週水曜日に保健センターで実施しているようですけれども、129件の相談ということなんですが、これについてどういった相談が多いのか、またそれらの解決も含めて、どのような状況になっているのかお示し願いたいと思います。

それから、119ページ、120ページの負担金補助及び交付金の運営健全化交付金が当初見込みより下回ったために生じた不用額ということなんですけれども、これについてももう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、決算書の92ページ、特に19節の負担金補助及び交付金の不用額についてでございますけれども、こちらの263万544円の不用額のうち199万3,940円は低所得者利用者負担対策事業の介護サービス利用者負担助成金の不用額でございます。残りの約63万円が地域敬老会支援事業の敬老会運営費の補助金でございます。こちらの不用額が発生をしたことについて、見積もりでございますけれども、いずれの補助金につきましても、その年度によって、例えば低所得者の介護サービス利用者負担の助成であれば、どのくらいな対象者、もしくはどのくらいのサービス給付利用があるかどうかということがあらかじめ予測がなかなか困難だというような状況がございます。

また、地域敬老会についても、開催月数や参加者の見積もりにつきまして、前年度では確実に把握をすることが難しいということがございまして、安全なところで見込み額を積算をしている関係で、これだけの不用額が生じたものでございます。

ほかの不用額の大きなところでは、13節の委託料の74万2,566円でございますけれども、こちらにつきましては備考のところには掲載されておりませんけれども……。

〔発言する人あり〕

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　いいですか、すみません。

続きまして、地域敬老会支援事業についてでございます。成果書では26ページになりますけれども、こちらにつきまして昨年度の実施状況という

ことで、実施自治会数は67自治会で、参加人数が1,894人ということで、開催した地区の約４割の方が参加をいただいた状況でございます。

その中でも、まだ実施されていない地区が約10カ所、10自治会ございます。もしくは参加者も全体にならしますと３割程度ということになりますので、約７割の方たちがまだ参加をしていただけていない状況でございます。その中には、参加をしたくてもできない人、もしくは地元の自治会が開催をしていないので、地域敬老会には参加をできないというような地区もございます。その人たちへの参加することへの支援もしくは参加率をアップするための方策ということでございますけれども、健康介護課といたしましては、地区連絡会等に参加して各区長さん、自治会長さんにお願いをして、できるだけ早いうちに未実施の自治会につきましては地域敬老会を実施できるような方向で進めていただけるようにお願いに上がっているところでございます。

また、そのほかの未実施の地区につきまして何が問題なのかということでアンケートを実施をさせていただいたところでございます。そのアンケートの評価ということにもつながりますけれども、これまで地域敬老会を開催されていない地区につきましては、どうして敬老会が開催できなかったのかという理由をお尋ねをしております。その中では、「地域敬老会を開催するということで地元の機運がなかなか盛り上がってこない」、「地域敬老会を開催しなければならない理由が理解できていない」、もしくは「理解をできていないから地区の皆様にも働きかけがなかなかできない」というようなことがございます。もしくは「開催をする適切な場所がない」や、「準備をする人手が足りない」というような意見が出されております。

そのようなことを解消するために、なるべく近隣の自治会と共催で開催する、もしくは少し離れたところの自治会館等を借りて開催するような方法もご案内を申し上げて、地区の自治会への働きかけもしているところでございます。

そのようなことをしていって、なるべく早いうちに未実施の地区につきましても敬老会が実施ができるような状況に、支援を引き続きしていきたいというふうに考えております。

続きまして、高齢者の日常生活用具の給付事業でございますけれども、昨年度は電気調理器の１件の給付がございました。こちらにつきましては給付として電磁調理器がおおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な低所得の方が対象になります。また、給付で、ほかの品目といたしましては、火災報知器や自動消火器がございます。こちらにつきましてもおおむね65歳以上の所得の少ない高齢者世帯の方が対象でございまして、その中でも要介護及び要支援の認定を受けた方がいる低所得の高齢者世帯に対して日常生活の給付をするものでございます。そのようなことから、ここ何年も利用状況がなかなか上がってこないということでございます。

26年に１件の給付、また貸与が１件、27年度は給付が１件、28年度も１件でございました。29年度は給付の実績がございません。30年度が１件ということで、ずっとそのような状況で来ておりますけれども、こちらにつきましても、ほかの事業と同様に、パンフレットや窓口での案内、もしくはホームページ等に掲載をして、サービスの推進をしているところでございますけれども、なかなか事業利用の対象になる人がいないというような状況が続いております。

続きまして、低所得者の利用者負担対策事業でございますけれども、こちらにつきましては平成30年度は支給対象者282人で、支給総額520万

6,060円ということで、平成29年度に比較して支給総額は４万5,710円増えて、支給者数は１人減っているという状況でございます。こちらにつきましての周知方法でございますけれども、ほかのサービスと同様にホームページ等で周知もしくはパンフレットの配布にあわせて、前年度の対象者の方への個別の通知を行っております。申請の勧奨をしているところでございます。

こちらにつきましては、事前に対象者になるかどうかということがなかなか把握できないという関係がございますので、前年度の対象者への個別勧奨通知もしくは全体への案内というような方法をとるしか方法がないということで、そのような方法で実施をしているところでございます。

続きまして、災害時要援護者の見守り支援事業でございますけれども、こちらにつきましては平成30年度、昨年度から平成25年の災害対策基本法の改正を受けて実効性のある避難支援等がなされるように、平成30年４月に避難行動要支援者の支援制度として全体計画を策定して、本人の同意を得て避難支援関係者等に情報の提供をすることと、改めて平成30年度中に要配慮者になった1,213人の対象者に意向確認を行って、555人の方から情報提供への同意をいただいて名簿を作成をしたところでございます。

それにつきましては、事業の周知といたしまして、各地区の地区防災会が一堂に会する地区防災会の連絡会議に出席をさせていただいて事業の説明をさせていただいて、または個別避難の支援プランの策定を推進するために自主防災組織連絡協議会で代表者に説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、１点目、保健衛生総務費のところで委託料、町医の分が減った理由というところでございますけれども、こちらにつきましては町の予防事業というか、乳幼児健診のときに４カ月児、10カ月、１歳６カ月、３歳児健診のときに医師会の先生方に来ていただいて診察のほうをお願いしているんですけれども、今まではその医師会の先生方を輪番で回していただいていたんですけれども、かなり診療の合い間に来ていただくのが大変ということがございましたので、六花のイシイセンター長のほうに今１人でお願いしているという状況になりましたので、今までお支払いしていた年額の報酬というのが払わなくてよくなったことによって生じた不用額でございます。

あと、112ページからの予防費のところの不用額というところでございますけれども、まず賃金なんですけれども、賃金におきましては、昨年度から子育て包括支援センターを開設させていただいたところでございますけれども、こちらに常に保健師ですとか助産師とかを常駐、フルにいていただくような形での賃金のところを予算で確保させていただいたところだったんですけれども、ただ、お願いしている方々がいらっしゃれる日にちが思ったより少なくて、結果的には、そのいらっしゃらない日にちについては常勤の保健師が対応させていただいていますので、穴をあけているということではなく、不用が生じた不用額でございます。

あと、委託料につきましては、成果書の142ページのところにもあるんですけれども、子宮頸がんと乳がん検診というのが平成28年度から平成29年度に結構ふえてきて、その自然増で、やはり平成30年度に多くなるんではないかと見越していた

ところだったんですけれども、結果的にはここで減ってしまったので、各検診においても若干平成29年度の実績から減ってしまっていることによって生じた不用額でございます。

負担金のところの不用額というところでございますけれども、こちらにつきましては、母子保健事業のところでお支払いしているものなんですけれども、妊婦健康診査の委託料の補助金ということで、契約している医療機関以外のところで妊婦健診を行った方々においては、後ほど償還払いで補助金としてお支払いしている部分があるんですけれども、そちらが予想より下回っていたことによって生じた不用額でございます。

あと、相談件数の129件の内訳というところでございますけれども、まずこちらにおいては、主な相談というところでは精神保健に関する相談が非常に多い内容になっております。こちらにつきましては面接ですとか電話が多かったりとかということで、非常に解決は難しい状況なんですけれども、医療機関とか福祉サービスにつなげたりとかということで、面談等を繰り返して問題解決に向けているところでございます。

また、そのほかにも毎週水曜日の健康相談というところがございますけれども、こちらについては乳幼児の相談が非常に多くて、身体計測ですとか、子育ての栄養ですとか発達とか、そういったところが非常に多いんですけれども、あとまた、お母さんの子育て期のメンタル面というんでしょうか、精神的な部分についてのご相談だったりとかというのがあるんですけれども、平成30年度においてはここが43回あったんですけれども、実人数が312名で、延べ人数としては913名の方がご利用されている状況でございます。

あと、健全化交付金というところでございますけれども、こちらについては算出したときの計数のミスでございまして、結果的には、後から正式なものを出させていただいたときに金額のほうが少なかったというところでしたので生じた不用額でございます。

以上でございます。

**○委員長（丸山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤です。

それでは、確認しながら質問させていただきたいと思います。

まず、地域敬老会支援事業の件であります。これは92ページ、成果書では26ページです。

地区連絡会にお願いをして参加を促すようにしているということなんですけれども、アンケートを実施しての関係ですけれども、大変ですよね。参加できない方は病気だとか、あと、こういう皆さんのいるところに出られない方もいらっしゃるかもしれませんが、それ以外だけでも地元の機運がないとか、理解がされていない、それから場所とか人手がない、そういう理由なんですよ。これは共催と言ってもなかなか難しいんじゃないでしょうか。近隣とはいうものの、ほかの自治会と共催というのはなかなか難しいと思うんです。これは成果としては高齢者の約４割というふうに言っているんですけれども、うちの自治会もやはり半分ぐらいなんですよ、参加対象の。なかなか難しいし、やはり主催するほうは、何回も決算のたびに出ますけれども、もう自分たちがお祝いをしてもらいたい方がお祝いをしなければいけないという、そういった状況がある中で、これをさらにどうやって増やしていくのかという問題なんですけれども、先ほどの答弁では、これといった答弁がなかったんですけれども、これだけアンケートをとってこういった実態があるわけなので、それをさらにどうすればいいのか、その点ではどうなんでしょうか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう１点は、節目、節目に商品券の贈呈があります。これをもらった方がお金ではなくて商品券を贈呈されるんで、これに対する不満みたいのは、もちろん町とか、私どもも、地元商店街の活性化もありますし、そういう点からも考えての商品券の贈呈だと思うんですけれども、これに対する評価はどういうふうに把握されていますでしょうか。

中には、商品券で買いたいものを買えないというような、そういった方もいらっしゃるようなんですけれども、それはもうごく少ないのでしょうか。どういうふうに把握していますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

92ページの高齢者日用生活用具給付事業、低所得者利用者負担対策事業、これ以上の答弁はないと思いますので、これについては結構でございます。

それから、94ページ、災害時要援護者見守り支援事業なんですけれども、現在、550人の方から情報提供を受けて、これは先ほどの答弁ですと、代表自治会というか、各地区防災会に参加して代表者に説明しているだけということなんですけれども、そうすると、平成25年の法改正では実効性のあるというようなことも求められている中で、ただ代表者の説明をしているだけ、こういう方からこういう方がいるというだけで、情報提供だけ町のほうからしている。しかも、個人情報の関係からも非常にデリケートな問題だと思うんですけれども、かといって実際災害が起きた場合は現状のままでいいのかという課題もあると思うんですけれども、そういった点では実効性のある情報提供になっているのかどうかという点では、これは自治会のほうも、こういう方がいると言われても、多分聞き置き程度だと思うんです。実際そういうふうな声も聞こえるんですけれども、じゃ、いざという災害が起きたときには、本当にこういう方々は助けられるのかどうか。本当に実効性があると言っちゃうと、一人一人に誰がついてとか、そういうふうにしなければ。そういうことも求められるんだと思うんですけれども、現状のままでいいのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、衛生費のほうで110ページの報酬の不用額なんですけれども、町医が５名から１名に、いろんな事情でこういうふうな形になったということなんですが、そうすると、先ほど六花の個人名も言いましたけれども、今後は六花にこれはずっとお願いしていくということで理解してよろしいんでしょうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

あと、予防費についても結構です。

それから、116ページの健康相談事業についてでありますけれども、延べで129件の相談で、延べ人数913なんですけれども、そうすると、乳幼児と個別健康相談を実施している割合というのはどういうふうになっているんでしょうか。両方合わせて雑駁に延べ129件、913人ということなんですけれども、内訳については、先ほど精神検診、これについては医療機関へということなんですけれども、この辺はどういうふうになっているんでしょうか。乳幼児が312人、この913人から312人について相談を引けば、あとのものになるんでしょうか、その点もう一度、すみません。

それから、119ページ、120ページの19節負担金補助金及び交付金、これは単純な計数のミスということですと、見積もりがミスによって違っていたということになってしまうんですけれども、なぜこういうふうな計数のミスになったのか。珍しいと思うんですよね。普通は、先ほどから前のほうに不用額については予期できないものがあると

いうことなんですけれども、計数のミスということを随分言われましたけれども、どうしてそうなってしまったんでしょうか、その点、最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　４時４８分

再開　午後　５時１３分

**○委員長（九山妙子君）**　では再開いたします。

健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会支援事業についてでございます。

アンケート結果の課題をどのように解消していくのかということでございますけれども、アンケートの中にはいろいろな先ほども申し上げたような、機運が盛り上がらない、もしくは場所や人手が不足しているというような意見がございました。

地域敬老会支援事業につきましては、後期実行計画の成果目標の中で、成果目標の中でというか、成果目標を何らかの敬老事業を全ての地区で実施していただくということを成果目標にしております。そのことから、アンケートの中でも地区で独自のお祝いをやっているかとかいうことも聞いております。それの結果につきましては、地域敬老会を開催した上で独自のお祝いもやっているというようなところが15カ所、地域敬老会は未開催だけれども、独自のお祝い、記念品の配付等をやっているというところが４地区ございました。また、開催をして独自のお祝いは特にしていないというところが52地区、敬老会もお祝いもなしというところが６地区ということになっております。

そのような関係から、今後は全ての自治会において何らかのお祝いをしていただけるような形に支援をしていく必要があるのかなというふうに考えていることから、できる限り地域敬老会の開催並びに独自のお祝いができるようであれば、やっていただければということでご案内をして、また支援もしていきたいというふうに考えておりますので、そのような支援もこれからどのような支援をしていくのかということで検討していきたいというふうに考えております。

また、節目の年の祝い金についての不満等でございますけれども、買いたいものが買えないとかいうような委員さんがおっしゃったような、特に不満というのは今まで直接受け付けたことはございません。逆に、どちらかというと好意的な反応が幾つか寄せられておりまして、ことしの祝い品の交付につきましても、先日、99歳になる方の息子さんからお手紙をいただきまして、その方が敬老祝い金を送っていただいてありがとうございますと。またその99歳のおばあちゃんにつきましては、今、介護が必要というような状況なので、介護用品の購入に充てたいと思っておりますというようなお手紙もいただいております。ほかにも電話で祝い金が届いたということについてお礼をおっしゃられる方が数件ございました。

続いて、災害時の要援護者見守り支援でございますけれども、昨年度から災害時要援護者制度から避難行動の要支援者要支援制度ということで制度を変えまして、全体計画を策定して対象者の情報提供の意向確認を行ったところでございます。それで地域の自主防災会の代表者会議に参加をして、これからはその情報提供の名簿を活用して個

別支援プランを策定していただくようにということでお願いをしたところでございますけれども、なかなか代表者の方だけの説明だと、地域への浸透もしくは自主防災会の会員の方たちまで行き渡らないということもございます。そのようなことから、今後は自主防災会のほうにお声をかけていただければ、ぜひ行って、そちらの自主防災会のほうで説明もしくはご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

一番最近では、結構熱心に取り組んでいるところもございまして、和戸地区の自主防災会につきまして、11月になりますけれども、自主防災会の集まりに行って個別支援計画の策定の方法等の説明をさせていただきます。同じように、今後は各地区に出向いていって、できる限り早い段階で個別支援プランを策定していただけるような状況がつくれるように働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、保健衛生総務費の報酬でございますけれども、こちらにつきましては基本的にはお１人でお願いできるような状況であれば、継続してお１人にお願いしたいとは思っておりますけれども、いろいろな事情が出てきて難しいとなってきたときには、改めて町の医師会の先生方にご協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

あと２点目ですけれども、健康相談のところなんですけれども、こちらちょっと１点修正をお願いしたいと思います。先ほど私がちょっと数のほうで実人数が312名、延べ人数が913名というふうに申し上げたんですけれども、ちょっと私、手持ちの資料のほう段のほうを間違えておりまして、実際には304名の実人数に対して延べ人数が888でございます。こちらのほうに訂正をお願いしたいと思います。

あと実際の相談のところでございますけれども、委員さんのほうがおっしゃった129件というところなんですが、こちらについては大人の方々というところになります。先ほどの304名と888名というのはお子さまの方々になりますので、あとはまた……

〔発言する人あり〕

**○健康増進室長（竹花　治君）**　成果書が、大変失礼いたしました。141ページですね。

こちらのところで、上から２つ目のところの健康相談というところが304名と、延べ人数が888名というふうになっております。こちらにつきましては、お子様方が身長とか体重とか先ほど乳幼児の相談というところでいらっしゃる方々の人数になりますので、実が304名ですので、延べに換算するとお１人で何回もいらっしゃっている方々もいらっしゃいますし、そうでなく１回とかで終わっている方々もいらっしゃるというところでご理解いただきたいと思います。

また、健全化交付金のところでございますけれども、こちらにつきましては、地方交付税に計数を掛けてというところで計算する方法で行っているんですけれども、その計数のほうの更新がなされていなかったことによって生じたものでございます。今後、二度とないように気をつけてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

まず、地域敬老会支援事業、92ページの関係で

す。

これについて、今後の計画では、自治体独自のお祝いを開催できるように支援していきたいということなんですけれども、なかなかさっき言った理由などもありますし、特に場所については、年々増えているわけですよね。また、増えるようにしているわけですから。こういった点では時期をいろいろ変えてやる自治会もあるんですけれども、そういった点では大丈夫なんでしょうか。その辺も心配されますし、それから支援したいということなんですけれども、具体的にはどういうふうに支援をしていくのか。例えば、もう進んでいるところ、それから大変喜ばれているところもあると思うんです。そういった点での教訓なんか町のほうできちんと押さえているから、そういうふうな支援というか指導というかをやっていくのか。その点では、やはり参加をどうかち取っていくかというところでの知恵を発揮していかなければいけないと思うんですけれども、その点では何らかの独自のお祝いをできればいいんだということでやっていくのか、それか全くこういうふうに６地区は全くないわけですよね。こういうところの自治会長さんのやはり負担というのも、すごく重いと思うんですけれども、やはり地域の知恵も図れない、そういうところへの支援というのはどういうふうにやっていくのか、その点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それで、ちなみにこの75歳以上の対象者、これは決算では成果書でわかるんですけれども、現時点、今年度はさらに増えていくのかなと思うんですけれども、対象人数、それから100歳以上の人数も複数、十何人いるというふうな話も聞いているんですけれども、正確な現時点での人数も参考まで、あわせてお示しいただきたいと思います。

続きまして、94ページの災害時要援護者見守り支援事業なんですけれども、現状のままでいいのかということでお聞きしたんですけれども、具体的な支援を出向いていって働きかけたいということなんですが、これも大変ですよね。例えば代表者だけにしか説明をしていないような自治会あるいは防災会。この代表者も大変だと思うんです。個人情報の関係から、自分だけで抱えるわけにいかないし、かと言ってみんなにも周知しなければいけない、それは先ほどから言っているように、いざ災害が起きたときに実効性のあるような行動にしていかなければいけないし、そういう点では非常に難しいのかなというふうに思います。具体的な支援というのは、自治会のほうから言われて出ていくのか、それとも町のほうから積極的に出向いていくのか、その点もどうなっているのか。

これまでは、いざという災害がありませんので、幸いあれですけれども、そういった点ではどのように考えているのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

続いて、保健衛生総務費の町医については、当面そういうふうな考えということでわかりました。

それから、健康相談事業についてもわかりました。数字が違っていたようなんですけれども。

ちょっと待ってください。はい、わかりました。

それから、最後の19節の負担金補助金及び交付金についても、計数の単純なミスだったようですので、わかりました。

では、今の以上の点について、もう一度お尋ねいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会支援事業でございますけれども、これからの具体的な支援の方法でございます

けれども、やはりどうしても敬老会を開催するために場所の問題等があって、なかなか参加できない、しにくい地区があることも承知しておりますことから、できる限りその近くの地区で使えそうな集会施設等の案内を町のほうで、町をして開催をできるような状況、もしくはその開催についてのいろいろな具体的な方法がなかなか計画できないというような地区につきましても、具体的に余興を請け負ってくれる方等の案内等も、今よりも積極的にしていきたいというふうに考えております。また、独自の何らかの敬老事業につきましても、敬老会は開催できなくても、それなりの対象者の方に配付をするというようなことであれば、その辺についての補助金の見直しも図っていかなければいけないのかなということでございます。その辺に具体的に取り組んでいって、そういうふうな改善を図っていきたいというふうに考えております。

次に、災害時要援護者の支援制度でございますけれども、こちらにつきましてももっと具体的な支援ということで、地域に出向いていって、今もう既に個別支援計画、個別支援プランを策定している地区も18地区ございます。また、名簿の提供をしている地区も38地区に名簿を既に提供しているわけでございますけれども、なかなか個別支援プランの策定まで至らないというような地区、この辺をもう一度整理をして優先順位をつけて、名簿は提供は受けているんだけれども、まだ個別支援計画の策定に着手できない、もしくはまだ名簿の提供も受けていないというような地区に優先順位をつけて、積極的に町のほうから声がけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

すみません。答弁漏れがございましたので、追加をさせていただきます。

現時点の敬老会の対象者でございますけれども、正確な人数についてはちょっとあれなんですけれども、平成30年度5,241人ということで、平成29年度は4,894人、その前の平成28年度が4,559人、その前の27年度が4,222人ということで、毎年300人程度増加をしてきております。今のところ傾向としては、このような傾向が何年か続くということから、平成31年度、現年度は、5,500人程度の対象者になってくるかと思います。また、100歳以上の高齢者につきましても、現時点で10名の方が100歳以上という状況でございます。一時は14人くらいまでふえたことが……

〔発言する人あり〕

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　10名でございます。現在100歳以上が10名でございます。

一番多いときは16、７人になったときがあるんですけれども、やはり増減がございますので、本年度は10人ということでございます。

〔発言する人あり〕

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　今年度の100歳以上の対象の高齢者でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　答弁ありがとうございました。丸藤でございます。

１点だけなんですけれども、災害時要支援者見守り支援事業、94ページ、これは大変だなと思います。いざという災害が来たときには、来なくても、現状のままではいいのかというとやはり心配ですし、それは各自治会によって、防災会によってもまちまちだとは思うんですけれども、やはり代表者、現状は代表者が町のほうから言われて把握して、それをどうしたらいいかというのは、やはりいいところではまだ役員に分散して、個人情報だからきちんとしてほしいということは言いつ

つも、役員さんに言っても、それ以上はまだできないのかな、それが普通なのかなというふうに考えた場合、やはりいざ災害が起きたときにはどうしたらいいのか。

東北では、大きな火災があって、食堂から出た火災で、あそこの事故では１人も被害者がいなかったと。どういうふうにされているんだろうかと思うくらいなんですけれども、これから災害、よく言うんですけれども、向こう30年以内に70％くらいの確立で首都圏直下型の地震が来ると言われています。それを地域でというのも難しいのかもしれませんけれども、そのための見守りだと思うんです。やはり少しでも被害者が出ないようにということから出ていると思うんですけれども、現状では町のほうがどういうふうに出向いていくのかということなんですけれども、その末端のことを考えれば、それらについては本当にどういうふうにしていくのか、これ以上の答弁あるんでしょうか、先ほどの答弁以上。その点だけ、あればお聞きします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、災害時の避難行動の要支援者支援制度でございますけれども、本当にいつ来るかわからない災害に対応するために、地域での顔の見える関係づくりを引き続き進めていく所存でございますけれども、具体的に地域への説明につきましては、今後ぜひ出前講座等も設定をして、地域の自主防災会やそのほかの地域での集まりに行って、避難行動の要支援者支援制度、また個別支援プランの策定について具体的な方法等について皆さんに説明がしていけるような体制を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　簡単なもので、すぐ終わります。

健康教育事業の116ページ、成果書143ページの宮代健康マイレージ事業ということで、1,893人参加者人数とあります。その中で健康教育のその他報償費63万円というのがございまして、これ具体的にわかる数字があったら教えていただきたいのと、それから19節の負担金補助及び交付金41万8,000円、これはどんなふうでこの額になったのか、お伺いします。

それから、決算書120ページの福祉医療センター運営事業、13節の医療介護環境調査業務委託料というのが入っていますが、これの結果というか。これがどうなっているか、お伺いします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

まず、いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、マイレージ、健康教育の成果書の143ページのところなんですけれども、その他の報償費のところでは、参加者の方々に歩いた歩数8,000歩以上で健康診査を受けられた方々に2,500円の券、8,000歩以上で健診未受診者の方に2,000円の券、5,000歩以上で8,000歩未満の健診を受診された方に1,500円の券、5,000歩以上8,000歩未満の健診未受診者の方に1,000円の券というところでお配りさせていただいたところですけれども、合計が716名の方々にお配りしております。

内訳でございますけれども、健診を受けて8,000歩以上歩かれた方々が340名、健診は受けて

いないけれども8,000歩以上歩いた方が147名、5,000歩以上8,000歩未満の健診の受診をされている方が135名、5,000歩以上8,000歩未満の未受診者の方というのが94名でございます。

あと、２点目の負担金のところ、41万8,000円はどういう計算なのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、県のほうのマイレージに参加した段階で、利用者割、均等割、人口割というようなところでの計算式がございまして、こちらが決められた金額として出てまいった金額でございます。

こちらについては、大もとの金額というのが埼玉県とドコモとの契約があるようでございまして、その金額によって上下はするんですけれども、宮代の場合は利用者割というところではもう既に1,000人を超えていますので、基本的には上限額というのは決められた金額になってはいるんですけれども、ただ委託料の金額が毎年若干変わってきてしまいますので、同じ金額で推移するかというと、そこは若干毎年微妙に変わってくるというところがございます。

あと、３点目、決算書の120ページのところ、福祉医療センターの運営事業のところの環境調査というところですけれども、こちらにつきましては一応昨年度において実際に近隣の状況とかいろいろな医療環境とか介護環境とかの調査が全部終わりましたので、それをまとめていただきながら今年度はその結果をもとに、今後どういうふうな方向性に決めていくべきかというところを検討するという状況になっておりますので、今回の定例会の中でその結果、こういった形の結果になっておりますというところをお示しできるように今、準備を進めているところですので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

今、医療センターのほうは今回の定例会、この９月定例会が終わるくらいのときに見せていただけるというか、それと今のは健康マイレージのほうなんですが、1,893人のうちの716人がそれぞれ何かしらの報償をいただいたと、意欲が、頑張れるなというふうな結果がよくわかりました。それで、これ国保のほうでも負担金というのを出しているかと思うのですが、国保と一般会計との出し方というか、どういう予算というか決算もそうですけれども、どんなふうに立て分けているのかということをお伺いします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

まず、いただいた質問にお答え申し上げます。

クオカードのところにつきましては、まず国保の加入者の方々というのは国保連合会との調整もあるんですが、中に加入者であるか加入者でないのかというのがわかるような仕組みになっております。ですので、申し込まれた段階で保険証を添付したりというところで、国保の方なのかそうでないというところは確認もとれておりますので、それをもとに国保と、どれぐらいの割合で参加している方々がいて、どれぐらいの方々が多分クリアできるだろうというところで案分をさせていただきながら、予算のほうについては確保させていただいたところでございます。

もう一つが、福祉医療センターの環境調査でございますけれども、こちらについてはこの定例会の最中に昨年度に実施した結果というところをお示しできるように準備をしているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

国保との関係というのは、ごめんなさい、負担金、県のほうに出す健康マイレージ負担金の割合というか、その予算上そっちのほうです。クオカードじゃなくて。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

そちらの負担金のところでございますけれども、実際の国保の方々と社保の方々というか、それ以外の方々の割合というのも全部わかっていますので、そこをもとに決められた町に負担金として請求が来ている41万8,000円というところの前の段階の金額を負担して計算をさせていただいて、それぞれがお支払いするというような形で行っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

最初に、決算書の90ページ、13節の委託料の不用額についてでございます。

説明では、養護老人ホーム等への入所措置などを行うとなっているということで、平成30年度が該当する事案がなかったということなんですけれども、該当する事案ということなんですけれども、これは申し込みもなかったんでしょうか。申し込み人員がもしわかれば、その中で該当しなかったということなんでしょうか、そのことをちょっとまず最初にお願いします。

それから、92ページになりますが、高齢者の健康づくり支援事業でございます。

町民グラウンドゴルフ大会を５月に開いた、これは当然高齢者の健康づくりのために大切な事業だと思います。ただ、３年間見ていると189人から184人、そして今回は156人と、ゲートボールのほうでは平成28年が23人、平成29年が16人ということですか、今年は雨で、平成30年度は雨でできなかったということなんですけれども、これ年々減っていますね。これは町のほうの宣伝というのはどういうふうに、こういう大会を開くにも、積極的にそれは加担しているんだと思いますけれども、どのような宣伝の仕方というか、やっているのかどうかお願いします。

それと、131ページになります。説明書の131ページ、宮代健康福祉プラン策定事業でございます。

この平成27年から平成29年を期間とする第６期の宮代健康福祉プランの事業評価を行ったということなんですけれども、それと平成30年度から令和２年度の計画期間とするのをやるということなんですけれども、この評価というんですか、どのようにやって、どのようにこの評価を次のあれに持っていったのか、できれば教えていただきたい。詳しく説明をしていただきたいと思っております。

それと、これは県の仕事なんですけれども、アクティブシニアの社会参加支援事業です。

いろんなコンピューターのあれだとか、いろいろやっていると思います。これ、埼玉県の100％の事業だと思うんですけれども、これは予想で結構です、埼玉県としてずっと続けていくものなのかどうか、これから先も。宮代町はどのように考えていますか、それ県のことだからわからないよと言われればそれまでなんですけれども、どういうふうに考えているのか、お願いします。

それと、衛生費のほうなんです。決算書の110ページになります。

町医の報酬はわかりました。ただ、保健センターの電気事業者、供給業者、変更ということで説

明されたんですけれども、このなぜ変更したのか、また、これ安くなったからだと思うんですが、どこからどこの業者に移ったのか。聞いたことあるような感じするんですけれども、ちょっと物忘れしたので、もう一度お願いしたい。

それから、電話料が当初の見込みより上回るということで説明はされました。しかし、平成30年度で23万1,760円、しかし平成29年度では22万9,000円なんです。１万円くらいですか。１万円ちょっとですね。これで上回ったという、予算との関係でどうなのかなと思って。これ説明するようなことがあったのかなという感じがするんで、ほかに利用したということですけれども、どうなんでしょうか、その辺の説明をお願いします。

それと、健康診査、114ページ、健康診査事業でございます。

これでいろんな病気、再診されて、もう一度診てほしいということでいろんなことやっていますけれども、これによって病気の早期発見というのがどのくらいになっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。特にがん検診で何人くらいが見つかったのか、お願いします。

それから、116ページになります。不妊治療費助成事業です。これも埼玉県の事業だと思いますけれども、この不妊治療に対しては時間とお金がかかるんですよ。いろんな人から聞きましたけれども、時間とお金がかかる。５年間で本当に大丈夫なのかと不安に思っている人がいます。実際に５年間治療を受けても子供ができなかった。子供が欲しい人にとっては大変なことだと思います。このことについて、ほかの自治体ではどういうふうにこの制度、県だけではなくて町としても、市としてもやっているのかどうか、町はどういうふうに思っているのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

この予算というのは大事なことだと思います。ぜひ、もしほかの自治体で予算を組んで特別にやっていますよというんだったら、増やしてほしいなと、これは私の希望です。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからの質問にお答えを申しあげます。

まず、老人福祉施設措置委託事業でございますけれども、こちらにつきまして平成30年度も措置の必要なケースがなかったことから、実績がゼロということになったものでございます。

こちらにつきましては、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を措置入所をさせて養護をするというものでございます。そのようなことから、特に申し込みがあれば、そのままストレートで入所できるというようなものではございません。

昨年度１件の相談がございました。その結果、措置委託という方向で進んだわけでございますけれども、その方については透析をしているということで、医療的なケアが必要な方について、養護老人ホーム等で受け入れることが困難だという理由で措置入所ができなかったという状況でございます。

続きまして、高齢者健康づくり支援事業でございますけれども、昨年度まで町民グラウンドゴルフ大会と町民ゲートボール大会を開催してきておりました。昨年度の実績は成果書にあるとおりでございます。昨年度はいずれの大会とも参加者が減少したということになったわけでございますけれども、こちらのＰＲにつきましては、それぞれ

大会の運営を、グラウンドゴルフ大会は町のグラウンドゴルフ協会、ゲートボール大会につきましてはさわやか連合会、老人クラブ連合会のほうに運営を委託いたしまして、高齢者の意向が反映されるような大会にしていくということでやっているものでございます。こちらの参加の受け付けというかＰＲでございますけれども、広報等で町民に広くお知らせをして参加を募っているわけでございますけれども、去年はゲートボール大会は雨のため中止というような結果になりました。グラウンドゴルフにつきましても、その近くに近隣の協会の大会があったりすると、なかなか参加者が減ったり、もしくは個人的な都合によって参加者については影響を受けることもございます。ゲートボールについては、年々競技人口が減少しておりまして、なかなか参加をするチームがないということがございましたので、さわやかクラブ連合会と話し合いの結果、本年度、令和元年度からは競技を変えまして輪投げ大会ということで、進修館を会場に開催したところでございます。そちらのほうにつきましては、140名ぐらいの方に参加をしていただいて、またにぎやかな大会が戻ってきたなというふうに感じております。

続きまして、宮代健康福祉プランの策定事業でございますけれども、こちらも成果書にあるとおりでございますが、昨年度は第６期計画、平成29年度の最終評価と新たな第７期計画の平成30年度の目標設定と中間評価を実施したところでございます。こちらは、上にある宮代健康福祉事業運営委員会の高齢者部会で進行管理を行っていただいておりまして、そちらの委員さん方からいろいろな意見が出されてきております。その意見につきましては、町のほうでその後確実に処理を行いまして、次期の計画の策定に生かしていくというようなサイクルで進めております。

続きまして、アクティブシニアの社会参加支援事業でございます。

こちらにつきましては、元気な高齢者がこれから地域活動への参加をすることによって地域の担い手として活躍していただくために、県の10分の10の補助金、アクティブシニア社会参加支援事業費の補助金を活用して29年度から実施したものでございますけれども、こちらにつきましては、県のこれからの事業の継続ということについては、町としては今のところ把握してございませんけれども、町といたしましては、補助金を活用してやる事業は３カ年の限定の事業でございますので、平成29年、平成30年と令和元年度という３カ年は補助金を活用して実施をしていきますけれども、その後は引き続きできる限り継続性を持って事業を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問にお答え申し上げます。

まず、１点目、保健衛生総務費の電気料のところなんですけれども、こちらにつきましては町のほうで一括で契約という形にはなっておりますので、東京電力のほうから丸紅のほうに変わったことによって金額のほうが抑えられているというところでご理解いただきたいと思います。

２点目、電話料についてというところなんですけれども、こちらにつきましては昨年度健康増進計画等を策定しているというところと、あとはまた、先ほど委員さんからの質問にございましたように、成果書144ページのところ、健康相談事業129件、精神保健に関する相談が非常に多いというところでお話をさせていただいたんですが、やはりこういう方々については１件当たりの時間等

も結構かかったりしますので、そういったところで増えているというふうな認識をしているところでございます。

あと、がんの発見数というところでございますけれども、こちらについては固まっている数字というのは、がん統一集計というところの数字になるんですけれども、それでいくと、最新版が平成29年度になります。こちらにつきましては、平成29年度が乳がん検診でがんが見つかった方が４名、大腸がんの方が８名、平成28年度におきましては肺がんの方が１名、胃がんの方が１名、大腸がんの方が３名、乳がんの方が２名、平成27年度におきましては胃がんの方が１名、大腸がんの方が６名、乳がんの方が２名となっております。

以上でございます。

もう１点でございます。すみません。

不妊治療に関して、他市町の状況というのは大変申しわけございません、どういうふうなお考えを持っているのかというところはわからないんですけれども、町においては、今までと同様、継続して県の補助金に対する上乗せ分として継続して事業のほうは実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございます。

じゃ最後に、不妊治療のあれなんですけれども、これはじゃ５万円、県からは５万円もらっていますよね。１回につき５万円、１年につきですか。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。質問をきちんと言ってください。

**○委員（山下秋夫君）**　86ページの不妊治療です。県のほうの助成金というのはどのくらいなんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　質問は１点だけでよろしいでしょうか。

**○委員（山下秋夫君）**　一遍でいいですか。一遍にやります。

**○委員長（九山妙子君）**　一遍でお願いします。

**○委員（山下秋夫君）**　不妊治療の県と町の助成の仕方、やり方、あと額をおっしゃってください、１つ目は。

それから、最初に言った90ページの委託料、該当する事案はなかったということでおっしゃったんですけれども、これは毎年、平成30年度は該当するところがなかったんですけれども、平成29年、平成28年もこれはどんな数字になっているんでしょう。数字のあれというのを教えていただければありがたいと思います。

それから高齢者づくり、これ支援はわかりました。今年、平成31年、今年から輪投げ大会やって140名の方が参加したと。このようにいろいろと変えていただければ、いろんな人が出てくるんじゃないかなというふうに私は思っております。やはり一つ一つでやっていると、なかなかマンネリ化してしまうというのがあるので、いろんな立場のいろんなクラブの人、あとは健康づくりにこれが適しているなと思ったやつをこれからもお願いしたいなと思っております。

それから、131ページの健康福祉プランの策定の事業なんですけれども、これはわかりました。今やっていることでわかりました。

それから、92ページの老人福祉事務事業なんですけれども、さっき言ったかなと思ったんだけれども言い忘れたのかなという感じがするので、これは減っているんですけれども、予算的には。これシルバー人材センターは何人くらい今登録されているのか、それと老人クラブのクラブ数です。幾つくらいあるのか、お願いします。

アクティブシニアについてはわかりました。県

のほうで３年契約だということで100％補助を受けていると、そのほかはちょっとわからないよということなんですけれども、できるだけ、利用者がいればの話ですよ、続けてほしいなという感じはします。また、利用者というのは何人くらい今いらっしゃるんでしょうか、利用している人が。

それと、決算書の110ページです。

保健衛生費、保健センターの電気供給業者を変えたということなんですけれども、先ほどどこでということで聞いたら、要するに電気料とかそういうのが安くなったということなんですけれども、これは保健センターだけそういう契約なんでしょうか。ほかのところはどうなるのかなという感じはするんで、安くなるんだったら、どうなんでしょう、その辺のところは。私はわかりません、その辺のところが。変えた理由がわからない。安くなったからということで理由をおっしゃったんですけれども、保健センターだけなのか、ちょっと答えてほしいんですけれども。

それから、早期発見につながったということで、これは本当にすばらしいことだなと思っています。町民の健康を願うということについては、やはりこういうことを続けてほしいなという感じがします。それで医療費も安くなるし、すてきなことだなと。これは全国的なことなんですけれども、やはり町独自のやつも進めていってほしいなという感じは私は感じております。これについてはわかりました。

さっき言った不妊治療ですね。その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんの再質問にお答えを申し上げます。

まず、老人福祉施設措置委託事業でございますけれども、こちらは昨年度の実績はございませんでした。過去からの経過につきましては、介護保険制度が開始された平成12年度の時点で養護老人ホームへの措置をしている方が４人いらっしゃいました。それで、平成16年度に新たに措置をした方が１名、平成23年度に１名、その後なくて現在に至っている状況でございます。

また、健康づくり、高齢者の健康づくり支援事業につきましては、本年度から輪投げ大会にゲートボールから競技を変えて実施したところではございますけれども、今後も高齢者の方々のニーズに合わせた、皆様が参加しやすい大会の開催に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、老人福祉総務事業でございますけれども、シルバー人材センターの会員数及び老人クラブの団体数ということでございますけれども、シルバー人材センターにつきましては、大体会員数は160名から180名の間で推移をしているところでございます。老人クラブの団体数でございますけれども、全部で13団体になっております。

続きまして、アクティブシニアのメンバーということでございましたけれども、エンジョイメンバーということでよろしければ、そちらの登録状況につきましては、成果書の129ページの中ほどにございますけれども、昨年度新たに168名の方がエンジョイメンバーに登録をしていただき、現在の年度末の登録者数は363名となっている状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問にお答え申し上げます。

まず、電気料なんですけれども、電気料については保健センターが独自で契約をしているわけではなく、町の管財のほうで契約をしていて、今度からここから請求が来ますというところに対してのお支払いをしているところでございますので、全体としてほかのところがどれくらい削減しているというところまでちょっと保健センターのほうでは把握していないところでございます。

ただ、ふだんから昼休み等消灯したりとか要らないところについては極力電気を消したりというのはここ数年ずっと行っていますので、そういったところから考えると、多分委託先が変わったことによって金額のほうが抑えられているんじゃないかなというところで判断させていただいたところでございます。

２点目の不妊治療に関してですけれども、県のほうは補助事業として15万円です。それに町のほうが上乗せ分として５万円というところを交付しているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　最後のことなんですけれども、不妊治療なんですけれども、県のほうでは５万円を３年に分けて５年間ですか、埼玉県では１年で５万円で、通算で５年間ということでやっていると思うんですけれども、それのところが違うんでしょうか。通算で５年間ということで聞いているんですけれども、私の勘違いかな、じゃそれは。

一応県のほうでは15万円しか補助しないということになっているんですけれども、私の調べた結果は１年で５万円で通算で５年間と聞いているんですけれども。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員、１点のみの質問で。

**○委員（山下秋夫君）**　はい。

**○委員長（九山妙子君）**　健康増進室長。

**○健康増進室長（竹花　治君）**　健康増進室長、竹花でございます。

私どもが把握しているのは県のほうが15万円、初回だけが30万円、あとは原則として40歳未満の方は６回までで、40歳から43歳未満の方は３回までというのが昨年までの事業として県のほうから実施しているというふうに把握しております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　わかりました。

じゃ一応町のほうでは５万円と県のほうで15万円ということでやっているということなんですけれども、やはりこれは赤ちゃんが欲しいという希望を持っている人からすると、本当に大変だということを聞いているんです。治療に時間がかかる、お金もかかる、本当に町のほうとしてももう少しこれ考えてやったほうがいいんじゃないかなという感じは私はしているんですよ、いつも。一度これを不妊治療のことで相談受けた人がいたんです。町のほうはちょっと少ないんじゃないかということで言っていた人がいたんです。もう少し何とかならないかということで、これでも町の制度としてずっとやっているんですけれども、やはり子供が欲しいという、で、人口もふやさなくてはいけないということもありますけれども、確かに６名の方が今回、この治療費のおかげで赤ちゃんが授かったということなんですけれども、こういうことをもう少し時間をかけるというんですか、３年、５年じゃなくて、それをじゃ７年にしてみようかということで、そういうことを考えてほしいなという感じは、私のこれは希望です。よく考えて、その辺のところは制度を改正するなりしてほしいなと私は思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で健康介護課の質疑を終了いたします。

休憩といたします。

休憩　午後　６時１６分

再開　午後　６時３０分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより産業観光課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○産業観光課長（長堀康雄君）**　改めまして、皆さん、こんばんは。

産業観光課長、長堀でございます。

以下、職員につきましては、自己紹介させますので、よろしくお願いします。

**○産業観光課副課長（秋谷裕章君）**　副課長の秋谷です。よろしくお願いします。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。よろしくお願いします。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　同じく副課長、野口です。よろしくお願いします。

**○商工観光担当主査（山内一生君）**　商工観光担当の山内と申します。よろしくお願いします。

**○農業振興担当主査（鈴木　功君）**　農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

**○農地調整担当主査（長瀬昇之君）**　農地調整担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。よろしくお願いいたします。

何点か質問させていただきたいと思います。特に成果書を中心にして質問をさせていただきたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、決算書の126ページ、成果書の151ページの中身でございますけれども、質問します。

新しい村管理運営事業の中身の中で、若干細かくなると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、農家農業支援事業ということで、これ昨年もゼロ円ということなんですけれども、今年もゼロ円ということになっていますけれども、この理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、成果の関係の中で、特に高齢で、出荷困難になった生産者への出荷及び買い物が困難になった方への配達事業を実施しましたとなっておりますけれども、これの実績はどのようなものなのかひとつお聞かせ願いたい。

また同時に、地元農産物を使った弁当、村弁。実はきょう、昼弁当、村弁をいただきましたけれども、年々、随分販売個数が上昇しておるんですけれども、この弁当はスタッフ、担当は何人で調理をし、そしてどのようなエリアの中に配達をしているのか、販売しているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく下段のほうに移りますけれど

も、園内施設修繕ということで載っておりますけれども、具体的な工事箇所も載っているわけでございますけれども、新しい村の園内の施設の管理面積、お聞かせ願いたいと思います。現状の維持管理をしている面積はどのぐらいあるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、決算書の132ページ、成果書の152ページのほうなんですけれども、商工業振興事業ということで、具体的に実績内容、成果も含めて載っておるんですけれども、この中で何点か確認も含めてお聞かせ願いたいと思います。

まず第１点、宮代町商工会の補助金ですけれども、ここ数年、1,100万ということで、ずっと同額で載っておるんですけれども、この補助金の経緯、何年前からこの1,100万になっていたのか、以前は、どのぐらいにさかのぼって変化をしてきたのか、変わってきたのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、店舗・住宅リフォーム補助金ということで、それぞれ実施内容、成果ということで載っておるんですけれども、ここに17件という件数も載っておるんですけれども、どのような改修、改築だったのか、１件当たりの補助額はどのぐらいになっていたのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

お答えさせていただきます。

まず１点目、成果書151ページの新しい村管理運営事業の農家農業支援事業、これの委託料がゼロ円ということについて、お答えさせていただきます。

まず、農家農業支援事業につきましては、株式会社新しい村の設立、目的の大きな一つであります農業の受託サービス、稲作ですとか、ソバの刈り取り等が主な事業となっておりまして、こちらにつきましては、会社の設立当初から、自分たちの入ってきたお金で自分たちの経費を賄うというような形で、第三セクターを立ち上げておるものですから、町からの支出はゼロとなっております。

ですので、第三セクターの本来の目的ですので、契約行為をする必要まではないのですけれども、毎年、一応町と第三セクターの覚書といった形、毎年こういったきちんとした仕事をやるんだよという意味を込めまして、ゼロ円ではありますけれども、お互いに約束事を決めているような状況となっております。

続きまして、２点目の集荷・宅配事業の実績についてでございます。こちらにつきましては、出荷ができなくなった高齢の方へのまず、集荷につきましては、14人の生産者と契約をしておりまして、合計273件、平均すると月に22件お伺いをさせていただいております。

また、宅配につきましては、高齢者や子育て世帯への宅配ということで、お米、弁当、野菜を中心に183件ということで、平均して月15件宅配をさせていただいているところでございます。

続きまして、村弁をつくっている惣菜部門の人数、それからエリアということでございますが、まず、人数につきましては、注文の数によって大幅に人数ちょっと異なっておりまして、正職員、正社員につきましては１人です。また、パート従業員につきましては２人から４人が、注文数あるいはイベントの前後等に合わせて変化をしております。

エリアにつきましては、基本的には町内限定というふうにさせていただいているところです。

それから、新しい村の維持管理の面積というこ

とでございますが、町の町有地、あるいは個人が所有しているところも含めまして、草刈り等を行っている面積は10万945平方メートルということで、約10ヘクタールとなっております。

農業振興部につきましては、以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

商工会への補助金について、いつからかということなんですが、申しわけないんですが、今、手元に資料がなくて、正確に何年からとわかりませんので……。失礼しました、平成20年度から今の1,100万円の補助金となっております。

続いて、リフォーム補助金17件ということですが、こちらについては、金額については大小あるんですが、単純に17件で平均しますと７万円ぐらいとなります。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

何点か確認を含めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、第１点のほうですけれども、新しい村の管理運営事業ということで、決算書の126ページ、成果書の151ページの関係なんですけれども、この中で若干漏れた面があるものですから、ひとつ確認を含めて質問をしたいと思います。特に園内施設修繕ということで、一応額から載っておりますけれども、具体的に園内施設の修繕は何カ所で、どのようなところを修繕したのか、細かいことで申しわけないんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

その他、この中に木製の橋の屋根の修繕、ほっつけの看板、いいものができたということで、利用者にとって好評なので、これからもできる限り一つ一つ頑張ってもらいたいというふうに思っているわけでございます。

その中で、園内の歩道というか遊歩道というのか、若干老朽化して、足元が極めて悪いところが多々あるんですけれども、ここらは確認をしているのかどうか、具体的なものは上げてもいいんですけれども、もちろん職員さん専門的な関係なので確認していると思いますけれども、この遊歩道の関係を確認しているのかどうか、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、商工業振興事業の中で、もう少し確認したいんですけれども、例えば店舗・住宅リフォーム補助金ということで、平均７万円というふうなご答弁をいただきました。７万円で果たしてどのような改修、改築があったのか、リフォームということですから、少なくともお店の改修等々の内容ということで理解をしているんですけれども、平均７万で、どのようなリフォームがなされたのか、この点についてはチェックをしているのかどうか、ひとつ再度お聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

まず施設、新しい村の施設修繕につきましては、昨年度につきましては、１年間で17カ所、ベンチですとか木製のスロープ、それから農の家のエアコンですとか、育苗施設のエアコン等、それとほっつけ看板ですとか、駐車場の看板、そういった細々したものまでも含めまして、17カ所の修繕を行っておりまして、トータルが決算書に記載させていただいております314万556円ということになっております。

それから、遊歩道の状況ということについてで

ございますが、現場のほうにつきましては、巡回等もさせてはいただいているんですけれども、遊歩道の、例えばレジーナの下の枕木が少し腐っているところですとかは、おととし１カ所は直したんですけれども、まだちょっと何カ所か残っていたりします。それ以外について、ちょっともしかすると気がついていないところもありますので、ちょっとご指摘いただければとは思います。

ただ、昨日もちょうど新しい村の従業員を集めて話はしたんですけれども、必ず毎朝巡回をして、そういった危険箇所のチェックをするようにということで、ちょうど昨日、話をもう一度改めてしたところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　産業観光課副課長、野口でございます。

リフォーム補助金のもう少し詳しい内容はということなんですが、リフォーム補助金につきましては、まず、店舗と住宅が対象となっております。平成30年度につきましては、店舗が２店舗、住宅が15件が今回は合わせて17件のリフォームの補助のほう支出しております。

住宅が多いんですけれども、住宅につきましては、対象経費の５％が補助枠になりますので、それで上限額が対象事業費が最高200万になりますので、最高でも10万が１件当たりの補助額になります。これは少ないかもしれませんが、多くの方に補助を受けていただきたいという気持ちもございますので、上限が10万ですので、そのうちの多少高い低いございますが、平均すると７万円ぐらいということになっております。

内容につきましては、これはさまざまなんですが、屋根、壁等の塗装だったり、台所、あとはトイレ等のリフォーム等、いろいろな中身はございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

わかりましたけれども、しつこいようですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

まず、園内の施設、修繕、それなりに17カ所ほど修繕をしたということでございますけれども、大分年々、新しい村の管理、行き届いてきて好評です。きれいになった最近はという話なんですけれども、年々本当に修繕をして、きれいになった、整備されたという声は聞くんですけれども、やはり12ヘクタールというこの園内を隅々まできれいにするというのは、なかなか大変なのかと感じはするんですけれども、やはりできる限り園内を多くの方に気持ちよく回れるようなそういう施設に、なお一層、努力してもらいたいというふうに思いまして、ちなみに東武動物公園の南側の金網のネット、あの周辺の足元が極めて、高齢者にとっては滑る、つまづくというような状況がありますので、ひとつそこらは一日も早く整備してもらえればいいというふうに思います。要望ということでよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、商店会の関係なんですけれども、平成20年からこの額でもう一定してる、固定してるといっていいと思うんですけれども、今、商工会の会員数、何名なのか、できたらこの推移もひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。若干の減少だというふうな声も聞いおるんですけれども、現時点の会員数は何名なのか、お聞かせ願いたい。

また同時に、商店会で今、街路灯の電気料の補助金を出しているわけですけれども、この成果表を見ると、２団体ということなんですけれども、具体的にどこの団体なのか、また、何灯分なのか

ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

まず、商工会の会員数ということなんですが、直近ですと、令和元年度、今年度は554人というか554になります。

推移なんですが、５年前の平成27年でいきますと555ということで、ここのところ加入数は余り変わっていない状況です。昨年が549、その前が558ということで、ちょっと若干出っ張って引っかかってという感じで、そんな形で550ぐらいを前後しているという感じになっております。

続いて、商店会の街路灯の補助金の関係なんですが、今、受けているのが２団体ということで、大学通り商店会のほうがまず１つ、こちらが設置数が53基ございます。もう一つが商店会ではないんですが、すずらん会、学園台のところ、すずらん会のほうが補助金を受けていまして、12基というふうになっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

この商店会の街路灯も、つけて何年もたって、この学園台もしかり、すずらん会もそうだと思いますけれども、結構老朽化している面もあろうと思うんですけれども、できましたらＬＥＤ化は考えているのかどうか、もう現在もＬＥＤのところももちろん導入されていると思うんですけれども、今後、何らかの形で補助金を出すんだったら、そういうものを一つ目指して、補助してもらえればというふうに思うんですけれども、その考えがありやなしや、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

街路灯のＬＥＤ化ということなんですが、まず、すずらん会のところは今、ＬＥＤになっております。それ以外はＬＥＤのところはわからないんですが、あと補助金の関係だと思うんですけれども、今、新しく……。

失礼しました、ちょっと訂正お願いします。大学通り商店会のほうが全部ＬＥＤになっているということで、すみませんでした。申しわけございません。

補助金なんですが、ＬＥＤ化のための補助金というのは特別、今、用意はされていないんですが、今度……。

補助金については、商店会の今の活性化補助金ということで、今度、商工業の振興事業の補助金に変わりますが、そちらのほうで商店街環境整備事業というその中で、街路灯のほうの修繕ということも対象になります。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　産業観光課副課長、野口でございます。

先ほどのＬＥＤの関係はもうちょっと調べて、ちょっと曖昧な回答をしてしまいましたので、調べまして、後ほどご回答させていただきます。申しわけございませんでした。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

今、商店会の明かりが消えそうなところも何カ所かあるんですけれども、できる限り防犯灯の役割も果たしているこの商店会の街路灯、ぜひともひとつできたらＬＥＤ化にすれば、もっと明るくなると思うし、商店会の活性化の一つの道筋にもなるのかというふうに思ってますので、一つ要望

ということで、以上をもって質問を終わりにしたいというふうに思います。何か答弁があったら、はっきりと答弁してください。よろしくお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

決算書の126ページ、新しい村管理運営事業の地産地消モデル事業のところで、成果書のほうは151ページです。こちらの新しい村の年間営業日数322日で、年間来客数、レジ通過者数が15万9,620人ということで、計算すると、日に495人来客、レジを通過しているということになるんですが、こちらの客単価を教えてください。

あと、先ほどの前段議員の質問にもありましたが、村弁が好調だということで、こちらも1.11倍、大体225個ぐらい去年より増えているんですけれども、こちらの先ほどにもちょっとかぶるかもしれないんですけれども、販売先がさっき町内ということだったんですけれども、これは基本的に個人に販売なのか、例えば団体に結構頻繁に販売されているのか、あと、こちら販売を強化しとありますが、どのような強化をしているのか教えてください。

あともう１点、成果書の153ページ、決算書が134ページの消費者対策事業のところで、こちら成果のところに消費者被害防止サポーター養成講座を開催し、６人の消費者被害防止サポーターが誕生しましたとありますが、こちらの誕生した６人のサポーターはどのような活動をしているのか、もしくはこれからしていくのか教えてください。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

まずは、新しい村管理運営事業の森の市場「結」への客単価ということについてでございますが、１円単位までではなくて概算になってしまうんですけれども、大まかに言いますと、１人1,000円という形になっております。

それから、村弁の販売につきましては、本来はあそこはカフェと惣菜、コロッケをつくったりですとか、そういった皆さんがプラスアルファで村弁をつくり始めたというところもございますので、弁当の宅配屋ではないので、なかなかその細かいところまではできないんですけれども、今はやれる範囲でということで、個人３個以上、団体は当然のこと、個人でも３個以上であれば宅配はしますというような形で対応はさせていただいているところです。

販売強化につきましては、地区の集まりですとか、そういったところの口コミが今、一番多くはなっているんですけれども、チラシの配布と、あとホームページ、それからメニューを今まで１種類しかなかったものを２種類、これはすみません、議員の皆さんからそういった要望があったということがスタートになっていまして、一応２種類つくり始めたというふうに伺っております。そういった形で広めているのと、あと視察でよその市町村から来た皆さん、農協の方々ですとか、議員の方々が来たときには、ぜひ村弁を食べていっていただきたいということで、そこら辺のあっせんをさせていただいておりまして、そういった口コミも広がっているところです。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

消費者被害防止サポーターの活動はということなんですが、こちらのほうのサポーターさん、昨年度12月からスタートさせておりますので、最初の事業としましては、桜市の中で啓発活動のほうをさせていただいております。

今年に入りまして、県のほうの研修会に１回参加させてもらうのと、あと11月に教育委員会の事業なんですが、みやしろ大学がありますので、そこの中で消費者のための講座というか講義がございますので、そこに一緒に参加して、研修を受けるということで、啓発活動、あとは研修の機会ということで今のところは進めさせていただいております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

まず、客単価が1,000円ということで、もう少しいかないかと、2,000円ぐらいいってくれるといいかと思っています。そうすると大分違うんではないかと思いますので、努力していただければと思います。

あと、村弁なんですけれども、きょうも本当に出ておいしかったんですけれども、ただ精進料理かなという感じの内容で、でも本当に食べた後にもたれなかったりとか、物すごくヘルシーなのはすばらしいと思いますので、できればこれから先の課題として、例えばカロリー表示をしていただくとか、あとヘルシーのお弁当と、もう１種類そうではないお弁当にしてもらうとか、そういう感じにしていただけたらいいと思います。

あと、消費者対策事業のほうのこちらのサポーターさんは、これからもどんどん増やしていく予定でしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

サポーターの数を増やしていくかということなんですが、町としては増やしていきたいと思っております。ただ、今年については、ちょっと養成講座のほうの数、県のほうで開催できる数は限られておりますので、ちょっと今年は対象にならなかったもので、養成講座が開催できないんですが、また来年は申し込んで養成講座開催をさせていただいて、増やしていきたいと思っております。

また、サポーターではないんですが、民生委員さんのほうと一緒に研修をしていたとか、サポーターだけではなくて、いろんな意味で多くの方々が消費者対策というんですか、そういうところにかかわっていけるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

本当に今、こちらのいろんな犯人のほうはすごく狡猾で、いろんなタイプのがあると思いますので、ぜひもっと増やしていただいて、各地区のほうとかに入っていって、いろんなお話を、いろんなタイプのお話とかしていただけたらと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　合川です。

質問させていただきます。

まず、１点目は、予算書132ページ、成果書152ページということで、産業おこしモデル事業についてお伺いをいたします。

産業おこしモデル事業については、これまでのやってきた事業に対する評価というか町が見てきて、これずっと商工会に100万近く毎年毎年出してきて、昨年度の平成30年度分もそうなんですけれども、そのコスプレも含めて、これまで出して

きた事業に対する評価をまずお伺いしたいと思います。

続いて、２点目は、宮東のほうで農地集約やっているかと思うんですけれども、ちょっとどこにどうというのが私わからなかったもので、その進捗を平成30年度までの進捗をお伺いしたいと思います。

続いては、成果書151ページの地産地消集荷宅配支援事業についてなんですけれども、これが集荷が何件で、配達が何件というのをお伺いいたします。

続いて、メイドインみやしろ、これも成果書が153ページになりますが、まず、このメイドインみやしろの制度として機能しているかどうかという点。というのは、41件中41件認められていて、新しいものは成田畳店さんとか、鈴木鉄工所さんのバーベキューコンロとかは出てきてるんですが、聞き取った範囲でしかないんですけれども、このメイドインみやしろ推奨品というマークがあったり何かあったりして、売り上げが上がっているのかというと全く影響がないということで伺っているので、41件申請して41件認められていれば、やはり何の意味があるのかとか思ってしまうので、昨年度言っていたメイドインみやしろのさらにワンランク上の制度を設けますというお話あったんですけれども、それがどうなったかという点、ちょっと予算書とか決算書とかから見えないもので、その点についてお伺いいたします。

あと、次が、スタンプラリーの参加者、その下、成果書の下のところにあるスタンプラリーの実施ということで、この参加者がどの程度いたのかというところをお伺いいたします。

続いて、あと新しい村の件なんですけれども、全協の中でお話いただいて、ボーナス赤字でも払いましたというお話があったんですけれども、それに対する町の評価、そのことにどう考えているのかという点と、そういうやり方を一般論で構わないんですが、銀行がどう評価するか、それをどう認識しているかということをまずお伺いしたいと思います。

あと、最後になりますけれども、例えば今回、新しい村にコンサル入れたということで、これ昨年度の決算ではないから……。その件については、ちょっとやめておきます。

今、お話した以上で質問をお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（秋谷裕章君）**　副課長の秋谷です。

まず、宮東・中島地区の農地集約事業についてお答えします。宮東・中島地区につきましては、水田農業を継続していくための対策として、圃場整備事業の取り組みを今、進めております。

平成30年の12月に、地元が５地区あるんですが、若宮地区、内野地区、中須地区、柚の木地区、松の木地区、この地区の方がエリアで農地を所有されておりまして、その５地区ごとに代表者を２名から３名出していただいて、全体で17名の委員が選出されまして、宮東・中島地区圃場整備事業準備委員会というのが、平成30年12月に設立されました。

最近の取り組みといたしましては、４月から５月にかけまして、このエリア内の農家や耕作者に準備委員会の名前でアンケートを実施いたしました。対象者142人です。108人の方から回答をいただきました。主な回答の内容といたしましては、あくまでも検討はこれからも進めていく必要があるという方の回答が多く、実際にこれから進めていくには現地調査などを行って、地形がどうなっているとかを確認する調査があるんですけれども、その調査に「賛成ですか、反対ですか」という問

いについては、108名のうち104名が賛成するというご回答をいただきました。

この回答をもちまして、今後、進めていくに当たっては、県の補助金を活用していく必要があるため、６月に、埼玉県春日部農林振興センターに宮東・中島地区の調査について、採択の要望を出しております。その採択の決定は、年度末、ほかの地区と宮代町以外の地区も要望があるということで、必ず採択されるかというのが、県のほうで費用対効果を確認しながら、採択されるわけなんですけれども、その採択を今、待っているという状況でございます。

そして、先ほど言いましたアンケートの結果につきましては、10月に発行される農業委員会だよりで、結果について掲載して、農家の皆さんに配付される予定となっております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

まず、地産地消集荷宅配事業の件数について、お答えします。

集荷につきましては合計273件でございます。それから、宅配サービスにつきましては183件でございます。

続きまして、株式会社新しい村の従業員に対する一時金、賞与、一時賞与金でございますが、こちらにつきましては、取締役会におきまして、会計参与、それから外部取締役のアキヤマ先生に会社の健全性等について伺っておりまして、流動比率等も高いということで、現金を多く持っているという部分、それから、今回の理由というのが高齢化が進んでいる従業員の中で、いつかはやはり若い従業員を入れる、重なる人件費が重なるタイミングがどうしてもあるということで、思い切って今回そこにチャレンジしたという部分もあるので、問題がないと言ってしまえばあれなんですけれども、大丈夫でしょうというお言葉もいただきまして、町としてもそれであればということで、同意をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

まず１点目、産業おこしモデル事業についてでございます。

現在、30年度につきましては創業セミナーと宮代の竹あかり事業やラブコスみやしろという３事業のほうを行っております。

平成29年度につきましては、それに対して、日工大寄り道マップということで事業を進めてまいりました。

まず、創業セミナーにつきましては、これは近隣の商工会と合同でやっているということもございますので、毎年、定員の参加がございまして、宮代町も平成30年につきましては、全員で30人の中で10人が宮代町の方で、そのうち４人が創業できたということで、創業につきましては、これは長くというかやっていって宮代町の商工会の会員さんがどんどんと増えていくということにつなげていきたいと思っていますので、創業セミナーについては、これは価値があるものだと思っております。

宮代竹あかり事業につきましては、平成30年度からスタートしたものでございます。議員おっしゃるとおり、毎年毎年同じ事業ということも効果があればそれもいいんですけれども、評価をしながら見直していくということも必要だと思っておりますので、また、竹あかり事業につきましては、平成30年度初めて行った事業でございます。宮代

の竹とＬＥＤ電球ということで、イルミネーションとあわせまして、宮代町を活性化していこうということになっております。

昨年度から始まったんですが、今年につきましては、流灯祭のときに６基先につくりまして、飾ってのＰＲをするということを進めていっております。

あとは、にぎわいづくりプロジェクトの寄り道マップにつきましては、平成29年度を最後に一応終わったんですが、今年度、令和元年度につきましては、日工大のほうで独自に寄り道マップのほうは進めているということですので、きっかけは、町からの委託事業だったんですが、それから自分で独自で大学のほうが事業を進めていくという、そういう波及効果が出たかと思っております。

ラブコスみやしろにつきましては、何年かやっていたんですが、なかなかコスプレと商店会の活性化というのがもうちょっとうまく結びつけばよかったんですが、ちょっと成果が乏しかったということもございまして、平成30年度をもって一度やめさせていただいております。

そういうことで、見直しをしながら、商工業の活性化になるような産業おこしモデル事業のほう進めてまいりたいと思っております。

続きまして、スタンプラリーについてですが、スタンプラリーの参加者は36名いました。

あと、メイドインみやしろにつきましてですが、メイドインみやしろ事業、昨年見直してスタートしたわけでございますが、41品目申請をして、全部が通っているということなんですが、審査基準といいますか、その申請の基準がある程度つくってございますので、そこに達したものはよほどなことがない限りは認定という形にさせてもらってます。

ここはまずは第１歩ということで、まずメイドインの数を増やして、こっちのメイドインみやしろのほうをＰＲするという意味もございますので、今後はどんどん増やしていきたいと思っております。

特選につきましては、昨年度は特選というくくりをつくったんですが、その前は殿堂入りと、３年間いると殿堂ということで、そういう制度が前あったもので、それを引き継いでいますので、ちょっと今年いっぱい、来年か再来年か……。本当で言う特選の審査がまだちょっと殿堂入りのものが相当数残ってしまっているので、現実にはもうちょっと先になると、本当でいう特選の審査が今、できていないという状態になっておりますので、特選が41中三十幾つという特選の数が出てしまっている、そういう状況になっておりますので、一度殿堂入りが終了しましたら、本当の意味での特選というものの賞が出てくると思ってますので、もうちょっとお待ちいただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　ありがとうございます。

幾つか再度質問させていただきます。

まず、ちょっと質問した順番にまた質問させていただきますが、まず、１点目の産業おこしモデル事業なんですけれども、この事業100万前後ぐらいを毎年、商工会に渡すというのが、そもそもの経緯というのが、以前にこの町が団体に出す補助金を一律何パーセント下げますよという政策をやって、商工会も例外なくそのパーセントにはまって補助金が下がって、その下がった分をこの「産業おこしモデル事業」という名目を変えて100万円をまたプラスして出しているというのが起源です。何かというと、それで一つまたお伺いしたいのが、補助金を毎回毎回出す事業で、何か補助金を出すからやってくださいというやり方と

いうのが、今後、ふさわしいかどうかという点と、あとは商工会のみならず、公募制のような形で、どうせこの100万前後があるんであれば、何かそれを使ってやりたいという希望がある中からいいものを選んででも、そこに投資をすべきかという考えもなくはないなというふうに思ってるんですが、その点について、この産業おこしモデル事業の少し先を考えると、どのような考えを持っているのか、お伺いをさせていただきます。

宮東の件については、大分詳しく説明いただいてわかりました。この事業も必要な大切な事業だと思っていますので、継続して地道に取り組んでいただければというふうに思います。

次の宅配支援事業についても、件数をお聞きましたのでわかりました。

次のメイドインみやしろについても、特選についてはまだということでお伺いましたので、わかりました。

スタンプラリーもわかったんで。

あとは、最後のこの赤字でボーナスという点でお伺いしたんですけれども、いろんな専門家の方に聞いて、人件費がちょうど育てるという意味で重なるというタイミングの問題だという、それだとどの程度続いていって、その状況になっているのかと、この先のことを少し心配なので、その点について、お伺いできればと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

まず、人件費についてですが、従業員の中で60歳を超えて今、再雇用になっている従業員が３名おりまして、今年60歳、間もなく60歳になる従業員も１名おります。あと65歳が定年と今はなっておりますので、短い方であと２年、長い方でもあと５年でサイクルが変わるということもございまして、やはり若い従業員、今回、昨年度３名入社いたしましたけれども、最低限必要だったのかというふうに思っております。

また、その中でも経営赤字を出さないような取り組みということで事業計画は立てておって、年内いっぱいぐらいまではうまくいっていたんですけれども、イレギュラーといいますか、ふるさと納税のお米の関係で、総務省のほうからやはり急激に締めつけが厳しくなった12月がありまして、そこで急遽、返礼品の割合を３割以内に落とさなければいけないということで、とは言っても寄附金額を上げれば米は在庫として全て残ってしまうということもあったので、新しい村としてもやむを得ず米の値段を下げて、ほかの新潟ですとか東北等勝負ができるような形での返礼品の扱いを行いました。その結果、当初見込んでいた利益が140万円ほどショートいたしまして、残念ながら下半期頑張ったんですけれども、50万ほどの赤字になってしまったという経緯がございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

産業おこしモデル事業についてでございますが、当初、設立のその経緯というのは議員おっしゃったとおりかもしれませんが、その後、商工会のほうで、商工業の活性化に必要な事業で考えて委託事業として町は進めていくという、そういうもので今、実施しています。

公募制というものは、町で市民団体の公募制補助金というのは前にやっていて、それをやめたという経緯もございます。商工業については、公募制というのは言葉としてふさわしいかどうかはわかりませんが、今年度から始める商工業活性化事

業補助金の中では、一般に個店さんのほうが申し込める新商品を開発するための補助金ですとか、今まで団体だったものが、個々の事業者のほうが申し込めるという、そういう補助金も整備させていただいて、９月から実際に施行して、10月の広報でお知らせする予定でございますが、そういう形で申請も受け付けをさせていただきたいと思っています。

またもう一つ、にぎわいづくりプロジェクト和ｅ輪ｅということで、これもちょっとストレートに一応いってはいないんですが、こういうことも商工業者のほうがいろんな事業を自分のところで企画しながら、そこで宮代町にぎわいをつくっていこうというそういう趣旨の事業でございますので、そういういろんな事業のことの中から、商工業者がみずから何か新しいことをやってみようというそういう気持ちを掘り起こす、そんなことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　大分理解できました。

最後、１点だけなんですけれども、今、宮代町は結構補助金を入れて事業を成り立たせているものがすごく多くて、その補助金を引き上げたら成り立たなくなるイベントがすごくいっぱいあって、そのやり方でこの先ずっといくのかというのがあるんですけれども、どこかでそれが自立できるような活動ではなくて、事業にしていくようなことがこれから話し合いの中でもいいんですけれども、考えていかなくてはいけないのかと思ってるんですが、産業観光課としてはその点どう考えているのか、お伺いしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課長。

**○産業観光課長（長堀康雄君）**　産業観光課長、長堀でございます。

議員おっしゃるとおり、ヨーロッパなんかにおきましても補助金は３年までとかいうところもあるわけでございますが、補助金につきましては、ずっと出していればいいということはないということは理解はしております。ただ昨今の経済状況とかも考えますと、やはり本当に補助金がないとなかなか難しいだろうという事業もございますので、その辺はやはり経済状況なども見ながらやっていかなければならないと思います。

ただ、そうは申しましても、何ていいますか、事業の創意工夫によっては、補助金ではなくて、ある程度自立してやっていけるようなそういうものもありますし、また、そういう方向に誘導といいますか、支援をしていくというのも町の行政の仕事でもあると思いますので、事業の内容といいますか、そのものによって、ちょっとメリハリといいますか、そういうものをつけて、ずっと補助金を出し続けていくということではなくて、最終目標としましては、議員がおっしゃるような形で、段階的に進められればというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

それでは質問させていただきます。

最初に122ページになります。説明の中で、農業委員会事務事業なんですけれども、報酬につきてのとき説明されたんですけれども、毎月開催されている農業委員会総会ということなんですけれども、これらは毎月開催されて、どういうことを話しているのか、そして、何回ぐらい年間で開いているのか、毎月ということなんですけれども、１回なのか２回なのか、ちょっとわかりませんけ

れども、年に13回なのか14回なのかわかりませんけれども、どういう内容で話し合いをしているのか。

それと、この農業委員会で決定された事項、町の事業にどんな効力、影響があるのか、特にまちづくりの計画などというのは影響などあったら教えていただきたいと思っております。

それと同ページ、農業年金事務事業委託事業でございます。これ毎年出ているんですけれども、何人が平成30年度では加入しているのか、お願いします。

それから、124ページになります。124ページの農業振興費の繰越明許費です。これは農業施設の被害に対する支援補助金ということなんだけれども、繰り越すことになっているんですけれども、なぜこれが繰り越されているのか、ちょっと理由をおっしゃってください。

あと、同じページの報償費の不用額、食と農の研究会の会議回数が少なかったということで説明はされているんですけれども、これなぜ少なかったのか、町の指導はどのようになっていたのか、お願いします。

あと、124ページなんですけれども、委託料です、新しい村の。新しい村から手数料という入ってくる歳入が入ってこなかったということなんですけれども、ということは、新しい村のもうけは余り少なかったから、委託料としてその分差し引いてやらなかったということなんですけれども、こういう状況の中で、やはり新しい村を独立させるというわけではないんですけれども、任せるということはまだまだちょっと時期が早いのではないかと私は感じているんです。ぜひその辺のところは、よく考えてやらなくてはいけないんではないかと感じがするんで、もう少し様子を見たほうがいいのではないかと私は感じております。その辺のところをお答えください。

それと、農業基盤の強化対策事業です。149ページになります。本事業は、宮代町の農地プランの更新や認定事業者の担い手農家への農地の利用集積や農業経営の改善による農業の振興を図っていくことが目的、それと、農業経営の規模拡大を目指す農家への交付する農地流動化奨励補助金や耕作放棄地への再生利用を推進する耕作放棄地再生利用対策補助金ということで説明はされたんですけれども、この農地の荒廃を防ぐためにやっているんですけれども、これの今、何名が補助金を使ってやっているのか、それと同時に、契約の先ほどは３年で契約というのが普通はなくなるんだとか、補助金というのはなくなるとか言っていましたけれども、こういう補助金を何年やっているのか、何年まで支給しないのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、説明書53、54ページ、農業生産基盤整備推進事業なんですけれども、これ、写真なんか載ってます、コンクリートでやっている、こういうのは私も基盤整備というのは農家の人はいつも泣いてます。いろんなところで泣いてます。必要性あるのかという感じはします。

今回は姫宮地区内の水路288メートルの工事をしたということなんですけれども、このほかにこういう整備してほしいという要請箇所があるんでしょうか。私、ちょっと地元農家のほうなので、そのほかにも聞いているんです。須賀小、須賀中学校の体育館の後ろ側、後ろ側というか県道よりか外れた後ろ側です。そこの水路があるんです。道路がおととし修理して、それを体育館の脇に小さな水路があるんです。そこがＶの字に曲がってしまっているということで、流れるのは流れるんだけども、逆の道路挟んで逆のほうに行く農地のほうが、水路が水が流れたり流れなかったりして

いるということなんです。泣いている人がいるんです。これ修理しなくちゃだめなんだというんで。これまで地元の人がちょこっとやって、修理したんだけれども、修理が個人的でやるのが不可能だってことで、ちょっと相談に来たことがあるんです。そういう箇所が宮代町は何カ所ぐらいあるのかと思って、ちょっと質問をさせていただきました。修理する、こういう農業基盤を整備することは大事なことだと私は思っております。ぜひお答えください。

それと、最後になりますけれども、説明書の153ページになります。消費者対策事業のことでございます。この杉戸町と相互利用に週４日の相談日を設けてということで説明されてますけれども、この中に生活相談とかいろんなものがあると思いますけれども、消費者相談が。何件ぐらいあったのか、また、内容としてはどういうことが主にあるのか、宮代町いろいろ詐欺事件だとかなんとかということで放送されていますけれども、どういうことが主にあったのか、お願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（秋谷裕章君）**　副課長の秋谷です。

まず、農業委員会の総会のご質問にお答えします。

総会は毎月１回、大体月末25日に開催しております。会議の内容につきましては、農地法による申請に対する許可や内容についての審議でございます。

例えば、農地を売買する場合には、農地法第３条の許可、また、農地を持っている方が農地転用する場合は農地法第４条の許可、また、農地を第三者に譲って転用する場合の許可が農地法第５条の許可になりますが、そういう申請が上がってきたものに対して、慎重審議を行っているものでございます。

許可に対しましては、残る農地に被害が及ばないように、あるいは隣接する農地や農家さんに被害が及ばないように慎重に審議をしておりまして、こういう内容で審議することが、ひいては農家のためのまちづくりに役立っているものと思います。

続きまして、同じく130ページの農業者年金の加入人数ですが、今現在５名の方が加入しております。

続きまして、ちょっと飛んでしまいますが、農業基盤整備の水路改修でございますが、要望があるのかというご質問等でございますが、こちらにつきましては、決算書の130ページ、一番右の需用費の３個目です、施設修繕料、こちらが農業用水路の修繕の大まかな費用でございます。

日々、農家の方からは水路に穴があいたとか、流れないとかという要望がございまして、それに対しましては迅速に対応しておりまして、決算書をごらんのとおり流用もして、農家さんに迷惑がかからないような対策で水路の修繕をしております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原でございます。

まず、繰越明許費146万1,000円についてでございますが、こちらは昨年３月の議会のほうに上程をさせていただいております。昨年の台風、９月30日に来ました台風24号におきまして、町の農家さんのほうで果樹棚と、それからハウスのほうが被害を受けた農家さんがおりまして、国のほうが補正予算で年度末になりまして、そういった方に対して補助金、助成金を出すということで、３月のほうに補正予算を上げさせていただいておりま

す。補助金のお話があったのが３月ということで、事業としては到底間に合わないということがございましたので、全額町負担分、それから国補助分を含めて繰り越しをさせていただいているところでございます。そして、その額が146万1,000円だったということでございまして、ちょうど先日３件とも修理のほうは終わったということで、実績報告させていただいております。

続いて、報償費の58万8,000円の執行残についてでございますが、こちらにつきましては、確かに食と農の研究会の委員の借金が、その半分を執行残の中で占めております。

当初、５回、年度当初から行う予定だったものが、なぜ年度下半期になってしまったかということについてでございますが、２つほど理由がございまして、理由といいますか、言い訳的になってしまうのですけれども、１つは、アドバイザーの方との調整に少し時間を要してしまって、非常にお忙しい方、オレンジページの編集長をやっていた方で、非常にお忙しい中で今回アドバイザーを受けていただいたということもございまして、それで時期が少しおくれたということと、もう一つは、昨年の４月の段階になって、竹内園芸様の法人の参入が決まりまして、急遽そちらのほうで説明会ですとかで、すみません、私のほうもかなりばたばたと予定がとられてしまいまして、業務のほうがこちら遅れてしまった、この２点が大きな理由となってございます。申しわけございません。

それから、地産地消モデル事業、決算書の126ページ、地産地消モデル事業委託料で執行残が出て、少しお金が戻したということは、予算に対して決算の額が少ないのだから経営状態がということでお話いただきましたが、予算につきましては、平成29年度の決算額に対して、８％ほど売り上げが増えるということで、安全率を見込んで立てております。予算割れすることをおそれておりまして、やはり少し安全率を見て、８％売り上げが増えるのではないかということで予算を組んだんですけれども、実態としては３％の売り上げ増ということでございまして、決して売り上げが減しているわけではないのですけれども、安全率を見たところまではいかなかったということで、執行残が出たというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、成果書149ページ、こちら農地流動化奨励補助金制度の内容と年数についてのご質問だったかと思います。こちら平成30年度につきましては、成果書記載のとおり、新規の交付決定件数が３件となっております。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をして、規模を拡大した農家さんに対して、要件の設定で５年以上の規模、契約をされた方に対して10アール当たり借りる方には２万円の補助金がいく事業でございまして、補助金の額といたしましては、単年度平成30年度１度きりの補助というふうになってございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

消費者相談の件数と内容はということでございますが、平成30年度件数は72件になります。平成29年度は56件でしたので、件数のほうは増えているという状況でございます。

内容なんですが、売買契約とか不当請求というものが多くて、ちょっと詳しくいいますと、不審なはがきがポストに入っていたとかというそういうことの相談、不審なはがきによる詐欺という相談、また、インターネットによるものの相談、あとは、さっき電話回線の工事とか、そういうとこ

ろの相談、そんなことまで今、増えてきております。全部で平成30年度72件という内容になっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

農業委員会ではいろいろな土地の売買だとか、そういうことを検討しているんだということですけれども、これは農業委員会で決定したことが優先される、それとも埼玉県のそういう農業の感じの春日部にあります農業なんていうんですか、あっちのほうが決定が、農業委員会、宮代の農業委員会が決定したことが覆されることもあるんでしょうか。それのところをもう一度ちょっとお聞きしたいんですけれども。

農業年金、今年は５名が加入しているんだということでわかりました。

あと、この繰り越し、124ページの農業振興費繰り越しされたということなんですけれども、現在は解消されたということなんですけれども、やはり災害とか、そういうのはお金が必要なんです。やはり迅速にやってほしいなという感じはするんで、今年ですか、これは解消されたのは。普通だったら30年で解消ということです。遅かったのも理由の一つになると思いますけれども、迅速にやってもらいたいというのがあります。

それから、同ページの不用額のことなんですけれども、みんな忙しいからということで、最終的な答えとしては忙しかったことなんですけれども、忙しいというのは一つの理由かという感じがするんで、この辺のところももう少し、食と農の研究会、一つ事業として立ち上げているんですから、きちんとやってもらいたいという感じはします。これは答えなくても結構です。やってほしいということで、こちらもあれです。

あと、新しい村委託料です。予算も８％で、入ってくるのはもうけたのは３％だったということで、決して赤字ではないのだということなんですけれども、やはり町としては８％という契約を持ったわけです、安全を見たとしても。今年はもしかしたら10月から消費税が上がります。また、売り上げがどうなるかわかりません。はっきり言って。その辺のところを見ても、やはりもう少し様子を見るということは私は大事ではないかと感じはします。町として責任を持つということで、その辺ところは３％もうかったからいいですということでやるんではなくて、やはりもう少しちょっと様子を見るということは大事だという感じはします。

決して、やっている人たちが怠けているというわけではないんです。様子を見るという、町で責任を持つことも大事ではないかという感じはします。もう１年、少なくとも、私はそう思っております。そのところも町としてはどういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。

あと、農業基盤、すぐに迷惑をかけずにやっていますということなんですけれども、要請箇所もいろいろと迷惑かけずにやっているということなんで、わかりました。私どもも、これは町のほうに言えば、言ってごらんということで、言っても大丈夫だとことなんですね。よろしいですね、それで。わかりました、よろしくお願いします。

それと149ページの農地プランの作成だとか、いろいろなやってますけれども、契約年数が５年ということで、今、聞いたんですけれども、これ契約年数５年、基盤を整備するのに、せっかくそういう荒れ地をなくすという考えを持っている人たちが一生懸命やっているんです。実際にはお米は30キロ当たり7,000円とか6,000円とかにしかならないんです。１反で１俵で60キロで１万ちょっ

とです。やはり一生懸命耕作しようと思ってやっているのに、ちょっと５年では短過ぎという感じはします。私のあれだとすれば、やはりそれを倍にするとか、考えてもいいんではないかという感じはしますので、ぜひ宮代の「農」のある町、荒れ地にしないで、頑張っている人たちにもう少し頑張る姿勢を見せたほうがいいんではないかと私は思ってますので、ぜひその辺のところは、これは要望も含めてです。もしそういうことがあるんだったら、ないというんだったらないで結構です。答えてください。

最後に、消費者ですか、わかりました、72件の相談事があって、平成29年度は56件、どんどん増えているんだと。やはり皆さんで気をつけながらやっていかなくてはいけないと感じはします。いろんな詐欺が来ます。うちにもいろんな電話が来ます。でも、無視しています。やはり町のほうでももう少し放送とかいろんなので、注意喚起をしていただきたいなと思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員の答弁をもらいます。ほかに質疑をされる方いますか。

では、休憩といたします。

休憩　午後　７時４９分

再開　午後　７時５８分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（秋谷裕章君）**　副課長の秋谷です。

農地法の許可について、お答えします。

農地法第３条、農地を農地として売買する許可につきましては、許可権者が農業委員会になりますので、県にはいきません。

そして、農地法４条、５条、農地転用につきましては、許可権者が埼玉県知事でございます。農業委員会では総会でその申請に対して、許可相当であるということで意見を付して、県に送りまして、最終的に県知事の許可になるものでございまして、それが覆るのかというご質問につきましては、覆ることはほぼないということで考えております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　産業観光課副課長の菅原です。

決算書126ページ、地産地消モデル事業委託料についてでございますが、こちらは予算のほうで安全率を見て、８％ほど増やしておるものの、実質は３％の売り上げ増にとどまったことでございます。それをもって経営が悪化しているというふうには町としては判断しておりませんで、経営自体は健全経営を続けていただいているというふうに判断をしております。

また、指定管理になることによって、町から責任が離れるのではないかというご不安でございますが、町としては、指定管理というのはあくまでも制度でありまして、町との関係についてはこれまで同様近い距離を保っていきたいと思っておりますし、管理責任については町であるというふうに法的にも認識しているところでございます。

続きまして、成果書149ページの農地流動化の奨励補助金で、利用権設定の５年は短いのではないかということでございますが、こちらにつきましては、町独自の補助でもありますが、５年という期間を設定するのは、農家さん側の意向でございまして、農家さんが10年ということであれば10年でも全然やれるような契約となっております。

あるいはその補助体制となっております。あくまで農家さんの意向で年数は決めていただければというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず１点目は、決算書119、120ページの労働費ですが、次のページに春日部地域雇用対策協議会負担金がございます。負担金なんですけれども、町にとってのメリットはどういうことなんでしょうか、第１点。

それから２点目なんですけれども、121、122ページの１目農業委員会費なんですが、この中の賃金について、不用額が出ております。12万5,000円。それから委託料が17万1,000円となっております。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、123、124ページの３目農業振興費の中の委託料でありますけれども、ここに不用額が出ておりますが、ここでいつも議会において説明されているんですけれども、手数料として入る歳入と、新しい村の関係で委託料として支出する歳出が一致してるということなんですけれども、これは具体的に歳入ではどこに当たるんでしょうか。

それから、123、124ページの農業経営基盤強化対策事業に絡んでとしか言いようがないんですけれども、私はいつも産業観光課の成果書で、私は成果としていつもより遊休農地の解消、それから後継者不足についてということで、３年前か４年前か農業委員さんと議員との懇談会のときにも、これが一番の問題だということで、これは宮代だけの問題ではないんですけれども、冒頭にいつもこのことについて、成果書では書かれているんですが、もう少し具体的に書けないんでしょうか、成果ですから。この農業経営基盤強化対策費、これだけではないんでしょうけれども、ここにいっぱい入っているんですけれども、特に遊休農地の解消、それから後継者不足、これを正面から言っているんですけれども、このことについてお尋ねしたいと思います。

それから、131、132ページの商工振興費の中に、店舗・住宅リフォーム補助金の申請がございましたが、これはいつから始めたんでしたか。私は年度初めからと思っていたんですけれども、年度途中ということなんですけれども、その点についてお尋ねいたします。

それから、決算書134ページの中小企業融資事業なんですが、これ、いつも話をするんですけれども預託金300万円、これは融資の実績はありません、全く。それなのになぜ、融資事業として、預託金をのせなければいけないのか、この点について、見通しもないと思うんです、今のままでは。その点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長、野口でございます。

まず、労働費のほうの春日部地域雇用対策協議会についてでございますが、こちらについては、学生と企業のかけ橋というものをまずスローガンとしてできている協議会でございます。その中で、民間企業、ハローワーク、商工団体、あとは行政ということで構成されているものでございますので、地域の中小企業者とその新規卒業予定者のかけ橋になるということで、そういう協議会であると認識しておりますので、町としても一緒に加入して活動を進めていきたいと思っております。

続いて、リフォーム補助金がいつからスタートしたかということなんですが、平成30年の７月からスタートしております。

最後に、中小企業のほうの預託金の関係ですが、委員おっしゃるとおり、平成18年を最後にその後、申し込み者がいないということで、平成30年度をもって一応新規の申し込みは終了とさせていただきました。今は、平成31年度は、預託金は予算上は計上しておりますので、預託はしてございません。平成30年度で終了となっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（秋谷裕章君）**　副課長の秋谷です。

決算書122ページ、農業委員会事務事業の不用額について、ご説明します。

まず、賃金でございますが、こちらにつきましては、毎年行っている農地の利用状況調査、こちらを現地確認したり、その結果を集計するという作業が臨時職員にお願いしているところなんですが、作業がはかどって早く終わったことから賃金が不用額として残ったということです。

同じく委託料でございますが、こちらにつきましては、農業委員会の総会は全て議事録を起こして公開する義務になっておりますが、その議事録作成の業者委託をとっていたんですが、こちらにつきましても、職員がちょっと残業してつくって委託料を削減した結果、不用額が出ているものでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（菅原隆行君）**　副課長の菅原です。

決算書126ページ、地産地消モデル事業委託料の3,321万971円が歳入のどこに入っているかということでございますが、決算書20ページ、新しい村使用料、こちらの3,428万6,271円、こちらの内訳といたしまして、歳出と同額の森の市場結使用料の3,321万971円が入っておりまして、残りの金額につきましては、農の家、村の集会所、芝生広場等の使用料が17万7,300円、それと市民農園結の里の使用料が89万8,000円、これら３つを合算いたしまして、歳入額の3,428万6,271円となってございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　産業観光課長。

**○産業観光課長（長堀康雄君）**　産業観光課長、長堀でございます。

それでは、ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、この成果書の149ページにおきまして、遊休農地の問題であるとか、担い手といいますか後継者の問題についてもう少し詳しく書けないかということでございますが、事業別予算でやっているものですから、農業経営基盤強化対策事業でもこの遊休農地の問題につきましては、若干関与しているわけなんですが、遊休農地の解消につきましては、事業でいきますと、農業委員会事業でも当然関与しておりますし、あとは担い手といいますと、明日の農業担い手対策事業のほうでも関与しているといいますか、かかわっていることでございますので、ちょっとその表記の仕方につきましては、検討の余地はあるかなと思いますが、一応事業別予算ということになっているものですから、今のところはそのような形で表記をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○委員（丸藤栄一君）**　いいです。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようでしたら、前段者の質問の中の、ＬＥＤについて、担当者から説明がございます。

産業観光課副課長。

**○産業観光課副課長（野口幹雄君）**　副課長の野口でございます。

ＬＥＤ化のことでちょっと調べましたので、その結果のほうをご報告させていただきます。

今、大学通り商店会とすずらん会、両方とも今、ＬＥＤのほうになっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で産業観光課の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月17日火曜日、午前10時から委員会を開き、引き続きまちづくり建設課関係の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　８時１４分

# 決　算　特　別　委　員　会

## 第　４　日

出席委員（１２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 唐沢捷一君 | | 九山妙子君 | |
| 野原洋子君 | | 丸藤栄一君 | |
| 山下秋夫君 | | 関弘秀君 | |
| 角野由紀子君 | | 田島正徳君 | |
| 伊草弘之君 | | 合川泰治君 | |
| 金子正志君 | | 小河原正君 | |

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 新井康之君 | 教育長 | 中村敏明君 |
| 会計管理者兼会計室長 | 瀧口郁生君 | まちづくり建設課長 | 石塚孝信君 |
| まちづくり建設課副課長 | 室田慶一君 | まちづくり建設課副課長 | 高橋正巳君 |
| 上下水道室長 | 成田雅彦君 | まちづくり建設課主幹 | 花澤勉君 |
| まちづくり建設課主幹 | 高橋勝己君 | 上下水道室主幹 | 忽滑谷和君 |
| 道路担当主査 | 冨田満晴君 | 道路担当主査 | 和田光春君 |
| 都市計画・都市整備担当主査 | 島村明子君 | 教育推進課長 | 渋谷龍弘君 |
| 教育推進課副課長 | 大場崇明君 | 教育推進課学校管理幹兼副課長 | 小山裕之君 |
| 生涯学習室長 | 飯山武君 | 教育推進課指導主事 | 平原隆範君 |
| 教育推進課指導主事 | 竹内知子君 | 教育推進課主幹 | 小島英樹君 |
| 教育推進課主幹 | 青木豊君 | 教育推進課主幹 | 田中啓之君 |
| 教育総務担当主査 | 加藤正久君 | 生涯学習・スポーツ振興担当主査 | 河井伸一君 |
| 生涯学習・スポーツ振興担当主査 | 荒川俊二郎君 | 総務課長 | 大橋洋巳君 |
| 企画財政課長 | 栗原聡君 | 住民課長 | 高橋暁尋君 |
| 税務課長 | 門井義則君 | 町民生活課長 | 齋藤和浩君 |
| 福祉課 | 吉永吉正君 | 子育て支援課 | 小暮正代君 |

健康介護課　小　島　　修　君　　産業観光課　長　堀　康　雄　君

**本委員会に出席した事務局職員**

議会事務局長　佐　藤　賢　治　　主　　査　小　林　賢　吉

開会　午前１０時００分

**◎開会の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、９月13日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

――――――――――◇――――――――――

**◎議案第５０号の審査（まちづくり建設課・教育委員会）**

**○委員長（九山妙子君）**　これよりまちづくり建設課の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いします。

**○まちづくり建設課長（石塚孝信君）**　おはようございます。まちづくり建設課長の石塚です。どうぞよろしくお願いします。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　皆様おはようございます。まちづくり建設課で都市計画と都市整備を担当します副課長の室田です。よろしくお願いいたします。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　おはようございます。まちづくり建設課道路担当副課長高橋と申します。よろしくお願いいたします。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　皆様おはようございます。まちづくり建設課上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）**　おはようございます。まちづくり建設課上下水道室主幹の忽滑谷です。よろしくお願いいたします。

**○道路担当主査（和田光春君）**　まちづくり建設課道路担当の和田と申します。よろしくお願いいたします。

**○道路担当主査（冨田満晴君）**　同じく道路担当の冨田といいます。よろしくお願いいたします。

**○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）**　都市計画・都市整備担当島村と申します。よろしくお願いいたします。

**○まちづくり建設課主幹（花澤　勉君）**　都市計画・都市整備担当の花澤です。よろしくお願いいたします。

**○まちづくり建設課主幹（髙橋勝己君）**　同じく都市計画・都市整備担当の髙橋です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

一般会計分の歳入歳出、一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　おはようございます。

改めて質問をさせていただきます。山下です。

それでは、決算書の131ページ、132ページです、まず。

農業集落排水事業の有機物汚濁物質濃度を計測する装置ということで説明されましたけれども、これは能力を発揮して、今現在も使われているのかどうか、その辺のところをもう一度詳しくお願いします。

それから、133ページ、134ページの道路橋梁費なんですけれども、決算書だけを見ると、道路橋梁のことについて何もやっていないということじゃないんですけれども、事業展開というのは具体的にどういうことをやったのか、詳しくお願いいたします。

それと136ページです。

委託先です。道路台帳の委託先です。これはどこの会社にどんな方法で委託をやったのか、その辺のところを詳しくお願いします。

あと、同ページかな、町道の移管ですけれども、委託料が大幅に増額となっておるんですけれども、136ページです。町民要望とかそういうのは何件くらいあったのか、町道の問題で。

あと、道路維持費で修繕とかそういうのがあったと思うんですけれども、これの要望ですか、一般住民とか区長さんとか、町の人たちからどんな要望があったのか、ひとつよろしくお願いします。

あと同じ136ページなんですけれども、委託料の不用額162万9,443円と書いてあるんですけれども、これの13節の委託先の決め方、先ほども言ったんですけれども、お願いします。

あと138ページです。道路新設改良費です。当初予算が6,142万何がしなんですけれども、これのところ、減額して不用額が2,551万出たんですけれども、この辺のところの地区生活道路の整備要望等あったのかないのか、この辺のところを詳しくお願いします。

それから、不用額の同じ138ページなんですけれども、町道12号線の用地交渉が進まなかったということで説明を受けたんですけれども、これはなぜ進まなかったのかどうか。もう何年目になるのかどうか、ちょっとわかりませんけれども、その辺のところの理由、もう一度詳しくお願いします。

あと17節です。公有財産購入費の不用額687万4,509円という説明がありました。12号線の用地交渉及び町道251線の契約交渉が難航しということで説明されたんですけれども、この難航理由というか。

あと、これ町道12号線に関しては、いつごろまでに買収が済む予定なのかどうか、予定しているのかどうか、残りの買収を。お願いします。

それから、22節です。補償とか補塡及び賠償金の不用額が850万440円となっているんですけれども、これも同じ理由ですけれども、同じだと思うんですけれども、その中で説明をお願いします。

それから、ちょっと飛びます。137ページ、138ページです。

橋梁維持費、橋梁維持管理事業について予算額1,320万円、支出額が1,319万2,200円、不用額が7,800円と説明されました。66％減となっているんですけれども、30年度予定していた橋梁、備前堀川の番先橋です、これ修繕工事が最初不調だったということを言っていますけれども、現在はもう終わっているのかどうか、その辺のところをよろしくお願いします。

あと決算書の139、140ページです。

東武動物公園西口周辺整備事業において用地買収が進まなかったということなんですけれども、この辺のところも進まなかった原因、またこれからどうするのか、また、どれだけ進んでいったのか、その辺のところも詳しくよろしくお願いします。

あと、これは最初のころになると思うんですけれども、決算書の21、22ページあたりの社会資本整備総合交付金ということで説明はされたんですけれども、２目の下水道費の排水路維持管理事業でございます。

除草や樹木の消毒及び笠原周辺地区の浸水対策として、同敷地内の排水路でしゅんせつ等を行ったということなんですけれども、これによって排水路のあれがよくなったのかどうか。

今、昨日の台風15号のときなんか、すごく水があの辺一帯出たんです。その辺との関係はどうなのか、ちょっと教えていただきたいなと思ってお

ります。

あと143ページになります。

公園費の13節です。公園費委託料の地区公園草刈りだとか、樹木管理委託料があるんですけれども、この辺のところもどうなっているというわけじゃないんですけれども、これの委託先ですね、決め方、どうなっているのか、ちょっとその辺のところもお願いします。最後になります。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、これ、農業集落排水の特別会計になる繰り入れ、繰り出ししているものなんですが、有機汚濁モニターを、こちらが不具合が生じまして、これはもう汚水の汚濁。

**○委員長（九山妙子君）**　室長、すみません。何ページかお示しいただいてから答弁お願いいたします。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　すみません。

決算書の131、132ページです。農業集落排水事業特別会計繰出事業の4,307万9,000円、この中に農業集落排水事業特別会計で行いました工事、要は処理場の修繕工事が入っております。有機物の汚濁モニターに不具合が生じまして、こちらは汚水を監視する装置でございますが、こちらが不具合が生じまして修繕をさせていただいております。修繕費は313万2,000円ほどかかっておりまして、武蔵野環境整備株式会社というところに発注しております。修繕をいたしましたので、今は正常に動いている状態でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　まちづくり建設課都市計画担当の室田と申します。

では、質問に答えさせていただきたいと思います。

139ページの東武動物公園駅の西口の中央通り線の用地買収の状況でございますけれども、昨年度までは何回お話をしても取り合っていただけなかったんですが、その後ちょっと状況が変わりまして、今年４月から３回ほど地権者の方と調整をとりまして、何とか契約までいけるかもしれないという状況になってきていまして、今、鋭意努力中でございます。面積的には83.96平米になるんですが、そちらのほうの買収を鋭意進めているところでございます。

次に、公園の関係の委託料でございます。

ページは143、144です。公園環境管理費の中の委託料の金額でございますけれども、草刈りについてはシルバー人材センターにお願いしているところでございます。また、公園の樹木管理につきましては入札をしまして、そちらのほうで決めさせていただきます。また、倒木ですとか緊急のものについては、町内業者の方に見積もりをとって早急に対応するように心がけております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　高橋です。よろしくお願いします。

まず、道路台帳の関係で決算書で申しますと135から136ページにかけまして、道路台帳整備事業に関するお答えでございます。

道路台帳整備事業につきましては、委託先は昨年同様パスコということで委託先でございます。

本年度の補正業務の委託内容につきましては、通常分、例年道路に一定改良等ございますので、そういった通常分とあわせて、昨年度につきましては、道佛区画整理地内の分が増えたということ

で、前年度より額が増えているものでございます。

続きまして、同じページです。道路維持管理事業の関係でございます。

道路維持管理事業の関係で、修繕内容につきましては、例年いろんな道路側溝の清掃とかいろいろ行っているところでございますが、委託料の中では側溝の清掃業務の委託につきましては、安住環境のほうに側溝であるとか集水ますの清掃をお願いしているところでございます。

また、樹木の管理、道路除草の管理につきましては、大植であり、Ｊパーク、シルバー人材センターにお願いしているところもございますし、除草に関しましても、シルバー人材センター及び単価契約で幸和組と結んでいるところもございますのでお願いいたします。

また、ページがかわりまして、137、138ページの生活道路等、いろいろ地区要望に関するものでございますが、こちらにつきましては、生活道路の舗装の修繕等、いろいろ多数要望をいただいているところでございますが、全て道路を修繕していくことは難しいことでありますので、ポイントではなく面を、路線の面から確認をして判断をさせていただきまして整備を行っているところでございます。

ただ、ほぼ要望をいただいているところにつきましては対応をさせていただいているところで考えておりまして、できないところにつきましては、また今後いろいろ判断をしながら進めさせていただければと思っております。

続きまして、同じく決算書137、138ページの都市計画道路整備事業に関してでございます。

こちらのほうにつきましては、成果書でいうと43ページの土地区画整備周辺事業の関係で、周辺道路整備ということで該当してくると思われますが、議員ご承知のように、都市計画道路春日部久喜線、町道第12号線につきましては、平成26年度から用地取得の事業を着手して、平成30年度末までの取得面積に対する進捗率というのは約72.5％ということでございます。

改良工事につきましても平成28年度より着手し、主に軟弱地盤でございますので、その対策として地盤改良等いろいろ進めておるところでございまして、なお、先ほどご質問をいただきました補償費も、いろんな用地購入費も関連すると思うんですが、こちらにつきましては、平成30年度末では７件が未買収ということで72.5％を除いたところが未買収ということになっているところでございます。こちらにつきましては、未相続が２件、納税猶予が１件、相続間もない方が１件、物件補償が絡む方が２件ということと、極小用地の方が１件あります。こちらのほうにつきましても、昨年度はこういった概要でございましたが、今年度に入り、決算ではないのですが、今年度に入り、納税猶予のかかった箇所につきましては、もうそろそろ免除の抵当権が抹消されるということを地権者の方からお伺いさせていただいていますので、こちらにつきましては、なるべく早く進めていく予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、決算書の137、138ページ、最後の橋梁維持管理事業につきましては、先ほどお話をいただいたように番先橋の不調ということがあったところでございますが、今年度、平成30年度に行いましたただいま策定しております橋梁長寿命化修繕計画の中で、番先橋の整備につきましてもスケジュールに合わせて検討をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成

田でございます。

お答えいたします。

決算書の141、142ページの排水路維持管理事業、こちらで汚泥のしゅんせつ業務委託というのを発注しております。

場所はそこの冠水対策ということで、笠原１丁目地内の役場のちょうど隣のパールの脇の大通りです。町道94号線の歩道に口径が１メートル掛ける１メートルと１メートル掛ける１メートルの断面のボックスカルバートが歩道の中に埋まっておりまして、これのヘドロをしゅんせついたしました。大体15センチぐらいたまっておりまして、これ、しゅんせつによってきれいに断面がとれております。水もきれいに流れるようになっております。

先日の台風15号では、こちら道路冠水がありませんでした。というのは、それだけの断面がとれたということで排水能力が発揮できているのかなと考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

一番最後のところからやっていきたいと思います。

冠水、ここのところがなかったところなんですけれども、役場の県道春日部久喜線、あそこはすごかったですね、帰り。会議の帰りに通ったら、もう川みたいになっていました。その辺のところ全体として、今後どうするのか。笠原地区だけはやったけれども、ほかの地区はどうなのか。その辺のところは検討しているのかどうか。まず、最初にお聞きしたいと思います。

それから、排水作業、有機物の汚濁モニターを取りかえて故障もなくスムーズにやっていますということなので、それは安心しました。ぜひ正常に作動するようにお願いしたいと思います。

それから、ますの清掃委託、13節です。道路維持管理費、136ページのますの清掃をシルバーセンターに頼んでいるんだということを言っています。

先ほどの関連も同じなんですけれども、いろんなところで汚泥がたまってきている。町の人たちではできないところもあると思います。特に、県道近くはみんな水がちょっと降るだけで、先ほども言いました。その辺のところを、ますの清掃とかそういうのは今後どうするのか、お願いしたいと思うんですけれども。

それと138ページです。道路新設改良費です。

地区生活道路の修繕とかそういうのとか全部やるのは難しいんだということを言っていますけれども、皆さんが生活していく道路、そこの修繕、雨が降ると水がたまるとか、いろいろあります。やはり道路ですから、皆が気持ちよく道路としてできないと、これはなかなか生活していくのに困難がつきものじゃないかなと思うんですけれども、個々の要望によって、面によって判断をしていくんだと言っていますけれども、やはり皆さん大変なことなんだと思います、生活していくのに。特に、通学、通勤、皆さん、朝、大丈夫だったけれども、夕方は雨降ったとか何かで水浸しになった。やっぱり大変な思いをしている。その辺のところはやっぱり少なくても最初には通勤、通学、通勤といってもメイン道路ですね。そういう生活道路は優先的に直していく必要があるんじゃないかなと私は思っております。ぜひ、その辺のところをもう一度、判断をするんだと言っていますけれども、どういう判断なのか、詳しくお願いしたいと思います。

それから、12号線ですか、それの買収ですね。72.5％が、７軒が未買収だということで言ってい

ますけれども、これいつごろまでに終わるのかどうか。もう一度お願いしたいと思うんですけれども。そういう予定が、いろいろとこういう人がいるので何だかんだと言いましたけれども、いつごろまでに終わるのかどうか。その辺のところをはっきりと目標を持ってやっていかないと、やはりなかなか進まないんじゃないかなと私は思っているんです。話し合いはしているんだということを言っていますけれども。例えば、来年、再来年までには必ず100％終わらせて工事を進めていくんだという、そういう意気込みですね。そういうのがあるかどうか、いつごろまでやるのかどうか、もう一度お願いします。

以上、お願いしたいと思うんですけれども。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　排水路維持管理事業の関係で、道路のしゅんせつというご質問なんですが、県道春日部久喜線、こちらは県の管理ということでして、この間の台風15号で冠水されたということなんですが、冠水のまず第１の原因というのは、道路にはますがございます。道路に蓄積されているというか、たまっているというか、そういうごみとか葉っぱとか、それが大雨によって、ますのほうに一時的に流れてきちゃうんですね。それがまず排水能力が落ちる原因となっております。これに関しても県のほうで定期的に道路の清掃というのは行っております。その道路側溝の中のしゅんせつはどうかというか、ちょっと私のほうも把握していないのですが、こちらにつきましては、県のほうに要望というか、こういうご意見があったということで伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　高橋です。よろしくお願いします。

先ほど、決算書137、138ページにかけて道路新設改良費の関係で、要望等の関係でお尋ねをいただいたところでございます。

先ほど、要望件数等をお伝えするのをはぐってしまったんですけれども、個人で要望をいただいたのは昨年度44件いただきました。その中で対処させていただいたのは38件、残りが６件になりますけれども、令和に入って３件対処はさせていただいております。予算の都合であり、段取りであったりということで、要望に対する対処はさせていただいているところでございます。

ただ、要望の中で対処できないものというのが農道の舗装であったり、なかなか急には進まない冠水対策であったり、側溝の構造上とか、ふたがかからない場所への側溝のふたかけであったり、今回のケースではないんですが、一般的にはそういったことでなかなか進めさせていただけないというところがございまして、また早急に対処する、こちらの判断ではもう少しお待ちいただくという経過観察をしているケース等もございますので、ご理解いただきたいと思います。

同じく137、138ページ、都市計画道路整備事業の関係でございます。

買えない用地のほうの賠償が進まないため、今後の計画はというお話でございます。町道第12号線用地については、先ほど申し上げましたように未相続の土地であったり、いろんな契約の相手方が未確定であるため、交渉が進まないという方もございます。その中で、数名の方で未相続については、相続人が数名予定されるということでございますが、ただ未相続で対象者が確定していないところもございますので、そういったところでも確定次第、こちらのほうは当然お話をさせていただくところでございまして、もちろん相手様がい

らっしゃることなので、粘り強く交渉をさせていただく予定でございます。

あと、冠水対策で県の事業で、こちらのほうとは直接町の事業ではございませんが、学園台から須賀の小学校というんですか、踏切に向かって通学路として低い土地があったと思うんですけれども、こちらのほうといたしまして県のほうに数回要望をさせていただきまして、９月、先週、整備が終わったということで、県道に関しましても町道に関しましても、いろいろ要望の箇所は確認をさせていただきまして、できるところから進めさせていただく予定でございますので、よろしくお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原洋子でございます。よろしくお願いいたします。

決算書の138ページ、説明書の45ページ、やはり都市計画道路整備事業なんですけれども、そちらのほうで、こちら買収のほう、１つ、すみません、聞きはぐっていたら申しわけないのですが、支出済額が18万6,560円は、こちらはどちらのものなのかということと、あと説明書のほうにあります西口のほうの中央通り線の舗装工事、一部未買収と書いてありますけれども、こちらがまだ買収できていないのかなと思うんですが、先日発表があったように無印良品が来るということで、こちらの道路もこれからもう少し活用されていくのではないかなと思うんですけれども、こちらの買収の見通しをお聞きしたいです。

あともう１点、決算書の144ページの公共下水道事業特別会計繰出事業なんですけれども、説明書のほうの44ページ、工事実行計画の目標の中に、上下水道管の布設がえがございまして、こちらはもうずっとやっていくものだと思うんですが、私、たしか予算のときにもお聞きしたと思うんですけれども、宮代町内の水道管がどのくらい布設されているのか、年にどのくらい修繕できているのかということをお聞きしましたが、また今回も今年度の決算上で、その修繕、下水管のほうがどのくらいの長さ修繕できたのかお答えください。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員、水道管に関しては特会のほうだと思うんですけれども、ほかの質疑をいただきます。

答弁お願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　高橋です。よろしくお願いします。

137、138ページの先ほどお尋ねいただいた地区生活整備事業の18万6,560円は、こちらのほうは都市計画とは違うところが移設補償費の関係でございますので、成果書158ページの関係でございますので、直接都市計画道路の整備の関係ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

成果書の45ページを見ていただきまして、先ほど山下議員から質問があったところの都市計画道路の中央通り線、こちらのほうの絵が描いてあるかと思いますけれども、この幅が16メートル、長さが67メートル、この中で１筆が未買収だったんですが、今年度買収ができるように進めていまして、鋭意進めておりますので、何とかなるように努力していきたいというふうに考えています。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

そちらのほうが進んでいるようならよかったです。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは何点かご質問させていただきます。

まず、135、136ページの道路台帳の整備に関しての町道の道佛土地区画整理事業に伴っての道路の移管があったのでということなんですけれども、これは道路台帳の整備ですので、道佛土地区画整理事業とほかの町道の関係で分けて、特に道佛土地区画整理事業に関する道路の委託料、これは道路の線、何本くらいあるのか。これが主な理由だとは思うんですけれども。その他、認定、廃止があったと思うんですけれども、どのような状況なのかということでお尋ねしたいと思います。

それから同じく135、136ページの工事請負費、15節なんですけれども、これは宮東地内と字百間地内の舗装修繕工事ということなんですけれども、これは国庫補助金953万円です。なぜ国庫補助が受けられたのか、この点、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく138ページの３目の道路新設改良費で関連でお尋ねしたいんですけれども、都市ガスなどによる道路の終わった後、改良してきれいにされるんですけれども、これについての苦情だとか、そういうのはなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議員懇談会のときにも出されたんですけれども、宮代台で水道だったですか、下水道関係の工事があって、その後のやはり舗装の改修の後、どういうふうにきちっと見ているのかというような内容の質問というか、そういうのがあったんですけれども、これらについてはどういうふうに対応されているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

それから、同じく137、138ページの道路新設改良費の不用額なんですが、これは先ほど前段の山下委員も質問されましたが、随分、不用額が多くなっております。これらについては、ある程度、用地買収ができなかったとか、いろいろおっしゃっていますけれども、その辺の状況なんか、よくまちづくり建設課ではご承知ですよね。だとすれば、こんなに不用額、ここからこの程度はできるということで、不確定でも、ある程度、できる部分とできない部分というのは仕分けできると思うんです。こんなに不用額が出ていると、予算のつけ方はどうなのかなという感じがするわけです。そういう意味では、ほとんどが12号線にかかわる問題ですので、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、17節の公有財産購入費の不用額もありますが、これは12号線と町道第251号線の関係だと思うんですが、これはどういうことで難航しているのか、その理由について、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

137、138ページの橋梁維持管理事業なんですけれども、ここで、先ほど前段でも出ておりましたが、予定していた備前堀川の番先橋というんですか、この橋梁の修繕工事なんですけれども、なぜこれ不調に終わったんでしょうか。予定価格と入札、落札価格というか、それの単純な違いなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく東武動物公園西口周辺整備事業ですよね。先ほど中央通り線の買収を進めているということなんですけれども、これはここまで来たいきさつというのがある程度あると思うんですけれども、これは去年もたしか私も質問をしたんですけれども、もう少し正面から、町長なども直接行って地権者と交渉をしたりしたらどうかと

いうふうな話もした記憶があるんです。これは先ほどの答弁だと、ある程度好転しているような感じに聞こえたんですけれども、今までと違うと思うんですけれども、その辺の変化というのは何があったんでしょうか。その辺、聞かせていただければお願いしたいと思います。

それから、139ページ、140ページの一般住宅耐震対策事業なんですけれども、耐震診断に対する補助が２件、それから耐震改修工事が２件ということで、成果書の159ページにも載っておりますけれども、これはどこなのかお尋ねしたいと思います。

それから、これについては、歳入の21ページにもございますが、住宅建設物安全ストック形成事業補助金、聞きなれない交付金なんですけれども、これについてもご説明をいただきたいと思います。

それから、同じく139、140ページの土地区画整理推進事業なんですけれども、これは、昨年の１月に換地処分が終了したということで、組合解散に向けた清算業務を進めているということなんですが、それでの管理経費が残っているわけなんですけれども、これはいつ組合を解散し、清算業務が全部終わってしまうのか、これはいつになるのか。感じとして、いつまでも随分、換地処分が終わった割にはまだやっているのかなという、そういった感じも受けなくもないんですけれども、その点の見通しについてもお尋ねをしたいと思います。

それから、東武動物公園東口周辺整備事業、同じく139、140ページなんですけれども、これについては、現在、駅前広場の買収予定面積が約3,100平方メートル、そのうち平成30年度でどの程度、用地買収ができたのか。

そのことと、駅前広場の整備に要する費用として概算、どれぐらいになっているのか。あわせて、国と県のほうのこれまでの概算の金額についてもお示し願いたいと思います。

それから、ちょっと待ってください。

すみませんでした。成果書の162ページのこれは決算書では144ページなんですけれども、公園等環境管理事業の中の公園管理協定に基づく住民主体の維持管理ということで、苦情等への対応がありますね、町に。これはどういった苦情なのかということでお示し願いたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

まず、宮代台の舗装の本復旧についてお答えいたします。

こちらは、ちょうど宮代台の北遊水池というんですか、北側の道路になるんですけれども、平成29年度に水道工事を行いました。本来ならば、次年度、平成30年度に舗装の本復旧のほうをやるところでございますが、道路担当のほうで、こちらの道路、台風が来ると冠水してしまうんですね。それで令和元年度、今年なんですけれども、道路をかさ上げするということで、今、予定しておるんですが、それにあわせて、道路担当のほうで舗装工事を今年度やっていただく。それで水道としては、その半分、負担金を払うような形で現場のほうは対処をしたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

それでは、決算書の135、136ページの道路台帳の関係でお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、道路台帳の整備

につきましては、通常分と、昨年度につきましては道佛土地区画整理地内分ということで増えているというお話をさせていただきましたが、具体的には道佛土地区画整理地内区分の中では、改良路線が263.5メートル、認定路線分が8,440メートル、廃止路線分が148メートルです。あとは、通常分であれば、改良路線分が373メートル、廃止路線分が７メートル、認定路線分が65メートルといった内訳で業務委託のほうを発注してございます。

続きまして、同じページの道路維持管理事業の関係の工事請負費の関係でございます。

こちら6,500万円近く支出があるわけでございますが、こちらのほうで国交省の関係でお話を申し上げますと、成果書の17ページ、歳入の国庫補助金ということで中段以降に内容がございまして、その中で社会資本整備総合交付金の中で、都市計画道整備等ということで、平成30年度の中で2,000万円を超える金額が歳入されております。その中で、町道第18号線、宮東に係る分ということで、昨年度につきましては290メートルの整備をしています。ここが国庫補助の対象ということになりまして、今年度につきましても３年目ということで270メートルの整備がセブンイレブン近くの交差点までの舗装修繕が終わっているということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、同じ137、138ページと道路維持管理の関係で、ガス、水道の施工業者が本復旧した後の苦情等に関してのご質問をいただいておりますが、実際、本復旧、施工終わった後に数カ月後に本復旧を業者さんのほうでしていただくわけでございますが、業者さんによって少し粗いというか、雑なところがございますので、そういったところは完了届け出をいただいておりますので、その後に確認をして、不備があれば再度やり直しをいただくようなことで強化をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、137、138ページの道路新設改良費不用額2,500万を超えるということで、主には17節公有財産購入費であったり、22節補償、補塡及び賠償金であったりということで金額が多くあります。実際、年度途中で用地買収が進まないとかという状況は当然確認できると思いますので、これにつきましては財政担当とも調整をして検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく137、138ページの橋梁維持管理事業につきましては、番先橋の不調の関係でお尋ねをいただいております。

番先橋の入札の不調の関係でございますが、橋梁の修繕工事というのはかなり工種がとても細かかったり、主に工事の期間というのは、水のない秋以降の渇水期が時期となるわけでございますので、いろんな業者さんも余り多くない中で、塗装等断面修繕修復といろんな工事が入ってくるわけでございますが、これはただ発注できないからといって見過ごすわけにいきませんので、ほかの自治体さんの事例等も参考に、また再度検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

では、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、140ページの東武動物公園駅西口の関係の用地買収の関係でございますけれども、やっと契約までいけるかなという状況までなってきましたけれども、もともともう10年ぐらい前から交渉をしていて、この方については一番後で用地買収

はいいよという話があったんです。その後、粘り強い交渉をしまして、その後、金額掲示をした中で本人が思っている額と掲示した額が開きがあったということで、金額的な折り合いがつかなかったということがあります。

そのうち、交渉している中で交渉もできなくなっているうちに、最近その方本人がちょっと体調を悪くして、今、交渉相手はその奥さんとやっています。奥さんのほうと話をしている中については、奥様のほうについては地価公示だとか、そういったものもご自身でお調べいただいている方なので、相場というものが少しわかっていただいた中で、徐々に軟化していただいて、何とか今年、去年までは交渉もできなかったんですが、今年何回か、直接現地に赴いてお話に行って、それで何とかなりそうな形になってきているということなので、ここで契約にこぎつけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、一般住宅の耐震対策事業でございます。

こちら２件の場所ですけれども、山崎地区が１件と、それから学園台２丁目が１件でございます。

それぞれ耐震診断については10万円、それから補強工事については50万円というお金を補助しております。

すみません。耐震補強については１件当たり５万円です。耐震補助の工事については50万円と、１人頭55万円ですので、２件で110万円になるかと思います。

都市計画補助金の22ページを見ていただきまして、住宅建築物安全ストック形成事業の補助金でございますけれども、こちらの事業につきましては、市町村が一般の住宅の耐震診断とか、それから工事につきまして補助する場合について、国から補助していただける金額でございます。こちらについては、２分の１の補助金ということで、宮代町については110万円の２分の１の55万円の補助金をいただいているような状況でございます。

続きまして、土地区画整理事業でございます。

こちらは140ページになるかと思います。こちら、区画整理事業につきましては、平成30年１月26日に換地処分公告を行いまして、現在清算業務を行っていますが、清算金の分割が５回まで可能ということでお話しをしていまして、最終の徴収時期につきましては、令和２年７月を予定しています。それでございますので、最終的な収納というのは、平成２年度中を予定しているんですが、組合の解散につきましては、今年度中、３月ぐらいに解散の総会をしたく、今、準備を進めているところでございます。

続きまして、東口の関係で同じページになるかと思います。

駅前につきましては、駅前広場でございますけれども、平成29年に34.62平米、それから平成30年度に132.67平米、合わせて167.29平米が買い取り面積でございます。駅前広場は3,700平米あるんですが、既存道路等の公共地を除きますと3,100平米が買収する面積になりまして、こちらの合計面積167平米なものですから、駅前広場の用地確保率としては5.3％になるところでございます。

また、費用の関係でございますけれども、駅前広場の関係につきましては、全体で約17.8億円かかる予定でおりまして、国のほうが8.9億円を予定しています。市町村の支出でございますけれども、約8.9億円を予定していまして、うち杉戸町のほうから1.78億円いただく予定で、今、進めているところでございます。

次に、144ページの公園等環境管理事業でございます。また、成果書につきましては162ページ

でございます。

真ん中に公園管理協定に基づく住民主体の維持管理ということで表をつけていまして、左側のほうにつきましては地区にやっていただこうと、右側のほうにつきましては町がやっていることとして、苦情等の対応というのがございまして、主に苦情等の中で多いものは、やはり草が生えて困るとか、それから公園灯切れる、それからあと水道の関係ですね、一番修繕の多いのは水道の関係なので、蛇口が壊れたとか、水が流れないとか、とういった苦情を言われる方が多いので、苦情が入った場合につきましては、町ではすぐに現場を見に行って、しかるべき対応をとって対応するように努力をしているところでございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　すみません、道路担当、高橋です。

先ほどご質問をいただいたお答えの中で答弁漏れがありましたのでお答えします。

決算書137、138ページ、道路新設改良費の中の公有財産購入費、こちらのほうはトータルで不用額が687万4,509円ありますが、こちらは町道12号線とは別に、生活道路整備事業ということで、東姫宮の町道第251号線の関係で地権者の方と交渉をさせていただいたんですが、土地所有者の方の個人的な理由ということで賠償まで至らなかったという点もご説明申し上げなかったんですが、漏れてしまいました。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　答弁ありがとうございました。

それでは、確認しながらお願いしたいと思います。

まず、道路台帳の関係です。135、136ページの関係で。

これ、内容はわかったんですけれども、道路台帳の整備の単価ですか、これはどういうふうになっているんでしょうか、すみません、今になって伺うのはおかしいんですけれども。予算のつけ方ですね、決算ですが、この単価で支払われるのか、その辺の道路台帳についての整備の支払いの件について、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

それから、同じく135、136ページの15節の工事請負費なんですけれども、宮東地内と百間地内の舗装修繕工事ですね。これは、宮東地内の町道18号線についてはお聞きしましたが、百間地内のほうはどうなっているんでしょうか、私、聞き漏れしたんでしょうか。すみません、もう一度、この件についてお尋ねしたいと思います。

それから、137、138ページの道路新設改良費に関連してお尋ねしました。

そうしますと、宮代台のほうは今年度まだ、先ほどの答弁ですとやっていないような話だったんですけれども、これからやるということで、今年度完成ということでよろしいでしょうか。

それから、都市ガスによる道路改良の苦情はということなんですけれども、これは町のほうには不備があればということで対応するということだったんですけれども、苦情はありましたか、なかったのか。

向こう側から来た完成したものの処理でやるというんじゃなくて、この苦情はどうだったのかということでお尋ねしたんですけれども、あったのかなかったのか。あるとすれば、どういうのがあったのかということ。

それから、町道第12号線の関係の用地、不用額が多いということで、これについては次年度から、ある程度、もう少し確定的なものというか、そう

いうものをのせていったほうがいいと思います。そういうふうな努力をするということですので、結構でございます。

それから、町道251号線の契約についても、個人的な理由ということでわかりました。

決算書の137、138ページの橋梁維持費の番先橋の改修工事の関係ですが、理由はわかりました。そうすると、これは、いまだ、平成30年度にやるべきだったものなんですけれども、水のない渇水期だとか、そういう時期にやらなければいけない条件もあるだろうにしても、いまだ業者発注はできていないのかどうか。だとすると、これについての完成はいつごろになるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

ただ、執行額ができなかっただけでは済まないと思いますので、どういう状況なのかも含めてお尋ねいたします。

それから、東武動物公園西口周辺の中央通り線なんですが、そういう状況だということで詳しい内容がわかりましたので、奥さんと折り合いがよく進めばいいと思いますので、これについては注視するということで理解しました。

それから、139、140ページの一般住宅耐震対策事業、これについてもわかりました。

同じく139、140ページの土地区画整理推進事業ということで、そうしますと、令和２年７月に終了するということで確認したいと思います。ありがとうございます。

最後の東武動物公園駅東口周辺整備事業なんですが、これの駅前広場の整備にしても、まだまだほど遠いわけなんですけれども、そうしますと、これは事業費として17.8億ということでしたが、わずか5.3％の進捗なんですけれども、これはこれまでにかかった町として事業費、これはトータルでどれぐらいになりますか。

それと買収に当たってのいろんな対応もなさっていると思うんですけれども、用地買収に当たっては同意しない方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺の状況なんかはどうなっていますでしょうか、あわせてお願いしたいと思います。

あと公園管理協定に基づく維持管理費の関係では理解しました。

じゃ、以上の点、再質問をお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時２３分

**○委員長（九山妙子君）**　皆さんおそろいですので、再開いたします。

答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　道路担当、高橋です。よろしくお願いします。

まず１点目、決算書135、136ページ、道路台帳整備事業の関係の委託料の関係、道路台帳補正業務委託料の関係でお尋ねをいただいたところです。

先ほど委員のほうで申されたとおり、台帳の整理ついては、メートル掛ける単価というものではなくて、さまざまな作業、具体的には採納による道路幅の修正であったり、隅切り設置であったり、側溝の修正であったり、いろんなものがございます。当然、道路の認定、廃止も含まれるものでございますが、その中で積算につきましては、歩がかりに積算をさせていただいております。そういったところで計算して委託料のほうの設定をさせていただきまして、１者随契ではございますが、そういったところを確認しながら委託料の金額の決定をさせていただいているところでございます

ので、よろしくお願いします。

同じページの道路維持管理事業の工事請負費の中の国庫補助事業の該当する分ということでございますが、先ほど申し上げましたところの町道第18号線の舗装修繕工事のみが補助事業の該当ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、先ほどお尋ねいただきましたガス・水道の復旧工事に係る不備等の件数についてはというご質問でございますが、こちらにつきましては、当然住民の方から「いつ、これは復旧する」とか、「この内容は」という問い合わせはいただいているところではございますが、大きな不備についてはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、決算書137、138ページの橋梁維持管理事業に係るものでございます。

先ほどお尋ねいただきました番先橋の今の進捗状況につきましてのご質問をいただいたところでございます。番先橋の修繕計画につきましては、平成31年２月に宮代町橋梁長寿命化修繕計画というのを、平成30年度に更新をいたしまして、その中で番先橋の修繕につきましては、令和４年を対策の時期ということで設定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

では、ご質問の中でちょっと確認をさせていただければと思いますが、区画整理推進事業でございますけれども、こちら、道路整備区画事業につきまして、少しスケジュール的な話をさせていただきたいと思います。

まず、平成30年１月26日に換地が確かに終わりまして、今現在、清算事務をやっていまして、分割が終わるのが令和２年７月ですね。ごめんなさん、その前に、組合の解散というのが今年の２月か３月に解散総会をやって、解散して、今の理事の方を「清算」と名前を変えて残っていただいて、一応、組合としては解散は今年度中にを考えています。

清算の方が残って、令和２年７月に分割が終わって、事務所の関係を片づけたりですとか解体をしたりして、全て事業を終わらせたいと思っているのが令和３年３月までというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、東武動物公園駅の東口駅前広場の関係の費用のことについてなんですが、こちらの事業、今現在始まっている事業の駅前広場の用地買収の費用と、それから支障物件等の移設の補償金、合わせまして約１億3,500万というお金をかけています。詳細のお金につきましては、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、用地の代金と支障物件、合計約１億3,500万円というお金が今、かかっているという状況でございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　道路担当、高橋です。

すみません、答弁漏れがありまして申しわけございませんでした。

先ほど来の宮代台の道路の補修修繕工事につきましては、昨日９月16日からの工期で、おおむね数週間で終わる予定でございますので、よろしくお願いします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

すみません、決算ですので、一つ聞き漏れがありました。笠原地区の冠水対策なんですけれども、

現在、姫宮落川の改修の完了が求められているんですけれども、当然、姫宮落川の河川改修、できるだけ早く進めていただくように県にも要請ということになると思うんですけれども、現状、どういうふうになっているのか。今回の台風15号については、本当に幸い大きな被害がなかったわけなんですけれども、今後のこともありますので、その点だけお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（高橋正巳君）**　道路担当、高橋です。

笠原地区の浸水地域解消検討基本設計業務委託というのを平成28年度に策定したところで、標高７メートルまで上げれば冠水しないというお話、この計画の中ではそういったところでございまして、平成30年度におきまして、町道第96号線、百間地内の道路のかさ上げを行ったところでございまして、長さ、延長が75.2メートル、幅6.5メートルのところで、そこの地区につきましてはかさ上げ工事を行ったところでございます。

あわせまして、もちろん、こちら姫宮落川につきましては県事業でございますので、埼玉県におきましては、姫宮落川の鉄道より下流のほうはほとんど終わっていると思うんですけれども、これから鉄道の上流からみずほの橋まで改修工事を進めていくということはお話を聞いております。ただし、具体的なスケジュールはまだお伺いしていません。もしかしたら補正のほうで通るかというお話はいただいております。

そのことによりまして、改修によって、最終的には３年に１度の確率で、時間雨量50ミリ程度の雨量に対して対応できるのではないかというようなお話は聞いておりますので、以上でございます。

あと、あわせてご説明申し上げますと、宮代地内において姫宮落河川改修の関係では、用地買収のほうで１件、１筆、まだ残っているところがございますので、こちらのほうも県と協力して、早目に用地交渉のほうを進めて、その後の工事がスムーズに進むようにはご協力させていただければと考えております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、１点だけ質問したいと思います。

決算書のほうの143ページ、144ページにかけての、公園費の関係の中身で質問したいと思います。成果書では162ページなんですけれども、この中身について幾つか質問したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず第１点でございますけれども、はらっパーク宮代の利用状況ということで、ここに数字が上がっておるんですけれども、特にこの中でグラウンドゴルフが若干減少しておるんですけれども、何か原因があるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、利用状況の中で、はらっパークが「家族連れやグループで伸び伸びと自由に楽しんでもらうはらっパーク」となっておりますけれども、現実的に、あそこはいろんな意味で規制がしかれているというふうな感じがするんです。気楽に行って、芝生の上で遊ぶことがでないような状況が今、あるのかなというふうに思っていますので、その規制について、現状をひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

特にあの中で、フリー、一般町民が年間どのぐらいあそこを利用しているのか、わかりましたら、ひとつお聞かせ願いたいなというふうに思ってお

ります。

それから、この中で２点目のほうなんですけれども、公園管理協定に基づく住民主体の維持管理ということで、前段者が若干質問していますけれども、地区、自治会と町の要するに役割分担、管理する役割分担がちょっと不透明なところが幾つかあるかなというように思っておりますので、その点、ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。特に自治会、地区の関係については、その他簡易な施設修繕等々となっておりますけれども、これがちょっと不明確。

それから、町のほうは、その他公園全般の維持管理等々となっておりますけれども、ここら辺がちょっと不明確なのかなというふうに思っていますので、そこら辺をどのように判断していいのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、街区公園等の維持管理ということで、町内では57カ所の街区公園があるわけですけれども、定期的に職員が公園をパトロールしているというふうな、ここに載っておるんですけれども、具体的にここの職員、年間どのぐらいなパトロールをしているのか、定期的にどのような形で実施をしているのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、この中で公園環境の整備ということで載っておりますけれども、例えば整備に当たっての高額な整備事業はどのぐらいな額なのか、ひとつお聞かせ願いたい。

以上、この３点をひとつお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。よろしくお願いします。

まず、ご質問の中で、はらっパークで減少しているんじゃないかと言われているグラウンドゴルフでございますが、確かに数字的には少しずつ落ちている感じもあるんですが、大会をやったりですとか、いろんな親しんでいただけるようなことをやったりだとか進めていますので、大体これぐらいの維持ぐらいでいけるのかなと思っています。

また、全体的な利用の人間の数は減っていませんので、増えるものと減るものと、その年の天候とかによっても変わりますので、その辺は心配していないです。

続きまして、公園の管理協定でございますけれども、公園の管理協定、成果書の162ページにあるように、33の公園を対象として管理協定を14の自治会でやっているんですが、実際、決算書を見ていただく中につきましては、144ページでございますけれども、18万6,000円というお金を地元に支払っているんですが、割っていただくとそれほどのお金ではないんで、地元のほうにつきましても、できる範囲の中でお手伝いいただいている部分あるかと思いますので、その中で通常的に、ずっとそこに役場職員がついているわけにいかないんで、比較的地元の方であれば目が届く部分がありますので、危険行為だとか、そういった行為をしている方がいれば、例えば警察に電話していただくだとか、小さな子供であれば注意とかしていただくこともありますけれども、危ないような方であれば警察指導しかありませんので、そういうことをしていただいたりだとか、それから公園の中で小さなごみ程度あった場合についてのごみの収集だとかもお願いしたいなと思っているところです。もちろん、大きいごみを捨てられたりだとか何かある場合については役場のほうで対応い

たしますので、また草についてもそういう部分がありますので、その他簡易な施設修繕等というのもできる範囲ということなので、手に負えないというふうに判断されるのであれば、役場のほうで対応します。

また、樹木の軽微な剪定というのも、あくまでもほとんど家庭用の器具でできるようなものを想定していまして、大量の剪定とかにつきましては役場のほうから業者を入れてやりますので、無理をしない程度で大丈夫というふうに考えています。

続きまして、公園のパトロールでございますけれども、宮代町のほうにつきましては、公園につきましては、街区公園につきましては、うちのほうの都市計画と都市整備担当のほうで担当させていただくんですが、何分、兼務で担当が２名ということもございますので、それほど頻繁には行きませんので、月１回ないし月２回程度、定期的にパトロールで見た上で、さらに地元のほうからお話があったときについては見にいくという形をとっています。

また、台風ですとか、そういった災害があった場合の事後パトロールもしていまして、状況がどうなのか確認しています。今回のパトロールの中で見た中では、一部枝が落こっているとか、そういうのもありましたので、そちらのほうの対応につきましては、職員が片づけさせていただいているような状況です。

以上です。

〔発言する人あり〕

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　質問の件数の中で規制ということなんで、芝の養生の関係もあるので、例えば芝生の中に犬を入れないでねという話だとか、あとは今、はらっパークだけじゃありませんけれども、公共施設の中で施設内禁煙という形のものは、はらっパークは実はかなり前から施設内禁煙という形ではさせていただいたりだとか、そういうことをやっています。

また、使い方的に家族連れとかが園路とかを歩いていただいたりだとか、そういったものをしていただくといいなと思っているんですが、確かに全面的に借りる方があるとなると、なかなか使える場所が限られるのも事実かと思います。

また、町内の方の利用の率ですけれども、すみません、そちらのほうにつきましては統計がないんで、ちょっと申し上げられないんで、申しわけありません。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

何点か確認も含めて質問したいと思います。唐沢ですけれども、よろしくお願いします。

まず、第１点のほうなんですけれども、はらっパークの関係なんですけれども、今、利用時間が年間通して同じ時間なのかなというふうな感じがするんですけれども、できたら利用時間をもう少し見直しをする。春夏秋冬、これから日が短くなりますから、時間はある程度早まると思いますけれども、春夏秋冬通して、もう少し臨機応変に利用時間の見直しはすべきではないのかなというふうに思いますけれども、その点、ひとつお聞かせ願いたい。

それから、規制というか、あそこの芝生の中に入ってはいけないいうふうなロープが引かれるんですけれども、私もたまにあそこに散歩に行くんですけれども、きれいな芝生を目の前にして、外周の歩道を１周するぐらいで帰ってくるんですけれども、せっかくあれだけの整った芝生、あの中に入りたいなと思うんだけれども、規制のロープがあって入れない。そういう状況の中で、この中で自由に楽しんでもらいたいというはらっパーク

なんですけれども、それに若干反するのではないのかなと感じがするわけです。

そういう意味で、今、確かに有料で委託をして、各団体にはそれなりの料金を払って利用してもらっていますから、一般町民が行って気楽に遊べないという、おかしいなと感じるけれども、せっかく我々の税金でつくった、町民でつくったすばらしいはらっパークが、一般町民がなかなかあそこで自由に使えないというのはどうなのかなと、そういう声が聞かれますので、その辺をもう少しちょっと見直しをしてもらいたいなというふうに思いますけれども、その考えがあるやなしや。特に、委託していますから、その関係ももちろんあるんでしょうけれども、再度、ひとつその点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、公園管理協定なんですけれども、確かにできる限り地域の人でできることは管理していきたい。特に私たちの地域のことを上げると、大変恐縮なんですけれども、毎月第１日曜日、町民が大体60人から、多いところで70人ぐらい集まって、月に１回、公園の草取りを実施しているんですけれども、ごみ袋だけはご協力いただいているんですけれども、できる限り地域ができることは地域でやろうということでやっておりますけれども、とりあえず新道集会所、シイガシ、大木が７本から８本、まさに物すごい大木なんですけれども、あの維持管理だけはなかなか地域の人ができませんので、できる限り町のほうにお願いをしているんですけれども、なかなかこれがすぐ対応してくれない現状があるんですけれども、その点はどうなのか。お金がかかるからなかなかできないのか、業者がいないからできないのか、そんな点をもう一つ、お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

それから、街区の公園の関係なんですけれども、確かにパトロールを実施して、できる限りチェックをしているというようなことなんですけれども、パトロールをして、何か問題がある箇所はその都度チェックをしているのか。できたらチェックの中身について、ひとつお聞かせをいただければありがたいなというふうに思っています。

とりあえず、以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

まず、はらっパークの利用時間のことなんですが、今確認をしたところ、夏については８時半から16時半、冬につきましては８時半から15時30分と。駐車場につきましては、その30分後に閉めるという形で、確かに冬時間、夏時間設けてやっているんですが、夏の16時半というのは比較的早いのかもしれないですね。

また、管理協定の関係につきましては、そのとおりかと思いますが、新道集会所のシイガシの大木でございますけれども、今年４本、剪定予定ということで、ただシイガシという木が、必要以上に多く切ってしまうと木が傷んじゃうというのもあるらしくて、なかなか剪定が難しい木というふうに聞いています。また、新道集会所の土地につきましては借地なものですから、地主の考えもあるかもしれませんけれども、地元に迷惑がかからないような管理の仕方をしていきたいと思います。今年は４本、剪定をさせていただきます。

また、パトロールの関係でございますが、街区公園のパトロールです。基本的には職員は目視で見ています。遊具の関係とかにつきましては、２年に１回、専門業者を入れて、全ての遊具につきまして安全性を確認して、危険な遊具につきましては修理ないし撤去をしているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、確認を幾つかしたいと思いますけれども、はらっパークの関係なんですけれども、答えをいただいていないかなと思います。一般町民、年間でどのぐらい、あそこを利用しているのか、せっかくいい施設なんですね、大いにもっと利用してもらいたいなというふうな感じがするんですけれども、現状を見ると、なかなか。確かにグラウンドゴルフだとかアーチェリーだとかサッカーとかということで利用されていいんですけれども、それはあくまで一部団体であって、一般町民がもう少し気楽にあそこを利用できると申しますか、有効に活用できるような考えはないのかどうか。

特に駐車場の関係もそうなんですけれども、ロープで規制を張っている。とめたくても、とめられない。年間通してじゃないと思いますけれども、せっかくあそこへ行って、実はロープを張って駐車場が規制されているというふうな状況が、何回か年間あるようなんですけれども、駐車場を規制する何か理由があるのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公園管理協定なんですけれども、確かに町からいろいろとご協力いただいて、バックアップを受けて管理をしているんですけれども、やはり地域でできない問題もたくさんあると思います。特に、先ほど言ったようにシイガシ、確かにシイガシは枝を余り落とすと元気がなくなって枯れてしまうような、業者からそんな話も聞いておるんですけれども、シイガシは枯れ葉がたくさん落ちるんですね。物すごい量が、枯れ葉が出るものですから、もう少し剪定をきめ細かくやってもらえないのかなというふうに思っているわけですけれども、どうなのか、お聞かせ願いたい。

それから、街区公園の関係なんですけれども、パトロールは目視で回っていると。通りすがってチェックをするだけだというふうな今、答弁をいただきましたけれども、例えば街区の遊具でけがをした、何か問題を起こしたという経緯があるのかどうか、もう少しひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

質問に順次答えていきたいんですが、すみません、さっき町内利用はどのくらいあるのかというご質問があったと思いますけれども、資料持っていました。あくまで申請をするときの住所で判断するしか方法がないですけれども、これによると、町内の利用はグラウンドゴルフでは80%、アーチェリーで50%、サッカーは16%、その他が83%が宮代町の町民が利用しているという形になります。全体としては58%の利用という形で、申請された方の住所から判断すると、そういう結果になるという形になるかと思います。

また、はらっパークの駐車場の関係でご質問ありましたけれども、実は、あそこの道路をつくってはらっパークができたころというのは、結構、暴走族が多くて、中で結構いろんなことをやられて、苦情も結構あったのも事実でありまして、あとは夜間に人がたむろすると危ないというのもありまして、警察等の指導もあって、やはり駐車場夜間開放というのはやめてくれという話が防犯上からもあるので、そういったことから多分、規制しているのかなというふうに考えているところです。

あと公園管理協定の中の新道集会所のシイガシでございますけれども、地元の意見を踏まえて、

あくまで予算というものがある中でございますけれども、できる範囲の中で地元の意見を優先して、きめ細かく剪定ができるように努力をしていきたいと考えるところでございます。

あと遊具のけがでございますけれども、幸いなことですけれども、今、職員が確認した中については、町の遊具でけがをしたという話は聞いたことがないと。ただ、走り回っていて、実はざっくりおでこでしたか膝だか切ったという話はありました。でも、これはあくまで公園は走り回れるところではあるんですが、そこで個人の方が自分でひっくり返って、小さな子ですけれども、けがしたということなんで、管理的な責任は特にないのかなと思っているような事故は去年ありましたか、１件、聞きました。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

最後なんですけれども、これ、ちょっと私、勉強不足で、恐らくどこかに載っていたのかなという感じがするんですけれども、13の委託料の関係なんですけれども、はらっパーク宮代指定管理料ということで、年間1,000万ちょっとの一応委託料というのか管理料が支払われているんですけれども、ここの管理契約というんですか、契約の関係がどうなっているのか。できましたら相手方も含めて、ちょっと勉強不足で恐縮なんですけれども確認をしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　まちづくり建設課副課長。

**○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）**　都市計画・都市整備担当の室田です。

はらっパークの関係については、指定管理者につきましては日本環境マネジメントという会社がやっています。日本環境マネジメントにつきましては、平成24年から委託をしています。こちらのほうの関係につきましては、選定をするときに企画提案型でやっていまして、前回につきましては、平成29年４月からという形で３者の方が手を挙げていただきまして、そちらの方々がプレゼンをしていただいて、それで決めているという形です。管理期間は平成34年３月31日までという形になっています。

それで、一応、中で、こちらのほうの金額につきましては４回払いにしていまして、トータルでは、この委託料のとおりの額でございますけれども、４回に分けて、分割してお金を払っているという形をとっています。委託金額の指定管理料は1,094万円ですね。

以上です。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上でまちづくり建設課の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後１２時５９分

**○委員長（九山妙子君）**　再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより教育委員会の審査を行います。

質疑に入る前に、本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○教育推進課長（渋谷龍弘君）**　こんにちは。

教育推進課長の渋谷と申します。よろしくお願いします。

では、順次自己紹介申し上げます。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　こんにちは。

教育推進課副課長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

こんにちは。

学校教育担当副課長の小山と申します。よろしくお願いいたします。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　こんにちは。

生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○教育推進課主幹（田中啓之君）**　こんにちは。

生涯学習室主幹の田中と申します。よろしくお願いします。

**○教育推進課主幹（青木　豊君）**　こんにちは。

文化財保護担当の青木と申します。よろしくお願いします。

**○生涯学習・スポーツ振興担当主査（河井伸一君）**

こんにちは。

生涯学習スポーツ振興担当の河井といいます。よろしくお願いします。

**○生涯学習・スポーツ振興担当主査（荒川俊二郎君）**

生涯学習・スポーツ振興担当の荒川です。よろしくお願いします。

**○教育推進課指導主事（平原隆範君）**　こんにちは。

学校教育担当の平原と申します。よろしくお願いいたします。

**○教育推進課指導主事（竹内知子君）**　こんにちは。

学校教育担当の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

**○教育推進課主幹（小島英樹君）**　学校教育担当の小島です。よろしくお願いします。

**○教育総務担当主査（加藤正久君）**　教育総務担当、加藤です。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

質疑はありますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原洋子でございます。

１点質問させていただきます。

決算書の158ページの小学校施設管理事業の中の工事請負費で、東小学校支障物撤去工事が入っているんですけれども、あと成果書の163ページで「小学校施設については、安全対策としてブロック塀の総点検を行い、必要な箇所については解消を行いました」とございます。ブロック塀のほうなどは視察もさせていただいたんですが、私、たしか去年の一般質問で、歩道橋のことについてちょっと質問させていただいたときに、記憶が定かであれば、もう計画していますというお答えがあったと思うのですが、歩道橋のほうの塗りかえとか、そのほうはどうなっているのでしょうか、お願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　お答え申し上げます。

教育推進課副課長の大場でございます。

まず、決算書158ページの工事請負費の中にございます東小学校の支障物件の撤去工事につきましては、前の道路の拡幅に伴いまして必要な撤去工事等行ったものでございまして、またブロック塀の改修につきましては、昨年総点検を行っておりまして、須賀小学校、東小学校、笠原小学校、前原中学校等で必要な改修工事等を行っております。

今、ご質問いただきました歩道橋の関係につきましては、歩道橋の管理が県になっておりますの

で、町のほうとして具体的に塗り直すとか、そういった計画については今のところございません。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課長。

**○教育推進課長（渋谷龍弘君）**　教育推進課長の渋谷でございます。

１点補足なんですけれども、今、大場のほうで答弁させてもらったとおり、歩道橋については県道でございますので、県の整備のほうの管轄でございますけれども、当時、１回点検をさせてもらったようで、特に、確かにさびてはいるんですが緊急性はそんなに高くないと。それなりに安全性は確保されているというふうな状況でございます。たださびてはおりますので、今後、計画的に整備していくという状況だというふうに伺っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

前回、一般質問のときに、私の受け取り方が悪かったのかもしれないんですけれども、結構、近々に何か、塗りかえぐらいだとは思いますがみたいな感じで、やる予定みたいに聞いてしまったんですけれども、実際行ってみると、本当にさびているだけというか、そんな危険性はないと言われるんですけれども、実際、使われているお子さんだとか保護者の方がとても心配されるんですね。なので、見た目だけと言われればそうなのかもしれないんですが、できればそのあたり、考慮していただければと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　要望ということですか。

ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、よろしくお願いいたします。

何点か質問しますので、よろしくお願いします。

まず、第１点でございますけれども、決算書の149ページ、150ページにわたっての中で、町民みんなが先生推進事業ということで、成果書の中にも具体的に載っておるんですけれども、例えば「町民みんなが先生」制度によって、部活動で13人の方々が中学校の指導に当たったという内容の報告があるんですけれども、具体的に部活動、この13名の方々がどのような部活動の指導に当たったのか、ひとつ第１点、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、２点目のほうでございますけれども、決算書の156ページ、成果書の171ページのほうなんですけれども、小学校施設管理事業という中でひとつお聞かせ願いたいと思います。

実は笠原小学校、今年の８月24日土曜日に親子で校内の草刈りをしたという、そういう話を伺ったんですけれども、700人近い、700人以上かな。親子が校庭内の草刈りをしたというふうなことの報告を受けているんですけれども、例えば町内の小中高の中で、このような親子だとか保護者だとかいろんな方たちが校庭内の草刈りをした経緯があるのかどうか。たまたま笠原が８月24日にあったということなんですけれども、ほかの小・中学校ではこういうことをやっているのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、決算書の170ページ、成果書の180ページの中で質問しますけれども、図書館の管理運営事業ということでやっておるんですけれども、宮代町の図書館、質、量ともに年々充実をしているんですけれども、この中で図書館のホールを利用して展示物だとかいろんなコーナー、催し物が開催されておるんですけれども、年間でどのぐらいな団体があそこのホールを利用しているのか。

できましたら団体名も含めて、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書の178ページ、成果書の186ページの関係で、町民体育祭第46回が開催されたということで、この中で実施内容の成果が載っておるんですけれども、例えば町民体育祭が年々、チーム数の減少イコール参加者も減少しているというような現実があるんですけれども、今年も間違いなく、47回ということで開催されるわけなんですけれども、この減少をどのように捉えているのか。また今後、この町民体育祭、どのような形で内容を変えていくのか、いきたいのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最後になるんですけれども、成果書の191ページ、決算書では174ページになりますか、この中で、施設の主な工事ということで、旧加藤家の住宅の屋根の修繕工事が行われたわけなんですけれども、屋根の工事といっても随分かかるんだなというふうに、ここに数字が載っておるんですけれども、670万近くかかっておるんです。この屋根の修理は、できたときから、移設をしたときから何回やっているのか、初めてなのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。何年周期に屋根の修繕はやっているのか。できましたら、この内容の中に差し茅工法ということで載っておるんですけれども、具体的にどういう工法なのか、参考までにひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

失礼いたします。学校教育担当、小山でございます。

私からは、「町民みんなが先生」制度、それから親子での除草についてと２点、お話しさせていただきます。

まず、みんなが先生事業でございますけれども、町民の方々のすぐれた技術、あるいは技能等を中学生の子供たちに、直接ご指導していただく機会ということで、中学校の教員の負担軽減といった視点からも大変助かっている、大変貢献していただいている事業でございます。

そして、中学校の部活の指導なんですけれども、具体的に申し上げますと、剣道が４名、ソフトボールが３名、卓球が２名、そしてテニスとサッカーとバレーと吹奏楽、それぞれ１名ずつということで、合計13名の方々にお力添えいただいて、専門的な技能、あるいはチームでの何か練習方法ですとか、試合での戦い方等、ご指導していただきながら、子供たちが健康、安全に活動に取り組めているという状況でございます。

また、２点目の親子除草の件でございます。

こちらは、例年夏休み中の主に８月の第３、第４の土日を中心に、各小・中学校で親子で除草するという機会を設定しております。年によっては雨天で中止ということもございますけれども、それぞれの学校で、運動会を前にして自分たちで環境を整備しよう、あるいは保護者の方もそこにご参加いただいて、親子での交流を図りながら環境をよりよく改善していくということで、それぞれの学校で計画をして、実施をしているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長の飯山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、図書館のホールの利用者数ということでございます。ホールにつきましては、昨年度30年度におきまして、全部で154件のご利用をいただきました。その中身につきましては、一般の団体

の方が47件、それと図書館主催事業及び町の主催事業といたしまして107件の事業があったものでございます。一般の利用団体につきましては、図書館のボランティア団体さんのほうで行っております事業のほうで使っていただいているような状況でございます。

続きまして、体育祭の関係でございます。

体育祭につきましては、ご質問があったとおり、年々参加チーム数が減少しているところでございまして、そういった状況を受けまして、平成28年度には、体育協会が中心となって町民体育祭の活性化検討会というものを立ち上げまして、参加しやすい町民体育祭に向けての提案というのを検討していただきまして、提案書をまとめていただいたところでございます。

そちらの内容を踏まえまして、平成29年度の町民体育祭から新種目の導入でございますとか、あるいは競技方法の見直し、あるいは予備日の設定というようなことを提案いただきまして、順次町民体育祭のほうでそういったものを反映させていただいたところでございます。

予備日につきましては、平成30年度、昨年度から導入したところでございますが、そういった状況を踏まえまして、まだ減少しているような状況がございました。そういったことから、昨年度、実際参加していただいている各地区のご意見をいただこうということで、昨年の12月から１月にかけまして、地区区長さん、あるいは自治会長さんを対象としましてアンケート調査のほうを行わせていただいたところでございます。

そういった結果、町民体育祭につきましては、地域の方からは、地域コミュニティにとって重要性があるというような意見がございましたが、実際、参加に当たっては、少子高齢化による参加者数の減少や、あるいは地域によっては総合運動公園ということで、町の北部のほうにございますから会場が遠いとか、あるいは交通の便が悪いとかいうようなご意見もいただいたところでございます。

あるいは参加しやすくするためにはどういった工夫が必要なのかというようなこともお聞きしたところでございますが、例えば高齢者でも参加しやすい種目をつくったらどうかと。あるいは競技性というよりもレクリエーション性の高い種目の設定というものがどうかというような、いろいろなご意見をいただいたところでございます。

あるいは体育祭の内容に対するご意見のほかに会場の問題についても、総合運動公園だけじゃなくてほかの会場というところも使ったらどうかというような、さまざまなご意見をいただいたところでございます。

その結果、昨年度から導入いたしました予備日の設定につきましては、選手や役員の確保が大変と、あるいは当日お弁当の手配も大変だというようなご意見もありましたことから、今年度、令和元年度からにつきましては、予備日のほうの設定をやめさせていただいたところでございます。

なお、こちらの内容につきましては、種目の変更などもございますことから、体育協会さんのほうと中身の種目につきまして、今後、順次検討のほうさせていただいて、少しでも多くの方にご参加いただけるような町民体育祭へとさせていただくというふうに考えてございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課主幹。

**○教育推進課主幹（青木　豊君）**　文化財保護担当の青木でございます。

成果書191ページ、決算書176ページでございます。

資料館管理運営事業、工事請負費の町指定文化財加藤家住宅屋根修繕工事についてでございます

が、茅ぶき屋根の傷みが激しく、雨漏りが懸念されていたため、北側屋根を修繕いたしました。茅ぶき屋根の修繕は、おおむね10年と言われております。過去、同様の修繕は平成４年と平成18年に実施しております。

今回の修繕工事については、過去２回と同じく、差し茅という工法で施工いたしました。さし茅は、傷んだ茅を抜き取って、新しいカヤを差し込む工法でございます。熟練の職人が茅材1,400束を差し込んでいきます。１日平均５人で、30日で完成いたしました。

なお、施工業者は栃木県栃木市の島田商店でございます。この業者は、竹や茅材を取り扱っております。過去２回の実績がありまして、また移築前から加藤家屋根の修繕を手がけていたため、加藤家の屋根構造について熟知していたということと、茅ぶき職人と茅材の調達ができるということであったため、１者随意契約によって発注いたしました。契約額は669万6,000円でございます。

また、公益財団法人文化財保護芸術研究助成財団から、文化財保存修復助成事業として40万助成されております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

何点か再質問させていただきたいと思います。

まず、第１点目の「町民みんなが先生」制度の中身なんですけれども、今、具体的に部活動、それぞれ13人の部の指導の中身を話されましたけれども、例えば、この中で13人が各学校、中学校ですから３校ですか、どのような振り分け方で指導をしているのか。特に現在、中学校部活動が何かなかなか一時ほど活発ではないというか、部員が集まらないとか、そんな声も聞かれるんですけれども、今、言われた各部の活動はどういう状況にあるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

あと、できましたら、指導者の皆さん方にどのような形でお礼と申しますか、与えているのか、ひとつ一緒にお答えを願えればありがたいなというふうに思っています。

それから、２点目のほうなんですけれども、笠原小学校の草刈りの実態を質問しましたけれども、例えば今、笠原小学校、1981年（昭和56年）４月に開校したというふうに記憶しているんですけれども、ちなみに38年を経過したんですけれども、笠原小学校の今までの維持管理費と申しますか、特に校舎のメンテナンスはどのような形で行われてきたのか、ひとつお聞かせ願いたい。

どうしてこの質問をするかというと、宮代町のランドマークである笠原小学校、進修館とやっぱり同一扱いをすべきだろうというふうに私は思っております。過日の委員会の中で、進修館が今までどのぐらいな経費でメンテナンスをしてきたかというふうな答弁で、２億二、三千万ぐらいかかったというふうな報告を受けておるんですけれども、笠原小学校、進修館と同じ扱いでやっぱり対応をすべきだろうというふうなことで、今まで笠原小学校にかかったメンテナンスはどのぐらいだったのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

町民体育祭、わかりました。本当に少子高齢化で大変だなというふうに思いますけれども、できる限り、これからも体育祭続けるようにいろんな面でひとつ努力してもらいたいなというふうに思っています。

それから、旧加藤家の屋根の修理なんですけれども、今まで２回ほど、今回で３回目ということなんでしょうけれども、屋根だけで１回700万近くかかる。やっぱり文化財を保護するというのは

大変な金がかかるんだなというふうに思っていますけれども、加藤家、屋根以外に何か修理をするような現状あるのかどうか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、ひとつよろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

町民みんなが先生推進事業につきまして、ご説明させていただきます。

まず、振り分け方についてですけれども、教育委員会のほうに、ホームページをごらんになった町民の方が直接ご登録ということでお話しをいただくことがございますが、多くの場合は、各中学校の地域の方が、こういった例えば剣道なら剣道の剣友会のほうでご活動されていて、中学校のほうでもお力添えいただけるというような話を、学校のほうが情報を得まして、学校を通して登録していただくということが非常に多くなっております。ですので、各学校の要望等に沿って「町民みんなが先生」事業のほうにご登録をしていただいていて、昨年ですと、百間中学校が７人ということで一番多い状況でございます。

また、部活動につきましては、生徒数の減というのがここ数年、特に中学校では現実的な問題等にもなっておりますので、野球ですとかサッカーについては、やはり部員数がぎりぎりということで、なかなか練習試合とかを組むのが難しいとかということは耳にはしております。

ただ、それぞれの学校での部活というのは、子供たちが各種目を楽しみにして小学校から入学をするという状況もありますので、可能な限り、各部活を存続させるという方向で、場合によっては合同チームをつくって大会に参加するですとか、そういったことで各学校でやりくりをしているところでございます。

また、謝金につきましては、ご登録いただいて各学校で活動していただいた方につきましては、年額１万円という額を謝金としてお渡しをさせていただいております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

笠原小学校の関係についてお答え申し上げます。

笠原小学校については、ご指摘のとおり、非常に町にとっては重要な建築物であるというふうに思っておりますし、おっしゃられたとおり、町のランドマークの一つであるというふうに考えております。

これまでの維持管理費の積み上げというのは今、資料としてはないんですけれども、昨年度、平成30年度においては、必要な修繕等については学校と調整をしながら行っておりまして、昨年度については、維持管理に係る費用といたしまして240万円ほど活用させていただいております。

また、平成29年度におきましても同様に、各学校と調整しながら修繕等行っておりますが、こちらについても270万円ほどの費用をかけてさまざまな修繕等を行っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課主幹。

**○教育推進課主幹（青木　豊君）**　文化財担当の青木でございます。

加藤家屋根の修繕についてでございますが、今回の実施した工事ですが、北側屋根、全体の３分の１の修繕でございました。ですから、あと西側と南側が残っております。ですから、引き続いてそちらの工事も予定はされております。

あとは、移築以来、畳交換しておりませんので、

かなりふかふかの状態になっておりますので、そちらもそろそろ交換しないといけないと考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

部活動のほうの話を、これからも生徒数が減ってくる状況の中で大変なのかなというような感じがするわけです。実は７日に百間中学の運動会がございまして、いろんな話を聞かせていただきました。部活動の存続が大変だと、そういう話も聞いておりますので、これからいろんな意味でやっぱり部活動が大変なのかなと。出入り口に皆さん活躍の成績証がのっていて、頑張っているなというふうな成績証がのっているんですけれども、これからもいろんな意味で、ひとつ部活動は頑張ってもらいたいなということで終わりたいと思います。

笠原小学校の関係なんですけれども、笠原小学校は先ほど言ったとおり、進修館と同じく、同じレベルでの価値ということで、まさに宮代町の文化財だというふうに思います。一つの学校というよりも、町のシンボル的な建物だというふうに理解をして質問するんですけれども、メンテナンス、進修館と比較して、極めて希薄だというふうに私は思っております。

今、笠原小学校の敷地の面積が２万1,904平米、校舎が4,175平米というふうなあれで記憶しているんですけれども、その中、笠原小学校は一つの小学校ではなくして、町の建物として、もう少し力を入れてもらいたいなというふうな感じで質問するんです。

これは教育長、町長の考え方にもよると思いますけれども、そんな思いで質問をするんですけれども、もう少し笠原小学校、いろんな意味でシンボル的な建物として力を入れてもらいたいなというふうに思っていますけれども、その考えはあるやなしや、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

とりあえず、以上、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

笠原小学校については、今、ご指摘いただいたとおり、まさに町の一つのシンボルだというふうに考えておりますし、今の児童数も道佛地区が人が増えているということもあるんですけれども、笠原小学校を選んでいくお子さんたちも多いというような状況ですから、笠原小学校については、やはり外からの視点から見ても、非常に魅力的な学校だろうというふうに考えております。

したがいまして、教育総務の担当といたしましても、必要な改修等については積極的に予算要望等行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　笠原小学校の話、しつこいようですけれども、再質問したいというふうに思います。

今、笠原小学校の先生28名ですか、教職員。これ、比較しては大変恐縮なんで、誤解を生みそうなんですけれども、例えば東小学校、笠原小学校の半分以下の校庭、校舎の状況だと思います。東小学校が29名でしたかな、教職員。その中、現在、笠原小学校を維持管理しているのが、この28名の教職員の皆さん方が汗を流して、朝早くから草取りしたり、維持管理に努めているのかなというふうに思っていますけれども、現実的には先生方が維持管理しているのか、例えば町として何らかのフォローをしているのか、その点ひとつお聞かせ

いただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

もちろん日常的な管理につきましては、笠原小学校の教職員の方が状況を見ながら管理はしていただいておりますけれども、当然、教育委員会のほうにもさまざまな情報が来ますし、その中で我々のほうも現場に行って中身を確認させていただいて、必要な修繕等についてはいろいろ調整しながら行っておりますので、十分現場の教職員と教育委員会については連携をしながら対応できているというふうに思っております。

ただ、やはり維持管理の面でご苦労かけているというところもありますので、これからも積極的に教育委員会と密に連携を図りながら行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

今、笠原小学校のことだけで集中して恐縮なんですけれども、先生に対する負担が非常にやっぱり笠原小学校の場合は大変なのかなと。28名の先生であれだけの大きな敷地、立派な校舎を管理しているのは大変なことだろうというふうに私は思っているわけです。

進修館と比較しては大変恐縮なんですけれども、進修館は実に小まめに、丁寧に管理されているわけですけれども、それに比較して、同じランドマークであるこの笠原小学校が極めて貧弱な町のバックアップかなというふうに私は思って、質問するんです。

これからも、あれをつくった時代を、斎藤甲馬さんです。斎藤甲馬さんが、いみじくも進修館と笠原小学校は50年後に評価されると、50年後評価されますよと。今、とやかく言う人がいっぱいいますけれども、つくったときにいろいろ批判はありましたけれども、唐沢さん、50年後を見てくださいと、必ずこれは評価されますからということを言った記憶があるんですけれども、そういう意味で、進修館と同じように笠原小学校をもう少し丁寧に、いろんな意味でやっぱりバックアップしてもらいたいなというふうに思って、これは要望ですけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございます。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

最初に147ページの就学支援委員会事業でございます。この予算書の中では29万円となっております。説明では、特別な配慮を要する児童・生徒に対する適切な教育ときめ細かな支援を行うためということで、必要な措置や就学のときの健康診断を行ったということなんですれども、この29万円、その中で需用費は９万円、役務費が15万円、委託料が４万円、ほとんどそれだけで使ってしまっている。

先ほど説明された中では、児童・生徒に対する適切な教育ということで言っているんですけれども、具体的に、そういう具体的な教育上に使われたというお金というのはどういうところなんでしょうか、どういう方針でやっているのか、ちょっとわからないというのが。事務費とか、そういう設備費だとか健康診断とかそういうのはわかりますよ。そのほかに何を使われて教育といっているのか、ちょっとわからない点があるなという感じがするんで、その辺のところも詳しく説明をお願

いします。

それと、特別な児童・生徒に対する健診というのを言っているんですけれども、これは小・中学校でやっている健診とは特別違うということで、特別に健診をやるということなんですけれども、これは父兄さんも了承の上でやっているんだと思いますけれども、その辺のところはどんなふうにやっているのか、お答えください。ひとつよろしくお願いします。

それと、150ページになります。交通安全防犯活動です。いろいろと皆さん、父兄の方に協力してもらって、子供の通学のとき防犯活動、交通安全なんかでお手伝いしてもらって、本当に子供の安全のためには必要だなとか思っているんですけれども、この指導員の立哨指導の方々から、通学のとき、要望とかそういう意見なんかがあって、どうやってその意見とか要望を取り入れているのか、例題があったら教えてください。

あと、同じ150ページなんですけれども、説明書では168ページ、不登校対策でございます。801万2,984円の予算がついているんですけれども、これ、いつも問題になるんですけれども、今年もマスコミ等でにぎわせて、夏休みが終わったころ、子供たちの自殺が多いということで、かなり問題になっております。

そういうところ、宮代の対策というか特別にやっているのか。これも学校の先生とか相談員の方は大変な思いをしてやっているんだと思いますけれども、何か宮代でもそういう動きがあったのかどうか。なかったらないでいいんですけれども、ないようにするのが仕事だと思うんですけれども、どういう対策をとっているのか。22名、不登校対象者がいるということなんですけれども、そういう人たちの解決策に対してはどのようにやっているのか、ひとつお答えください。

それと、決算書の151ページです。教育課程特例校指定事業についてでございます。

文部科学省の拠点指定校として研究活動が終了したということで説明されたんですけれども、今後、宮代町、この指定校が解除された後、宮代独自でやっていくのかどうか。進め方というのはどういうふうにやっていくのか、ちょっと、そのことについてお答えください。

それと、あと講師謝金となっていますけれども、今後、講師はどうするのかも含めてお願いします。お答えください。

それと、同じ151ページですね。３目です。教育振興費の奨学金支援事業でございます。決算額は７万4,690円ですけれども、補助した人が減ったというふうに聞いているんですけれども、これは違うんですね。失礼しました。

高等学校や大学の進学の際に必要な入学金準備金を充てるということを言っているんですけれども、補助要件に該当する方ということで言っているんですけれども、補助要件に該当するというのはどういう意味にしているのか、ちょっとわからないところがあるので、その辺のところを詳しくお願いします。

それと、決算書の157ページ。２目教育振興費でございます。２節の賃金についてだけれども、270万円ほど不用額が生じているということなんだけれども、町の臨時職員賃金において、当初の見込みより雇用人数が少なくなったということなんですけれども、何で少なくなったのかなと。途中でやめられたのか、それともほかに異動したのか、ちょっとわからないところがあるので説明と、ちょっとわからないところがあるので、その辺のところも。

それと、小学校だけじゃなくて、小・中学校でも何か教員のあれが動いたということで聞いてい

るんですけれども、その辺のところの説明というのがちょっとわからないというのが、何で動いたのか、その辺のところもちょっとお願いします。

あと、決算書の161ページ。これは小・中学校も言えるんですけれども、生徒・教職員の健康管理等対策事業でございます。これによって要観察の指導を受けた人が見つかったのかどうか、小・中学校とも。その辺のところもよろしくお願いします。

先ほども言いました165ページです。要準特別支援教育就学援助事業でございます。17名減少したということで言っているんですけれども、この制度というのが変わったんですか。ちょっとよくわからないんですけれども、減った理由です。なぜ17名支援する人が減ったのか、自然減なのか、それともそういう制度が変わったのか。

あと、もう一つお聞きしたいんですけれども、この制度をいわゆる実行するに当たっての支給方法ですよね、どういうふうになっているのか。手渡しなのか、それとも銀行振り込みなのか、本人に直接なのか、学校長でやっているのか、ちょっとわからない。どこにやっているのか、その辺のところの説明をお願いします。

それと、先ほども言いました166ページになります。

中学校学力推進事業、須賀中学校の理科及び音楽の科目において一時的に県費の教員がということで、欠けたということなんですけれども、先ほども小学校の面で言いました。逆の現象なんですけれども、町のほうでこっちは財政がやった、向こうは県費のほうでやったということなんですけれども、その辺のところをちょっと説明をお願いします。

最後になります。179ページです。学校給食費の学校給食運営事業でございます。説明書で174ページになります。

子供の健康とか食の安全ということは皆さん、当然として思ってやっていると思います。ただ、この間、テレビのニュースだとかマスコミ上の新聞だとかで載っていたんですけれども、アメリカ産、カナダ産の強力粉のほうなんですけれども、パンの材料から除草剤が入った成分が検出されたということなんです。この辺のところで、宮代町のそういう食の安全についての考え、宮代町ではそういうあれを検査しているのかどうかわかりませんけれども、食べ物というのは目に見えません、中の成分というのは。やっぱり大人が、またそういう専門性を持った人たちが調べてやらないとわからないところがあると思います。その辺のところ、町としての考え方、これからの進め方だとかも含めて、お答えくだされればありがたいなと思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

順に申し上げさせていただきますが、まず通学路等の危険箇所等の保護者から要望が上がったりということについてでございますけれども、こちらは７月から９月にかけまして、通学路の危険箇所について保護者、学校、それから杉戸警察や生活安全担当、道路担当とともに現地の合同の点検を行いまして、その状況に応じて改善等を進めていくということで、その改善要望書の中には保護者のご意見も踏まえた上で、各学校が要望書を提出しているという、そういった状況でございます。

それから、２点目の就学支援にかかわる予算の使用状況についてなんですけれども、まず就学支援にかかわっては、新入学児童・生徒全員につきまして就学時健康診断を行います。その際に発達

検査を行いまして、子供たち一人一人がより望ましい就学、学校での通常学級ですとか特別支援学級ですとか、あるいは特別支援学校ですとか、そういった適性について診断をしていきます。

そのためには、専門的な言語聴覚士という、タジリ先生ですとか、あるいは調査をするための発達検査の用紙ですとか、あるいは視力検査をするためのカードですとか、あるいは就学時の健康診断票ですとか、そういったさまざまな用紙ですとか講師の依頼等を行って、適正な就学についてを判定してまいります。

ですので、子供たち一人一人がより望ましい就学というものを検討していくために、さまざまな事務用費あるいは講師への謝金といいますか、そういったものを使用しておりますが、全ては子供たちがより望ましい就学をするためにということで予算を使わせていただいております。

そして、子供たちの自殺についてということで、昨今、新聞等でも話題になっている悲しい事件でございますが、宮代町におきましては、幸いこうした命にかかわるような事例、あるいは報告等は受けてはおりません。ただ、どの学校でもこうした危機意識は持って、夏休み中、特にお休みの多い家庭、児童・生徒につきましては担任が家庭訪問して、連携を切らさないように家庭の状況あるいは学校からの連絡等絶やさないようにということで連携を図っております。

校長会において、自殺については県からの通知をもとに、特に９月１日がやはり一番小・中学生の自殺が多くなるというデータ等もありますので、十分、始業式を迎える前の特にお休みの多い子たちへの指導ということで、教育委員会から校長会に指導して、学校のほうで各生徒について担任から丁寧な指導をしているという状況でございます。

そして、教育課程の指定についてでございます。

こちらは、教育課程特例校指定事業につきましては、平成30年度と平成31年度に、特に弾力的に教育課程を変更しまして、宮代町で特に重点的に取り組んでいる英語の授業実数を小学校３、４年生、あるいは５、６年生で授業実数を確保するといった視点から委嘱をいただいております。ただ、実際のところ、既に今年度、新学習指導要領の2020年度からの実施を前にしまして、各学校で工夫をしまして、授業のこま数を増やすなどして、英語の授業実数を確保しつつございます。

ですので、今年度、教育課程の指定事業が終わりましたら、一旦、委嘱につきましてはそこまでとさせていただいて、あとは各学校が2020年度からの新学習指導要領に基づいた授業実数ということで実施をしてまいる予定でございます。

そして、学力向上推進事業の中で小・中学校の不用額ですとか、そういったことでご指摘をいただきました。

まず、小学校につきましては、町費で勤務の方が、例えば１カ月間、教育実習を行いたいということで、一旦、町を退職して勤務をしなかったりですとか、あるいは町費の勤務をしていた方が、お子さんができた先生がいらっしゃって、その産休の代員として県費で勤務することになったということで、町費だった方が県費で勤務をしたりだとか、ある期間だけ町費を退職されたりということで、小学校については不用額が増えたという状況がございます。

その逆に、中学校のほうでは、理科の先生がちょっとお休みしてしまうという状況がございました。しばらくの期間、お休みをしてしまうという状況がございました。本来は、そこに県費の先生が入ればいいんですけれども、なかなか週５日間、フルタイムで理科の授業をやっていただくという県費の方が見つかりませんでした。

そこで、午前中だけ理科の授業ができるという方がいらっしゃいましたので、町費での先生ということで、午前中勤務をして、特別な任用形態ということで勤務をしていただいたりしたということがございます。

同様に、音楽の先生も中学校のほうでどうしても見つからないといったことがございまして、県費の先生を任用するためには、どうしても見つかってから１カ月ぐらいかかるという事務的な手続の期間も必要でしたので、緊急的に町の非常勤講師として音楽の先生に、見つかった時点で町の先生として勤務をしていただいたということで、中学校のほうは逆に予算よりも多くなってしまったという、そういう状況でございます。

それから、特別支援教育の就学奨励費等の事業についてでございますけれども、支給額が減ってしまったということについては、年度ごとの自然減といいますか、年度ごとの増減の中の範囲で減ってしまったのではないかというふうに認識をしております。この通知につきましては、それぞれの家庭に送付をしまして連絡するとともに、年度がかわった当初も、学校からこの制度については確認の連絡をしておる状況でございます。

また、援助の支給につきましては、設定していただいている銀行口座のほうに振り込みという形で金額を納めさせていただいております。

私からは以上になります。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

私からは、入学準備金の関係と学校給食の関係の２点についてお答え申し上げます。

まず、入学準備金の関係でございますが、決算書152ページにございます、負担金、補助及び交付金の関係でございます。こちらの入学準備金の補助金につきましては、高等学校や大学への進学に必要な入学等の準備に係る経費について、金融機関から融資を受けている世帯に対して、その利子について補助金を交付させていただくという制度になっております。平成30年度につきましては、実績としては３件ございまして、こちらの決算額ということで６万4,485円を交付させていただいております。

入学準備金の限度額については、所得等によりますけれども、最大３万円になっておりますので、利子が３万円を超える場合は、条件によって異なりますが、３万円まで補助ができるということで、利子が３万円に満たない場合は、その額が補助されるということになります。そういう制度でございますので、よろしくお願いいたします。

また、次に、決算書の180ページにかかわります、あと成果書の174ページに係わります学校給食の運営の関係でございます。

食の安全につきましては、ご指摘のとおり、これは最大限配慮しなくてはいけないというふうに考えております。宮代町の学校給食の運営に関しましては、毎月、栄養教諭と、それと、あと学校の現場の職員と、あと教育委員会の職員と、それと給食センターの職員が、翌月の物資、どういう食材を使うかというような検討会議というのを毎月実施しておりまして、その中で実際に使う食材を確認しております。そういう中で、問題がないかどうかという部分についても把握をしながら、学校の食の安全というものに対して対応しているということもございます。

また、学校給食の関係の研究委員会というのを、これは各学校の給食主任ですとか、あとは養護教諭、そのほか保護者、ＰＴＡの代表等も集まって研究するというようなことも行っておりまして、その中でもさまざまな情報交換を行いながら、学

校給食の運営については検討しているということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　学校教育課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

失礼いたしました。教職員、それから児童の健康診断について申し上げます。

まず、教職員ですけれども、検査を行いまして、もし何か治療等が必要といった場合には、次の精密検査等を各自で受診をして、すぐに対応するということで行っております。

また、児童・生徒につきましては、内科、眼科、あるいは他の検査等で、もし何か、視力でしたら治療が必要ということであれば、治療勧告書を各学校のほうから保護者のほうへ通知をしまして、各家庭のほうで必要なお医者さんのほうで診ていただく、治療していただくということで対応しているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ありがとうございました。

最初に117ページの就学支援事業でございます。一人一人の発達、適性を見て、専門的な立場で支援をしていくんだということで、その事業なんだということでわかったんですけれども、この健康診断というのは年に１度、最初に就学のとき以外はやってないんでしょうか。

それと、この委員の人が１人ということなんですけれども、１人で全部の学校の問題点とかそういうのをやっているんでしょうか。就学援助委員会委員１人ということでしか書いてないんですけれども、ちょっとわからない。これは、宮代町の全学校を１人で検討したり見たりしているのかどうか、ちょっとわからない点があります。その辺のところをお答えください、もう一度。

あと指導員とか学校の安全パトロールですよね。そういう人、７月、９月にやったということなんですけれども、何か問題点とかそういうのがあったんでしょうか。なかったなら、ないということで結構なんですけれども、何か問題点でもあったら３つぐらいほど出していただきたいなと思っております。そういう具体的な、こういうところがちょっと問題だったという、あるんだということがあれば。

それと不登校の問題です。これは子供さんの命がかかっていることだと思います。私、質問していますけれども、９月、夏休みが終わると自殺が多いんだと。これはマスコミでも大いに流されております。具体的に宮代町はないんだということで言われていますけれども、22名の方が不登校になっていることを考えると、いつ起きてもおかしくない状態だなという感じがします。

不登校問題については、私も学校の先生やそういう相談員の方だけに任せるべきじゃない問題だと思っております。本当に日本全国、今、この問題は問題になっていると思うんですけれども、やはり命を救うためには大人が気をつけてやらないと、これはなかなか解決できない問題があると思います。

ぜひとも、このことについては学校の先生やＰＴＡ、それと周りの地域の人たちですね、全員で見守っていかなくちゃいけないかなとかも思っているんですけれども、なかなかそういう情報が一般市民の方には回ってこない。専門家に任せっ放しということになっていると思うんですけれども、そういう点では、やっぱり一般の人も協力できる人は協力はしなくちゃいけないんじゃないかなという感じはするんで、時たま、そういう情報を、

固定の人間の名前じゃなくても、この地域にはいるとかいないとか、そういう情報も流してほしいなとかも思っておりますので、ぜひとも一般の人が協力できる範囲の中で協力したいので、ぜひ情報もお願いしたいなと思っております。

教育振興費ですね。１件最大３万円の補助の限度としてやるということで言われております。これ、３件あったということなんですけれども、補助対象者にやるのに、個人が町のほうに情報として入っていないと申し込みができないということを思うんですよね。これ、宣伝とかそういうのはしているんでしょうか。その辺のところをどういうふうにしているのか、お願いしたいんですけれども。

教育振興費のほうはわかりました。ただ、先生の異動、やめたとかいろんなことで異動があったということで、なかなか見つからないんだということを言っているんですけれども、これは急にこういう話というのは出てくるんですか、学校の中で。やめたいとか異動したいとか、そういう先生の話というのは。よくわからないんだけれども、急に出てくるものかなと思って。学校の先生が急にやめたいとかなんとかというのは、ちょっと教育上、おかしいんじゃないかなという感じはしないでもないんですよ。原因とかそういうのはあるんでしょうか、お産とかそういうんじゃなくて。

普通、学校の先生というのは、子供に指導する立場ですよね。学校をやめたいというのも、民間でも３カ月前から言わなくちゃいけない。そういうあれになっているんですけれども、学校の先生というのはそういうのはないでしょうか。２件も出てきたということになると、３件ですか、全部で。音楽の先生と理科の先生と小学校のほうですか、あとは。何かそういうのがあるのかないのか、ちょっとわからないというのが。じゃなくて、学校の先生として、３カ月前とかそういうのを決められているんじゃないですかということで、突然やめるわけじゃないですよね。その辺の理由をちょっとおっしゃっていただければありがたいなと思っております。

あと、最後になります。学校給食の問題です。これは食の安全ということで本当に検討しなくちゃいけないと思っております。いろんな人が研究会でやっているんだということを言っているんですけれども、アメリカ産、カナダ産の小麦粉、学校給食に使われているんでしょうか、使われていないんでしょうか、その１点だけでもお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩に入ります。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１９分

**○委員長（九山妙子君）**　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

私から４点ほど順にご説明させていただきます。

まず、就学支援委員会についてでございますけれども、こちらは合計20名の委員がおります。その中には、医師会の代表の方、それから特別支援学校の先生、そして先ほど申し上げました言語聴覚士の方、それから子育て支援の課長さん、そして各学校の校長先生や特別支援教育担当の先生方ということになります。

就学に関しての子供たちの健康状態は、特別支援学校の先生や、それから各学校の先生、あるい

は教育委員会の指導主事等が分担してそれぞれの子たちの様子を観察した上で、診察といいますか、診断等を専門的な先生のご助言をいただきながら、何回かの就学支援委員会の中で、繰り返し検討を進めているという状況でございます。

続きまして、２点目の通学路等の危険箇所についてでございますが、平成31年度につきましては、計28カ所の危険箇所等を教育委員会のほうにご報告いただいております。その中で、例えばなんですけれども、注意喚起のための路面標示。子供たちが通学している道を減速しないで通る車があるのでということで、通学路という路面、あるいは看板の標示を要望している。あるいはグリーンベルトの設置を要望している。あるいは「とまれ」の標示ですとか、あるいは路面標示が薄くなってしまったところを再度塗り直し等、そういったことで要望しておりまして、今年度につきましては既に対応済みのところもございますし、ただいま検討中というところもございます。

そして、３点目の不登校の子供たちについてのいろいろな地域の方への情報提供ということなんですが、こちらについては、なかなかプライベートな子供たち、それぞれご家庭の課題等もありますので、なかなかその情報を地域の方にまでというと難しいところがございます。

ただ、教育委員会のほうで、いじめ不登校対策会議という会議を年に３回開いておりまして、その中で生徒指導担当ですとか養護教諭ですとか校長ですとか、その中には警察経験者の方ですとか、あるいは学識経験者の方ですとか、さまざまな立場の方からご意見をいただきながら、不登校の改善等にご意見をいただき、解決策等について検討しているところでございます。年３回そちらを開きまして、さまざまな子供たちに個別にどんな支援をしたらいいかということで検討しながら、よりよい支援について、子供たちそれぞれに対してフォローしているところでございます。

そして、４点目の教職員がお休みしてしまったというところについてなんですけれども、病気ですとか、あるいは出産に伴ってお休みを年度途中でする教員がおります。特に出産関係は事前にわかっていることではございますが、なかなか年度途中で教科の先生を見つけるというのが難しい状況があります。教育委員会としても大学やいろいろな関係機関に問い合わせ等しながら、後任を見つけようと努力はするんですが、それが見つからずにぎりぎりになってしまったりといったことが生じている状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

２点ほどお答え申し上げます。

まず、入学準備金の関係でございます。

決算書152ページになりますが、こちらの補助金につきましては、広報、ホームページで周知をさせていただいております。

次に、決算書の180ページ、成果書の174ページの関係の学校給食の運営の関係でございまして、先ほどアメリカ産の小麦の使用の有無についてご質問受けておりますが、アメリカ産の小麦については使用させていただいております。こちらにつきましては、安全性については委託先であります全農の品質管理部で確認をしております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　学校給食のことだけちょっと再質問させていただきます。

アメリカ産の小麦粉、これはアメリカ産、カナダ産が含まれていると思うんですけれども、全品

目に、アメリカ産の小麦粉の中に除草剤がまじっていた。このことについては、やはり学校給食は安全を考えなければいけないんで、大丈夫だと言っているんですけれども、何の根拠があってこれ大丈夫だというふうになっているんでしょうか。まさか例えばですよ、この給食食べるのに放射能入っていますよと言って、これは安全基準にマッチしているから大丈夫なんですよと言われて、それをいい気分で食べる人いるのかどうか。それのトーンの基準というのはどういうふうになっているのか。宮代町の給食に対する考え方。それのところ、もう一度詳しくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　今、お答え申し上げたとおりなんですが、小麦については、なかなか何というんですか、日本の国産だけの需給というのは、多分非常に難しいような食材の一つだというふうに思っております。実際にパン食ですとか、麺なんかに小麦粉を使うというのは、これは学校給食に限らず、日常的な食材についても同様だと思うんですが、学校給食については、委託先である全農が品質管理部を持っておりますので、そちらでしっかり検査を行っているということでございますので、その対応で今のところは十分ではないかというふう考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　この輸入小麦粉からグリホサトというんですか、除草剤の成分が入ったということで、これ2017年度に残留基準を大幅に緩和したというふうに聞いて、国がやったということで。やっているんですよ。これと、輸入食品を大量に仕入れて緩和しなければ、それは入ってこないし、使用もできない。

それをあえて緩和したやつを農協のほうでは、安全管理部のほうでは大丈夫だと。それをうのみにして子供たちに食べさせるのかどうか。その辺のところが基準の最大のあれじゃないかなと思うんですよ。

さっきも言いました。これが大丈夫だからと、基準が緩和されて、それまでいっていないから、また、じゃ基準が緩和されてそれ以上いっていないから大丈夫なんだと。それ基準を緩和したから大丈夫なんだというんではなくて、やはりお子さんや県の皆さんは、子供の食の安全というのは気にしているんだと思います。その辺のところを基準が緩和されたから大丈夫なんだよ、それだけじゃちょっと納得いかないなという感じがするんですけれども、学校として教育委員会として、基準緩和されたから、これはもう大丈夫だと思っていらっしゃるんですか。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

基準が緩和されたから大丈夫かどうかというようなことを考えているわけではございませんで、必要なカロリー等を計算して栄養教諭が献立等をつくり、それ応じて給食というのを提供させていただいております。その中で必要な食材というものを調達をして、学校給食の一環として提供させていただいております。

先ほどご指摘にありました除草剤の関係については、私もホームページで確認をしておりまして、発がん性の物質があるというようなことで、民間のところで検査をしているというのも見ておりますが、現在のところは委託先である全農のほうで品質管理を徹底して行っておりますので、現状としてはそれを使ってパンなどを、必要な給食については提供していくということで行っていきたいというふうに考えております。

ただ、もちろん食の安全というのは十分に気をつけなければいけないことでございますので、その点については、教育委員会としてもさまざまな観点で情報収集しながら、また、委託先である全農さんとも情報交換しながら、適切に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　角野です。

幾つかお願いします。

154ページの18節備品購入費、ことばの教室備品購入費ということで、予備費から充当されていますが、これについてお伺いします。

それから158ページ、15節工事請負費の小学校の校舎等工事請負費の予備費充当86万円、これについてお伺いします。詳しくお願いします。

それから、164ページの中学校施設管理事業、13節の委託料、施設劣化診断委託料が839万円ということになっていますが、決算のご説明のときに、不用額のところで委託料の話の557万のときに、劣化診断の話が出たかと思うんですが、それとの絡みでちょっとお伺いします。

それから、176ページ総合運動公園管理事業なんですが、施設修繕費が147万円になっていますが、流用になっているということは、多分突然かなというふうに思うんです。

それから15節のほうの予備費充用というのがあります。これについて。それと備品購入もありますので、この絡みでちょっと具体的にお願いしたいと思います。

それから、180ページの18節備品購入費、給食センターの予備費充用。これもお願いします。

それから、成果書のほうの174ページに絡みますが、学力向上ということでちょっとお伺いしたいんですが、委員会の事務に関する点検評価報告書というところの35ページで、学力に関する学力調査ですよね。全国平均を上回るパーセントということで、中学校50％となっているんですが、これは目標ということなのか、これ現状が平成30年度こうだったということなのかちょっとお伺いします

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

ご質問いただきました、ことばの教室の備品購入費についてでございますけれども、こちらは言葉について吃音ですとか、さまざまな課題を抱える子供たちが、かなり多くの子供たちが現状いるということで、この教室自体を２部屋に改築をしております。

そして、それに伴いまして、子供たちがそれぞれの部屋で言葉の課題についての状況を指導できるようにということで、備品として机や椅子、それから発話するときの口の形等が見られるようなモニター等を設置をしまして、個別に子供たちの状況をより細かに見取って、指導ができるようにということでの環境整備として使わせていただきました。

それと、平成30年度の全国学力調査についてのこの数値につきましては、あくまで目標値ということで設定をさせていただいております。

平成30年度についてはですけれども、県の平均については、小学校でかなり全国学力テストを上回るような形で成果としてあらわれているんですけれども、中学校のほうでは平成30年度に行ったＡ問題、基礎基本のところでは県の平均は上回っているんですが、なかなか応用的なＢ問題では、

それを上回ることができなかったというのが平成30年度でございます。

全国の基準とする目標をクリアできるようにということで、各学校が学力向上検討委員会という委員会を、年３回行っているんですけれども、問題結果の分析、あるいは今後の授業の改善等にこの学力テストの分析結果を生かした取り組み等を進めて、この課題をクリアできるようにということで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

まず、決算書の158ページでございますが、この中の工事請負費の予備費のほうを活用させていただいている件についてお答え申し上げます。

まず、この関係につきましては、東小学校の使用物の撤去工事の絡みもございますが、ブロック塀の改修を行っておりまして、その際に民間のご自宅と隣接するブロック塀が東小学校にあったんですが、そこが大分劣化が進んでいたという状況がございまして、その際に隣の家と同様にセットバックをするような工事をした際に発生した経費ということで、予備費を使わせていただいております。

次に、決算書の164ページにございます中学校施設管理事業の中の劣化診断の委託料でございますが、こちらは決算額839万1,600円ということでございましたが、予算上は1,200万円ほど見込んでおりまして、これを入札で行った結果、安価で対応できたということで、不用額が発生をしているという状況でございます。

続きまして、決算書180ページでございます。学校給食費の給食の管理事業でございますけれども、こちらの18節の備品購入費の中で予備費を充当させていただいております。こちらにつきましては、前原中の牛乳の保冷庫が機器不良のために、これは17年間使用してきたものなんですけれども、前原中の牛乳の保冷庫が経年劣化によって機器不良になったということで、３月の段階で予備費を充当させていただいたということになっておりまして、そちらのほう購入させていただいているということでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長の飯山と申します。

決算書の176ページ、総合運動公園管理事業の需用費、それと工事請負費、備品購入費、それぞれに充用及び予備費のほうを使わせていただいた件についてご説明させていただきます。

まず、需用費の施設修繕料でございます。こちら、総合体育館の室内プールの関係でございますが、室内プールに水質モニターというものがございまして、そちらのほうで残留塩素濃度でございますとか、あるいは水温でございますとか、そういったものを測定し、塩素につきましては自動的に塩素を投入するようなシステムになってございますが、そちらのほうが故障により機械が正常に動かなくなったということから、緊急的に直す必要があったことでございまして、流用により対応させていただいたものでございます。

続きまして、工事請負費でございます。予備費充当ということで439万4,000円充当させていただいてございます。こちらにつきましては、こちらの決算書の176ページをごらんいただきますと、まず１点目に、総合運動公園の加圧給水ポンプ更新工事というのがございます。それと１点飛ばしまして、総合運動公園プール改修工事、それと総合運動公園側溝修繕工事というふうに３点ほどご

ざいます。それぞれ経年劣化によりまして、緊急的に修繕する必要があったものから対応させていただくために、予備費を流用させていただいたものでございます。

まず、加圧給水ポンプでございますが、こちら体育館のほうに水を供給するためのポンプというものが２台設置されてございますが、そのうち１台が故障したことで、残り１台は稼働する状況であったんですが、プールでございますとか、あるいはシャワーというものに、それぞれ水を供給するようなシステムになってございましたので、故障した１台を緊急的に交換するために充当させていただいたものでございます。

また、総合運動公園プール改修工事でございます。こちらは、すみません。室内プールろ過器がございますが、こちらもやはり故障によって、プールの水を循環ろ過することが自動的にできない状態になったことから、水質が汚濁するということが懸念されましたことから、早急な対応をしたいということで、予備費のほうを使わせていただいたものでございます。

３点目の総合運動公園側溝修繕工事でございます。こちら体育館の北側に側溝があるんでございますが、そちらのほうが地盤沈下によって、側溝の一部が歪んでしまったと。陥没してしまっているという状況がございまして、プールの排水などをした場合に、その水が側溝から漏れてしまっているという状況がございましたことから、そちらのほう修繕に使わせていただいたものでございます。

最後に、備品購入費の施設備品購入費でございます。こちらトイレの中に小さいお子様と一緒に親御さんとかがトイレに入れるような、そのようなことをしていただきたいということで、利用者の方からご意見いただきまして、それは確かにそういうようなことが必要であるということで、トイレ内にチャイルドシートを設置させていただくために、流用のほうさせていただいて対応したものでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

今の総合運動公園のほうからお願いします。

今、修繕の内容を説明いただきました。今年度は、野球場のネットを直すとか、ちょっと予算で見に行ったような気がしますが、総合運動公園も経年劣化でこんなふうに工事請負修繕、施設修繕が毎年毎年かかるというのが、何となく私たちも見てわかりつつありますので、こういうの指定管理料が5,700万円入っていますが、施設修繕が故障を前提にするわけではないですけれども、やはり予算建てとして、毎年毎年かかってくるというので、予備費充用でなくて当初予算でしっかり計画、総合公園の維持管理にはどれくらい、これからここが悪くなるとか、そういう耐久的な年数がそれぞれわかっているかと思うので、その辺計画的にきちんと予算を、当初の予算でこれだけかかりますということで、ここが悪くなったからこれをお願いしますみたいな、そういう言い方をいつもされていますけれども、計画的にやらないとやっていかれないんじゃないかなというふうに思います。特にこういうしっかりした施設というのは、その辺お願いしたいなというふうに思います。

それから、中学校の劣化診断は、これは大変安くできたということ、委託先は小学校と一緒ということでよろしいのか、お伺いします。

それから、さっき一つ出し忘れてしまったんですが、176ページと182ページなんですが、176ページの資料館費です。176ページは19節の負担金、補助金及び交付金の中の防火管理資格取得講習会

負担金というのがここに流用されて出ています。あと182ページの給食センターにも負担金、補助金及び交付金で防火管理資格取得講習会負担金というのが入っています。これは流用、両方ともそうなんですが、どうして流用で出したのか。最初から当初予算で入れられなかったのかどうかということを聞きます。

それから、学力に関してですが、ちょっとこれ定住促進にもかかわる問題ですが、宮代町の学力は、小・中学校は基本的に学力試験が全国的にやられていて、今、発表されていますけれども、学力的にはどうなのかということをちょっとお伺いします。

学力向上推進事業ということで、基礎学力定着ということで、宮代町単独で加配をずっとしてきているわけです。もう10年以上やってきて、その中でその成果というか、そういう意味で子供たちの数も少なくなっていますし、その辺で、毎年毎年加配していますよ、町単独でやっていますよと聞いていますが、実際成果として本当にあらわれているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

保護者から心配されて、塾へ行ってくださいと言われた、中学校なんですが、言われたのかちょっとわからないですが、塾へ行くようになったら勉強できるようになったというか、学校では授業にならなくて、そして困っちゃって塾に行くようになったんですという話を聞いた。一つの中学校ですが、そんなふうな授業が成り立っていないところもあるのかなというのはちょっと聞いてしまったもんで、その辺もちょっとお伺いします。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長の飯山でございます。

決算書176ページ、総合運動公園管理事業、修繕の関係で予備費、あるいは流用等の関係でご質問いただきました。

当方といたしましても、緊急度の高いものから毎年予算要望のほうはさせていただいている状況でございます。ただ、全部が全部予算要望してもつくかどうかというのは、ちょっと財政的な事情もございまして、なかなかうちのほうで要望したものについて、全て予算化されるということにはなかなか厳しいような状況でございます。

平成30年度こちらのほうの修繕につきましても、予算要望しているものもございますし、急に突発的に故障が発生しまして、予算要望していないようなものでも直さなければいけないようなものもあったような等がございます。今後も、指定管理者のほうと毎月定期的に定例会のほうで、今後の修繕とか、こういった維持管理のことについて話し合いをさせていただいてございますので、そういったことから、必要に応じて予算要望のほう、今後もさせていただきたいというふうに考えてございます。

それと同じく176ページ、郷土資料館における負担金の関係でございます。防火管理者資格取得講習会の負担金でございます。こちら、人事異動に伴いまして、こちらのほう資格取得が必要になったことから、当初予算のほうでは人事異動というようなものにつきましては、当然、予算のほうでは計上することができませんでしたことから、急遽充用によって対応させていただいたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

まず、中学校の劣化診断の関係で、入札の結果、金額が安価にできたというようなご説明をしたと

ころ、小学校も同じ業者なのかということでお聞きいただきましたけれども、小学校については、今年度の予算で執行しておりますが、今年度も同じように入札を行っておりまして、今年度はまた違う業者に入札の結果、お願いをするということになっております。

また、決算書の182ページの防火管理者の資格取得の講習会の負担金の関係でございますが、こちら、充用費から流用させていただいておりますが、先ほどの生涯学習室長と同じ答えになりますが、人事異動によって必要な費用が発生したということで、昨年度については流用で対応させていただいたというところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育長。

**○教育長（中村敏明君）**　すみません。

学力向上のことについて、私のほうからお話をさせていただきます。

まず、ご心配をいただきました授業が成り立たないような状況ということがあったようですけれども、確かに昨年、ある中学校の中でなかなか落ち着かないという状況でご心配をかけたところがあったと思います。各学校鋭意努力して、今年は非常にその学年も落ち着いた状況で１学期を終えて、２学期がスタートできたというふうに聞いております。

続いて、学力向上についてですけれども、全国学力学習状況調査と、それから県の学力学習状況調査と、埼玉県では２つの学力状況調査を行っております。

１つは、県のほうはどれぐらい子供たちが伸びてきたかというような、伸びの状況をはかっているものでございます。

これにつきましては、各学校、昨年よりは今年ということで、学力の伸びが見られるという状況でございます。

それから、全国の学力学習状況調査につきましては、小学校６年生と中学校３年生が行っているところです。

私が教育長になっての考えといたしましては、小学校で培われた学力が、やはり中学校に大きく影響するということです。それが、実は形としては小学校のときの順位だけではないんですけれども、全県63市町村、さいたま市を含む63市町村の中で大体何番目だったかということが、小学校６年生と中学校３年生、ほとんど変わらないんです。ですから、それが維持されていて、一気に中学校３年間で伸びたかというと、それぞれが努力していますから、それを飛び越えてやれないというところがあると思います。

そういう意味では、いかに小学校で基礎学力をつけるかということが重要な課題だというふうに捉えています。

そういった意味では、この４年間で、私が来てすぐのときは、全県で47番でした。ですから、63市町村中47番。次の年が27番。次の年が去年ですけれども18番。今年は、今年はというのは、去年１年の取り組みです。７月にテストやっていますので。全県63市町村の中で２番です。ですので、着実に学校も努力をして、いろいろな制度をもって子供たちの学力を上げるように現場では努力をしているというふうに思っていますし、教育委員会のスタッフも、環境や、それから人的なものも含めて、いろいろと努力をしているというふうに私は評価をしているところです。

そういう意味では、これから３年間、その子たちが中学校で努力した中で、いかに学力をキープして卒業を迎えるかということが次の課題になってくると思いますけれども、そういった意味では成果が上がっているというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課長。

**○教育推進課長（渋谷龍弘君）**　教育推進課長の渋谷でございます。

１点補足でございますけれども、176ページの総合運動公園の管理事業の工事請負の予備費の関係でございますが、今、委員さんご指摘のとおり、ちょっと予備費の流用が多くて、場当たり的な印象を与えてしまって大変申しわけないんですけれども、総合運動公園25年経っておりまして、結構老朽化しておりまして、年度当初に気づかないものもございまして、年度途中に発見されて、緊急的に修繕を行うケースもございます。

ただ、おっしゃる点は十分理解しておりますので、今後、計画的に、できれば当初予算に盛り込むべきものは盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

総合運動公園は本当、当初予算でできないところは補正で出していただいて、わかるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、学力向上の話なんですけれども、今、教育長が言われたみたいに順位が目に見えてよくなっているのがよくわかります。

これが中学校までキープできるようにということで、先日、中学校の運動会のほう見させていただきましたが、今はチームで頑張るという、そういう種目がすごく多くて、私も大変感動しました。

チームで頑張るから自分は手を抜いてもいいのかといったら、そうでなくて、チームで頑張るけれども、自分も一生懸命やんないとできないという、そういういろいろな種目ができていて、それが目に見えて頑張れるよう、あの姿見たら、子供たちは健全育成されているなというふうな感じがしましたので、今のこの小学校の学力をキープしながら中学校３年間過ごしていただいて、そして、宮代から出た中学生はみんな健全育成されて、学力もあるという、そんなふうな定着をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問したいと思います。

まず、145、146ページの１項教育総務費、１目教育委員会費の教育委員会活動事業なんですけれども、これは主に、教育委員会の定例会の開催と同時に、説明では、教育委員と若手教員との意見交換会なども行ったという説明がございました。どのような内容なのか、ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、150ページの不登校対策事業でございます。この点については、前段の山下議員も質問しておりましたが、まず、不登校とはどのような状態を言うのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、不登校になる原因については、さまざまな原因があると思いますが、どういった原因なのか、主なものについてお示しいただきたいと思います。

それから156ページ、これはわかりました。なるべくダブらないようにお聞きしますので。失礼しました。

158ページです。小学校要準特別支援教育就学援助事業でございます。これについては171ページ、成果書に書かれております。

特別支援教育就学援助支給者は132人と、特別支援教育就学奨励費支給者は14人と。入学準備の

ための学用品費の事前支給を昨年度から開始したということで、事前支給者は41人、こういうふうに書かれておりますけれども、この小学校要準特別支援教育就学援助事業費、これの人数等については、県の中ではどれぐらいの位置にあるのかということで、わかればお示し願いたいと思います。

それから、小学校学力向上推進事業なんですけれども、同じく171ページ。前年度比で77万円ほどの減額となっております。これは非常勤講師の年度途中の件だと思うんですけれども、この点についての詳しいご説明をお願いしたいと思います。

それから、162ページの生徒教職員の健康管理等対策事業でございます。

この件につきましては、労働時間の把握とか健康管理ということで、次年度には労働時間の把握が使用者、つまり首長、行政側、それから、学校側の校長の法律上の強い義務となったということなんですけれども、こういった点で変わる部分、どういうふうになっているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

特に教職員の健康管理ということで、関連でお尋ねをしたいんですけれども、今、働き方改革とかと言われておりますけれども、異常な長時間労働を強いられているというふうに言われておりますけれども、その一つに国が教員の授業負担を増やした。

それから、２つ目は、業務の増大ということで、学校の抱える課題の増加による負担の増大。

それから、もう一つは、残業代ゼロの法律が長時間労働を野放しにしたという。こういうことも言われておりますけれども、今、教職員、先生方の置かれている状況、大変だと思うんですけれども、この点についても、どういうふうな状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから164ページ、成果書では173ページの中学校施設管理事業なんですけれども、中学校３校の劣化診断を実施したということなんですけれども、結果は成果書に書いてあるように、劣化診断を実施して、校舎電気設備、機械設備等の劣化状況について調査しましたということなんですけれども、調査して、その結果、どういうふうにするんですか。把握だけでいいんですかというふうにちょっと思うですけれども、その点、調査結果どうするのかという点についてお尋ねしたいと思います。

続いて168ページの４項社会教育費の１目社会教育総務費の社会教育活動事業で、成果書では175ページなんですけれども、この中のみやしろ大学の開催ということが示されておりますけれども、この県外研修ですよね。これは随分参加者は多い少ないというのはあると思うんですけれども、これはどのように行っているのか。昨年の場合、茨城県の土浦市方面ということなんですけれども。これは１人当たりの予算は上限は決まっているのかどうか。その辺の予算の割り当て等も含めて、この内容についてお尋ねいたします。

それから170ページの２目公民館費、公民館管理運営事業なんですけれども、成果書では178ページ。特に百間公民館の利用人数、それから、川端公民館の利用人数です。これは、着実に増えているという状況なんですけれども。和戸公民館については若干減っています。もちろん、外壁等の改修工事もあったと思うんですけれども、この辺の理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、昨年も私は特に百間公民館について、駐車場の確保ということで要望しましたが、やはり川端公民館、和戸公民館に比べて駐車場が非常に狭いと。百間公民館の前だけですから。その点のやはり駐車場の確保、どうなっているのか。

それから、これは共通なんですけれども、１階

から２階へのやはり体の不自由な方、お年寄り、障がい者。こういう方が、２階を使いたいと言ったときにエレベーターがあればいいと思うんです。その辺の見込み、考えです。どのようになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

それから169，170ページの３目図書館費、図書館管理運営事業なんですが、成果書の180ページ、図書館の利用状況なんですけれども、貸出者数、それから貸出冊数、これは減っている傾向にあります。確かに広域対象、町外の方も変わってきてはいるんだとは思うんですけれども、傾向として非常に下降ぎみになっております。その辺についての理由です。お尋ねしたいと思います。

それから176ページの総合運動公園管理事業の中の総合運動公園の利用状況なんですけれども、テニスコート、一番上の。成果書では183ページのテニスコート、それからメインアリーナ。これが減少傾向にあると思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから同じく、成果書の185ページの町内グラウンド、テニスコートの利用状況で、前原グラウンドと東グラウンド、宮東グラウンド、これも特に東グラウンドについては非常に少なくなっております。昨年までは、ある程度減ったりはしているんですが、どうして極端にこういうふうに減ったのか、その点お尋ねをしたいと思います。宮東グラウンドについても、このお願いしたいと思います。

それから、先ほど前段で、町民体育祭の関係も話が出ました。私は確かに学校でやる運動会とまた違った体育祭ですから、町民挙げての。各自治会、自治会参加とか個人参加もありますけれども、それなりの意義はあると思うんですけれども、やはり参加者が少なくなっている。前段の議員もおっしゃっておりました。それなりに対策、協議、検討し、改善を図るようにやっているんですけれども、このままの状態で、よしとはしないと思います。このままの状況で参加者が少なくなってもいたし方ないと、そういうことなのかどうか、もう一度その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから180ページの学校給食費、成果書の174ページの関係でありますけれども、先ほど前段の山下議員、輸入小麦粉の中に除草剤の成分とか入っているということの議論がありましたけれども、私もやはり子供たちの安全ということで、全農で品質管理はしているので、大丈夫とは言っておりませんけれども、そういうふうに聞こえてきました。これについては、もうこれ以上の答弁ないと思いますが、やはり情報交換をしていくということなんですけれども、ぜひこの点については、全農ともう一度話し合っていただきたいと、こういう声はないのかどうか、そういった点からもお願いしたいと思います。

それと、献立についてもいろいろ考えていると思いますけれども、今、好き嫌いの傾向というのはあると思うんですけれども、どのように克服されているのか、その点と、アレルギーを持っている児童・生徒に対するアレルギー対策を実施しているということなんですけれども、これは成果書にも書かれていますが、どういうふうにやっているのか。私たちも年に１回、学校給食食べに行きます。そのときにも説明されました。苦労している一つかなというふうに思いますが、どういうふうにされているのか。また、アレルギーを持っている児童・生徒、どれぐらいいるんでしょうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、その下の宮代農産物の使用状況ということで、平成30年度は野菜等10.9トンということで、随分平成28年度から平成29年度は下がっており、また急に上がっているんですけれども、こ

の辺の増えた理由です。お尋ねしたいと思います。

それから176ページ、これは言いました。すみません。

以上でございます。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時２９分

**○委員長（九山妙子君）**　それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

私からは、決算書の146ページの教育委員会活動事業の関係と、それと中学校の劣化診断の関係、さらに学校給食の関係についてお答え申し上げます。

まず１点目の決算書146ページの教育委員会活動事業の中で、教育委員と教職員との情報交換会の関係についてご質問受けております。

こちらにつきましては、夏休みの時期に学校の先生をお招きして教育委員との懇談の場というのを設けさせていただいておりますが、昨年度については、前原中学校区ということで、前原中学校の先生と百間小学校の先生５名にご参加をいただきました。

ご参加は20代の職員の方ということで、若い職員の方から現状についての情報交換を行うということで行っております。

昨年度は宮代町の教育の印象ですとか、感想についてお聞きをしておりまして、その中で宮代町の教育の印象ですとかということになりますと、各活動において子供たちにめり張りがあって切りかえができているですとか、あとは学び合おうとする意識が、意欲が高いというようなご意見をいただいております。そうしたようなことを行っております。

次に、中学校の劣化診断の関係でございますが、今後、その劣化診断の結果を受けてどうするのかというご質問でございました。

中学校の劣化診断については、平成30年度の事業ということで行っておりまして、結果の概要については全協などでも説明をさせていただいておりますけれども、今後30年間ちゃんと修繕をしていけば使えますよというような診断の結果にはなっておりますけれども、今後は具体的には、やはり改修等行っていくに当たっては財源の確保という部分が重要になってまいりますので、今年度、小学校の劣化診断も行っておりますけれども、これらも踏まえて、来年度以降については個別の施設計画というものを策定をして行っていきたいというふうに思っております。

これが、今、文科省の、これは文科省から県を通じた情報提供ということになっておりますけれども、やはり個別の施設計画がないと、財源の特財が確保できないというか、補助金の支給対象にならないというような話も出ておりますので、まずは個別施設計画というところをしっかり策定をして、その上で必要な修繕等行っていく、改修等行っていくというような流れになっていくというふうに考えております。

続きまして、学校給食の関係でございます。

決算書180ページ、あとは成果書の174ページ等になりますけれども。

まず１点目の前段の議員さんからもございましたアメリカ産の小麦の関係については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、こういう意見交換というのが、議会の中でも行われたとい

うことについては、委託先であります全農にもしっかりと伝えて、そういう懸念があるというような声については、ちゃんと伝えて話し合いを行っていきたいと思いますので、ご理解をいただければと考えております。

また、宮代の給食の献立の関係で、いろいろ工夫をいただいているということでご評価をいただいておりますけれども、好き嫌いの関係があった場合どうするのかというような、そういうご質問もいただきました。

当然、好きなもの嫌いなものというのが、子供たちなので、多少あるのはやむを得ないところだとは思うんですけれども、学校では、学校の給食の研究委員会などの意見交換の中では、一口だけ食べてみようかとか、そういうような促しとかは行っているというようなことですが、無理に食べさせたりとか、そういうようなことは行っていないというふうに聞いております。

また、喫食率といって、どれぐらい食べているかというようなそういう率についても統計をとっておりまして、非常に高くなっております。

これは平成30年度の小学校でいきますと、これ栄養教諭よりいただいたデータということになりますけれども、小学校の全体の平均では98.4%、中学校の全体の平均では94.5%ということになっておりますので、かなり給食については、皆さん食べていただいているかなという印象がございます。

また、次に、アレルギーの関係でございますけれども、こちらは一番直近の８月現在のアレルギー対応ということになりますと、小学校では59人、中学校では31人という状況になっております。

アレルギーがあった場合の対応なんですが、まず一つは、除去食といって、そこのアレルギーに対応する部分だけを除去するというやり方と、あともう１点は、代替食ということで、アレルギーで食べられないもののかわりのものを出すというようなやり方で、それはそれぞれ現場のほうで対応してやらせていただいているというところでございます。

それともう１点、宮代産の地場産の活用についてもご質問いただいておりまして、昨年度については野菜が増えているというようなお話をいただきました。

地場産の活用につきましては、教育委員会と、あとは給食センターと新しい村等と定期的に話し合いの場を持って、活用するために、地産地消の一環でもございますし、農業の振興にもつながることなので、そういう話し合いの場を持たせていただいております。

平成29年度から平成30年度で見ますと、最も一番、使用が増えたというのがキャベツでして、キャベツについては１トン以上増えております。ニンジンについても１トン以上増えているというふうなことで、そういった情報交換を行う中で、供給については増やしていただいているというのが現状でございまして、これはやはり食の安全にもつながる面もありますので、地産地消という部分については、積極的にこれからも情報交換をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

私のほうから４点、ご回答させていただきます。

まず１点目が不登校についてでございます。不登校につきましては、いわゆる一般的な捉え、定義としましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により児童・生徒が登

校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上の長期欠席者というのが、不登校の捉えということでございます。

この不登校の要因、原因につきましては、個別にさまざまな原因があるかと思いますが、私どものほうで認識しておりますのは、やはり人間関係による何かつまずき、トラブル、あるいは学習に対する何かこう、やはりつまずき、そして家庭環境等の課題あるいは退学、そういったことが、どれか一つというよりは複合的に関係し合って、こういった長期のお休みというふうになってしまっているのかなというふうに認識しております。

これまでも教育委員会では各中学校のさわやか相談室、相談員、あるいはボランティア相談員、あるいは教育委員会内の相談員の各学校への訪問等を通して、連携した長期欠席者への対応をしているところなんですけれども、今後も学校と連絡を密にとって、一人一人の児童・生徒の課題に寄り添った連携を進めてまいりたいというふうに考えております。

２点目の要保護、あるいは準要保護等の児童・生徒数等についてなんですけれども、他市との比較につきましては、こちらは平成29年度の資料になるものなんですけれども、要保護及び準要保護の児童・生徒数については、平成29年度、こちらは268人という人数で、児童・生徒数の比率でいきますと約１割という比率です。他の市町との関係でいきますと、県内の63市町で46番目という位置にありまして、比較的割合としては真ん中よりも低い状況にあるのかなというふうに捉えております。

続きまして、３点目、小学校の学力向上推進事業の不用額についてでございますが、こちらは先ほども関係するところで少しお話をさせていただいたんですが、町非常勤講師をやられている方で、教育実習等によりお休みをとる、あるいは産休の方、これは本来であれば県費でどなたかほかの方がいれられればいいんですけれども、そういった方が年度途中でなかなか我々努力しても見つからないという状況がございまして、町非常勤講師から県費に切りかえていただいたということで、不用額が増えてしまったという状況がございます。

最後、４点目でございますが、教職員の負担軽減についてでございます。

こちらは町教育委員会としましても、教職員の負担軽減としましては、これまでもパソコンの事務軽減ということで、Ｃ４ｔｈというパソコンソフトを導入することによって、いろいろなデータを共有して進路や成績関係のそういうデータを一々ゼロから各資料をつくり直すのではなくて、共有して、有効に活用して、事務の作業が少しでも負担できるようにといった取り組み、あるいは、これは平成31年度からになりますが、ＩＣカードを導入した勤務状況を各先生方が把握して、今月はちょっと仕事し過ぎたから、じゃ来月はこんなふうにちょっと仕事の働き方を見直してみるかといったことを、管理職はもちろんですが、それぞれの先生方が自分の働き方について振り返ることができる、そういったＩＣカードの導入、また、教育委員会としましても、教育委員会が設定する研修の日程を、できるだけ同じ週ですとか、あるいは夏季休業中も同じ日に研修会を設定して、先生方がまとまったお休みがとれるようにといったことで努力をしております。

なかなか、例えば朝の出勤時間、これも先生方は朝の登校指導等、子供たちの安全を第一に登校指導を輪番制で行っておりまして、朝も早目に登校する、出勤するといった先生方多くいらっしゃいます。

また、中学校ですと、朝練ですとか部活等で早

目に出勤する先生もいらっしゃって、急激な改善といったことはなかなか難しい状況ではございますが、教育委員会のほうで把握している資料としましては、平成28年度に教職員の勤務時間外の在校時間が、勤務時間以外に在校時間として、３時間８分という時間が平成28年度は記録としてあるんですけれども、平成31年度は２時間58分ということで、各学校、あるいは先生方の意識、あるいは努力等によって、平成28年度から10分程度在校時間が短縮されているといったこともデータとして把握をしている次第でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長、飯山でございます。

それでは、私のほうから何点かご質問に対してご答弁させていただきます。

まず、成果書で見ますと、成果書の175ページ、社会教育活動事業におきますみやしろ大学、こちらの関係で県外研修の関係についてご質問いただきました内容についてご回答させていただきます。

こちら、みやしろ大学につきましては、県外研修も含めまして、４月から12月まで、合計８回の講座のほうを行っております。こちら全て内容につきましては、受講生が中心となった運営委員会というものを立ち上げまして、そちらのほうで内容のほうを検討していただいているところでございまして、こちらの県外研修、昨年度におきましては茨城方面牛久大仏、土浦城、予科練平和記念館等３カ所の施設見学を行いましたが、こちらの内容につきましても、運営委員さんが主体となって、企画検討のほうしていただいたところでございます。

こちらの研修経費につきましては、参加者の中から参加者の負担金といたしまして、お１人当たり6,200円を参加負担金という形でいただきまして、こちらの経費をもとに、バス代及び施設見学代、あるいは食事代というものを全て賄っているような状況でございます。

続きまして、公民館の関係でございます。

成果書でいいますと、178ページでございます。

公民館のそれぞれ百間、川端、和戸公民館の利用人数の関係につきまして、和戸公民館、昨年度よりも、平成29年度よりも減少しているというような状況でございますが、こちらにつきましては、ご質問の中にもございましたが、和戸公民館につきましては、昨年度、雨漏り対策といたしまして、外壁等の改修工事のほう行わせていただきまして、その工事期間中、利用に支障を生じる日につきましては、臨時休館という形で７日間休館させていただきました。

利用人数につきましては、178名の減少となっておりますが、この減少となった理由といたしましては、工事に伴う臨時休館が主な要因というふうに考えてございます。

ちなみに７日間で178人、単純計算いたしますと、１日当たり25人の利用という形になりますが、平成30年度につきましては、そもそも１万5,843人のご利用をいただきまして、１日当たり平均いたしますと52人の方がお使いになっていただいたということから減少になってございますが、工事がなければ、前年度よりも利用人数的には増加していたのかなということがうかがえるような状況であると思います。

続きまして、百間公民館の関係で、駐車場のご質問でございます。

確かに、議員のご指摘いただきましたとおり、百間公民館につきましては、駐車場自体が手狭なような状況でございまして、現在、一般の駐車場が２台、障害者用の駐車場が１台、合計３台のラ

インを引いてございますが、利用されている方の中では融通し合って、７台から８台分ぐらいの駐車をされているような状況でございます。

ただ、問題としては、手狭であるという状態は、町のほうとしても認識しているような状態でございます。

しかしながら、町の公共改革の一環で、新たな借地は増やさないという方針がございます。そういったことから、限りある駐車場ですが、利用者同士で乗り合わせていただくなど、ご協力いただくなどしているような状況でございます。

そういうような状況もございますが、可能な限り、新たな駐車場を借地をするということは難しいような状況でございますが、近隣地域の民間駐車場で、あいていて、なおかつ安価に借りられるようなところがございましたらば、そちらのほう探していくなど、そのような対応を今後もさせていただこうというふうに考えてございます。

それと、エレベーターの状況でございます。

エレベーター、ご存じのとおり、町内の公民館３カ所につきましては、エレベーターについては設置はございません。

利用者の高齢化が進んでいる状況の中で、エレベーターの設置というものは、バリアフリー化ということを考えますと、公民館全てに共通した課題であるというふうに認識してございます。

いずれの公民館も耐震補強を行ってから、もう既に20年近くが経過しておりまして、大小さまざまな修繕へ対応を終えているような状況でございまして、こういった状況の中で、エレベーターを設置するということは、多額の経費が考えられますことから、財政的にはすぐに対応するというのは厳しいような状況であるというふうに考えてございます。そういったことから、今後も検討課題とさせていただければと思います。

また、財政的な面もございますし、全ての公民館につきまして、新たにエレベーターを設置するとなりますと、敷地的な問題としまして、敷地自体も大変手狭なような状態でございまして、あるいは老朽化もしているような状況でございますので、そういうようなことも踏まえて総合的に検討のほうをさせていただければというふうに考えてございます。

続きまして、成果書の180ページ、図書館管理運営事業でございます。

図書館の利用状況といたしまして、貸出者数、それと貸出冊数、それぞれ昨年度と比べまして減少しているような状況でございます。

この減少傾向というのは、近年続いてございまして、その減少要因につきましては、減少につきましては歯どめがかかっていないような状況もございます。

平成30年度の状況といたしましては、全国的な図書館離れというような要因もあるとともに、近隣市町におきまして、白岡市のほうに昨年の10月に新たに大きな図書館がオープンされたといったことから、そちらからの利用者数も減少しているというような状況が一つ要因として考えられるところでございます。

そういうような状況の中で、近年の図書館、読書離れというものとともに、公民館の利用者の方に、アンケートをいただいた中で、いただいた内容といたしましては、「図書が古い」でございますとか、あるいは「ＡＶ資料が古い」、あるいは「文庫本がない」、あるいは「趣味の本が少ない」などというようないろいろな意見をいただいてございます。

そのようなことも利用者数、貸出冊数が減っているというような状況であるのかなというふうに考えてございます。

こういったことから、図書館としましては、初心に立ち返り、まずは町民の皆様に図書館の存在や魅力を知っていただくために、ＰＲに現在も取り組んでおるところでございまして、具体的にお話しいたしますと、新着の図書コーナーを設けさせていただいたり、あるいはスタッフによって季節や時事に関する特集コーナーで関連図書を展示紹介するということも行ってございます。

また、毎月発行しております図書館だよりというものがございますが、そちらに新着図書の情報を掲載したり、あるいは各種行事予定を掲載するほかに、そういったものを役場のチラシラック、あるいは子育て広場、あるいは保健センター、あるいはぐるるというような各公共施設のほうに配付させていただいて、多くの町民の方々に、まずは図書館の情報を知っていただくというような取り組みを現在進めておるところでございます。

続きまして、成果書の183ページでございます。

総合運動公園管理運営事業でございます。

こちらの中で施設ごとに利用人数のほう計算してございますが、テニスコートと、メインアリーナ、そちらのほうがそれぞれ減少しているというようなご質問をいただきました。

まず、テニスコートにつきましては、こちらは天候等の問題もございますが、テニスコートのほうが１カ所人工芝のグラウンドでございますが、経年劣化により大分損傷しているというような状況もございまして、そちらのほうは指定管理者のほうで修繕のほうはしておりますが、その修繕するまでの間、利用いただけないような日数がありましたことから、そういったことが要因としまして、利用人数が減少しているというふうに考えてございます。

また、メインアリーナにつきましては、利用されている団体さんの中で、大会等をやっておる団体さんなんですが、団体さんの諸事情によりまして例年利用されているんですが、昨年度については利用をキャンセルしたというようなことがございまして、そういったことが減少につながっている要因かなというふうに考えてございます。

続きまして、成果書の185ページでございます。

社会体育施設維持管理事業の町内グラウンド、テニスコートの利用状況でございます。

こちらのほうで、東グラウンド、それと宮東グラウンド、こちらのほうが減少しているというような状況がございます。

こちらの減少した要因として考えられるのは、屋外施設でございますので、天候によって予約をされましたが、当日使えなかったという要因がまず一つ考えられます。

また、東グラウンド、宮東グラウンドですが、それぞれ地区の自治会さんのほうで、夏祭りのほうを例年実施していただいているところでございますが、たしか昨年の夏祭りの時期に、雷雨等で当日使えなくなったというようなことがございまして、そういったことが一つの減少になった要因というふうに考えてございます。

それと、町民体育祭の減少の関係でございます。

ご質問いただきましたとおり、町民体育祭につきましては、年々参加者数が減少しているような状況でございます。

そういったことから、平成28年度に体育協会が中心となって、町民体育祭の活性化検討会というものを立ち上げましてご検討いただいて、そちらのほうからいただきました提案書をもとに、平成29年度の体育祭から新種目の導入でございますとか、競技方法の見直し、あるいは予備日の設定というものをさせていただいたところでございます。

しかしながら、少子高齢化の影響は大きく、年々体育祭の参加人数につきましても、見直しを

行ったものの、年々減っているというような状況もございまして、町のほうといたしましても、このままにしておくわけにはいかないということで、昨年12月から今年１月にかけて、地区自治会の区長さんを対象にしまして、町民体育祭に対するアンケートというものを実施させていただきました。

その結果、参加について、「地区内の参加者が集まらない」でありますとか、「高齢化が進んでいる」、あるいは「会場までの距離が遠い」というようなご意見をいただきまして、それのことが原因で参加をされていないというような状況が把握できたところでございます。

また、参加するに当たって、どのような体育祭がよいのかというようなご質問に対しまして、「高齢者が参加しやすい種目があったほうがいい」でありますとか、あるいは「レクリエーション性の高い種目があったほうがいい」というようなご意見もいただきました。

そういったことを踏まえまして、今年度、令和元年度につきましては、予備日については廃止をさせていただきました。

予備日につきましては、ご意見いただいた中には、練習してきたのだから、雨が降って中止となるよりも予備日があったほうがいいというようなご意見もいただきましたが、大多数の意見としまして、選手や役員の都合がつかず、弁当の手配も大変ということから、予備日自体はなくしたほうがいいというような回答を多くいただいたところでございます。そういったことから、本年からは予備日については廃止という形にさせていただきました。

また、いただいたご意見の中で、種目の新設、変更でございますとか、あるいは会場の問題につきましては、今後、体育協会さんとともに、内容のほう検討させていただきまして、なるべく早いうちに、実現に向けて取り組んでまいろうかというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

それでは確認もしながら、何点か質問させていただきます。

145、146ページの教育委員会活動事業の教育委員と若手教員との意見交換の内容については、答弁でわかりました。

それから、不登校対策事業についてでありますけれども、先ほど、不登校そのものの定義についても答弁がありました。それは文科省のほうの定義ですよね。要するに、病気や経済的な理由以外で学校に１カ月以上行かなくなった子供、不登校として定義しているんですが、じゃ、宮代の場合にはどういうことでということでお聞きしました。

１つは、人間関係なんでしょうか。それから、家庭、それから不安要素である退学だとか、そういうことも言われましたけれども。

確かに、マスコミ等でも特に夏休み終わった後、期間的には一番多いということなんですけれども、そういうことがあるんですけれども、やはり一番心配なのは、いじめの状況はどのようになっているかということなんですよ。特に人間関係、やはり人間関係のもつれから不登校になってしまったケース。

最近では、そういう意味ではまた、以前とは違った要因があると思うんですけれども。スマホとか携帯、こういったものでいろいろ発信されて、それが苦になって行けなくなるということも、やはり大きな要因でもあると思うんですが。

宮代では、168ページ、成果書では。

宮代の全児童・生徒に対する不登校の児童・生

徒の割合は小学校では0.2%、中学校においては2.69%ということで、これだけいるわけですから、これについて、不登校の要因というのはいろいろあるんですけれども、宮代での要因、大きな順としてはどういう内容になっていますか。

それから、先ほど宮代での不登校の割合というのが出ているんですけれども、多分、いつも例年、県の平均からすればどういう状況なのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、158ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業なんですけれども、これについては、63市町村中46番目ということで低いほうだということで答弁ありました。これについてはわかりました。

それから、決算書164ページの中学校施設管理維持事業の中学校劣化診断業務委託ですね。

確かに、答弁のように財源もありますし、これから補助金をもらう上でも、どういった計画になっているのかというのは必須なんだと思います。

これは、そうしますと、やはり劣化の状況もあるんですけれども、その優先度というのもあると思うんですよね。これは、もう早くやらなければいけないとか、そういったものもあるかと思うんですけれども。

この劣化状況の調査をして、じゃ、いつごろから始めるのか。これは昨年度ですので、今年度ありますけれども、これについてはいつごろから、早ければ来年度から始めるとか、そういうのもあるかと思うんですけれども。その辺の状況については。

それからこれは、どのぐらいのスパン、計画、年数でやっていかれるのか。そういった点では、見積り等も出さなくちゃいけないと思うんですけれども、どれくらいになるのか、その辺の見通しというのは、どういうふうになっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、決算書166ページの社会教育活動事業のみやしろ大学の開催ということなんですけれども、個人負担が参加費6,200円ということは、これは町とのタイアップで、町としては１人当たりどれくらい見ているんでしょうか。１万ぐらい。１万ぐらいで残り。

例えば、昨年6,200円であれば、3,800円が町のほうで見ているのか。110人ですので、これはバスですか。そうすると、結構な人数で行くようになると思うんですけれども。その点、どのようになっていますか、お願いしたいと思います。

それから、公民館の利用状況、決算書170ページの関係ですが、和戸公民館についてはわかりました。７日間の臨時休館ということで、それがなければ、もっといっていたということだと。

駐車場の確保の関係なんですが、余り宮代の方針としては借地はしていかないという方針なんでしょうけど、宮代でわずか３館しかない。そういう中で、特に百間公民館が手狭になっておりますので、ぜひ、この辺は、その辺の状況も加味して、民間の借地でも結構ですから進めていただきたいと思います。それが結果的には、利用を促進する状況にもなりますので、お願いしたいと思います。

それから、エレベーターの関係については、多額の経費もかかるということなんですけれども、やはり、入り口も全てバリアフリーにして、障がい者や高齢者も使えるような状況になっているんですけれども、いかんせん急な階段になっておりますので、やはり下だけで使わない状況があります。２階が使えればという声もありますので、ぜひこれは検討課題ということなんですが、前向きにお願いしたいと。これは要望で結構でございます。

続いて、決算書、同じく170ページの図書館管

理運営事業。

図書館の利用状況なんですけれども、先ほど、減少傾向にあるということは認識しているようなんですけれども、全国的な図書館離れということなんですけれども、これは要因としては、やはり白岡、杉戸なんかは図書館もできて、そういった要因が大きいと思うんですけれども。それにしても、減少傾向にあるので、これは先ほども言われました町民にＰＲ、それから、新着図書など拡充をしていくということなんでしょうけど。

せっかくアンケートをとっているんですから、そのニーズに合わせる、合致させるというのが大事だと思うんです。その点については、先ほど答弁にありませんが、やはりせっかくとったアンケートですよね。それにあわせていくのも大事なのかなと思いますが。その点について、再度お願いしたいと思います。

それから、決算書175ページの総合運動公園管理事業で、総合運動公園の利用状況なんですけれど、先ほど、テニスコートについては、人工芝の修繕ということで、これは年間通してほとんど使われていないのか、それとも一定期間なのか、その辺わかりませんが、そういう要因で1,372人も減るんでしょうかというふうに思うんですけど、その点。

それから、メインアリーナは団体さんが利用のキャンセルがあったということで、その辺ではわかりましたが、テニスコートについて、もう一度お願いしたいと思います。

決算書176ページの社会体育施設維持管理事業、成果書185ページなんですけれども、町内グラウンド、テニスコートの利用状況。

どうも先ほどの答弁ですと、屋外なので天候の関係だとか言われました。これも、それだけの要因なのか、ちょっとわかりませんので、もう少しはっきりした要因はわからないんでしょうか。わからなければ、後で伺わせていただきたいと思います。

特に、東グラウンドは7,701人減っています。

それから宮東グラウンドも3,733人、次に、前原グラウンドが2,310人、こういうことになっておりますので、それ以上の答弁が出なければ、後で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それから、決算書178ページの生涯スポーツ振興事業の中の町民体育祭ですが、前段の議員と同じ答弁でありました。

それはそれで、ここでもアンケートをとっておりますね。高齢者が参加できるようとか、レクリエーションの多いそういった参加ができるような内容にしてほしいということなんですが、アンケートに応えていくとは思いますけれども、ぜひその辺考慮していただきたいと。

それからもう１点なんですけれども、この86万9,000円なんですが、これは、すみません、どこに載っていますか。これは、どれとどれとどれを足した金額でしょうか、すみません。これだけ確かめさせてください。

それから、学校給食費、180ページ、成果書では174ページなんですけれども、学校給食の好き嫌いの傾向はということで、一つには答弁の中で無理に食べさせないという答弁もあったんですけれども、ちょっとそれは意外だったんですけれど、今、子供たちはごまかして、いろいろな調理のやり方、工夫をして、これは例えば、ピーマンの形をしないように、例えばです、そういうものを入れてごまかすというとおかしいですけれども、そういうふうな調理の仕方をして工夫をして克服していくのかなというふうに思ったんですけれども。

だとすると、こういうふうに地産地消の農産物の増えているものもあるんですけれど、逆に残飯

の量というか、それらはどういうふうな傾向になっているんでしょうか、その点もお尋ねしたいと思います。

以上。

ごめんなさい。

先ほど、教職員の健康診断の関連とあわせて、長時間労働が強いられているという問題、言ったんですけれども。答弁はパソコンのデータなどを共有して有効に活用していくとか、それから、ＩＣカードを利用して働き方の見直し、それから研修の日程の工夫だとかというふうに言われたんですけれども、先ほど私が言った国が教員の授業負担を増やしたこととか、業務の増大、学校の抱える課題の増加による負担の増大、それから残業代ゼロの法律が長時間労働を野放しにした、こういった要因もあると思うんですけど、これらについては触れていないんですが、そういうことなんでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

労働時間の把握と健康管理については、先ほどもちょっと言ったんですけども、これは行政、あるいは学校長の法律上の強い義務と来年からなるというふうにお聞きしているんですけれども、そういった点では、健康管理の責任ある体制は、これはもっともっと何て言うんでしょうか、とるべきだというふうにこれからなると思うんですけれども、そういった点では、どういうふうに宮代ではなっていくのか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

まず、決算書の164ページの中にあります劣化診断を受けてということで、個別施設計画のお話をさせていただきましたが、いつぐらいからこれをスタートさせるのかというようなご質問だったと思いますが、これについては、できれば来年度からスタートさせたいというふうに思っております。

また、計画の期間については、県等とも調整をしていきますけれども、５年から10年程度の計画を立てて、計画的に進めていくのがいいのではないのかというふうに今考えていますが、これは今後調整していきたいというふうに考えております。

それと、決算書の180ページ、成果書の174ページの学校給食の関係でございますけれども。

まず、嫌いな食べ物に対する対応ということで、学校の先生のほうから一口でもどうかというようなそういうような促しですとか、そういうふうなことで、チャレンジをさせているという話をさせていただきましたが、調理の工夫なんかについても、細かいところまでは把握しているわけではございませんが、行っているというふうに思いますので、そういったこともあって、喫食率というのは、今、非常に高い状況になっているというふうに認識をしております。

また、食品ロスの関係の残飯の量については、これについて、ちょっと今、細かい数字はないんですけれども、学校給食センターのほうで、衛生組合のほうに、この残飯のものについては廃棄をさせていただいているんですけれども、そこから廃棄量についてはデータとして情報が来ることになっておりますけれども、これについては減っているというようなことは確認をしておりまして、ただ、何トンだったのが何トンになったのかというのは、ちょっと今、具体的にはお答えできないんですけれども、減っているという傾向については確認をしております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長、飯山でございます。

まず最初に、成果書の175ページ、社会教育活動事業のみやしろ大学、こちらの県外研修の関係についてお答えさせていただきます。

県外研修に係る経費としましては、参加者１人当たり6,200円の参加者からの負担金のほういただいてございます。その一方で、県外研修に係る経費といたしましては、貸し切りバス３台分、それと施設の入場料金、それと参加者の昼食代、それぞれかかってございます。

そういったものを全て合計いたしますと、約73万円ほどの費用がかかってございます。それについて、参加者からの負担金、参加負担金6,200円だけですと、不足する部分がございますので、そちらの差額分については、町のほうで負担のほうをさせていただいているような状況でございます。

基本的には、参加者からの負担金で全て賄うということで計算してございますが、ただやはりどうしても当日キャンセルされるとかいった部分もございますので、そういったものについて、いただけないものとかもあったりしますのでそのようなことから町のほうとしても一部支援のほうさせていただいているような状況でございます。

それと、図書館の関係でございます。

先ほど、減少している傾向といたしまして、全国的な図書離れというような要因のほかに、近隣のほうで新たに図書館ができたというようなことでお話しさせていただきました。

また、利用者の方からいただいたアンケートといたしまして、新しい本を導入していただけるとか、そのような意見のほういただいてございます。

その利用者からいただいたアンケート、ご意見につきましては、当然、生の声として頂戴してございますので、そういったものを図書館の運営のほうに生かさせていただくために、指定管理者のほうに、そのアンケートの内容について示すとともに、指定管理者のほうにつきましても、そのアンケートでいただいた意見をもとに管理のほう、運営のほうに反映させていただくように努めていただくように依頼のほうしているような状況でございます。

続きまして、成果書の183ページ、総合運動公園管理運営事業におきます利用状況でございます。

こちらのほうでテニスコートの利用人数が、平成29年度と比べて1,300人ほど減少しているというような中で、その要因といたしまして、人工芝のテニスコートの劣化というものをご説明させていただきました。

人工芝、やはりどうしてもやられている方の立ち位置というんですか、どうしても立っているような位置が定位置化されているような状況もございまして、このような状況で部分的に人工芝がはげてしまっていると。

そういったことが利用には足りないというような利用者の方からご意見いただきまして、それについては指定管理者のほうで対応しているところのような状況でございますが、やはりその対応するまでの間、利用ができないというような状況から、利用人数については減少しているというようなことが主な要因ということで、指定管理者のほうから報告のほういただいているところでございます。

続きまして、成果書の185ページ、社会体育施設維持管理事業、こちらのグラウンドの状況でございます。

東グラウンド、宮東グラウンド、それぞれ大幅な利用人数の減というのがございます。

先ほど、要因といたしましては、天候あるいは自治会さんのほうにおける事情の中で、使えなか

った日があるというようなご説明をさせていただきました。

そういうようなものが主な要因というふうに捉えてございますが、あとは、考えられる要因といたしましては、団体さんで利用されているというケースがほとんどでございますが、１団体当たりの利用人数というものが、昨年度と比べて減少しているというような状況がございます。

例えば、宮東グラウンドですと、利用件数につきましては、昨年度よりも25件ということで増加しておりますが、その一方で利用人数については大きく減少しているというような状況もございまして、考えられるものといたしましては、使っていただいている件数自体は多いんでございますが、使っている人数自体が、１団体当たりの人数が減っているというようなことが、まず一つ考えられるのかなということで考えてございます。

そのほか、要因といたしましては、細かい部分については、町のほうとしては把握していない部分でございますので、答弁についてはこれで。

あと、それとですね、すみません。

成果書の186ページでございます。生涯スポーツ振興事業でございます。

こちらのほうで、町民体育祭に係る経費といたしまして、86万9,151円という数字を計上させていただいてございます。

こちらの経費につきましては、決算書のほうでは、体育祭分として明確に計上は記載してございません。ですが、決算書でいいますと、決算書の177ページ、178ページ。こちらのほうで生涯スポーツ振興事業といたしまして、事業合計では208万1,343円計上してございますが、例えば、町民体育祭に係る経費といたしましては、この中では、例えば需用費の消耗品費、あるいは食糧費、あるいは役務費の仮設トイレし尿処理手数料、あるいは13節委託料の体育競技体育祭設備設置委託料。このようなものを全て足し込みますと、成果書の86万9,151円になるというような状況でございまして、あくまでも事業としましては、町民体育祭の事業という形で予算計上、あるいは執行のほうをしてございませんので、ちょっとその辺がわかりづらい部分があるかと思いますが、内容については、そのようなことで行ってございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当小山でございます。

私からは、不登校対策事業、そして教職員の負担軽減ということでお話しさせていただきます。

まず、不登校についてでございますが、こちらは県の平成29年度の平均値なんですけれども、小学校で不登校の割合が0.37％、それから中学校で2.84％ということで、数値を下回っていればいいということではもちろんないんですけれども、県の平均数値でございます。

また、宮代町でいじめの認知につきましてですけれども、これは、いじめの認知方法が平成29年度から平成30年度において変わりまして、一定の人間関係がある友達から嫌だなと思う、いじめだなと思うようなことをされたときには、もうそれがいじめであるということで、例えば、「ばか」とか悪口を言われた、それによって、その子がやはり傷つくということがあれば、それをいじめとして早期発見、早期対応ということで、それが重大的な事案に発展しないようにということで、教職員のほうで対応しているところでございます。

ですので、いじめの認知件数は増えてはいるんですけれども、ただ、いじめを要因とした不登校については、宮代町ではゼロであるというふうに認識しております。

さまざまないじめについては、冷やかし、からかい、あるいはＳＮＳでの書き込み等も対応しなくてはいけないところかと思っておりますが、宮代町としましては、不登校の傾向として、小学校の低学年のうちから、やはり休みがち、長欠であるといった傾向、早目の小学校の低学年のうちからの対応が大切であるということ。

それから、平成29年度については、よく中１ギャップということが口にされることがありますが、平成29年度については、新中学１年生の中で５名、残念ながら不登校ということで該当する生徒がおりました。

そういった反省も踏まえまして、小・中での連携、あるいは不登校での対策会議等での情報共有等を通しまして、平成30年度については、その新中１での不登校は１名ということで、中１における不登校の人数は平成30年度は減少しているという状況がございます。

そして、教職員の負担軽減についてでございますけれども、こちらについては、新学習指導要領に基づいて、授業実数の増ですとか、さまざまな教育課題等に対応するということで、教職員の負担、何を負担かというそれぞれ捉えもあるかもしれませんが、一般的には負担が多くなっているというふうに言えるかと思います。

適正な勤務状況を、やはりきちんと管理する、あるいは教職員の健康・安全といったことについては、教育委員会としても大切な課題だと認識しておりますので、今後、宮代町でどのような負担軽減が図れるかといったことについては、引き続き研究してまいりたいと思っておりますし、これは平成31年度でございますが、夏の教職員の全体研修会においては、教職員のメンタルヘルスということで、それぞれの先生が、やはりご自身で何か教育に係る課題等をため込んだりしないで、うまくご自身、あるいは教職員で連携して、心に何かため込んでしまったものが健康状況等に影響しないようにといったことで、そういった研修会の設定等もしているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　１点だけ、再々質問させていただきます。

不登校の問題なんですけれども、先ほど答弁伺っているんですけど、もう平成30年の決算ですから、22名の不登校が実際いるわけですよね。ですから、これの要因、原因についてはもう明らかになっていると思いますので。

私はやはり人間関係、子供たちの関係、あるいは先生との関係、そういうのが一番多いのかなというふうに感じるんですけれども。そのあたりはちょっと明らかになっていないんですけれども。原因について多い理由、要因ですね、それについてもう一度明らかになっていると思いますので、お願いしたいと。

それから、先ほど言った不安型の一つだと思うんですね、中１ギャップ。これも平成29年ですから、５人だったのが、平成30年、昨年は新中学１年生１人になったと。これは、入学だの転入時のやはり適応ができていない、そういうものの一つだと思うんですね。あとは、考えられるのは無気力、何となく登校できないとか、理由、原因がわからない、そういうのもあるというふうに聞いております。

あと、もう一つは、非行型ということで、遊びや非行に走ったまま不登校につながったというケースも聞いております。そういった理由が、先ほど理由がわからないというのもありますけれども、そういった意味ではほとんど明らかになっているんじゃないでしょうか。

先ほど、平成29年度の県の平均ですね、これも平成29年度なんですけど、平成30年度の平均も出ているんでしょう。だとすれば、教えていただきたいと。

各自治体決算時期ですから、全部出ていると思うんですけども。資料がなければ後で結構なんですが、その１点だけ。

**○委員長（丸山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

まず、不登校の県の平均値なんですけれども、すみません、これはホームページ等でその数値が公開されて我々も把握をしているところなんですが、今、手持ちの資料では、すみません、平成29年度までの平均値しかデータがないという状況でございます。

それから、それぞれの個別の子供たちの不登校の原因についてなんですが、これは教育委員会の教育相談員のほうでも毎月各学校を訪問して、それぞれの学校の子供たちの状況を把握して、その課題に沿った支援の方法等を学校と共有して働きかけをしているところなんですけれども。

それぞれ子供たちのほうでは、なかなか人間関係がつくれずに、学校に足が向かずに、例えば登校しようとすると体調が悪くなってしまうですとか、人とのかかわり自体にやはりなかなか課題があって、そういう友達関係がつくれないですとか、やはり個別に課題を抱えている状況がございまして。その課題については、今一言で、すみません、申し上げることができないんですけれども、学校と、それから関係の相談員等と連携、協力し合いながら、それぞれの子供たちへの支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（丸山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

これ以上の答弁は出ないと思うんですけれども。

やはり、先ほど前段の山下議員の中でも、視察ということが言われました。宮代、幸いありませんが、やはり不登校になる原因をちゃんと把握していないと、やはりいざといったときに、教育委員会だって対応できないし、そういう点では、私はそういう意味からも、必要だと思うので。

ましてや、163ページの成果書の中で、不登校対策事業では、さわやか相談員、ボランティア相談員云々で、登校状況が改善されたケースも見られましたと言っているんだから、私は、不登校になる原因ちゃんとつかんで、我々の前に明らかにしていただきたい。後でも結構ですので。あと、残飯の量もね、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

以上です。

**○委員長（丸山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（丸山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　４時３８分

再開　午後　４時５３分

**○委員長（丸山妙子君）**　皆さん、おそろいになりましたので、再開いたします。

先ほどの丸藤委員の再々質問に対して、再答弁お願いいたします。

教育推進課副課長。

**○教育推進課副課長（大場崇明君）**　教育推進課副課長の大場でございます。

先ほど、給食の残量についてのご質問がありましたが、平成30年度は22.55トンなんですけれども、これだけだと数字がわからないので、比較可

能な平成25年度が26.99トンということで、率にすると、この５年間の中では16.5%減っているという状況を確認しております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

先ほどのいじめの主な原因について、お話しさせていただきます。こちらはいじめじゃないですね、すみません。不登校の理由についてでございます。失礼いたしました。

平成30年度の文科省の問題行動調査という調査において、児童・生徒の不登校の人数と、その主な要因等について調査を行っております。

小学校におきましては、「家庭にかかわるもの」が２、それから「友人関係」が１ということで、主な要因としてはこの３名でございます。

それから、中学校につきましては、「いじめを除く人間関係」、これが５、それから「教職員との関係」が２、それから「家庭環境・家庭にかかわるもの」１、それから「学業にかかわる悩み等」が２、それから「項目に該当しないもの」が１で、「その他」のところで５という数値が今、確認できております。

これらは、１つの項目に対して必ずしも１ではなくて、複数回答可能ということで、ちょっと合計の数が一致しないところがございますが、こういったところが主な要因として認識をしております。

すみません。小学校の先ほどの要因ですけれども、「家庭にかかわる要因」が１で、「友人関係」が２ということで、先ほど逆に申し上げてしまいました。すみません。訂正させていただきます。

**○委員長（九山妙子君）**　質疑がございますか。

小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　小河原です。

今回初めての質問で大変申しわけないんですけれども。何点か質問させてもらいたいと思います。

前段者とダブる点が多いんですけれども、ひとつお願いしたいと思います。

まず、１点目が、予算書の150ページの小・中学校一貫教育の問題ですよね。大分、先ほど教育長が学校の成績が県下でも相当上がっているという話がありましたけれども、この一貫教育によっての成果かどうか、これをもう少し、一貫教育の成果であったら具体的内容を教えてもらいたいと思います。

２点目が、先ほどからも話題になっております同じ150ページの不登校の問題なんですけれども、理由は不明だということでありますけれども、私が心配するのは、確かに不登校というのはいろいろ内容的にあると思います。これは大変難しい問題だというのもわかりますけれども、私が端的に聞きたいのは、学校内の荒れというのはないのかどうか、学校内の荒れがあると、やっぱり不登校につながる可能性あると思いますので、それは絶対ないのかどうか。

次は、公民館のやっぱり、ページ数は戻ってしまうかな、そうではないね、170ページの公民館の使用の問題なんですけれども。

前も私は、例えれば月曜日に使用しちゃえばどうだとかいう質問したことありますけれども、例えれば先ほども出ていましたけれども、百間公民館は駐車場がほとんどない。先ほどから質問者の答弁からいって、例えればバリアフリー化の問題とかいろいろ出ているようですけれども、そこまでやるんなら、あそこはもう相当それなりの狭い場所でありますので、中央公民館をもう思い切りつくるべきだと思うんですよ。現在のあの土地の評価、どのぐらいするか知りませんけれども、中

央公民館、どこかバンとつくって、３階ぐらいの。そういう宮代町の時代だと思いますよ。ああいうちっちゃなところは、こちょこちょバリアフリー化で直して、あと何年もつんですか。

また、みんながどのぐらい需要、希望者がどんどん増えていく中では、高齢者が特に増えていく中では、もうほかのサークル等の人の考える場ですよね、もう中央公民館の時代ですよね。バリアフリー化も必要だとは思いますけれども、それ思い切り大きなことを考えるべきだと思いますよ。どう思っているのかどうか。

あとは、町民体育祭。

私も第１回目の町民大会から手をつけて、ずっと手伝ってきた１人です。あれの歴史を知っているのは多分、この中で私が一番知っていると思います。どういう形で町民運動会が生まれてきたか、それからどんどん増えてきて、今から４年か５年前はもう、あの総合運動公園が狭くなってしまうぐらい参加者が増えてきた、そういう時代だったんですよ。今になったら少子高齢化、そういうことで参加者が減ったと。

そこで聞いておきたいのは、何か先ほどからアンケートを区長からとってどうのこうのと説明ありましたけれども、アンケートとって参加者が増えるんだったら、誰でもできますよね。皮肉言うわけじゃありませんけれども。

というのは、町民運動会は地区で誰が中心になってやっているかというの、わかりますか。確かに区長が中心になって一生懸命やっている地区もある。そこの地区の部を特別につくって、一生懸命集めてやっている地区もある。または、その地区にいろんな競技団体があって、それが中心になってやっているところもあります。そういうのどのぐらいあるか知っていますか、教えてもらいたいと思います。教えてください。区長がやっている地区は、何ていうの、区長じゃない人が集めてやっているのが何地区あるか、それが大事なんですよ。

区長さんがほとんど逃げて歩いているのに、ほとんどそうですよ。もう今、やっていなくなっているのは、区長さんが集めるの大変だというんですよ。そういう人にアンケートとったって、いいアンケートは出ないですよ。それ、ちゃんと教えてもらいたい。そうでないと、本当の対応はできない、対策はできないと思います。

それで、あと、自治会であれ開催すると、各自治会はどのぐらいお金かかるか知っていますか。自治会費出しているんですよ、相当。最近は、バスで来るということはないね。前はバスで来たり、そういう時代もあったんです。何しろ駐車場が入り切らないんだから、今の総合運動公園じゃ。ほかへ見つけて駐車場をつくったぐらい集まった。それにはバスを自治会で借りて、そのぐらい熱くやっていた時代があったんですよ。それがなぜそうなったかというと、今言ったように、誰が中心でその地区でやっているかというのを忘れているんですよ、もう。

あと、もう一つは、ごみ袋かい、あそこへ行くぞというのは。前はもうちょっといいの、するわけじゃないよ。ほうきだとか、幾つかちょっと変わったのくれたよね。今はごみ袋。いけないとは言わないですよ。ごみ袋も各家庭使いますから。でも、ほとんどごみ袋。だから、ごみ袋大会だって言っている人いるんだよ。そういうふうに言われている大会で増えるわけがないですよ。そこら辺はどう思っているか、もう１回、納得できる説明をお願いしたいと思います。

もう１点あったんですよ。小・中学生の交通安全、150ページの。それで、私は今、宮代町は監視カメラ、地下道にあることはわかっています。

それ以外は監視カメラあるのかどうか。特にこの小・中学生の交通安全対策の監視カメラ、あるのかどうか。

なかったら、そのぐらいはもう、我々から言われる前につくるべきだと思いますよ。宮代町、今、ほとんどそういう事故がないからいいけれどもね。もう、我々が言わなかったらつけない。本当に交通安全を、また、小学生の安全を、防災というか安全を考えているのかどうか、私はそういつも思っているんですよ。我々が言わなくちゃ動かないか、そういうものじゃないですよ。こういうのはどんどん教育長中心になって設置すべきですよ。

事故があってからじゃ遅いんですよ。どう思うんですか。事故があるのを待っているようじゃだめですよ。何百人の中の１人でも、けがでも何か、事故でもあったら、これはもう取り返しがつかないんですよ。そのぐらい考えないと。どう思っているんですか、それ、はっきり考え方聞かせてください。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

まず、私、これは３点、順に申し上げます。

まず、小・中一貫教育と学力向上とのかかわりについてでございますが、まず、学力向上につきましては、一番は各学校がこの調査結果をもとにした学力向上のための計画の策定、方策の検討、そして授業改善、子供たちへの指導改善といったことで、例えば校長みずから校長賞を設定して、子供たちに直接課題をクリアできるかどうかという、学年別に課題を与えて、例えば百人一首を暗記ですとか、掛け算九九が言えるようになったというのを校長先生が直接それを見取って指導したり、あるいは学習の強化週間等を設定して、朝の学習の時間を特別に確保したりですとか、各学校それぞれの工夫した取り組みが大きいのかなというふうに感じております。教育委員会としましても、基礎学力の向上がまず第一であるということで、校長会等通しても、その基礎基本の徹底というところを指導させていただいているところでございます。

一方で、この小・中一貫教育につきましても、各中学校区で特色ある教育活動を展開しておりまして、小・中学校の教員が合同の研修会を通して、学力向上ではどういったところを重点的な課題として取り組めばいいのか、また、子供たちの育成、規律あるその学校生活等の生活面での育成といった視点からも、学校生活の決まりについて小・中学校で共有をして、滑らかな接続等を図ったりですとか、こういったことも大きな視点から考えますと、学力向上に寄与しているものとして、教育委員会としても認識をしております。

また、２点目の学校での荒れというところでございますが、昨年、一部の学校で、また、一部の学年において、やや落ち着かないですとか、生徒同士での人間関係等でトラブルがといったことを教育委員会のほうで報告を受けることがございました。

ただ、本年度につきましては、教職員が連携して、校長のリーダーシップをもとに、学校の生活面での指導の充実徹底を図りまして、非常に改善が図られたということで報告を受けております。

個別の生徒につきましては、それぞれの学校の中で、やはり課題を持つ生徒というのはおるかと思いますが、学校全体あるいは学年としての荒れといったことについては、教育委員会としてはないものと認識をしております。

そして、３点目が防犯に係るカメラの設置でございますけれども、現段階で各小・中学校に防犯

用のカメラ、校門ですとか各学校で設定したその場所に４台ずつのカメラが設定してあります。主に職員室にそのモニターがありまして、例えば外部から侵入した者、校門から入ってきた者や、あるいは職員玄関等に、あるいは体育館の前ですとか、そういったところに何時に誰が入ってきたか、通ったかといったことは、そのモニターの画面を通じてリアルタイムで、あるいは録画機能がございますので、場合によっては昨日の夜のその画像等をチェックするといったことも可能な状況になっております。そういったところから、防犯体制といったものを各学校で徹底しているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　生涯学習室長。

**○生涯学習室長（飯山　武君）**　生涯学習室長、飯山でございます。

まず、公民館のご質問についてご答弁させていただければと思います。

ご存じのとおり、町内には現在３館の公民館がございまして、いずれの公民館とも建設につきましては、昭和40年代に建設されたもので、その後、耐震診断の結果、耐震補強ということで、平成11年及び平成12年度にそれぞれ耐震補強工事のほう実施してございますが、それから数えても20年近くが経過してございまして、建物や設備の経年劣化による修繕等が多くなっているというような状況でございます。

また、高齢社会あるいは人口減少社会に向かいまして、地域の人口構造でございますとか地域住民の皆様の生活スタイルなどが大きく変革している中で、地域住民の皆様の公民館に対しますニーズ、公民館に求められる役割というものも、これまでのものと違って、大きく変わってきているものというふうに考えてございます。

そのような状況ではございますが、ただ、厳しい財政状況の中で、新たな施設を整備するということは非常に難しいものがございまして、今後は、こういった状況の変化でございますとか、あるいは見直しを念頭に置きながらも、公民館と同じく地域住民の皆様の拠点的な教育施設であります小・中学校の再配置の検討状況というものを踏まえながら、しかるべき方向性について検討を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それと、体育祭の関係でございます。地域の中で体育祭に参加をなさって、どのような取り組みといいますか、どのような方が中心となってやられているかというようなご質問をいただきました。また、昨年の12月から今年１月にかけまして、地区に対しましてアンケートというものを行いますというようなご答弁を先ほど来からさせていただいているところでございます。

まず、アンケートの方法につきましては、地区自治会長さんということで、先ほど来から説明してございますが、回答に際しましては、必ずしも地区自治会長さんが行うということではなく、その地区内におきまして、体育祭の関係について中心的に携わっていらっしゃる方がいた場合については、その方に回答をいただくというようなことでお願いしてございます。

ただ、各地区でどういった方々がそれぞれの地区で回答しているかということにつきましては、細かい内容までは把握してございませんが、それは回答に当たりましては、体育祭についてわかる方という方で回答をいただいているというようなことで伺ってございます。

また、参加賞につきましても、ごみ袋が中心ということでご質問いただいたわけでございますが、確かにご指摘のとおり、体育祭におきましては、参加賞につきましては、日常で使用できるという

ことで、また、大量に配ると、配付するということから、安価だというものを考えまして、ごみ袋を中心として行ってきてございます。また、そういったことで状況でございますが、同価格で安価で日常的にもお使いいただけるようなものがほかにございましたらば、見直しすることも問題ないかというふうに考えてございますので、今後の検討課題とさせていただければというふうに考えてございます。

また、参加に当たりまして、地区ではどのような、どのぐらいの経費がかかっているかというようなご質問もございました。ただ、そちらにつきましては、町といたしましては、参加に当たって経費というものについては、そこまでは地区のほうから伺ってはございませんので、そこについては申しわけございませんが、把握していないというような状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　どうもありがとうございました。

順番変わるかもしれませんけれども、今、答弁していただいた内容、繰り返し質問したいと思います。

まず、小・中一貫教育について、確かに教育のことは、私たちは、私なんかは専門家ではありませんので、とやかく言える立場ではありませんが、今の教育の学校の課題を整理しながら学生生活の問題をちゃんとすると。それが向上につながっていると。それはいいことだと思いますので、これについてはひとつ、小・中学校の一貫校としての今までの流れをちゃんと、成果がどんどん上がるように、またよろしくお願いしたいということで、これはわかりました。

２番目の150ページのいじめというか学校校内の荒れの問題についてお聞きしましたけれども、教育委員会としては、ないものと考えていると。これは間違いないですね。もう一回確認しておきますから。間違いないですね。うそ言ったら大変ですからね。それを確認しておきたいと思います。

次の公民館の問題ですね、来年は何かあったりしてね、日本は。オリンピックありますよね。こういう時代に、宮代町の体育祭が減少しているというのは悲しいですよね。熊谷市みたく、ああいう有名なスポーツをやるとかそういうことじゃなくて、宮代町もアーチェリー大会まで国体でやっていますよね。力を入れてやっていましたよね、いろいろ。オリンピックも何か、聖火が走るんでしょう。宮代の端のほうだとは思いますけれども。

そういう時代に宮代町の体育祭は何だいと。何か悲しく思わないですか。

確かに商品、私は先ほどきついこと言いましたよ、ごみ袋大会だなんて。そりゃ言っている人１部だったけれども。それは確かに、景品のいいのつければいいというものじゃないけれども、ほとんどもらってくるのがごみ袋ですから、そこら辺少し、もうちょっとうまく、何か考えるとは言っていますけれども、安価の問題だって、金の問題らしいけれども、ひとつ、これは商売どころというんじゃないですけれども、100円ショップ、行けばいろんなの売っているようにね、安いのは、いろいろ考えれば、皆さん頭いいんだから、教育委員会で常時考えているんでしょうから、座って。考えたほうがいいですよね。

来年オリンピックですよ。それを頭離れないで、離れないようにして。何だよ、宮代町はオリンピックの前の年とオリンピックの年は、あれは何なんだよと言われますよ。本当にそこら辺考えて、もう一回聞かせてもらいたいと思います。

もう一つは、公民館の問題。

財政状況というのはわかりますよ。前段者も大分、バリアフリー化の問題だとか、今まで、今日じゃなく一般質問も何回か、何人かの方もやっていましたよね。私もやった記憶があるんですよ。私は最近では、月曜日の使用者が困っているというのがありますから、月曜日も幅広くしたらということでやりましたけれども。

ここまで来たら、もう公民館の時代ですよ。宮代町の公共施設は２階までしかないんですね。しかし、土地が狭くても３階をつくれば、４階までというと大変だから、３階をつくれば、結構大きな公民館できると思いますよ。あそこの例えば百間公民館の下の土地をお金にかえるとかということもできますよね。財政が厳しいというけれども。幾らで売れるか、それは私はわかりませんけれども、そういういろんなやり方あると思いますよね。そこら辺もう本当にそういう時代だと思いますよ。もう一回、そこら辺をどう考えているのか。

最後は、学校の監視カメラの問題。

学校にあるというのはわかりましたよね。だけれども、私が言いたいのは、通学路。わかりますか、通学路。問題はそこなんですよね。確かに学校内にあるのも必要かもしれないけれども、私は通学路をどうするんだというんですよ。

確かに、見守り隊だとか、あとは交通指導員だとか、交通指導員は道路の危険から、車との危険箇所だよね。あと、ＰＴＡの方も立っているけれども、学校行くまでの中間に何かあったら困るなというのもあると思いますよね。それを言っているんですよ。通学路。教育長は通学路ってわかりますよね、すごい人なんだから。どう考えるか。我々から言われる前に設置したほうがいいというのは、そこを言っているんですよ。それをもう一回答えてもらいたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

私のほうからは、学校の荒れということについて答弁させていただきます。

１つは、平成31年度の全国学力調査の質問調査の中で、「学校の決まりを守っていますか」という質問がございます。こちらは、小学校のほうが97.1％、そして、中学校のほうが98.3％ということで、いずれも国や県の数値を２ポイントから３ポイント程度上回っております。あくまでこれは自己評価ではありますけれども、子供たち自身が学校の決まりを守っているということで自覚をして生活をしているといったことがうかがえます。

また、県の学力調査におきましても、例えば「登校時間を守る」ですとか「授業の開始時間を守る」、こういった項目において、例えば登校時間につきましては、全ての学年で県の平均を上回っているという状況で、授業の開始時間につきましても、学年によって若干県を下回っているものがありますが、４つの学年で県を上回っております。

また、挨拶や返事ですね、こういったところにつきましても、それぞれ県の数値を３ポイントから４ポイント程度上回っているという状況で、こうした生活状況を県の調査からも、非常に宮代町としては落ち着いた、学校の決まりを守って生活をするといった状況が見てとれるのではないかというふうに教育委員会としても判断をしております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課長。

**○教育推進課長（渋谷龍弘君）**　教育推進課長の渋谷でございます。

まず、体育祭の関係でございますけれども、委

員のご指摘のとおりでございまして、年々参加地区も減っていますし、参加人数も減少傾向にございます。要因につきましては、近年の少子高齢化を初めといたしまして、やはりその自治会の加入者の減少ですとか、あるいは地域コミュニティの希薄化、そういったものが減少化というふうに分析はしております。

そこで、繰り返しにはなりますけれども、平成28年度に町民体育祭の活性化の検討会を設置いたしまして、活性化に向けた提案をいただいております。そういった提案を尊重しながら、いろんな形で創意工夫を凝らしながら、競技種目の変更ですとか地区対抗種目等のルールの変更ですとか、あるいは宮代高校の方々に協力をしていただきながら、アナウンスですね、見直しですとか、そういった活性化策に取り組んではきてはいるんですが、やはりなかなか参加人数の減少傾向がとまらないというふうな状況でございます。

したがいまして、これは粘り強くいろんな創意工夫を凝らして、活性化に向けて引き続き取り組んできたと思っておりますし、ご指摘のあった参加賞につきましても見直し等図っていきながら、少しでも多くの方に参加していただけるような、また、オリンピックの年ということも意識しながら、引き続き活性化策に取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

それと、中央公民館の関係でございますけれども、３館ございますけれども、全て老朽化していまして、百間公民館につきましても昭和44年、川端公民館につきましても昭和46年に建てられておりますし、和戸公民館は昭和50年代でございますけれども。いずれにいたしましても、この３館が大分老朽化が進んでおりまして、耐震補強等も行っていたり、あるいはエアコンの改修ですとか外壁の改修なんかを繰り返しながら、この３館ですっと運用してきております。

当然、今後いろんな形で町民の皆様の生活スタイルも変わっていきますし、公民館に対するニーズですとか求められてくるもの、そういったものも今後変わってくると思われます。

したがいまして、現在、令和３年度からの第５次の総合計画ですね、策定しておりますけれども、今後のそういった宮代町の未来、将来を描いていく過程におきまして、引き続き町民の皆様とともに公民館のあり方を含めた公共施設の今後の形を引き続き検討していきたい、考えていきたいというふうに思っております。

それと、通学路の関係でございますけれども、現在、ご提案があったその防犯カメラでございますが、私どもが把握しておりますのは、町内に51台ございまして、庁舎ですとか小・中学校ですとか保育園あるいは郷土資料館、六花、はらっパーク、そして、新しい村、あと、ご指摘のあった地下道ということで、51台設置してございます。

そのご質問にございました通学路についても、確かに必要性も十分認識しておりますので、今後、防犯担当でございます町民生活課と協議あるいは意見交換をしながら、どういった形で子供たち、児童・生徒を守っていくかというふうなことにつきまして、防犯カメラの設置も含めまして考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　どうもありがとうございました。

公民館の問題は、３館耐震工事は終わっていると、それは前々からわかっております。

それでいながら、バリアフリー化をどうするんだとか駐車場が狭いんじゃないかという話がどんどん出ているわけですよね。私も利用日を増やし

てくださいって話ししたことありますよね。そういう意見がいろいろ出ているんですから、もう全館を、中央公民館をつくったから全館をどうのこうのするんじゃなくて。

特に百間公民館については駐車場がない。私も年に一、二回あそこを利用することありますけれども。だから、自転車で行きます、あそこだけは。または、電車乗って行きます。そういう場所、余りこれだけの町で、３万2,000人もいる町でそういう公民館、特にあそこが一番初めにつくった公民館でしょう。もうそろそろ考えるべきだということなんですよ。申し上げて、これは終わりますけれども。

何しろ西原公民館は潰しちゃうしさ、潰れていないんだよね。あれは危ないからって、ちっとも危なくない。あれだけの地震があったって何にもびくともしない。どういう理由であれなくしたか、私、今になっても不思議でしようがない。頭いいなと思って、宮代町は。使わなくするの、利用しないようにするのは本当に頭いい。あそこ、びくともしないし、ヒビも割れていないでしょう、周りの壁見て歩いて。

そういう、ああいうところを廃止するからどんどん違うところの公民館を利用しようと思って競争になるわけですよね。そういうことも頭に入れながらも、中央公民館の時代で考えてやったほうがいいと思いますよ。じゃないと、宮代町の教育委員会が笑われますよ。宮代町の公民館活動は、社会活動はどうなっているんだといったら、これ実は駐車場もほとんど、特に真ん中にあるもともとの、私たちが言う真ん中の公民館は駐車場もないんですよと。階段で年寄りはやっと上がっていくような公民館ですと。こんなことで自慢できないですよ。公民館活動というのは大事なことですからね。今から考えてやったほうがいいと思いますよ。これもひとつ、そういうことで申し入れといて、やめたいと思います。

２つ目が終わって、荒れの問題は何か話、質問した内容から、答弁が外れた答弁しているんですよね。国や県のアンケートだか何か知らんけれども、それの説明をして終わらせている。私は宮代町、あるのかないかだよ。それだけ簡単に聞いているんですよ。なけりゃないでいいです。若干あるんならあるんだと。あると言えば、どういうのがあるんだというのは聞きたくはなるけれども。県のポイントが上回っています、ほかの市町村より。そういうこと聞いているんじゃないんですよ。１人でも２人でもいれば荒れになる場合があるんですよね。そういうこと、大事なこと聞いているのを、国とか県のポイントは上回っています、そうやって答弁をはぐらかすというんですね。そんな教育委員会でいいんですか、何かあったとき、また、国や県の指導のもと、随時やっておかげだけれどもだめでしたなんて逃げるという腹がわかるじゃないですか。そんな教育委員会じゃ、教育任せられないですよ。もう一回答えてくださいよ。

監視カメラについては何か、51台設置されていると。もうちょっと具体的に、通学路はどことどこに、どこの学校には何台、どこの学校には何台と、ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課副課長。

**○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）**

学校教育担当、小山でございます。

すみません。学校の荒れについてでございますけれども、学校が正常な教育活動を行うということに対して支障があるような荒れといったことについては、ないというふうに認識をしております。失礼いたしました。

学力向上はもちろんですけれども、豊かな心の

育成というところで、道徳教育を初め、教育委員会としましても心の教育に関しては力を入れておりますし、今後も大切にしていきたいというふうに考えております。

失礼いたしました。

**○委員長（九山妙子君）**　教育推進課長。

**○教育推進課長（渋谷龍弘君）**　教育推進課長の渋谷でございます。

防犯カメラの台数でございますけれども、私どもが把握しておりますのが、全部で51台でございまして、具体的には、公共施設でございますけれども、庁舎に４台、小・中学校７校で合計27台、保育園に４台、郷土資料館に１台、六花に３台、はらっパークに１台、新しい村に３台、そして、須賀地区と百間地区の地下道等に８台ということで、合計51台でございます。

委員ご指摘の通学路につきましては、まだ設置がされておりませんので、先ほども申し上げたとおり、防犯担当の町民生活課のほうと協議をさせていただいて、本当に必要な箇所につきましては、その必要性について検討させていただければと思っております。

51台の内訳はそういった形でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　わかりました。

防犯カメラについて１つ、私、聞いているのは、通学路。校内とか公益事業やっている場所の設置は当然だと思っていますので。私が心配しているのは、通学路で何かあった場合の防止として申し上げておりますので、早急に通学路にも設置してもらいたいということを強くお願いしたいと思います。

あと、荒れはないと自信を持って言ったようですから、それを信じていきたいと思っております。

以上、そんなところで、長い質問になってしまいましたけれども、終わりたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　ないようですので、以上で教育委員会の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第50号　平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について、本件に対する質疑は全て終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時３９分

再開　午後　５時４２分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

議案第50号　平成30年度一般会計決算の認定については、改めて今日、まちづくり建設課、それから教育推進課の所管のところが終わったばかりですので、それらを合わせまして本会議の中で討論をしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号　平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立多数であります。

よって、議案第50号　平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

本日はこの程度にとどめ、次回は９月19日木曜日午前10時から委員会を開き、引き続き住民課の国民健康保険特別会計の審査から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時４４分

# 決　算　特　別　委　員　会

## 第　５　日

出席委員（１２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 唐沢捷一君 | | 丸・山妙子君 | |
| 野原洋子君 | | 丸藤栄一君 | |
| 山下秋夫君 | | 関弘秀君 | |
| 角野由紀子君 | | 田島正徳君 | |
| 伊草弘之君 | | 合川泰治君 | |
| 金子正志君 | | 小河原正君 | |
| （議長 中野松夫君） | | | |

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 新井康之君 | 会計管理者 | 瀧口郁生君 |
| 住民課長 | 高橋暁尋君 | 住民課副課長 | 草野公浩君 |
| 国保・後期担当主査 | 村山善博君 | 国保・後期担当主査 | 岡安英之君 |
| 健康介護課長 | 小島修君 | 健康介護課副課長 | 岡村行雄君 |
| 健康介護課主幹 | 齋藤俊美君 | 高齢者支援担当主査 | 齋藤千洋君 |
| 介護保険担当主査 | 小林和政君 | まちづくり建設課長 | 石塚孝信君 |
| 上下水道室長 | 成田雅彦君 | 上下水道室主幹 | 忽滑谷和君 |
| 下水道担当主査 | 高澤学君 | 上水道担当主査 | 宮下義樹君 |

本委員会に出席した事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 佐藤賢治 | 主任 | 岡村恵美子 |

開会　午前１０時００分

**◎開会の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会します。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎議案第５１号の審査（住民課）**

**○委員長（九山妙子君）**　これより本委員会に付託されました議案第51号　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○住民課長（高橋暁尋君）**　おはようございます。

それでは、本日出席の住民課説明員のほうを自己紹介させていただきたいと思います。

私、住民課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　おはようございます。

同じく住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○国保・後期担当主査（村山善博君）**　おはようございます。

同じく住民課主査の村山と申します。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　おはようございます。山下秋夫です。

それでは、質問をさせていただきます。

合わせて６問ほど質問させていただきます。

１つ目については、確認なんですけれども、203ページです。説明では、一般会計から繰入額が１億5,000万円、これは予算のときの繰入額だと思います。そして、決算では一般会計へ9,916万5,300円を返還したということになっています。繰入額は実際には8,777万152円でよろしいのかどうか、お願いします。

それと、２つ目です。これも確認なんですけれども、説明書197、198、国民健康保険加入者は宮代町人口の24.4％の人が加入をしています、健康保険です。医療保険の中で国民健康保険が一番高いと言われています。この辺のところは間違いないのかどうか、お答えください。

３つ目です。国民健康保険の収入でございます、保険者の収入でございます。今年の３月議会で資料によると、宮代町での国民健康保険加入者の30年度所得で115万5,000円以下が全体の51.77％になっていますが、これは間違いないでしょうか。確認の上でもう一度お聞きします。

４問目として、説明書198ページになります。不納欠損額です。昨年と比べ324万6,625円多くなって、1,560万6,216円となっていますが、あと、軽減世帯数も加入世帯の51.06％、2,706世帯となっています。この軽減世帯数51％になったというのは、この近年では初めてです。町はこれらの事実を見て、国民健康保険税を払いたくても払えない現状があるのではないか。町の見解をひとつお聞かせください。

５つ目として、今年の３月議会説明では、所得300万円で４人家族の場合、保険税は46万9,200円になると説明をされました。所得ですから、これから健康保険税を初め数々の税金や、ものが引かれていきます。手取りとしてどのくらいとなるのでしょうか。町はこの現状をどのように見ているのか、お答えください。

最後になります。６つ目として、説明書204ページになります。国民健康保険賦課徴収事業でございます。主な実施内容として、資格管理の徹底や未申告者の申告解消等の、また適正かつ公平な賦課徴収に努めたと言われております。その結果、説明書198ページです、29年度決算と比べ、２割、５割世帯数が減り、収入未済額が2,432万9,320円も減ってきたと思います。

職員も住民との軋轢の中で徴収したよとなります。大変な仕事と私は思いますが、保険税徴収作業の中で、保険税を払えない人に対する健康保険の取り扱いはどうなっているのか。資格証明書の発行や短期保険証の発行などありますが、町はどのような規定と取り扱いをしているのでしょうか。

また、徴収でございます。まさか昔の住宅ローンの取り立てのようなまねごとはしないとは思いますが、具体的に徴収をどのようにしているのかお答えください。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野と申します。

順次お答え申し上げます。

まず、１問目の203ページの繰入金の額でございますが、8,777万152円でございます。

続きまして、197、198ページの国民健康保険はほかの健康保険と比べて高いのかということでございますが、ほかの保険といいましても、数多くありますので、それを全て比べたわけではございませんけれども、よく出てきます協会けんぽとか組合健保、それから健康保険組合と比べますと、１人当たりの保険料は高くなっているというふうに認識をしております。

それから、３問目の198ページ、不納欠損額と、あと軽減世帯の状況を踏まえて、町はこういった状況をどう捉えているのかということでございますが、確かに被保険者の方の所得が少しずつ減少しておりまして、大変厳しい状況にあるというふうに考えております。

町といたしましては、そういった方に適正な滞納対策を行いまして、担税能力のない世帯の方にはいろんな財産調査とかを適正に行いまして、払う見込みのないようなものは時効という形で不納欠損していくというふうに取り扱っているところでございますので、極力不納欠損等、適正に取り扱っていきたいというふうに認識をしているところでございます。

それから、続きまして、４問目の所得が400万の場合の手取りが……

〔「300万」と言う人あり〕

**○住民課副課長（草野公浩君）**　所得300万。これにつきまして、ちょっとこの場ですぐ出ませんので、改めてお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、賦課徴収事業の保険税が払えない人の取り扱いの関係でございますけれども、委員さんからもお話がありました、１つは短期証の発行を行っておりまして、短期証の発行は、滞納額が30万円以上あって、６カ月以上何も相談がない場合に、いきなり短期証を出すということではなくて、予告を一度させていただいて、それでも何の返答もない方に短期証を出させていただいて、あくまでも納税相談をぜひ行っていただきたいとい

う趣旨で行っていますので、ぜひ納税相談につなげるようにアプローチをさせていただいているところでございます。

もう一つは、資格証明書の発行というのがございまして、この方は、短期証を出したにもかかわらず、何のアプローチもなく、さらに１年間相談がなく、また、それでも医療にかかっている場合の方を短期証ということで、一度、医療機関の窓口で10割負担していただいて、かかった分を後で役場のほうで精算していただくというようなやり方をしております。

そのほか、短期証と資格者証を行っておりますけれども、そのほかにチラシとかを定期的に配布させていただいて、ぜひ納税してくださいというような促しをしているようなところでございます。

３点目の関係で、所得が適正なのかというようなご質問でございますが、ちなみに国保の被保険者だけの１世帯当たりの平均所得でございますが、30年度が１世帯当たりの所得が120万1,980円ということでございまして、年々所得が減っているというのが現状でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　１つ目の質問です。繰入額8,777万152円ということでやったんですけれども、これは、すると、これが約半分ですよね、最初の予算のときの。なぜこれ半分なのか。

それと、加入者１人当たりいったい幾らぐらいになるのか、その辺のところの説明を、なぜ半分ぐらいになってしまうのか。

もともと予算１億5,000万円つけておいて、毎年これ不思議でしようがないんですけれども、半分近く残ってしまうんですよね。どうしてこういうことが起きるのか。ほかの予算だと半分しか使わないのに何でということになってしまうと思うんですよね。ちょっとその辺のところの理由をおっしゃってください。

それから、国民健康保険が一番高い、これは町のほうでも認めている。全国の市町村や県知事会でも、国に対して安くしろということで言われていると思うんですけれども、公費を投入しろということで言っていると思うんですけれども、その辺のところも町としての考えというんですか、町としても積極的にその公費投入に対して、国に対して求めているのかどうか。

ただ、高い、だから、町民に保険税としてそれを転嫁していくというんじゃなくて、やはりもとを正していかなければ、これはいつになってもイタチごっこになってしまうんじゃないかなと私は思っているんですよ。その辺のところ、町としてはどういうふうに考えているのか、お願いします。

それから、国民保険者の収入でございます。そういう中で一番高い中で所得がどんどん減ってきている。115万5,000円以下が全体の51.7％、平均では120万と言っていますけれども、115万5,000円以下の人が全体の51％いる。私はこの辺のところが、収入が落ちているということは現状があるわけなんですよ。ですから、払いたくても払えない、国民健康保険税を。

やはりこういうことをきちんと把握してやってほしいなという感じが、その結果、いろいろと言われています。町としても大変な時代、国民健康保険税が入らないんだから、徴収のほうを厳しくしているというわけじゃないですけれども、昨年より2,432万円、収入未済額を減らした。はっきり言えば、強めたということですよね、納税を。

やっている人も大変です、これは。職員の方も。本当は徴収の係へ入りたくないというのが本音だと思います、やっている人も。やはり、そういう徴収作業をやっているということに対して、町民

はもっと大変だと思います。払いたくても払えない現状があるんだということで。

やはりこれを国に対して、先ほど言いました、強く求めていかなくてはいけないんじゃないかなという感じはします、町としても。本当は町の議会としても、町としても議決を上げて、本当はもう少し何とかしろということで、言うべきじゃないかなという感じはするんです。その辺のところはどういうふうに考えているのか、全体としてお願いしたいと思います。

４番目の説明は不納欠損額の議決の件は、その言う中での不納欠損額がこれだけ多くなったということで了解をいたしました。

５番目の、それと300万円で４人家族の場合は保険税は幾らになるのかということで、私は春に３月議会で聞いたのが46万9,200円になるということで聞いたんですよ。300万円で46万9,200円、保険税だけですよ、健康保険税だけ。４人家族ですから、夫婦と子供２人ですよね。やはりその辺のところの仕組みというんですか、一律に取るところがありますよね、子供、家族が多ければ多いほど取られると。そういう仕組みをやっぱりなくす必要があるんじゃないかなという感じがします。

その辺のところも町としてはどういうふうに考えているのか、このまま、ずっとそのまま所得の低い人までこれだけの高い保険税、１割以上ですよね、46万円といったらね。300万で46万といったら。相当の金額だなと思います。４人もいて。子供を産めない理由にもなりますよね。

この辺のところ、町でもこのまま続けていくのかどうか、このままだったら本当に中堅の方から取らないと、取りようがなくなってしまう、保険税を。町が全額、県のほうに払えと言ったらね。今後、500万、600万の人から今度は余計に取らなくちゃいけない、そうなってきます、将来的には。このままにしていくのかどうか。

それと、徴収世帯数、２割、５割世帯数は減ってきたという理由はどういうことなのか。もう一度この辺のところを、その辺の条件というのが厳しくなってきたのか、２割、５割やる制度に対して。減税する制度に対して。これ結果、説明書で書いてあるんですけれども、２割、５割が昨年度よりか減っている。２割、５割軽減の人が減ってきている。その辺のところがどういうふうになっているのかちょっと、もう一度おっしゃってください。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

まず、１問目の法定外繰り入れが精算でなぜ半分になってしまうかという理由でございますが、当初予算を組むときは、単純にその不足額を出していますので、前年度決算で繰越分とか見ていませんので、当初予算のときには全額不足額を見ております。それで、決算を精算した結果、前年度の繰越金とかが発生しますので、そういったものが発生する関係上、たまに半分になったり３分の１になったりすることはございますので、その辺のところで差が生じているものでございます。

これを１人当たりの法定外の繰り入れの額にいたしますと、30年度ですと１万7,953円となります。

続きまして、２問目の国に対して町として求めているのかということでございますが、町としても、やはり国の財政負担をもう少し増やしていただきたいという要望がございまして、町村会、もしくは埼玉県国保協議会の要望等を通しまして、国の財政負担を増やすように現在要望しているところでございます。

次に、均等割をこのまま続けていくというのかというようなご質問かと思いますけれども、今、町では所得割と均等割による２方式で負担をしていただいているところでございますが、29年度の税率改正のときに改正をしたものでございます。

均等割につきましては、被保険者全体の方に一定の金額を任せるというような仕組みになってございまして、この均等割の考え方ですけれども、確かにおっしゃるように、中には高齢者の方とか子供の方とか、納税できない方も実際にはいらっしゃるわけですが、そうはいっても、高齢者であっても、子供の方であっても、医療サービスは平等に受けるわけでございまして、それを世帯主の方が、そういった方も含めて負担をしていくというような考え方で均等割というのは成り立ってございますので、そういった高齢者の方等もいますけれども、ぜひ町としては、均等割として世帯の方にそういった方の分も含めてご負担いただきたいというような趣旨で制度運営はしております。

埼玉県の運営方針でも、所得割と均等割の２方式が標準になっていますので、町としては運営方針にのっとって当面は２方式で運営していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課担当主査。

**○国保・後期担当主査（村山善博君）**　住民課、村山でございます。

一番最後のご質問の成果書198ページ、軽減世帯数の７割、５割、２割軽減の５割、２割世帯が減った理由というようなところでございますけれども、軽減世帯のこの５割、２割につきましては、近年、国の政令のほうで拡充が進んでおりますので、制度上は幅が広がっているというのが実情でございます。ただ、そこに該当する町の被保険者の方が減っているというのが実情かなと思ってございまして、一番大きいのは、やっぱり被保険者数の減が全体数のパイが減っているというところで、減になっているのかなというところでは考えてございます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　じゃ、最後のことから聞いていきます。

被保険者、制度上にということで、２割、５割が減っているんじゃないかということなんですけれども、しかし、減っていたのにかかわらず、2,432万9,320円も、これが昨年度よりか減ることになるんでしょうかね。その辺のところがちょっとわからないんですけれども。

それと、最初に言いました、国民健康保険の収入が減ってきて、町としても利用サービスを、町も国に対して財政負担を少なくするよう要望をしている、市町村会を通じて要望しているということで、ぜひこれはただ言っただけじゃなくて、強く言ってほしいんですよね。そうしないと、わからないんじゃないかなと思うんです、現状は。

国のほうでも矛盾を感じているということでは、今回の答弁の中で言ったみたいですけれども。やはり言っただけじゃなくて実行に移さなければ、これはいつまでたっても国民に負担がかかってくる。もう払えませんよ、本当に。これ以上上げても何にしても。

これから消費税も上がります。ますます払えなくなりますよ、これ。そうすると、払えるところから取るということになりますよね、このままいったら。そうしたら国民全体、健康保険に入っている加入者全体が苦しくなっていく。しかし、さっきも収入が減っている、年々減っているんですよ、収入が。もう半分以下になったんじゃないか、ピークのときの。

先ほど見ました、町の平均では120万、115万以下が全体の51%いる中で、それで子供がいる、家族がいると30万だ、40万だと。先ほども言いました、２割、５割制限がなくなると少なくなっていく、制度上の問題だと言われも。これじゃ払いたくても払えない。これは現状があるんじゃないか、町はその辺のところをもう少ししっかりと現状を把握して、国に対して物事をはっきりと言わないといけないんじゃないかなと私は感じております。

ぜひその辺のところを言いまして、私はこの質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

成果書の198ページの国民健康保険税の収入未済額の30年度と29年度の増減額が前年度より2,432万9,320円減っていると。それがその２つ下の表のほうの軽減世帯数の減少とどう関係をしているのかということで、これが原因ではないのかというご質問かと思いますけれども、直接は、軽減世帯が減ったからといって、収入未済額もそれに比例して減るということではございませんので、その辺ちょっとご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　改めて、おはようございます。丸藤でございます。

それでは、何点かご質問します。

今、前段の山下委員からある程度質問が出ましたので、私はちょっと確認の意味でお尋ねしたいと思います。

国民健康保険、病気やけがをしたときに医療機関で３割負担で治療を受けられる、町民の命と健康を守る国民健康保険です。全世帯で35.5%、5,229世帯、それから8,305人、これが24.4%です、が加入しております。４月から埼玉県内、昨年ですよね、４月から埼玉県内63市町村を一つにした国保の広域化に制度が変わっています。

その目的は、国保税を軽減している一般会計の繰り入れを廃止し、国保加入者の国保税を大幅に引き上げる、そういう方向に動いていると思うんですね。軽くなるんであればいいんですけれども、だんだんと負担が重くなっている、それが実態ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。昨年度の１人当たりの医療費は幾らだったか。それで、これは県内でどれぐらいの位置になっているのか。それから、１人当たりの保険税ですね、これは宮代町、どのようになっているのか、念のために。それで、県内の宮代町の位置ですね、それもお願いしたいと。

それから、１世帯当たりの保険税、これが今も言われましたが、どのようになっているのか、また県内での位置、それから全体の収納率ですよね。これについても報告がありますけれども、一応念のために収納率、どのぐらいになっているのか。また、県内での位置ですよね、どのようになっているのか。

それから、１人当たりの法定外繰入額。これは今１万7,953円ということです。これは県内でどれぐらいの位置になっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、国保の加入者なんですけれども、構造的な問題があると言われておりますけれども、まず高齢者、あるいは低所得者が多いということなんですけれども、これについてどのような比率になっているのか、その点についてもお尋ねした

いと思います。

それから、加入者１世帯当たりの平均所得ですね、これについてもお尋ねしたいと思います。

それで、滞納もあるわけなんですけれども、滞納世帯はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、国保の広域化によって宮代町の保険税も上がってきました。先ほど言ったように、県のほうでは６年間で国保の赤字を解消していく、そういうことでございます。現状では、来年も引き上げられました。これは、あと解消までどれぐらいを見込んでいるんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

まず、30年度の１人当たりの医療費でございますが、宮代町は１人当たり36万874円でございまして、これは県内で21位でございます。

それから、税金の収納率でございますけれども、現年と滞納分合わせての全体の収納率ですけれども、宮代町は85.2％ということで、県内12位でございます。

それから、１人当たりの法定外繰り入れの額ですが、宮代町は、先ほど額については申し上げましたけれども、県内で７位となっているところでございます。

それから、２問目の高齢者の比率でございますけれども、30年度につきましては、65歳以上の方が50％となっております。それから、加入者の平均所得でございますが、30年度が１世帯当たり……、今、世帯当たりの所得しか手元にございませんので、１世帯当たりの所得が120万1,980円となっているところでございます。

それから、滞納世帯でございますが、30年度につきましては、今年の３月31日末時点で626世帯となってございます。

それから、すみません、同じく解消までどれぐらいの見込みでいるのかということでございますが、昨年度、議員の皆様にもご説明しましたとおり、31年度改正を行いまして、あと、33年度、それから35年度を今予定しておるところでございますけれども、町といたしましては、国が考えている６年間で全て解消しようというのはちょっと難しいというふうに判断をしておりまして、その後、35年度以降にそのときの赤字額を見ながら、どこまでかかるのかというのは、改めて試算をしていきたいなというふうに思っておりまして、35年度までに全て解消するという考えはないということはぜひご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

１人当たりの保険税の調定額でございますが、こちら現年分でございますけれども、宮代町は県内で45位となっております。

それから、１世帯当たりの保険税の調定額、こちらも現年分ですけれども、宮代町は県内で49位となっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

それから、先ほどもう一度ね、確認したかったんですけれども、質問漏れなんですけれども、不納欠損なんですけれども、保険税の関係で、不納欠損処分件数が146件あったということで、これの内訳、もう一度お願いしたいと思います。

それから、今１人当たりの医療費ということで、これは宮代町36万874円ということで、県内21位ということなんですけれども、これはなぜこういうふうになっているのか。

これまでも医療費がかさむというのは、よく健康診査を受けて、やはり病気が重くならないうちに済んでしまうということで、健康診査を受けるように、これも医療費を下げるための重要な政策だと思うんですけれども。一方、やはり受けない方、重症化で病気がかさんで、医療費もかさむというようなことも言われておりますけれども、宮代の場合は、その辺、難しいとは思うんですけれども、どのように評価されているんでしょうか、まず１点伺いたいと思います。

それから、先ほど国保の広域化によって国保の赤字は今後どれぐらいになっているのかということで、先ほど６年間で解消は難しいということから、その時々の状況によってということなんですけれども、やはり、これ赤字解消、じゃ６年間でなくても７年、例えば８年、もう数年過ぎておりますけれども、これで赤字解消というのは確実に保険税にかかってくるわけですよね。これは、ですから、つまり保険税が上がっていくと。少なくても今後33年、35年、２回上げると。それで最終的にはどうなるかまだわからないと。そうなると、やはり間違いなく言えるのは、国保税の引き上げですよ。

ですから、今でも大変なのに、今後さらに引き上げる。かといってね、それについて引き上げないようにしたいと言ったものの、先ほどから県の運営方針にのっとってということですから、それはあり得ないわけで。その辺については、これ本当は首長に聞かなくちゃいけないんですけれども、担当としてはどのように感じているのか、一つお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つ、それを聞くんですけれども、国民健康保険に加入している人に、均等割なんですけれども、やはり先ほどから高齢者や赤ちゃん、子供がいる、増えた場合とかということで、均等割ですから、かかってくるわけで、国保税を課税するという、特に赤ちゃんが生まれると、国保税を課税する。現在３万2,800円ですか、現状ね。それが１人増えるごとに課税されるわけなんですけれども、これは今の少子高齢化の波からいっても、逆光ですよね。むしろ赤ちゃんの誕生を祝福するべきだと私は思うんですけれども。

ほかの全国的な自治体でも、杉戸町でもそうですけれども、こういった県への広域化によって、国保税が引き上げられて、そのかわりに均等割を軽減する、そういった自治体では増えているんですけれども、そういった考えはないのか、あるのか。もう一点、その点伺いたいと思います。

滞納世帯の答弁をいただきました、626、これを割ればいいんですけれども、これは率でいうと何％ですか。それから、確認の上で、金額もお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

１問目の不納欠損の内訳でございますが、まず倒産が140件、それから生活困窮が３件、所在不明が２件、死亡が１件で合計146件となってございます。

それから、医療費が高い理由でございますが、もちろん宮代町は高齢化率が高いということで、被保険者の方が高齢化というのが一つ理由はございますけれども、病気の状況で見ますと、30年度、一番多かったのが慢性腎不全、それから糖尿病、高血圧、関節疾患、いわゆる生活習慣病と言われ

る病気が大半を占めておりまして、やはり生活習慣病の改善をしないと、宮代町の場合は特に医療費が削減されないというふうに分析をしているところでございます。

これについても、慢性腎不全につきましては、生活習慣病の重症化予防対策事業を今行っておりまして、徐々に透析の方を今減らそうということで努力をさせていただいております。

糖尿病、高血圧につきましても、特定健診を受けて、積極的に受けていただいて、早期発見、早期治療に努めていただくようにお願いをしているところでございます。

それから、続きまして、国保税を今後上げることについてのお考えということでございますが、現状、県の標準保険税率と町の今の税率を見ますと、やはりまだ開きがあるところでございまして、少しずつ上げていかなければいけないのは認識をしております。

ただ、先ほどからありますように、被保険者の方の所得の状況とか、町の高齢化の状況等を踏まえて、なるべく少ない税率でいきたいと。それには県にも財政負担を要望したりとか、町として医療費の削減に積極的に取り組ませていただいて、なるべく上げる率を低くしていきたいというのが今の考えでございます。

それから、子供の均等割の関係でございますが、今、全国で25市町村が均等割をされているというようなことでございますけれども、以前から、町といたしましては、やはり子供のことですから、全国的な問題というふうに捉えておりまして、できれば国のほうで一つの制度としてつくり上げていただければというふうに考えておりますので、引き続き国のほうに制度の構築の要望をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

それから、滞納世帯の割合でございますけれども、全体の11.8％でございます。滞納額ですが、滞納額につきましては、後ほど資料としてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　答弁、ありがとうございます。

それでは、ご質問させていただきます。

まず、１人当たりの医療費、これは私が聞いている中では、県の平均が33万7,864円ということで、宮代はそういった意味では県平均よりも高いと、県内21位ということですので。特に生活習慣病を下げなければ、やはり医療費は下がらないと、そういう認識ですので。

私も国保ですからね、どうしても忙しいので早目に受けられない。でも、いつも六花さんで受けていますので。でも、すごく最近、よくね、わかりやすいように、受けるように郵送で来るんですけれども、そういった意味では、そういう努力もあって、少しずつではあるけれども、増えているところは評価したいと思うんですけれども、引き続き人間ドックも含めてぜひ頑張っていただきたいと。やはり医療費を下げないと、保険税にもどうしても反映しますので、そこはお願いしたいと。

もう一方なんですけれども、先ほどから国保税広域化になっても、冒頭、私が言ったようにどんどん引き上げられるということなんですけれども、先ほどから聞いているように、国保の加入者は65歳以上、つまり高齢者が50％、半数もいるわけで

すよね。それで、低所得者も多く加入していますし、賃金が低い非正規労働者が、これも多分３割ぐらいはいるんじゃないかなというふうに思いますが。こうした加入者１世帯当たりの平均所得が120万で、１世帯平均の国保税が12万7,000円ですから、所得の１カ月分が国保税という、こういった過酷な税なんですよ。

それで、滞納世帯は11.8％ということなんですけれども、前段で国保保険証の取り上げだとか、そのあたりはどういうふうになっているんでしたか。すみません、確認したいのと、ですから、国保税はこれ以上引き上げるのは過酷だということで。やはり一般会計からの法定外繰り入れですよね、これをやはりすべきだというふうに思うんです。

現に国や県の方針だからといって、先ほども言っているように、じゃ、国保の赤字を国や県では６年間でやってくれと言っているわけだけれども、町としては６年間では解消できないという。それと同じようにね、やっぱり一般会計からの繰り入れも増やさなくちゃ大変だという、そういうことから、国や県に要請はしていても、やはり態度で示すべきだと思うんですけれども、その辺、なぜできないのかと思うんですけれどもね。

それともう一つは、先ほどから言っているように、子供が増えるたびに国保税も増えていくと。これは国のほうにやっぱり要望していくということなんですけれども、既に引き下げて、引き上げないと、増えてもね、そういう自治体も増えているわけですから、私は、やっぱり少子高齢化、少子化を考える上でも、これをすべきだというふうに思うんですけれども。

これを言うと、必ず全体の子供の政策で、全体から考えるべきだといつも言うんですけれども、それは変わらないのかどうか。これだけ少子高齢化と言われている中でね、私はすべきだというふうに思っているんですけれども、国がやってくれるまで待つのか、自主的にやろうとしないのか。これ担当者に聞いてね、ちょっと酷だと思うんですけれども。町長、どうでしょうか、その点では。

多分ね、答えが同じ答えなんじゃないかなと思うんですけれども、そういった点で、町長にかわってね、こういう点では少しは変わったという、そういう面も見せていただきたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課の草野でございます。

まず１点目の短期証と資格者証の状況でございますが、まず30年10月に発行したものでございますけれども、64件発行してございます。それから、資格者証につきましては、同じく30年10月に２件発行してございます。

それから、２点目の一般会計の繰り入れを増やさないことについてどう考えているのかということでございますが、国保もそうですけれども、町の財政も大変厳しいというふうに認識をしてございますし、また、法定外繰入金というのは、国保以外の保険者の方の税金も投入することになります。

国保制度で医療費の50％は税金で賄うというふうになっておりまして、そこの50％の中で既に国保以外の方は税金を投入しているわけですね。残りの50％を本来であれば国保税で賄っていくというのが制度の趣旨なんですけれども、そこでさらに、国保以外の方の税金の投入をさらにしなければいけないというのは、どうなのかなというふうに思っておりますし、また、一般の国保以外の方からも不公平感を感じているというようなご意見

もいただくところでございますので、やはり将来的には法定外を徐々になくしていくというのが国保運営の安定化につながるのかなというふうに考えております。

それで、広域化で、今後の取り組みになりますけれども、今、埼玉県のほうで税率の均等化を検討しております。要は、埼玉県内であればどこの市町村でも同じ税率を払うというような仕組みを今検討しておりまして、その税率を一本化するに当たって、やはり各市町村の法定外繰り入れをなくしていくのが前提になっておりますので。税率の一本化がいつになるか、まだはっきりはしておりませんけれども、やはり町としても、県の税率の一本化に向けて法定外繰入金を減らしていくことが大事なことかなというふうに考えております。

それから、子供の均等割についてでございますが、国の全体の制度として取り組むことが大事かなと思っておりまして、今、県内の税率の一本化の話をしましたけれども、それをやるに当たって、やはり子供の均等割の取り扱いとかも全ての市町村で同じ制度でやらないと、なかなかこれできないことなんですね。そういったことからも、子供の均等割については、今慎重に推移を見守っているところでございまして、ぜひ県内の税率の一本化がスムーズに進むように、町としては環境を整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　決算ですのでね、特に担当からあれですけれども。またこれについては聞く機会がありますので、ぜひお願いしたいと思います。

答弁、ありがとうございます。

子供の均等割については、今、全国でも始まっていますけれども、そういった中で推移状況を見守るということで、ここではその程度しか答えが出ないでしょうからあれですが、よしとはしませんけれども、ただ、国保税については、やはりほかの方から、税を納めている方との不公平感というふうにおっしゃっていますけれども、国保税が払えるだけの保険税であればいいんですけれども、実態はだんだん政府管とかね、それから協会けんぽだとか、こう分けられて、国保税が一番大変なんですよ。

ですので、宮代の場合は深刻な実態というのはないというふうには聞いているんですけれども、やっぱり全国的にはもう痛ましい、そういったことで、深刻な実態があるわけで。ですから、そうならないようにということで、私どもも声を上げているんですけれども。

ですから、私は、こうしたむしろ国保税が高くなっている不公平感を国のほうでも公費１兆円を投入して、国保税をやはり少なくてもけんぽ並みに引き下げてほしいというふうに言っているわけで、それは何もね、ここだけの話じゃなくて、全国知事会も市長会、町村会もみんなそういうふうに言っているわけですよね、公費投入による引き下げを。ですので、それが一番私もいいことだということで言っているわけでね、ぜひその点、理解していただきたいと。

そのことで、町民はね、何だ国保だけにというふうにはならないと思いますよ、そういう実態を見ればね。ぜひそういった点でお願いしたいと思います。

この公費投入については引き続き、町でも国・県に上げていくと思うんですけれども、その点についても、最後、お願いしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

町といたしましても、財政が大変厳しいと感じておりますので、引き続き国や県に対し、公費の投入を要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

**角**野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　**角**野です。お願いします。

平成30年から県が国保財政の責任主体となって、町は税金を収納することと、あと健康事業にしっかり取り組みなさいという話で、初年度だったと思うんですが、決算の説明の中で202ページの新しく県の支出金というか、普通交付金というのが新設されました。

あと、特別交付金、町の取り組みに対して評価されたということで、ご説明があった中の1,981万円とかと決算の説明の中で言われたんですが、これは、ちょっとそんなふうに私は聞いて、赤い字で書いてあるんですが、それについてちょっと、この辺の保険者努力支援分とかいろいろありますが、これについてちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

それから、218ページの、県は健康寿命を延ばすための事業ということで、保険事業費というところでたくさん入っていますが、健康マイレージについての国保がかけたお金というか、負担金が19節にありますし、それから報償費とかありますが、これ何名というか、一般会計のほうでも聞いたんですが、健康マイレージでクオカード、それがこっちにも入っているかなというふうに思うんです。その辺、人数がわかったら教えていただきたいと思います。

それで、健康マイレージに使うお金というのは、この中のどれなのかをお願いします。

それから、220ページの保健衛生普及費ですかね、かかった医療費について、年６回発送、２万6,182通、あと、ジェネリックに関して554通発送していますという説明がございましたが、年６回送っているというのは、これ県内全部そうなんでしょうか。ちょっとそれお伺いします。

それから、成果書の197ページなんですが、被保険者数の状況というので、29年度から30年度、保険者数が480人減っているんですが、この480人減ったのは、後期高齢者に行った数とのその割合というか、その減った人たちのどっちへ行ったというか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時２４分

**○委員長（九山妙子君）**　じゃ、皆さん、おそろいですので再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

まず１点目の、1,981万8,000円の内容の関係でございますが、成果書の201ページの県の補助金の表の中に、特別交付金（県繰入金２号分）というのがございますが、こちらの30年度と29年度の増減が1,981万8,000円増えたということでございまして、この特別交付金につきましては、都道府県化になる前に、埼玉県の特別調整交付金というのがあったんですけれども、こちらはそれぞれ市町村の医療費の適正化の状況に応じて配分をするというような制度でございまして、それがこの特

別交付金という形で市町村に来ているものでございます。

今回、2,000万ほど増えたわけですけれども、その要因につきましては、評価項目が37項目ございまして、そのうち18項目に今回該当いたしまして、2,000万円増えたということでございます。

特に、特定健診の受診率につきましては、対前年度の伸び率が県内でも大変高くて、30年度については、今現在ですと50％を超えるようになりました。これについて、県のほうから950万円ほど交付金をいただけるということで、今回評価をいただいたところでございます。

それから、２点目のマイレージの関係でございますけれども、決算書の218ページのほうです。

疾病予防事業になりますけれども、この中でマイレージの経費としてかかわっていますのが、７番の賃金の臨時職員賃金でございまして、こちらと、その下の８番の報償費のその他報償費のほうで、クオカードを支出してございます。クオカードにつきましては、国保の被保険者といたしまして396名の方にクオカードを贈呈させていただいております。

それから、その下の11番の需用費の消耗品のところで、マイレージの歩数計をこちらのほうで購入をさせていただいております。

それから、ずっと下のほうに行きまして、19番の負担金補助及び交付金で、県の健康マイレージシステムの負担金ということで41万8,000円を負担しているところでございます。

続きまして、３点目の医療費通知の年６回の関係でございますが、県内の各市町村ばらばらでございまして、比較的年６回やっているところが多いというふうに聞いております。

それから、４点目の国保の被保険者の増減の480の内訳でございますが、この480についての内訳は、ちょっとデータとしてないんですけれども、全体の増加、入りと減で、減少の内訳は出しておりますので、そちらをご参考までに発表させていただきます。

一番多いのが、やはり社会保険への加入、国保をやめて社会保険への加入が51％ございます。続いて、後期高齢者の加入が25％。次に、宮代町外への転出が15％となっておりまして、おおむね480人も、これに比例しているというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございました。

特定健診受診率がもう50％を超えるようになったというので、計画を立て、着実にやってもらいたいなというふうに思います。

それから、健康マイレージのクオカードを396人ということで、皆さん取り組んでくださっているんですが、このクオカードの8,000歩以上とかその内訳、ありますでしょうか。

それから、国保は高齢者と事業者、低所得者ということで、減少の内訳、社会保険へ加入した人が半分くらいいるということで、これは喜ばしいのかなと思うのですが、医療費通知の話なんですが、高齢者が多い中で、この年６回医療費通知を送るという、高齢者はもう持病というか、もうずっとかかりつけ医にかかっているという現状があるかと思うのですが、それを６回も送られるというか、その辺はどうなのかなというふうに思うのですが、その辺の効果というか、あなた、これだけかかっていますよという、それを発送するんだろうと思うんですが、６回送るのがいいのか、４回なのか、３回なのかという、その辺もあるかと思うんですが、その６回送る意味というのをお願いしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　まず、１点目のクオカードの内訳でございますが、今ちょっと手元に国保の参加者の内訳がございませんで、全体のやつはございますので、国保については改めて資料提供させていただきますので、全体のだけ申し上げたいと思います。

まず、8,000歩以上で検診を受診された方が339名おりました。8,000歩以上で検診を受診しなかった方が148名。

5,000歩以上8,000歩未満の検診受診者の方が134名で、5,000歩以上8,000歩未満で検診を受診しなかった方が95名で、全体で716名おりましたので、改めて国保の数字に直したいと思っております。

続きまして、2点目の医療費通知の６回の効果でございますが、被保険者の方からは多過ぎるというようなご意見もありますし、また、まめにいただきたいというような数字もありまして、さまざまなんですけれども、今後、回数についてはちょっと検討を加えまして、被保険者の方、また、運協の皆さんのご意見を伺いながら、ちょっと検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　角野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

町で保健事業に力を入れて、健康寿命を延ばすというところの思いというのが、今年、国保が県が財政の責任主体となって、そして町は保健事業をしっかりとやって健康寿命を延ばしますよという、そういう１年目の効果としては、頑張っているんだろうなというふうなことがわかりましたので、あと、法定外繰り入れが減ったというのも、やはり安定的な財政運営というか、医療費をそんなにかけないで、町だけ単独でやっているというよりも、少しはよくなってきているな、保険税のこともありますが、やはり持続可能な制度をつくっていくというのには必要不可欠なことなので、仕方ないなというふうに思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　反対討論というよりか、今終わったばかりなので、本会議のところで一緒にしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　本件に対する反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決いたします。

議案第51号　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立多数であります。

よって、議案第51号　平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会において原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３４分

再開　午前１１時３７分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎議案第５３号の審査（住民課）**

**○委員長（九山妙子君）**　続きまして、本委員会に付託されました議案第53号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○住民課長（高橋暁尋君）**　それでは、本日出席の住民課説明員につきまして、自己紹介のほうをさせていただきたいと思います。

私、住民課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野と申します。よろしくお願いいたします。

**○国保・後期担当主査（岡安英之君）**　失礼します。

後期高齢担当しております主査の岡安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

最初に歳入、保険税です。

これ最初に導入されたのが、たしか2008年に導入されたわけなんですけれども、今回で、見直しなんかも含めて何回行われたのか、保険税ですね。何回ぐらい保険税が見直しされたのか、そして、どのくらい上がったのか、宮代町の保険税。まず最初にそれをお聞きしたいと思います。

それと、成果書の252ページになります。

保険徴収事業でございます。決算書では276ページとなるのかな。保険税の見直しを令和元年度から行うとしています。現在はどんな見直しが行われるのか、最初にお尋ねします。

それと、２つ目、高額療養費が改正され、引き上げられました。影響を受けた人数と金額はどのくらいになるのか。

それと、３番目としては、低所得者の軽減措置が見直され軽減措置がなくなりました。それの影響額ですね、どのくらいになるのか。

あとは、これは私は毎年言っているんですけれども、後期高齢者、国の制度としてやっているんですけれども、年齢で区切る、これ何か意味があるのかどうか。おかしいなという感じがするんですよ。

80になっても90になってもぴんぴんしている人がいます。前期とか後期、私なんかは前期ということで言われています。後期は、75歳になると後期と年齢で区切る。これちょっとおかしいんじゃないかなと感じます。どこが違うのか。健康でぴんぴんしている人たちがいますよね。自動的に後期に入れてしまう。年齢で区切るというのはおかしいと思います、私は。

今、皆さん長生きしてぴんぴんしている人はい

ますよ、本当に。自信ない人はいるかもしれませんけれども、見直す必要があるんじゃないかなと私は感じでおります。これは国に対して言うべきじゃないかなという感じがしますので、ぜひその辺のところを町としても国のほうに、年齢で区切るというのはおかしいということで。

国際的な比較で、こういう制度を持っている国はあるんですか。ひとつよろしくお願いします。

〔「決算と関係が離れているんじゃないの」と言う人あり〕

**○委員（山下秋夫君）**　決算ですから聞いているんですよ。よろしくお願いします。それだけです。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

まず、後期制度発生以来、何回、保険料率の見直しが行われたかということでございますが、後期制度は２年に１回見直しすることになっておりまして、少なくても５回見直しが行われたところでございます。

保険税率につきましては、当初からどれぐらい上がったかということなんですけれども、上がったときもありますし、下がったときもありますので、単純に、なかなか比較はできないんですが、税率については改めて資料をお持ちしたいと思います。

それから、30年度ですね、どんな見直しが行われたかということなんですけれども、まず、保険料の所得割の関係ですけれども、所得割の軽減措置が、総所得金額が58万円以下の被保険者につきまして、５割軽減が見直しをされました。29年度は２割だったものが、30年度は廃止されたものでございます。

それから、均等割の軽減も行われまして、被用者保険の元被扶養者であった方の保険につきましては、９割軽減措置を例年行っておりましたけれども、こちらが、30年度が５割軽減に変更されております。

それから、あと３点目、高額療養費の見直しによる影響でございますけれども、高額療養費は、毎月毎月同じように受診して、同じ人が受けるというわけではございませんので、仮に30年の７月と改正があった８月が同じ状態で受けたとしての、仮の試算ということでご理解いただきたいと思います。そうしますと、８月に影響があったと思われる方が88件ございまして、金額にしますと50万7,327円の減額となったというふうに考えられます。

それから、次の質問の年齢区分の関係でございますが、後期制度ができた当時、平成20年度に、高齢者世代と現役世代の医療費の負担が不明確だったというような理由から、この負担を明確にしていこうということで、今回このように後期高齢者医療制度というのができたというふうに考えております。

高齢者の方に１割ないしは、所得がある方は３割という方もいらっしゃいますけれども、そういった負担をしていただくことで、制度の安定した運営を図っていくというふうに考えております。

海外につきましては、特に調査はしておりませんので、こういった制度があるのかどうかというのは、ちょっと今わかりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　成果書の252ページ、５回の見直しが行われたということです。

この５回におかれて、今回が30年、31年は、１人当たりはわずか３円引き下げられたんですけれども、その以前はずっと上がっていたんじゃない

かなと思っております。見直しといっても、これは３円ですから、上げなかったというのが本音だと思います。

後期高齢者導入で本当に皆さん、値上げ、値上げが続いて、現在はこの埼玉県では今幾らになるんですか。均等割額が現行４万2,070円から４万1,700円、所得割が8.34％から7.86％引き下げられてということで、７万4,018円、７万4,000円ですよね。

これは健康保険と同じなんですけれども、所得がない人から取っているということなんですよ。国民年金からも取っている、７万円ぐらい。１割ですよね、国民年金の。収入の１カ月分がなくなってしまう。こういうことで、やっぱり後期高齢者をいじめるというのは、ちょっと私には納得できないなという感じがするんです。

これは国のせいですから、町に言っても仕方ないと思っているんです。こうやっていても、やっぱり言わざるを得ないというのが本音です。

その辺のところでは、やっぱり国に対して、この後期高齢者制度そのものを見直せということで言うべきじゃないかなという感じはします、これについては。答えは要りません。どうせ答えは返ってきませんので、これについては。

それと、高額療養費、仮にということで88件見直しのために行われたということなんですけれども、その中で50万何がしの影響が出た。１人約１万です。１万までいかないけれども、約、そのくらいの影響は出るんだということで、これ値上げですよね、早く言えば。

仮にですけれども、なくなるわけですから、引き上げられちゃう、今までは保険で賄えたものが賄えなくなるんですから。

やはり、先ほど言いました、本当に後期高齢者、保険税も払えない、健康保険税も、さっきのほうも質問しましたけれども、払えない人がどんどん増えてきている。ましてや、後期高齢者になると収入はない。年金だけです。そういう人たちから制度を改正するというのはおかしいなという感じがします。やはり収入に応じて、こういうものはやるべきじゃないかなという感じ。

私は、もとの老人保険に、健康保険の中ですか、入れるべきじゃないかなと感じておりますので、それ以上は質問しません。私の思った意見を述べて終わりたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、１点、細かいことになるんですけれども、決算書の276ページ、後期高齢者医療保険徴収事業の中で、この中で11の需用費の関係なんですけれども、印刷製本費となっているものですけれども、額は極めて少額なんですけれども、この製本の中身をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、関連するんですけれども、成果書の252ページのほうの後期高齢者医療保険徴収事業の中なんですけれども、被保険者に対して保険料額決定通知書を送付したとなっておりますけれども、これの関連があるのかどうか、この製本費の関係と。ひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

276ページの保険料徴収事業の需用費の印刷製本費でございますが、内容につきましては、口座振替依頼書の印刷と、あと預貯金調査、滞納者への財産調査を行う際に、預貯金調査表というのがあるんですけれども、そちらの２つを印刷させて

いただいております。

特に、委員さんがおっしゃっていた保険料の関係とは特に関係ございません。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

もう１件、ちょっと確認したいんですけれども、印刷製本費、これの中身、どういうものの印刷をしたかということで、大変細かいことで恐縮なんですけれども、中身を教えてください。どういう製本をしたのか。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

中身でございますが、口座振替依頼書の印刷製本でございます。それから、預貯金調査の用紙の印刷でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

実は、国民健康保険高齢受給者証ということで、案内が高齢者に送られていると思うんですけれども、その中身が極めてわかりづらい。例えば、これ持ってきたもの。読めますかね、これ、高齢者に。こういうものを高齢者に送ってきている。送ってきているというのかな、事実、製本して、送ってきているんですけれども。

実は、うちの近所でサロンをやっているんですけれども、サロンをやっている方で、唐沢さん、我々こういうのはとても中身がわかりませんよと。これ、我々もちょっと読めないです、こんな小さい字。もう少し高齢者にわかりやすい案内とか、そういう関係を、活字も大きくしてわかるようにしてもらいたいなというのが、これ要望なんですけれども、これ、一つの例で、今後ともいろんな意味で高齢者にはわかりやすい案内を、ひとつ出してもらいたいという要望で終わりにしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　小河原です。

簡単な質問をしたいと思います。

この予算書の説明書を見たんですが、大体ほかの予算は……、決算書か。ごめんなさい。決算書は、いろいろな年間の事業を記載されておりますけれども、この後期高齢者の事業は特に収納のことに力を入れているようなんですね。何かもう年寄りは金だけ出せばいいというふうにとれるんですけれども、どうなんですか、これ。収納だけに力入れているようで。

あと、もう一点は、ちょうど聞いておきたいなと思ったんだけれども、75歳以上の者が5,234人、毎年増えているようですけれども、増えているのはやむを得ないと思いますけれども、この中で施設利用者は何人いるのか。施設を利用して入院しているというか、完全に施設へ入りっぱなしの人と、あと、１週間に３回ぐらい通っている利用者もいますよね。これは何人ぐらいいるのか、ちょっと参考のために教えてもらいたいんですが。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

成果書のほうには保険料の取り組みが載っているわけでございますが、保健事業も、実は大変力を今入れておりまして、１つは一般会計のほうで人間ドックの取り組みと、成果書のほうでありましたけれども、人間ドックの補助金を２万7,000

円に引き上げさせていただいたこともございますし、保健事業は、基本的に広域連合さんが主催になってやりますので、この成果書には実際載ってこないんですけれども、実際には保健事業といたしまして、30年度、生活習慣病の重症化予防対策事業を新規で行いましたり、あと、フレイル対策といたしまして、75歳の誕生日を迎えた方にフレイルのチラシを全員に配布をさせていただきました。

それから、健康相談といいまして、虚弱な高齢者の方に保健師とか看護師の方が訪問をさせていただいて、最近の様子をお伺いするというようなことも始めておりますので、あわせて保健事業のほうも充実しているというご認識をいただければありがたいと思っております。

それから、施設の入所者ですけれども、今ちょっと手元に正確な数字はないんですけれども、今年の３月31日現在で、約300名の方が施設入所をされていたかと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

質問はないですか。いいですか。

**○委員（小河原　正君）**　はい。

**○委員長（九山妙子君）**　では、丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

１点だけお尋ねします。

275、276ページの徴収費の関係で、12節の役務費なんですが、このうち不用額が28万5,000円となっております。これについてはコンビニ収納手数料の執行残ということなんですが、成果書でも、コンビニエンスストア収納の導入等、納付しやすい環境整備を推進し、効果的な収納対策に努めたということなんですけれども、この辺の予算との関係で、どうしてこういうふうに不用額が生じたのか、その点だけお尋ねいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

276ページの不用額の関係でございますが、このコンビニ収納につきましては、介護保険料と同時に、後期保険料と同時に導入をさせていただきました。

その際に、毎月かかる基本料と、あと実績に基づく手数料をコンビニのほうにお支払いするということで、当初、契約が進んでおりまして、最終的に介護保険のほうで基本手数料のほうはお支払いすることになりまして、それが年度入ってからということでございましたので、コンビニの手数料の基本料の部分が執行残として残ったということでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　すみません。

そうしますと、介護保険料のほうで毎月の基本料の手数料が、介護のほうで納められたので、その分が執行残ということなんですか。

それはなぜなんでしょうか、システム的に。

**○委員長（九山妙子君）**　住民課副課長。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　住民課副課長の草野でございます。

まず、当初、基本料につきましては、介護保険料と後期保険料、それぞれかかるという認識でいたんですけれども、銀行さんとの交渉の中で、基本料は１個でよろしいというお話になりまして、それであれば介護のほうでお支払いをするということで、後期のほうが、その分がなくなったということでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　本会議で一緒にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第53号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成多数であります。

よって、議案第53号　平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０４分

再開　午後　１時０４分

**○委員長（九山妙子君）**　では、再開いたします。

質疑の前に、介護保険課から先日の答弁に際しての回答がございます。お願いいたします。

**○健康介護課長（小島　修君）**　改めましてこんにちは。

貴重なお時間をいただきまして恐縮です。

先般、決算特別委員会一般会計の中で唐沢委員からご質問いただいておりました保健センター並びに公設宮代福祉医療センター六花の駐車場の台数、さらに六花における運転士さんの年齢についてお尋ねをいただいておりました。年齢の確認にちょっと時間を要してしまった関係で、ご報告が本日になってしまいました。大変申しわけありませんでした。

お手元にご配付させていただいております資料のとおり、保健センターの駐車場につきましては30台とめられるようになっております。障害者専用の駐車場がそのうち２台確保しております。

なお、お隣の福祉作業所ひまわりの家でございますけれども、８台分の送迎事業用の車両がこの中で駐車をしているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、公設宮代福祉医療センターにつきましては、65台、うち障害者専用が３台確保してあります。正面のゲート式の駐車場という形でご承知かと思いますが、そういった形をとっております。

また、公設宮代福祉医療センターの運転士さんの年齢のお尋ねでございますが、50歳代が１名、60歳代が３名、70歳代が１名、合計５名となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　それでは、引き続き会議を開きます。

―――――――――― ◇ ――――――――――

**◎議案第５２号の審査（健康介護課）**

**○委員長（九山妙子君）**　本委員会に付託されました議案第52号　平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○健康介護課長（小島　修君）**　改めましてこんにちは。

健康介護課長の小島でございます。

説明員につきましては、自己紹介という形をとらせていただいて進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　皆様、こんにちは。

健康介護課で介護保険と高齢者支援を担当しております副課長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○介護保険担当主査（小林和政君）**　同じく健康介護課介護保険担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

**○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）**　こんにちは。

健康介護課高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

**○健康介護課主幹（齋藤俊美君）**　皆さん、こんにちは。

健康介護課高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

最初に218ページ、これは成果書です。介護保険料は特別徴収保険料は給料や年金等で100％徴収される仕組みとなっておりますが、普通徴収保険料はどのように徴収されているのか、また、何人の方が普通徴収なのかお答えください。

そして、同ページです。収入未済額が普通徴収で514万7,400円あります。保険料未納者の実態をわかる範囲でおっしゃってください。また、徴収はどのようにしているのかお示しください。

３番目として、これはページ数はないんですけれども、介護保険設立以来、平成30年現在まで、国の介護保険改正によってどんな影響が出ているのか。特養に入れる条件や入所者数の変化があったのか。あと、補足給付は支給されているのかどうか。それと、利用料は現在幾らなのか、利用料はどのように変化しているのか、わかる範囲でご答弁をお願いします。

それから、235ページです。成果書は220ページ、自立支援、重度化防止に取り組んで介護費用を抑制した自治体に対し、国の財政的支援、インセンティブを厚くするとしました。宮代町では493万9,000円支給されていましたが、どんなところが国から評価されたのかおっしゃってください。

それから、213ページです。要支援者等に対して市町村が中心となり、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的な支援等を行うとしているが、これを介護保険で使ってやっているのか、それとも町の負担でやっているのか、財政的な裏づけはどんな支援なのかお答えください。

また、同ページ、213ページです。

国からの財政的支援を受けた国庫補金は高齢者の自立支援や重度化防止に関する取り組みを支援するとしていますが、しかし、これは国や自治体の公的責任を大幅に後退させて、地域住民の自立・互助に押しつけるものではないでしょうか。

住民の助け合いについては公的介護保険の受け皿ではなく、現行サービス、今のサービスの利用を前提に、地域における支え合いや地域づくりの促進と考えるが、町の考えをおっしゃってください。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、成果書の218ページということでおっしゃられたかと思いますけれども、介護保険料の特別徴収と普通徴収についてでございます。

介護保険料につきましては、年間の保険料を公的年金から徴収をする特別徴収と個人の方にそれぞれ納付通知書を交付いたしまして、自主的に納付をしていただくものが普通徴収ということになってございます。

普通徴収につきましては、年間６期に原則は納期を分割いたしまして、６月から偶数月ですね、２月までの６回で銀行もしくは郵便局の窓口で納付をしていただくということでございます。

昨年度からコンビニ徴収を開始をいたしました。また、ペイビーによる納付といういろいろなチャンネルを設けて、各自納付をしていただいているところでございます。

普通徴収の対象者でございますけれども、平成30年度は６期に分けて、合計をいたしますと延べで5,392件の納付をいただいております。

続きまして、保険料の未納者の実態ということでございますけれども、平成30年度末現在、保険料の段階別の滞納者数が出ております。30年度末現在、127人の滞納者がいたということになっておりますけれども、ほとんどの方が第１段階から第４段階の間の方が特に多くなっているという状況でございます。

続きまして、介護保険制度の改正の影響ということでございますけれども、介護保険制度、大幅に制度が改正されたのは平成27年の介護保険制度の改正というのがありました。

それでは、委員さんおっしゃったような特別養護老人ホームの入所要件の厳格化ということで、それまで要介護の方であれば入所ができたわけですけれども、27年度からは要介護３以上の方が入所ということになりましたけれども、入所要件は厳格化されましたけれども、その中で特例要件というか、どうしても特養に入所しなければ生活が困難という方については、その４特例要件に該当すれば要介護１からでも入所ができるということになっております。

その関係で、特に介護保険の影響を受けて入所ができなくなったというような意見は町のほうには寄せられていない状況でございます。

あと、補足給付でございますけれども、補足給付につきましても給付されておりまして、成果書で233ページ及び234ページにまたいでおりますけれども、233ページの下段でございます、特定入所者介護サービス事業ということで、こちらにつきまして、施設に入所もしくは短期入所に際して自己負担される居住費及び滞在費と食費について一定の要件を満たす方について、限度額を超えた部分を特定入所者介護サービス費として保険給付をしているところでございます。

また、介護予防につきましても、234ページの上段にございます給付をしておるわけですけれども、30年度は介護予防につきましては実績はございませんでした。

続きまして、介護保険の、いわゆるインセンティブ交付金の交付もしくはその使い道についてでございますけれども、こちらは決算書の235ペ

ージ、236ページの４款国庫支出金、２項国庫補助金の４目の保険者機能強化推進交付金ということで、493万9,000円の国からの交付がございました。

こちらにつきまして各種事業に充当をさせていただいたところでございますけれども、基本的にインセンティブ交付金の充当先ということにつきましては、被保険者の自立支援と介護度の悪化防止に資する事業ということで、介護予防事業やいろいろな給付事業に充当をさせていただいたところでございます。

続きまして、地域支援事業の負担割合ということでよろしいかと思うんですけれども、介護保険給付と地域支援事業の財源構成ということになるかと思いますけれども、基本的に保険給付の場合は公費から50％、また保険料から50％ということで賄われるわけでございますけれども、そのうち地域支援事業につきましては、公費のほうの国が25％、県と町が12.5％で50％になります。それで第１号被保険者の負担が23％と第２号の被保険者の負担が27％ということで、合わせて50％という負担割合になっております。

続きまして、自立支援事業につきまして住民への押しつけではないかということでございますけれども、自立支援事業につきましては、成果書の239ページ以降になりますけれども、地域自立生活支援事業ということで、さまざまな事業を実施しております。高齢者等の給食配食サービス事業や介護相談員による訪問相談と緊急時通報システムの機器の設置や運営、また家族介護の継続支援として介護用品の給付などがございますけれども、こちらにつきまして、決して住民への押しつけということでやっているような事業というものではございません。それぞれ自宅において自立した生活ができるような支援をしているものでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　最初に介護保険料です。特別徴収保険料はわかりました。いろいろなところから100％、これは徴収される仕組みになっているんですけれども、普通徴収、年６回で銀行や郵便局、コンビニ、窓口とか、そういうところで払っているんですけれども、平成30年、5,392人を６回で割れば出るんだと思いますけれども、何件の人が、まず最初にちょっとこれを６で割ればいいんだけれども、計算機がないんであれなんですけれども、何人の方なんでしょうかね。

それと同時に、この中で127人が滞納しているということなんですけれども、この滞納、第１段階から第４段階だということで言っております。この中では第１段階、第４段階では30年度では1,141から499、440人、1,807人、9,711人中3,000人ちょっとですね。三千二百、三百人が滞納している。その中の普通徴収の方が滞納しているということなんですけれども……、普通徴収は右側ですか。276人、16人、17人、251人、中の127人が滞納しているということなんですけれども、これの原因というのは、まずは収入がないということだと思うんですけれども、その辺のところは把握しているんでしょうか。どういう状況で滞納しているかということ。その辺のところ、ちょっと答えがなかったので、もう一度お聞きします。

それから、介護保険設立以後、27年以降大幅に変わってきたということなんで、入所が要介護から３以上になってしまった。しかし、その中で４条件が当てはまれば、いつでも入れますよということなんですけれども、この４条件に当てはまった人数というのは何人ぐらいいるんでしょうか。

また、３以上ですから、１、２の人が何人ぐら

い入れなくなってしまったのかおっしゃってください。

あと、インセンティブ、財政的支援をどんなところが国に評価されたのかということで聞いているんですけれども、その辺の答えがなかったんで、どんなところが、やっていることはわかりますよ。国が評価したところというのはどういうところが言われているのか、わかる範囲でいいですよ、おっしゃってください。

それから、要支援者等に対して公費で50%、その中で国が25%ですか、そのほか市町村でやって、あと残りが、これ負担というのは介護保険料の中から負担をするということを意味しているんですか、それとも個人負担ということなんですか。ちょっとわからない。要するに、介護保険から抜けたということなんですか、これは。その辺のところもおっしゃってください。町の財政でやるのか、国の財政でやるのか、個人負担もあわせてやるのか。介護保険から抜けたということなんですか。その辺のところがわからなかったので、もう一度お願いします。私はちょっとこの辺のところが引っかかってしようがないんですけれどもね、本当に。

それから、最後のことなんですけれども、地域住民に自立を押しつけてはいないということを言っているんですけれども、いろいろと見ていると、住民自治の自立支援、重度化防止に取り組んだところには国も出すと言っていますし、町も自立支援とか、そういうのに応援をしている。それはそれでいいんですよ。私もそれは賛成です。自立支援、重度化防止だとか、そういうのは賛成ですけれども、ただ、介護保険から外れたやり方というのはおかしいんじゃないかなという感じはするんで、その辺のところはどうなのか。介護保険の制度の中でやっているのかどうか。そういうところをもう一度お願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、普通徴収の被保険者数の人数でございますけれども、成果書では225ページにございます普通徴収対象者の保険料段階ごとの人数ということで、第１段階から第11段階まで、合わせて1,056人、こちらの方が普通徴収の対象者ということになっております。

それで、先ほども申し上げましたけれども、滞納者の数でございますけれども、127人ということで、第１段階から第４段階に特に多く、そうですね、第１段階と第４段階に多く分布しているということで、127人のうち第１段階が51人で、第４段階が31人ということで、多くその段階にいるということでございます。

その方たちの滞納となった理由でございますけれども、窓口等、もしくは電話等の相談の向こうの、滞納をしている方の納付をできない理由ということにつきましては、やはりなかなか年金の収入額が少ないために納付をできないというようなことをおっしゃられるケースが多いという実態になっております。

特に第１段階につきましては、生活保護受給者の方であったり、非課税世帯で、前年の年金収入額が80万円以下の方ということになっておりますので、無年金の方や年金が少額の方が多数おりますので、なかなか納付が困難だというような理由を述べられる方が多い状況でございます。

続きまして、制度改正による影響ということで、その４要件に特別養護老人ホームの入所、要介護３以下の方の４要件に該当しないで入所できなか

った人と入所できた人ということでございますけれども、基本的に入所できなかった方ということにつきましては、ちょっと把握のしようがございませんので、そちらの数は把握しておりません。特例要件の４要件に該当して入所した方は、平成31年の３月月報によりますと、合計で６人の方ですね。要介護１で２名、要介護２で４人の方が入所をされております。

続きまして、インセンティブ交付金ですね、保険者機能強化推進交付金の交付について、どんなところが国から評価されたのかということでございますけれども、こちらの評価のポイントというのが多岐にわたっておりまして、100を超えるような評価項目がございます。それを点数化をして、こういう事業はやっている、このような事業はまだ十分にできていないというような調査票を提出いたします。その中で全国の自治体を順位づけしまして、全体のパイの中からその順位に応じて交付をされるというような仕組みになっている関係がございます。

評価項目が本当に多岐にわたるので、ここで１つずつちょっと述べるのは難しいんですけれども、特に当町につきましては、要支援の方たち、もしくは元気な高齢者の社会参加や要介護、要支援の方たちへの自立支援、もしくは重度化防止への取り組みが認められて、ある程度の順位、点数が確保できたのかなというふうに感じております。

続きまして、介護給付の負担割合でございますけれども、保険料から50％を負担していただくということで、先ほど申し上げましたとおり、介護保険料のほうから第１号被保険者については23％ですね、全体の。それと第２号被保険者からは27％の負担ということで負担をしていただいておるものでございます。

この負担につきましては、保険給付の分の負担割合でございまして、介護サービスを利用した場合に、利用料が個人負担が利用者の負担が１割、もしくは２割、３割というような負担がございますので、その残った保険給付のほうの額を公費と保険料で負担をするという割合でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　１つ目が介護保険料普通徴収、人数はわかりました。1,056人いる、普通徴収。その中で127人が滞納しているんだ。その中では第１段階が51人、第４段階が31人いて、実態としては窓口相談で、年金の収入が少ないとか生活保護だとか、80万円以下だとか、あとは無年金者、これはわかるんですよ。その実態はわかりました。ただ、この未納者が介護保険を使うとすれば、これは使えるんですか、使えないんですか。その辺のところをもう一度お願いします。

それから、介護保険の改正、これも改正の中に入ってくると思うんですけれども、先ほどの２番目の問題はね、そういう中でちょっと補足ということで、もう一度お願いしたいと思います。

それと、国のほうで100を超える……、３番目、自律支援だとか取り組んだインセンティブですか、厚くしたということなんですけれども、宮代町はこの調査項目に書いて国に提出したと思うんですけれども、100を超える評価表ということで、一つ一つは言えないと思いますけれども、これはやはり国が成果を見るということで、これは国が勝手に宮代町のあれを見るということで、成果書とかそういうのは、答えとかそういうのはないんでしょうか、こういうのは。国のサイドによって決まってしまうんでしょうか。もうこちらから計算することは不可能ということでよろしいんですか。

それから、要支援者に対してのことなんですけれども、経費としては保険から50％、介護保険か

ら23%、２号保険から20数%給付されるんですけれども、個人負担で１割、２割、３割負担がある、その中で。この１割、２割、３割負担の個人負担の条件というのは、まず最初におっしゃってください。どういうところが１割負担なのか。収入に応じてだと思うんですけれども、収入だけなのか。１割負担、２割負担、３割負担、それだけをお願いします。

あとは地域住民のことはやっているということなんですけれども、私からすれば、だんだん地域住民に押しつけてきているなという感じはしないでもないので、それはこちらの考えですから、きょうはちょっと質問はこれで終わりたいと思います。最初の問題だけお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、介護保険料の未納者、滞納者の介護サービスの利用についてでございますけれども、基本的に介護保険サービスが使えないということはございません。介護保険の被保険者であれば、皆様等しく介護保険のサービスは利用できるという状況でございます。

ただし、給付制限というのがございまして、介護保険料を２年以上滞納すると、保険給付の償還払いや利用者負担の３割を負担しなければいけない。１割の人でも３割を負担しなければいけないというようなペナルティーを受けることになります。

続きまして、インセンティブ交付金の評価指標の公表ということだと思いますけれども、こちらにつきまして、評価指標から点数化されたものはそれぞれの自治体において確認をすることができます。また、全国の平均点等も確認をできます。その中でどのくらいの率で交付をされたのかということについては、具体的には知ることはできません。

続きまして、介護サービスの利用者負担金の自己負担の割合でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、１割、２割、また３割という自己負担があるわけでございますけれども、その要件につきましては、３割の方につきましては65歳以上で本人の合計所得が220万円以上の人で、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入プラスその他の合計所得金額が１人の場合は340万円以上、２人以上の場合は合わせて463万円以上の方につきましては３割負担。

２割負担の方につきましては、65歳以上で本人の合計所得金額が160万以上220万未満ということですね。それと本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入プラスその他の合計所得金額が１人の場合は280万円以上340万円未満、２人以上の場合は合わせて346万円以上463万円未満の方。

それ以外の方につきまして１割負担ということになります。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　年金が１人で200万円以上もらっている人というのは本当に少ないと思いますよ。働いている人で年収600万以上にならないとこのぐらいにはならないんじゃないかなという感じはします、年金もらう人たちで。

やはりこのような介護保険、私は持続的にやる場合は、やっぱり負担がちょっと重た過ぎるんじゃないかなという感じがしますので、ぜひ国のほうにもこの介護保険の要請を強く町としても言うべきじゃないかなという感じはしますので、ぜひその辺のところもよろしくお願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　小河原です。

１点だけ聞いておきたいなと思うのは、認定する時間、介護認定、これをちょっと教えてもらいたいんですけれども。人によってはいろいろ時間もかかるだろうけれども、基本となるような時間を、中には大分時間がかかって困るという話も聞いております。介護認定を受けるような人というのは困っているわけですからね。これ行程表というのか、そういうのがわかったら教えてもらいたいと思います。

できるだけ早く認定を受けるにはどうしたらいいのかというのも、ひとつ教えてもらいたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

介護認定の認定がおりるまでの期間にどれくらい要するかということでございますけれども、介護認定のまず申請をしていただいて、その後、その方のかかりつけ医、これまでに直近で通院した医療機関があれば、そちらの医療機関のほうに医師の意見書というのを請求します。その期間に、請求をしてから交付をされるまでに大体１週間から２週間程度かかります。

その後、その医師の意見書を確認するとともに、同時に日程調整を行いまして、町の認定調査員が自宅もしくは入院施設のほうに認定調査にお伺いをいたします。認定調査も１時間程度の、実際に顔を見ながらいろいろな質問をしたり、介護者の方から状況を確認したりして、１時間程度、時間を要します。それも大体医師の意見書が出てきたころにお伺いできますので、申請から１週間から２週間ぐらいの間には認定調査にお伺いをすることができます。

認定調査員がその認定調査の結果をまとめたものを電算のほうに入力をいたしまして、電算の一次判定というのをいたします。一次判定が出ましたら、すぐに今度は認定調査会のスケジュールに合わせて、毎週金曜日に認定審査会を行っておりますので、認定審査会のほうで審査をしていただいて、その場で結果が出るというような状況がございます。

ですから、基本的には長くても１カ月ぐらいの間には皆さん、認定結果が出て、中には医師の意見書が遅れたり、なかなか入院している方で状態が安定しなかったりすると、やっぱり認定調査にお伺いする時間がかかったりしてしまうことがありますので、その方たちについては、ちょっと１カ月では認定がおりないというようなケースもございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　今、おおよその認定を受けるまでの方法というか、時間を聞きましたけれども、この１カ月が長いと言うんですよね。これ詰めることはできないんですか。問題はそこなんですよ。

これね、今までの基本にはまったやり方をやっているから１カ月もかかるんですよ。これを半分ぐらいに、短期間にどんどん仕事はできないんですかね。もう認定を受けたい人は１カ月も待てないというのがあるんですよ。認定している人は健常者だから、そんなに困ったことはわからないでしょうけれども、される方は健常者じゃないんで

すよ。これ何とかならないですかね。

これ延ばして１カ月もかかったら本当に認定を受けた方は嫌になりますよ。私も何人かに言われたんですよ。何とかならないのかと。本当に認定を受ける人は、もう一日も早く受けたいから、もう首を長くして待っているわけですよ。それがいつになったってなかなか進まないような感じで捉えているんですよ。

これ認定を受けるまでの期間を詰める方法はないんですか。考えたこともないんですか。それは、よく言う、私は悪いことを言うわけじゃないけれども、いかにどうするかというのは、その先は言わないけれども、わかるでしょう。いかに早くやろうという考えは持っているんですか。俺、どうも持っていないような気がしますよ。いつになっても同じようなペースで決めていると。それを何とか、たとえ１週間でも、もうこれ半分に縮めたら本当にみんな喜びますよ。何とかならないんですかね。私は余りやらない理屈は聞きたくないんですよ。やる理屈を聞きたいんですよ。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げました認定に要する期間でございますけれども、これは標準的な期間でございまして、いろいろなケースがございます。今、委員さんおっしゃられたように、一日でも早く認定が欲しいという方も中には当然いらっしゃいまして、これまでにもがんの末期であったり、もうすぐにでも認定が欲しいというような方がいらっしゃいました。そういう方につきましては、医師の意見書の提出を待たずに、早急に認定調査にお伺いをして、次の認定審査会で点数に余裕があれば、当然その中で審査をしていただいて、早急に認定結果を出すというようなケースもございました。

また、サービスの利用につきましても、決して認定がおりなければ利用ができないということではございませんで、決算書の247ページ以降にございますけれども、保険給付費で介護サービス等諸費のところで居宅介護サービス給付費があって、２目で特例という文字がつくサービスがその後に必ずついてきておると思いますけれども、こちらの特例がつくサービス給付につきましては、認定結果が出る前のサービス利用をした場合に給付をするものでございまして、認定結果が出る前のサービス利用についても、全て対応できるように対応しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　一生懸命やっているというのはわかるんですよ。今、最後にいい言葉が出ました。特例というのがあると。全部特例にするようにしてもらいたいですよ。そのぐらい待っているんですよ。それ、一部の人はというんでは、これは困るんですよ。もうこれから宮代町も困った人を中心にどんどん高齢者が増えてくる時代ですので、その特例をとって、全員が特例になるようにしてもらいたいと思います。そのことを強く言っておいて、それ以上言っても職員の皆さんも大変でしょうから、本当にもう今の平均１カ月というのはやめてもらいたい。たとえ10日でも詰まるように、全員が特例のようにやるようにしてくださいよ。そのことを言っておきますので、要望というのは嫌なんです。強くやってもらいたいということで、質問はやめます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、決算書の218、219ページの不納欠損なんですが、458万8,000円、これについての主な理由と、それから件数はどうなっているんでしょうか。少ないとは思いますけれども、その点お願いいたします。

それから、235、236ページの調整交付金なんですが、これは前年比で約1,316万円の減額ということなんですが、私は国のほうのさじ加減かなと思うんですけれども、とりあえず高齢者の所得状況等を勘案してということだと、宮代はそれらを含めると、じゃ、よくなっているのかなという感じもするんですけれども、その辺の調整交付金の状況を伺いたいと思います。

それから、決算書の245、246ページの介護予防支援事業、介護予防ケアプランの作成委託料というふうになっているんですけれども、国保でも言ったんですけれども、やはり国保税が高くなっております。やっぱり医療費を削減するためにも健康が何よりだと思いますが、介護サービスにかかわる費用を抑制するためには、介護状態にならないようにすることが一番肝心かと思います。それには介護予防なんですけれども、この介護予防、健康づくりをどういうふうにつくっていくのかという意味で、関連でお尋ねしたいと思います。

それから、次のページの247、248ページの趣旨普及費なんですけれども、これは制度改正に伴う変更点を含めた皆保険制度を知らせるパンフレットということなんですけれども、これについてもお尋ねをしたい。執行していないということなんですけれども、それについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、今、少子高齢化で宮代も高齢化も非常に進んでおります。団塊の世代が75歳以上となる令和７年以降ですかね、医療、介護、介護予防、住まいの自立した日常生活の支援ということで、こういった高齢者が住みなれた地域でどう暮らしていくか大事なことだと思うんですけれども、地域包括支援ケアシステムの構築を進めていかなければいけないと言われていますが、どういうふうに現状を捉え、どういうふうにその構築を進めていくのか、その点について最後お尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、不納欠損でございますけれども、平成30年度の不納欠損につきましては、決算書の233ページ、234ページにございますとおり、不納欠損額、上段の介護保険料総額で458万8,200円ということでございますけれども、不納欠損の件数につきましては、合計で510件でございました。26年度の保険料が５件、27年度が23件、28年度が479件、そして29年度、これは即時欠損でございますけれども、１件ございました。こちらの方につきましては、滞納理由が低所得であったり介護保険制度についての理解が不足していたり、もしくは本人が死亡、もしくは国外等に転出をされて、かわって納める方がいらっしゃらないというようなケースでございました。

続きまして、決算書の235ページ、調整交付金でございますけれども、こちらにつきましては、第１号被保険者の所得状況等にもよるんですけれども、比較的宮代町はこれまで第１号被保険者の所得が高い自治体に分類をされておりましたけれども、最近はほかの自治体ともそれほど遜色がないような状況になっていることから、ここ何年か

は調整交付金が交付されているというような状況でございますけれども、昨年度は3,197万2,000円ということで、前年と比較して約600万減額となっている状況でございます。こちらにつきまして、国のほうで一定の基準に従って交付をしてくるものでございますので、できるだけ町としても確実な申請をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、決算書の245、246ページの介護予防支援事業費の介護予防ケアプラン作成事業の委託料でございますけれども、こちらは住所地特例で介護予防のサービスを利用されている方のケアプラン作成を町外の居宅の事業所に委託をした場合に、町のほうから委託料として支払いをするものでございます。

それに関連して、介護予防と健康づくりについて、今後どのように進めていくのかということでございますけれども、成果書のほうにもございますけれども、成果書では230ページ以降にございます介護予防サービスの給付費から、その後の地域支援事業までございますけれども、さまざまな町支援事業では、住みなれた地域で引き続き安心して安全に暮らせるように介護予防の事業を進めていく、もしくは一般会計のほうの事業になりますけれども、健康づくりの事業もさらに充実をして進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、決算書の247ページの上段の趣旨普及費でございます。当初予算として42万2,000円の趣旨普及費が計上されておりましたけれども、昨年度は執行がございませんでした。こちらにつきましては、通常、制度改正があったときにパンフレットやリーフレットの刷りかえを行いまして、趣旨普及に努めてきたところでございますけれども、30年度中は大幅な制度改正がなかったということで、パンフレット等の……

〔発言する人あり〕

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　そうですね。前年度は保険料改定があったことから、大幅な刷りかえを行ったところでございましたけれども、そちらの印刷の残がございました関係で、制度改正もなかったということで執行はしなかったものでございます。

続きまして、少子高齢化に伴う地域包括ケアシステムの構築についてでございますけれども、地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど委員さんおっしゃったとおり、介護、介護予防、医療と住まい、そういうような柱がございます。そちらの柱を充実するために、当町では成果書の242ページの在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制の整備事業、または地域支援事業としての介護予防の普及啓発事業、成果書の236ページ以降になりますけれども、介護予防の普及啓発事業ということで、さまざまな事業を展開しております。

こちらの事業を今後も充実していくことによって、一日も早い地域包括ケアシステムの構築に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございました。

まず、再質問なんですけれども、235、236ページの調整交付金なんですけれども、これは先ほども言ったように、国のほうのさじ加減というふうに思っているんですけれども、国で一定程度交付するものなんですけれども、ただ、高齢者の所得状況なども勘案すると言われると、やはり宮代町の高齢者の所得状況はどうなのかなというふうに思うわけですよ。

減らされているわけですから、そういう点では

一時は高かったけれども、今はそうでもなくなった。じゃ、何で調整交付金、減額されるのということになるので、その点どうなのかとお聞きしたんですけれども、どうなんでしょうか。

ちょっと先ほどの答弁では、これにかかわる、所得状況にかかわる減額は600万ということで説明されたんだと思うんですけれども、この辺についてのご説明、もう一度すみません、お尋ねしたいと思います。

それから、247、248ページの１目趣旨普及費なんですけれども、制度改正に伴うパンフレットとかリーフレットの作成なんでしょう。それが説明では在庫を活用したということなんですけれども、制度をそのものが改正されたのに、それに合った普通パンフレットを作成だと思うんですけれども、それが何で在庫で済んでしまったのか。金額は大したことありませんけれども、その辺がよくわからないんですよ。お願いしたいと思います。

それから、介護サービスに係る費用を抑制するためには、今後何に力を入れなければいけないかという趣旨でお聞きしたんですけれども、そういった点では介護予防、健康づくりが必要だというふうに思うんですけれども、現状の状況の中でどういうふうにそれをつくり上げていくのか。

それから、先ほど言った団塊の世代がこれからもっともっと多くなる中で、地域包括支援ケアシステムの構築、決算ですので、成果書をもとに先ほど言っていただいたんですけれども、そういった点では、どういったところに力を入れて今後いかなければいけないか、そういう意味での質問なんですけれども、そういった点では、今後のことですけれども、やはり新年度予算にも反映していくわけですし、もうはっきり団塊の世代、これからもっともっと進んでいくわけで、現状のままでいいのかなという思いもしますので、その点どういうふうに計画を立ててやっていくのか。そういうことでお聞きしたつもりなんですが、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

再開は２時25分といたします。

休憩　午後　２時１２分

再開　午後　２時２５分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

先ほどの住民課の答弁がございますので、お願いします。

**○住民課副課長（草野公浩君）**　はい。

住民課副課長の草野と申します。

先ほどの国保と後期の委員会におきまして、データを後ほど出させていただくというのが幾つかございましたので、提出をさせていただきます。

まず、国保のほうでございますが、まず、１番の所得が300万円で４人家族の年間の税額は幾らかということでございまして、46万9,200円でございます。

２問目に、30年度の滞納世帯の626世帯の滞納額ですけれども、7,594万6,401円でございます。

それから、３点目、健康マイレージの国保のクオカードの贈呈数ですが、8,000歩以上で検診受診者が235、未受診者が44。5,000歩以上8,000歩未満で健診受診者が87、未受診者が300で、合計396名となっております。

続きまして、後期の委員会におきましての質問でございますが、保険料の変遷ということで、平成20年、21年初年度が均等割が４万2,530円、所得割率が7.96でございます。

現在は平成30年、31年度の均等割４万1,700円

の、所得割率が7.86％となっております。

以上でございます。大変申しわけありませんでした。

失礼いたしました。5,000歩以上8,000未満の未受診者が30名でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、調整交付金の交付でございますけれども、調整交付金につきましては、町のほうから国に対して、諸係数等の調べというのを提出させていただいております。こちらにつきましては、介護給付の額と前期・後期高齢者の人数、それと、後期高齢者と前期高齢者の認定者数、それに加えて、所得段階別の被保険者数という数値を提出させていただきまして、こちらを係数にいたしまして、全体の国の予算をその率に応じて交付をしていただくものでございます。

その関係がありまして、先ほど申し上げました600万円の減額、もしくは他市町村との比較もできないということもありまして、ちょっと理由についてははっきりと申し上げられない状況でございますけれども、調整交付金につきましては国のほうの予算額から、先ほど申し上げました諸係数を掛けたもので順位づけをされて、交付もしくは不交付ということが決定されるものでございます。

続きまして、趣旨普及費の未執行ということでございますけれども、先ほど申し上げたんですけれども、残部利用という言葉が適切ではなかったということでございます。

制度改正に対応するパンフレット、もしくはリーフレットを、29年度予算で30年度の保険料改定についてのパンフレットを作成していただきました。その関係で、30年度はもう当初から予定していた印刷をしたパンフレットの配布をしてきたために、残部ではなくて、そのもので対応をさせていただいたということでございます。30年度、年度途中に制度改正がなかったということで、予算執行はしなかったということでございます。

続きまして、介護給付費の抑制のための介護予防、健康づくりということでございますけれども、これから少子高齢化によって、ますます高齢者が増加する、もしくは介護給付費も増加をすることが見込まれております。

そんなようなことから、先ほども申し上げましたとおり、特に介護予防に力を入れていきたいというふうに考えております関係から、成果書の236ページ以降の介護予防についての普及啓発や成果書の239ページにある地域自立生活支援事業や242ページの在宅医療・介護連携推進事業、もしくは生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業等に力を入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのようなところに力を入れていくのかということでございますけれども、今の答弁にも関連するんですけれども、今後、当町におきましては高齢者の人口がますます増えていって、かつ前期高齢者と後期高齢者の数が逆転をすることも推計されております。

現在、2025年、令和でいいますと令和７年度には全体の高齢者人口が１万803人、そのうち後期高齢者が6,690人、約７割です。前期高齢者が4,113人ということで、３対７の割合に後期高齢者のほうがどんどん増加してくるというふうに推計をされております。

一般的に言われるところでは、後期高齢者になると前期高齢者のときよりも７倍程度、介護状態に陥る可能性が高くなってくるというようなことも言われております。

このような人口動態に対応すべく、地域包括ケアシステムの構築が急がれるところでございますけれども、特に宮代町につきましては、先ほど申し上げました地域包括ケアの柱であります医療というようなところで、社会的な資源に恵まれていないというような状況もございますので、近隣の市町と力を合わせながら連携を図って、在宅医療・介護連携を推進していく、また、元気な高齢者が引き続き地域の中で社会的な役割を持って社会参加ができるような生活支援体制の整備等に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

**角**野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　すみません。簡単に１点だけお願いします。

247、248の保険給付費の施設介護サービス給付費の説明がありまして、5,141万円の増で、計画値を上回ったというご説明がございました。

それで、第７期介護保険事業計画の平成30年度は１年目だったんですね。ちょっと忘れてしまっていたんですけれども。１年目に施設介護が、居宅介護ももちろん増えていますけれども、施設介護が上回っているということは、今、2025年の推計をお話しされていましたけれども、後期高齢者が多くなってきて、そして、介護予防のほうを一生懸命やらなきゃいけないという流れにはなっていますけれども、宮代においては、こういう施設介護のほうが推計値を上回ったということは、今までも推計値を上回るということはよくあるというか、当たり前のことなんですかね。この辺の評価というか、をお伺いします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

**角**野委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、介護保険の特別会計の予算の設定につきましては、基本的には介護給付につきましては、介護保険事業計画の計画値から数値を持ってきます。なかなか直近の実績等に基づいて予算を加味するということは難しいというような状況がありまして、３年スパンの介護保険事業計画から持ってくる関係で、どうしても見込みを上回ってしまう件数、もしくは大幅に下回る件数というのが出てきます。

特に、施設介護サービスの給付につきましては、近隣に特別養護老人ホームが新たにできたりとか、圏域内に施設が整備されたりというような状況がございますと、急激に給付が伸びたりするということがありまして、事業計画の計画値を上回るというような状況が発生するというのは、通常よくあることでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　**角**野委員。

**○委員（角野由紀子君）**　ありがとうございます。

では、第７期の事業計画でいくと、初年度でこれだけ上回っていますので、次の年も次の年も、令和元年度、令和２年度も上回るという予想でいいというか、施設介護ですから、もうそうなっていくということはほぼ確定みたいな形で判断していいということですか。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

やはり、介護保険事業計画は３年スパンで計画値を設定しております。今のところの見込みでございますと、30年度初年度から大幅に上回っているということもございますので、予測としては令和元年度と令和２年度についても、引き続き上回る可能性はないというふうに考えられます。

大幅に上回るのがあらかじめ予測できる場合は、事業計画の見直しということもできるということもございますので、それの必要性があるということであれば、計画の見直しもあり得るというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。

１点だけお聞きしたいんですけれども、第７期介護保険事業計画というものがありますよね。これは高齢者の尊厳が守られる、自分らしく生き生きと生きていく、そんな目的を持っておるんですけれども、例えば団塊の世代、75歳以上になるのが令和７年だというふうに言われておりますけれども、これに向けて地域包括支援システムの構築、これをどのように進めていくのか、ちょっと大きな質問になっちゃうんですけれども、どのような目標を持って進めていくのか、その点１つお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　健康介護課副課長。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

唐沢委員さんの質問にお答えを申し上げます。

ますます少子高齢化が進んで、介護を必要とする高齢者の増加も懸念されるところでございますけれども、先ほど来、申し上げますとおり、地域包括ケアシステムの、一日も早い構築が望まれているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、なかなか、当町におきましては医療に関する社会資源に不足が生じているということもございますので、医療・介護の連携につきましては、近隣市町と引き続き連携を図りながら、在宅医療・介護連携の推進、そして、独自で生活支援体制の整備で介護予防、もしくは高齢者の社会参加ということで進めていく必要があるというふうに考えております。

また、高齢者の尊厳が守られ、安心して安全に生活が持続できるように、認知症の高齢者の方々についても、引き続き生活が安定してできるように、認知症の総合支援事業等についても進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　反対とか賛成とかというわけじゃないですけれども、これをまとめて本会議において……

〔「反対なのか」と言う人あり〕

**○委員（山下秋夫君）**　まとめて反対討論を本会議で言いたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第52号　平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立多数。

よって、議案第52号　平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時５０分

**○委員長（九山妙子君）**　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

**◎議案第５４号の審査（まちづくり建設課）**

**○委員長（九山妙子君）**　続きまして、本委員会に付託されました議案第54号　平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○まちづくり建設課長（石塚孝信君）**　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）**　主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

**○下水道担当主査（高澤　学君）**　下水道担当主査、高澤と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。特に成果書のほうを中心に質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

成果書の255ページの関係で、本年度の中川流域下水道建設負担金の関係なんですけれども、この中で、負担金、建設負担金が3,247万円、維持管理負担金ということで１億1,064万円ということで、トータルして１億4,311万7,000円ですかな、この額なんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、現在、11市４町でそれぞれ負担金を出していると思うんですけれども、この各市町村の負担金の額をひとつお聞かせいただきたいと思います。

そして、この負担金というのは何か基準的なものがあるのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一点でございますけれども、地方債の関係でございますけれども、成果書の258ページの関係なんですけれども、昨年よりも約３億近く地方債が減っているんですけれども、まだ

まだ45億何がしの債が残っておるんですけれども、この今後の見通しはどうなのか、何年ぐらいでこれが俗に言う償却されるのか、それをひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田と申します。お答えいたします。

まず、１点目の中川流域下水道建設負担金と中川流域下水道維持管理負担金についてでございますが、まず中川流域下水道建設負担金につきましては、流域を利用している15市町の市町が汚水の処理、流域下水道の処理場の建設に関する負担をしているわけでございます。

これは、施設建設の全体事業費から国庫補助金を除いた分を県と流域の市と町で折半しまして、流域市町の負担分をそれぞれの市町の計画汚水量割で負担額が決まっております。ちなみに、宮代町は全体の1.69％となっております。それで、その全体の事業費から1.69％掛けますと、3,247万6,713円という負担をしております。

この流域の各市町の負担額でございますが、まず、さいたま市が割合的に8.01％ですね。さいたま市の一部が中川の流域を利用しているというような感じになっています。それで、負担金が１億5,392万8,090円です。続きまして、川口市が7.99％になっています。負担金が１億5,354万3,751円です。続きまして、春日部市が13.65％の負担率になっておりまして、負担額が２億6,231万1,914円です。続いて草加市でございますが、負担率16.08％、負担額が３億900万9,199円です。続いて越谷市、負担率18.08％で、負担額が３億4,744万3,179円となっております。続いて八潮市、負担率8.42％、負担額１億6,180万7,056円。続いて三郷市、8.27％で１億5,892万4,508円。続いて蓮田市、3.5％、6,725万9,465円。続いて幸手市、3.03％で5,822万7,479円。続いて吉川市、3.27％、6,283万9,557円。続いて伊奈町、2.22％、4,266万1,718円。宮代町、1.69％で3,247万6,713円です。白岡市、2.2％、4,227万7,378円。杉戸町、2.06％、3,958万6,999円。松伏町、1.53％で2,940万1,994円となっております。

以上が中川流域の建設の負担金ということでございます。

続いて、中川流域下水道維持管理負担金でございますが、こちらは５年間の処理水量や所要の維持管理費ですね、修繕費とか電気料、運転管理の人件費とか薬品代、こちらを積算しまして、１立米当たりの処理単価というのを決めております。それが40円となっております。それで県と流域の15市町が覚書を締結しておりまして、この維持管理負担金は下水道法31条の２でうたわれておりまして、県の議会の議決を経て決定しているものでございます。

ですので、こちらはほかの市町の負担額はどれくらいというのを県のほうに公表しておりませんので、ちょっとうちのほうも把握していないんですが、宮代町は平成30年度は276万5,999立米掛ける40円という計算で、１億1,063万9,960円となっております。

以上でございます。

次、２点目の地方債の関係でございますが、地方債につきましては、工事をやるたびに地方債、起債を起こしておりますので、今後も引き続きずっと続いていく、借りて工事をしていく以上はずっと続いていくと理解していただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

文化的生活というのはお金がかかるもので、年々大変だというふうに思います。

そこで、何点か再質問させていただきたいと思いますけれども、一番新しい数字で、例えば宮代町の処理区域内の人口は何人か、それから、水洗化の人口は何人か、それから、水洗化率は何%か、それから、管路の総延長、113キロかな、だと思うんですけれども、これには間違いないのか、動きはないのか、それから、年間総処理水量ということでございますけれども、これはどのぐらいな量になっているのか。参考までにひとつお聞かせをいただきたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

処理区域内人口、処理人口でございますが、処理区域内人口が２万4,767人です。

水洗化人口でございますが、２万3,578人です。

管路延長は、成果書の260ページですね、管路延長は113キロメーターになります。

年間の処理汚水量というのが先ほど申しましたとおり、

〔「成果書」と言う人あり〕

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　そうですね。成果書の261ページ、ごらんいただきまして、228万5,708立米となっております。

以上でございます。

水洗化率でございますが、95.2%になっています。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

確認をしたいんですけれども、今の数字はほぼもう飽和状態なのかなというような感じがするんですけれども、これから健全な公共下水道事業を進める上で、毎年毎年いろんな面で補強したり、修繕したりしているわけですけれども、今後、計画的に進める事業というのはどういうものがあるのか、参考までにひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

今、下水道の長寿命化計画というものを作成して、平成27年に作成しまして、平成28年から令和２年度までの５カ年でポンプ場のほうを耐震なり、あと電気機械施設の更新を行っております。これが完了いたしましたら、その後、今度は管路のほうの維持管理に入ってきます。

これについては、ストックマネジメント計画というものを作成して、これ全国的にもう国の主導で作成しなさいよというふうに今言われておりまして、これを、計画をつくらないと工事するに当たって補助金がもらえませんので、まずこのストックマネジメント計画というものを作成してから、令和２年度にポンプ場が終わりますので、その後、まずどの路線を、何をするかといったら、下水道管というのは50年ぐらいもちますので、強度的にはもちます、平成５年に供用開始しておりますので。ですので、まだ物はもつんですけれども、耐震的には耐震化にはなっておりませんので、その耐震化を進めていくということで、幹線道路を、幹線管渠になると思うんですが、それをどこからやっていくとか、そういうものを今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございます。

唐沢ですけれども。

もう一個、ひとつ確認したいんですけれども、

ご存じのとおり、宮代町の公共下水道、平成５年の３月に一部供用開始をして以来、二十七、八年たつんですけれども、今後、この事業認可拡大、当時スタートしたときが247ヘクタールだというふうに記憶しているんですけれども、今後、これがどのぐらいになっていくのか、現時点で今どのぐらいな事業認可を得ているのか、ひとつそれを確認したいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

現時点での認可区域というのは353.4ヘクタールございます。それでご承知のとおり、横町の区画整理が始まりますので、その分が21.5ヘクタール拡大しなくてはなりません。これはこれから行う作業でございますが、まずは新市街地ができましたので、横町を編入すると。

そのほかといいますと、全体計画では747.6ヘクタールという数字を持っておりますが、今の状況ですと、この計画を立てたときにまだ合併浄化槽というものが普及されておりませんでした。今の汚水処理に関する考え方というものは、調整区域は合併浄化槽、あとは農業集落排水というのもありますが、農業集落排水ですらも公共に取り入れないかという話も出てきておりますので、やたらその人口が少ないところに管路を布設しても、工事費ばっかりかかってしまいますので、効率よく汚水処理をするためには、やはり調整区域は合併処理浄化槽がいいのかなと。新たにまた市街化区域を拡大するようなことがある場合には、そこを区域に入れていくような考えでおります。

以上でございます。

**○委員（唐沢捷一君）**　ありがとうございました。

終わります。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

私は、この下水道、維持管理に多額の資金が必要だということは認識しているんですよ。そして、公衆衛生の立場からも普及を進めるべきだというふうに考えております。しかし、町の収入からしたら、今お答えになったんですけれども、決算で１億4,300万円、そして、平成31年度の予算の中では１億6,500万の約2,200万の増額が予定されている。予定ということで予算の中に使われています。

毎年毎年これだけ値上げしている。これは町の税金の負担も大変なことになってきているんだと思います。これは町の税金が負担するということは、町民の税金が使われるんですから、町民負担が多くなる。これは大変な状況だと思いますよ。

やはりこれに対して町のほうは、黙って値上げに対してそのまま県の言うとおりに従っているのか、それとも、これちょっと安くしてくれよという要請をしているのかどうか、ひとつその辺のところをお聞かせ願います。１点だけです。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

今のご質問は、県への負担金のことだと思います。こちらは先ほど、中川流域下水道建設負担金と維持管理負担金ですね、こちらの根拠というのをお話しいたしました。負担金はこのように根拠をもとに決められております。県のほうはその試算に当たっては、あの手この手で経費削減に努力しておりますので、流域下水道接続までは町の負担、それで、流域下水道は県の負担、流域処理場は県と町の負担という役割分担がもう決まっておりますので、このようなことから負担軽減を求め

るというのは難しいと思います。

負担軽減て、これが、何ていうんですか、軽減されるというのは、ここの事業費に県の補助金か何かが入ってくるということしか考えられないんですね。県のほうもなるべく地元負担ということも話しておりますので、これ以上の負担は難しいものと考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　それはわかるんですよ。やはりそれでも町の97億5,000万円ですか、予算、今年の。決算ではね。その中で十何％ものこの下水道費、負担がこれからますます上がっていくんだと思います。私が入ったときは何千万という負担だったんですけれども、今は議員になってから８年になりますけれども、毎年上がっているんですよね。この中川流域やるたびに、流域負担金がね。来年の予算では１億6,500万ですか、今年の予算では。

毎年2,000万、1,000万ずつ上がっていったら町の財政はパンクするんじゃないですか、そのうち。そこら辺で、もし余り上がり過ぎたら、これは町民負担になりますよね、利用料が高くなる。目に見えていることじゃないですか、その辺のところは。

その辺のところもやっぱり県のほうにきちんと県のほうで助成金を出すなりしてもらうように要請するべきじゃないかなと私は思っているんですよ、町の負担を少なくするということではね。それ以外には考えられません。ぜひ要請してほしいんですよ、私は。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　１点だけなんですけれども、昨年質問させていただいたマンホールカードについて、進捗がどうなったかお伺いをさせていただきます。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

マンホールカードですが、現在、デザインの調整、基本的なマンホールのふたのデザインは決まっているんですけれども、それに色をつけるわけなんで、デザインの調整が終わりまして、これから申し込むところでございますが、受け付けが年３回しかないんです。その受け付けが今度は１月になります。

これに申し込む予定でございますが、この１月に申し込み団体数が多い場合は、何か抽せんとなってしまう、何か印刷のその部数の上限というのが決まっておりまして、もし多い場合は抽せんとなる可能性があるということです。それで、もし落選した場合には次回に優先されると聞いております。

このカードの発行が４月と８月と12月、これは基本なんですが、年３回に発行を予定していると聞いております。

あと、直近では白岡市さんがつくっておりまして、１ロット2,000枚発行したそうなんですけれども、何かすぐになくなってしまったらしいんですね、結構評判がよくてですね。ですので、一応、発行部数的には２ロットの4,000枚ぐらいで考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　進めていただいているということはわかったんですけれども、感じとして、ちょっとえらい遅いなという感じがあるんですけ

れども、このデザインの調整、色を塗るというのがここまで時間がかかった理由というのは何かあるんでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

これはデザインをつくるに当たって、やはりこのマンホールの制作会社といろいろやりとりがありまして、その中で色の検討とかやっていた結果ですね、今になってしまったというご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　合川委員。

**○委員（合川泰治君）**　デザインというのは、今まであったマンホールのふたを活用したものであるのか、新たにデザインを起こしたのか。１種類なのか。それで、自治体によっては何枚かデザインを出していたりするんですけれども、これは１つですけれども、例えば片桐仁さんのホワイトタイガーの絵柄とか、ああいった絵を追加してとか、２種類とか３種類とか、３種類はあれですけれども、２種類ぐらいまでとか、そういった検討はされたのかどうかお伺いをいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

このマンホールというのは基本的に今使われているものを全国的にＰＲするという基本的な考えがございます。新たなデザインのものをつくるという考えはございませんので、今あるものを、宮代町は巨峰ですので、紫色で巨峰を塗ったりとか、それで、町章の周りを何色にするかとかですね、そういうことを検討しておりました。ですので、新たなデザインというのは検討しておりません。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　２点お伺いいたします。

まず、地方債の関係なんですけれども、地方債の残高が平成30年度末現在、45億3,800万になっております。一般会計からも繰り入れもしておりますけれども、この利率ですよね。

これまでも利率の借りかえというか、そうして低くしてきているんだとも思いますけれども、一般会計のほうを見てみますと、1.5％以下というのが大部分なんですよ。ところが、公共下水道のほうは5.0というのもあるんですけれども、２％から５％まで利率の内訳が出ておりますけれども、これについてはやはりこれまでも努力はなさったと思うんですけれども、これについてのこれまでの経過と、それから、やはりこれは負担になっている要因の一つでもありますので、どういうふうに推移させていくのか、それが１つ。

それから、普及状況ということで、普及率が平成30年度は72.9％で、これは行政区域内の人口と処理区域内の人口で割った数なんですけれども、若干減っていますが、この未接続世帯、あるんですけれども、現状ではどういうふうになっていて、これをどういうふうに改善していこうとしているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

地方債につきましては、258ページ、259ページで示してあるとおり、1.5％以下から５％以下ということで今現在借りているところでございます。

過去の経緯でございますが、金利が高い５％を超えるものについて、以前、国の制度により借り

かえが認められまして、全て５％以下にしたという経緯がございます。５％以下については現在その制度が、たしかないようなことを聞いておりますので、借りかえはできないという状態でございます。

あと、未接続世帯につきましては現在、683世帯ございます。こちらにつきましては、毎年全世帯に通知をするとちょっと多くなりますので、昨年は、本田１～５丁目で59世帯ございます。あと、笠原１、２丁目で７世帯、中央２、３丁目で21世帯、国納で８、須賀が11、和戸が３、姫宮23、中島19の合計151世帯に接続のお願いということで通知を出しております。これは毎年毎年地区を変えてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　地方債の関係なんですけれども、これはもう国のほうから一度、5.0％超えについては借りかえをする要請があって、それに応えてということなんですけれども、実際これだけ今金利が低くなっている状況で、これはやはり昔借りた利率もあると思うんですよね。そういった状況で、みんな他市も同じなんでしょうかね。今の説明だと同じになるんですけれども、やはりこの辺の矛盾というのはあると思うので、当然借りかえていかないとやはり財政への負担がありますので、その点、国との関係もあるんですけれども、どういう状況になっていますか。全くないんでしょうか。特に財務省のはこんなに残っているんですよね。その辺でもう一度お願いしたいと思います。

それから、未接続世帯なんですけれども、これまでどのような状況で改善してきているのかということもお聞きしたかったんですけれども、ずっとここのところ、未接続世帯というのは横ばいなんでしょうか。着実に減っているんでしょうか。その辺の状況。

それから、先ほど、地域を決めて郵送して、接続をしていくように促していくという答弁だったんですけれども、これはどうなんでしょうか。683世帯もあるので、そういった点では、そういうふうにするとなると何年に１回来るんでしょうね。５年に１回になるのか、世帯数でいけば10分の１以下ですので、10年に１回になるのか、その辺、よくわからないんですけれども、その辺の対応は必要かと思うんですけれども、どのように今後。同じように繰り返しでやっていくのか、その点、お願いしたいと思います。

それから、先ほど１点お聞きするのを忘れたんですけれども、新たな公営企業会計を導入するという状況があるんですけれども、これはいつごろになるんでしょうか。公営企業会計への移行ですよね。言われておりますけれども、その点についてもどういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

以上。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

地方債につきましては、先ほどご説明したとおりなんですが、今後、借りかえとかできるそういうチャンスがあるかどうかとか、そういうものはまたちょっと勉強して、借りかえられるものでしたら借りかえたほうが有利になりますので、できるものならそういうふうにしていきたいと考えております。

未接続世帯の状況なんですけれども、ずっとこれは家作であったりとかアパートですね、そういうものであったりとか結構ありまして、なかなか横ばいというんですかね、状況でございますが、

何かきっかけがないと接続はされませんので、例えば建て替えとかですね。皆さん接続されていない方は、建て替え時にはもう必ず公共下水道区域でしたら接続しなければなりませんので、接続していただいております。

あと、この接続促進ですか、683世帯なんですが、これは３年に１回通知のほうを出しております。これが少ないかどうかはちょっとまだよくわかりませんが、今のところは３年に１回通知を差し上げております。

あと最後に、公営企業の状況ですけれども、法適化に向けて、今、下水道事業、作業しているところでございます。令和２年の４月、来年の４月にもう法適を行う予定でございます。

現在の進捗状況でございますが、下水道事業の地方公営企業法適用業務委託というものを株式会社パスコに委託しておりまして、現在、固定資産の評価が終了しまして、今、条例等の法規の制定とか改正作業ですね、あと財務会計の構築作業を進めているところでございます。12月の議会には、またその条例のほうを出す予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　地方債の関係については勉強してということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、未接続世帯については、答弁が先ほどなかったですよね、３年に１回は通知を出していると。その結果、ほとんど動きはないんでしょうかね。その辺の状況はということで、先ほど聞いたんですけれども。建て替えとか、そういう時期じゃないとなかなかという答弁もありましたけれども、ほとんど動いていないということで、じゃ、理解してよろしいでしょうか。その辺の推移状況はどうなっていますかということでお尋ねしました。

それから、公営企業会計に移行ということについては、一部でもう12月議会からそのための条例改正をするということで、これはわかりました。公営企業会計はそうしますと、埼玉県は全部公営企業に移管するということで理解してよろしいんでしょうか。その点だけお尋ねします。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

未接続世帯の動向でございますが、正直言って余り変動がないと。ただ、下水つないでいない方の周辺にお住いの方でにおいに困っているとか、そういう苦情もたまに担当のほうに入ってきます。そうした場合に、その建物の持ち主の方に周りがにおいで困っているということをお伝えすると、近々じゃ接続するよという回答もいただいております。それがいつになるかはわからないんですけれども、そういうふうに地主さんとは接触して、お願いはいつもしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、公営企業なんですが、埼玉県内全市町がやるわけではなくて、処理人口で３万以上をしょっているところがまずやりなさいと、その３万未満のところも速やかにやりなさいというふうになっておりますので、とりあえずは法的にはもう今度の４月からは３万以上のところは全て法適化になります。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　小河原ですが、簡単な質

問をしたいと思います。

前段者とちょっと似たような質問なんですけれども、公共下水道というのは使っている人は当然使用料、使っていない人は町民税はどのぐらい公共下水道に入っているのか、使っていない人。幾らかは入っていると思うんですよね。今は都市計画税でどうのこうのとごまかしているようですけれども、昔はないときには、じゃどこから入っていたんだと。町民税にどのぐらい、個人からどのぐらい公共下水道の予算に入っているのか、使用していない人。それを教えてもらいたい。

というのは、前段者も質問していたけれども、多分、多分だよ、同じとは言いませんけれども、似たようなもんですけれども、前も私は質問しましたけれども、公共下水道の拡大、これらも要望があるわけで、そういう人たちも言っているわけですよ。幾らかは私たちの税金が今でも入っているんですよと。そうしたら問題ですよね。だから、どのぐらい入っているのか金額を教えてもらいたいと思います。簡単な質問で申しわけないが、１点お願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

使っていない方というのは市街化調整区域等にお住いの方の町民税ということでよろしいんでしょうね。それが下水道のほうにどのくらいというのは正直把握してございません。一般会計のほうから４億8,937万8,000円を繰り入れているわけでございます。この中の幾らというのはちょっと、申しわけございませんが、把握していないところです。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　それが知りたいんですよ、それが。じゃ、今出なければ、後で教えてもらいたい。

というのは、本当なんですよ。公共下水道を使いたくても使っていなくても、使っている人の有利なような税金を払っているということですから。だから、拡大してくれりゃいいですよ、公共下水道を。それはやりませんと、県の何とかどうので。そこが私は前々からどういうことなんだとは思っているわけです。だから後でいいですから、１人当たり幾らぐらい、調整区域の人が下水道予算に出しているのか教えてもらいたい。

**○委員長（九山妙子君）**　休憩いたします。

休憩　午後　３時３７分

再開　午後　３時５１分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

先ほどの健康介護課の答弁について、副課長より報告がございます。

**○健康介護課副課長（岡村行雄君）**　健康介護課副課長の岡村でございます。

先ほどはありがとうございました。

申しわけございませんけれども、先ほどの介護保険特別会計の決算の認定についての際の丸藤委員さんからの質問で、調整交付金の29年度に比較して30年度、約600万円の減額というふうに私のほうから申し上げたんですけれども、誤りでした。正確には、調整交付金は、前年比で約1,316万円の減額ということでございます。

訂正をさせていただくとともに、おわびを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり建設課長。

**○まちづくり建設課長（石塚孝信君）**　まちづくり

建設課長、石塚でございます。

小河原委員のご質問に対して、明確な数字が出せればよかったんですが、今、計算の仕方を含めて担当内で考えてはみたんですが、なかなかこれだという数字が出せません。

特に歳入につきましては、町税を含めて103億円の歳入がある中で、個人の町民税となりますと、現年滞繰合わせて17億4,000万円でございます。歳入に対する個人町民税の割合とすると、16.8%になります。

これを市街化調整区域内で桃山台を含めて、給水公共下水道に接続されている方の人口とそれ以外の人口を見ますと、区域外の方が27.1%ほどになりますので、これを単純に計算をすれば、個人の町民税の分が計算はできてくるんですが、ただ、調整区域の中でも0歳児から計算が入ってしまいますので、当然、町民税は納税義務はないはずなので、そういうことで、27.1%という数字を使ってしまうと正確な数字はそもそも出てこないと。

また、個人によっては高額な納税の方もいらっしゃいますし、非課税の方もおりますので、その点も含めて、細かく正確な数字ということで答弁をさせていただけるような状況にはないということで、とりあえずご理解をいただきたいと思います。

これに関しては、税務課の資料も見させていただかないとできませんし、また住民課の住民情報なども含めて、いろいろな観点から細かく分析をしていかないと正式な数字というのは出せるかどうかもちょっと不安な点はあるんですけれども、非常に難しい問題ですので、ちょっとこの場での回答は、すみませんけれども、差し控えさせていただきたいと思います。

すみません。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　小河原委員。

**○委員（小河原　正君）**　ありがとうございます。まあ、わかりましたよ。

そんなことでえらい時間を使うと、事務費がえらい時間を使ったと言われるのも、それもちょっと問題だから、ここら辺でよしておくけれども、ただ、私が聞きたいのは、調整区域でも一般の町民が、下水道を使っていない人も出しているということは事実だね。そこなんですよ。

だったら、私は前も質問しましたけれども、目の前に下水本管が通っていて、つなぐことはできませんと。だから、そこが問題なんですよ。出していないならいいよ、下水道に一銭も、調整区域の人が。出していて、今度は下水道も利用できないと、それはないよね。公平性がないよね、考え方は。私はそこが言いたいんですよ。差別だよね。金はとる、使うのはだめ、それはないと思いますよ。それが通るんだったら、何でもめちゃくちゃにできるということだよね。私はそれが言いたいの。それ、頭の中に入れておいたほうがいいと思いますよ。これからも、これは公平か。下水道を使っていない調整区域の人も金は出しているんだと、下水道に。それを忘れないでくださいよ。

だから、要求どおりできるだけやってもらうのが町の仕事だと思いますよ。それを初めから県の指導ができませんからどうのこうのやって逃げて、それで場合によっちゃ、いや、地域の人が金出せばできますよなんて言ったときもあるんだよね。言ったと思ったら、じゃ、本当にいいんだねと言ったら、いや、今度は、本管が深いからできませんと。何だかんだ逃げようと考えるんだよね。ところが、深くたってあそこの利用者があそこ深いのをつないだよね、老人ホームへ。あれだって調整区域だよ。だから、できないことはないんだよね、今の技術で。やる気がないんだよねと思う。私もしようがない。

そのことを一言言って、これはもう絶対、町の調整区域の人は許せないと思いますよ。もう税金を下水道につぎ込んでいるんだから、利用していなくても。そのことは強く言っておきます。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　ただいま終わったばかりなので、本会議で意思表示をしたいと思います。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第54号　平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立多数であります。

よって、議案第54号　平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時５９分

再開　午後　３時５９分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

**◎議案第５５号の審査（まちづくり建設課）**

**○委員長（九山妙子君）**　続きまして、本委員会に付託されました議案第55号　平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○まちづくり建設課長（石塚孝信君）**　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）**　まちづくり建設課の忽滑谷です。よろしくお願いします。

**○下水道担当主査（高澤　学君）**　下水道担当主査の高澤と申します。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

それでは、１点だけご質問させていただきます。

農業集落排水事業も、処理区域内人口が893人、これに対して接続人口が714人ということで、接続率が80％です。公共下水道と同じように、未接続世帯があるわけですが、20％で、これに向けての解消の取り組みについて、どういうふうにこれまでおこなってきたのか、今後どうするのかお尋ねいたします。その１点だけ。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

普及促進についてでございますが、接続率80％ということで、未接続世帯、今71件ほどになります。こちらについては、農業集落排水というものは組合でやっておりますので、西条原の農業集落排水組合が普及促進をやるという役割分担になっております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　未接続世帯は、先ほど71と言いましたけれども、79じゃないのか。間違いですか。では、処理区域内人口と接続人口をお示しください。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

件数で、人口じゃないんですよね。件数でいくと71件ということでございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　件数と言ったんですが、じゃ、人口についてお尋ねします。件数でも、じゃ、言っていただけますか。処理区域内件数と接続件数、紛らわしいので。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、件数でお答えいたしますと、326件ございまして、そのうちの255件が接続されているということになります。

人口にいたしますと、893人中714人というふうになります。

以上でございます。

未接続人数なんですが、179人です。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　わかりました。ありがとうございます。

この未接続世帯の解消なんですけれども、それはもちろん組合なんですけれども、どういうふうに、やっぱり解消は必要ですよね。まだ71件あるわけですから、その点ではどういうふうに解消に向けて取り組んでいくのかということでお尋ねします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

接続促進につきましては、組合と今後、今までは組合に任せて、組合のほうであそこの処理場を利用して盆踊り大会とかやっておりまして、そういうのを契機に接続率アップを図っているということもお聞きしております。

今後は、町も連携して、先ほどの公共と同じように通知を出すなり、ちょっと検討していきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

唐沢委員。

**○委員（唐沢捷一君）**　唐沢ですけれども、１点だ

け、１つ質問させていただきます。

実は、公営企業会計への移行が今、準備をされていると思うんですけれども、時期的にはいつごろ予定しているのか。よろしくお願いしたいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

公営企業の移行につきましては、農業集落排水も公共下水道と一緒に令和２年４月１日を目標に公営企業法適化をしていく予定でございます。

あと、今、一般会計で下水道担当が持っている排水路も公営企業のほうに回しまして、そちら町が行うべきものなので、町から負担金という形でお金をいただいて執行するような形になると思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第55号　平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立全員であります。

よって、議案第55号　平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時１０分

再開　午後　４時１１分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

引き続き会議を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

**◎議案第５６号の審査（まちづくり建設課）**

**○委員長（九山妙子君）**　続きまして、本委員会に付託されました議案第56号　平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について審査を行います。

本日出席している説明員の紹介をお願いいたします。

**○まちづくり建設課長（石塚孝信君）**　まちづくり建設課長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）**　主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

**○上水道担当主査（宮下義樹君）**　上下水道室主査の宮下です。よろしくお願いします。

**○委員長（九山妙子君）**　本件については、既に本会議において説明済みですので、直ちに質疑に入

ります。

なお、答弁に当たっては、所属、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

歳入歳出一括して質疑をお受けします。

質疑はありますか。

野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　野原でございます。よろしくお願いいたします。

決算報告書24ページ、修繕費のところで１点お聞きしたいんですけれども、今現在、宮代町内に水道給水管のほうが全部で何キロぐらいあるのかと、この30年度に修繕された長さ、こちらを教えてください。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員、１点だけですか。質問は１点だけですね。

上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、管路延長でございますが、配水管、導水管、送水管合わせて14万6,749メートルです。約146キロほどございます。宮代から大体、栃木県の那須町ぐらいですね、約150キロですから。そのぐらいの管が宮代町内に布設しております。

あと、修繕の距離といいますか、修繕というよりかなり布設がえを行っておりまして、その延長ですが、162.4メートルほど、30年度は行っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　では、再質問させていただきます。

30年度に布設がえされた162.4メートルについては、こちらはお幾らだったのでしょうか。こちらの布設がえだけの金額を教えていただければ。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

ちょっと先ほどお答えした修繕の延長をちょっと訂正させていただきまして、1,110メートルです。申しわけございません。

あと、配水管の整備費なんでございますが、１億6,560万2,001円ということです。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

こちら、全長に比べるとかなりなかなか進まない布設がえだと思うんですけれども、今、こちらの布設がえをしなくても、こちらの管を長持ちさせられるような工事があるということですが、そちらの工事などは検討されているのでしょうか。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

布設がえしなくても修繕できるというのは、それは、公共下水道のほうは口径が大きいので、修繕するときに中にぐるぐる巻いていっちゃうんですね、パイプみたいなのを。ビニールのやつをぐるぐる巻くような工法が今、主流になっているんですが、水道の場合ではそういうことが、口径が小さいものですから、それで材質も違いますので、ちょっとできませんので、どうしても修繕となると布設がえ。

それに、今、修繕の考え方は耐震管になっております。地震が来たときにソケットが抜けてしまうのが大きな原因になっておりますので、今、町のほうで布設している管も、はめたらもう抜けないという、そういうタイプの管を使用しておりますので、修繕はそのような管に布設がえするような工事をしております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　野原委員。

**○委員（野原洋子君）**　ありがとうございます。

では、布設がえのみということでよろしいでしょうか、これからの工事は。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

修繕の工法的には布設がえということでやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はありますか。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、最初に、水道の事業には多額の費用が必要だということで、私もそのことについては認識をしております。

しかし、質問ですが、30年度の、まず最初に、これは確認なんですけれども、損益計算書で、これは５ページになるのかな、損益計算書を見ますと、純利益が１億1,760万2,072円となり、あと、平成30年度の貸借対照表、これは９ページになりますね、それを見ますと、流動資産合計で現金貯金などで13億263万5,989円となっております。

その反面、町民の水道負担はどうかというと、平成29年度は給水原価で宮代町では165.6円、県平均では12.9円も高い原価だということで、資料の中では示されております。供給単価も22.1円も高く、設定となっている。

また、基本料金の埼玉県比較で、口径13ミリで宮代町は１カ月10立方、1,436円と基本計算となっております。10立方の基本計算では、県内高い順番から、この資料によると２番目。10立方の計算では、２番となっている。そのほかに、消費税増税により10月から315万2,000円の町民負担となっている。これ間違いありませんか。

しかも、基本水量以外の水道使用量の低い利用者、これは公平さからいったら、高い水道料を支払わされている、1,410立方使わない人は。支払わされることになり、公平さを主張するのであれば、基本水量は使用分にすることが公平ではないかと私は思っております。その辺のところを町としてはどういうふうに考えているのか、おっしゃってください。

それから、この計算書で13ページ、事業報告書。給水配水の状況ということで、全て減になっているんですよね。有収率だけが0.15ポイント増ということでなっていますけれども、この減の原因というんですか、これどういうところにあらわれているのか、ひとつおっしゃってください。やはり控えているのかはちょっとわかりませんけれども、どういうところにあるのか、原因が。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、水道料金につきましては、他の市町に比べると宮代は高いほうでございます。それで、収益的収支でございますが、水道水を供給する日常コストにかかわる費用でして、その８割をもう給水収益ですね、水道料金で賄っております。

30年度は１億1,760万2,072円の純利益が出ておりますが、新水道ビジョンで施設の耐震化や老朽管の更新等を50年間で約221億円と、これ毎回ちょっとお話ししているものなんですが、それの設備投資が必要であると。年間にしてみると４億4,000万円ほど必要になります。これらは県の補助金だけでは賄えないので、純利益を建設改良積立金に積み立てて補填している状況でありますの

で、水道料金を下げると給水収益が減りますので、今後の設備投資に影響が出てしまうと。

先日の全協でもお話ししましたが、施設のほうも耐震化をしなくてはいけないということで、今後も多額の費用がかかってきます。施設の平準化を図るために、今起債を行っておりませんが、来年度からは起債を起こしまして、平準化を図っていくということで考えております。

給水件数は増加しているんですね。給水件数は増加しているんだけれども……

〔「年間」と言う人あり〕

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　年間総給水量に比べ、減です。ごめんなさい。そうですね。

これは、要は、節水機能を有した機具とかも多くなって、あと町民の方も節水を心がけるので、水を使わなくなったというのも一つの要因となっております。

あと、有収水量が前年に比べて少なくなった。これは、もう有収水量は水道料金の対象となった水量で、節約ということですね。あと、先ほども申しましたが、節水意識が上がったというのも一つの要因かと思います。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　30年の損益計算書が、純利益が１億1,760万何がしになっていますけれども、今回のこの資産別のあれが載っているんですけれども、水道事業余剰金の計算書ということで載っているんですけれども、本年度では、利益剰余金の合計額が８億1,809万6,119円となっておりますよね、合計額で。これは、毎年の動向としてはどうなんでしょうか。増えているんですか、減っているんですか。

確かに設備投資とかいろんなことで使われて、取り崩したものもありますよ。今年は、30年度では取り崩してやっていると思いますけれども、確かにそうなんですけれども、それと同時に30年度の貸借対照表を見ると、13億円のあれがある。これによって、30年度の予算書を見ると、8,320万円なんですよね、この剰余金、利益のあれが。だから、差がかなりあるなと思って、現実と予算との関係が、見ると。

予算では8,320万円になっていて、実際には、純利益は１億1,760万円。この差のあれというのは、どういうふうな計算をして、予算との関係でどのようにやっているのか、ちょっとわからない点があるんですよ。予算では8,000万だと言っておいて、利益が上がったら１億1,000万だと。その辺のところを予算との関係でどういうふうになっているのか教えていただきたい。

それと、水道量の減になった利用ですよ、皆さんの節水意識がすごいんだということを言っているんですけれども、29年度と30年度の使用量を見ると、29年度が20立方までが50％ぐらいだったかな、たしか。それが30年度では50.8％、増えているんですよね。ゼロから20立方使用した人は、増えているんですよ。20立方でも57.2％から58.1％へと増えているんですよ。だから、節水意識じゃないんじゃないかなと。

かといって、91から151以上ですか、それを見ると、13ミリの人のところが2.1％から1.9％に減っている。要するに大口が減っている。小口は増えている。これ、20立方でも同じです。90立方以上の人が2.9％から2.7％に減っている。だから、大口の人が節水意識が高くて、小口の人は、それで、しかも76％、13ミリでは77％の人が使用しているところが、水道使用量が29年から30年にかかったら多くなってきているんだと。

だから、節水というのは、どこを言って節水と言っているのかなと思っているんですけれども、

ちょっとわからないなという感じがするんです。この資料によりますとですよ。その辺のところを、もう一度おっしゃっていただければありがたいなと思っております。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

まず、使用量のほうからちょっとお答えさせていただきますが、山下議員のお持ちになっているその資料なんですが、まだ平成30年度の決算は出ていないんですけれども、どちらの資料かちょっとわからないんですが……

〔発言する人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時４０分

**○委員長（九山妙子君）**　再開いたします。

**○委員（山下秋夫君）**　今、途中だということなので、途中計算ということは……

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員、ちょっと確認をさせていただきます。

今の資料で今、担当課と話していただきましたけれども、ちょっと整理して、それでこの決算のほうにつながるものでしたら、それを確認して言ってください。

**○委員（山下秋夫君）**　はい。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　29年度はこれ決算の中でだからです。30年度については、この下の口径別契約件数で、30年１月１日からということで、までということになっていると思うんですけれども、まだこれは最終的なあれじゃないんだということで了解をいたしました。

ただ、増えるということでは間違いないと思うんですよね、30年と同じで。ですから、私の計算では、やっぱり全体、この資料の中によると、使用量が低いところは余り節水はしていない、高いところが節水しているということは、私は間違いないんじゃないかなと思っております。

ぜひその辺のところは、やっぱり人口も増えているし、なかなか子供さん小さいところもいます。節水したくてもできないというところもあります。ただ、大口利用者はやっぱり節水の可能性はありますよね。いろんな事業をやっていて、どこでも減らしていかなくちゃいけないと、そういう点ではやっぱり大口利用者が節水しているんだなという感じはします。

そういうことで、情勢というか現実はなっているんじゃないかなと私は思っております。そういう中で、給水単価、給水料金、基本料金ですか、13ミリで宮代町は高いほうなんだということで、町のほうでも認めていると思います。

やっぱりそういう中で、町の人口のこれを見ましても、他市町村の給水水道料の比較を見ましても、宮代町は本当に２番目なんですよ、10立方で。1,436円となっておりますね、これでは。その次、一番高いところで1,674円となっております。隣町の杉戸町は、５立方計算で702円です。

やはりこのことを考えていると、やはり宮代町の、公平さを言うのであれば、使用した分を計算として出すのが筋じゃないかなと私は思っているんですけれども、その辺のところはどう思っておりますか。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。お答えします。

まず、水道料金なんですが、他市町との比較ということで、私が持っているデータの話をさせていただきますと、口径13ミリで10立米使用時の料金としては、宮代町が1,436円で、県内55団体ありまして、県平均が1,131円、安いほうから50番目、高いほうから６番目です。20立米使用時は、宮代町が2,872円で、県平均が2,466円で、安いほうから43番目、高いほうから13番目になります。

口径20ミリでは、10立米使用時は、宮代町は1,512円で、県平均が1,385円、安いほうから42番目、高いほうから14番目。20立米使用時は、宮代町が3,024円で、県平均が2,722円で、安いほうから45番目、高いほうから11番目となっております。

それで、基本水量の考え方なんですが、公衆衛生の向上とか生活環境の改善という観点から、この基本料金に通常衛生的に生活するに当たり必要な水量を付与しまして、全てのお客様に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいたものでございます。

このため、一般家庭の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されておりまして、この軽減分を大口の使用者様から水道料金を補っているような形をとっております。

基本料金は、水を全く使わない場合でも必要となる経費を負担してもらうものでありまして、基本料金を維持したまま基本水量ゼロとすることは、料金の今後の値上げにもつながります。それで、基本料金を減額した場合は、総収入を維持するために基本水量を上回っている世帯の多い子育て世代などの負担を求める必要が今後出てくることも考えられますので、基本水量ゼロとなるのは、今後慎重にならざるを得ないなと考えております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　基本料金、維持管理ということで、そういうことも含まれている、それはわかるんですよ、基本料金はかかるということは。

ただ、使用料としてはどうなのかということを聞いているんですよ。使わない人も使った人も使用料が、応じてやるのが公平さじゃないかと。大口にしろ、小口にしろ。それで、この13ミリになると、76％の人が20立方以内なんですよ、この資料を見ると。だから、ほとんど使用していない人が高い水道料金を払っているんだと私は感じているんですよ。

公平さを言うんだったら、本当に、基本料金は別ですよ、あくまでも、これはかかりますから。だから、ほかの町では０立方でも幾らだということでなっているんですよ。幸手市は０立方でも648円払っていますよ。

それは基本料金のことはわかるんですよ。使用料のことを言っているんです、私は。高いんじゃないのと、使った分だけやるのが公平さじゃないのと。それだけなんですよ。その１点だけなんですよ。

以上です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

基本料金のことは納得していただいているということなんですが、水道事業というのは、お客様が蛇口をひねればいつでも水が使えるように、１日も休むことなく、昼夜問わず施設が稼働しているわけでございます。安心・安全な飲料水をつくるためには、浄水場や配水場などの施設の維持修繕費や水をきれいにするための薬代、あと施設の電気代とか管理費、あと検針とか料金徴収にかかる人件費等がかかっています。

これらの経費のうち、水を全く使用しなくても、水道メーターの検針や料金収納などにかかる必要

な経費、メーター設置費、水道施設の維持管理費をもとに水道管の口径別に基本料金というものを定めさせているところでもございます。

先ほども申し上げましたが、使用料が高いと、これ以上下げることは、現段階ではちょっとうちのほうは考えておりません。

というのは、先ほども申しましたが、これから施設の改修費に莫大な費用がかかってきます。使用料をこの段階で下げたとしても、いずれまた上げなくてはならない。そのギャップを、下げた分また今の通常の使用料より上げなきゃならないときが必ず来てしまう。それがもう目に見えていますので、今後の事業においても、不足する分は借金をして、起債を借りて行う予定でございますので、財源が不足するということからも、この使用料を下げることは考えておりません。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　この資料を見ますと、宮代町の給水原価、29年度ですね、30年度は出ていませんので、29年度でいいますと、165.6円、県平均が152.7円、県内の類似団体では163円ですね。供給単価になりますと、平成29年度では、宮代町は185.4円、県平均では163.3円、県内の類似団体では168.6円。

これを見ても、やっぱり宮代町は20円近く高いんじゃないですか。設備投資はかかるというのは、どこの市町村へ行ってもかかるわけですよ。宮代町は特別に高いんですか、設備投資が。

これ当然、設備投資はかかんなくちゃ、最初に、私も莫大な金がかかるということは言ってあります。ただ、ほかの団体から比べたら高いんじゃないかと。ですから、せめて少なくても、基本料金はわかりますよ、使用料で計算したらどうなんですかということを言っているわけですよ。私の言っているのわかりますよね。

基本料金は、これは当然設備投資だとかいろんなことでかかりますから、それは当然ですよ。これは私もそう思っていますよ、基本料金を取るというのは。だけれども、やっぱり使った分、10立方しか使わなかったら10立方分、５立方しか使わなかったら５立方分を取るべきじゃ、宮代町は10立方で基本計算になっています。このことについてだけですよ。

以上です。お答えください。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

基本料金は、先ほどもご説明しましたが、新しいものをつくるためにいただいているお金ではないんです。今お配りしている水を安心・安全な水を供給するためのお金ということで、今後の改修費とかそういうものに充てているお金ではございません。

その改修費に当たっては、この基本料金のほかの従量料金になってきますけれども、そちらのほうの収益とかに充てているような状況で、考え方的にはそのような考えでございます。

先ほどから同じような回答の繰り返しになってしまいますが、ほかの団体、宮代町より安い団体の中でも、逆ざやになっている団体もかなりあるんですね。今後の経営がどうなるのか、よその市町なのであれなんですけれども、やがて料金を上げてくると思うんですよ、そういう団体が。

ですので、当町は、現行の料金のまま今後も。その水道ビジョンですと、今の体制で向こう10年ぐらいは水道料金を上げずにいけるんじゃないかなというような見方も出ておりますので、それを維持していくよう今後も努力していきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　これ以上言ってもらちがあかないと思うんですけれども、予算も言いました、先ほど予算も平成30年度の予算では8,320万の純利益の予算。しかし、結果とすると１億1,760万円の利益が出た。

そういうことで、町民の私の聞いている範囲ですよ。宮代町は高いんだと。宮代町もそれは認めてみえます。ただ、ですから、中でも使用した分だけ、基本料金は仕方ない。これは設備投資だとかいろんなところで取られるんだけれども、使った分だけにしてもらえないかということを私はよく聞くんですよ。

そこら辺の考えで質問しているわけなんですけれども、これは本当、ほかでまた質問したいと思いますので、ぜひその辺のところも考え、今後の水道の事業に生かしていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

今、前段の山下委員の水道使用量ですよね、これは私というか、皆さんも議会懇談会で、この場で町民から私も聞いていますし、町民の声だということで私も言っておきたいと思います。それ以上の答弁が出ませんので。しかも、他市町のことについても言及していますので、それについては聞きませんが、これは町民の声だということで、とりあえず聞いていただきたいと思います。

それから、先ほど来から、水道管や施設の老朽化が進む中で、更新時期を集中しないように平準化するということで、来年度から起債もというような先ほど答弁もありましたが、これはどれぐらいの起債を起こしていくのか。その点、お尋ねしたいと思います。その１点です。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

工事費が約４億ですね、４億4,000万、４億円を見込んでございますので、起債はその約半分で２億円ぐらいを予定しております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　ありがとうございます。丸藤でございます。

これは、ずっと続くんでしょうか。営業的に利益は生じていても、現金が減少しているということで、更新費用ですね、発生しているということからなんでしょうけれども、これは、そうしますとずっと続くんでしょうか。その辺の計画についてもお尋ねします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。お答えいたします。

今後10年の計画を新水道ビジョンで、50年の計画を立てておるんですが、そのとりあえずの10年ということで、大体の予算というんですか、目安となるものを組んでおります。その中で、先ほどお答えしましたが、来年度は２億の起債で、令和３年度も同じぐらいの起債で、それ以降は徐々に少なくして、約半分ぐらいにしていく予定で計画は立てております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

10年のスパンということなんですけれども、初年度、２年度が２億円の起債というと、ずっと続く、10年のスパンということですので、10年のス

パンでどれぐらいの起債を起こすのかということでお尋ねします。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田です。お答えします。

とりあえず10年ということで、10億5,500万でございます。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　丸藤委員。

**○委員（丸藤栄一君）**　丸藤でございます。

これは、水道管や施設の老朽化ということなんですけれども、主に水道管ですか、施設としては何か予定されているんでしょうか。その点だけ。

**○委員長（九山妙子君）**　上下水道室長。

**○上下水道室長（成田雅彦君）**　上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

これ、水道管もそうなんですけれども、あと耐震化に向けて施設のほうも行っていきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員長（九山妙子君）**　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（・九山妙子君）**　なければ、以上で質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

**○委員（山下秋夫君）**　本会議で意思表示したいと思います。

**○委員長（九山妙子君）**　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第56号　平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**○委員長（九山妙子君）**　起立多数であります。

よって、議案第56号　平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定されました。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

**◎閉会の宣告**

**○委員長（九山妙子君）**　以上をもちまして、本委員会に付託された決算の審査は全部終了いたしました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、全ての決算の認定について、私にご一任願いたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○委員長（九山妙子君）**　これにて決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時０３分